



令和4年版

男女共同参画白書



令和4年版

男女共同参画白書



内閣府

男女共同参画白書の刊行に当たって



内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

野田 聖子

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々、とりわけ女性の生活に大きな影響を及ぼしました。我が国では、女性の就業者数が大幅に減少し、雇用や生活面で大変厳しい状況にあります。また、DVの相談件数も、女性の自殺者数も増加しました。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国のジェンダー平等の著しい遅れを改めて浮き彫りにし、またその重要性が、改めて強く意識されるようになりました。今ほど、ジェンダー平等の達成が求められる時代はありません。

ジェンダー平等は、日本国政府の重要かつ確固たる方針です。世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（2021年）において、我が国は156か国中120位と先進国最下位、特に政治分野と経済分野における値が低くなっています。また、世論調査において、日本の社会全体として、「男女の地位は平等か」という問いに対して、「平等」と答えた人の割合は21%に過ぎません。諸外国もジェンダー平等に向かって走り続けている中、我が国も異次元のスピードで取組を進めていく必要があります。

この数十年間で、女性を取り巻く環境は急速に変わりました。人生100年時代を迎え、日本の女性の半分以上は90歳まで生きています。離婚件数は結婚件数の3分の1となりました。男性が働き、女性が家庭を守るというかつての家族像はもはや標準ではなく、女性の人生と家族の姿が多様化しています。そうした社会の変容も念頭に置きながら、迅速に対応する必要があります。政治、経済、社会などのあらゆる分野において、女性と男性が共に意思決定過程に参画をすること、また、多様性を受け入れる社会を作り、多くの国民が「この社会は平等だ」と感じられるような、社会の変革が必要です。

今回の白書では、このような問題意識の下、「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」を特集テーマとしました。この中では、家族の姿の変化と人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況について、各種統計データ及び内閣府で実施した意識調査等を中心に整理した上で、実態と乖離した制度・慣行、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題に起因する課題を明らかにしました。さらに、人生100年時代における男女共同参画の課題として、女性の経済的自立を可能とする環境の整備、女性の早期からのキャリア教育及び柔軟な働き方を浸透させることの重要性等を指摘しています。

この白書が、国民の皆様幅広く参照され、我が国の男女共同参画の取組と理解を着実に進めるとともに、人生100年時代を見据えて、幅広い分野で既存の制度や慣行を点検し、見直していくための議論を深める材料になることを願っております。

令和4年6月



国際女性の日

令和4年3月8日、「国際女性の日」に寄せて、総理大臣として史上初めて岸田文雄内閣総理大臣からメッセージを発出し、「女性の経済的自立」を政府の目玉政策である「新しい資本主義」の中核と位置付け、打てる手を全て打つ旨の決意を述べた。また、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からもメッセージを発出し、ジェンダー平等社会の実現に向けた日本の取組についての説明と、更なる取組への決意を述べた。

(令和4年3月8日)



男女共同参画会議

令和3年11月29日、岸田内閣発足後初の開催となる男女共同参画会議において、令和4年度の「女性版骨太の方針」の策定に向けて、基本となる4つの柱立て（①女性の経済的な自立、②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、③男性の家庭・地域社会における活躍、④女性の登用目標達成）を決定した。

令和4年4月26日、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を3年間集中的に推進する「女性デジタル人材育成プラン」を決定した。また、「女性版骨太の方針」の策定に向けて、盛り込むべき具体策について議論を行った。

(令和3年11月29日ほか)



計画実行・監視専門調査会

男女共同参画会議の下に、より具体的な議論を行うための民間有識者からなる「計画実行・監視専門調査会」を設置した。第5次男女共同参画基本計画の実行状況の監視を行うとともに、「女性版骨太の方針」の策定に向けて、各府省の局長・審議官出席のもと議論を行った。

(令和3年5月12日～)



女性に対する暴力に関する専門調査会

女性に対する暴力に関する専門調査会の下に、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（WG）を立ち上げ、令和3年度において9回にわたり開催した。同WGにおいて、同法の見直しに向けた法制面及び実務面から検討を行い、中間報告を取りまとめ、令和3年12月に同専門調査会に報告した。

(令和3年5月11日～)



人生100年時代の結婚と家族に関する研究会

有識者を構成員とする同研究会において、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、データを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、女性の人生と家族形態の変化・多様化などについて様々な角度から議論を行った（計11回開催）。

（令和3年5月18日～）



駐日女性大使との懇談会

丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、日本の男女共同参画の取組について各国に説明するとともに、各国の大使・臨時代理大使からそれぞれの国における男女共同参画の現状や取組について御紹介いただき、意見交換を行った。

（令和3年6月23日）



男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

男女共同参画週間の中央行事として、『「いま」を生きるみんなで築いていく 男女共同参画社会とは？』をテーマに全国会議を開催した。女性のリーダーシップ、若い世代から見た男女共同参画などの議論により、様々な世代の連携の重要性を確認した。

（令和3年6月29日ほか）



G20女性活躍担当大臣会合

G20において初の女性活躍担当大臣会合がイタリアのサンタ・マルゲリータ・リグレにおいて開催され、STEM分野への女性の参画、女性の経済的自立の課題や取組について議論を行った。丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からは、日本の取組や官民連携の重要性について発言した。また、会合において、G20の枠組みにおいて、女性活躍に関する閣僚会合を継続的に実施することの重要性について合意した。

（令和3年8月26日）

写真で見る男女共同参画の動き



男女共同参画推進連携会議

有識者及び業界団体等の代表からなる男女共同参画推進連携会議において、全体会議や、有識者議員により構成される企画委員会、一般市民を対象とした会合を開催し、男女共同参画に関する施策について周知及び意見交換を行った。また、経済分野における女性活躍推進や若年層に対する啓発等をテーマとしたチーム活動が行われ、若年層向け副教材の作成等実践的な活動を行った。
(令和3年11月9日ほか)



パープル・ライトアップ

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップを実施した。初めて全国47都道府県が参加し、迎賓館赤坂離宮を始めとする全国のランドマークやタワー等、過去最高の342か所で実施した。

(令和3年11月12日～25日)



DV対策抜本強化局長級会議

令和4年1月、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とするDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げた。配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策の抜本強化を図るため、被害者の生活再建に係る手続の見直し等について検討を開始した。

(令和4年1月31日～)



駐日米国大使館主催の全米女性史月間記念レセプション

各国の駐日女性大使や女性外交官が参集したレセプションの場において、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、「困難に直面している女性を誰一人取り残さない」という強い思いを持ってジェンダー平等を達成するため、日本政府を挙げて取り組むとの方針を示すとともに、国際連携の更なる強化の必要性等を述べたスピーチを行い、各国の参加者から理解を得た。(写真は駐日女性大使等)

(令和4年3月30日)



政治分野におけるハラスメント防止のための取組

政府における初の取組として、地方議会議員から収集した1,324の実例を基に、各議会等でハラスメント防止のための研修を実施する際に活用できる動画教材を作成し、各議会等に対し情報提供等を行うとともに、男女共同参画局の公式YouTubeに掲載した。

(令和4年4月)



世界で羽ばたく女性日本大使・総領事オンライン車座対話

森まさこ内閣総理大臣補佐官は、女性日本大使・総領事オンライン車座対話を開催し、日本政府の代表として勤務する女性大使・総領事を増やしていくことの日本外交上の意義等について述べた。また、世界各国で活躍する女性日本大使・総領事らと、各国間の女性交流の重要性や、女性行政官育成の必要性等について意見を交わした。

(令和4年4月26日)



ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ

トランスジェンダー等への配慮を理由として、近年、性別欄を廃止するという動きが見られるところであり、ジェンダー統計の観点からは、男女別データが取得できなくなることについての懸念が生じている。

ジェンダー統計の観点から、各種統計調査等における多様な性への配慮についての現状を把握し、課題を検討するために、男女共同参画会議の下に設置されている「計画実行・監視専門調査会」の下に、「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」を新たに開催した。

(令和4年5月9日～)

目次

1 令和3年度男女共同参画社会の形成の状況

特集	人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～	3
第1節	家族の姿の変化・人生の多様化	8
第2節	結婚と家族を取り巻く状況	48
第3節	人生100年時代における男女共同参画の課題	96
I	あらゆる分野における女性の参画拡大	
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	109
第1節	政治分野	109
第2節	司法分野	113
第3節	行政分野	114
第4節	経済分野	121
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	125
第1節	就業	125
第2節	仕事と生活の調和	133
第3分野	地域における男女共同参画の推進	139
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進	143
II	安全・安心な暮らしの実現	
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	149
第1節	配偶者暴力	149
第2節	性犯罪・性暴力	154
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	158
第7分野	生涯を通じた健康支援	161
第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	167
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	169
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	171
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	176

2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部 令和3年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

I	あらゆる分野における女性の参画拡大	
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	185
第1節	政治分野	185
第2節	司法分野	186
第3節	行政分野	186
第4節	経済分野	190
第5節	専門・技術職、各種団体等	192
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	192
第1節	ワーク・ライフ・バランス等の実現	192
第2節	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	194
第3節	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正	195
第4節	非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援	196

第5節	再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援	198
第3分野	地域における男女共同参画の推進	199
第1節	地方創生のために重要な女性の活躍推進	199
第2節	農林水産業における男女共同参画の推進	201
第3節	地域活動における男女共同参画の推進	202
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進	203
第1節	科学技術・学術分野における女性の参画拡大	203
第2節	男女共同参画と性差の視点の踏まえた研究の促進	204
第3節	男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備	204
第4節	女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	205
Ⅱ	安全・安心な暮らしの実現	
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	206
第1節	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり	206
第2節	性犯罪・性暴力への対策の推進	208
第3節	子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	211
第4節	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	213
第5節	ストーカー事案への対策の推進	215
第6節	セクシュアルハラスメント防止対策の推進	216
第7節	人身取引対策の推進	217
第8節	インターネット上の女性に対する暴力等への対応	217
第9節	売買春への対策の推進	218
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	219
第1節	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	219
第2節	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	222
第7分野	生涯を通じた健康支援	225
第1節	生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	225
第2節	医療分野における女性の参画拡大	229
第3節	スポーツ分野における男女共同参画の推進	230
第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	231
第1節	国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化	231
第2節	地方公共団体の取組促進	231
第3節	国際的な防災協力における男女共同参画	233
第4節	男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進	233
Ⅲ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	234
第1節	男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	234
第2節	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	236
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	237
第1節	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	237
第2節	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	239
第3節	国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開	239
第4節	メディア分野等と連携した積極的な情報発信	240
第5節	メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化	240
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	241
第1節	持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調	241
第2節	G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応	243
第3節	ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮	243

IV 推進体制の整備・強化	
第1節 国内の推進体制の充実・強化	244
第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進	245
第3節 地方公共団体や民間団体等における取組の強化	247

第2部 令和4年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大	
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	251
第1節 政治分野	251
第2節 司法分野	252
第3節 行政分野	252
第4節 経済分野	255
第5節 専門・技術職、各種団体等	256
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	256
第1節 ワーク・ライフ・バランス等の実現	256
第2節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	258
第3節 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正	259
第4節 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援	260
第5節 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援	261
第3分野 地域における男女共同参画の推進	262
第1節 地方創生のために重要な女性の活躍推進	262
第2節 農林水産業における男女共同参画の推進	265
第3節 地域活動における男女共同参画の推進	266
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	266
第1節 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	266
第2節 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進	267
第3節 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備	267
第4節 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	268
II 安全・安心な暮らしの実現	
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	268
第1節 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり	268
第2節 性犯罪・性暴力への対策の推進	270
第3節 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	272
第4節 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	273
第5節 ストーカー事案への対策の推進	275
第6節 セクシュアルハラスメント防止対策の推進	276
第7節 人身取引対策の推進	276
第8節 インターネット上の女性に対する暴力等への対応	277
第9節 売買春への対策の推進	277
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	278
第1節 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	278
第2節 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	280
第7分野 生涯を通じた健康支援	283
第1節 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	283
第2節 医療分野における女性の参画拡大	286
第3節 スポーツ分野における男女共同参画の推進	287
第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進	287
第1節 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化	287

第2節	地方公共団体の取組促進	288
第3節	国際的な防災協力における男女共同参画	289
第4節	男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進	289
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	290
第1節	男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	290
第2節	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	292
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	293
第1節	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	293
第2節	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	294
第3節	国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開	295
第4節	メディア分野等と連携した積極的な情報発信	295
第5節	メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及び セクシュアルハラスメント対策の強化	295
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	296
第1節	持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調	296
第2節	G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応	296
第3節	ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的な リーダーシップの発揮	297
Ⅳ 推進体制の整備・強化		
第1節	国内の推進体制の充実・強化	297
第2節	男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進	298
第3節	地方公共団体や民間団体等における取組の強化	299
(資料)		
1	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）	301
2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	304
3	令和4年度男女共同参画基本計画関係予算	309
4	令和2年度男女共同参画基本計画関係予算の使用実績	314
5	第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向	317
6	第5次男女共同参画基本計画における参考指標の動向	322

〈図 表 目 次〉

1 令和3年度男女共同参画社会の形成の状況

特 集 人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～

特-1図	婚姻・離婚・再婚件数の年次推移	9
特-2図	夫妻の初婚―再婚の組合せ別再婚件数・割合（令和2（2020）年）	9
特-3図	配偶関係別の人口構成比（男女別）の変化	11
特-4図	50歳時の未婚割合	12
特-5図	家族の姿の変化	13
特-6図	世帯の家族類型別構成割合の推移	13
特-7図	共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）	18
特-8図	共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）	19
特-9図	夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）	20
特-10図	就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）	21
特-11図	所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）（平成29（2017）年）	22
特-12図	関連制度の変遷	23
特-13図	家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況	24
特-14図	夫の所得階級別の妻の有業率（平成29（2017）年）	25
特-15表	ひとり親世帯の状況	26
特-16図	母子世帯数及び父子世帯数の推移	26
特-17図	ひとり親世帯の世帯構成	27
特-18図	ひとり親世帯になった時の親の年齢	28
特-19図	ひとり親世帯になった時の末子の年齢	29
特-20図	全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布	30
特-21図	現在の暮らしの状況について	31
特-22図	単独世帯数（年齢階級別）	32
特-23図	世帯主が就業している世帯の所得分布（平成29（2017）年）	33
特-24図	女性有業者のうち単身者（未婚）の世帯所得分布（平成29（2017）年）	33
特-25図	孤独感	35
特-26図	近所の人とのつきあいの程度	37
特-27図	東京都区部における年齢階級別の孤独死数の推移	38
特-28図	年齢階級別自殺者数（要因が孤独感）	38
特-29図	家事・育児・介護参画に対する意識（性別、年齢別）	40
特-30図	夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（末子の年齢別）／共働き世帯（平成28（2016）年）	41
特-31図	男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）	42
特-32図	介護の担い手	43
特-33図	介護をしている者の有業率（男女別、年齢階級別）（平成29（2017）年）	43
特-34図	被虐待高齢者から見た虐待者の続柄	44
特-35図	現在の配偶者状況	49
特-36図	恋愛結婚・見合い結婚の割合推移	49
特-37図	これまでの恋人の人数	50
特-38図	これまでの恋人の人数・デートした人数	51
特-39図	今後の結婚願望（独身者）	53
特-40図	結婚したい理由	54
特-41図	積極的に結婚したいと思わない理由	55

特-42図	家族に関する意識（結婚・子供、家族）	57
特-43図	性別役割意識（男性は結婚して家庭をもって一人前だ）	58
特-44図	結婚相手に求める・求めたこと	59
特-45図	理想の子供数	62
特-46図	過去の離婚の経験	65
特-47図	別居時の年齢別離婚件数（令和2（2020）年）	66
特-48図	夫婦が親権を行う子の数別離婚件数の割合（令和2（2020）年）	66
特-49図	親が離婚した未成年の子	66
特-50図	離婚時の就業状況	67
特-51図	夫婦関係が破綻した原因	68
特-52図	離婚原因として身体的・精神的な暴力を挙げている人の割合	68
特-53図	今後離婚する可能性	69
特-54図	離婚の可能性（雇用形態別）	70
特-55図	既婚者の個人年収（年齢階級別）	72
特-56図	結婚相手に求めること（離婚の可能性ありとその他の比較）	73
特-57表	シングルマザーのターニングポイントにおける年齢	74
特-58図	シングルマザーの就業状況	75
特-59図	シングルマザーの最終学歴	76
特-60図	結婚後の収入（結婚前の理想と現実）	78
特-61図	第一子が生まれた後の収入（第一子が生まれる前の理想と現実）	80
特-62表	結婚後・第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方（理想と現実）	81
特-63図	結婚後の配偶者の働き方（理想）	82
特-64図	第一子が生まれた後の配偶者の働き方（理想）	83
特-65図	配偶者・恋人との年収の違い	84
特-66図	家族に関する意識（仕事・収入・家事）	85
特-67図	性別役割意識（性・年代別）	86
特-68図	年齢階級別個人年収	87
特-69図	個人年収（既婚者と独身者（居住形態別）の比較）	88
特-70図	貧困率（男女別、年齢階級別）（シングルマザー）	89
特-71図	現在の不安、将来の不安	90
特-72図	現在の不安（40～50代）	92
特-73図	男女間賃金格差の国際比較	99
特-74図	地方移住への関心（東京圏在住者）	99
特-75図	テレワーク実施頻度の変化	100
特-76図	家事・育児時間の変化	101

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1-1図	衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移	109
1-2図	参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移	110
1-3図	諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移	110
1-4図	統一地方選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移	111
1-5図	地方議会における女性議員の割合の推移	112
1-6図	司法分野における女性の割合の推移	113
1-7図	諸外国の裁判所裁判官に占める女性の割合（令和4（2022）年4月）	113
1-8図	国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移	114
1-9図	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移	115
1-10図	諸外国の国家公務員管理職に占める女性の割合（令和3（2021）年）	116
1-11図	地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移	116
1-12図	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の推移	117
1-13図	市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移	117
1-14図	国の審議会等における女性委員の割合の推移	118

1-15図	地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移	119
1-16図	独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合の推移	120
1-17図	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移	121
1-18図	諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合	122
1-19図	上場企業の役員に占める女性の人数及び割合の推移	122
1-20図	諸外国の役員に占める女性の割合（令和3（2021）年）	123
1-21図	女性役員がいない東証一部上場企業の数及び割合の推移	123
1-22図	起業家に占める女性の割合の推移	124

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

2-1図	女性就業者数の推移	125
2-2図	女性就業率の推移	125
2-3図	OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（令和2（2020）年）	126
2-4図	女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移	126
2-5図	主要国における女性の年齢階級別労働力率	127
2-6図	女性が職業を持つことに対する意識の変化	127
2-7図	正規雇用労働者と非正規雇用労働者数の推移（男女別）	128
2-8図	不本意非正規雇用労働者の状況（令和3（2021）年）	129
2-9図	女性の就業希望者の内訳（令和3（2021）年）	130
2-10図	女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）	130
2-11図	男女間所定内給与格差の推移	131
2-12図	男女間賃金格差の国際比較	132
2-13図	週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移	133
2-14図	年次有給休暇取得率の推移	134
2-15図	共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移	135
2-16図	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化	136
2-17図	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の現状（令和元（2019）年）	136
2-18図	子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴	137
2-19図	男性の育児休業取得率の推移	138

第3分野 地域における男女共同参画の推進

3-1図	市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移	139
3-2図	地域における10～20代の人口に対する転出超過数の割合	140
3-3図	自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移	140
3-4図	農林漁業就業者に占める女性の割合の推移	141
3-5図	農業委員会、農協、漁協、森林組合における女性の参画状況の推移	142

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

4-1図	大学（学部）及び大学院（修士課程、博士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別、令和3（2021）年度）	143
4-2図	大学等における専門分野別教員の女性の割合（令和元（2019）年度）	144
4-3図	大学の研究者の採用に占める女性の割合の推移（学部ごと）	144
4-4図	女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移	145
4-5図	研究者に占める女性の割合（国際比較）	146
4-6図	専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合（令和3（2021）年）	147
4-7図	専門分野別研究者数（令和3（2021）年）	147
4-8図	専門分野別に見た大学等入学者女性割合（国際比較）	148

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

5-1図	配偶者からの被害経験（令和2（2020）年度）	149
------	-------------------------	-----

5-2 図	DV相談者の年齢・相談内容	150
5-3 図	配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移	151
5-4 図	配偶者暴力相談支援センター数の推移	151
5-5 図	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移	152
5-6 図	DV相談件数の推移	152
5-7 図	配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移	153
5-8 図	無理やりに性交等された被害経験等（令和2（2020）年度）	154
5-9 図	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移	155
5-10 図	強制的性交等・強制わいせつ認知件数の推移	155
5-11 図	児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移	156
5-12 図	ストーカー事案の相談等件数の推移	156
5-13 図	人身取引事犯の検挙状況等の推移	157
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		
6-1 図	65歳以上の就業者数の推移	158
6-2 図	高齢者の貧困率（男女別）の国際比較	158
6-3 図	母子世帯数及び父子世帯数の推移	159
6-4 表	ひとり親世帯の状況	159
6-5 表	ひとり親世帯の貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））	160
第7分野 生涯を通じた健康支援		
7-1 図	平均寿命と健康寿命の推移	161
7-2 図	100歳以上の人口の推移	162
7-3 図	死亡数の推移	163
7-4 図	女性の年齢階級別がん罹患率（平成30（2018）年）	164
7-5 図	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の推移	164
7-6 図	年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移	165
7-7 図	25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	166
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		
8-1 図	地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移	167
8-2 図	消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移	168
8-3 図	消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移	168
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		
9-1 図	就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）	169
9-2 図	民間における家族手当制度がある事業所の割合	169
9-3 図	保育の申込者数、待機児童数の状況	170
9-4 図	放課後児童クラブの登録児童数の状況	170
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		
10-1 図	日本の社会全体における男女の地位の平等感（令和元（2019）年）	171
10-2 図	学校種類別進学率の推移	172
10-3 図	社会人大学院入学者数及び女子学生の割合の推移	173
10-4 図	本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和3（2021）年度）	174
10-5 図	大学等の教員に占める女性割合（国際比較）（令和元（2019）年）	174
10-6 図	各種メディアにおける女性の割合の推移	175

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

11-1表	GGI、GIIの国際比較	176
11-2図	各分野におけるジェンダー・ギャップ指数	177
11-3図	日本のジェンダー・ギャップ指数の推移	177
11-4図	G7各国のGGIスコアの推移	178

1 令和3年度 男女共同参画社会の形成の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、男女ともに大きいですが、特に女性の就業や生活への影響は甚大である。飲食・宿泊業等をはじめ、女性の就業者が多いサービス業を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化したほか、女性の自殺者数が急増した。DV（配偶者暴力）相談件数の増加や、女性の貧困の問題等が可視化され、令和3年版「男女共同参画白書」で明らかにしたとおり、我が国において男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化した¹。こうした問題の背景には、ひとり親世帯や単独世帯の増加等、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっていることが指摘されている²。例えば、男女間の賃金格差を見ると、同じ正社員でも年齢とともに男女間の賃金格差が拡大する傾向があり、また、平均的に見ると、大卒女性の正社員の給与は高卒男性とほぼ同水準である。

他方、今や、女性の半数は90歳以上まで生きる。平均寿命は女性87.71歳、男性81.56歳であるが、死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳であり、100歳を超える人は、令和2（2020）年時点で女性69,757人、男性9,766人となっている。まさに人生100年時代といえる。

もはや昭和ではない。昭和の時代、多く見られたサラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居している夫婦と子供という3世代同居は減少し、単独世帯が男女全年齢層で増加している。人生100年時代、結婚せずに独身でいる人、結婚後、離婚する人、離婚後、再婚する人、結婚（法律婚）という形を取らずに家族を持つ人、親と暮らす人、配偶者や親を看取った後ひとり暮らしをする人等、様々であり、一人ひとりの人生も長い年月の中でさまざまな姿をたどっている。このように家族の姿は変化し、人生は多様化しており、こうした変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められている。

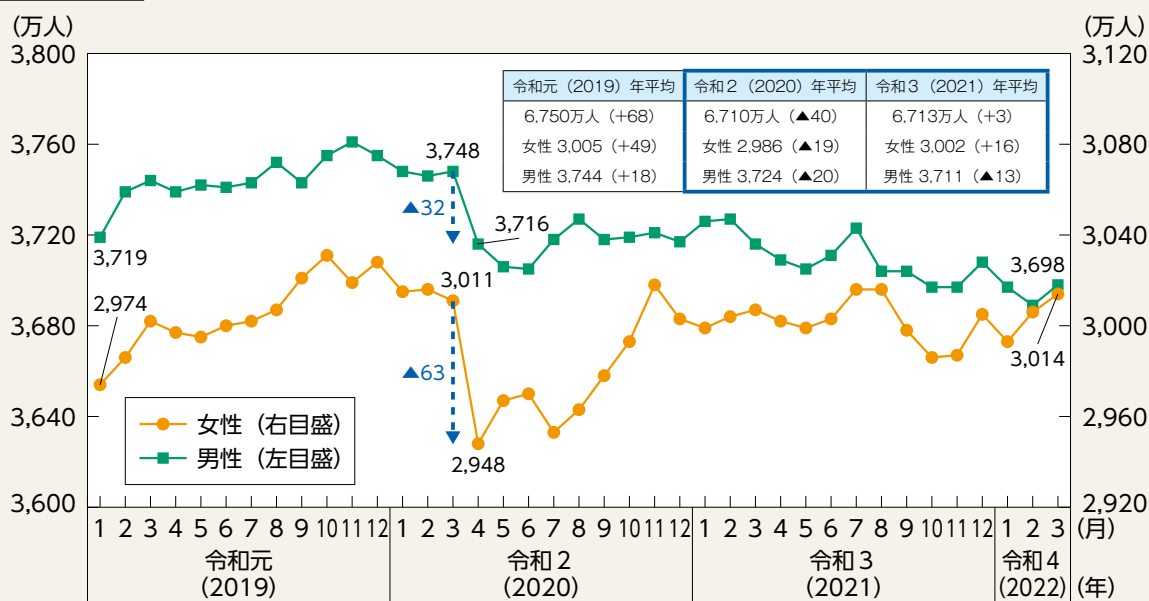
第1節、第2節では、家族の姿の変化と人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況について、政府統計を中心とした各種統計データ及び内閣府で実施した意識調査等を中心に整理した上で、実態とかけ離れた制度・慣行、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題に起因する課題を明らかにし、第3節で、人生100年時代における男女共同参画の課題について考察する。

¹ コロナ下の女性への影響については、令和3年版「男女共同参画白書 特集（コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来）」、内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」(<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>)で分析している。

² 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」にて指摘。

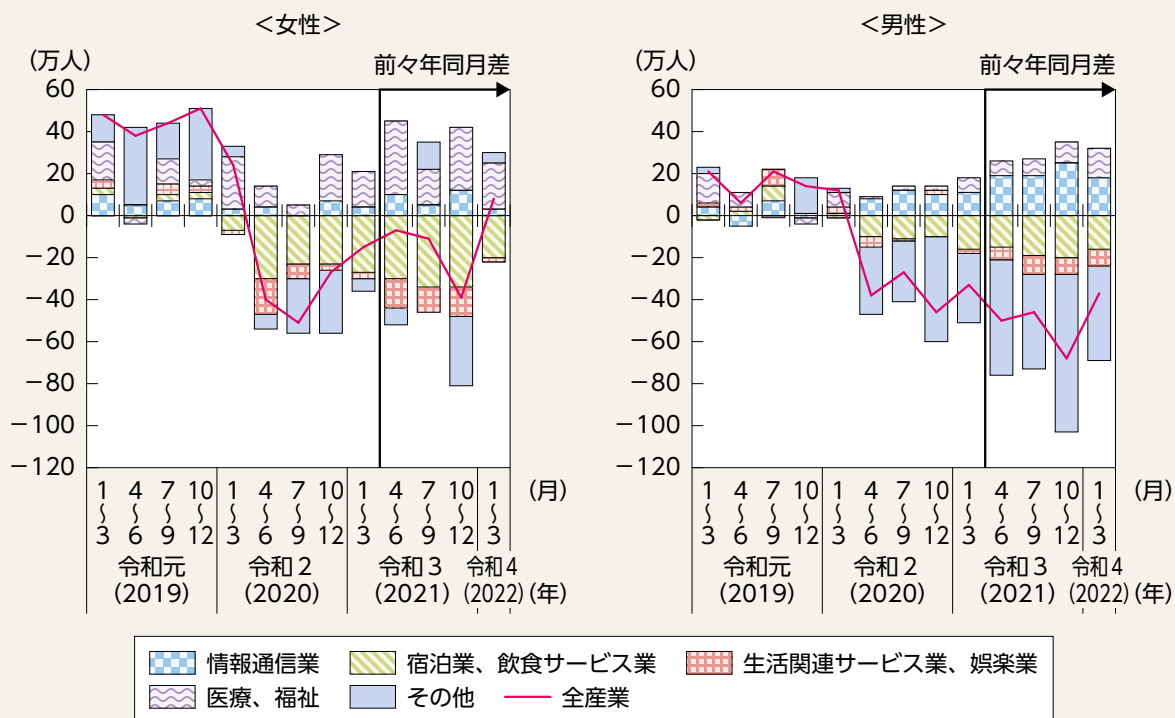
コロナ下の女性への影響

就業者数の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。原数値。

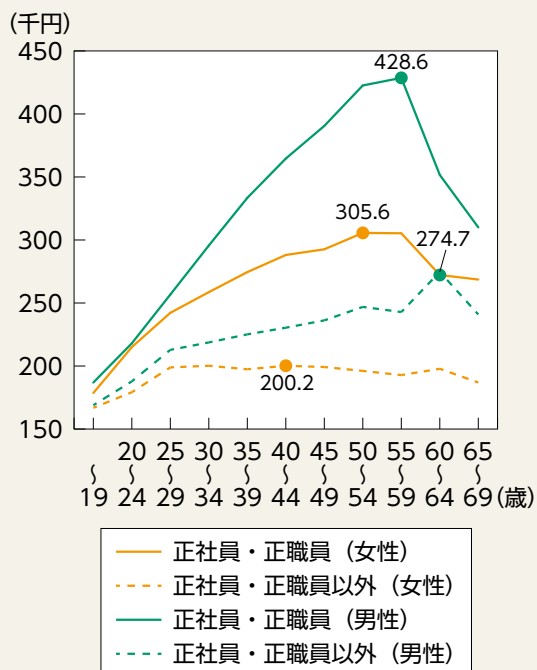
自殺者数の推移

令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年
20,169人	21,081人 (+912)	21,007人 (▲74)
女性 6,091	女性 7,026 (+935)	女性 7,068 (+42)
男性 14,078	男性 14,055 (▲23)	男性 13,939 (▲116)

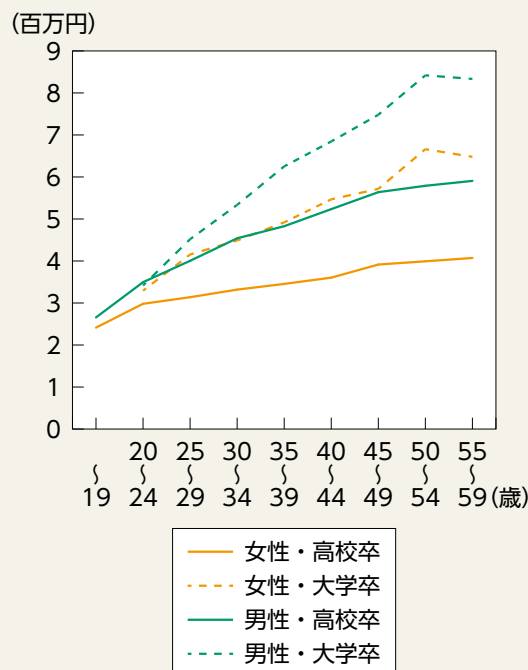
(備考) 警察庁ホームページ「自殺者数」より作成。確定値。

男女間賃金格差

<所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）>



<男女別・学歴別の年収（正社員・正職員）>



- (備考) 1. 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 男女別・学歴別の年収は、きまって支給する現金給与額と賞与其他特別給与額を年収換算した値を示した。

男女の寿命

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

- (備考) 1. 100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」より作成。
2. 「死亡年齢最頻値」は死亡者が最も多い年齢。

特集のポイント

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化

- 近年（平成27（2015）年～令和元（2019）年）は、婚姻件数は約60万件で推移。離婚件数は、約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。
- コロナ下の令和2（2020）年以降は、婚姻件数は、令和2（2020）年52.6万件、令和3（2021）年51.4万件（速報値）と、戦後、最も少なくなった。
- 昭和55（1980）年と令和2（2020）年の配偶関係別の人口構成比を見ると、この40年間で、男女ともに「未婚」と「離別」の割合が大幅に増加。
- 30歳時点の未婚割合は、令和2（2020）年時点で、女性は40.5%、男性は50.4%。
- 50歳時点で「未婚」「離別」「死別」により配偶者のいない人の割合は、令和2（2020）年時点では男女ともに約3割。
- 「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。
- 昭和55（1980）年から令和2（2020）年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1倍（うち未婚は2.3倍）、男性の単独世帯は2.6倍（うち未婚は1.7倍）に増加。
- 就業している単独世帯の女性と男性を比べると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高い。単独世帯もそれ以外の世帯も、女性の場合は200～299万円に分布が集中している。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況

- 「配偶者、恋人はいない（未婚）」との回答は、男女ともに、全世代で2割以上。特に20代の女性の約5割、男性の約7割が、「配偶者、恋人はいない（未婚）」と回答。
- 「配偶者（法律婚）がいる」と回答した人は、女性は20代で約2割、30代で約6割、40代以降で約7割。男性は20代で14%、30代で約5割、40代以降で6～8割。
- 20代の独身者では、女性の方が男性よりも「結婚意思あり」の割合が高いが、40代以降は、女性は割合が減る一方、男性の場合は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っている。
- 「結婚意思なし」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%。
- 積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性の場合、5割前後となっている項目は、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」。男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」など。男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」。
- 令和2（2020）年に、別居し離婚した人の別居を開始した年齢は、男女ともに30代が最も多く（女性32.5%、男性30.3%）、続いて40代（女性27.5%、男性28.8%）、20代（女性21.4%、男性15.8%）。
- 50代女性は19.4%、60代女性は18.4%、50代男性は13.3%、60代男性は12.9%が離婚経験がある。50～60代の現在独身の人に着目すると、女性は約半数が離婚経験があり、

男性は半数以上がこれまで一度も結婚していたことはない。

- 将来、「離婚可能性あり」と回答した人は、男女ともに約15%。
- 40～50代の男女について、既婚者と独身者（居住形態別）の個人年収を見てみると、独身女性で個人年収300万円未満（収入なし含む）なのは、「一人暮らし」が約5割、「親と同居」が約6割。独身男性では、「700万円台以上」の割合が既婚者と比較して低い。

第3節 人生100年時代における男女共同参画の課題

- 人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変。
- 今後、男女共同参画を進めるに当たっては、常にこのことを念頭におき、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要がある。
- 長い人生の中で経済的困窮に陥ることなく、尊厳と誇りをもって人生を送ることができるようにするために優先的に対応すべき事項。
 1. 女性の経済的自立を可能とする環境の整備
 2. 世帯単位から個人単位での保障・保護／無償ケア労働を担っている人への配慮
 3. 早期からの女性のキャリア教育
 4. 柔軟な働き方を浸透させ、働き方をコロナ前に戻さない
 5. 男性の人生も多様化していることを念頭においた政策

この節では、結婚と家族の現状について、婚姻関係の変化、家族の姿の変化から整理を行い、人生の多様化と課題について概観する。

1 結婚と家族の現状

(1) 婚姻関係の変化

(結婚・離婚・再婚件数の推移)

結婚・離婚・再婚件数の推移を見ると、第1次ベビーブーム世代³が20代前半の年齢を迎えた昭和45(1970)年は、婚姻件数は約100万件、離婚件数は約10万件だった。婚姻件数は、昭和47(1972)年にピーク⁴となった後は減少し、第2次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた平成7(1995)年～平成12(2000)年に再び一時的に増加⁵し、その後は減少傾向となり、近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、約60万件で推移していた。離婚件数は、戦後

最も少なかった昭和36(1961)年⁶以降変動しつつ増加傾向をたどり、近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、約20万件と、婚姻件数の約3分の1で推移していた。コロナ下の令和2(2020)年以降は、婚姻件数は、令和2(2020)年52.6万件、令和3(2021)年51.4万件(速報値)⁷と、戦後最も少なくなり、離婚件数は、令和2(2020)年19.3万件、令和3(2021)年18.8万件(速報値)⁷となっている(特-1図)。

全婚姻件数に占める再婚件数の割合は1970年代以降増大傾向にあり、令和2(2020)年の再婚件数は13.9万件と、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。再婚件数に占める夫妻の初婚—再婚の組み合わせ別割合を見てみると、令和2(2020)年は、夫再婚—妻再婚は5.2万件(37.3%)、夫再婚—妻初婚は5.0万件(36.3%)、夫初婚—妻再婚は3.7万件(26.4%)と、「夫妻とも再婚」が最も多い(特-2図)。

³ ベビーブームとは、赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22(1947)年から昭和24(1949)年、第2次ベビーブームは昭和46(1971)年から昭和49(1974)年である。第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている(内閣府「平成27年版少子化社会対策白書」)。

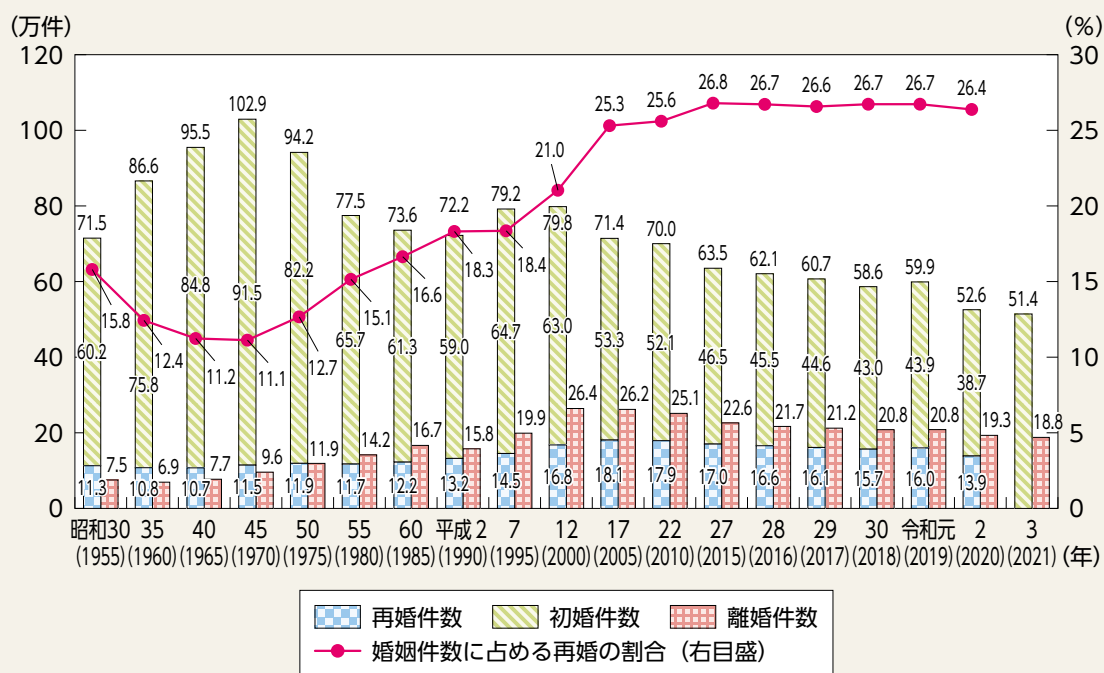
⁴ 昭和47(1972)年の婚姻件数は、109万9,984件(厚生労働省「人口動態統計」)。

⁵ 平成5(1993)年から平成13(2001)年は、おおむね79万件台で推移(厚生労働省「人口動態統計」)。

⁶ 昭和36(1961)年の離婚件数は、6万9,323件(厚生労働省「人口動態統計」)。

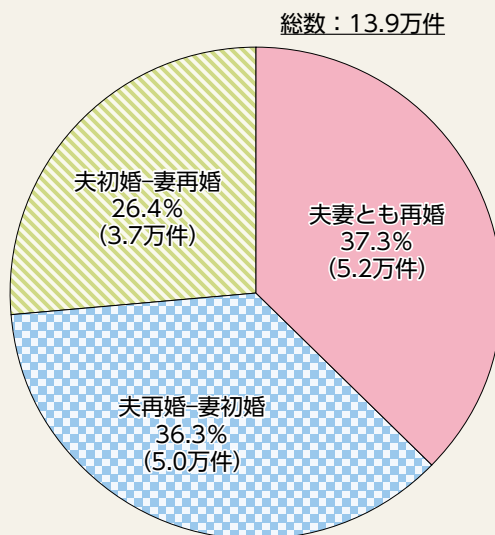
⁷ 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。

特-1図 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
 2. 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。令和3(2021)年の婚姻件数は、再婚件数と初婚件数の合計。

特-2図 夫妻の初婚—再婚の組合せ別再婚件数・割合 (令和2(2020)年)



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

(配偶関係別の人口構成比)

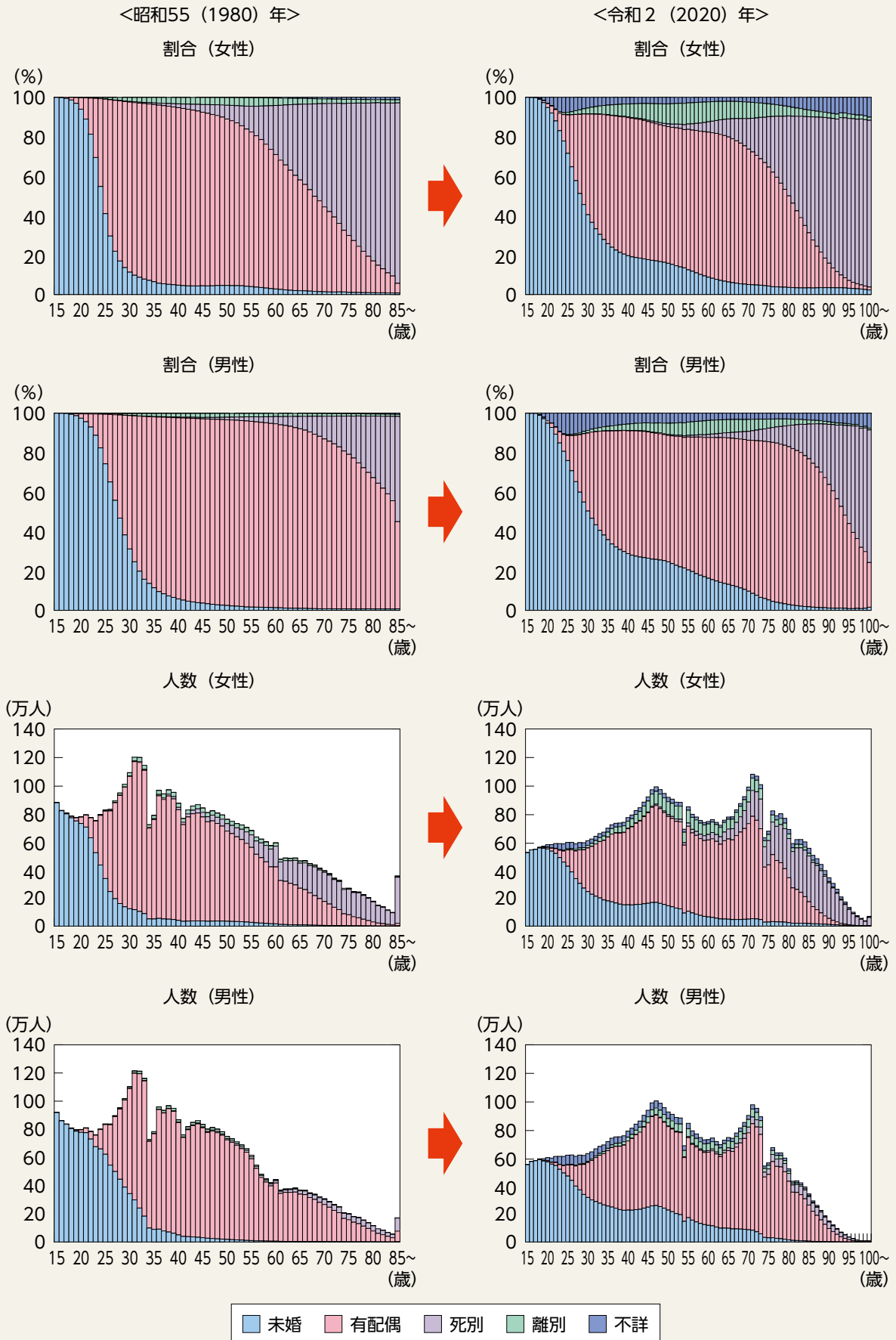
昭和55（1980）年と令和2（2020）年の配偶関係別の人口構成比を見ると、この40年間で、男女ともに「未婚」と「離別」の割合が大幅に増加している。30歳時点の未婚割合は、女性は11.3%（1980年）から40.5%（2020年）へ、男性は31.1%（1980年）から50.4%（2020年）にそれぞれ増加している。50歳時点で「未婚」「離別」「死別」により配偶者のいない人の割合は、昭和55（1980）年時点では、女性約2割、男性1割未満だったものの、令和2（2020）年には約3割となっている。この内訳を見ると、女性は、未婚15.8%、離別10.2%、死別1.4%、

男性は、未婚24.6%、離別5.7%、死別0.5%である（特-3図）。

50歳時の未婚割合⁸を見ると、昭和55（1980）年時点では、男女ともに非常に低く（女性4.45%、男性2.60%）、男性と比較して女性の方がやや高かった。しかし、平成2（1990）年以降、男性の50歳時の未婚割合が急上昇しており、女性を大きく上回り続けている。令和2（2020）年の50歳時の未婚割合は、女性は17.81%であり、50歳の女性の約6人に1人は結婚経験がない。男性は28.25%となり、50歳の男性の約4人に1人は結婚経験がない（特-4図）。

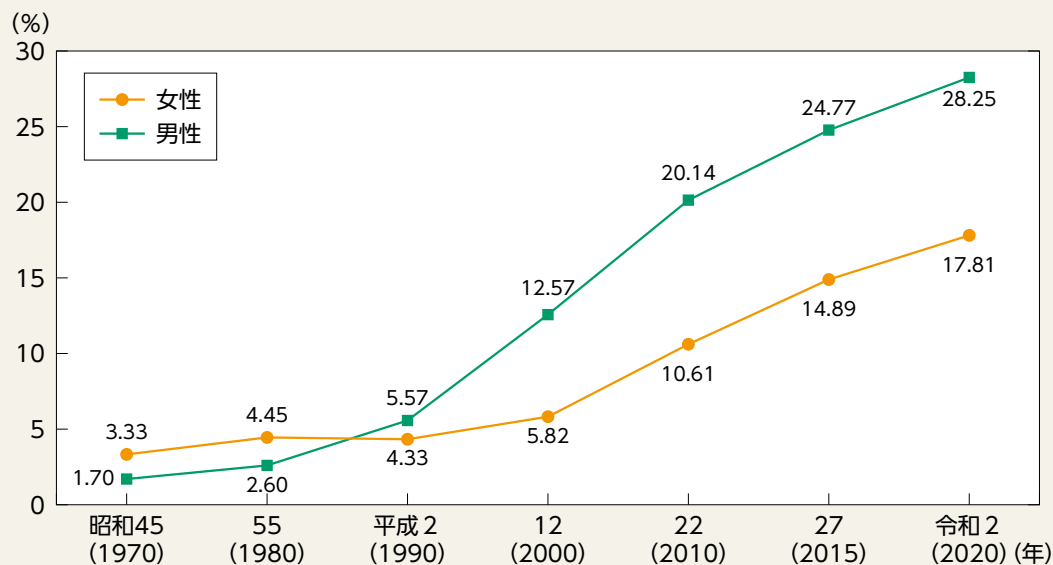
⁸ 45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。

特-3図 配偶関係別の人口構成比（男女別）の変化



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。

特-4図 50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。
 2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。
 3. 平成27(2015)年と令和2(2020)年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

(2) 家族の姿の変化

(世帯の家族類型別構成割合)

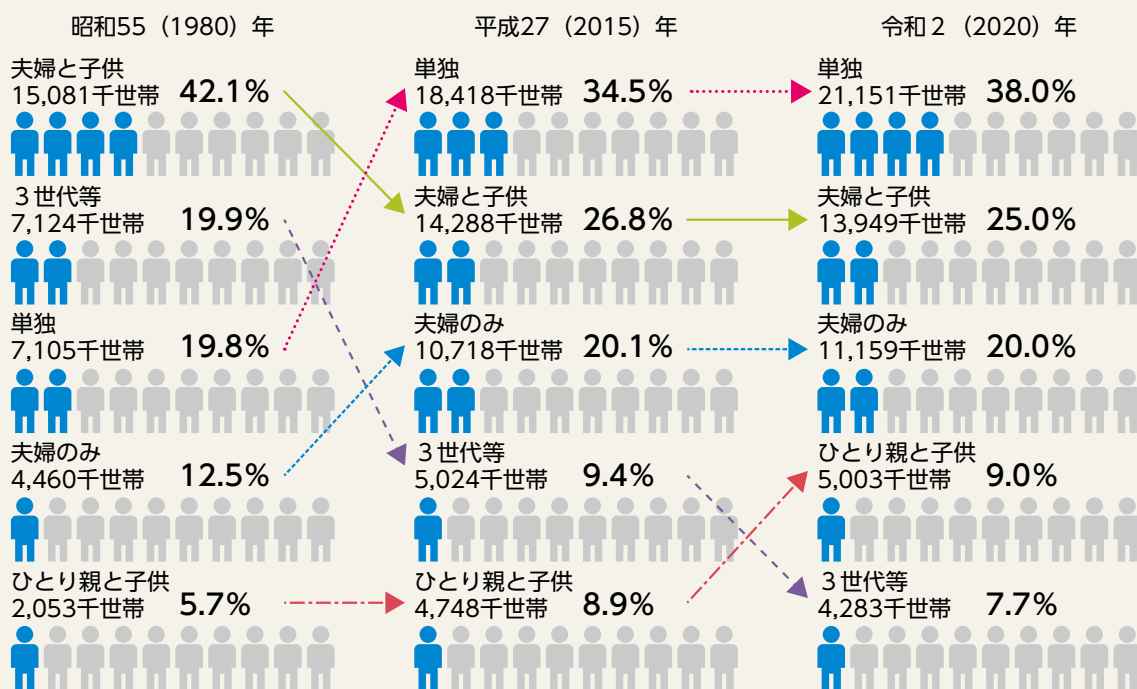
家族の姿の変化を見てみると、昭和55(1980)年時点では、全世帯の6割以上を「夫婦と子供(42.1%)」と「3世代等(19.9%)」の家族が占めていた。令和2(2020)年時点では、「夫婦と子供」世帯の割合は25.0%に、「3世代等」世帯の割合も7.7%に低下している一方で、「単独」世帯の割合が38.0%と、昭和55(1980)年時点の19.8%と比較して2倍近く増加している。また、子供のいる世帯が徐々に減少する⁹中、「ひとり親と子

供」世帯は増加し、令和2(2020)年に「3世代等」世帯の数を上回っている(特-5図)。

世帯の家族類型別構成割合の推移を見ると、「単独」世帯の割合は、平成27(2015)年に34.5%と全世帯の3分の1を超え、その後も上昇すると推計されている。昭和55(1980)年に42.1%と、4割を超えていた「夫婦と子供」の世帯は、平成27(2015)年は26.9%と、全世帯の約4分の1にまで減少し、その後も減少すると推計されている(特-6図)。

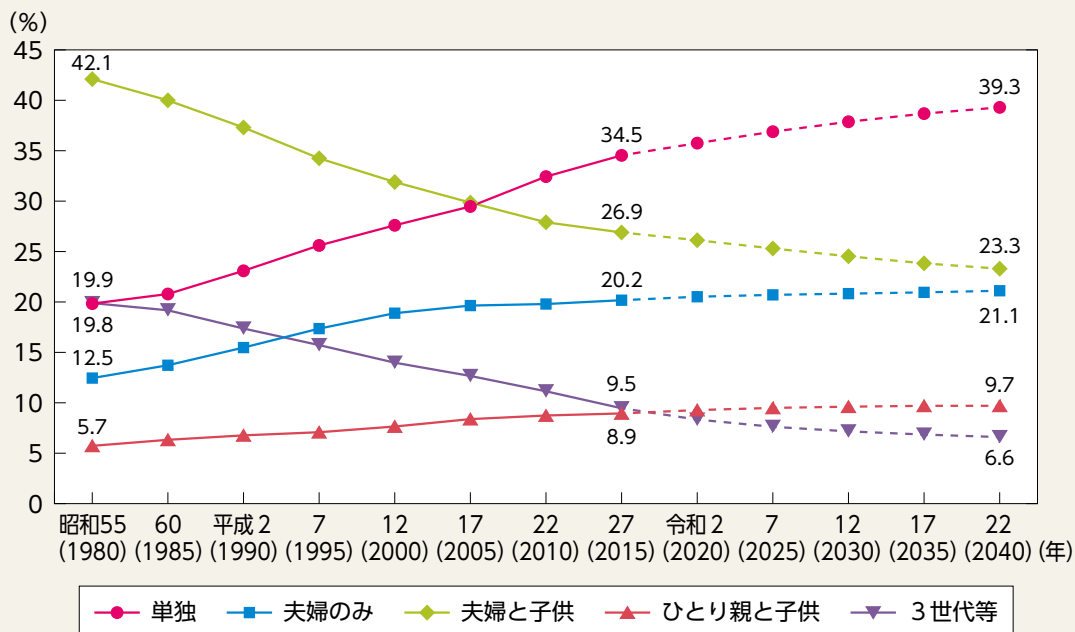
⁹ 児童(18歳未満の未婚の者)のいる世帯の推移を見ると、昭和61(1986)年17,364千世帯(全世帯に占める割合46.2%)、令和元(2019)年11,221千世帯(同21.7%)となっている(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。

特-5図 家族の姿の変化



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

特-6図 世帯の家族類型別構成割合の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」(2018 (平成30) 年推計) より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。
 4. 平成27 (2015) 年は家族類型不詳を案分した世帯数を基に割合を計算している。令和2 (2020) 年以降は推計値。

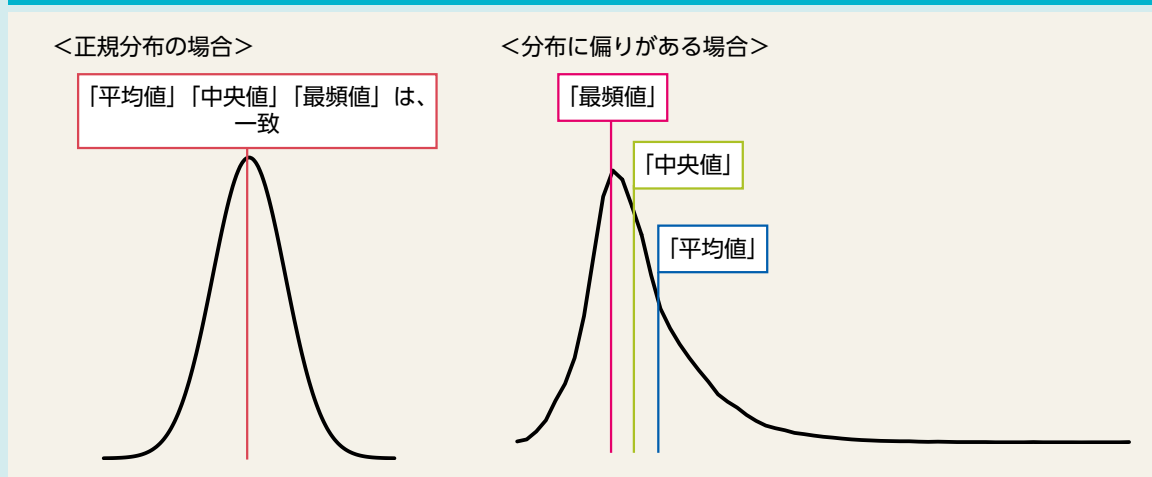
1

平均値と最頻値考察～「平均初婚年齢」と「初婚年齢の最頻値」の間には3歳から4歳の差～

統計学では、集団の中心的傾向を示す値は「代表値」と呼ばれ、「代表値」には、「平均値」「最頻値」「中央値」がある。「平均値 (average)」は、データの合計をデータの個数で割ったもので、「算術平均」ともいう。「最頻値 (mode)」は、その値が起こる頻度が最も高い値のことで、最頻値を求めるには、度数分布表¹を作成し、度数の最も多い値が「最頻値」となる。「中央値 (median)」は、データを値の小さいほうから順に並べたときにちょうど半分にデータを分ける値をいう。

3つの代表値の関係性を見てみると、データの分布が左右対称に近い山形（正規分布）になっていれば、「平均値」、「中央値」、「最頻値」は一致する（図1の左図）。一方、分布に偏りがある場合、「中央値」、「平均値」、「最頻値」はそれぞれ異なった値を取る（図1の右図）。

(図1) データの分布 (例)



一般的には、「平均値」を基準に物事を考える人は少なくない。しかしながら、上記の図のとおり、「平均値」は、大きな値や小さな値（外れ値）に引っ張られるという特徴があるため、必ずしも実際の姿を正確に表しているわけではないことには留意が必要である。

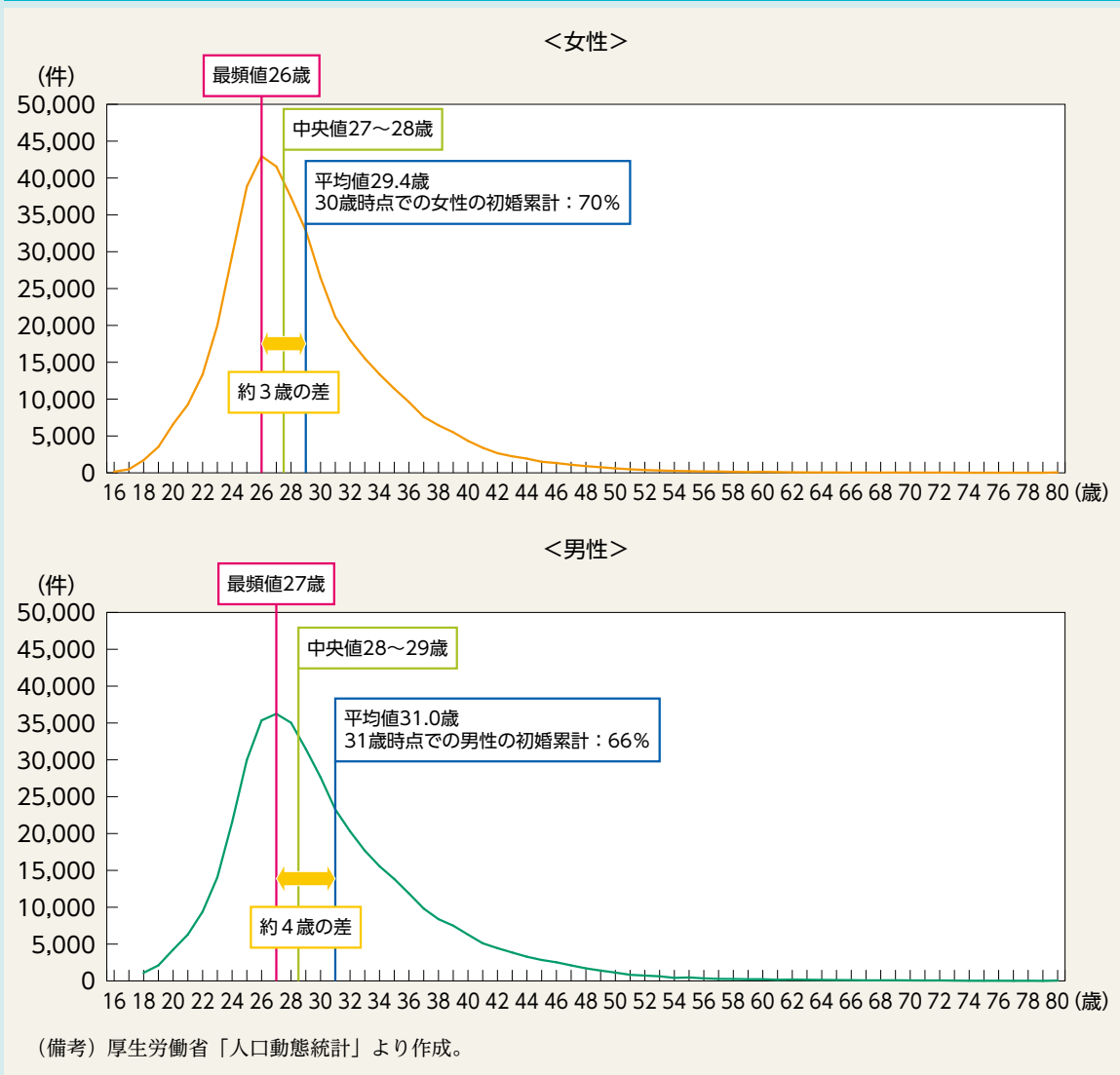
例えば、「令和2（2020）年の女性の初婚年齢の「平均値」は29.4歳であった」と聞くと、30歳前後で結婚した人が多かったように感じるが、実際に令和2（2020）年の女性の婚姻件数の年齢別の状況を見ると、婚姻が最も多かった年齢（初婚年齢の「最頻値」²は26歳であり、27歳以降は、年齢が上がるごとに婚姻件数が大きく減少している。男性についても同様の傾向が見られ、令和2（2020）年の初婚年齢の「平均値」は31.0歳、初婚年齢の「最頻値」は27歳であり、初婚年齢の「平均値」と、初婚年齢の「最頻値」の間に女性は約3歳、男性は約4歳の差があった。なお、初婚年齢の「平均値」と「最頻値」の間にかい離が生じた理由は、一部の中高齢者の結婚が「平均値」を大きく引き上げているためである。また、

1 データがどのように散らばっているかを示す表であり、値自身や値の階級に対して、その範囲にいくつデータがあるかの頻度（度数）を表したものをいう。

2 初婚のうち、婚姻件数が最も多かった年齢（厚生労働省「人口動態統計」）。

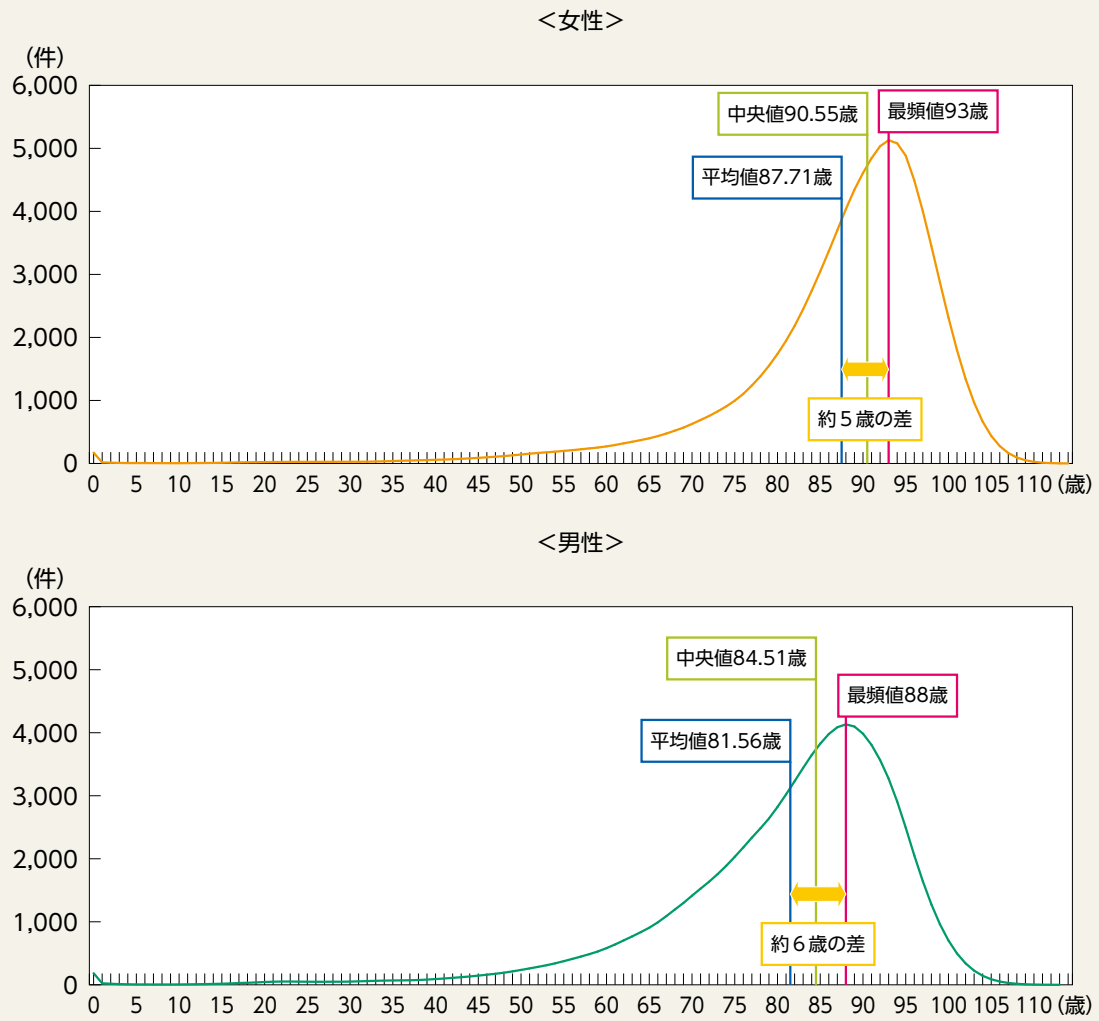
平均初婚年齢時点で、初婚の男女の7割近くが既に結婚している。

(図2) 年齢別初婚件数 (令和2 (2020) 年)



平均初婚年齢と同様に、「令和2 (2020) 年の平均寿命は女性87.71歳、男性81.56歳」という数字も、老後の生活設計を行う際のベンチマークとしてしばしば参照されている。しかし、令和2 (2020) 年に生命表上で死亡する人が最も多い年齢 (死亡年齢の「最頻値」) は、女性93歳、男性88歳であり、「平均値」と「最頻値」の間には、女性で約5歳、男性で約6歳の差がある。社会保障制度の設計や、政策立案を行う際には、人々のライフイベントに関する分布を考慮して、適切な統計データを把握することが必要不可欠である。

(図3) 年齢別死亡件数 (令和2 (2020) 年)



(備考) 厚生労働省「第23回生命表」より作成。

2 人生の多様化

昭和の時代（戦後）、女性の人生は、最終学歴卒業後、結婚するまで就業、もしくは就業せずに家事手伝いをし、結婚して専業主婦になる、または家族従業者として農業や家業に携わることが多く、昭和35（1960）年、50歳時点で結婚経験のある女性は約98%¹⁰であり、社会の制度・慣行は、多くの場合、これを前提としたものとなっていた。

現在は、結婚と家族の姿が変化・多様化する中で、女性の人生も多様化している。令和2（2020）年、50歳時点で有配偶の女性は69.3%であり、配偶者のいない人の内訳は、前述のとおり、未婚15.8%、離別10.2%、死別1.4%となっている。結婚せずに未婚のまま単身世帯となる女性、親と暮らしている女性、結婚後、離死別により、ひとり親もしくは単身世帯となる女性、離死別後、再婚し有配偶となる女性等、様々である。

男性の人生についても、最終学歴卒業後、雇用者として就業し、結婚後は、家庭のことは専業主婦の妻に任せ、仕事にまい進した昭和の時代、例えば、昭和55（1980）年は、50歳時点での有配偶の男性は94.1%だったが、令和2（2020）年は64.2%と変化してきている（特-3図再掲）。

(1) 専業主婦の減少

「雇用者の共働き世帯¹¹」数と「男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）¹²」数の推移を見てみると、「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向となっており、令和3（2021）年では、「雇用者の共働き世帯」は1,177万世帯、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は458万世帯となり、夫婦のいる世帯全体¹³の23.1%となっている（特-7図）。

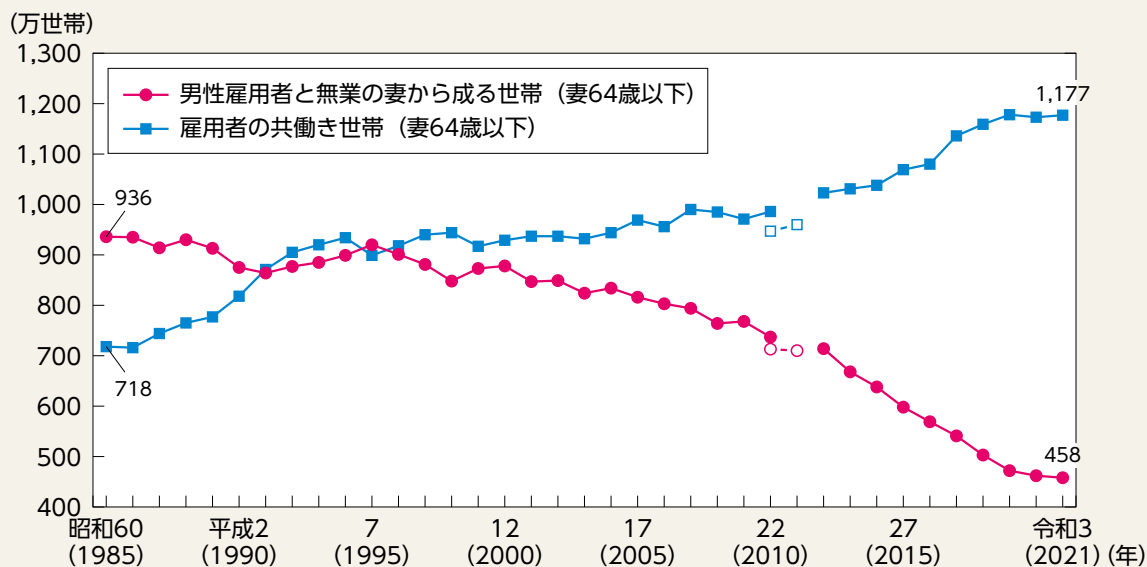
¹⁰ 45～49歳と50～54歳の未婚割合の平均（1.9%）から算出（総務省「国勢調査」）。

¹¹ 妻が64歳以下。

¹² 妻が64歳以下。

¹³ 夫婦のいる世帯全体（妻64歳以下）は、1,984万世帯（総務省「労働力調査」）。

特－7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「雇用者の共働き世帯」について、妻の働き方別に見ると、妻がフルタイム労働（週35時間以上就業）¹⁴の世帯数は、昭和60（1985）年以降、400～500万世帯と横ばいで推移しており、令和3（2021）年に486万世帯となっている一方、妻がパートタイム労働（週35時間未満就業）の世帯数は、昭和60（1985）年以降、約200万世帯から約700万世帯へ増加しており、令和3（2021）年に691万世帯となっている（特－8図）。

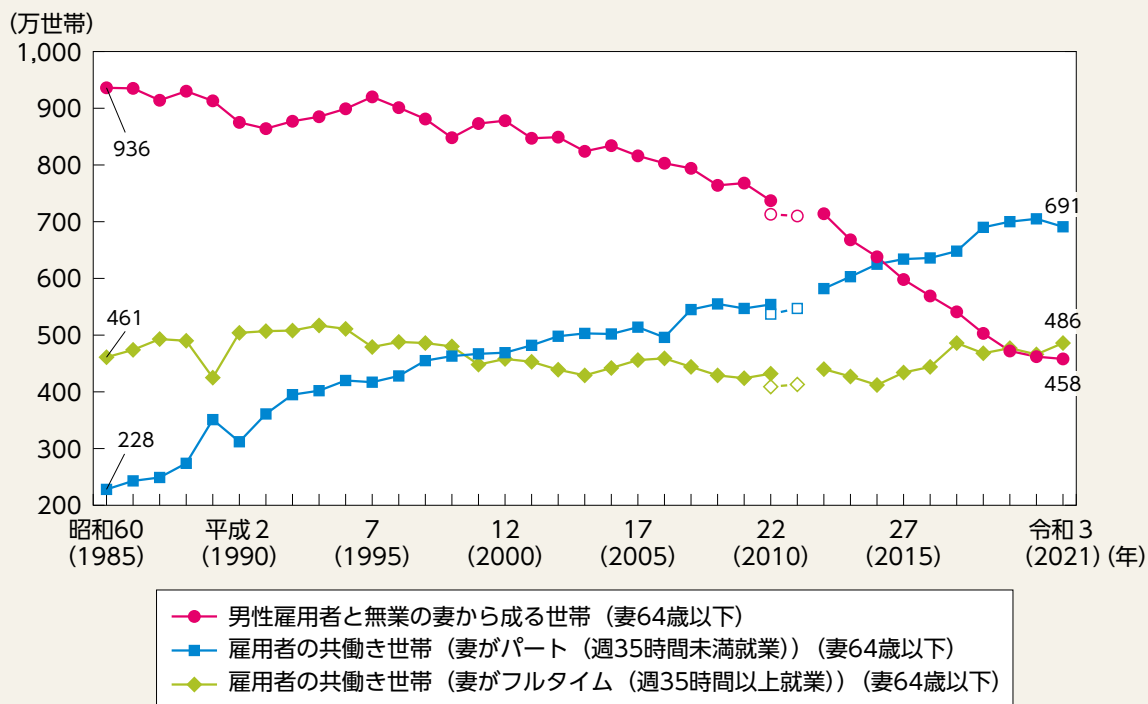
「子供がいる世帯」の、妻の就業状態別割合の変化について、平成17（2005）年と令和3（2021）年で比較すると、平成17（2005）

年時点では、どの年齢階級においても全体に占める割合が最も高かった非労働力人口（専業主婦¹⁵）の割合が、令和3（2021）年では減っており、全体の約20～30%となっている。一方、妻がパートタイム労働（週35時間未満就業）の割合は増加しており、令和3（2021）年では全体の約40～45%と、全体に占める割合が最も高くなっている。妻がフルタイム労働（週35時間以上就業）の割合は横ばいとなっており、令和3（2021）年では全体の20～30%となっている。共働き世帯は増えているが、増加の大宗は、女性のパートタイム労働の増加によるものと考えられる（特－9図）。

¹⁴ ここでは、週35時間以上就業をフルタイム労働、週35時間未満就業をパートタイム労働とする。これは、総務省「労働力調査」において、追加就労希望就業者について、①就業者である、②週35時間未満の就業時間である、③就業時間の追加を希望している、④就業時間の追加ができる、と定義していることを参考にした。

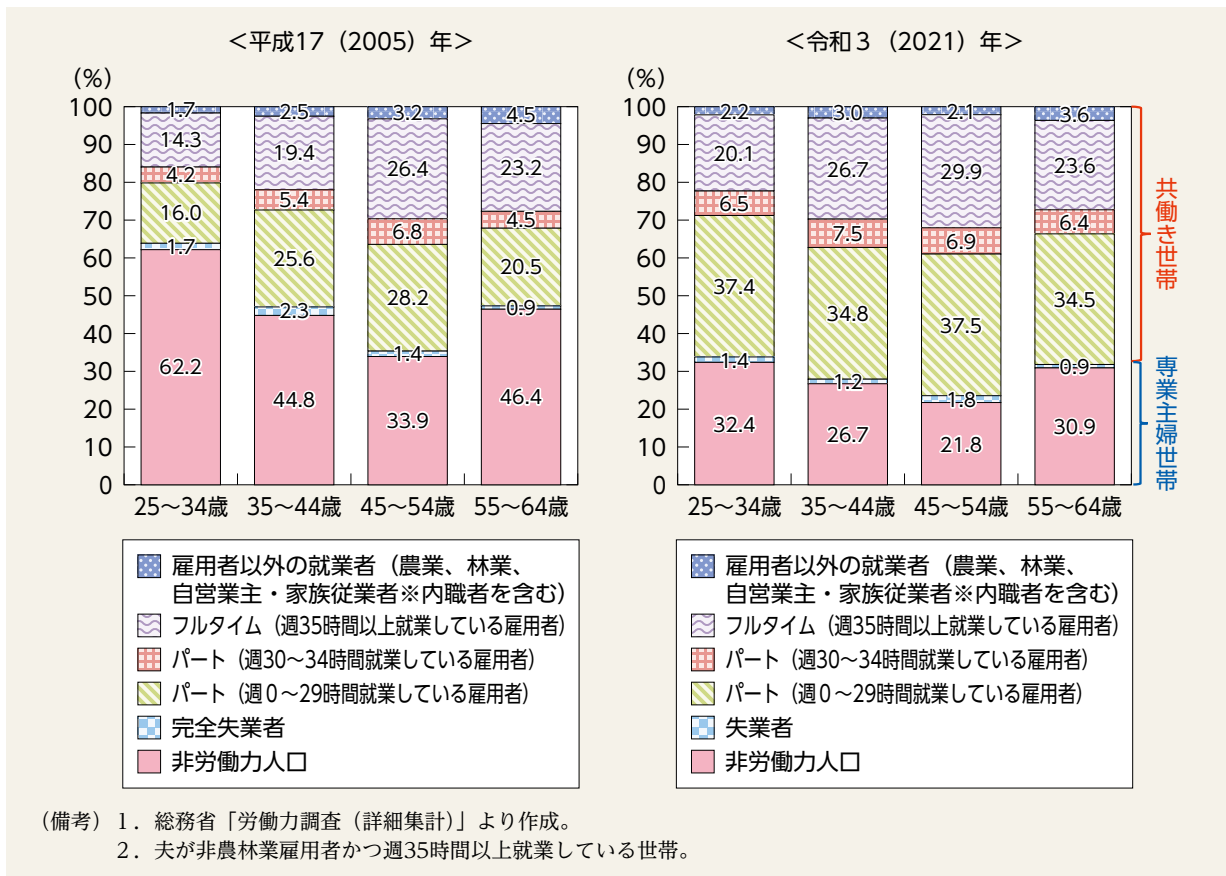
¹⁵ 平成17（2005）年は完全失業者、令和3（2021）年は失業者を含む。

特-8図 共働き等世帯数の推移 (妻が64歳以下の世帯)



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

特-9図 夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）

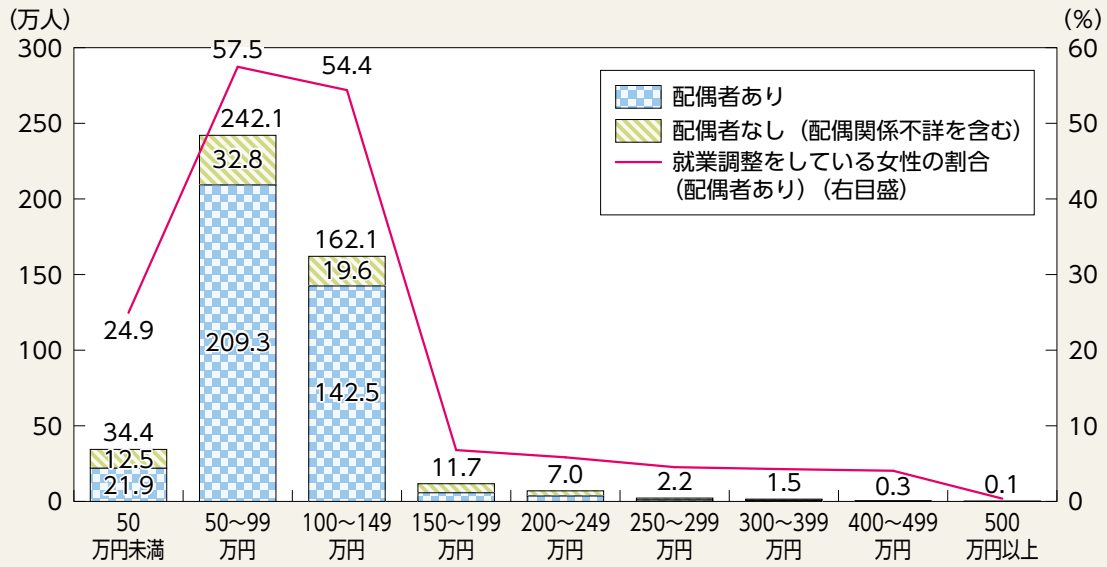


有配偶の非正規雇用労働者の女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.4%が、収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整する「就業調整」をしていると回答している

（特-10図）。この就業調整が、女性の所得が低い要因の一つとなっており、有業の既婚女性¹⁶の約6割は、年間所得が200万円未満である（特-11図）。

¹⁶ ここでの「既婚」とは、配偶関係「総数」から「未婚」を除いたものを指し、「死別・離別」「不詳」を含む。

特一10図 就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）

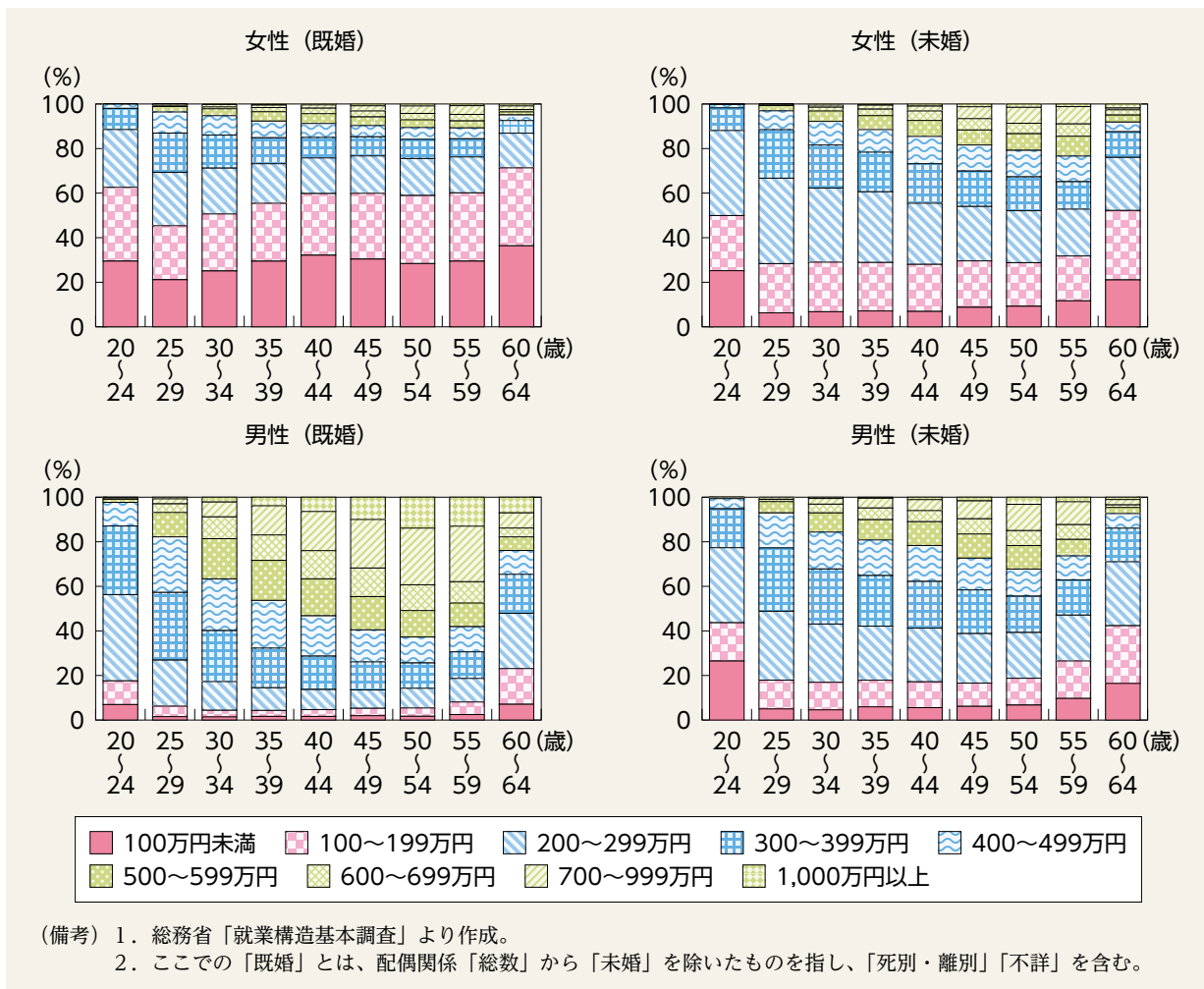


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

就業調整の有無	非正規雇用の女性の総数 (万人)	
	配偶者あり	配偶者なし (配偶関係不詳を含む)
就業調整をしている (女性)	463.6	77.4
就業調整をしていない (女性)	520.9	419.6
合計	1,404.1	497.0

(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

特-11図 所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）（平成29（2017）年）



女性が就業調整を行う背景として、昭和の時代に創設された各種制度や企業による家族手当の存在が指摘されている。

我が国の社会保障制度は、1960年代の高度経済成長期以降に、右肩上がりの経済成長と低失業率、正規雇用・終身雇用の男性労働者と専業主婦と子供という核家族モデル、充実した企業の福利厚生、人々がつながりあった地域社会を背景として、国民皆保険・皆年金を中心に形作られた¹⁷。しかし、前述のとおり、令和2（2020）年時点で、「単独」世帯と「ひとり親と子供」世帯の数は「夫婦と子供」世帯の2倍近くとなっている。また、有配偶世帯の中でも共働き世帯が増加傾向に

ある。現在の社会保障や税制の前提とされていた男性労働者と専業主婦と子供という家族の姿は年々減少しており、夫が就業、かつ妻が非就業、かつ子供が18歳未満の世帯は、昭和55（1980）年は857万世帯、令和2（2020）年は218万世帯となっている¹⁸。

社会経済情勢が変化する中で、税制については、平成29（2017）年税制改正において、配偶者控除が満額適用される配偶者の給与収入を103万円から150万円に引き上げ、同時に納税者本人に配偶者控除の適用を受けるための所得制限を設ける見直しを実施している。また、社会保障制度については、段階的に短時間労働者への被用者保険（健康保険・

¹⁷ 平成24年版「厚生労働白書」を参照。

¹⁸ 総務省「国勢調査」より。

厚生年金保険)の適用拡大を進めており、平成28(2016)年に従業員500人超規模の企業への適用拡大を行った。今後は、令和4(2022)年10月から従業員100人超規模、令和6(2024)年10月から50人超規模の企業への拡大を予定している。

一方、家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として令和3(2021)年時点で企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所の約4分の3が家族手当を支給しており、さらにそのうち約4分の3が配偶者に家族手当を支給している。配偶者に家族手当を支給している企

業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は86.7%で、その多くが103万円(45.4%)又は130万円(36.9%)といった、いわゆる「年収の壁」と連動した収入制限を設けている(特-12図)(特-13図)。

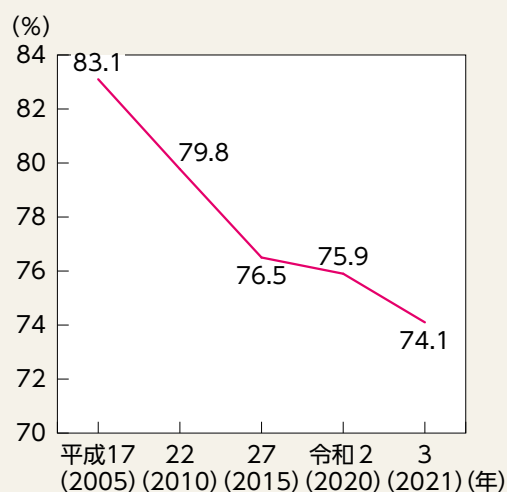
このように、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当といった制度・慣行が、女性を専業主婦、または妻は働くとしても家計の補助というモデルの枠内にとどめている一因ではないかと考えられる。これまでの種々の制度の見直しにもかかわらず、就業調整をしている非正規雇用労働者の女性が多いことを踏まえると、更なる取組が必要である。

特-12図 関連制度の変遷



特-13図 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

民間における家族手当制度がある事業所の割合



(備考) 人事院「職種別民間給与実態調査」より作成。

民間における家族手当の支給状況 (令和3 (2021) 年)

支給の有無		事業所割合	
家族手当制度がある		74.1%	(100%)
配偶者に家族手当を支給する		(74.5%)	[100%]
配偶者の収入による制限がある (計)		[86.7%]	(100%)
収入制限の額	103万円		(45.4%)
	130万円		(36.9%)
	150万円		(7.0%)
	その他		(10.6%)
配偶者の収入による制限がない		[13.3%]	
配偶者に家族手当を支給しない		(25.5%)	
家族手当制度がない		25.9%	

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より作成。
 2. () 内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 3. [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 4. < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 5. 従業員数ウェイトを用いて算出した割合である。

国家公務員の扶養手当

手当名	内容・支給額	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	
	(支給額)	
	配偶者	6,500円 ※
	子	10,000円
	子 (16歳年度初め~22歳年度末)	加算 5,000円
父母等	6,500円 ※	
※行政職俸給表 (-) 8級職員等の場合、支給額は3,500円となり、行政職俸給表 (-) 9級以上職員等の場合、支給されない。		

(備考) 人事院「国家公務員の諸手当の概要」(令和3年4月時点)より作成。

民間における家族手当の支給月額 (扶養家族の構成別) (令和3 (2021) 年)

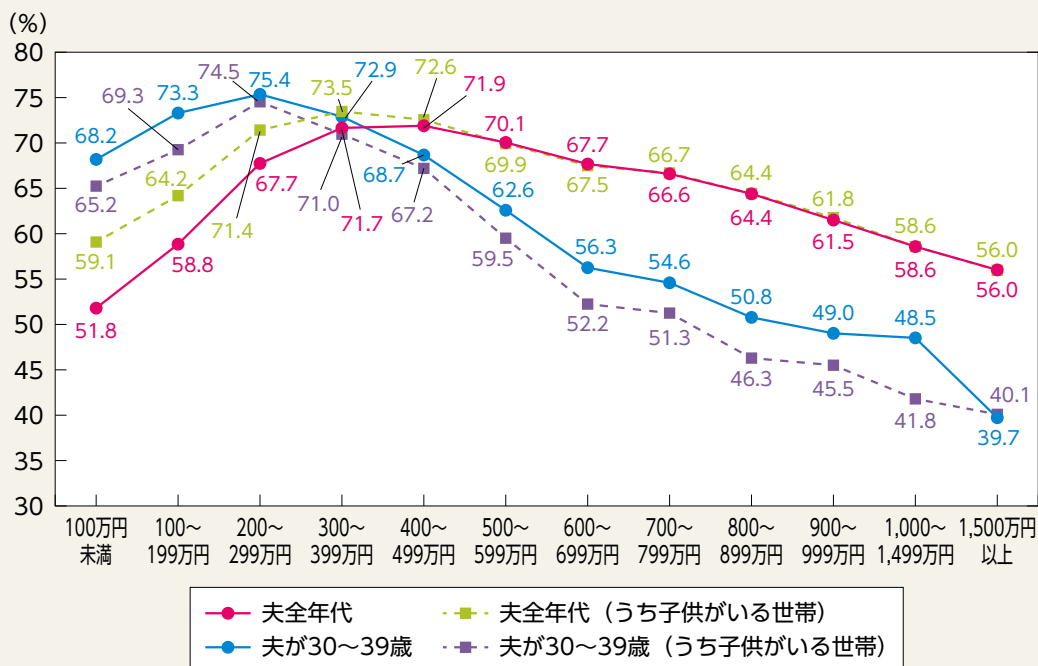
扶養家族の構成別支給月額	配偶者	
	配偶者と子1人	12,713円
	配偶者と子2人	19,145円
	配偶者と子2人	25,243円

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より作成。
 2. 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

また、夫の所得階級別の妻の有業率を見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなり、特に夫が30~39歳かつ子供がいる世帯でその傾向が顕著である。これは、社会保障制度等の昭和の時代の制度が、高所

得者層に恩恵を与えている一例である。背景には、依然として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的性別役割分担意識が残っており、影響を与えていると考えられる(特-14図)。

特-14図 夫の所得階級別の妻の有業率（平成29（2017）年）



（備考）1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。

2. 「子供がいる世帯」とは、「夫婦と子供から成る世帯」と「夫婦、子供と親から成る世帯」の合計。

(2) ひとり親の増加

子供のいる世帯は徐々に減少している¹⁹が、ひとり親世帯²⁰は昭和63（1988）年から平成28（2016）年までの約30年間に102.2万世帯（母子世帯数84.9万世帯、父子世帯数17.3万世帯）から141.9万世帯（母子世帯数123.2万世帯、父子世帯数18.7万世帯）へと増加しており、母子世帯で見ると約1.5倍、父子世帯で見ると約1.1倍となっている。

また、平成28（2016）年のひとり親世帯における母子世帯の割合は、86.8%となっている（特-15表）（特-16図）。

ひとり親世帯の世帯構成を見ると、父子世帯の場合、55.6%が父子以外の同居人と生活している一方で、母子世帯の場合は、61.3%が母子のみで生活している（特-17図）。

¹⁹ 児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯の推移を見ると、昭和61（1986）年17,364千世帯（全世帯に占める割合46.2%）、令和元（2019）年11,221千世帯（同21.7%）となっている（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。

²⁰ 母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯（厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」）。

特-15表 ひとり親世帯の状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加。

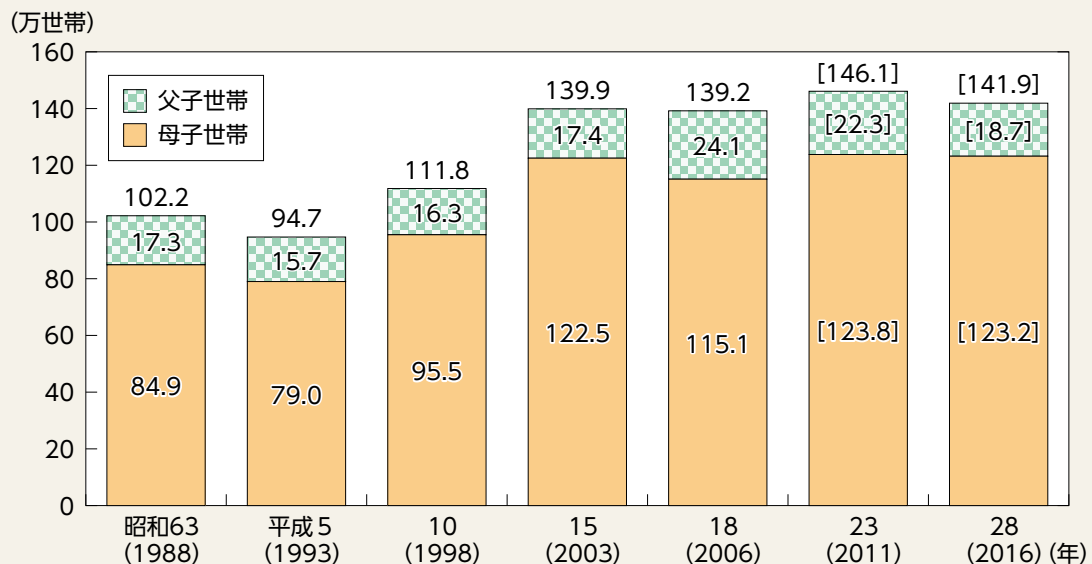
	(昭和63 (1988) 年)	→	(平成28 (2016) 年)
母子世帯数 ^{【注】}	84.9万世帯		123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
父子世帯数 ^{【注】}	17.3万世帯		18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

【注】 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
雇用者 (役員を除く) のうち正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
雇用者 (役員を除く) の うち非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規雇用労働者：428万円 パート・アルバイト等：190万円	(平均給与所得) 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

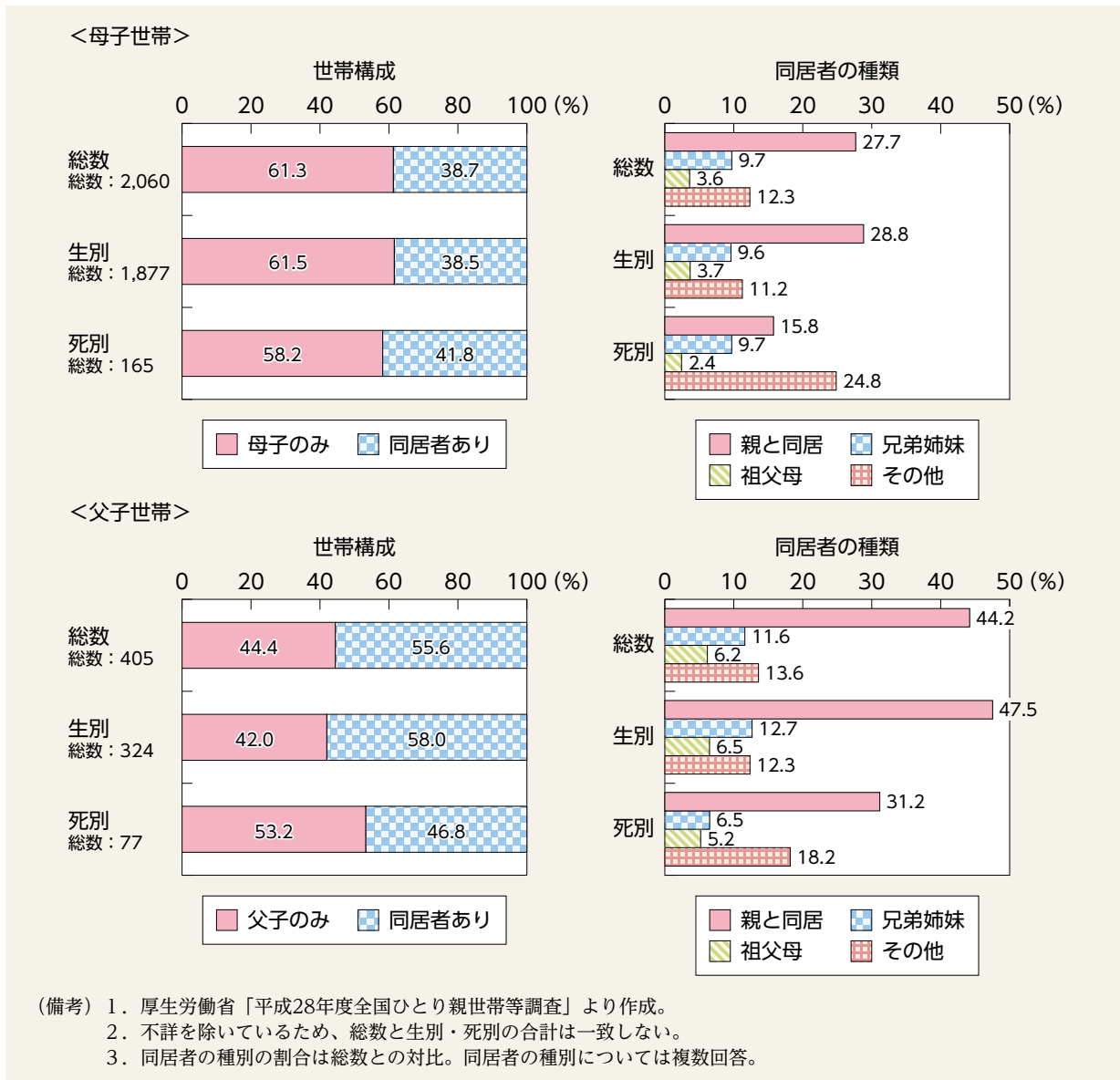
- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査 (令和3年) 15~64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査 (令和2年)」より作成。

特-16図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 各年11月1日現在。
3. 母子 (父子) 世帯は、父 (又は母) のいない児童 (満20歳未満の子供であって、未婚の者) がその母 (又は父) によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

特-17図 ひとり親世帯の世帯構成



また、母子世帯、父子世帯ともに、長期的には、死別の割合が低下しており、平成28(2016)年は、母子世帯の約8割、父子世帯の約4分の3が、離婚によりひとり親世帯となっている²¹。

離婚等で母子世帯になった女性の、母子世帯になった時の状況を見ると、30～39歳が48.4%と最も多く、続いて、20～29歳が28.8%、40～49歳が19.4%となっている。また、離婚等で母子世帯になった時の子供(末子)の年齢は、45.7%が0～2歳、22.7%

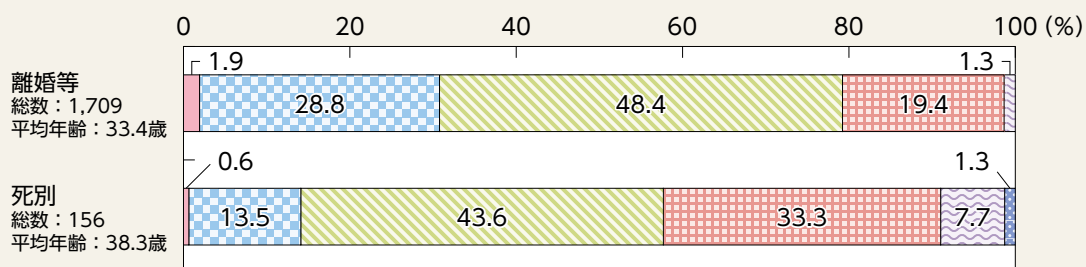
が3～5歳と、7割近くに5歳以下の未就学の子供がいる(特-18図)(特-19図)。

離婚等で父子世帯になった男性の、父子世帯になった時の状況を見ると、30～39歳が43.0%と最も多く、続いて、40～49歳が31.2%、20～29歳が15.4%となっている。また、離婚等で父子世帯になった時の子供(末子)の年齢は、30.1%が3～5歳、24.0%が0～2歳と、5割以上に5歳以下の未就学の子供がいる。

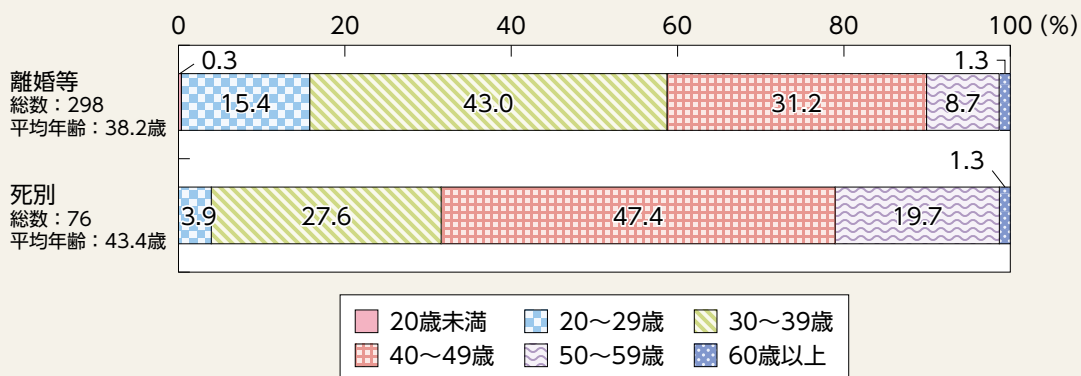
²¹ 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より。

特-18図 ひとり親世帯になった時の親の年齢

<母子世帯になった時の母の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）>



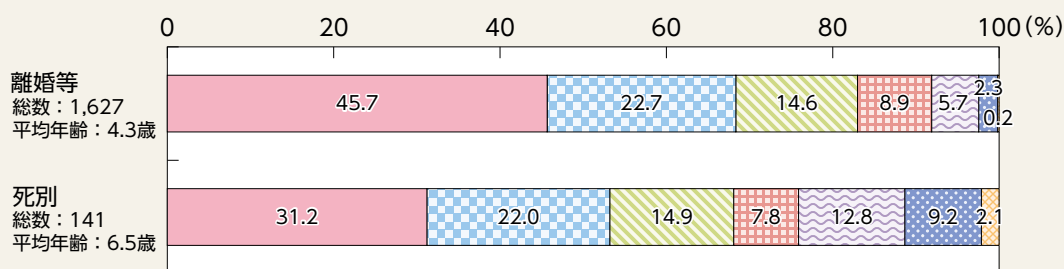
<父子世帯になった時の父の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）>



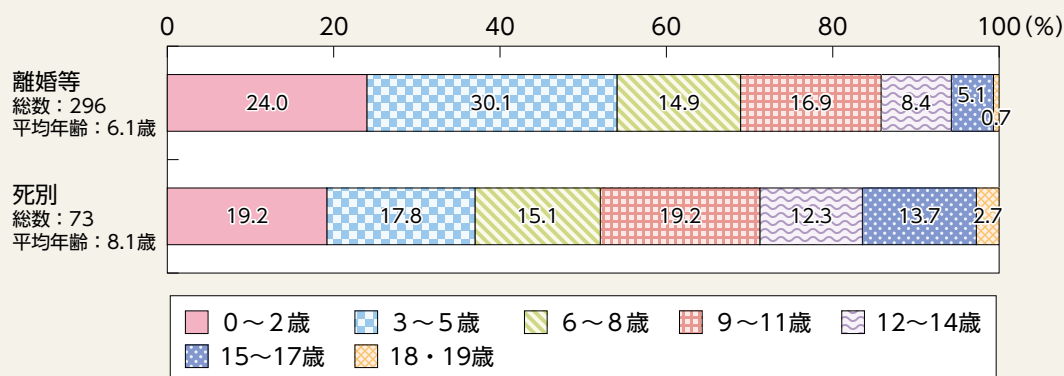
- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

特-19図 ひとり親世帯になった時の末子の年齢

<母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）>



<父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）>



- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

母子世帯では、母親の81.8%は働いており、国際的に見て就業率は高い。しかしながら、雇用者のうち、非正規雇用労働者の割合は52.3%と高く、平均年間就労収入が200万円と、一般世帯の女性（293万円）と比べて低くなっている。また、離婚した元夫から養育費を受け取っていない世帯は全体の約4分の3となっている（特-15表再掲）。

子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯（ひとり親世帯）と全世帯の等価可処分所得²²の分布を比較すると、平成30（2018）年では、ひとり親世帯の多くは貧困線（等価

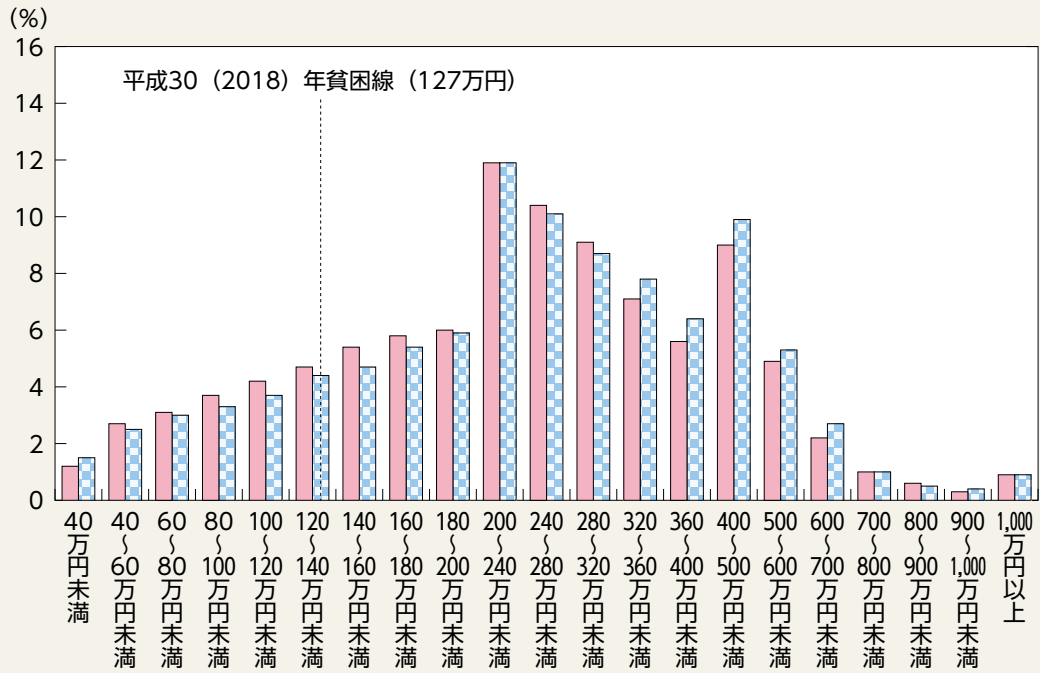
可処分所得の中央値の半分、平成30（2018）年は127万円）近くに分布しており、「大人が一人」の世帯員の「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は48.1%と、全体の15.4%を大きく上回っている（特-20図）。内閣府の調査²³によると、現在の暮らしの状況について「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、ひとり親世帯では51.8%、母子世帯では53.3%と、ふたり親世帯（21.5%）の2倍以上であった（特-21図）。

²² 世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。

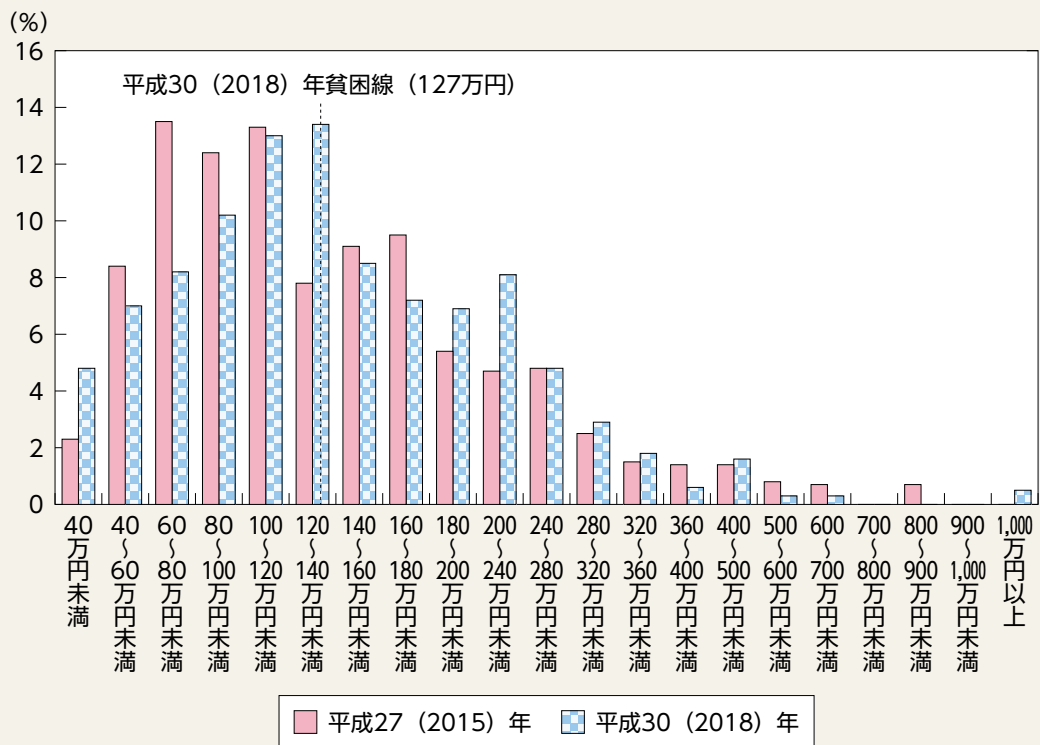
²³ 内閣府「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月）。

特-20図 全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

<全世帯（平成27（2015）年、平成30（2018）年）>

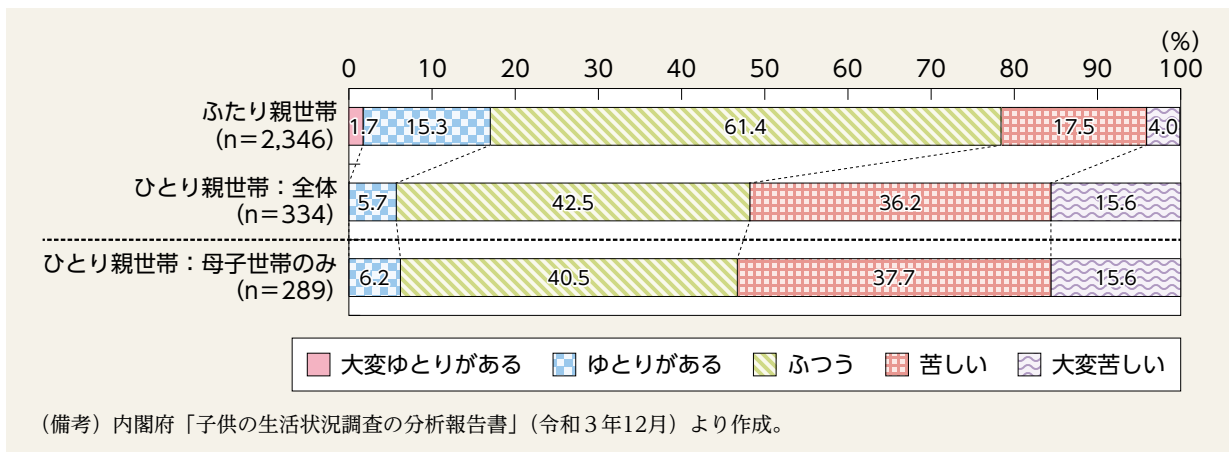


<ひとり親世帯（子供がいる現役世帯（大人が一人））（平成27（2015）年、平成30（2018）年）>



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 平成27（2015）年の数値は熊本県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額不詳の世帯員を除く。

特-21図 現在の暮らしの状況について



(3) 単独世帯の増加

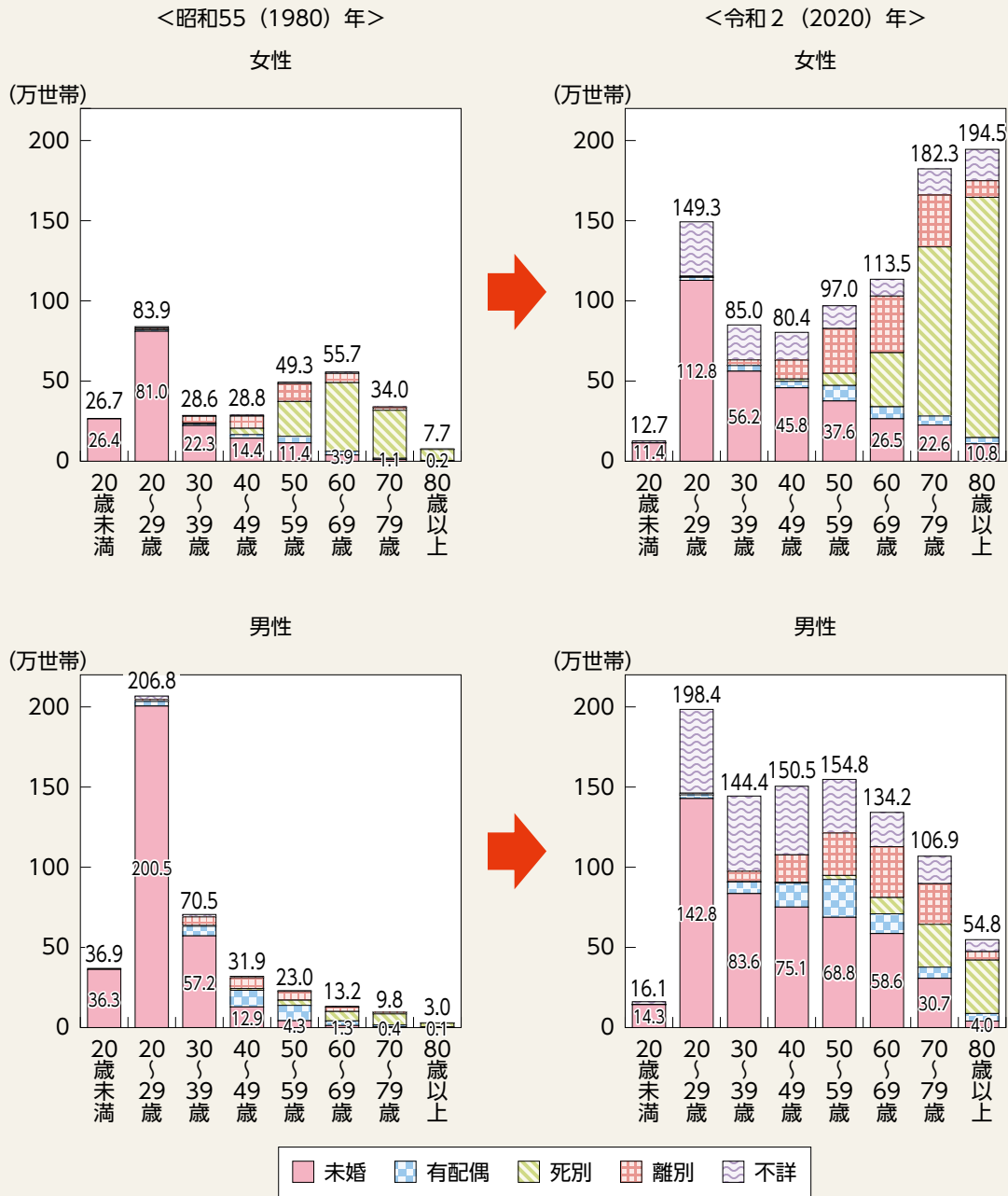
単独世帯数(年齢階級別)を見ると、20歳以上の女性の単独世帯数は、昭和55(1980)年は288万世帯(うち未婚は134万世帯)であったが、令和2(2020)年は902万世帯(うち未婚は312万世帯)と3.1倍(うち未婚は2.3倍)となっている。20歳以上の女性の全ての年齢階級で増加しているが、とりわけ、配偶者と死別し、単独世帯となっている70歳以上の高齢女性²⁴の増加幅が

大きい。

20歳以上の男性の単独世帯は、昭和55(1980)年は358万世帯(うち未婚は277万世帯)、令和2(2020)年は944万世帯(うち未婚は464万世帯)と2.6倍(うち未婚は1.7倍)となっている。男性の場合は、30歳以上の年齢階級で増加しているが、特に40歳以上の未婚による単独世帯が増加している(特-22図)。

²⁴ 施設等に入っている高齢女性は含まれない。

特-22図 単独世帯数（年齢階級別）



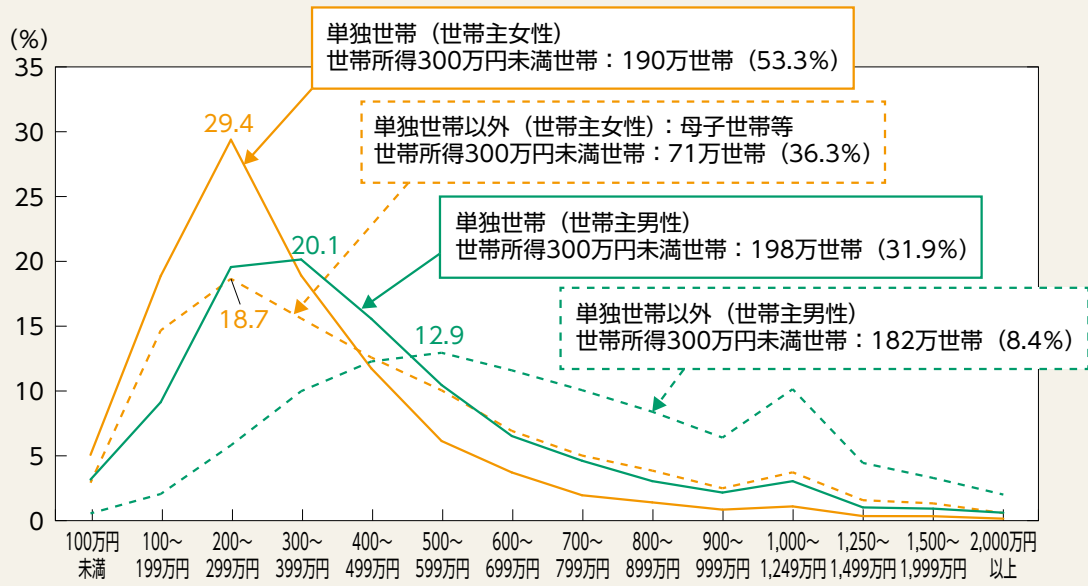
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。一般世帯。施設等に入っている人は含まれない。
 2. 昭和55（1980）年は20%抽出結果。

世帯主が就業している単独世帯とそれ以外の世帯の所得の分布を見る。就業している単独世帯の女性と男性を比べると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高く、単独世帯以外の世帯の女性と男性を比べてみても、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は

36.3%、男性は8.4%と女性の割合が高い。また、単独世帯もそれ以外の世帯も、女性の場合は200～299万円に分布が集中している（特-23図）。

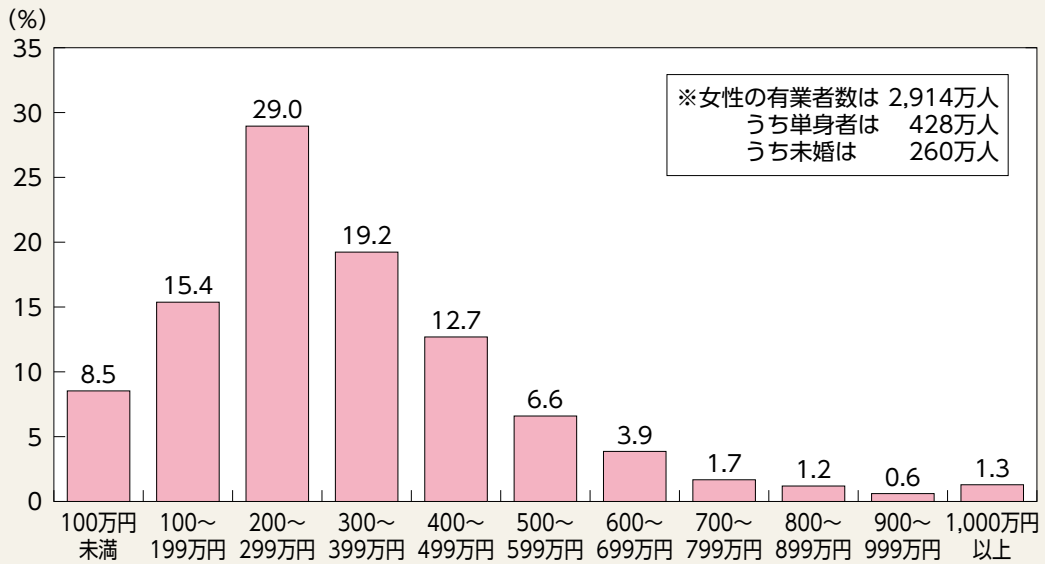
また、女性有業者のうち単身者（未婚）の約2割（23.9%）は、世帯所得が200万円未満となっている（特-24図）。

特-23図 世帯主が就業している世帯の所得分布（平成29（2017）年）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 2. 「世帯主が就業している世帯」とは、世帯主が「仕事の主」である世帯のこと。「世帯所得」とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成28年10月～29年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

特-24図 女性有業者のうち単身者（未婚）の世帯所得分布（平成29（2017）年）



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

さらに、近年、コロナ下で人とのつながりが希薄になりがちなか中、孤独・孤立化が社会問題として注目されている。孤独感を年齢階級別に見ると男女ともに20～30代で大きく、配偶者の有無別では男女ともに未婚者・離別者で大きい。また、同居人の有無別では、同居人なしの单身男性で大きくなっており、さらに、年齢階級別に見ると、女性は30代、男性は50代で大きくなっている（特-25図）²⁵。60歳以上の人の近所の人とのつきあいの程度を世帯タイプ別に見ると、単独世帯の男性においては、「あいさつをする程度」

が半数以上であり、「つきあいはほとんどない」と回答する割合も他より高い（特-26図）。

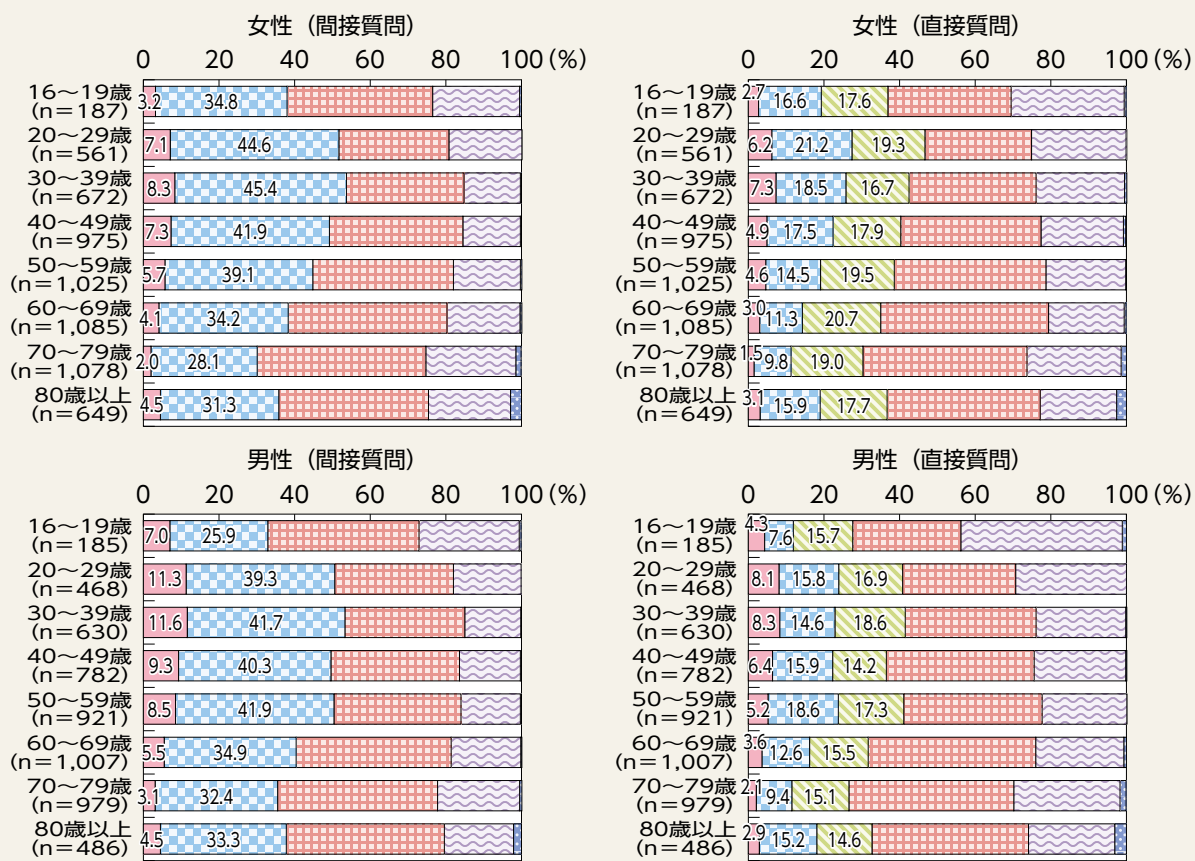
東京都監察医務院²⁶が公表しているデータによると、東京都区部における一人暮らしの人の自宅での死亡者数は、令和元（2019）年は、女性は約1,700人、男性は約3,900人となっている（特-27図）。

また、要因に「孤独感」がある自殺者は、男性の方が多く、男女ともコロナ下で増加している。女性は80歳以上が最も多く、男性は20歳以上の年齢階級でおおむね同じくらいの人数となっている（特-28図）。

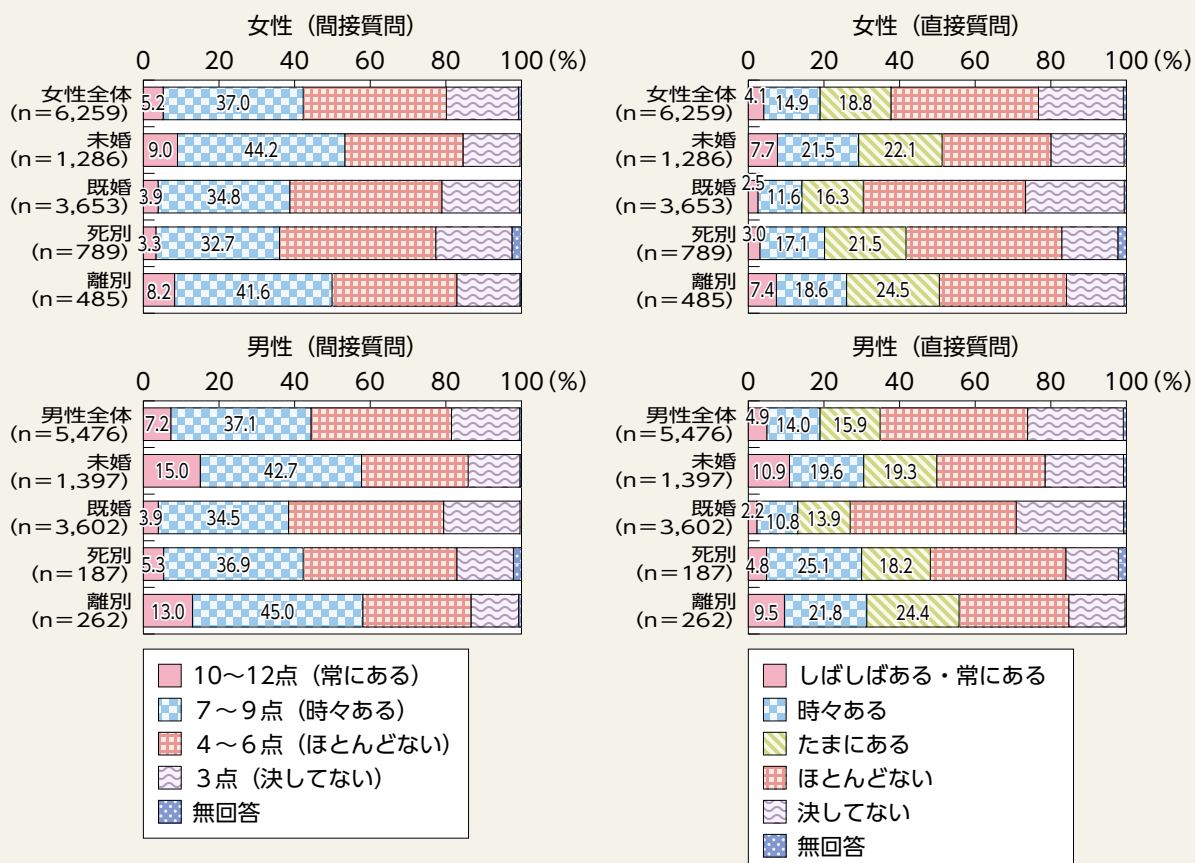
²⁵ 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、①直接質問と、②間接質問により孤独感の把握を試みている（内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）」）。

²⁶ 東京都監察医務院では、死因不明の急性死や事故で亡くなった人の検案、解剖を行っている。

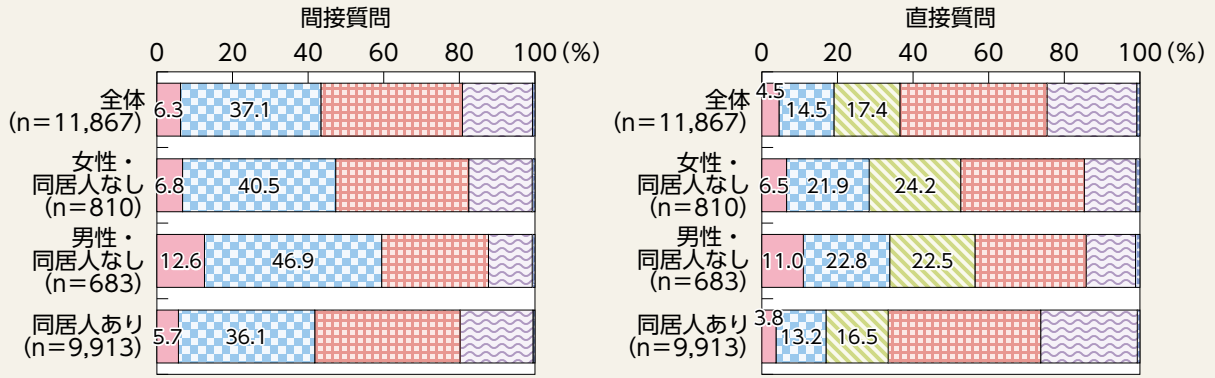
<年齢階級別>



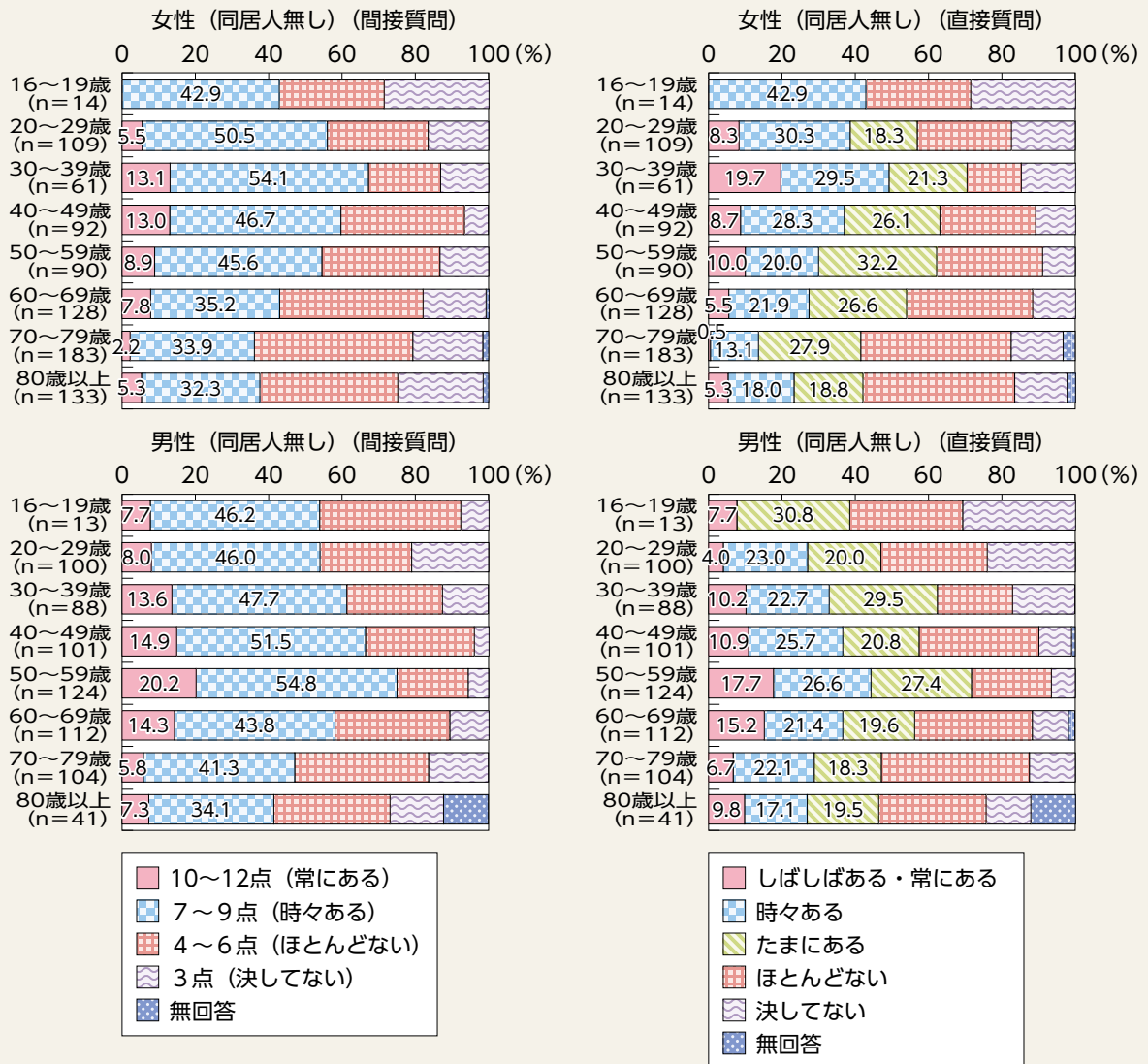
<配偶関係別>



<同居人有無別>

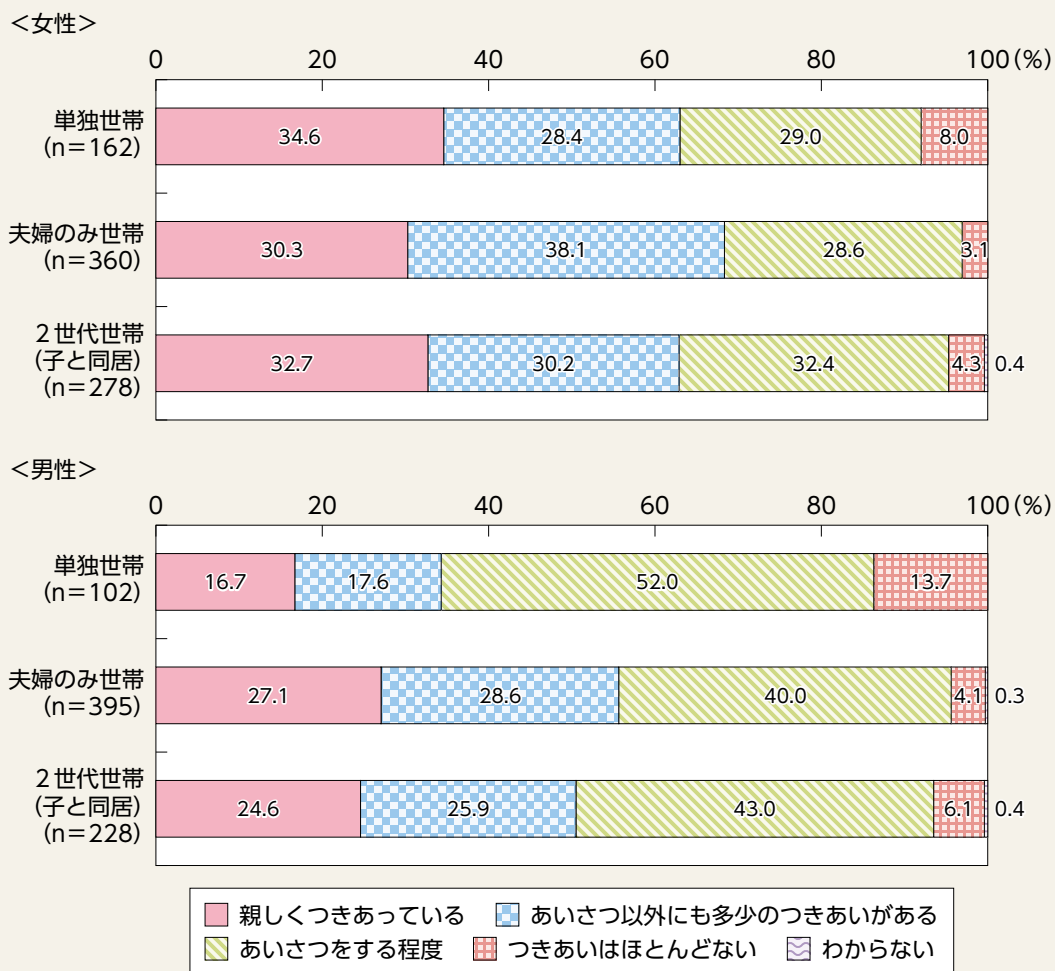


<同居人なし・年齢階級別>



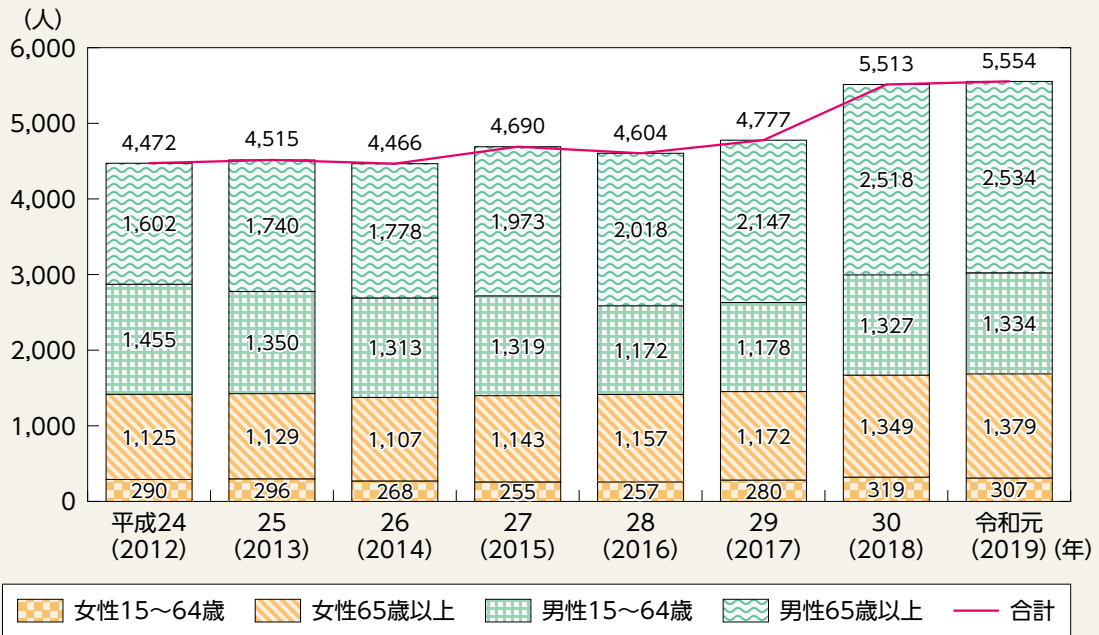
(備考) 内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査 (令和3年)」を加工して作成。

特-26図 近所の人とのつきあいの程度



(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」(平成30年)より作成。
2. 調査対象は全国60歳以上の男女。

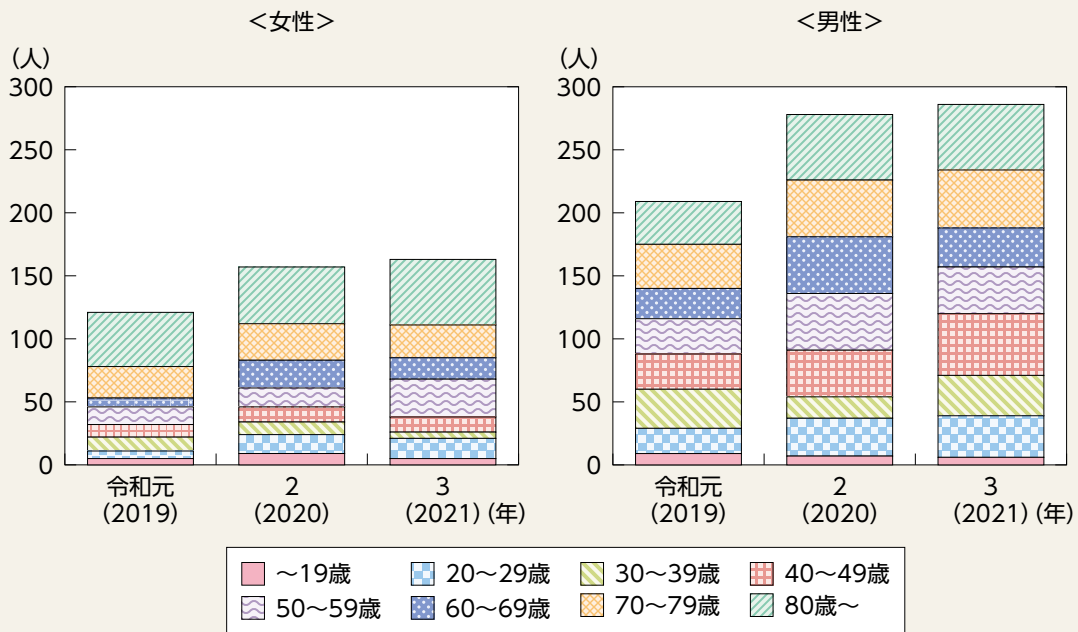
特-27図 東京都区部における年齢階級別の孤独死数の推移



(備考)

- 東京都「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計」より作成。
- 本データでは、孤独死を「異常死のうち、自宅で亡くなられた一人暮らしの人」と定義している。
- 異常死は、死因が不明な死亡の事例であり、医師による病死との判断がなされず、事件・事故との関連が疑われ、警察署への届出が義務付けられている。

特-28図 年齢階級別自殺者数（要因が孤独感）



(備考) 1. 厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。

- 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しているため、原因・動機別の和と自殺者数（総数）及び原因・動機特定者数は一致しない。なお、自殺者の中には原因・動機不特定者も多くみられる。

3 家事・育児・介護参画に対する意識、介護の担い手の変化

家族の姿が変化してきている中、家族内で、主に女性によって行われてきた家事・育児・介護に対する意識、介護の担い手の変化について見てみる。

(1) 家事・育児参画に対する意識 (家事)

家事に関して、男女とも、若い世代ほど、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望する割合が高い傾向にあり、特に20～30代男性の7割以上が妻と半分ずつの分担を希望している。他方で、女性の2～3割が、「自分の方が配偶者（夫）より多く分担したい」と希望しており、30代以上の男性の2～3割も「配偶者（妻）の方が自分より多く分担してほしい」と希望している（特-29図）²⁷。

(育児)

育児に関しては、20代の女性、20～30代の男性の7割以上が、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望している。他方で、女性の2～4割が、「自分の方が配偶者（夫）より多く分担したい」と希望しており、30代以上の男性の2～3割も「配偶者（妻）の方が自分より多く分担してほしい」と希望している。

以上のとおり、家事・育児等に関する役割分担については、若い世代の男性ほど妻と半分ずつ分担したいという希望が多い。特に、20代、30代の男性では7割を超えており、男子も中学校、高等学校で家庭科を学んだ世代であり、1990年代からの家庭科共修の教

育の成果とも考えられる。

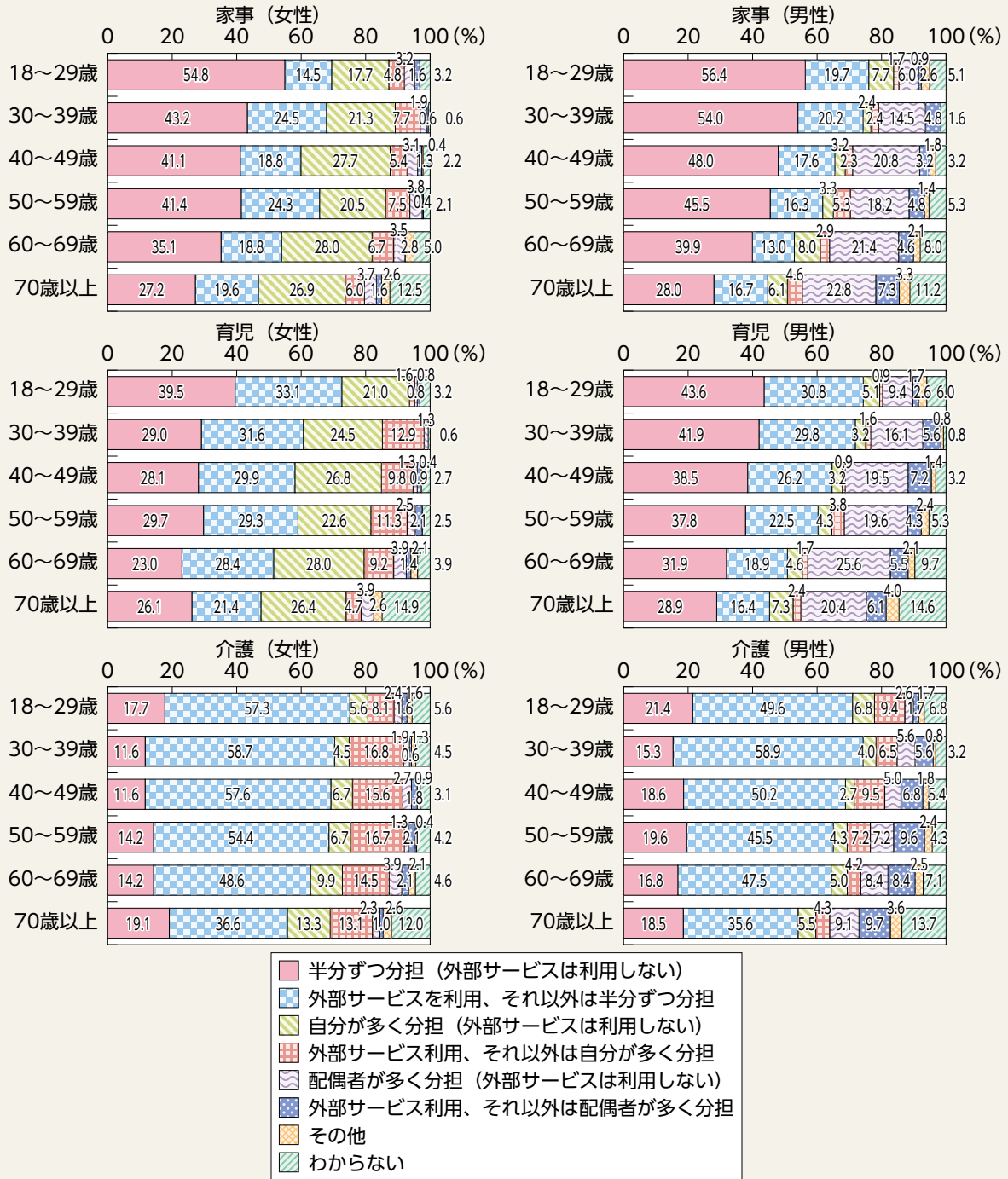
しかしながら、現実には、共働き世帯でも、夫の家事・育児関連時間は極端に短く、妻が正社員で子供が小さいときでも、夫の家事・育児関連時間は妻に比べて相当短いという実態がある（特-30図）。特に、国際比較をすると、日本の男性の労働時間は長い一方、家事・育児などの無償労働時間は女性に大きく偏っており、固定的役割分担が顕著に表れている（特-31図）。

このように希望と現実が大きくかい離している背景には、様々な要因が考えられるが、男性に多くみられる長時間労働の問題や職場や周囲の理解に加え、父親が育児に参画しにくい環境があると考えられる。内閣府が実施した調査及び意見募集で、父親の育児参画を阻んでいる身近な問題について意見を募集したところ²⁸、例えば、幼稚園・保育園などでは、母親にしか園から連絡が来ない、「お母さんに伝えてください」と言われてしまうなど、父親のやる気をくじくような場合があること、また、保護者会が平日午後で開催されるので参加できない、PTAや授業参観に参加するのが母親ばかりのため、父親が行きづらい雰囲気があるといった指摘もあった。また、公共交通機関や商業施設などの男性用トイレにおむつ交換台やベビーチェアが設置されていないという意見も多く寄せられた。男性の育児参画を促進するためには、こうした身近な慣行等の見直しや施設の整備など、一つ一つ着実に取り組んでいく必要がある。

²⁷ ここでは、18～29歳の回答を「20代」としている。

²⁸ 内閣府の「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において、仕事と子育て等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む身近な慣行等について、事例を収集・分析した。具体的には、インターネットモニターを対象に、個人オンライン調査（令和3（2021）年12月23日～28日）を実施し、さらに、主に子育て中の一般の方を対象に、「幼稚園・保育園・認定こども園」、「小学校・児童保育」、「習い事・課外教室」等の具体的な場面における子育てに関する困りごとと、それを乗り越える工夫等について、意見募集（令和4（2022）年1月18日～28日）を実施した。

特-29図 家事・育児・介護参画に対する意識（性別、年齢別）

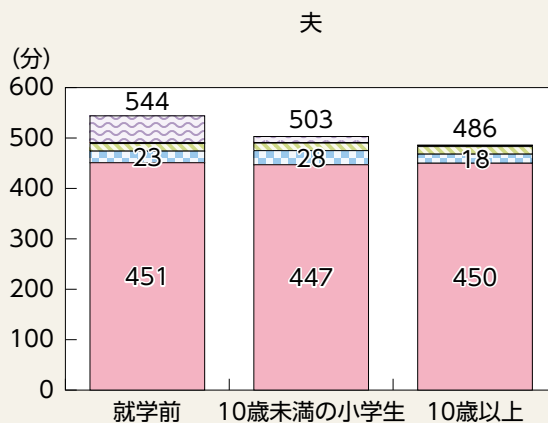
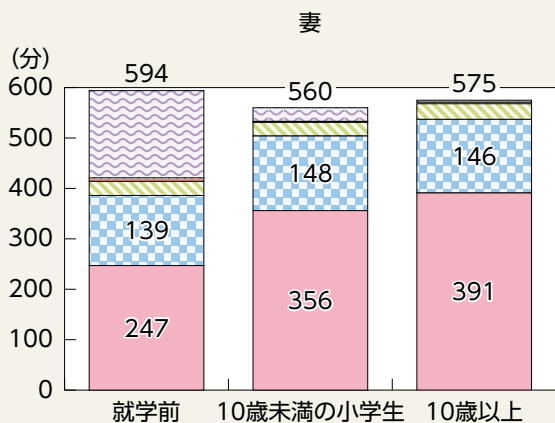


(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年11月公表)より作成。
 2. 調査票では次のとおりとなっている。

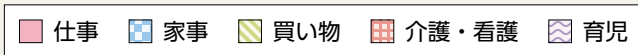
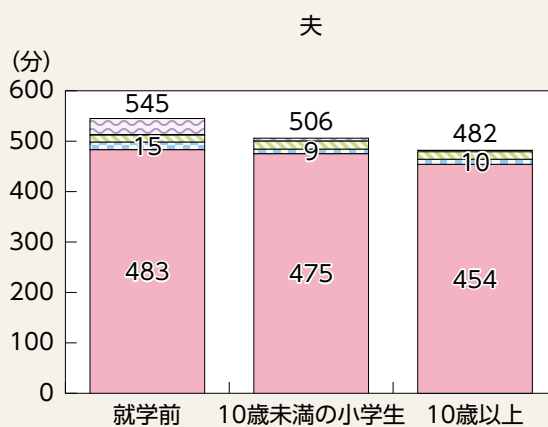
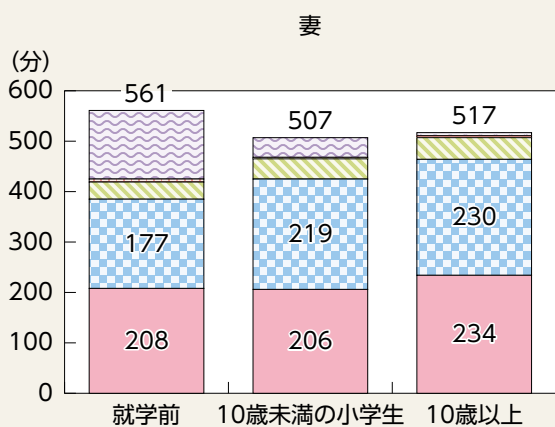
Q9「あなたは、育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。あなたが育児、介護などを行っている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、(ア)から(カ)の中からあなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。なお、配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください。(1)育児についてはどうでしょうか。(2)介護についてはどうでしょうか。(3)育児・介護以外の家事についてはどうでしょうか。」

- (ア)自分と配偶者で半分ずつ分担 (外部サービスは利用しない)
- (イ)自分の方が配偶者より多く分担 (外部サービスは利用しない)
- (ウ)配偶者の方が自分より多く分担 (外部サービスは利用しない)
- (エ)外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
- (オ)外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
- (カ)外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担
- その他
- わからない

<夫正規雇用・妻正規雇用世帯>

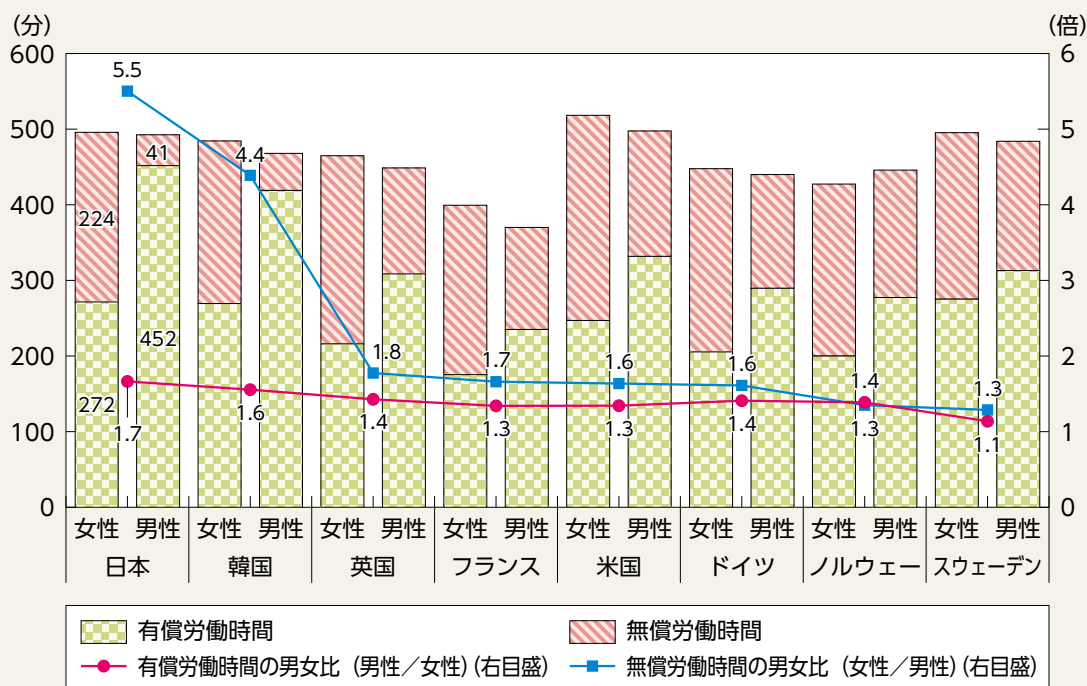


<夫正規雇用・妻非正規雇用世帯>



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。
 3. 家事・育児関連時間は、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「育児」の合計（週全体）。

特-31図 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）



(備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure (2021)'より作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
 3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 4. 日本は平成28(2016)年、韓国は平成26(2014)年、イギリスは平成26(2014)年、フランスは平成21(2009)年、アメリカは令和元(2019)年、ドイツは平成24(2012)年、ノルウェーは平成22(2010)年、スウェーデンは平成22(2010)年の数値。

(2) 介護の担い手の変化

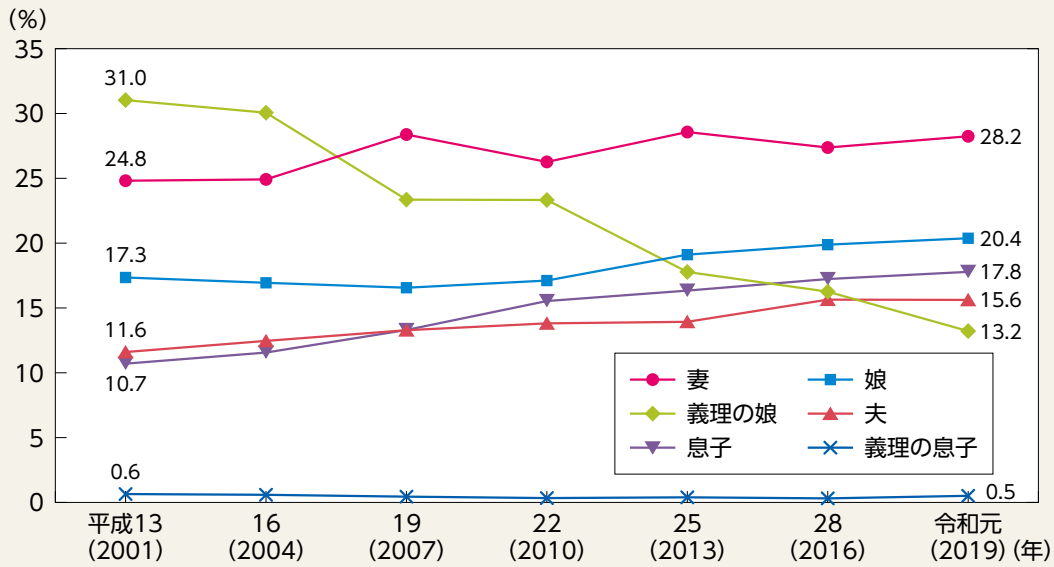
介護の分担に関する希望を尋ねると、20~60代の男女とも6~8割が、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望している。他方で、30代以上の女性の2~3割が、「自分の方が配偶者(夫)より多く分担したい」と希望しており、50代以上の男性の約2割が、「配偶者(妻)の方が自分より多く分担してほしい」と希望している(特-29図再掲)。

実際の介護の担い手について、同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年間で大きく低下する一方、夫・息子の介護

者が増加している。特に介護する息子の増加幅が大きい(特-32図)。また、介護をしている者について、年齢階級別に有業率をみると、男性は45~49歳が88.0%と最も高く、次いで55~59歳(87.8%)となっている(特-33図)。

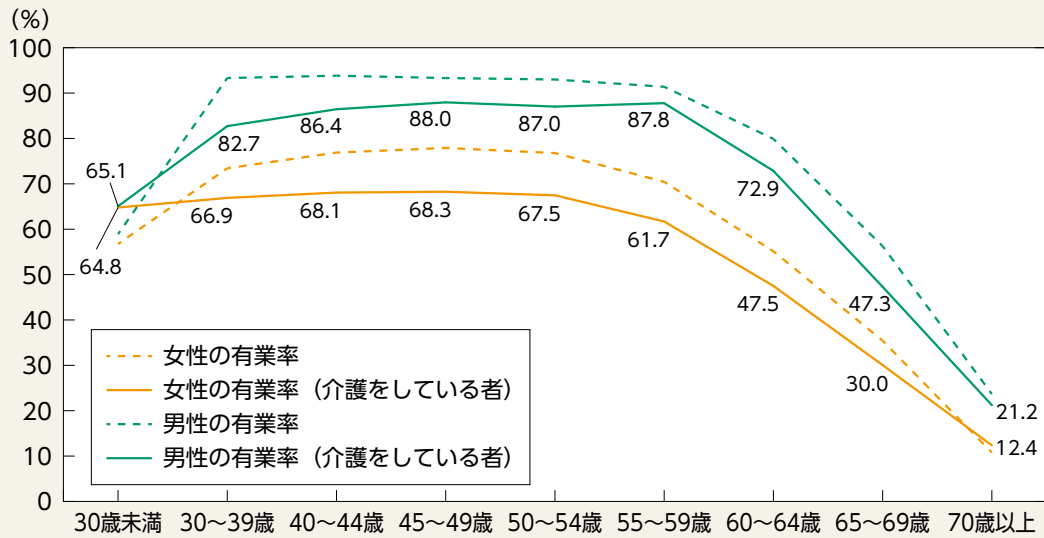
実際に介護に直面する中高年世代は、介護をする段階になって、初めて主体的に家事をする場合もあり、仕事との両立等の課題に直面し、ストレスから虐待につながる可能性もある(特-34図)。

特-32図 介護の担い手



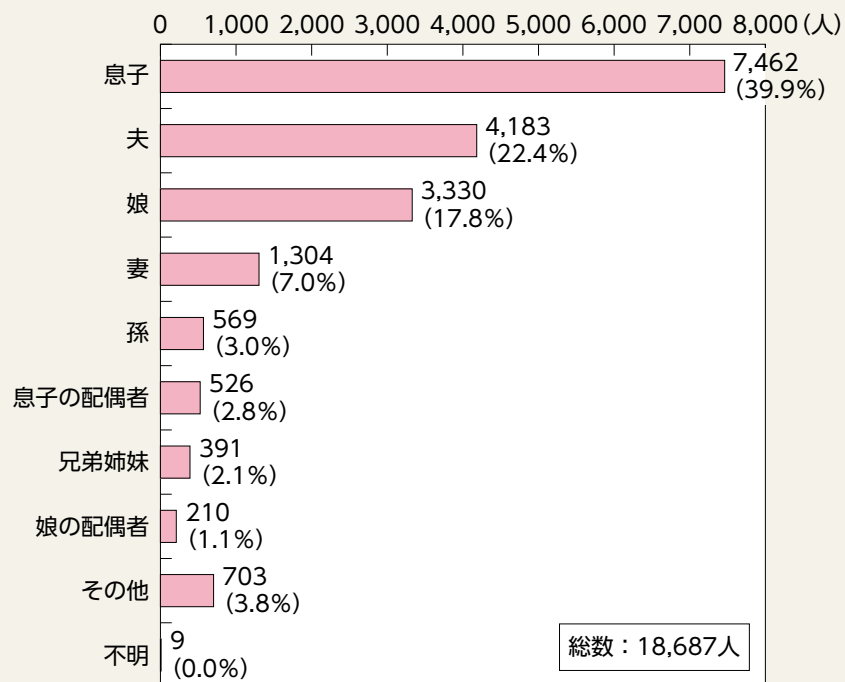
(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

特-33図 介護をしている者の有業率 (男女別、年齢階級別) (平成29 (2017) 年)



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

特-34図 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄



(備考) 厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成。

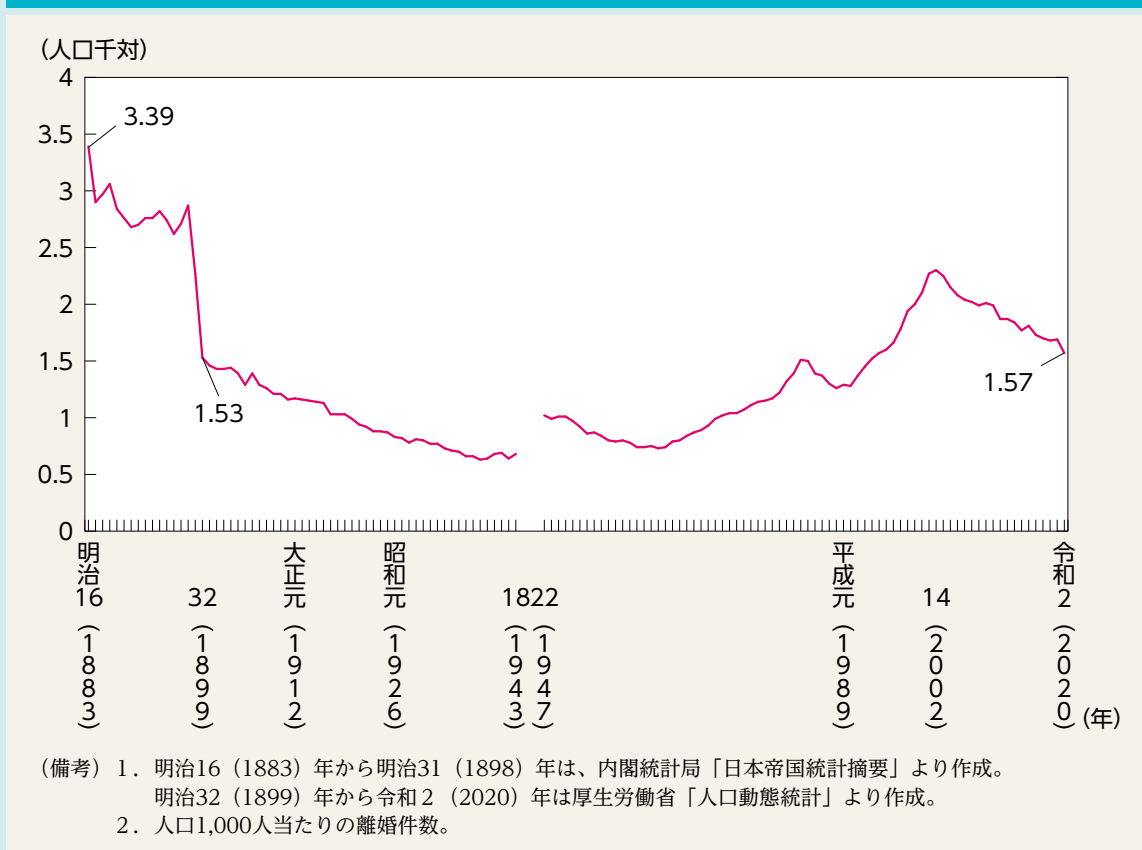
2

歴史考察～昭和より前の時代の、我が国の家族を取り巻く状況～

第1節では、昭和の時代から現在までの結婚と家族を取り巻く状況の変化を見てきたが、さらに長期的な視点で見ると、昭和より前の時代の我が国の家族の姿は、また異なっていたことが分かる。

例えば、昭和と比較して、現在は離婚件数が増加していることを紹介してきた。しかしながら、明治時代まで遡って見てみると、我が国の離婚件数は非常に多く、明治32（1899）年の離婚率¹（1.53）は、令和2（2020）年の離婚率（1.57）とほぼ同水準であった。なお、明治16（1883）年の離婚率は3.39（人口千対）と、令和2（2020）年の離婚率の約2倍であった（図1）。

（図1）離婚率の推移

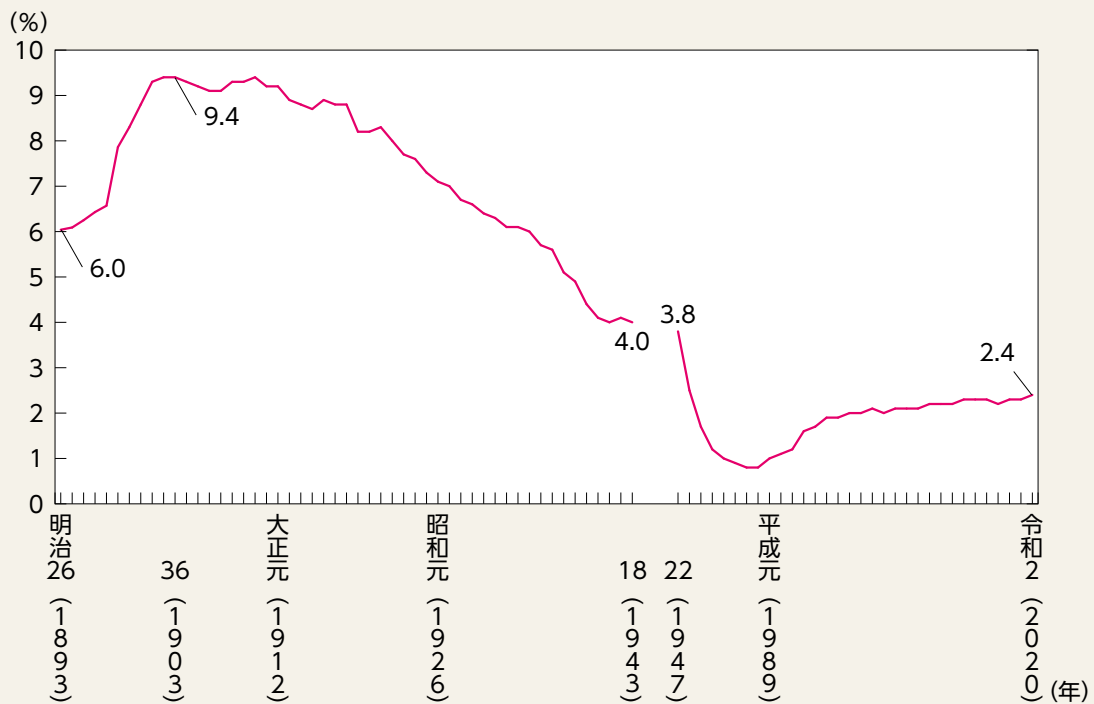


また、現在、我が国では、婚外子の割合が諸外国と比較して低く²、令和2（2020）年の婚外子の割合は2.4%であった。しかし、明治時代まで遡って見てみると、婚外子の割合は高く、明治36（1903）年は9.4%と、令和2（2020）年の4倍近くであった（図2）。

1 人口1,000人当たりの離婚件数。

2 平成30（2018）年の婚外子出生割合は、日本2.3%、アメリカ39.6%、イギリス48.2%、フランス60.4%、OECD平均40.7%（OECD, “Family Database”）。

(図2) 婚外子の割合の推移



(備考) 1. 明治26 (1893) 年から明治31 (1898) 年は内閣統計局「日本帝国統計摘要」より作成。
2. 明治32 (1899) 年から令和2 (2020) 年は厚生労働省「人口動態統計」より作成。

さらに、我が国では、以前は養子縁組が非常に多かった。幕末の農民の場合、全戸主の2割前後は養子で、武士ではこの割合はもっと高く、多産多死で成人する子供が少ない中、養子縁組により家制度を維持してきた³。現在、婚姻により氏を変える人は、女性が圧倒的に多く、令和2 (2020) 年では全体の95.3%を占めている (図3)。しかし、男性が氏を変えないようになったのは、第2次世界大戦後であり、出生率が高く、成人する子供も多かった時代に、養子を取らなくてはならないケースが減ったことが背景にある³。

関連して、我が国における氏の制度の変遷を見ると、平民に氏の使用が許されるようになったのは、明治3 (1870) 年以降である。さらに、明治9 (1876) 年の太政官指令では妻の氏は「所生の氏」 (=実家の氏) を用いることとされており、夫婦同氏制が導入されたのは、今から124年前、明治31 (1898) 年の民法成立時である⁴。

女性の労働に目を向けると、女性の労働参加率 (15~64歳)⁵は、戦後の高度経済成長期に低下し、昭和50 (1975) 年に底を迎えた後、上昇傾向に転じ、令和3 (2021) 年には73.3%となった (図4)。女性の労働参加率 (15歳以上)⁶の長期推移を見ると、明治43 (1910) 年以降、昭和50 (1975) 年に底を迎えるまで、長期的に低下傾向をたどっているが、この要因には、明治初年に始まる工業化への努力により、以前は家族従業者として就業していた

³ 落合恵美子「21世紀家族へ (第4版) 家族の戦後体制の見かた・超えかた」(2019年、有斐閣選書) より。

⁴ 法務省ホームページ「我が国における氏の制度の変遷」より。

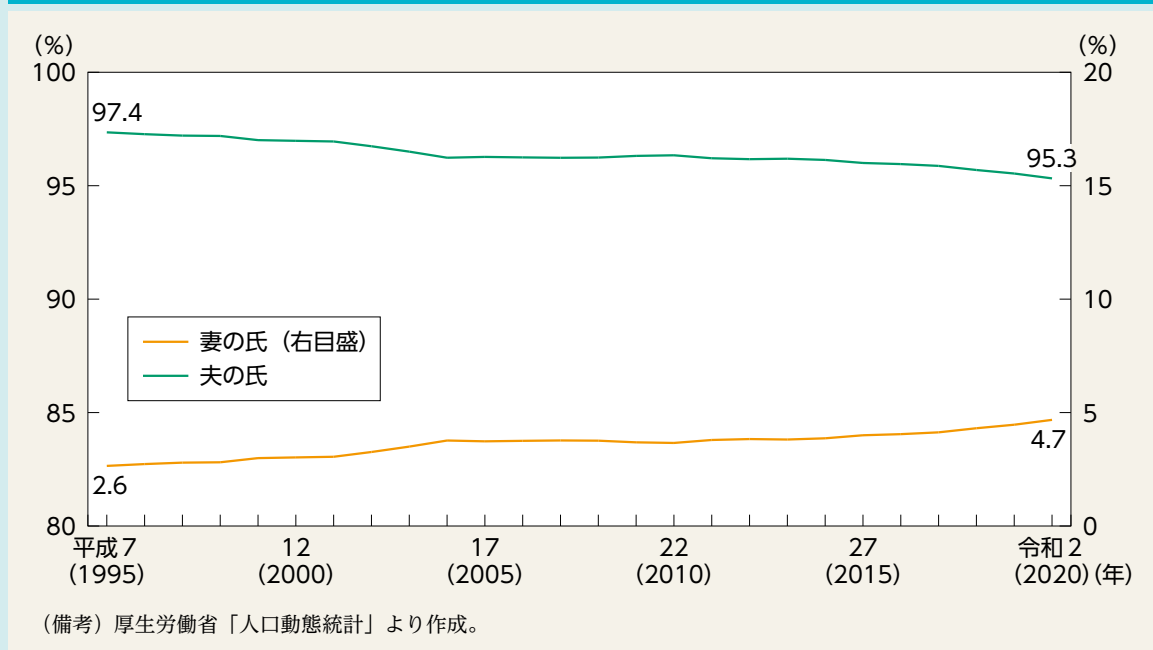
⁵ 生産年齢人口 (15~64歳の人口) に占める労働力人口 (就業者+完全失業者) の割合。

⁶ 15歳以上人口に占める労働力人口 (就業者+完全失業者) の割合。

層が非労働力化したことが寄与していると考えられる⁷⁸。以前は農業や自営業が多かったため、家業に従事している女性が多く、現在の女性とは働き方こそ異なるものの、女性は無償労働だけでなく、有償労働にも従事していた。「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方も、産業構造が転換し、それまでの農家や自営業者を中心とする社会から、雇用者を中心とする社会に変わった際に生まれたものであることが分かる。

このように、我が国の伝統的なものと思われているものの中には、長期的な視点で見ると比較的新しいものも含まれている。また、離婚が少なく、専業主婦が多かった昭和の時代の家族の姿の方が、我が国の長い歴史の中では特異であったという見方もできるだろう。

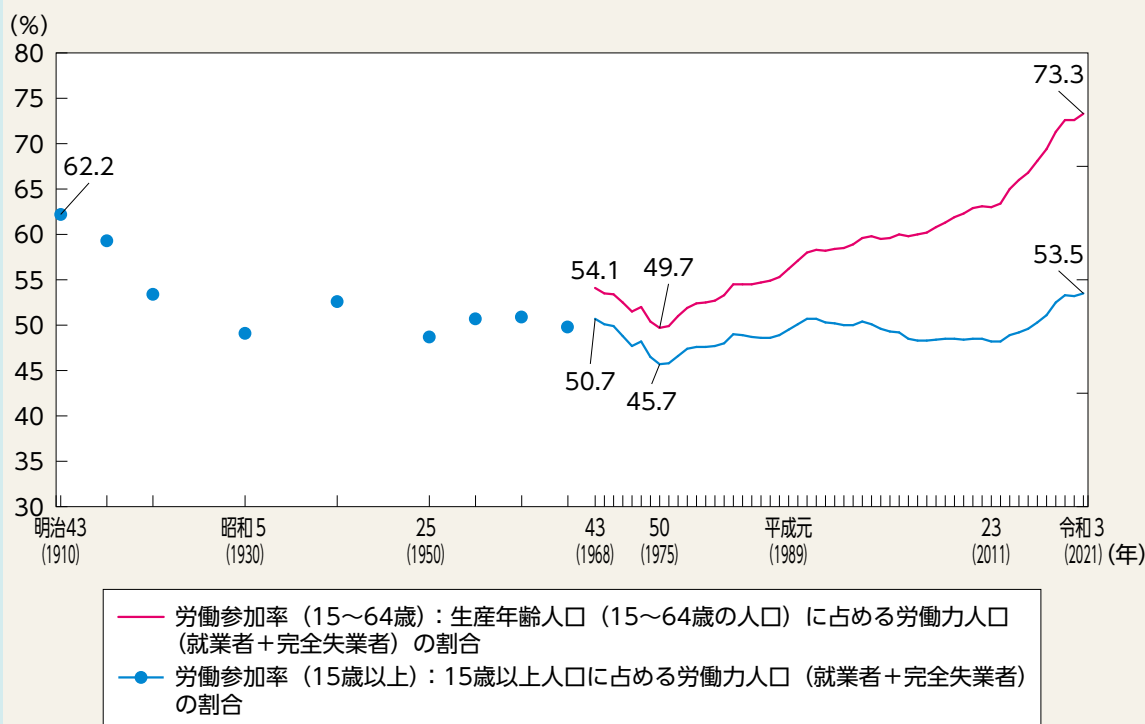
(図3) 夫の氏・妻の氏別婚姻件数の構成割合



7 総理府統計局「昭和55年国勢調査モノグラフシリーズNo.4 人口の就業状態と産業構成」より。

8 なお、近年、労働参加率（15歳以上）が50%前後で推移しているのは、人口高齢化によるものである。

(図4) 女性の労働参加率の推移



- (備考) 1. 明治43 (1910) 年から昭和35 (1960) 年は総理府統計局「昭和55年国勢調査モノグラフシリーズNo.4 人口の就業状態と産業構成」より作成。
昭和43 (1968) 年から令和3 (2021) 年は総務省「労働力調査」より作成。
2. 明治43 (1910) 年から昭和15 (1940) 年は、有業者を労働力とみなして分子としている。
3. 昭和25 (1950) 年は、14歳以上人口に占める労働力人口の割合。沖縄の外国人を除く。
4. 昭和43 (1968) 年から昭和47 (1972) 年の結果数値には、沖縄県分は含まれていない。沖縄の本土復帰により、昭和47 (1972) 年7月以降、沖縄県も調査の範囲に含まれた。
労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況

この節では、結婚と家族を取り巻く状況について、内閣府の調査等²⁹をもとに考察を深める。

1 結婚を取り巻く状況

(配偶者の状況)

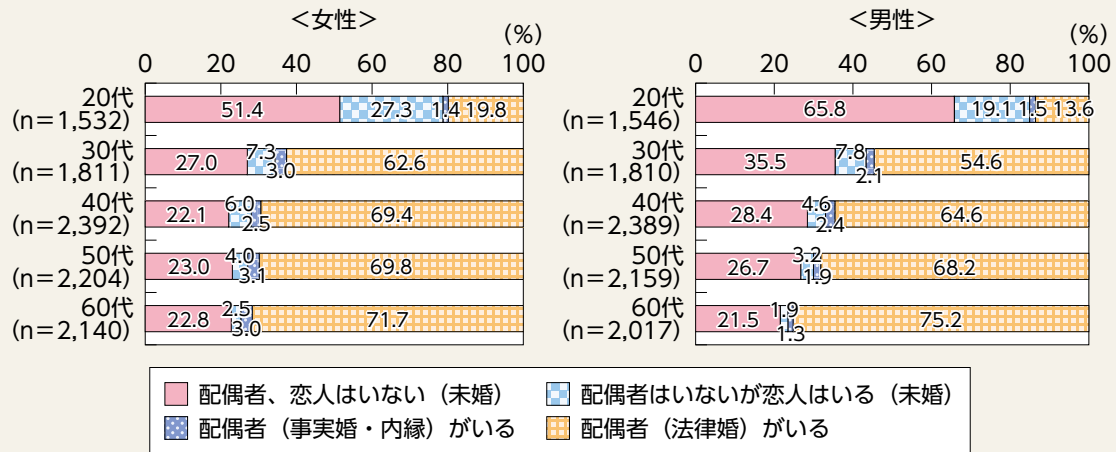
第1節で、男女ともに未婚と離婚の割合が高まっていることを確認した。内閣府の調

査³⁰によると、「配偶者、恋人はいない(未婚)」との回答は、男女ともに、全世代で2割以上となっており、特に、20代の女性の約5割、男性の約7割が、「配偶者、恋人はいない(未婚)」と回答している。「配偶者(法律婚)がいる」と回答した人は、女性は20代で約2割、30代で約6割、40代以降で約7割となっており、男性は20代で14%、30代で約5割、40代以降で6~8割となっている。また、「配偶者(事実婚・内縁)がいる」と回答した人は、男女ともに1~3%となっている(特-35図)。

²⁹ 内閣府男女共同参画局で行われた研究会や調査等を参照する。

³⁰ 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)。以下、本文中に具体的な調査名がなく、「調査」と記載してあるものは全て、同調査。

特-35図 現在の配偶者状況



(備考) 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。

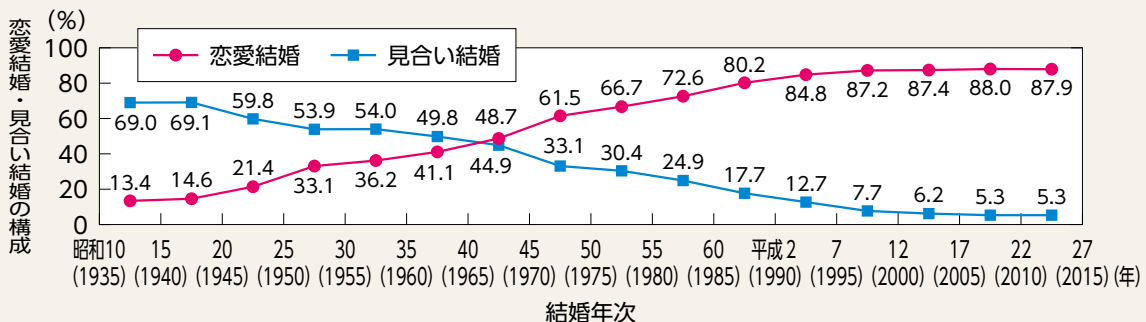
現在、我が国では、恋愛結婚が約9割である(特-36図)。「恋人として交際」した人数を聞いたところ、「恋人として交際」した人がいないと回答した20~30代の独身の女性は24.1%、独身の男性は37.6%となっている。特に、交際経験がない20代の男性が4割近くとなっている。

独身者と既婚者を比較すると、「恋人として交際」した人が3人以上と回答したのは、20~30代の独身女性31.0%、既婚女性53.9%、独身男性24.5%、既婚男性52.7%となっており、既婚者の方が多い。

また、40~54歳の独身女性36.0%、既婚女性45.8%、独身男性30.4%、既婚男性51.1%が「恋人として交際」した人が3人以上と回答している。このように、男女ともに20~54歳の既婚者は約5割が、3人以上と「恋人として交際」している(特-37図)。

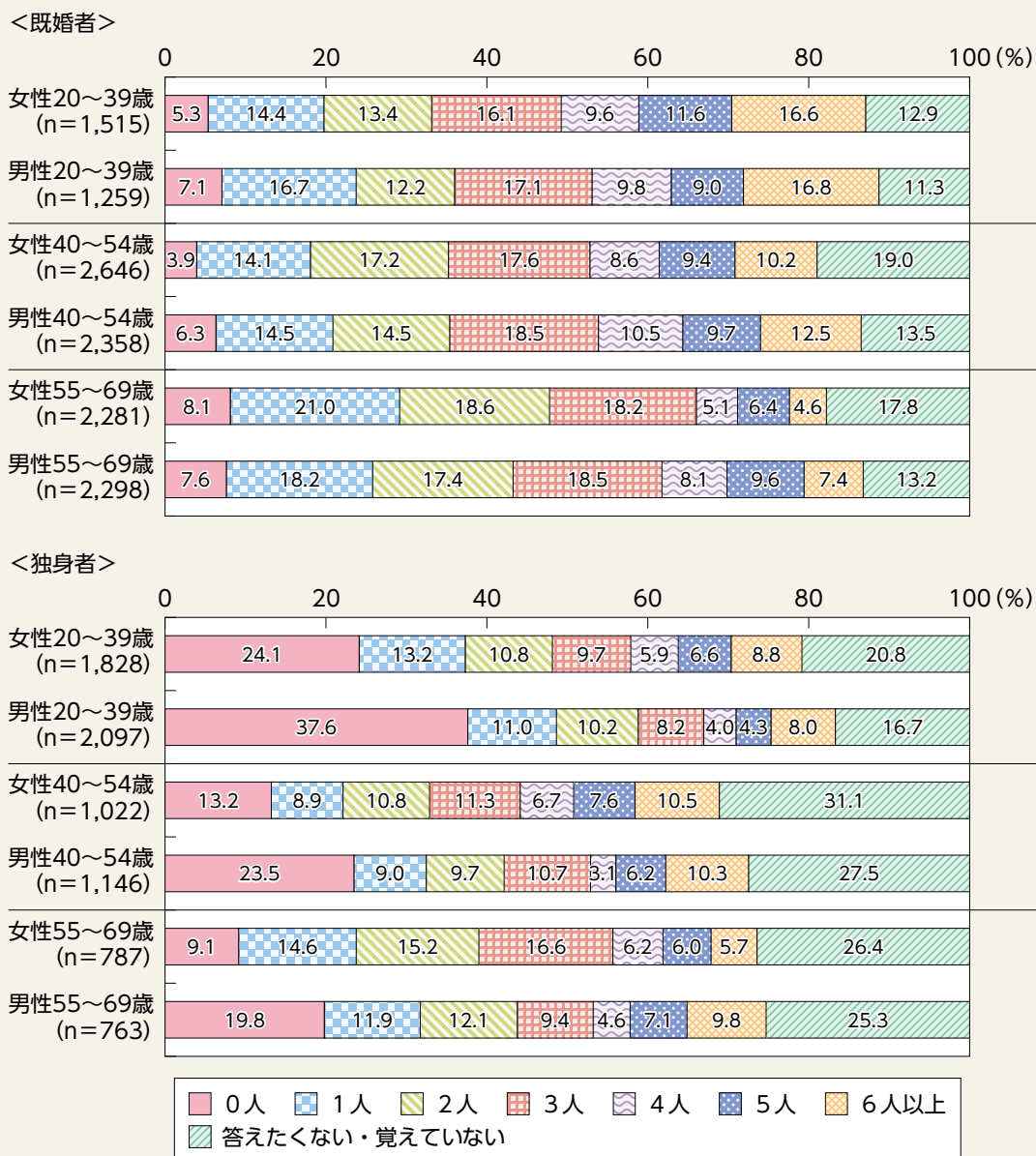
さらに、「これまでの恋人の人数」「デートした人数」について見てみると、男女ともどの年齢階級においても、既婚者の方が独身者よりもおおむね割合が高くなっている(特-38図)。

特-36図 恋愛結婚・見合い結婚の割合推移



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)」(夫婦調査)より作成。
 2. 対象は初婚どうしの夫婦。第7回調査(1930~39年から1970~74年)、第8回調査(1975~79年)、第9回調査(1980~84年)、第10回調査(1985~89年)、第11回調査(1990~94年)、第12回調査(1995年~99年)、第13回調査(2000~04年)、第14回調査(2005~09年)、第15回調査(2010~14年)による。夫婦が出会ったきっかけについて「見合いで」及び「結婚相談所で」と回答したものを見合い結婚とし、それ以外の「学校で」、「職場や仕事の関係で」、「幼なじみ・隣人関係」、「学校以外のサークル活動やクラブ活動・習いごとで」、「友人や兄弟姉妹を通じて」、「街なかや旅行先で」、「アルバイトで」を恋愛結婚と分類して集計。出会ったきっかけが「その他」「不詳」は構成には含むが掲載は省略。

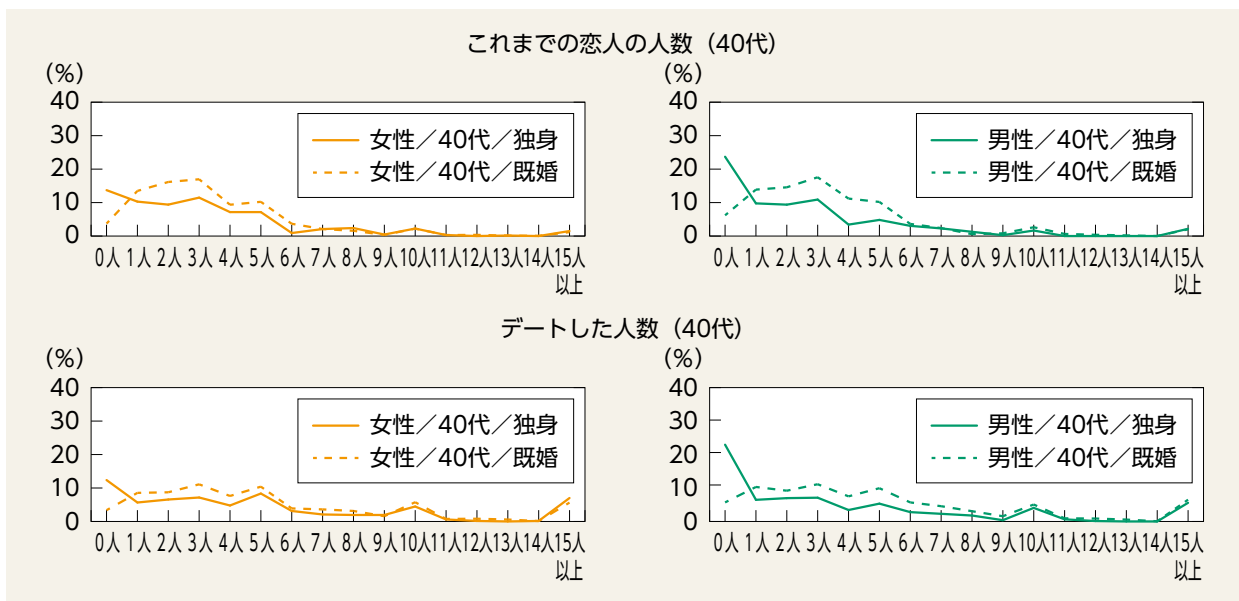
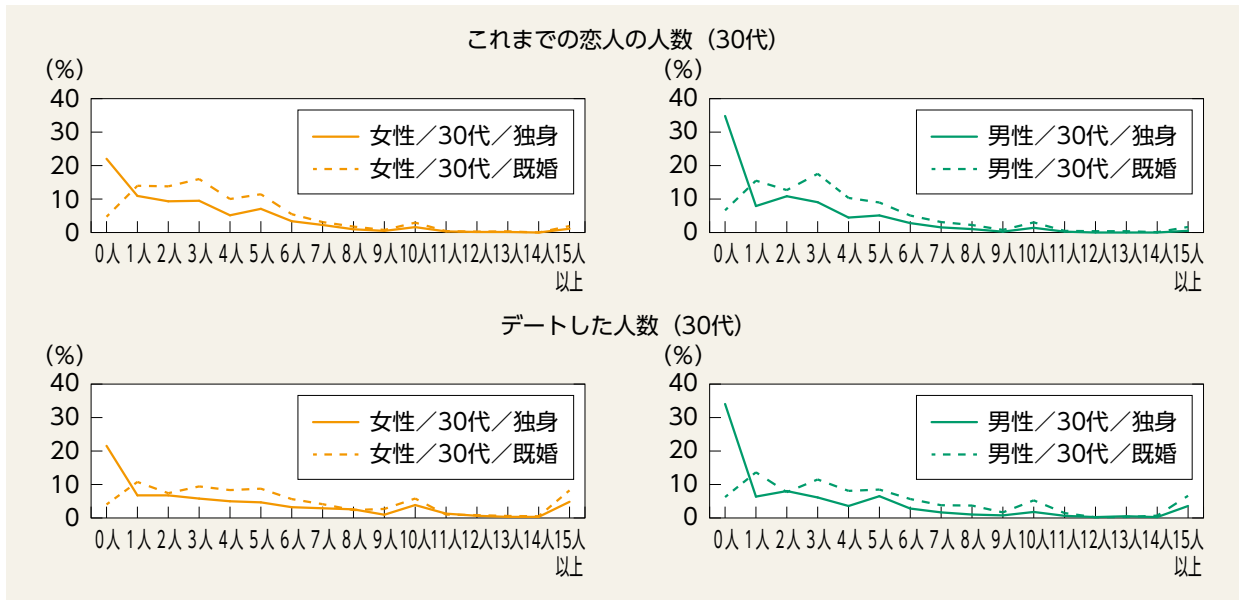
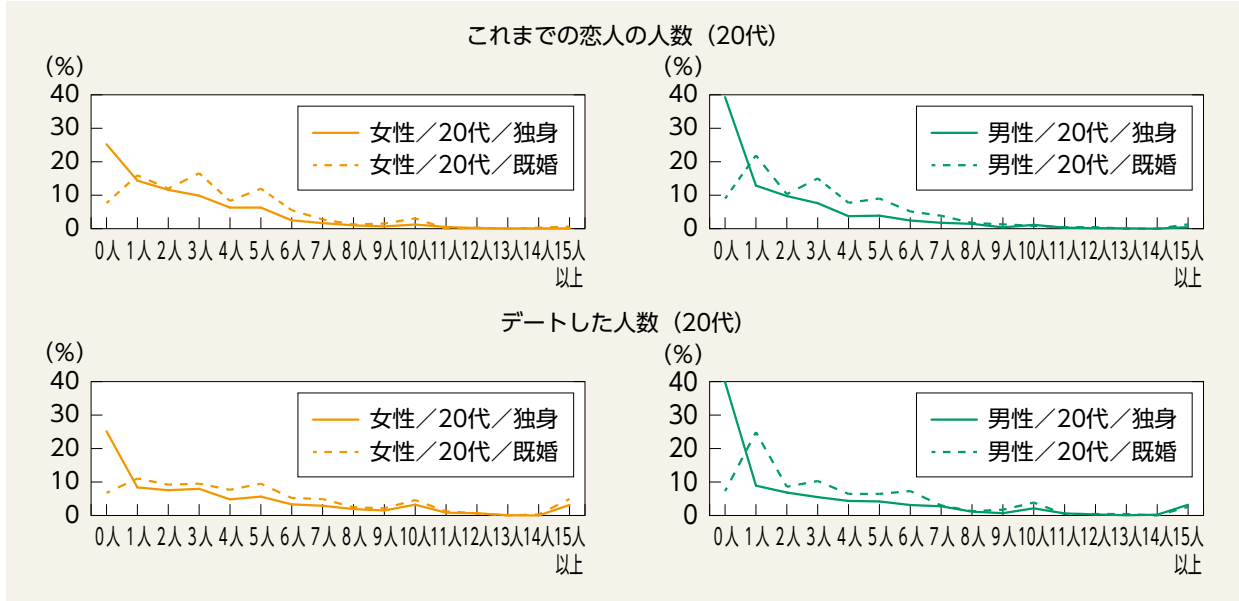
特-37図 これまでの恋人の人数

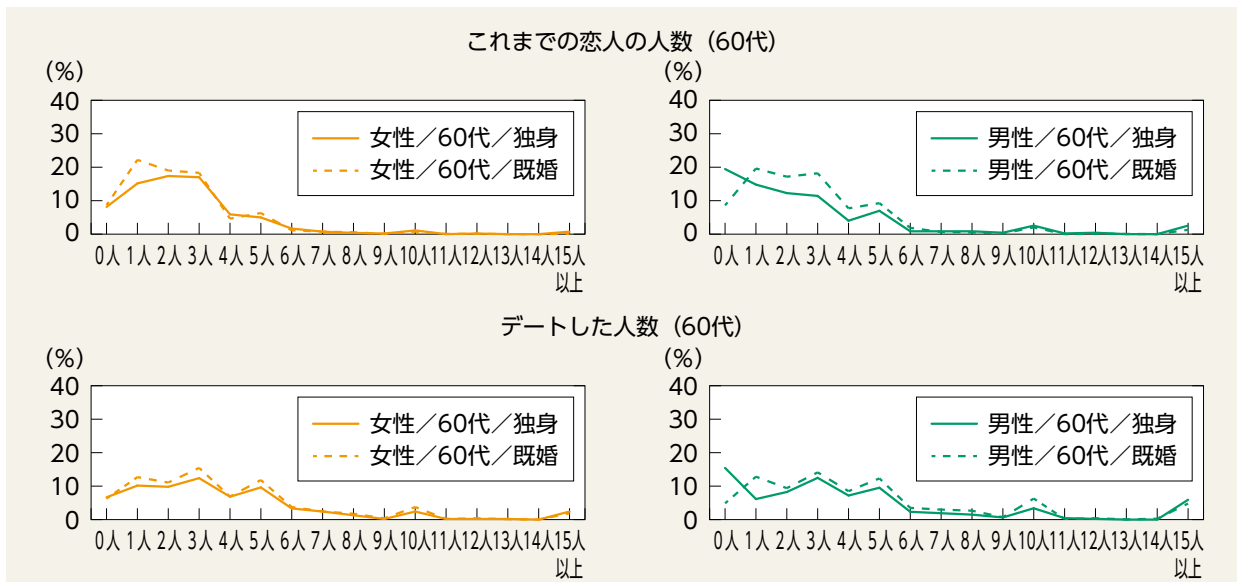
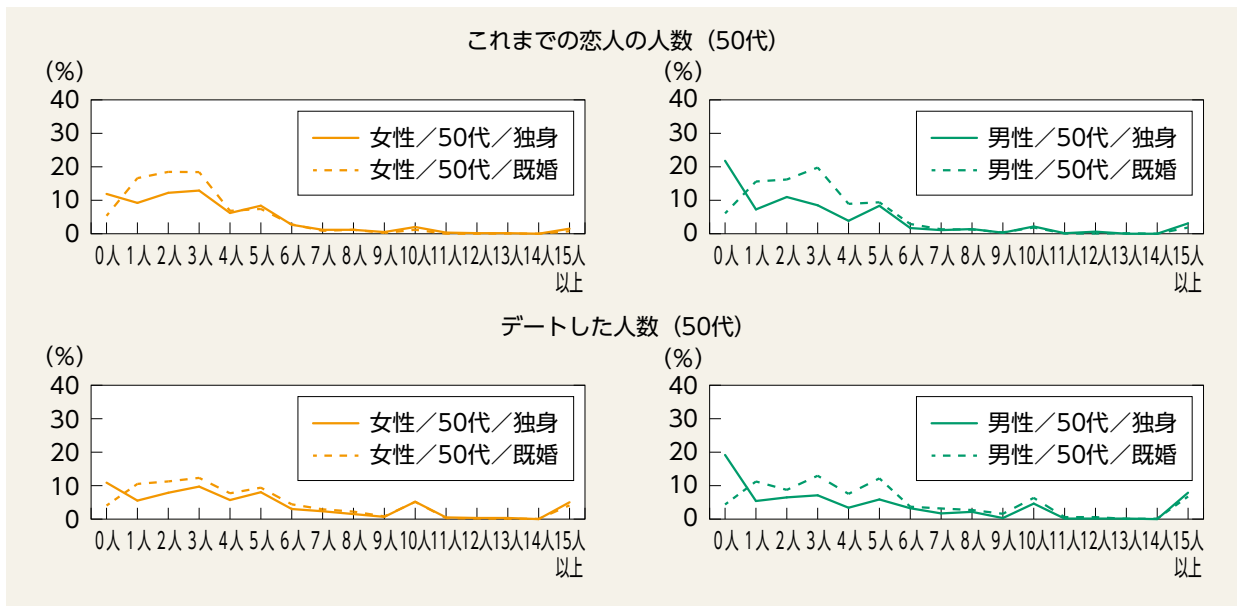


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 中学卒業から最初の結婚まで、「恋人として交際」した人数(結婚相手含む)。ただし、結婚した人で「結婚相手が恋人ではない」とする人もいるため、既婚者で「0人」の場合もある。

特-38図 これまでの恋人の人数・デートした人数

特集
人生100年時代における結婚と家族と家族の姿の変化と課題にどう向き合うか





- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. これまでの恋人の人数は、中学卒業から最初の結婚まで、「恋人として交際」した人数(結婚相手含む)。ただし、結婚した人で「結婚相手が恋人ではない」とする人もいるため、既婚者で「0人」の場合もある。
 3. デートした人数は、中学卒業から最初の結婚まで「デート」した人数(結婚相手を含む、恋人でない人含む)。

(結婚に対する意思)

結婚に対する意思について、独身者(これまで結婚経験無し)を見ると、「結婚意思あり³¹⁾としたのは、20代では女性64.6%、男性54.4%と、20代では女性の方が男性よりも割合が高いが、30代では男女ともに46.4%、40代以上は、女性は割合が減る傾

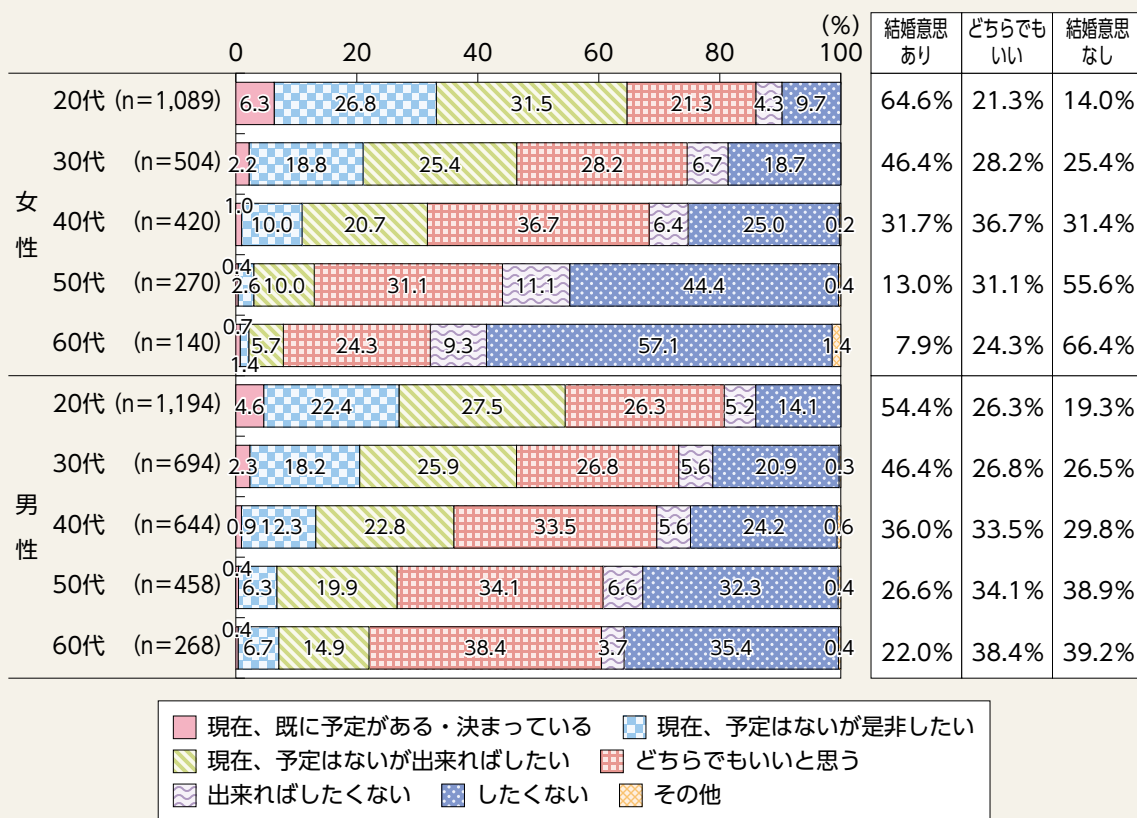
向にある。一方、男性の場合は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っている。

「結婚意思なし³²⁾」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%となっている(特-39図)。

³¹⁾ 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。

³²⁾ 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

特-39図 今後の結婚願望 (独身者)



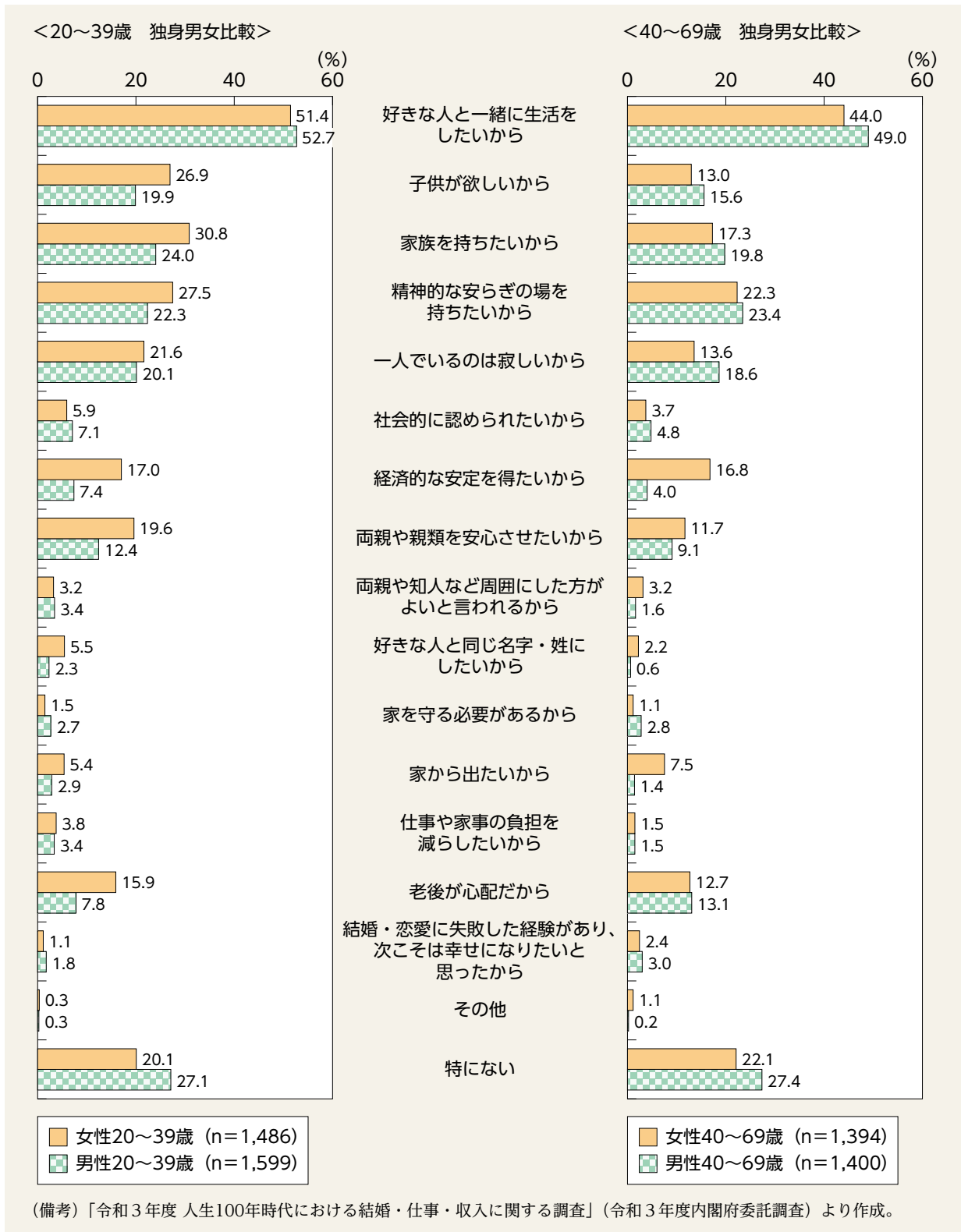
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 独身者のうち、これまで結婚経験がない者が対象。
 3. 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。
 4. 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

結婚したい理由について、独身の男女を比較すると、20~30代、40~60代の男女ともに「好きな人と一緒に生活がしたいから」が約5割となっている。続いて、20~30代では「子供が欲しいから」「家族を持ちたいから」「精神的な安らぎの場を持ちたいから」「一人であるのは寂しいから」が2~3割、40~60代では「家族を持ちたいから」「精神的な安らぎの場を持ちたいから」が約2割となっている。

結婚したい理由について、独身の男女間で差を見てみると、20~30代では、女性の方が高いものは、差が大きい順に「経済的な安定を得たいから」(女性17.0%、男性7.4%)、「老後が心配だから」(女性15.9%、男性7.8%)、

「両親や親類を安心させたいから」(女性19.6%、男性12.4%)、「子供が欲しいから」(女性26.9%、男性19.9%)、男性の方が高いものは、差はそれほど大きくないものの、「好きな人と一緒に生活したいから」(女性51.4%、男性52.7%)、「社会的に認められたいから」(女性5.9%、男性7.1%)、「家を守る必要があるから」(女性1.5%、男性2.7%)となっている。40~60代では、女性は「経済的な安定を得たいから」(女性16.8%、男性4.0%)、「家から出たいから」(女性7.5%、男性1.4%)、男性は「好きな人と一緒に生活をしたいから」(女性44.0%、男性49.0%)、「一人であるのは寂しいから」(女性13.6%、男性18.6%)等となっている(特-40図)。

特-40図 結婚したい理由



積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性の場合、5割前後となっている項目は、20~30代で「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていない

から」、40~60代では、これらの項目に、「結婚相手として条件をクリアできる人に巡り合えそうにないから」「結婚という形式に拘る必要性を感じないから」「今のままの生活を続けた方が安心だから」「仕事・家事・育児・

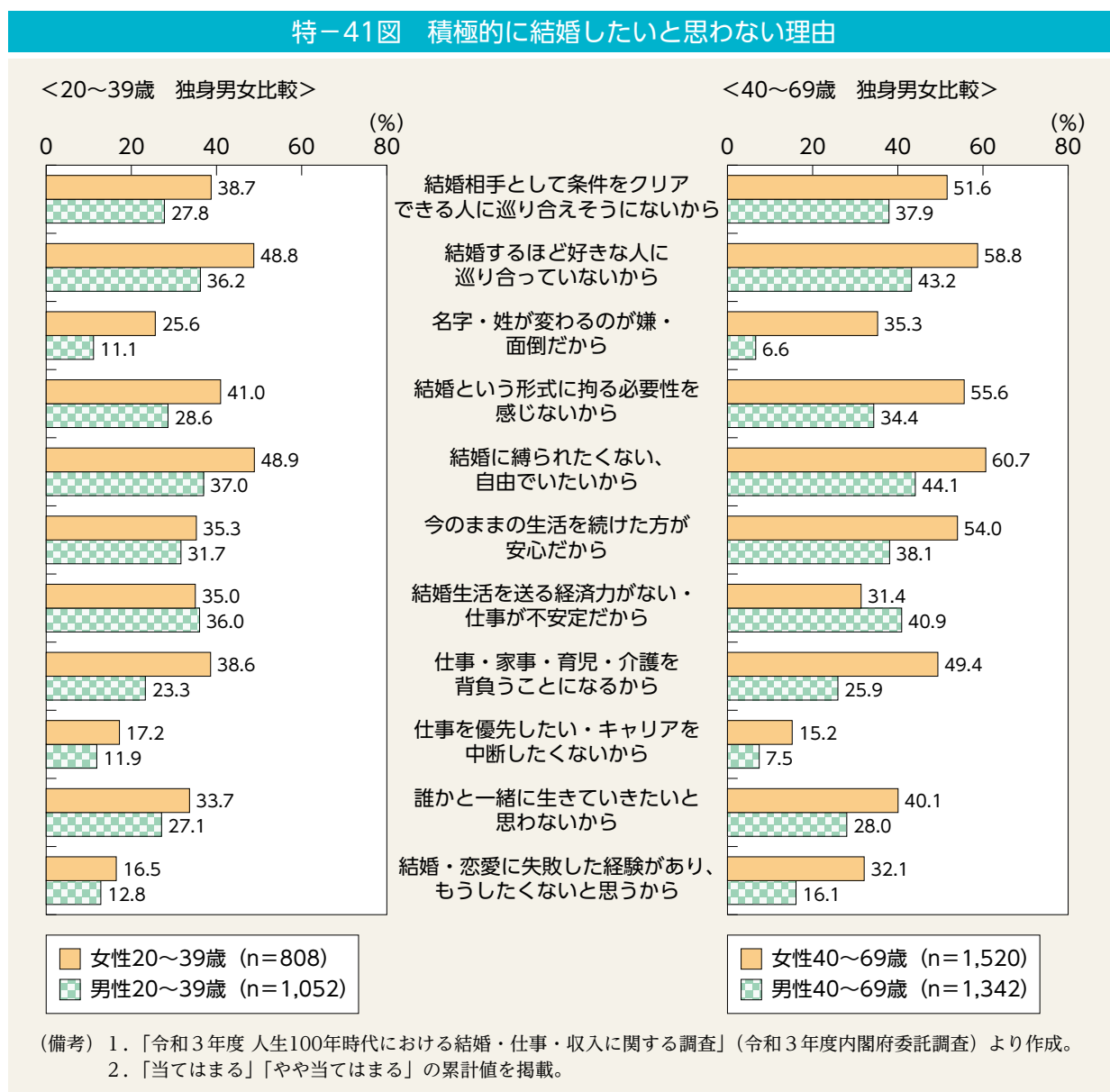
介護を背負うことになるから」が加わる。男性の場合、5割以上となっている項目は無いが、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」が20～30代、40～60代で約4割となっている。

男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」(20～30代：女性38.6%、男性23.3%、40～60代：女性49.4%、男性25.9%)、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」(20～30代：女性25.6%、男性11.1%、40～60代：女性35.3%、男性6.6%)

などで、男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」(20～30代：女性35.0%、男性36.0%、40～60代：女性31.4%、男性40.9%)となっている。この項目間差は20～30代よりも、40～60代と年代が上がる方が大きくなる(特-41図)。

独身女性が、積極的に結婚したいと思わない理由について、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」を挙げる背景には、社会や周囲、また、自分自身のアンコンシャス・バイアスの他、仕事・家事・育児・介護のバランスを取ることに苦労している既婚女性の姿を見て判断している可能性もある。

特-41図 積極的に結婚したいと思わない理由

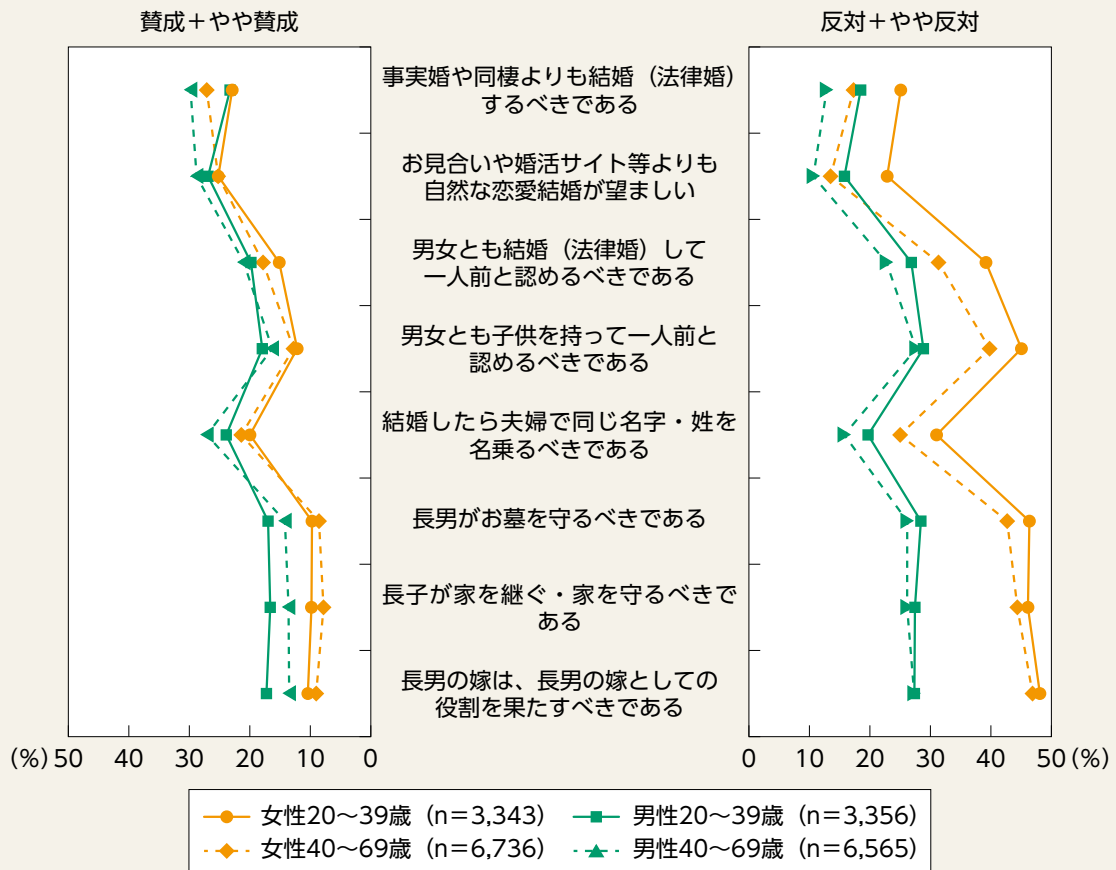


上記のアンコンシャス・バイアスについて、結婚・子供、家族の視点から見てみると、「事実婚や同棲よりも結婚（法律婚）するべきである」について、20～30代の女性は反対が賛成を上回っている一方、40～60代の女性及び男性は、賛成が反対を上回っている。「結婚したら夫婦で同じ名字・姓を名乗るべきである」について、女性、特に20～30代は反対が賛成を上回り、男性、特に40～60代は賛成が反対を上回っている。また、「長男がお墓を守るべきである」「長子が家を継ぐ・

家を守るべきである」「長男の嫁は、長男の嫁としての役割を果たすべきである」等の考え方については、女性の反対の割合が非常に大きい（特-42図）。別の内閣府の調査³³では、「男性は結婚して家庭をもって一人前だ」について、男性、特に50代、60代は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高い（特-43図）。女性は、既存の制度・考え方についての反対割合が高いが、男性は、特に中高年で、賛成割合が高い、あるいは反対割合が高くない。

³³ 内閣府「令和3年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（令和3年9月公表）。

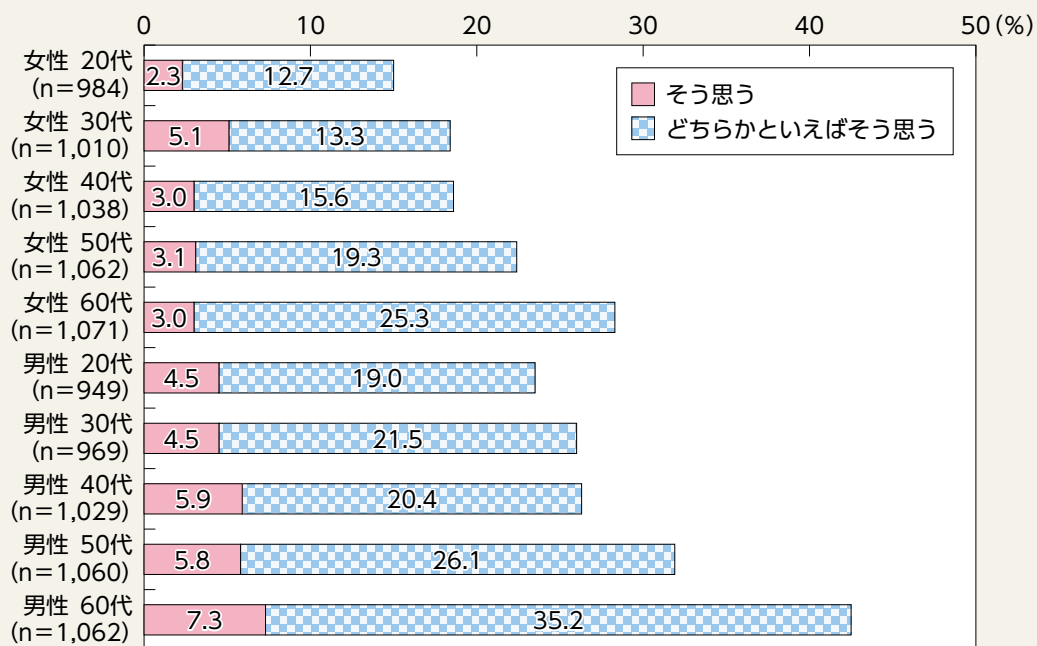
特-42図 家族に関する意識（結婚・子供、家族）



		女性/20-39歳 (n=3,343)		女性/40-69歳 (n=6,736)		男性/20-39歳 (n=3,356)		男性/40-69歳 (n=6,565)	
		賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対
結婚・子供	事実婚や同棲よりも結婚(法律婚)するべきである	22.9%	25.1%	27.1%	17.3%	23.3%	18.5%	29.8%	12.8%
	お見合いや婚活サイト等よりも自然な恋愛結婚が望ましい	25.2%	22.9%	25.2%	13.5%	26.9%	15.8%	28.8%	10.7%
	男女とも結婚(法律婚)して一人前と認めるべきである	15.1%	39.2%	17.8%	31.3%	19.8%	26.8%	21.0%	22.7%
	男女とも子供を持って一人前と認めるべきである	12.2%	45.0%	12.8%	39.8%	17.9%	28.8%	16.3%	27.6%
	結婚したら夫婦で同じ名字・姓を名乗るべきである	20.0%	31.0%	21.4%	25.0%	23.9%	19.7%	27.1%	15.8%
家族	長男がお墓を守るべきである	9.7%	46.4%	8.6%	42.7%	17.0%	28.4%	14.2%	26.2%
	長子が家を継ぐ・家を守るべきである	9.8%	46.1%	7.8%	44.4%	16.6%	27.4%	13.6%	26.2%
	長男の嫁は、長男の嫁としての役割を果たすべきである	10.4%	48.1%	9.0%	46.9%	17.3%	27.4%	13.5%	27.3%

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 青色網掛:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」で、割合の大きい方。
 赤字:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」の差が10%ポイント以上。

特-43図 性別役割意識（男性は結婚して家庭をもって一人前だ）

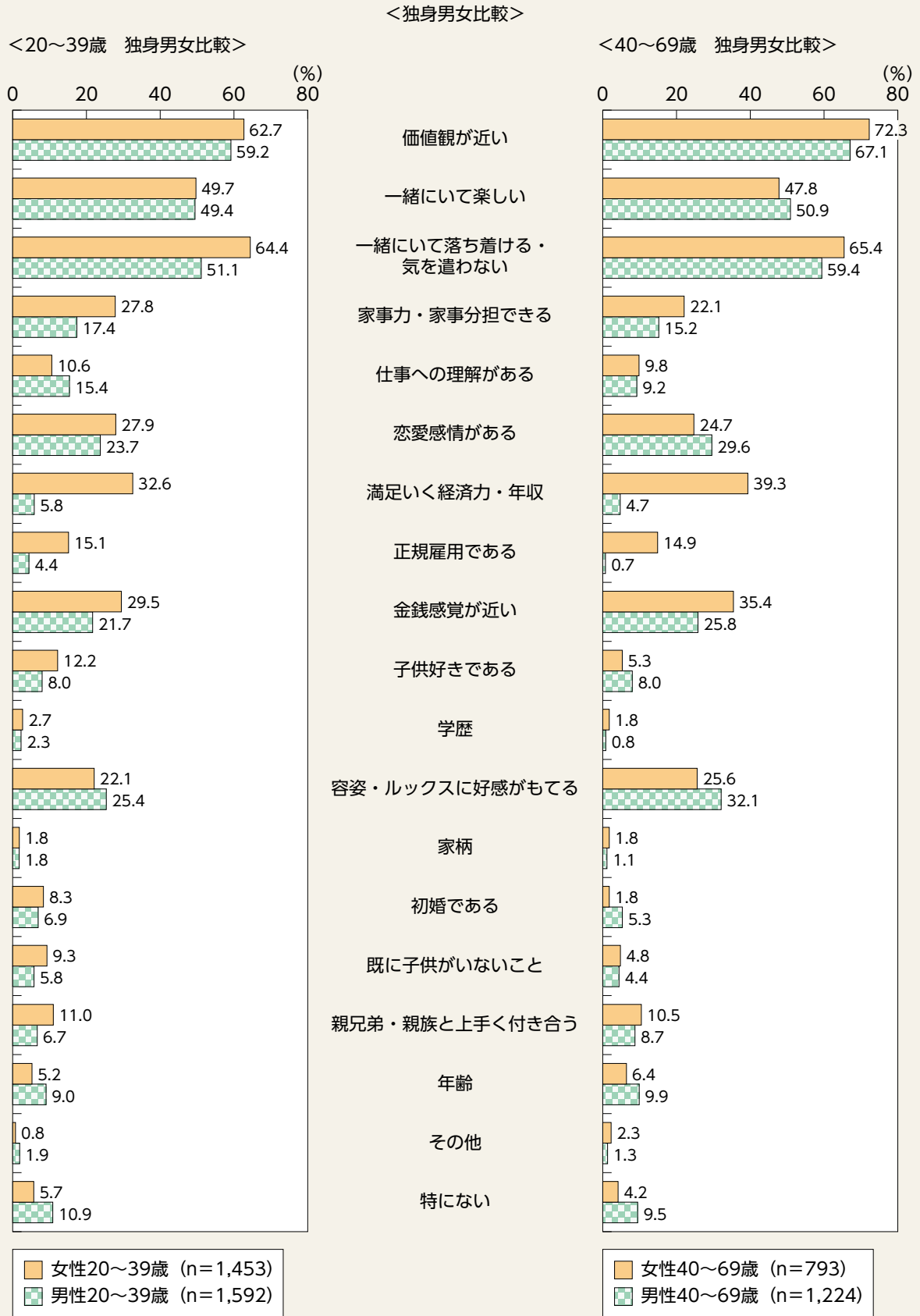


（備考）内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」より作成。

結婚相手に求めること（理想）について、独身の男女は、20～30代、40～60代ともに「価値観が近い」「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」が5～7割となっている。既婚の男女も、結婚相手に求めたこと（理想）について、20～30代、40～60代ともに「価値観が近い」「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」が5～7割となっている一方、現在結婚相手に求めること（現実）については、同項目で割合が、4～6割と減る。

独身の男女間で大きく差があり、女性の方が高いものは、「満足いく経済力・年収」（20～30代：女性32.6%、男性5.8%、40～60代：女性39.3%、男性4.7%）、「正規雇用である」（20～30代：女性15.1%、男性4.4%、40～60代：女性14.9%、男性0.7%）等で、既婚の男女間の理想・現実ともに同傾向であるが、結婚後、現在結婚相手に求めること（現実）は、これに「家事力・家事分担できる」が加わる（特-44図）。

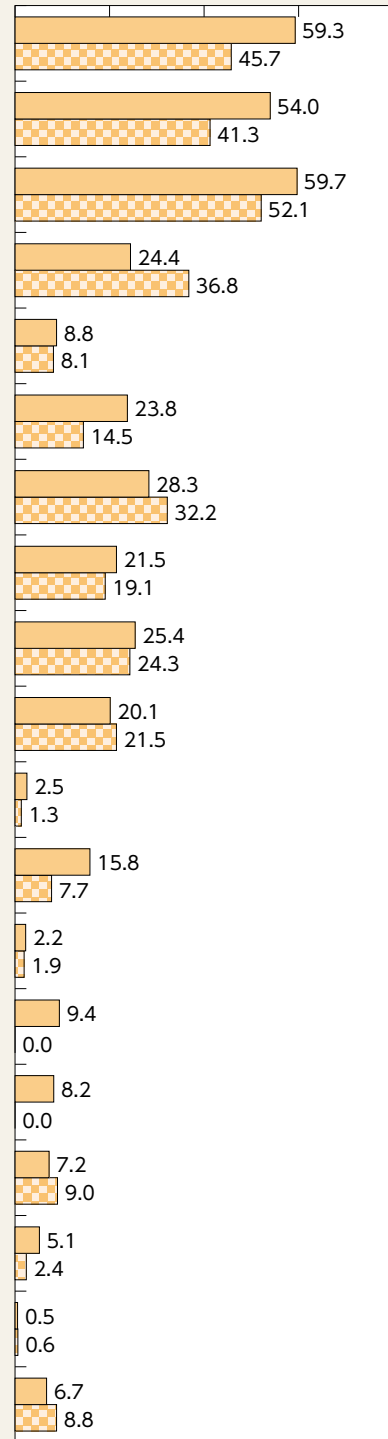
特-44図 結婚相手に求める・求めたこと



<20~39歳既婚男女 理想と現実比較>

<20~39歳 既婚女性 (n=1,515)>

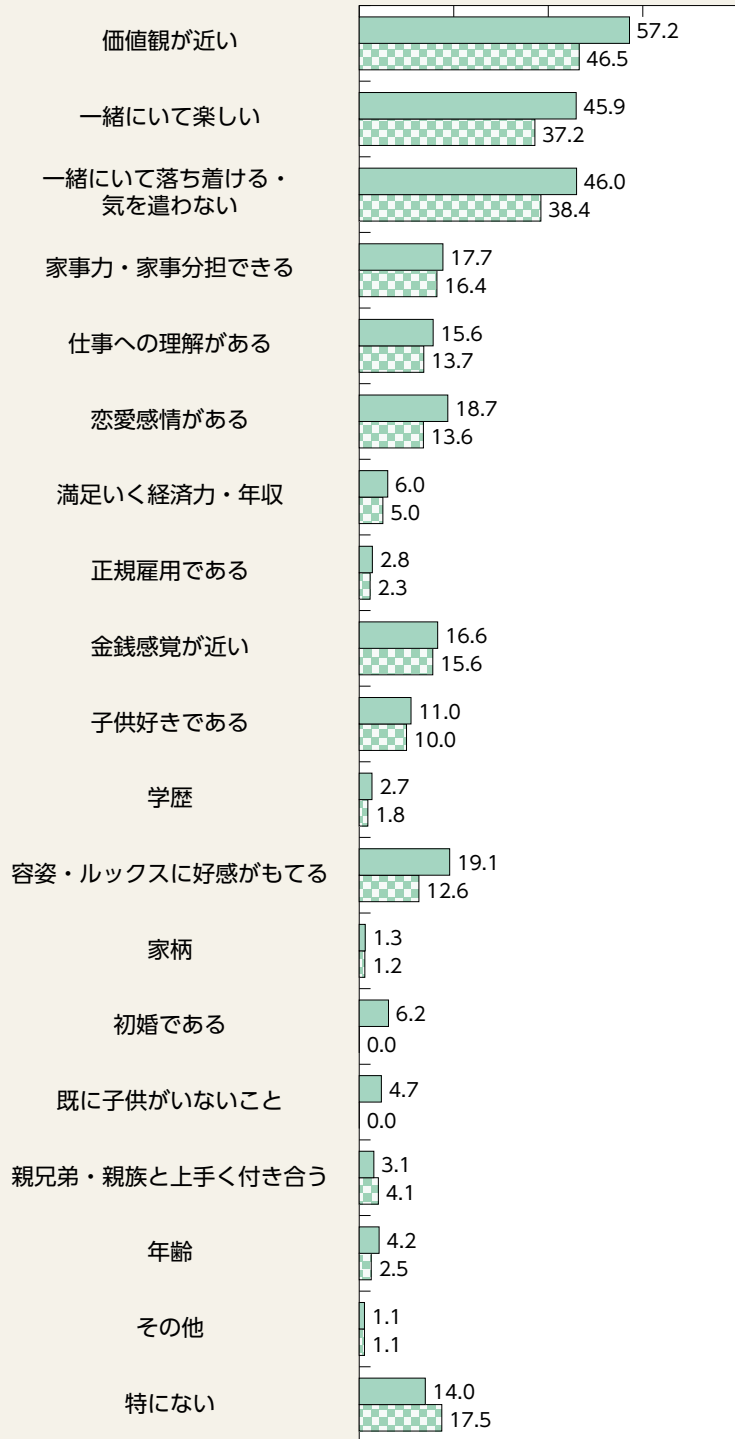
(%)
0 20 40 60 80



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
■ 現在相手に求めること (現実)

<20~39歳 既婚男性 (n=1,259)>

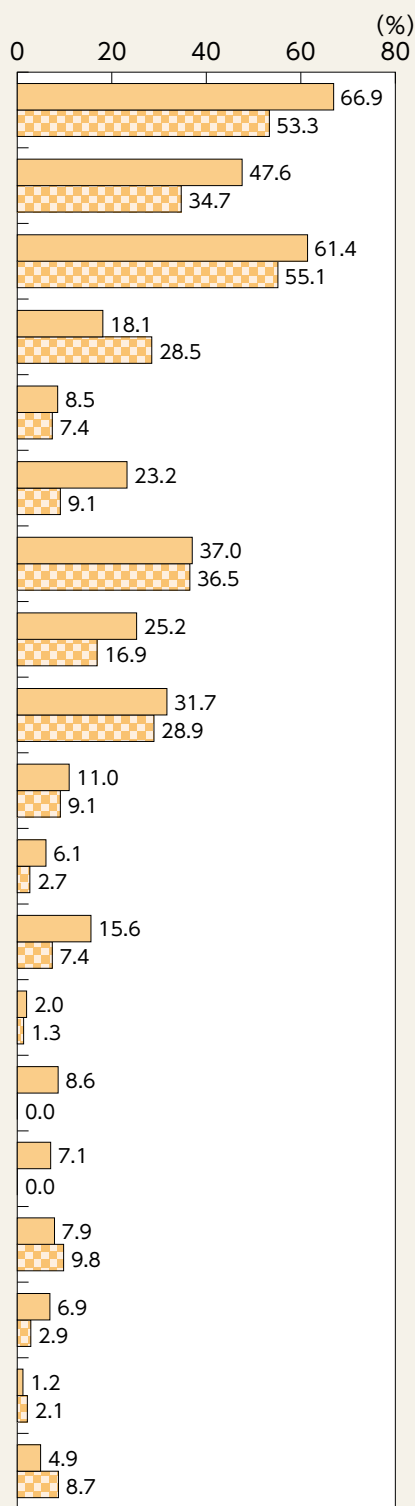
(%)
0 20 40 60 80



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
■ 現在相手に求めること (現実)

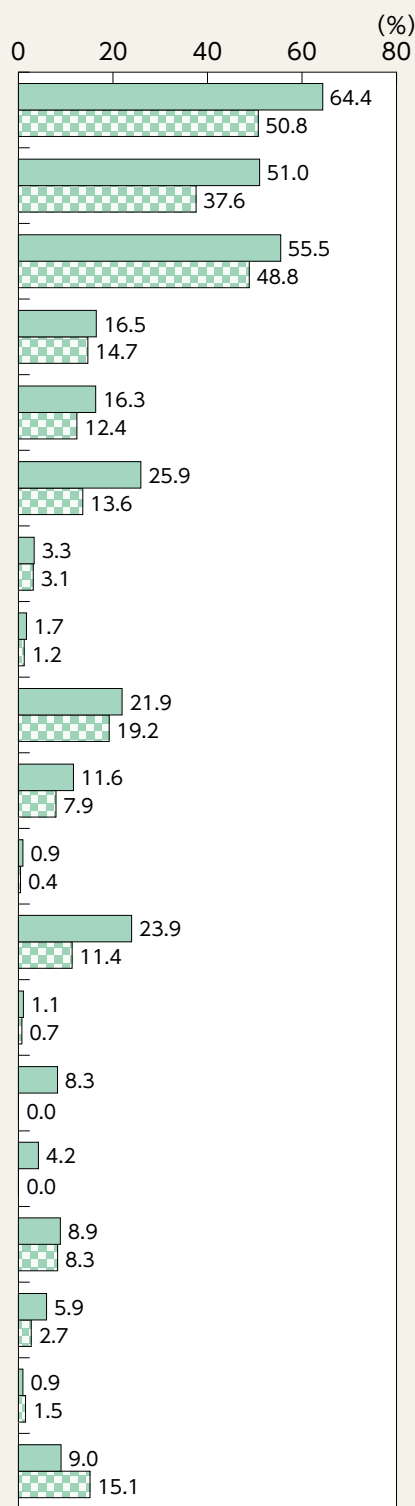
<40～69歳既婚男女 理想と現実比較>

<40～69歳 既婚女性 (n=4,927)>



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
 ■ 現在相手に求めること (現実)

<40～69歳 既婚男性 (n=4,656)>



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
 ■ 現在相手に求めること (現実)

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には、事実婚・内縁を含む。
 3. 優先度の高いものを5つ選択。

結婚したい理由、結婚相手に求める・求めたこと（理想と現実）から、依然として一定程度の女性が、結婚は経済的安定の手段と考えていることが窺える。

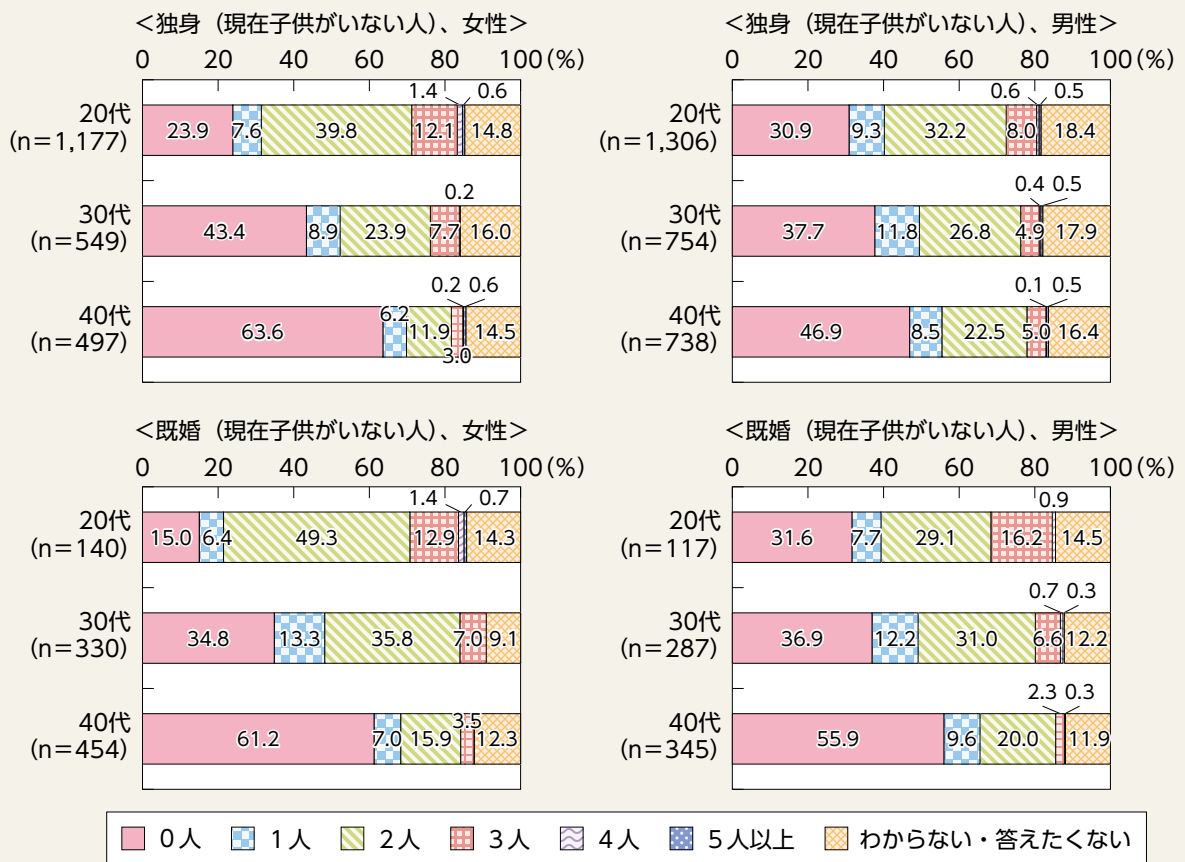
（子供を持つことに対する意思）

現在、子供がいない独身及び既婚の男女の「理想の子供の数」について見てみると、「0人（子供はらない）」か「2人」に傾向が分かれている。「0人」と回答したのは、独身女性は20代で23.9%、30代で43.4%とな

り、独身男性は20代で30.9%、30代で37.7%となっている。

一方、「2人」と回答したのは、独身女性は20代で39.8%と割合が最も高く、30代で23.9%、独身男性は20代で32.2%、30代で26.8%となっている。既婚女性は20代で49.3%と最も割合が高く、30代で35.8%、既婚男性は20代で29.1%、30代で31.0%となっている（特-45図）。

特-45図 理想の子供数



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 既婚者には、事実婚・内縁を含む。

3

事実婚の実態について

近年、いわゆる「事実婚¹」と言われる結婚の形を選択する夫婦の姿が、メディア等でも紹介されるようになってきている。

事実婚に関するデータは少なく、その実態は見えにくい。しかし、内閣府で令和3（2021）年度に実施した各種意識調査の結果を見ると、事実婚を選択している人は成人人口の2～3%を占めていることが推察される。

例えば、内閣府男女共同参画局が実施した委託調査²では、調査回答者のうち、「配偶者（事実婚・内縁）がいる」と回答した人は2.3%であった。別調査³では、調査回答者のうち、「事実婚」と回答した人は2.9%、「パートナーと暮らしている」と回答した人は1.1%であった。

内閣府大臣官房政府広報室による世論調査⁴においては、「あなたは現在、結婚していますか」との質問に対し、「結婚していないが、パートナーと暮らしている」と回答した人は2.5%となっている（図）各種意識調査の結果）。

「事実婚」とと言われる結婚の形を選択する理由としては、夫婦の名字・姓の問題があることが指摘されている。

内閣府男女共同参画局が実施した委託調査⁵においては、積極的に結婚したくない理由として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した割合は、20～30代の女性で25.6%、男性で11.1%、40～60代の女性で35.3%、男性で6.6%であった（特-41図再掲）。

夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関しては、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされている。

1 事実婚とは、「法律上の要件（届出）を欠くが、事実上夫婦としての実態を有する関係」を指す。ここでは婚姻の届出の有無により、前者について法律婚、後者について事実婚という言葉を使用している。なお、いわゆる法律婚と事実婚の制度上の相違等について、内閣府「人生100年時代における結婚と家族に関する研究会」において紹介されている。（<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/index.html>）

2 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

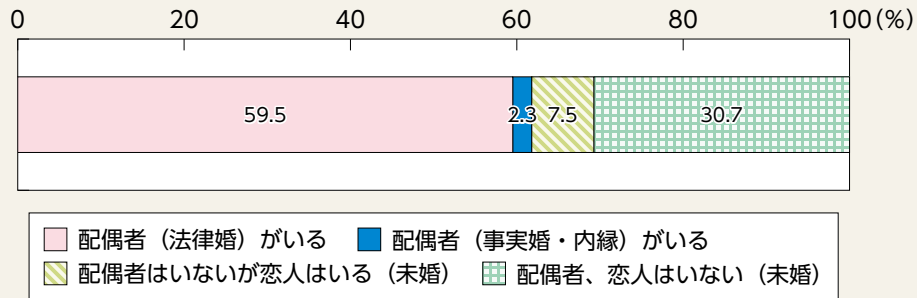
3 内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」。

4 内閣府「家族の法制に関する世論調査」（令和4年3月25日公表）。

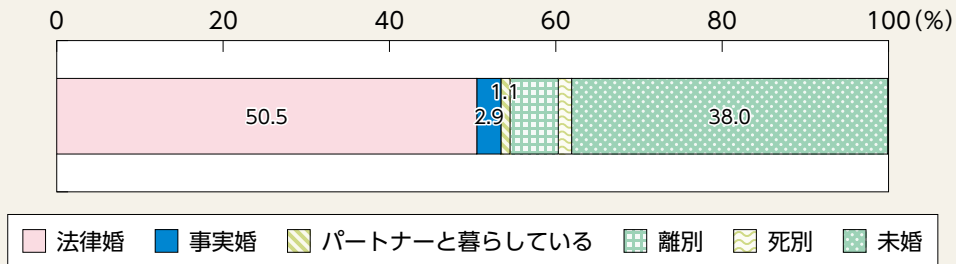
5 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

(図) 各種意識調査の結果

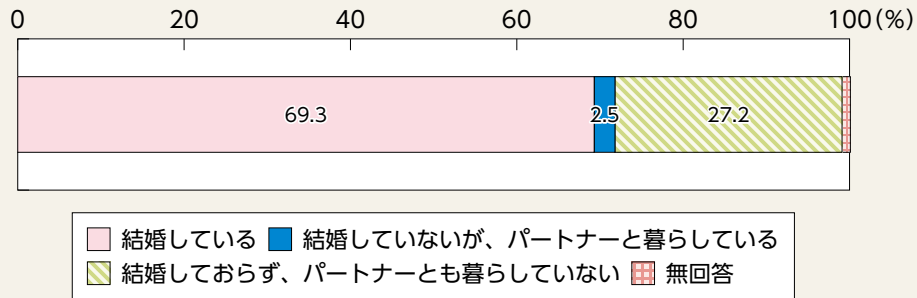
「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」
(n=20,000)



「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」
(n=10,330)



「家族の法制に関する世論調査」(n=2,884)



2 離婚を取り巻く状況

(1) 離婚

(離婚をめぐる状況)

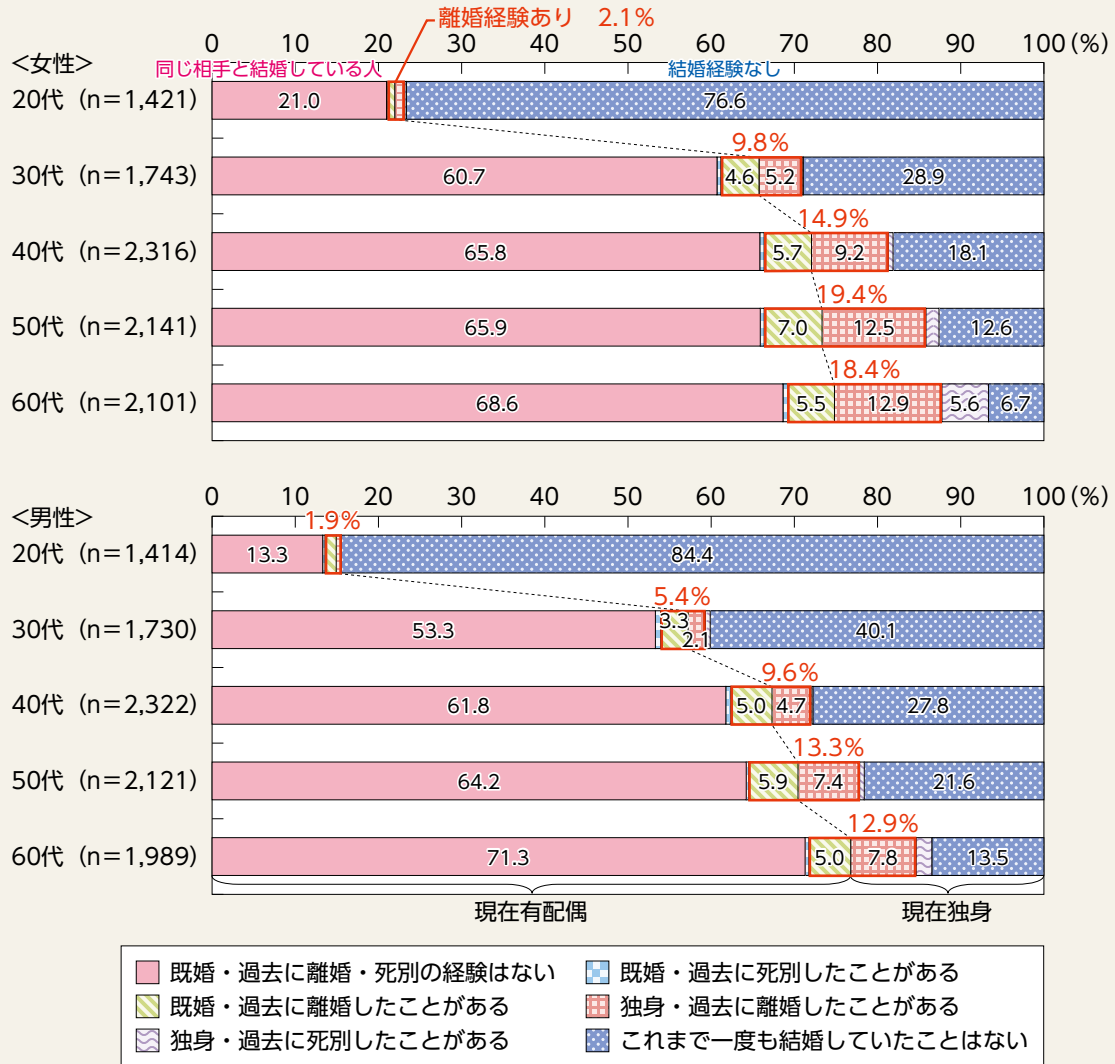
第1節で、平成27(2015)年以降、離婚件数は毎年約20万件で推移しており、離婚件数は婚姻件数の約3分の1となっていることを確認した。このことに伴い、離婚をめぐる状況も多様化しており、50~60代の離婚経験者の内訳を見ると、50代女性は19.4%が離婚経験があり、うち、現在有配偶7.0%、現在独身12.5%となっている。60代女性は

18.4%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.5%、現在独身12.9%となっている。

50代男性は13.3%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.9%、現在独身7.4%となっている。60代の男性は12.9%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.0%、現在独身7.8%となっている。

50~60代の現在独身の人に注目すると、女性は約半数が離婚経験があり、男性は半数以上がこれまで一度も結婚していたことはない(特-46図)。

特-46図 過去の離婚の経験

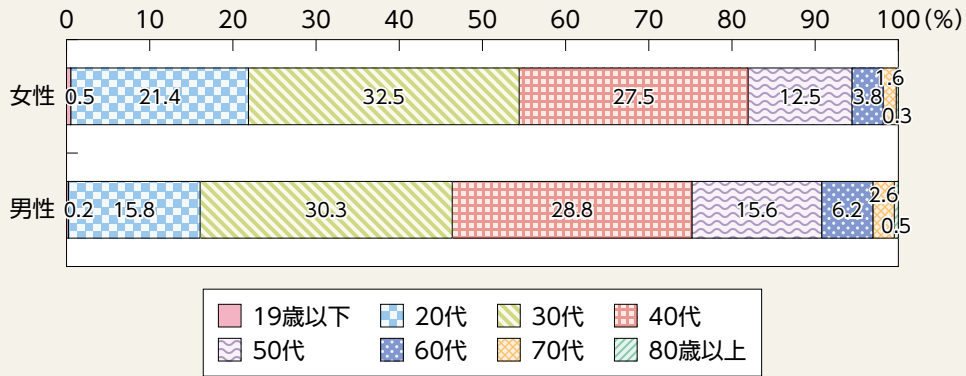


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣委託調査)より作成。
 2. 「過去に離別したことがある」には、過去に離婚・死別の両方を経験したことがある人も含まれる。
 3. 「答えたくない」とした回答者を除いて算出。

離婚した時の状況を見ると、令和2(2020)年に、別居し離婚した人の別居を開始した年齢は、男女ともに30代が最も多く(女性32.5%、男性30.3%)、続いて40代(女性27.5%、男性28.8%)、20代(女性21.4%、男性15.8%)である(特-47図)。また、令

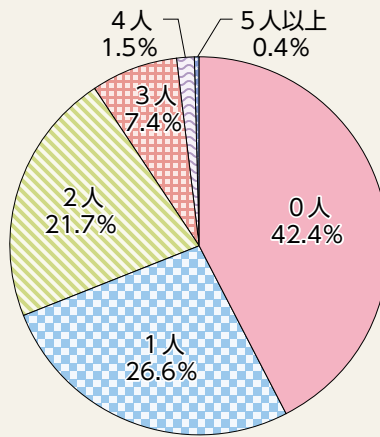
和2(2020)年に離婚した人のうち、6割近くには、親権を行う子供がいた(特-48図)。なお、この20年ほどは親が離婚した未成年の子の数は毎年約20~26万人で推移しており、未成年人口1,000人に対しておおむね10人で推移している(特-49図)。

特-47図 別居時の年齢別離婚件数（令和2（2020）年）



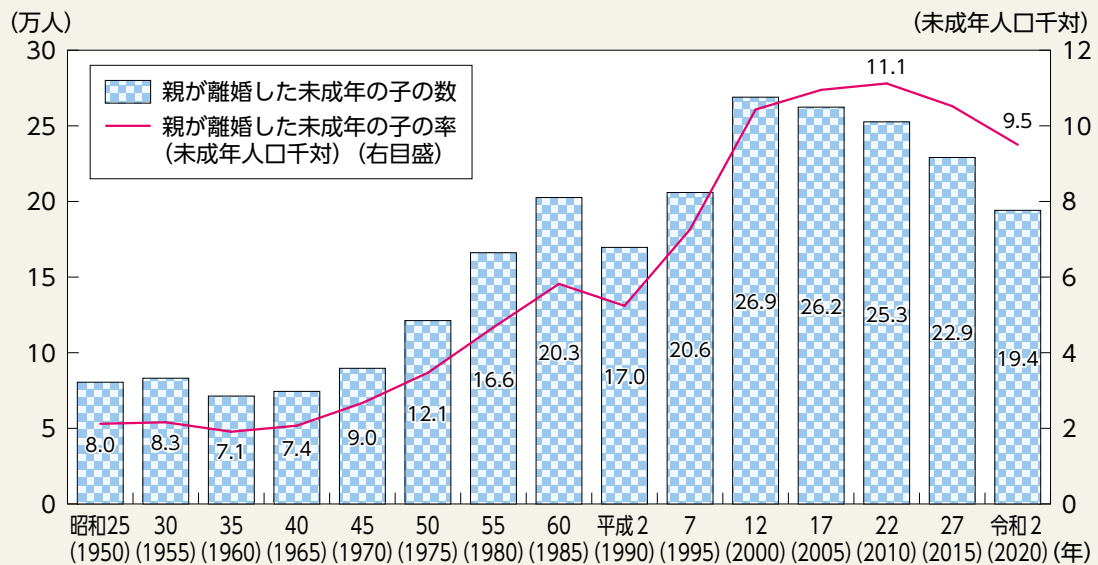
（備考）1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 同年に別居かつ離婚した人が対象。

特-48図 夫妻が親権を行う子の数別離婚件数の割合（令和2（2020）年）



（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

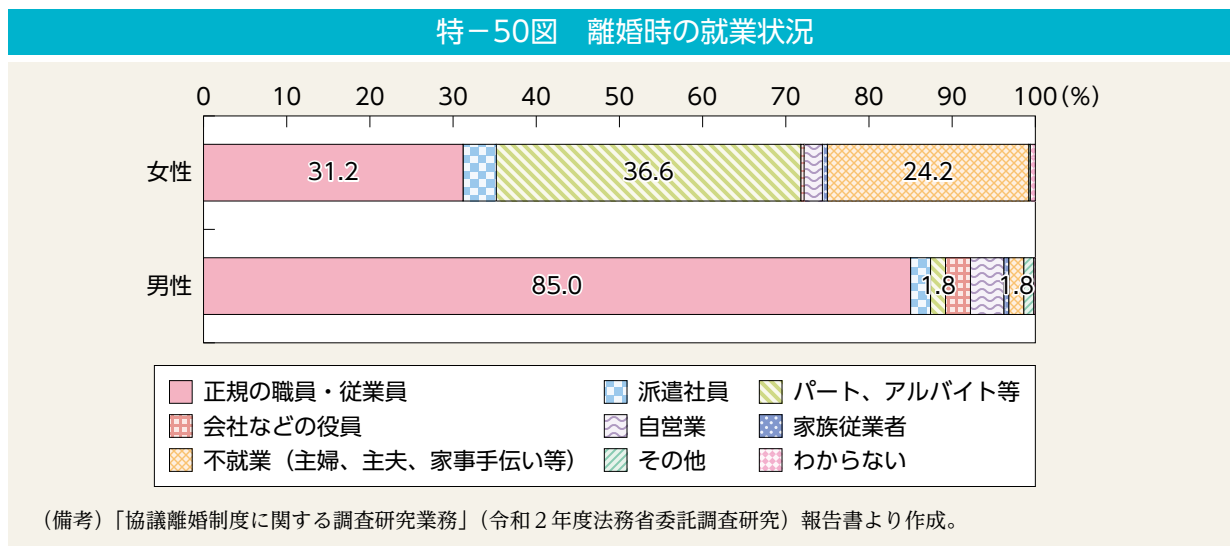
特-49図 親が離婚した未成年の子



（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

法務省の調査³⁴によると、協議離婚経験者の離婚時の就業状況は、男性の場合は85.0%と大半が正規の職員・従業員であったが、女性の場合、「パート、アルバイト等」が

36.6%と最も多く、続いて「正規の職員・従業員」が31.2%、「不就業（主婦、主夫、家事手伝い等）」が24.2%となっている（特-50図）。

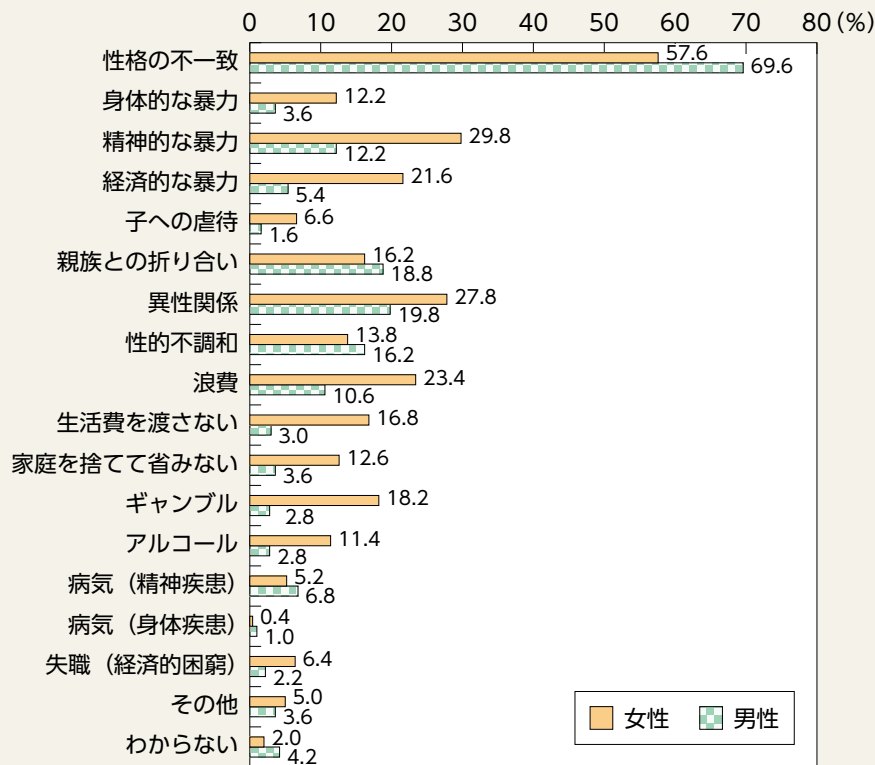


夫婦関係が破綻した原因を見ると、男女ともに「性格の不一致」が一番多く、女性で57.6%、男性で69.6%と、6～7割となっているが、女性の場合は「精神的な暴力」がこれに続き、29.8%となっている（特-51図）。「精神的な暴力」については、例えば罵声や暴言を浴びせる、大声で怒鳴る、汚い言葉で被害者を非難する、などの心無い言動等が続くことにより、相手の心を傷つけることを指すが、その結果、PTSD（心的外傷後ス

トレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある、重大な人権侵害行為である。なお、女性の3人に1人は「身体的な暴力」「精神的な暴力」のいずれか、もしくは両方を離婚理由として挙げており、DV（配偶者暴力）を受けた人への支援や、DV対策の重要性が窺える（特-52図）。

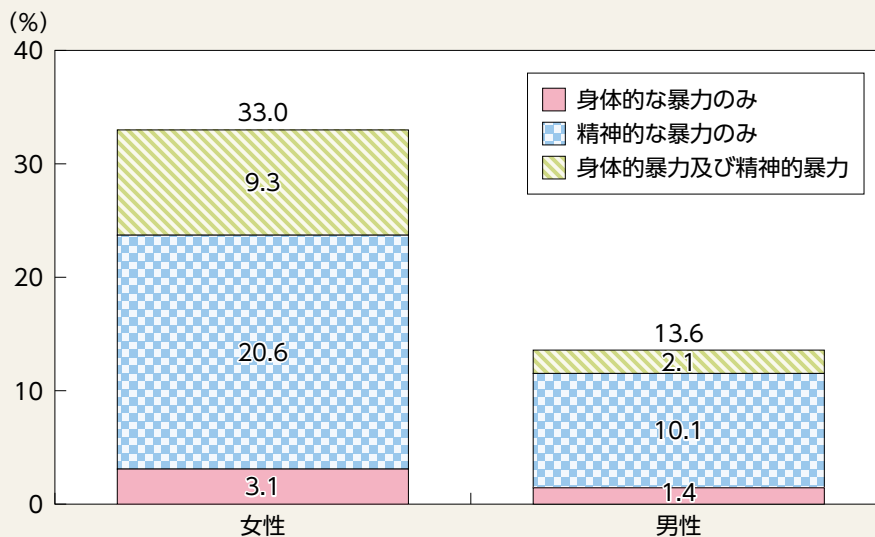
³⁴ 法務省「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和3年3月実施・4月公表)。

特-51図 夫婦関係が破綻した原因



(備考) 「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和2年度法務省委託調査研究) 報告書より作成。

特-52図 離婚原因として身体的・精神的な暴力を挙げている人の割合



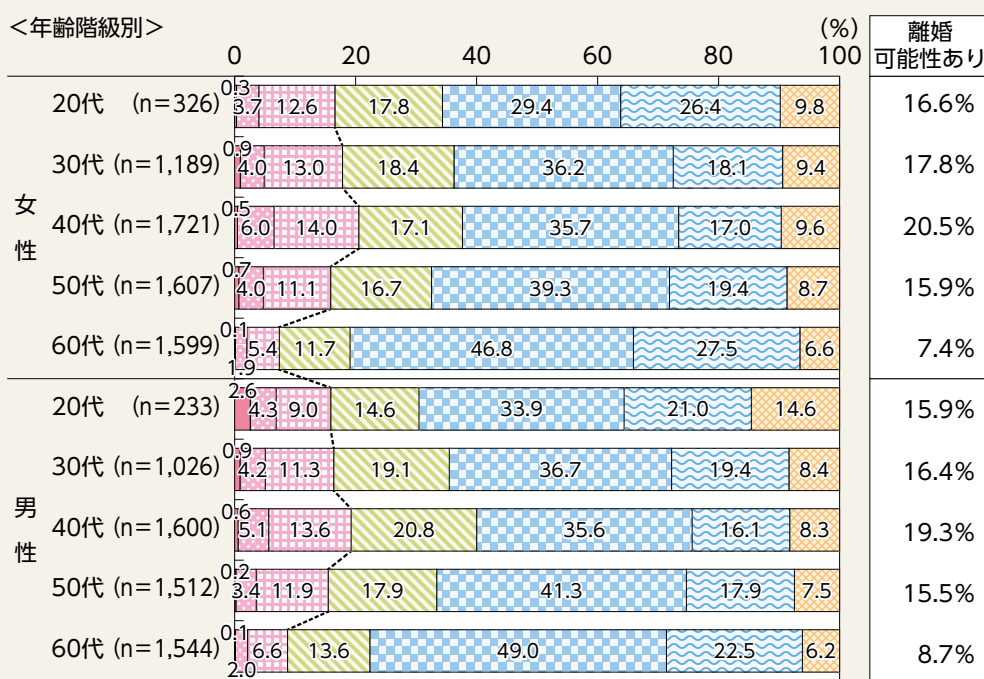
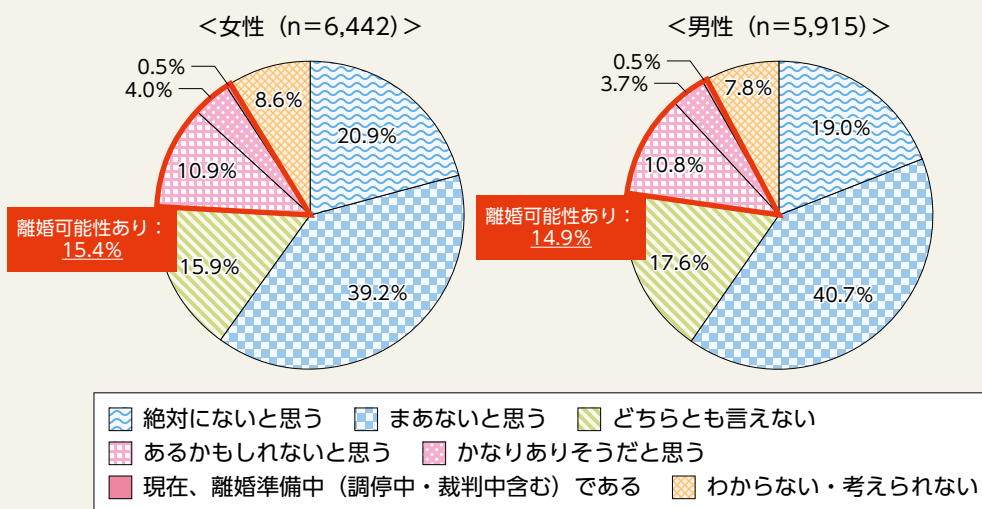
(備考) 「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和2年度法務省委託調査研究) の再集計結果より作成。

続いて、将来の離婚の可能性について見てみる。将来、「離婚可能性あり」と回答した人³⁵は、男女ともに約15%となっている。年

代別で見ると、男女ともに40代が高く、20%前後となっている(特-53図)。

³⁵ 離婚可能性ありは、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

特-53図 今後離婚する可能性

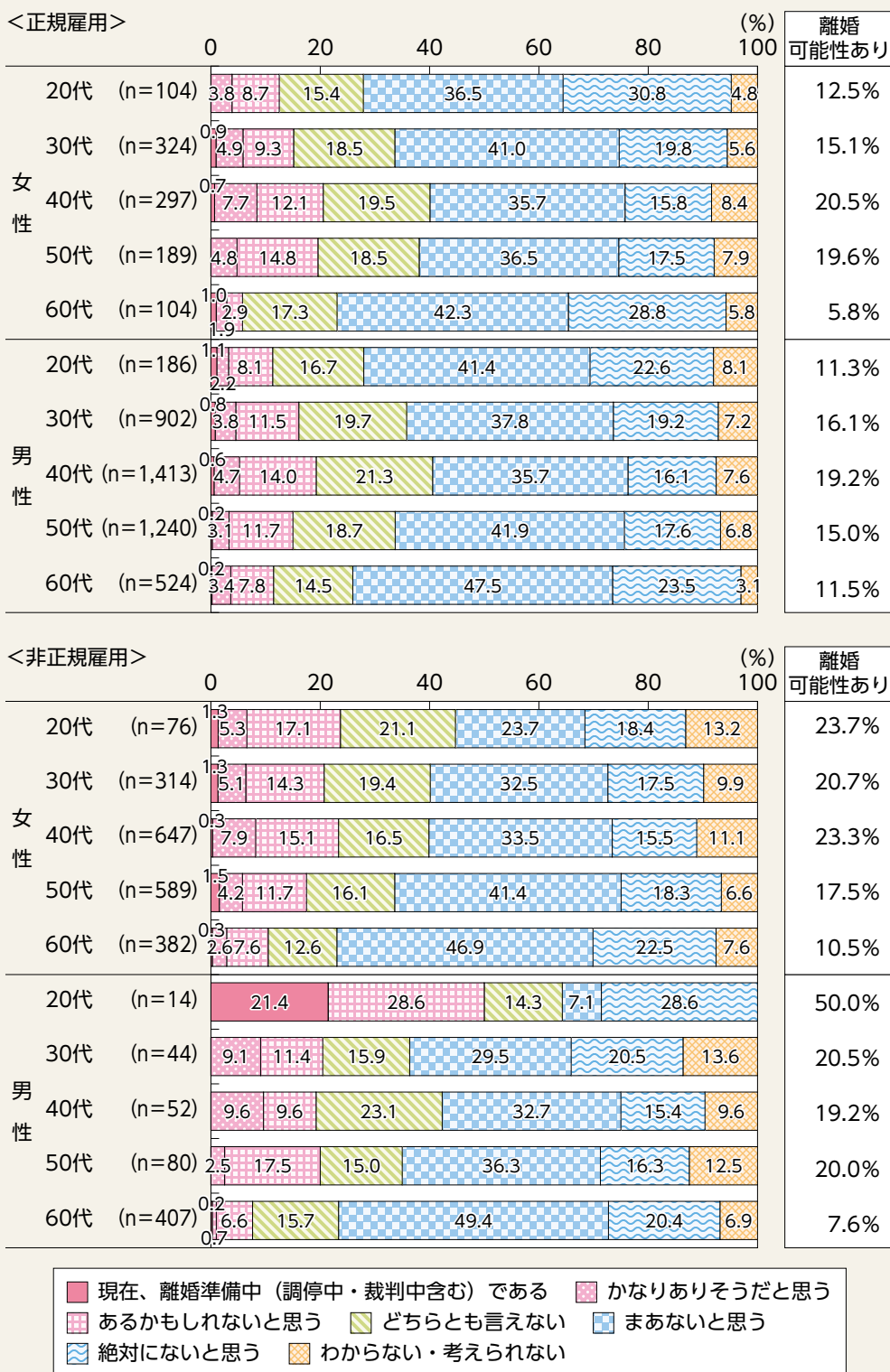


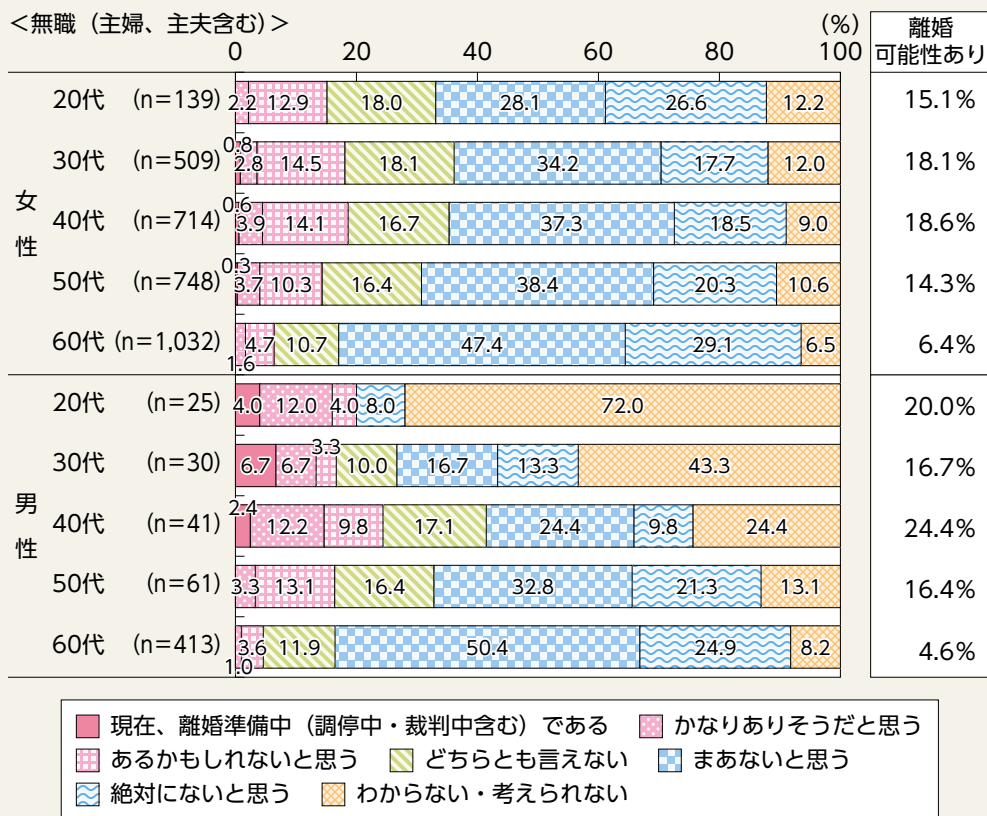
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

「離婚可能性あり」と回答した人を、雇用形態別に見てみると、男女ともに、おおむね正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者で割合がやや高めになっている。例えば、20～30代の女性については、非正規雇用労働者

(20代23.7%、30代20.7%)、専業主婦(20代15.1%、30代18.1%)、正規雇用労働者(20代12.5%、30代15.1%)の順となっている。(特-54図)。

特-54図 離婚の可能性（雇用形態別）



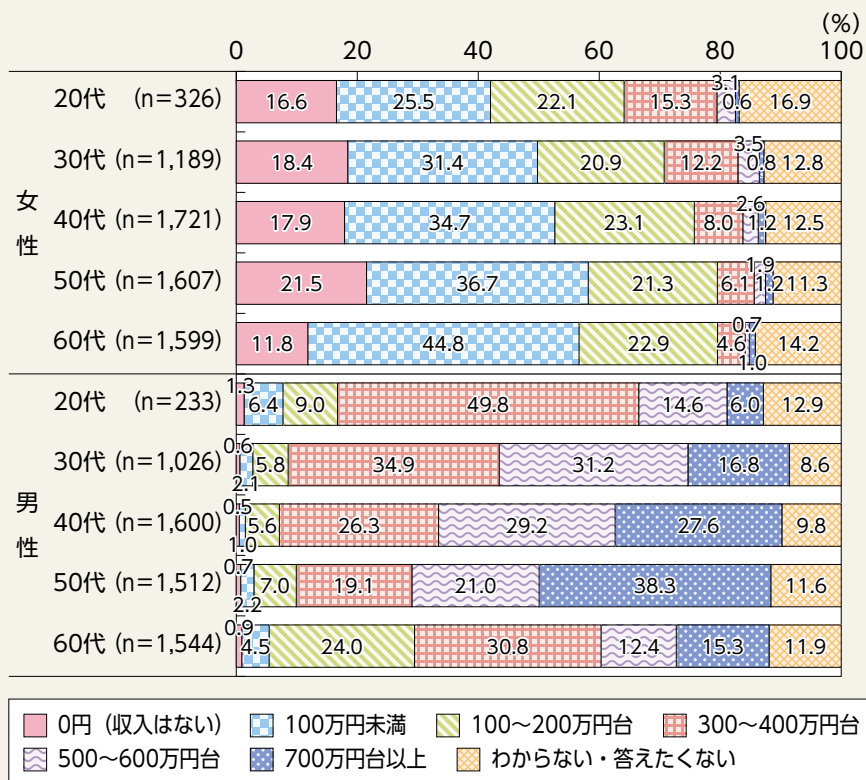


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

既婚女性の個人年収は、本調査結果でも6～8割が300万円未満(「0円(収入はない)」

を含める)であることから、離婚を契機に女性が貧困に陥るリスクがある(特-55図)。

特-55図 既婚者の個人年収（年齢階級別）



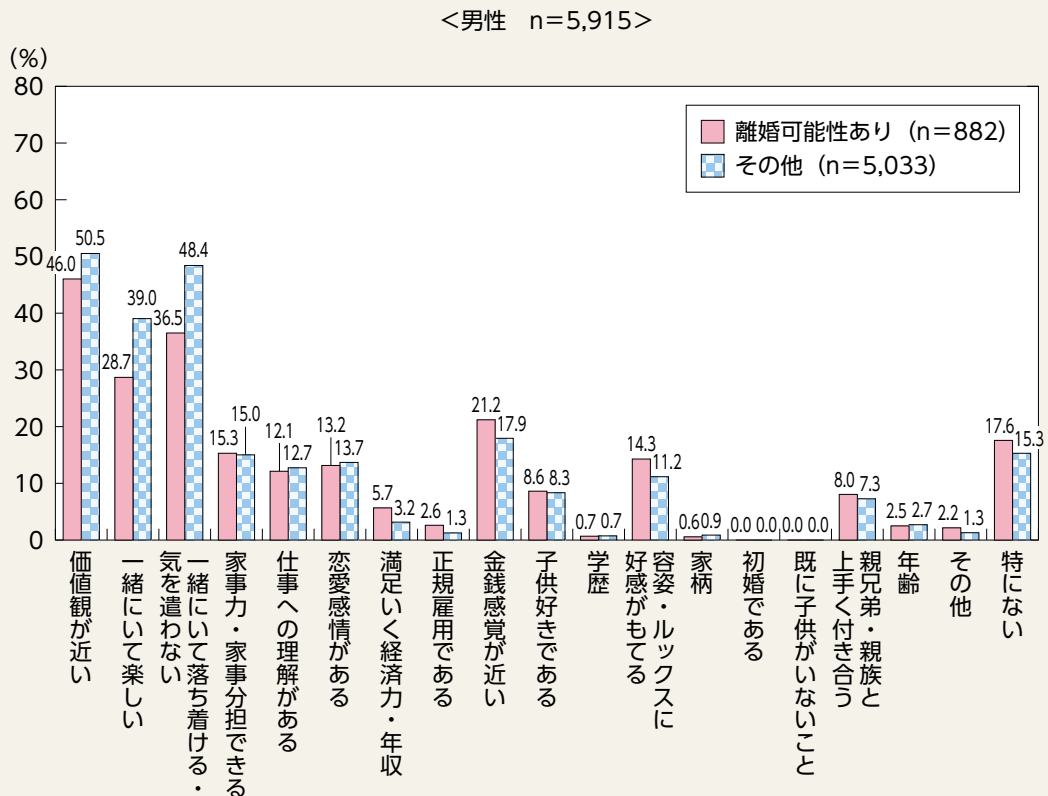
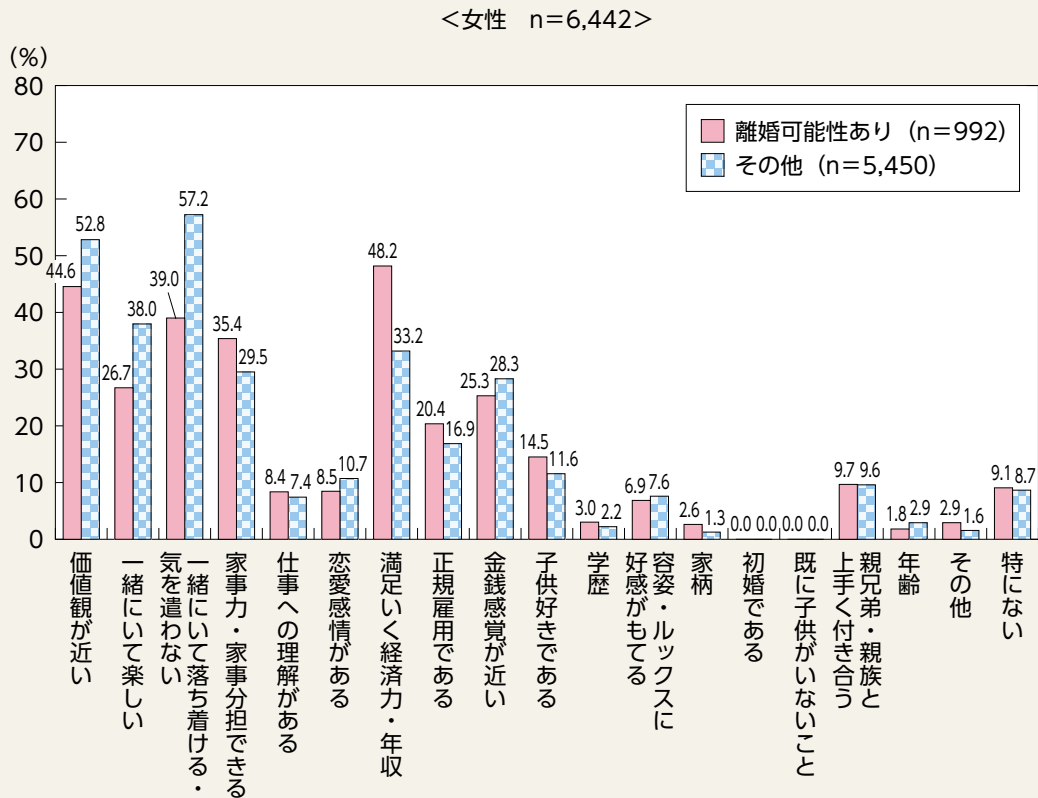
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

「離婚可能性あり」と「その他(「絶対になんか」と「まあないと思う」、「どちらとも言えない」、「わからない・考えられない」の累計値)」で比較した場合、「結婚相手に求めること」について、多い項目は、男女ともに、「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」「価値観が近い」であり、「その他」と回答した人の方が「離婚可能性あり」

より多い。

一方、「離婚可能性あり」と回答した人の方が、「その他」より多い項目は、女性の場合は、「満足いく経済力・年収」「家事力・家事分担できる」「正規雇用である」「子供好きである」、男性の場合は、「金銭感覚が近い」「容姿・ルックスに好感がもてる」となっている(特-56図)。

特-56図 結婚相手に求めること（離婚の可能性ありとその他の比較）



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。
 4. 「その他」は、「絶対にないと思う」「まあないと思う」「どちらとも言えない」「わからない・考えられない」の累計値。

(2) シングルマザー³⁶

第1節で、ひとり親世帯の動向を確認したが、シングルマザーについて、ターニングポイント別、年代別、就業状況別の状況を見てみる。

20代でシングルマザーとなった人と40代でシングルマザーとなった人を比較すると、

「20代でなった人」は、平均すると21.9歳で最初の結婚をし、22.8歳で第一子を持ち、25.8歳で離婚し、(再婚する場合は)30.7歳で再婚している。「40代でなった人」は、平均すると26.8歳で最初の結婚をし、29.1歳で第一子を持ち、43.3歳で離婚し、(再婚する場合は)42.0歳で再婚している(特-57表)。

特-57表 シングルマザーのターニングポイントにおける年齢

現実の年齢	シングルマザー (n=449) 平均年齢51.7歳	20代で シングルマザー	30代で シングルマザー	40代で シングルマザー	シングルマザー 以外の女性
最初に結婚した年齢	24.5歳 (n=447)	21.9歳 (n=141)	25.2歳 (n=208)	26.8歳 (n=98)	26.8歳 (n=6,757)
第一子を持った年齢	25.9歳 (n=449)	22.8歳 (n=141)	26.6歳 (n=210)	29.1歳 (n=98)	28.1歳 (n=5,127)
シングルマザーになった時 (最初に離婚した時)の年齢	33.4歳 (n=449)	25.8歳 (n=141)	33.9歳 (n=210)	43.3歳 (n=98)	34.1歳 (n=821)
再婚した時の年齢	35.0歳 (n=76)	30.7歳 (n=33)	37.2歳 (n=33)	42.0歳 (n=10)	35.8歳 (n=547)

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査) 調査検討委員会委員 成蹊大学文学部 小林盾教授による分析結果より作成。
 2. 全回答値の平均年齢。
 3. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。

最終学歴後の初職については、「20代でなった人」は「非正規雇用労働者」の割合が最も高く35.7%となっている。一方で「40代でなった人」は、「正規雇用労働者」の割合が75.5%を占める。

現在の就業状況について、「正規雇用労働者」の割合はどの年齢層も3割前後と、シングルマザーになった年齢によって大きな差は見られないが、「40代でなった人」は、現在「非

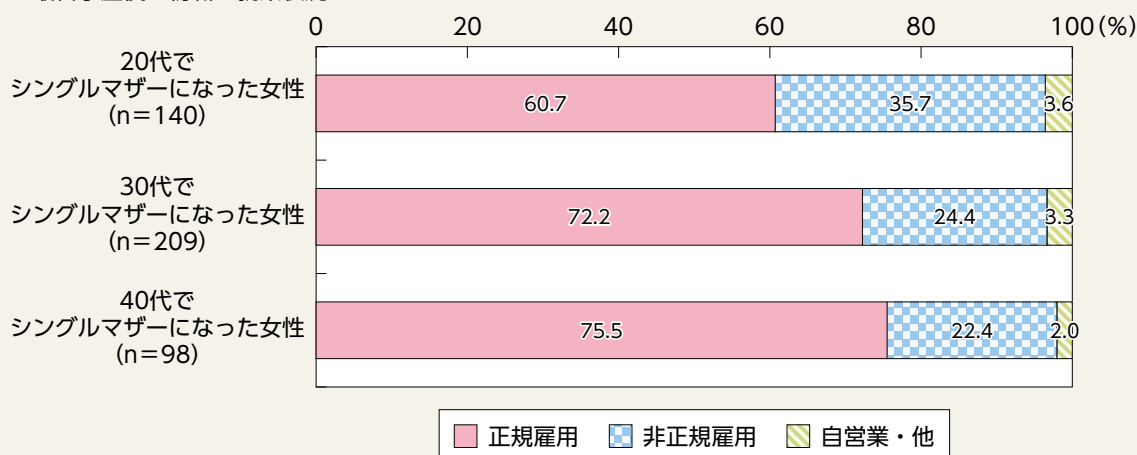
正規雇用労働者」である割合が最も高く、46.9%となっている。現職の勤務形態も、非正規雇用率に関連して「40代でなった人」で「短時間勤務」の割合が高く、28.6%となっている(特-58図)。

このように、シングルマザーの初職の雇用形態、結婚、出産、離婚の年齢も多様になっていることが分かる。

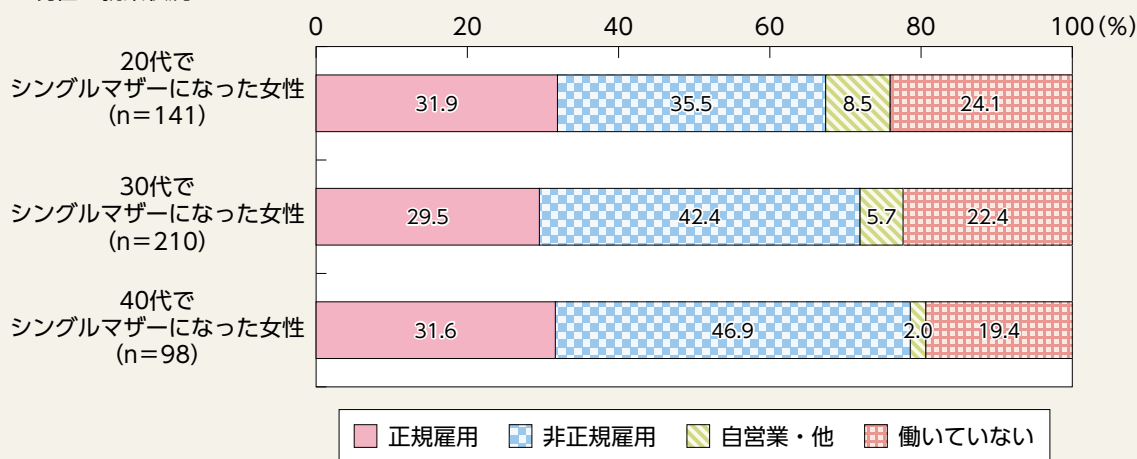
³⁶ 第1節で言及した、ひとり親世帯の女性、母子世帯の母親と同義であるが、ここでは便宜的に「シングルマザー」とする。

特-58図 シングルマザーの就業状況

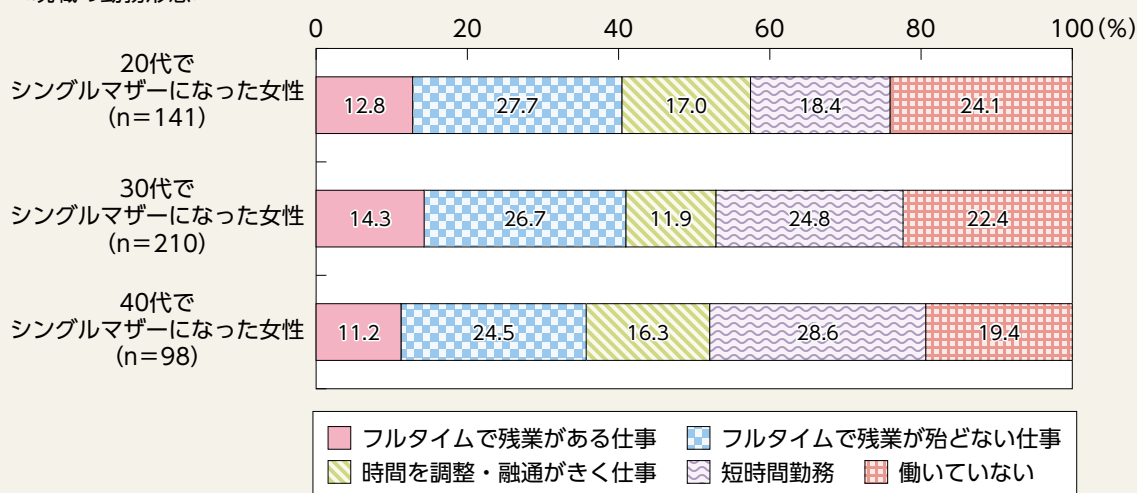
<最終学歴後の初職の就業状況>



<現在の就業状況>

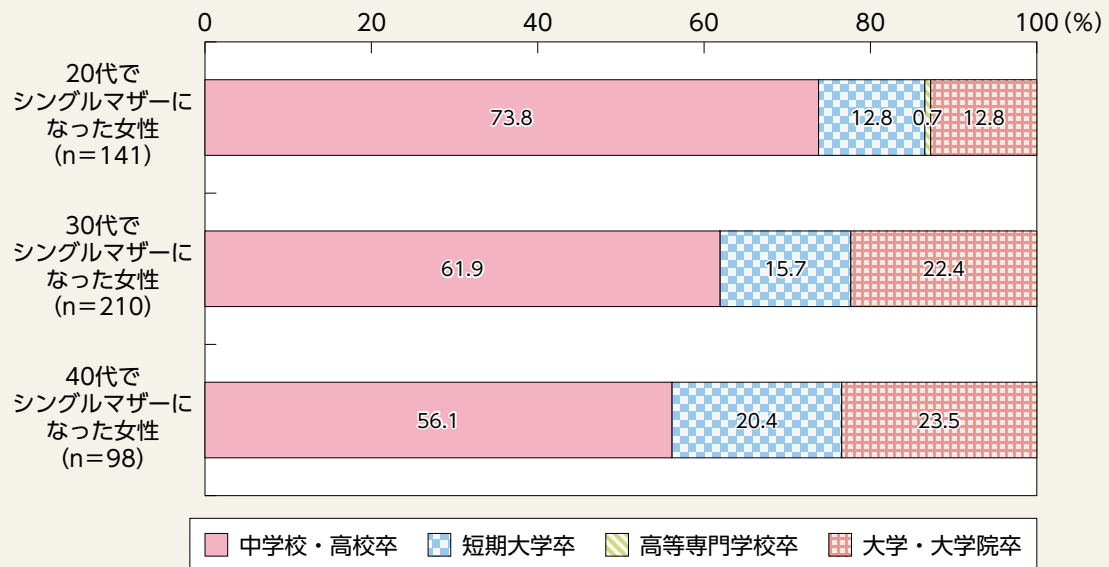


<現職の勤務形態>



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。
 3. 「最終学歴後の初職の就業状況」については、初職で働いていない2名を集計対象から除いている。

特-59図 シングルマザーの最終学歴



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。
 3. 「中学校・高校卒」には、専門学校卒も含む。

4 ターニングポイントの年齢～「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」¹より

人生のターニングポイントにおける理想の年齢と、現実の年齢は男女でどのようになっているか、見てみる。

まず、結婚の理想の年齢を尋ねると、女性の平均は「自分（妻）26.1歳、配偶者（夫）28.3歳」、男性の平均は「自分（夫）28.0歳、配偶者（妻）26.2歳」であり、ほぼ一致している。また、実際に最初に結婚をした年齢を見ると、女性の平均は26.6歳、男性の平均は28.9歳となっており、理想と現実の差は0.5～1歳程度であった。

次に、第一子を持つ理想の年齢を見てみると、女性の平均は27.8歳、男性の平均は29.9歳と、男女ともに最初の結婚の理想の年齢に約2年加えた年齢を回答している。実際に第一子を持った年齢を見ると、女性の平均は28.0歳、男性の平均は30.7歳となり、平均的に見るとほぼ理想と一致している。

自分が「この年齢までは働きたい」と思う年齢については、女性の平均は53.8歳、男性の平均は62.0歳となっている。これに対して、女性は「配偶者（夫）には64.9歳まで」、男性は「配偶者（妻）には55.3歳まで」働いて欲しいと思っており、配偶者は、本人が「この年齢までは働きたい」と思う年齢よりも2年長い年齢まで働いて欲しいと分かっていることが分かる。

令和2（2020）年時点の死亡年齢最頻値は、女性93歳、男性88歳であり、「この年齢までは働きたい」と思った年齢まで働いた後の人生が女性は約40年、男性は約26年残っている。人生100年時代において、残りの期間の過ごし方も重要になっている。

（図）ターニングポイントの年齢

理想の年齢	女性	男性
最初に結婚する年齢	26.1歳 (n=9,030)	28.0歳 (n=8,875)
最初の結婚時の配偶者の年齢	28.3歳 (n=8,924)	26.2歳 (n=8,776)
第一子を持つ年齢	27.8歳 (n=8,840)	29.9歳 (n=8,697)
自分が「この年齢までは働きたい」と思う年齢	53.8歳 (n=8,844)	62.0歳 (n=8,787)
配偶者に「この年齢までは働いて欲しい」と思う年齢	64.9歳 (n=8,881)	55.3歳 (n=8,447)
現実の年齢	女性	男性
最初に結婚した年齢	26.6歳 (n=7,204)	28.9歳 (n=6,138)
第一子を持った年齢	28.0歳 (n=5,576)	30.7歳 (n=4,736)
最初に離婚した時の年齢	33.9歳 (n=1,270)	35.5歳 (n=804)
二回目に結婚した時の年齢	35.7歳 (n=623)	36.6歳 (n=500)

（備考）全回答値の平均年齢（必須設問としていないため、nが異なる）。

1 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

3 収入を取り巻く状況

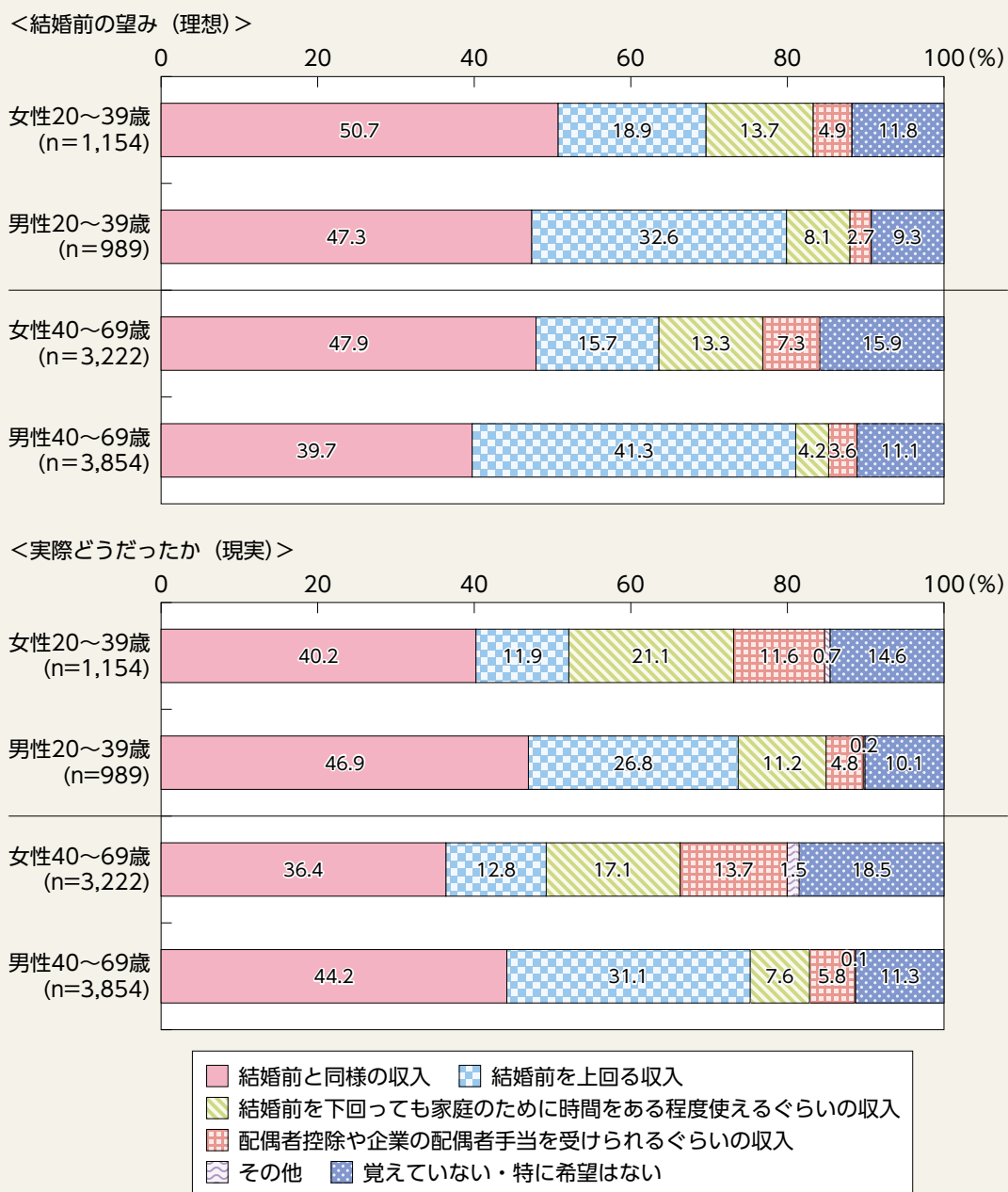
ここでは、収入を取り巻く状況について、結婚前と後、第一子が生まれる前と後の理想と現実、中高年の現状等について整理する。

(結婚後の収入)

結婚後の収入について、「結婚前の望み(理想)」は、女性は20～30代、40～60代ともに「結婚前と同様の収入」「結婚前を上回る収入」の累計値が60～70%となっているの

に対し、「実際どうだったか(現実)」は、女性は20～30代、40～60代ともに「結婚前と同様の収入」「結婚前を上回る収入」の累計値が約50%、「結婚前を下回っても家庭のために時間をある程度使えるぐらいの収入」17～21%、「配偶者控除や企業の配偶者手当を受けられるぐらいの収入」12～14%となっている(特-60図)。

特-60図 結婚後の収入(結婚前の理想と現実)



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 対象は既婚者(事実婚・内縁を含む)。結婚後(初婚)子供がいない時を想定。

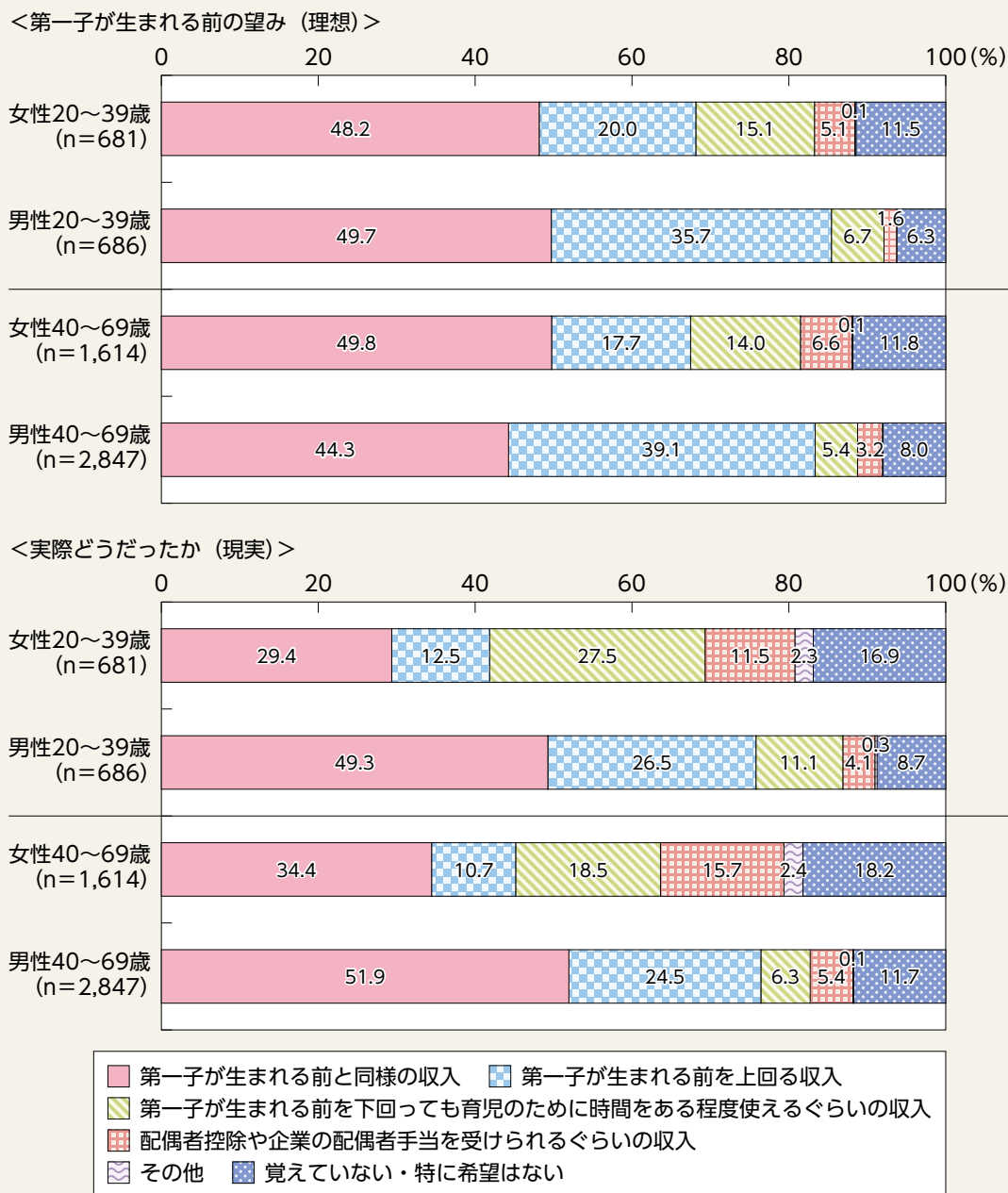
(第一子が生まれた後の収入)

第一子が生まれた後の収入について、「第一子が生まれる前の望み(理想)」は、女性は20~30代、40~60代ともに「第一子が生まれる前と同様の収入」「第一子が生まれる前を上回る収入」の累計値が約70%となっているのに対し、「実際どうだったか(現実)」は、「第一子が生まれる前と同様の収入」「第一子が生まれる前を上回る収入」の累計値が約42~45%、「第一子が生まれる前を下回っても育児のために時間がある程度使えるぐら

いの収入」19~28%、「配偶者控除や企業の配偶者手当を受けられるぐらいの収入」12~16%となっている。

結婚当初、子供が生まれる前から、配偶者控除や企業の配偶者手当を考慮して、就業調整をする意識は高くないが、「現実」としては、それらを受け取れるぐらいの収入になるように就業調整をしている女性が約1~2割いる(特-61図)。女性の低賃金、非正規雇用労働者が多い雇用形態、アンコンシャス・バイアスが複雑に絡み合っていると考えられる。

特-61図 第一子が生まれた後の収入（第一子が生まれる前の理想と現実）



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 子供がいる人が対象。第一子が生まれてから、子供が2~3歳の頃を想定。

(結婚後、第一子が生まれた後の働き方)

結婚後、または第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方について、「理想」と「現実」を比較すると、「現実」で増えているのは、20~30代、40~60代どちらの年代において

も、男女ともに、「夫は原則フルタイム勤務／妻は家事に専念（働かない）」である。一方、「理想」では、20~30代の既婚の男女では、「夫婦ともに原則フルタイム勤務」とした人が約5割となっている（特-62表）。

特-62表 結婚後・第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方（理想と現実）

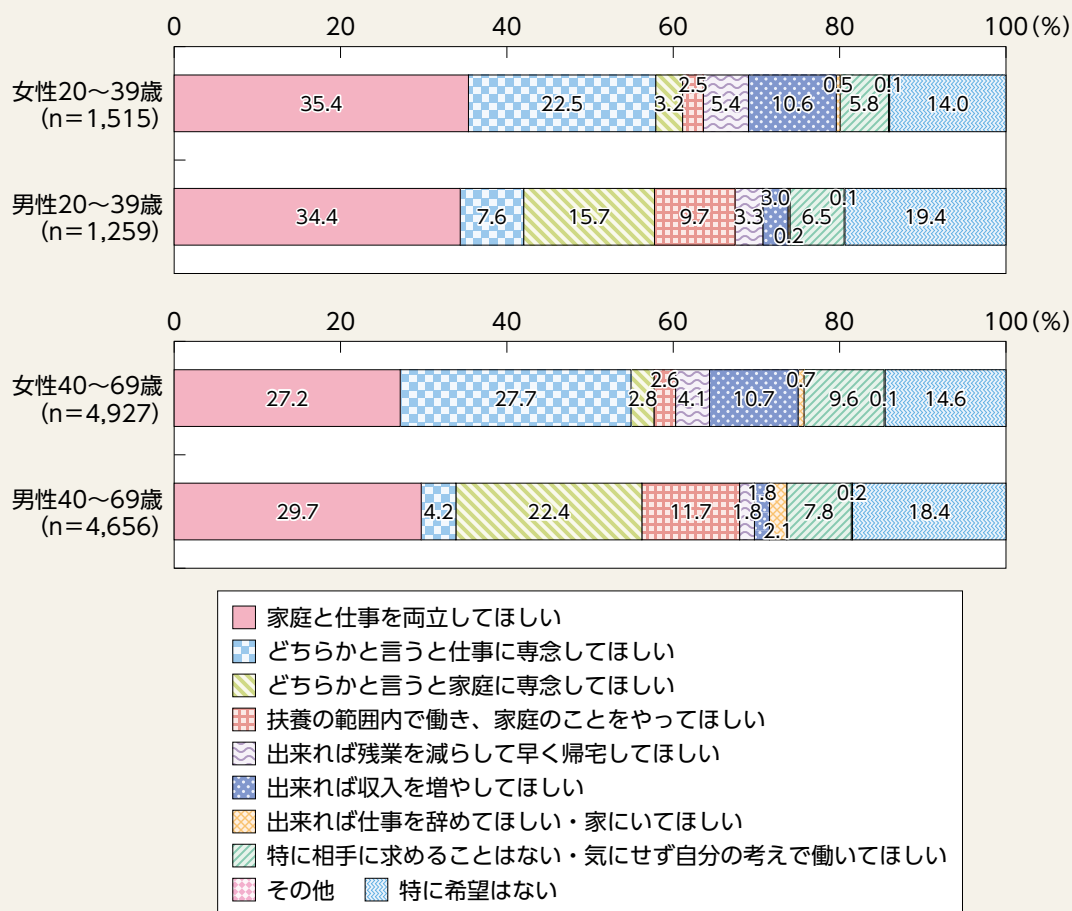
対象者区分					夫婦ともに原則フルタイム勤務 (%)		夫は原則フルタイム勤務 / 妻は家事に専念 (働かない) (%)	
					理想	現実	理想	現実
結婚後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,515)	46.9	40.7	8.5	17.3
			男性	(n=1,259)	52.5	43.0	5.2	11.0
		40-69歳	女性	(n=4,927)	39.2	32.8	19.5	25.7
			男性	(n=4,656)	40.6	32.1	16.0	22.1
	独身	20-39歳	女性	(n=1,453)	37.4		6.6	
			男性	(n=1,592)	29.8		3.4	
		40-69歳	女性	(n=793)	28.5		13.6	
			男性	(n=1,224)	24.4		7.7	
					理想	現実	理想	現実
第一子が生まれた後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,147)	38.6	28.2	22.7	33.8
			男性	(n=892)	54.6	43.9	8.9	16.1
		40-69歳	女性	(n=4,628)	20.7	14.0	41.9	49.2
			男性	(n=4,049)	27.8	21.7	29.2	35.7

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「夫婦ともに原則フルタイム勤務」、「夫は原則フルタイム勤務/妻は家事に専念(働かない)」のみ抽出。
 3. 第一子が生まれた後については、「夫婦ともに育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」「妻だけ育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」を足し合わせたものを「夫婦ともに原則フルタイム勤務」としている。対象は子供がいる人。

「結婚後の配偶者の働き方(理想)」について、20~30代の既婚女性は、配偶者(夫)に対して、「家庭と仕事を両立してほしい」が最も多く35.4%、続いて、「どちらか言うと仕事に専念してほしい」(22.5%)、「出来れば収入を増やしてほしい」(10.6%)となっている。40~60代の既婚女性は、20~30代の既婚女性に比べ、「家庭と仕事を両立してほしい」が減り、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」が増加し、両者が同程度の約27%となっている。

一方、20~30代の既婚男性は、配偶者(妻)に対して、「家庭と仕事を両立してほしい」が最も多く34.4%、続いて、「どちらかと言うと家庭に専念してほしい」(15.7%)、「扶養の範囲内で働き、家庭のことをやってほしい」(9.7%)となっている。40~60代の既婚男性は、20~30代の既婚男性に比べ、「家庭と仕事を両立してほしい」が減り、「どちらかと言うと家庭に専念してほしい」、「扶養の範囲内で働き、家庭のことをやってほしい」が増加している(特-63図)。

特-63図 結婚後の配偶者の働き方（理想）

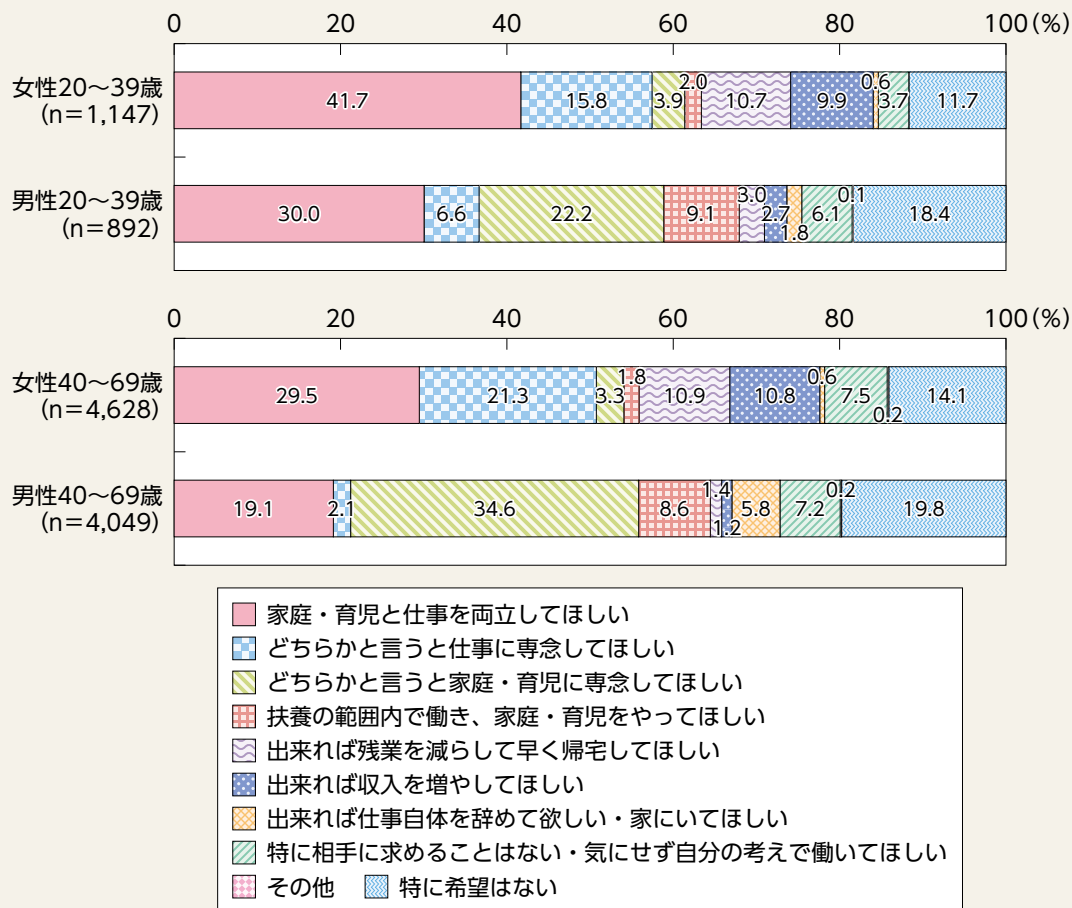


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 対象は既婚者(事実婚・内縁を含む)。結婚後(初婚)子供がいない時を想定。

「第一子が生まれた後の配偶者の働き方(理想)」について、20～30代の子供がいる女性は、配偶者(夫)に対して、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が最も多く41.7%、続いて、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」(15.8%)、「出来れば残業を減らして早く帰宅してほしい」(10.7%)、「出来れば収入を増やしてほしい」(9.9%)となっている。40～60代の子供がいる女性は、20～30代の子供がいる女性に比べ、「家事・育児と仕事を両立してほしい」が12%ポイント程度減り、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」が5%ポイント程度増加している。

一方、20～30代の子供がいる男性は、配偶者(妻)に対して、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が最も多く30.0%、続いて、「どちらかと言うと家庭・育児に専念してほしい」(22.2%)、「扶養の範囲内で働き、家庭・育児をやってほしい」(9.1%)となっている。40～60代の子供がいる男性は、20～30代の子供がいる男性に比べ、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が11%ポイント程度減り、「どちらかと言うと家庭・育児に専念してほしい」が12%ポイント程度増加している(特-64図)。

特-64図 第一子が生まれた後の配偶者の働き方（理想）



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 対象は子供がいる人。
 3. 第一子が生まれてから、子供が2～3歳の頃を想定。

結婚後も第一子が生まれた後も、夫婦ともに原則フルタイムで勤務し、家事・育児と仕事を両立させることを理想としている人が男女ともに一定程度いるほか、「(夫には) どちらかと言うと仕事に専念してほしい」と考えている女性、「(妻には) どちらかと言うと家事・育児に専念してほしい」と考えている男性等、夫婦の働き方についての考え方は、世代間・年代間・性別間でも多様化している。
(年収をめぐる配偶者・恋人との違い)

配偶者・恋人との年収の違いについて見ると、女性は全ての年齢層で3～4割が「相手の年収はもっと高い方が望ましい」とし、男

性は全ての年齢層で2～3割が「相手の年収はもっと低くても良い」³⁷と回答している。また、女性は全ての年齢層で約1割が「相手の年収との関係で、家事・育児等は出来れば自分がやらなければならない」と考えている(特-65図)。

アンコンシャス・バイアスについて、仕事・収入・家事の視点から見ると、「男性は外で働き、女性が家の中で家事を支えるべきである」について、20～30代の女性は10%ポイント以上の差で反対が賛成を上回り、40～60代の女性、20～30代の男性も反対が賛成を上回る一方、40～60代の男性は賛成

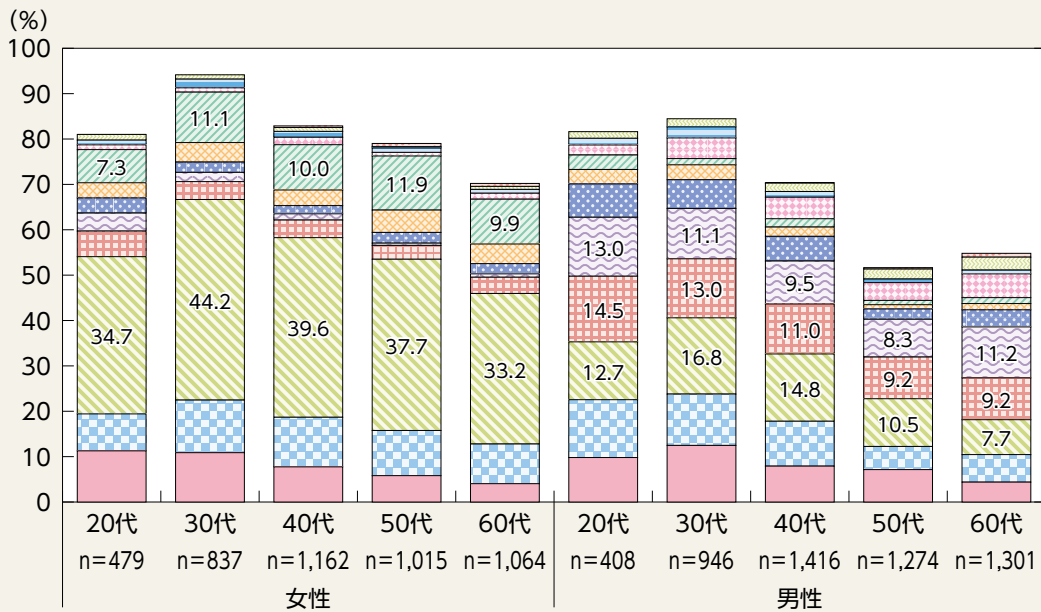
³⁷ 「相手の年収は今のまま～下がってもいい」「相手が扶養を受けることを考えると、相手の年収は今のまま～下がってもいい」の累計値。

が反対を上回っている。「男性にある程度収入がないと結婚すべきでない」について、男女ともに10%ポイント以上の差で賛成が反対を上回っている（特-66図）。

内閣府の別の調査³⁸によると、夫婦の役割

分担に関しては、20~30代の男女間では、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ」、「家事・育児は女性がするべきだ」という意識にギャップがあり、男性の方が「そう思う」傾向にある（特-67図）。

特-65図 配偶者・恋人との年収の違い

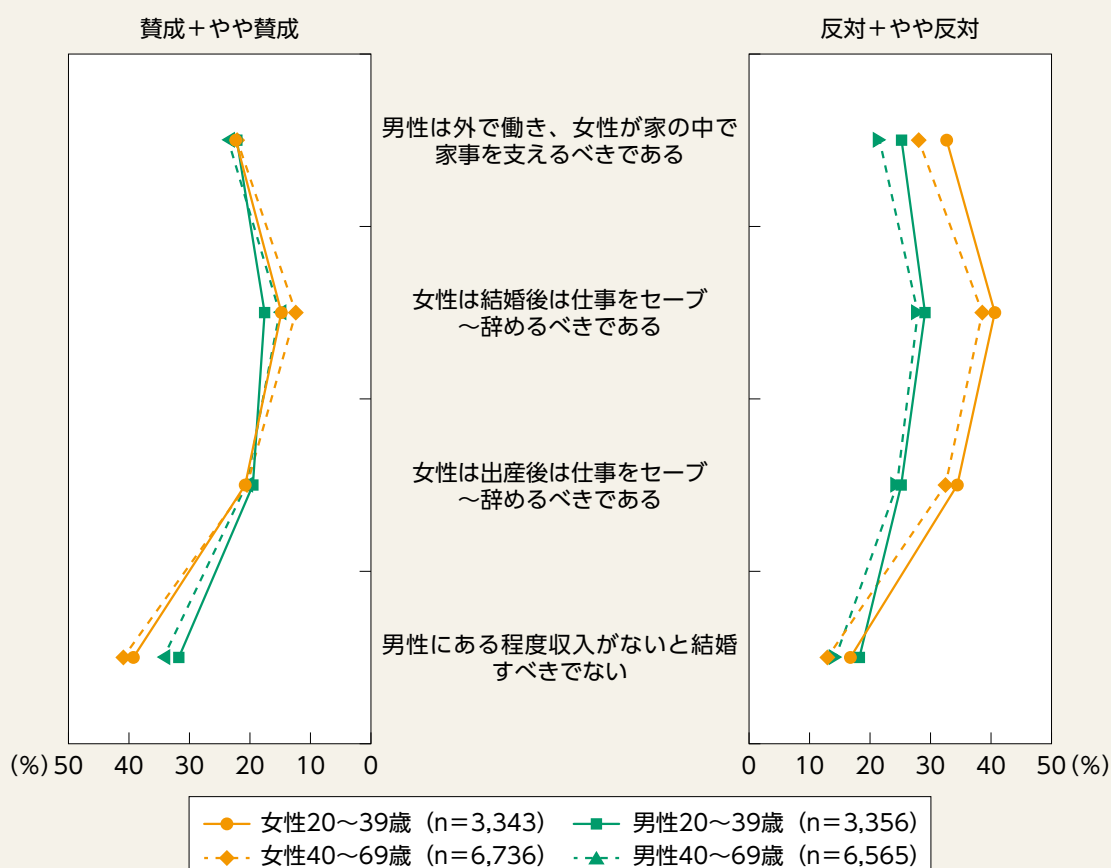


- 自分の仕事時間・内容を鑑みると、年収に差があるのがもどかしい
- 年収に差があるので色んなことが平等でないように感じる
- 相手の年収はもっと高い方が望ましい
- 相手の年収は今のまま～下がってもいい
- 相手が扶養を受けることを考えると、相手の年収は今のまま～下がってもいい
- 相手が扶養から一時的に外れても、相手の年収はもっと高い方が望ましい
- 相手の年収との関係で、自分の意見を言いにくい
- 相手の年収との関係で、家事・育児等は出来れば自分がやらなければならないと思う
- 相手の年収の方が低いので、家事・育児等は出来るだけやって欲しい
- 相手の年収との関係で、自分が長時間勤務・残業するのに気を遣う
- 相手の年収の方が低いので、出来れば長時間勤務・残業はしてほしくない
- その他

（備考）「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。

³⁸ 内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（令和3年9月公表）。

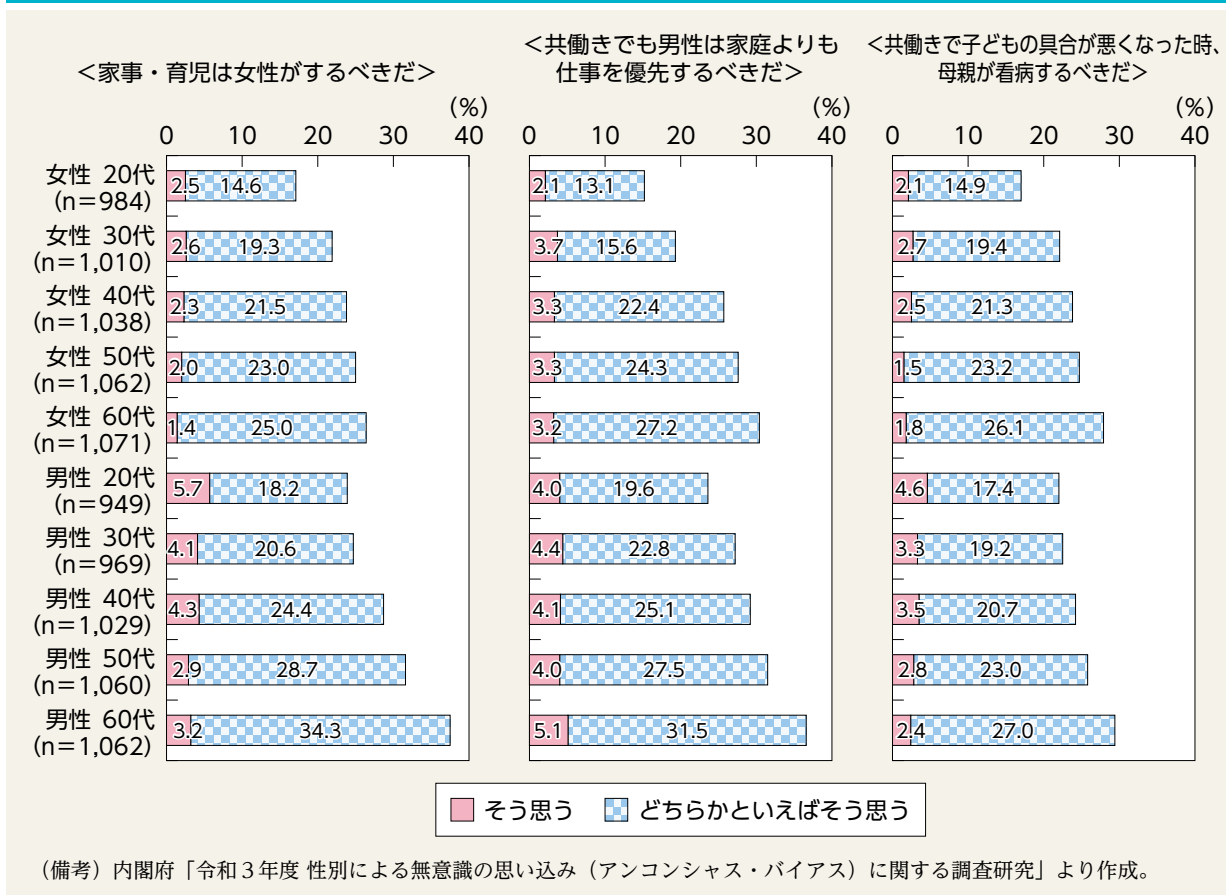
特-66図 家族に関する意識（仕事・収入・家事）



		女性/20-39歳 (n=3,343)		女性/40-69歳 (n=6,736)		男性/20-39歳 (n=3,356)		男性/40-69歳 (n=6,565)	
		賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対
仕事・収入・ 家事	男性は外で働き、女性が家の中で家事を支えるべきである	22.3%	32.7%	22.1%	28.0%	22.2%	25.2%	23.6%	21.6%
	女性は結婚後は仕事をセーブ～辞めるべきである	14.8%	40.6%	12.4%	38.6%	17.6%	29.1%	15.1%	27.9%
	女性は出産後は仕事をセーブ～辞めるべきである	20.8%	34.4%	20.5%	32.5%	19.5%	25.1%	20.6%	24.5%
	男性にある程度収入がないと結婚すべきでない	39.3%	16.8%	40.9%	12.9%	31.8%	18.2%	34.3%	14.3%

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 青色網掛:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」で、割合の大きい方。
 赤色:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」の差が10%ポイント以上。

特-67図 性別役割意識（性・年代別）



（中高年を取り巻く状況）

第1節で有業の既婚女性の約6割は所得200万円未満であること、単独世帯の女性は5割以上が世帯所得300万円未満であること、有業女性のうち単身者（未婚）の約2割（23.9%）は、世帯所得が200万円未満であることを確認した（特-11図、特-23図、特-24図再掲）。

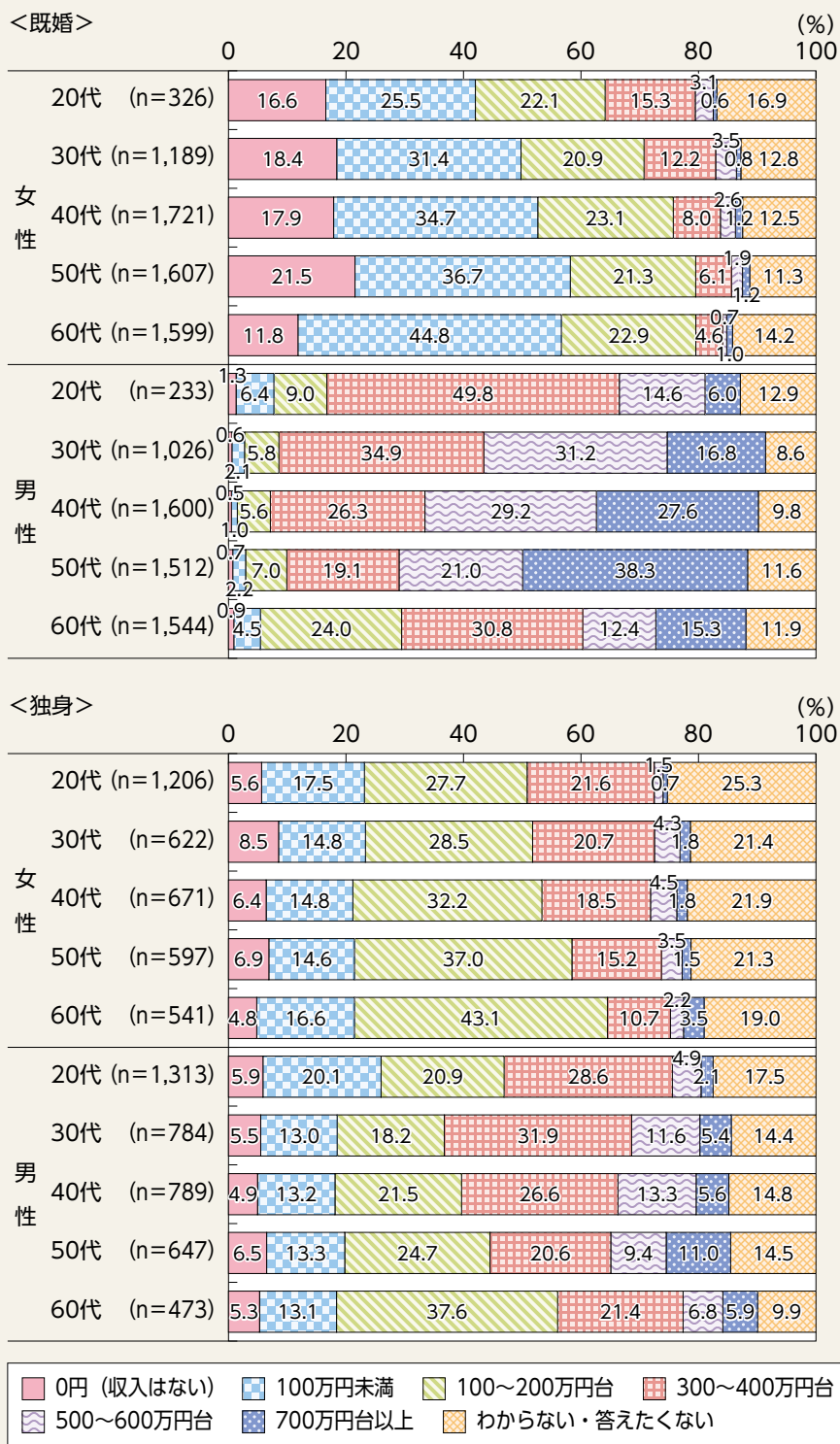
本調査結果でも、個人年収について、既婚女性は、6～8割が年収300万円未満であり、うち収入が無い層も1～2割となっている。単身女性は、5～6割が年収300万円未満となっている。一方、既婚男性で300万円未満（収入なし含む）なのは1～3割であり、単身男性で300万円未満（収入なし含む）なのは4～6割となっている（特-68図）。

さらに40～50代の男女について、既婚者

と単身者（居住形態別）の個人年収を見てみると、既婚女性では、主婦（働いていない）の割合も高いことから、「100万円未満（収入なし含む）」の割合が単身女性と比べ高い。一方、単身女性で個人年収300万円未満（収入なし含む）なのは、「一人暮らし」が約5割、「親と同居」が約6割となっている。既婚男性では「100万円未満（収入なし含む）」の割合が低く、親と同居の単身男性では「100万円未満（収入なし含む）」が25.7%と最も高く、その他の単身男性で18.9%となっている。また、「700万円台以上」の割合が単身男性で低い（特-69図）。

このように、中高年単身女性は貧困のリスクを抱えて生活をしている人が多く、また既婚女性も、配偶者との離死別を契機に貧困に陥る可能性がある人が多数いることが分かる。

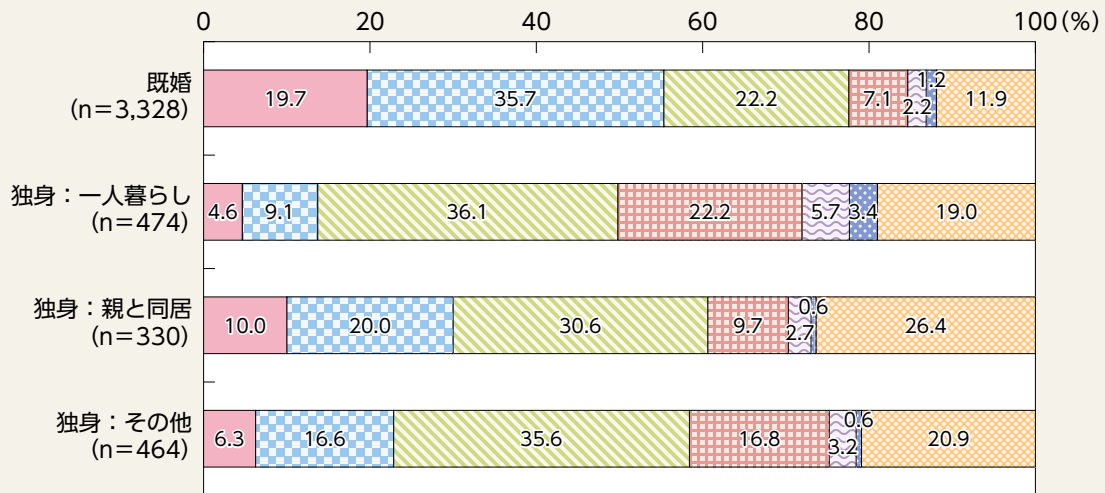
特-68図 年齢階級別個人年収



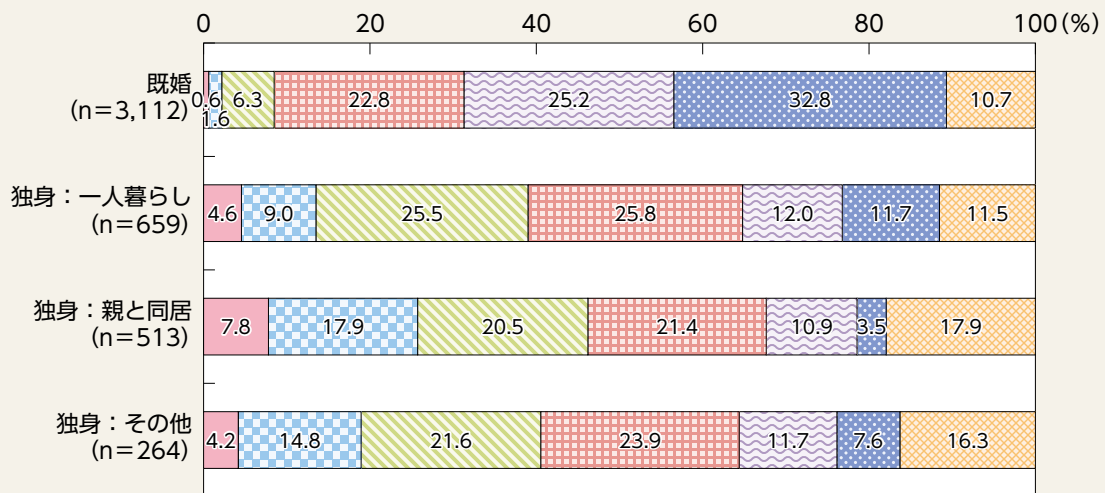
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

特-69図 個人年収（既婚者と独身者（居住形態別）の比較）

<40~59歳 女性>



<40~59歳 男性>



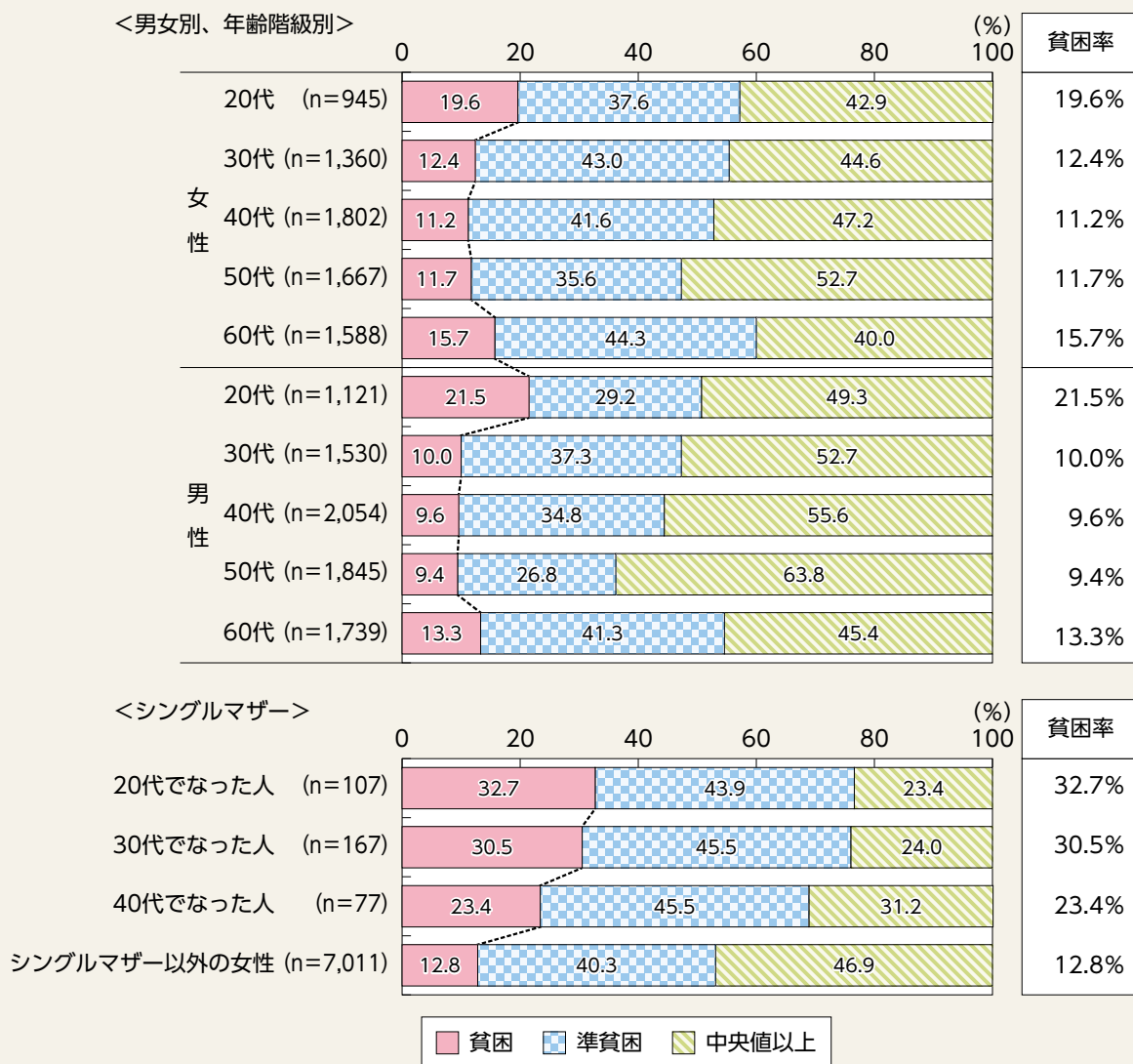
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

(貧困率)

貧困率を年齢階級別に見てみると、20代の男性で21.5%と最も高く、次いで20代の女性で19.6%と20代で貧困率が高い。男女ともに30~50代で貧困率は低くなるが、60代では上昇し、特に60代の女性で15.7%と

なっている。シングルマザーの場合は、「20代でなった人」32.7%、「30代でなった人」30.5%、「40代でなった人」23.4%と、若い年代でシングルマザーとなった人の方が貧困率が高い(特-70図)。

特-70図 貧困率(男女別、年齢階級別)(シングルマザー)



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 等価可処分所得の中央値(ちょうど真ん中の人の値)の半分を貧困線という。世帯の等価収入がそれ未満であるとき、一般にそうした世帯を「貧困層」と呼び、その割合を「貧困率」という。本調査では可処分所得を測定していないため、かわりに世帯収入を用いる。世帯収入を世帯人数の平方根(4人世帯なら2)で割ったものを等価収入といい、本調査では平均379.9万円、中央値350.0万円であった(n=15,651)(世帯収入の計算では1円~50万円なら25万円など各回答の中央値を用い、2,000万円以上は2,000万円とした)。その結果、貧困線は175万円となった。ここでは等価収入がそれ未満の世帯を「貧困層」、貧困線以上で中央値未満を「準貧困層」、中央値以上を「中央値以上層」と呼ぶ(準貧困概念はNPO法人キッズドア理事長渡辺由美子氏の示唆による)。
 3. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ、現在配偶者がいない人を対象としている。

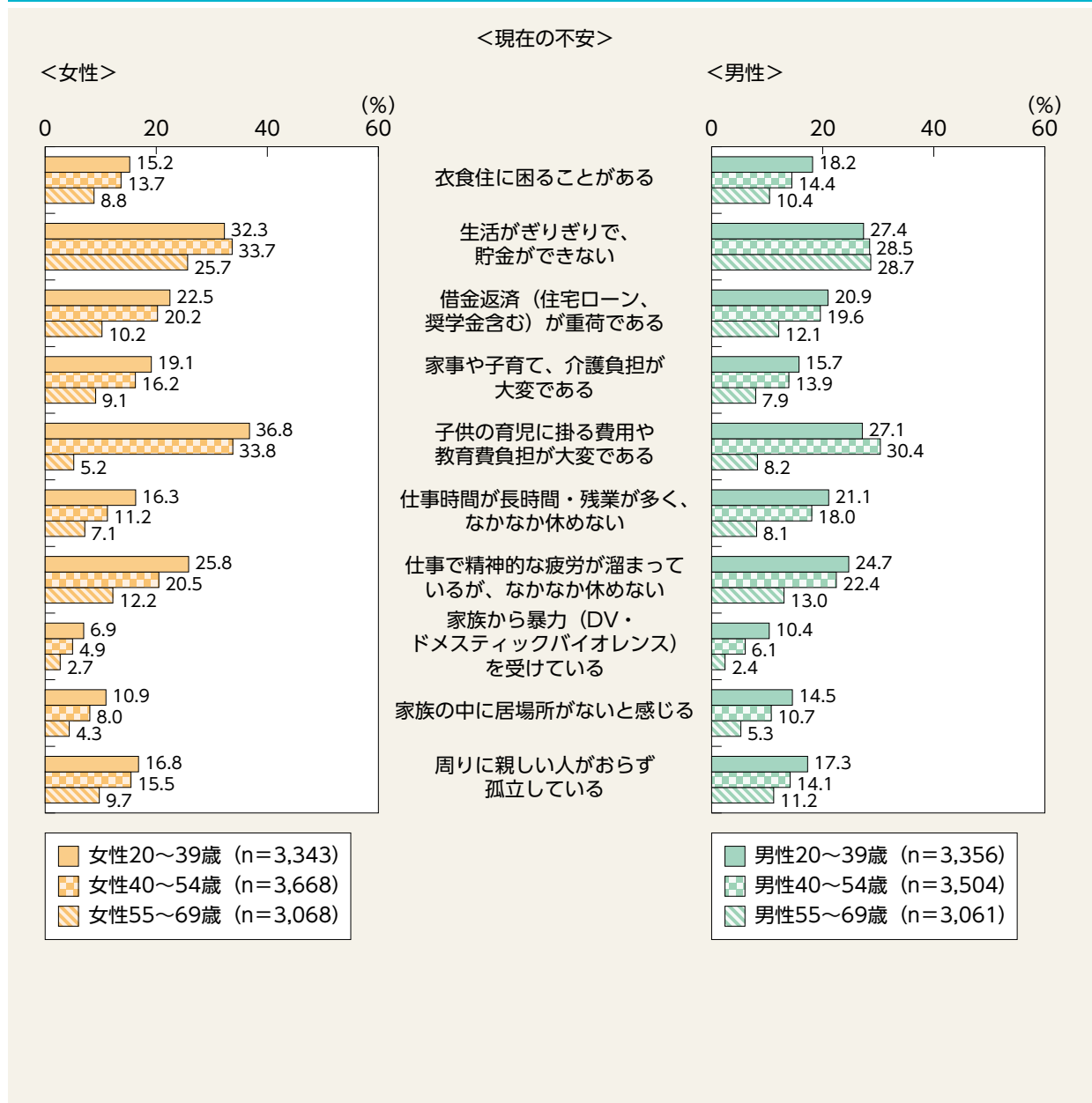
(現在の不安・将来の不安)

低所得や貧困は、不安感にも影響を及ぼしている。

現在の不安、将来の不安について、年齢階級別に見てみると、男女ともに、現在の不安は20～39歳で高く、将来の不安は40～54歳で高い傾向にある。現在の不安で、割合が高い項目は、男女ともに20～39歳では「子供の育児に掛る費用や教育費負担が大変である」「生活がぎりぎり、貯金ができない」「仕事で精神的な疲労が溜まっているが、なかなか休めない」となっている。将来の不安で、

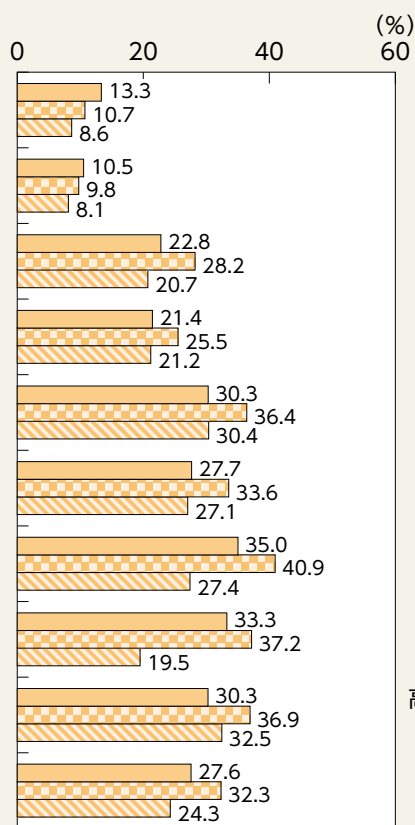
割合が高い項目は、40～54歳では「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」「高齢になっても働かないといけなくなる」「高齢になって身体が不自由になり、誰かの介助が必要になる」「高齢になって十分な生活ができなくなる」等がある(特-71図)。さらに40～50代の既婚、独身に分けて、現在の不安を見ると、「衣食住に困ることがある」「生活がぎりぎり、貯金ができない」「周りに親しい人がおらず孤立している」について、男女ともに独身の方が既婚よりも高い割合となっている(特-72図)。

特-71図 現在の不安、将来の不安



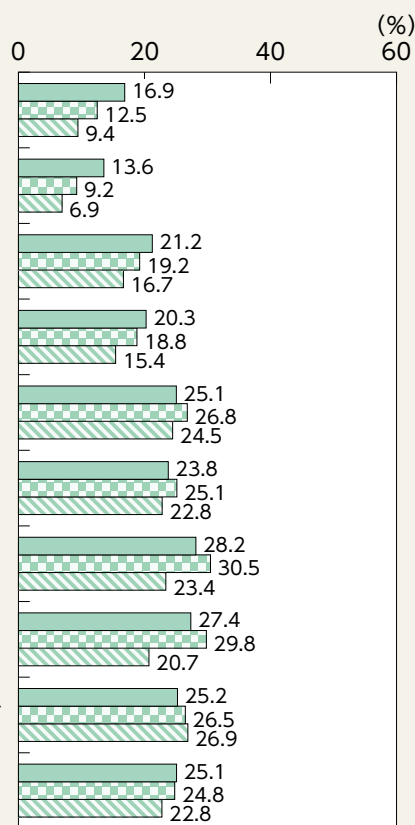
<将来の不安>

<女性>



■ 女性20~39歳 (n=3,343)
 ■ 女性40~54歳 (n=3,668)
 ■ 女性55~69歳 (n=3,068)

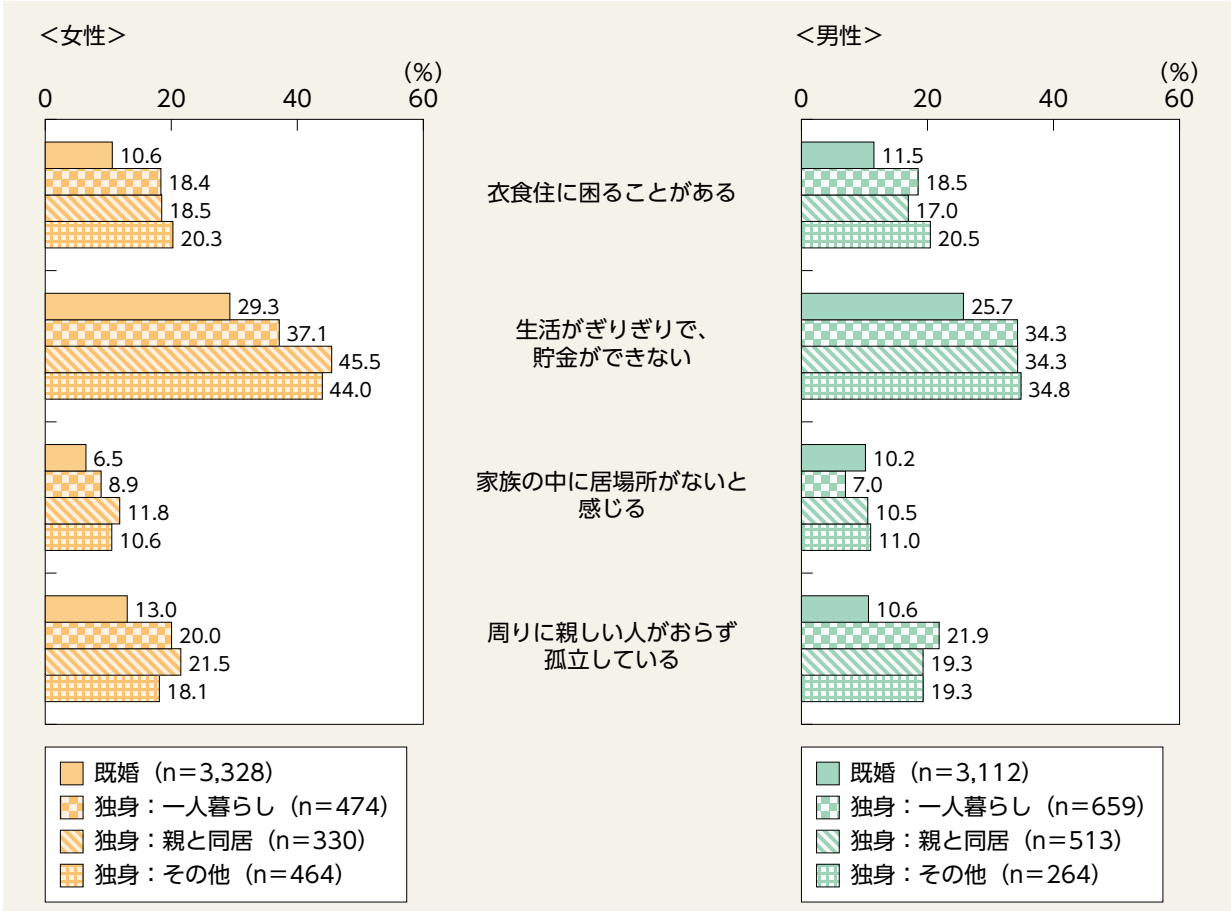
<男性>



■ 男性20~39歳 (n=3,356)
 ■ 男性40~54歳 (n=3,504)
 ■ 男性55~69歳 (n=3,061)

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「子供の育児に掛る費用や教育費負担が大変である」の対象は子供がいる人のみ。
 3. 「仕事時間が長時間・残業が多く、なかなか休めない」「仕事で精神的な疲労が溜まっているが、なかなか休めない」の対象は有職者のみ。
 4. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

特-72図 現在の不安 (40~50代)



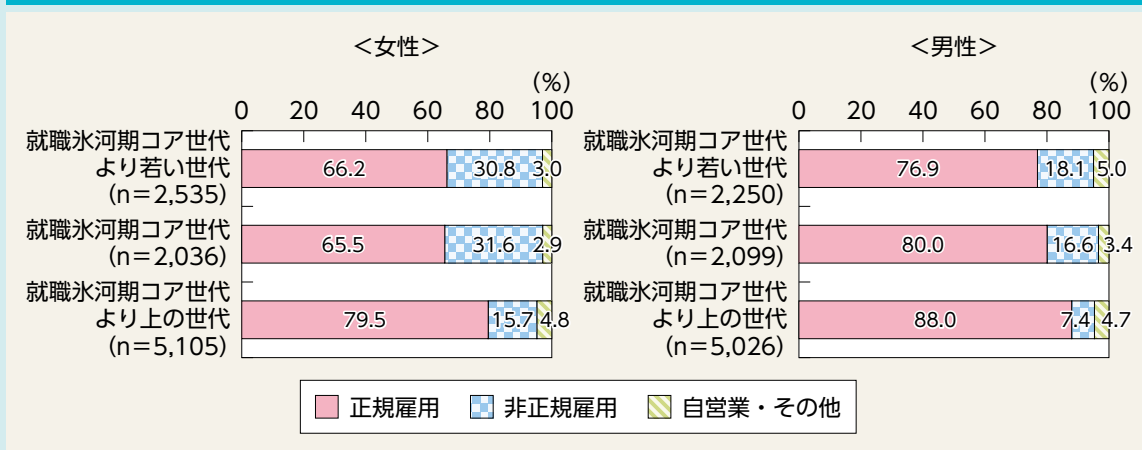
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。
 3. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

「就職氷河期世代」とは、1990年代のバブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を指す²。

ここでは、昭和50（1975）年～昭和59（1984）年に生まれ、令和3（2021）年調査時点で37～46歳の人を「就職氷河期コア世代」とし、その前後の世代と比較する³。

最終学歴後、初めて就いた仕事（初職）について見ると、「就職氷河期コア世代より上の世代」は、男女ともに「就職氷河期コア世代」「就職氷河期コア世代より若い世代」より正規雇用労働者の割合、1,000人以上の企業規模である割合が高い。一方、「就職氷河期コア世代」「就職氷河期コア世代より若い世代」の間には大きな差が見られない（図1、図2）。

（図1）初職の雇用形態（世代別）

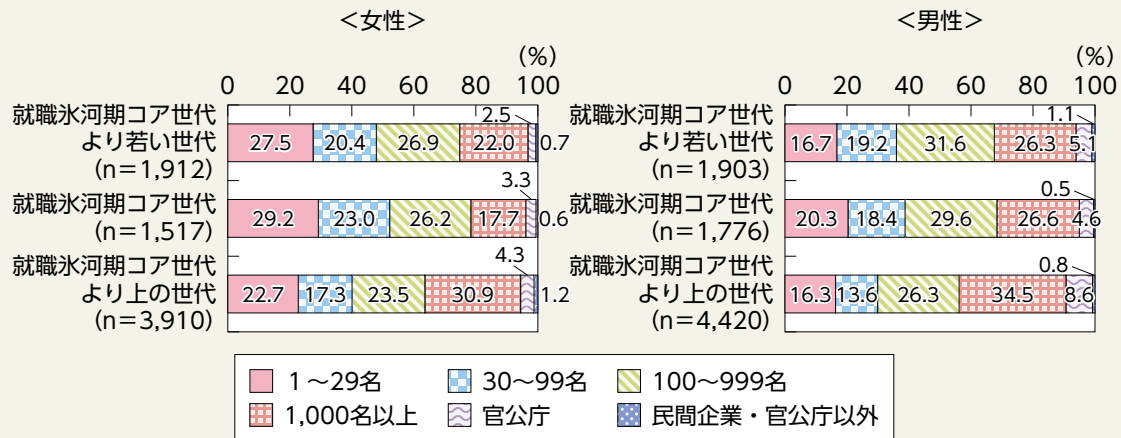


1 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

2 第4回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（令和4（2022）年5月12日開催）資料1では、「いわゆる就職氷河期についての明確な定義は存在しないが、おおむね平成5（1993）年～平成16（2004）年に学校卒業期を迎えた者を指し、浪人・留年等を経験していない場合、令和4（2022）年4月現在、大卒でおおむね40～51歳、高卒でおおむね36～47歳である。」とされている。

3 ここでは、大卒、短大卒、高卒の就職活動時期に鑑み、次のとおりとした。
 「就職氷河期コア世代」：昭和50（1975）年～昭和59（1984）年生まれ＝令和3（2021）年調査時点37歳～46歳
 「就職氷河期コア世代より若い世代」：昭和60（1985）年生まれ以降＝令和3（2021）年調査時点20歳～36歳
 「就職氷河期コア世代より上の世代」：昭和49（1974）年生まれより前＝令和3（2021）年調査時点47歳～69歳

(図2) 初職の企業規模 (世代別)

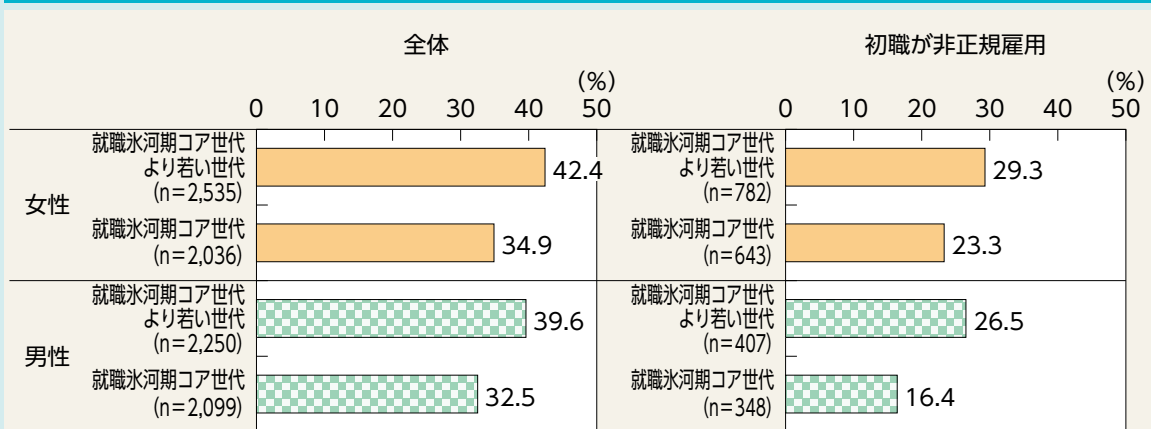


(備考) 1. 「わからない」とした回答を除いて算出。
2. 本社、支店、工場等を含めた従業員総数、パート等も含む。

しかしながら、就職時の「仕事への希望度 (就職前の希望通りだったか)」を見ると、「就職氷河期コア世代」では、「希望通り」と回答する割合が「就職氷河期コア世代より若い世代」と比較して低くなっている。

特に、初職が非正規雇用であった人の、就職前に感じていた「仕事への希望度 (希望通りだったか)」を見ると、「就職氷河期コア世代より若い年代」では、初職が非正規雇用であっても「希望通り」とする割合が、「就職氷河期コア世代」と比較して高く、男性において、その傾向が顕著である (図3)。「就職氷河期コア世代」では、不本意に非正規雇用にならざるを得なかった人が一定数いる一方で、「就職氷河期コア世代より若い世代」では、「非正規雇用も選択肢の一つ」と捉えている人もいることが推測される。現に、初職の満足度について、「就職氷河期コア世代」は、前後の世代と比較して、全ての項目で満足度が低くなっている。

(図3) 仕事への希望度 (希望通りだったか)

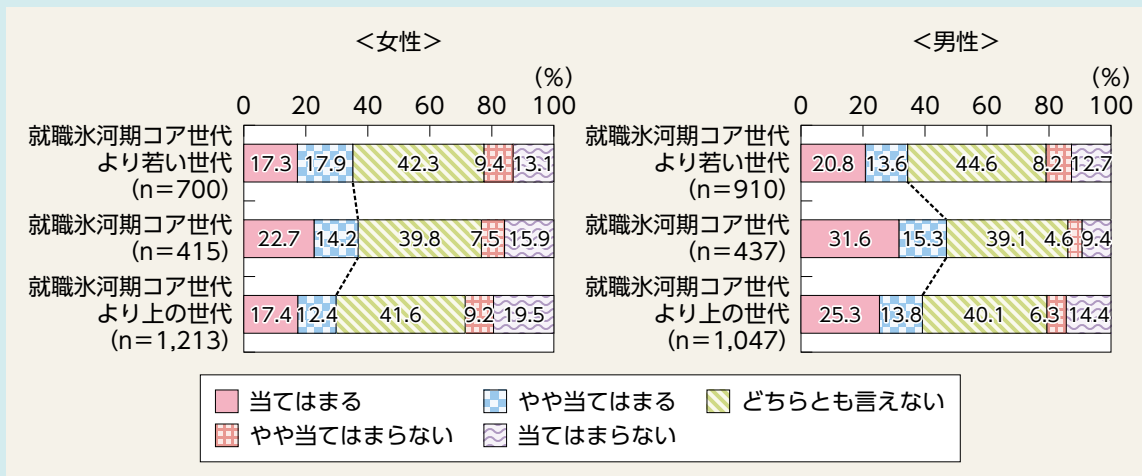


(備考) 「希望通り」「やや希望通り」の累計値。

世代間の違いは、初職をめぐる状況に留まらない。例えば、独身者が、今後、積極的に結

婚したいと思わない理由のうち、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」を見ると、男女ともに「就職氷河期コア世代」で「当てはまる」もしくは「やや当てはまる」と回答した割合が高く、特に男性では5割近くに上る（図4）。

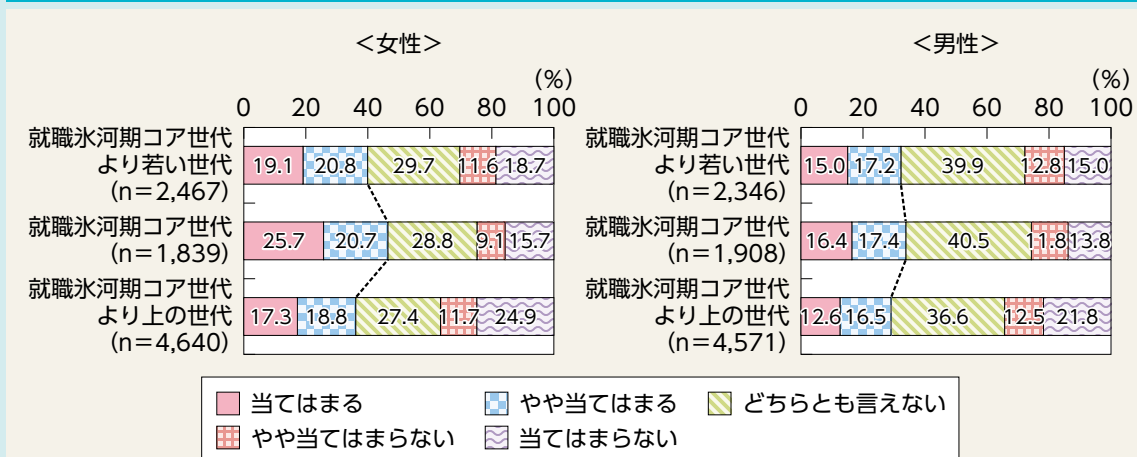
（図4）今後、積極的に結婚したいと思わない理由が、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」としている割合（世代別）



また、「就職氷河期コア世代」は、他の世代と比べて将来に対する不安を強く感じている。中でも、将来の年金受給に関する不安が大きく、「就職氷河期コア世代」の女性のうち4割以上が「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」に「当てはまる」もしくは「やや当てはまる」と回答している（図5）。

依然として、就職氷河期世代は他の世代と比較して、現在も様々な課題に直面していることが分かる。引き続き、就職氷河期世代に対して必要な支援⁴を行うとともに、第二の就職氷河期を生まないようにすることも重要である。

（図5）将来に対する不安の理由が、「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」としている割合（世代別）



（備考）「わからない・考えられない」とした回答者を除いて算出。

4 「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元（2019）年6月21日閣議決定）において取りまとめ）に基づく就労や社会参加への支援等が行われている。

第3節

人生100年時代における男女共同参画の課題

かつて、我が国では、家族は社会保障の機能を担い、多世代・3世代同居により、経済的な保障だけでなく、家事・育児、高齢者の介護は家族内で行われていた。昭和の高度成長期に、都市部では核家族化が進み、夫婦と子供という世帯が増加し、仕事は夫、家事・育児は専業主婦の妻に任されたが、地方では多世代・3世代同居が続き、家族の社会保障の機能は維持された。現在の我が国の税・社会保障制度等は、基本的には、この家族の姿を前提に作られている。

昭和、平成、令和と、時代が移り変わり、第1節、第2節で見てきたように、家族の姿の変化、家族に関する意識が変化し、家族が社会保障の機能を十分果たせなくなった。これらの変化に応じて、税・社会保障制度等は、改変されてきているが、現在の家族の姿に十分対応できておらず、制度等の恩恵を十分に受けられない人々がいる。

女性の人生は多様化し、女性にとって、もはや結婚は永久就職先ではなくなった。しかし、人生の選択肢は増えたものの、遭遇するリスクも多様化し、多様化したリスクに対応する制度等の整備が追いついていない。一方で、女性の経済的自立の手段が依然として限られているため、リスクを回避・軽減できず、不安定な状況に置かれている場合も多い。有配偶の女性（既婚女性）は、無業の場合（専業主婦）はもちろん、有業の場合でも収入が低いことが多く、配偶者との離死別で貧困に陥るリスクがある。子供がいる場合は、配偶者との離死別でひとり親となり、貧困に陥るリスクは更に高くなる。また、DV（配偶者暴力）を受けていても、経済的自立が出来なければ、逃れられず、身体的・精神的に追い詰められるリスクもある。無配偶の女性（独身女性）では、所得が低い人も少なくなく、さらにリスクヘッジの手段がなく、経済的に

不安定なほか、将来が不安というリスクを抱えている。

調査結果から、実態としては、依然として結婚を経済的手段と考えている女性が一定程度いる。しかし、家族の姿が変化した今、結婚は、必ずしも安定した生活を保障してくれるセーフティネットではなくなっている。

このように、家族の姿も女性の人生も多様化する中、人生100年時代を迎え、長い人生の中で女性が経済的困窮に陥ることなく、また、尊厳と誇りをもって人生を送ることができるようにするためには、様々な政策課題があるが、特に、以下の5つが優先的に対応すべき事項と考えられる。

第一に、女性の経済的自立を可能とする環境の整備である。

女性の貧困リスクを軽減するためには、まず男女間賃金格差の解消が必要である。現状では、日本の男女間賃金格差（フルタイム、中央値）は、男性の賃金を100とすると女性の賃金は77.5と、OECD諸国平均の88.4よりも格差が大きく、国際的にみても男女間賃金格差が大きい国の部類に入る（特-73図）。こうした格差を是正するためには、同一労働同一賃金により正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を無くすとともに、各企業における男女間賃金格差にかかる情報の開示を義務づけ、合理的に説明できない格差を解消していくことが必要である。

また、成長の伸びしろが小さい産業から成長産業へ、賃金水準の低い産業から賃金水準が高く、職務経験とともに賃金が伸びていく産業へと、女性の労働移動を促していくことも重要である。例えば、女性のデジタル分野での活躍が挙げられる。女性の非正規雇用労働者の割合が高い宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業等が、コロナ下で打撃を受ける中、IT産業は、業績が好調であり、雇用ニーズが大きく、また、柔軟な働き方が可能であることなどから、経済的自立を目指す女性の就業先として注目されてい

る。令和4（2022）年4月、政府は、「女性デジタル人材育成プラン」を策定した。このプランに沿って、就労に直結するデジタルスキルを身につける機会を提供するとともに、女性のデジタル分野への就労促進を官民が連携して進め、3年間の集中取組期間に成果を上げていくことが必要である³⁹。

加えて、保育・介護等ケアに関わる就労分野では、ケア労働は女性がするものというアンコンシャス・バイアスもあって、女性が多く就業してきたという実態があるが、こうしたケア労働への評価と公的価格である賃金を改善することも重要である。

地域においては、若い女性の人口流出を止め、人口減少を防ぐという観点からも、女性が活躍し、経済的に十分自立できるだけの収入が得られるような雇用の場を作っていくことが必要である。若年層では、男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いている。その理由として、地方には魅力的な就職先がない、女性の就職先が限られていることなどがあると分析されている⁴⁰。他方、東京圏在住者においては、コロナをきっかけに家賃や生活費の高い大都市を離れ、地方での生活を考える人も増えるという傾向がみられる（特-74図）。これを大きなチャンスとしてとらえ、地方における女性活躍の契機にすべきである。

第二に、様々な政策の制度設計において、家族の姿が多様化していることを念頭におく必要がある。具体的には、世帯単位から個人単位での保障・保護へ、また、育児・介護等無償ケア労働の担い手に配慮する場合にも、専業主婦全般を対象にしたものから、無償ケア労働を担っている人への配慮へと切り替え

ていくべき時である。離婚が増え、世帯そのものが流動化しているなかで、世帯単位を前提とする制度がそのまま続いていけば、制度のひずみによる問題も大きくなる。夫の扶養の範囲内で働くため就業調整を続けてきた女性が離婚すると、低年金に直面する可能性があることがその一例である⁴¹。また、世帯単位を前提とした施策を講じると、離婚直後のため受け取るべき給付金が受け取れないなど、様々な問題が生じる可能性があり、現にコロナ下でこうした問題が顕在化した。マイナンバー制度等も踏まえつつ、個人を単位とした制度設計を基本に政策を検討すべきである。

第三に、女性の早期からのキャリア教育の重要性である。

女子生徒に対しても、早い段階から将来の職業選択に資する情報を提供し、また、人生100年時代における女性の経済的自立の重要性、職業能力を身につけることの必要性をしっかりと認識できるようにするための教育を行う必要がある。また、結婚や出産などのターニングポイントで労働市場からいったん退出しても、いつでも労働市場に参入し、退出時と同等の処遇を得るための一助として、女性の就業に直結するリスキリングの機会の提供やリカレント教育等も重要である。女性が人生のターニングポイントでこれまで培ってきたキャリアを中断しないことは、女性の貧困リスクの軽減となる。もはや時代が変わったことを女性自身も認識すべきである。

第四に、柔軟な働き方を浸透させ、働き方をコロナ前に戻さないことが必要である。

男女がともに家事・育児・介護等の無償ケア労働を行いながら就労できる環境を作るとは、女性の経済的自立のためにも重要な課

³⁹ なお、デジタルについては、女性の就業先としてだけでなく、いわゆるデジタル・ディバイドを防ぐ観点からの施策も重要である。公共サービスにおいても、パソコンやスマートフォンを活用したより利便性の高いサービスを進めており、こうしたデジタル機器をできるだけ使いこなせるよう、単独世帯の高齢者も含め支援が必要である。

⁴⁰ 内閣府「地域の経済2020-2021—地方への新たな人の流れの創出に向けて—」（令和3（2021）年9月3日公表）、国土審議会第5回計画部会（令和4（2022）年2月21日）資料、公益財団法人東北活性化研究センター「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」（令和3（2021）年3月公表）等で分析されている。

⁴¹ こうした低年金問題の解決に向けて、前述の短時間労働者への被用者保険の適用拡大等が行われている。また、離婚時には、婚姻期間に係る厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割する、年金分割制度がある。

題である。コロナ下で、テレワークの浸透や在宅勤務等、働き方が多様化し、コロナ前に比べ、平日に自宅で仕事以外に使える時間が増えるなど、男女ともに家庭と仕事の両立をしやすくなった人が増加している（特-75図）（特-76図）。コロナ収束後においても、「働き方をコロナ前に戻さない」という決意のもとで、テレワークや在宅勤務を一層普及させ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現することが重要である。

国際的に比較して長い男性の労働時間（特-31図再掲）が是正され、男性の家事・育児参画が進めば、その妻の負担が減るだけでなく、従来型の長時間労働が暗黙の条件と考えて役職に就くことをあきらめていた女性が昇進を目指す環境を作ることに寄与する。

第五に、女性の人生の多様化とともに、男性の人生も多様化していることを念頭においた政策が必要である。

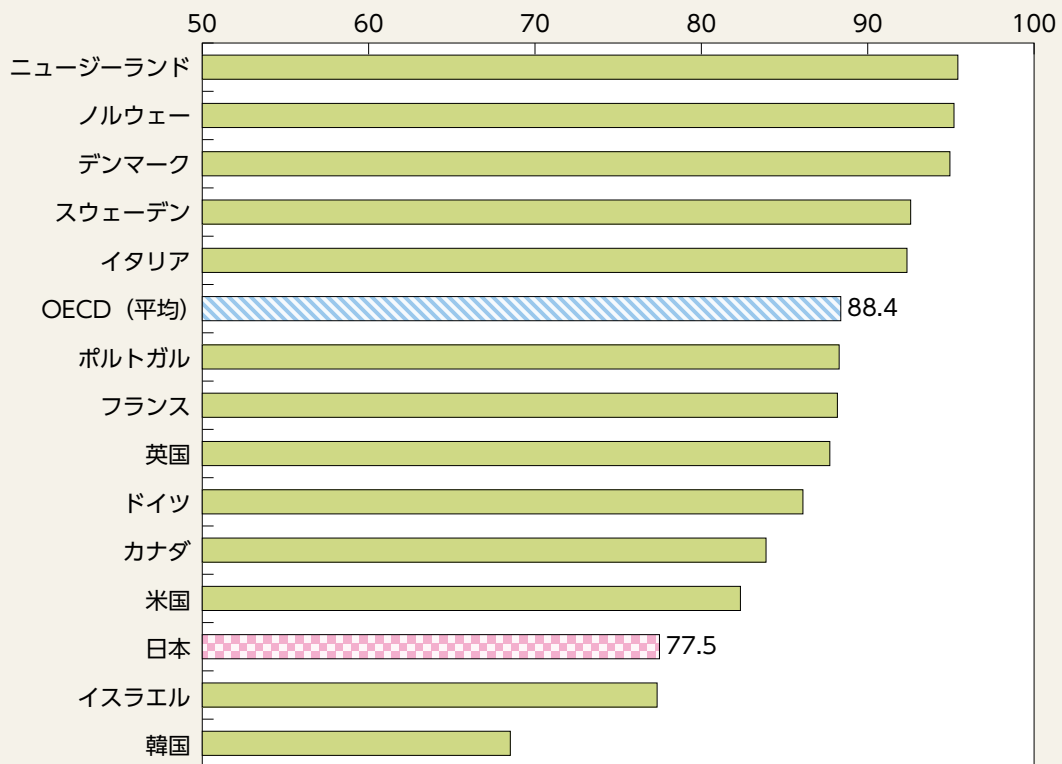
昭和の時代（戦後）、95%以上の男性が結婚し、いわゆる「皆婚社会」であった。その時代の典型的な家族像は、家庭のことは専業主婦の妻に任せて夫は仕事一筋、終身雇用による安定と年功序列型賃金により、やがて安定した中高年期が訪れるというものであったが、現在は、未婚者も離婚も増え、また、共働き世帯が専業主婦世帯を大きく上回ってい

る。また、男性が地域社会で孤独・孤立に陥るリスクも増大している。このため、地方自治体の男女共同参画センター等で男性相談窓口を整備・拡充していくことが重要である。

家族の姿の変化とともに、結婚に対する考え方、子供を持つことに対する考え方も、男女ともに多様化している。他方、深刻化する少子化・人口減少に対応するためには、結婚を希望する人が結婚でき、子供を持ちたい人が子供を持てる環境をつくることが重要である。これまでも、国・地方自治体において結婚支援、子供・子育て支援を行ってきたが、こうした支援は引き続き必要である。さらに、現在の日本では恋愛結婚が結婚の9割近くを占めていることから、恋愛、交際、結婚に至る過程でお互いを尊重しあうことの重要性や、最低限身に付けるべき大切なルール、例えば、いわゆるデートDVやハラスメントの問題について、教育・啓発の中で学ぶことも重要である。

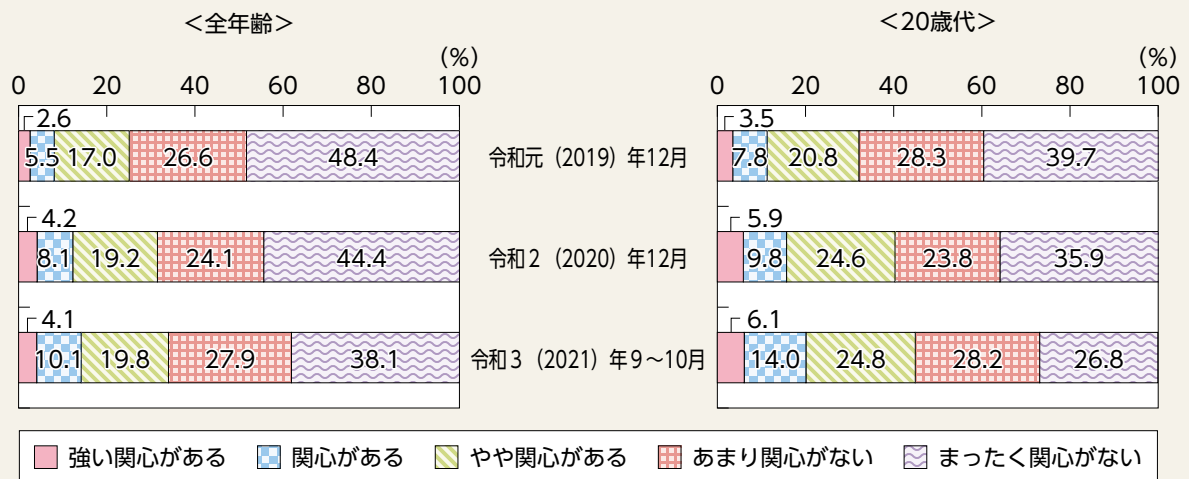
人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変した。今後、男女共同参画を進めるに当たっては、常にこのことを念頭におき、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要がある。

特-73図 男女間賃金格差の国際比較



(備考) 1. OECD “OECD. Stat” より作成。
 2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
 3. イスラエル、フランスは平成30 (2018) 年、イタリア、デンマーク、ドイツは令和元 (2019) 年、それ以外の国は令和2 (2020) 年の数字。

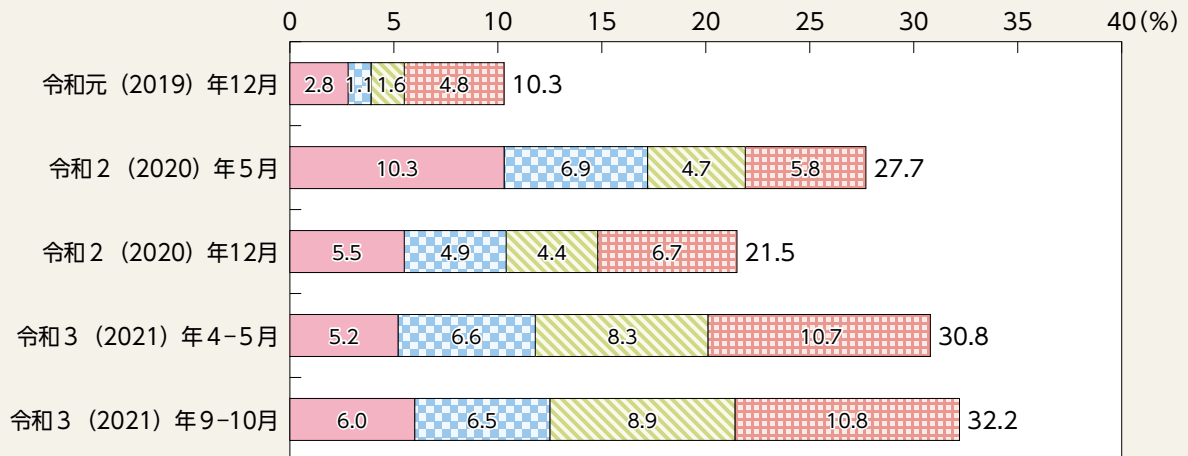
特-74図 地方移住への関心 (東京圏在住者)



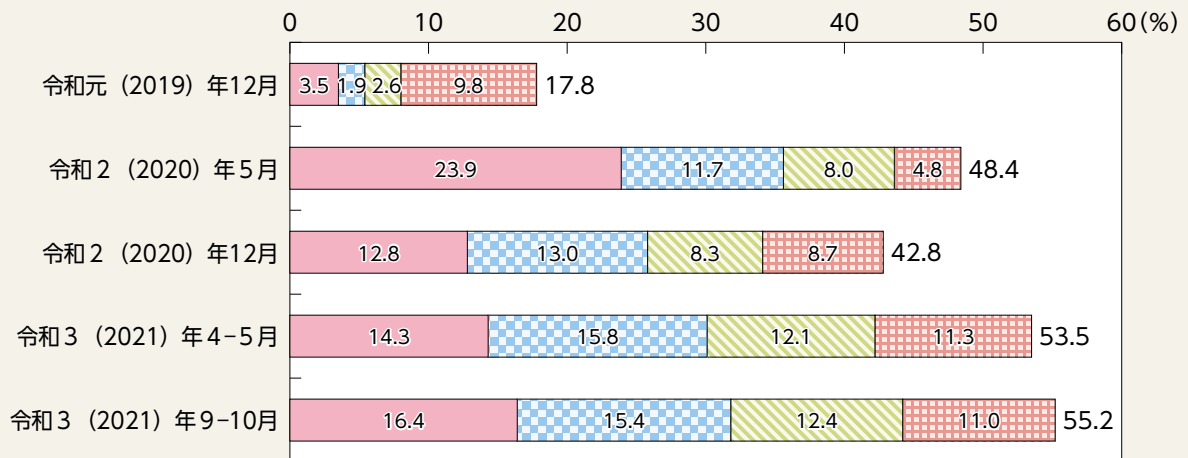
(備考) 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3 (2021) 年11月1日公表) より作成。

特-75図 テレワーク実施頻度の変化

<全国>



<東京都23区>

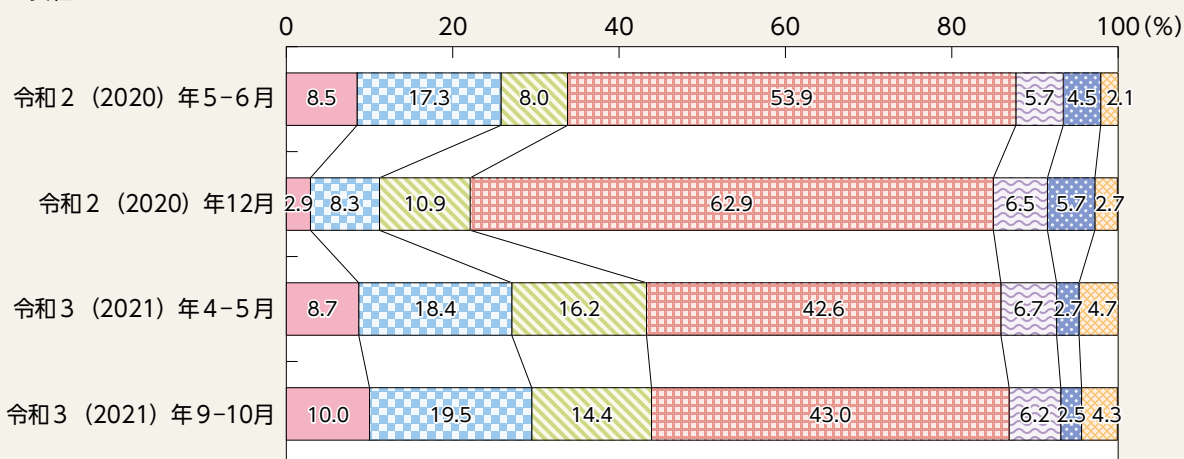


テレワーク (ほぼ100%)
 テレワーク中心 (50%以上) で、定期的に出勤を併用
 出勤中心 (50%以上) で、定期的にテレワークを併用
 基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用

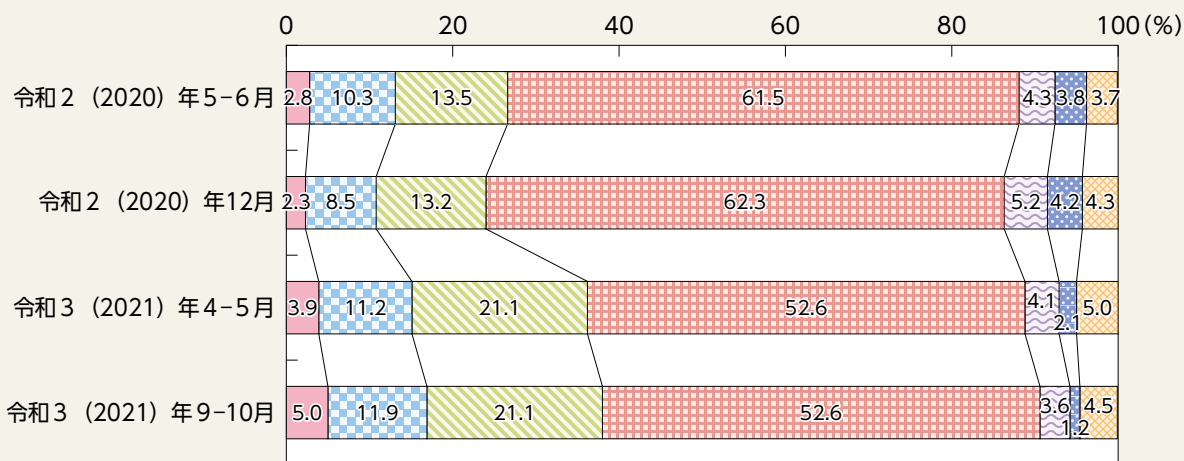
(備考) 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3(2021)年11月1日公表)より作成。

特-76図 家事・育児時間の変化

<女性>



<男性>



- 大幅に増加 (51%以上増加)
 増加 (21%~50%増加)
 やや増加 (6%~20%増加)
- おおむね変化無い (5%減少~5%増加)
 やや減少 (6%~20%減少)
 減少 (21%~50%減少)
- 大幅に減少 (51%以上減少)

(備考) 1. 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3(2021)年11月1日公表)より作成。
 2. 対象は18歳未満の子を持つ親。
 3. 令和元(2019)年12月(感染症拡大前)からの変化を質問。

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会について

人生100年時代が到来するとともに、未婚・単身世帯の増加、平均初婚年齢の上昇、離婚件数の増大等、我が国の家族の姿は、昭和の時代から大きく変化し、かつ多様化している。

男女共同参画を推進する上では、こうした変化に伴って、特に女性が置かれた環境をめぐり、どのような課題が生じており、又は生じることが予想されるか、把握することが重要である。

このため、内閣府男女共同参画局では、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、その実相をデータを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、令和3（2021）年5月から、社会学、人口学、経済学の専門家から構成される「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催した。

研究会は、令和4（2022）年4月末までに計11回開催し、第1回から第3回まで及び第11回は構成員によるプレゼンテーション及び意見交換を行うとともに、第4回から第10回まではゲストスピーカーを招き、女性の人生と家族形態の変化・多様化などについて様々な角度から議論を行った。

研究会の議事録及び資料は内閣府ホームページに掲載されている。

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会 構成員名簿

（五十音順、敬称略、◎は座長）

天野 馨南子 ニッセイ基礎研究所 生活研究部 人口動態シニアリサーチャー

稲葉 昭英 慶應義塾大学文学部教授

岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長

小林 盾 成蹊大学文学部教授

永瀬 伸子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

◎山田 昌弘 中央大学文学部教授

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会 開催経緯

第1回 令和3（2021）年5月18日（火）15：00～16：30

- 研究会の進め方について
- 構成員によるプレゼンテーション
 - ・山田昌弘座長（日本家族の現状とこれから）
 - ・稲葉昭英構成員（近年のデータからみた家族の動態と今後の問題）

第2回 令和3（2021）年7月8日（木）10：30～12：00

- 構成員によるプレゼンテーション
 - ・天野馨南子構成員（人生100年時代の変わりゆく結婚と家族 最新データ解説）
 - ・岩澤美帆構成員（人口変動から考える男女共同参画）

第3回 令和3（2021）年7月26日（月）14：00～15：30

- 意見交換
- 今後の研究会の進め方について

第4回 令和3（2021）年9月30日（木）15：00～17：00

- 有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化①）
 - ・落合恵美子・京都大学大学院文学研究科教授（20世紀体制を超えて）

第5回 令和3（2021）年11月2日（火）16：00～18：00

- 有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化②）
 - ・大石亜希子・千葉大学大学院社会科学研究院教授（母子世帯の貧困について）
 - ・阿部彩・東京都立大学人文社会学部人間社会学科教授（貧困率からみる女性の状況：1985-2018）

第6回 令和3（2021）年11月30日（火）10：00～12：00

- 有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化③）
 - ・筒井淳也・立命館大学産業社会学部教授（家事負担の軽減や、家事のアウトソーシング、現状や課題、今後の方向性について）
 - ・阪井裕一郎・福岡県立大学人間社会学部公共社会学科専任講師（日本社会における事実婚の実態）

第7回 令和3（2021）年12月14日（火）10：00～12：00

- 男女共同参画に関する最近の動き
- 有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化④）
 - ・永瀬伸子・お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授（家族・世帯の変化に対応した

税制・社会保障制度・雇用慣行)

- ・山田昌弘座長（日本の社会保障制度の特徴とその前提の崩壊）

第8回 令和4（2022）年2月7日（月）10：20～12：00

○有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化⑤）

- ・藤森克彦・日本福祉大学福祉経営学部教授、みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員（中年未婚者の生活実態と老後への備えに関する分析―「単身世帯」と「親と同居する世帯」の比較―）

○「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」中間報告について

第9回 令和4（2022）年2月24日（木）16：50～18：00

○有識者からのヒアリング（男性の視点からみた家族形態の変化・多様化）

- ・平山亮・大阪市立大学大学院文学研究科准教授（「介護する息子」とその増加をいかに見るか）

第10回 令和4（2022）年3月2日（水）10：45～12：00

○有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化⑥）

- ・野沢慎司・明治学院大学社会学部教授（ステップファミリー 親の離婚・再婚と子どもをめぐる制度状況と社会的課題）

第11回 令和4（2022）年4月7日（木）13：00～15：00

○構成員によるプレゼンテーション

- ・小林盾構成員（豊かで幸せな人生100年時代に向けた、恋愛の役割はなにか）
- ・永瀬伸子構成員（人生100年時代の家族のための雇用と社会保障：女性の雇用の改善のために）

○人生100年時代の結婚と家族に関する研究会報告書骨子案について

関係閣僚と民間有識者により構成され、男女共同参画に関する大きな方向性について総理官邸で議論を行う「男女共同参画会議」の下には、より具体的な議論を行うための「計画実行・監視専門調査会」が設置されている。

「計画実行・監視専門調査会」では、令和2（2020）年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」の実行状況の監視を行うとともに、各府省が当該年度及び翌年度に重点的に取り組む事項を取りまとめ、翌年度予算の概算要求に反映させるために策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」、いわゆる「女性版骨太の方針」について議論を行っており、議事録及び資料は内閣府ホームページに掲載されている¹。

有識者委員は、大学や経済界、地方自治体、法曹など、様々な分野で活躍されている方々から構成されている。また、各分野の政策の責任者である各府省の局長や審議官も討議に参画するなど、政府をあげて、男女共同参画社会の実現に向けた議論が行われている。

計画実行・監視専門調査会 委員

令和4年4月19日現在
(五十音順、敬称略)

石黒 不二代	ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長兼CEO
井上 久美枝	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
大崎 麻子	関西学院大学客員教授
窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
佐々木 成江	お茶の水女子大学ジェンダード・イノベーション研究所特任教授
※◎佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
治部 れんげ	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授
※白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事、 株式会社ファミリーエ代表取締役社長
※内藤 佐和子	徳島市長
※山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田 秀雄	山田・尾崎法律事務所代表弁護士

(◎：会長、※印：男女共同参画会議議員)

1 内閣府男女共同参画局「計画実行・監視専門調査会」ホームページ (https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/index.html)

「計画実行・監視専門調査会」 議論の経緯

「計画実行・監視専門調査会」では、「女性版骨太の方針」の策定に向けて、令和3（2021）年9月より、様々な課題について議論を行ってきた。

第1回 令和3（2021）年5月12日（水）

- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」について

第2回 令和3（2021）年9月21日（火）

- 女性活躍・男女共同参画の現状と課題
- 人生100年時代の結婚と家族をめぐる状況
- コロナ下の女性への影響
- G20女性活躍担当大臣会合におけるSTEM分野・女性デジタル人材に関する議論
- 今後の専門調査会の進め方について

第3回 令和3（2021）年9月30日（木）

- アンコンシャス・バイアスに関する調査結果と今後の取組について
- 旧姓の通称使用の拡大の現状と課題
- APEC「女性と経済フォーラム」
- 女子差別撤廃条約実施状況第9回報告

第4回 令和3（2021）年10月20日（水）

- 女性の生理と妊娠等に関する健康について
- OECD閣僚理事会のジェンダーに関する議論について
〈出席府省〉文部科学省、厚生労働省、経済産業省

第5回 令和3（2021）年10月26日（火）

- 科学技術分野における女性の活躍促進について
- 日英EPA等におけるジェンダーに関する議論について
〈出席府省〉内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、文部科学省

第6回 令和3（2021）年11月17日（水）

- 「候補者男女均等法」（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）の男女候補者均等目標に向けて

第7回 令和3（2021）年11月25日（木）

- 女性の経済的自立について①（労働分野）
〈出席府省〉法務省、厚生労働省、経済産業省

第8回 令和3（2021）年12月3日（金）

- 司法・行政分野における女性の参画拡大について
- ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて
〈出席府省〉内閣官房（内閣人事局）、人事院、総務省、法務省

第9回 令和3（2021）年12月22日（水）

- 「女性活躍・男性共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて
- コロナ下の女性への影響に関するフォローアップ

第10回 令和4（2022）年1月25日（火）

- 女性の経済的自立について②（教育分野）
〈出席府省〉内閣官房（教育未来創造会議担当室）、文部科学省

第11回 令和4（2022）年2月15日（火）

- 女性の経済的自立について③（女性デジタル人材、リスキリング）
- コーポレートガバナンス・コードに沿った企業の取組、市場再編
〈出席府省〉内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、金融庁、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省

第12回 令和4（2022）年3月2日（水）

- 女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討
〈出席府省〉内閣官房（全世代型社会保障構築本部事務局）、人事院、財務省、厚生労働省

第13回 令和4（2022）年3月29日（火）

- 女性の経済的自立について④（男女間の賃金格差）
- 公共調達の活用による女性の活躍促進について
〈出席府省〉金融庁、厚生労働省

第14回 令和4（2022）年4月19日（火）

- 男性の家庭・地域社会における活躍について
- ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループの開催について
〈出席府省〉デジタル庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

第15回 令和4（2022）年4月21日（木）

- 高齢期の女性の経済状況について
- 諸外国における企業役員の女性登用について
〈出席府省〉金融庁、厚生労働省

第16回 令和4（2022）年5月26日（木）

- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」（原案）について

参考 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(内閣府男女共同参画局委託調査)

(1) 調査目的

コロナ下で改めて顕在化した男女共同参画の遅れの要因の一端として、家族形態の変容、社会構造が変化しているにもかかわらず、働き方、税・社会保障制度等の制度・慣行が依然として昭和の働き方・制度・慣行となっており、現在の結婚や家族の実相と合っていないことや、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が存在することなどが指摘されている。

本調査は、前述の問題意識を念頭に、結婚・仕事・収入に関して、意識調査等を行い、男女差、年代差、学歴差、地域差を確認した上で、男女間賃金格差の要因の一端や、働き方・制度・慣行が現在の結婚や家族の実相に合っているのかどうか等を明らかにし、人生100年時代における働き方・制度を検討する際の資料となることを目的とする。

(2) 調査方法

インターネット・モニターに対するアンケート調査

(3) 調査期間

令和3（2021）年12月27日（月）～令和4（2022）年1月11日（火）

(4) 調査項目

「あなた自身に関する調査」という名目で、以下の①～⑥の項目を調査した。

- ①結婚・家族を取り巻く状況
- ②仕事を取り巻く状況
- ③結婚・子供を持つ事と働き方
- ④収入を取り巻く状況
- ⑤老後の生活スタイル
- ⑥生活全般への考え方や満足度・将来不安

(5) 回答者数など

- ・回答者数は、20,000人
- ・調査対象は、国内在住のインターネット・モニター（20歳以上70歳未満）

I あらゆる分野における女性の参画拡大

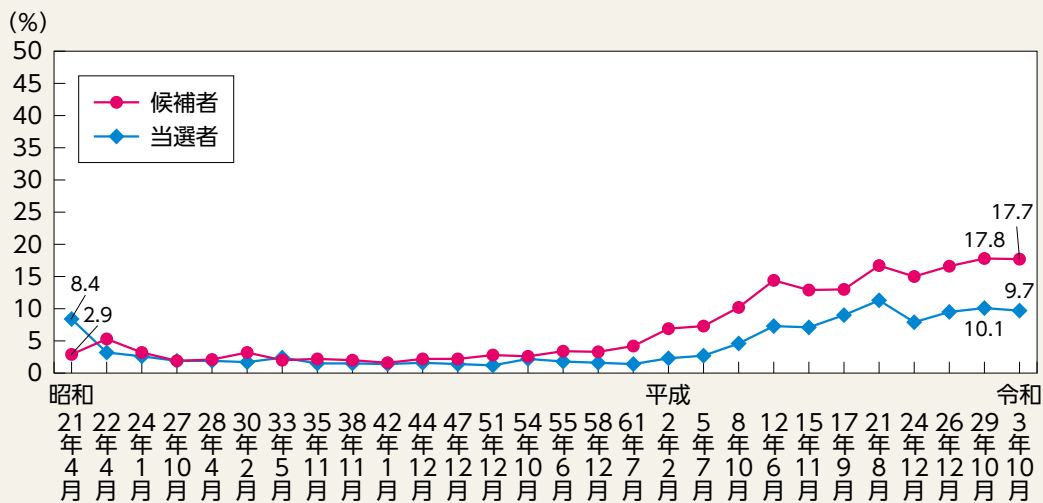
第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和3（2021）年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は17.7%、当選者に占める女性の割合は9.7%となり、平成29（2017）年10月執行の総選挙の結果を下回った。

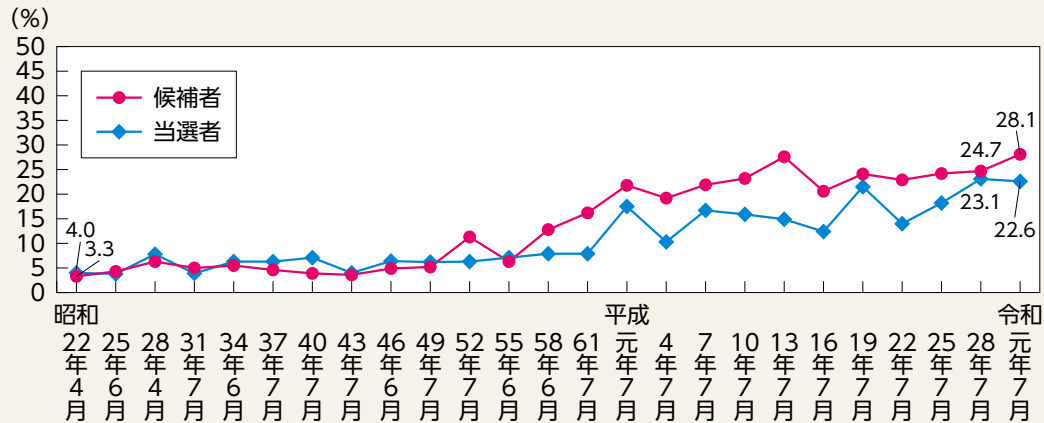


(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和元（2019）年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は28.1%、当選者に占める女性の割合は22.6%。

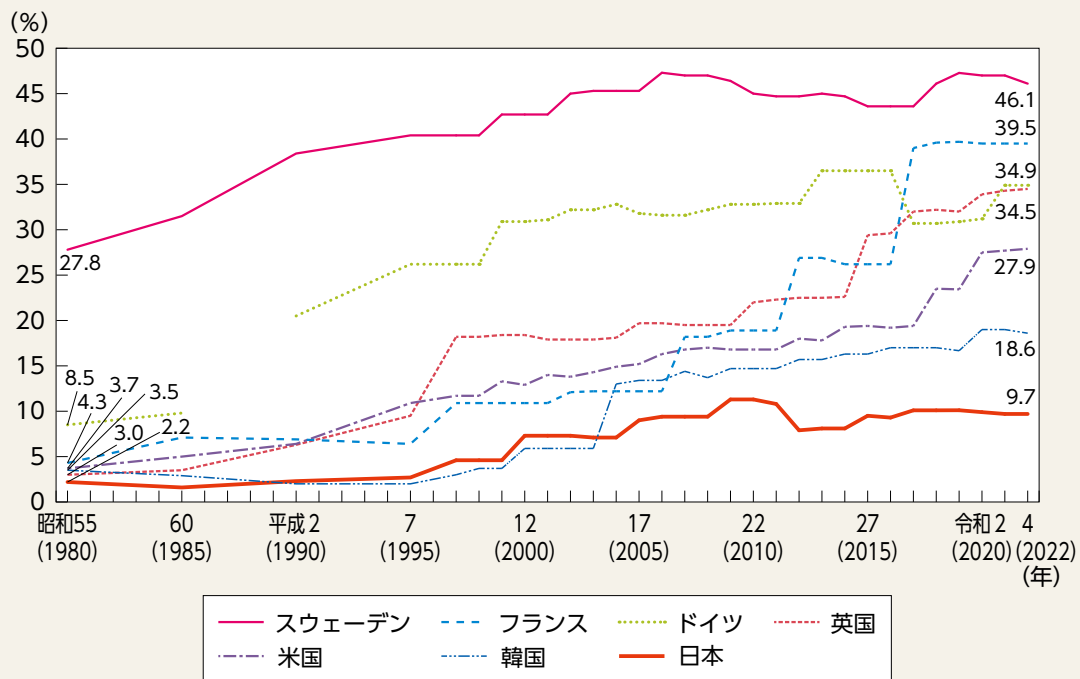


（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1-3図 諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移

- 諸外国の国会議員に占める女性の割合は、この30年で大幅に上昇。
- 日本の国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.7%であり、国際的に見ても非常に低い水準となっている。

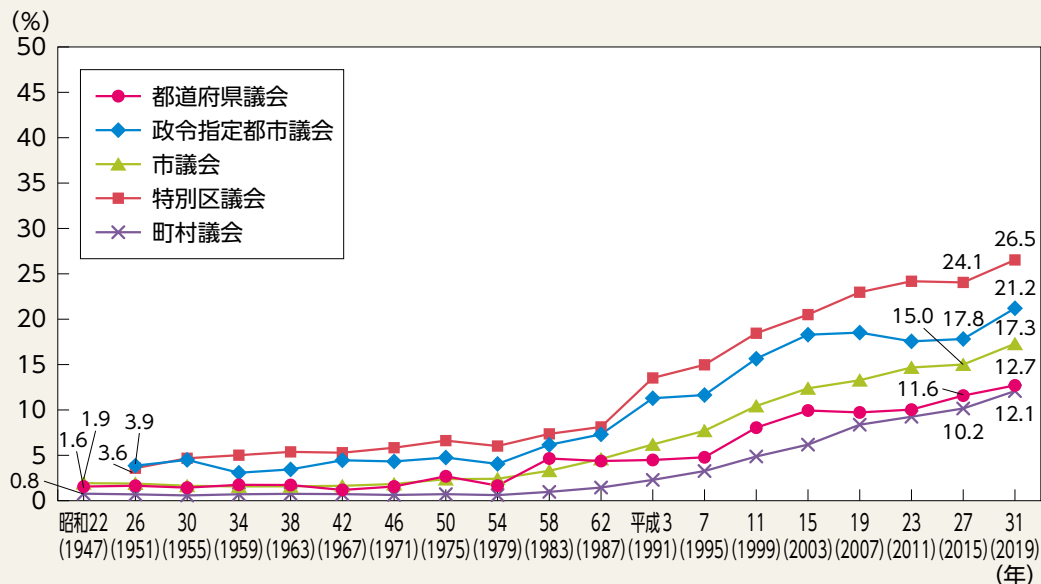


- （備考）1. IPU資料（Monthly ranking of women in national parliaments）より作成。調査対象国は令和4（2022）年3月現在189か国。昭和55（1980）年から平成7（1995）年までは5年ごと、平成9（1997）年以降は毎年の数字。各年12月現在（平成10（1998）年は8月現在、令和4（2022）年は3月現在）。
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合（日本は衆議院における女性議員割合）。
3. ドイツは昭和60（1985）年までは、西ドイツの数字。

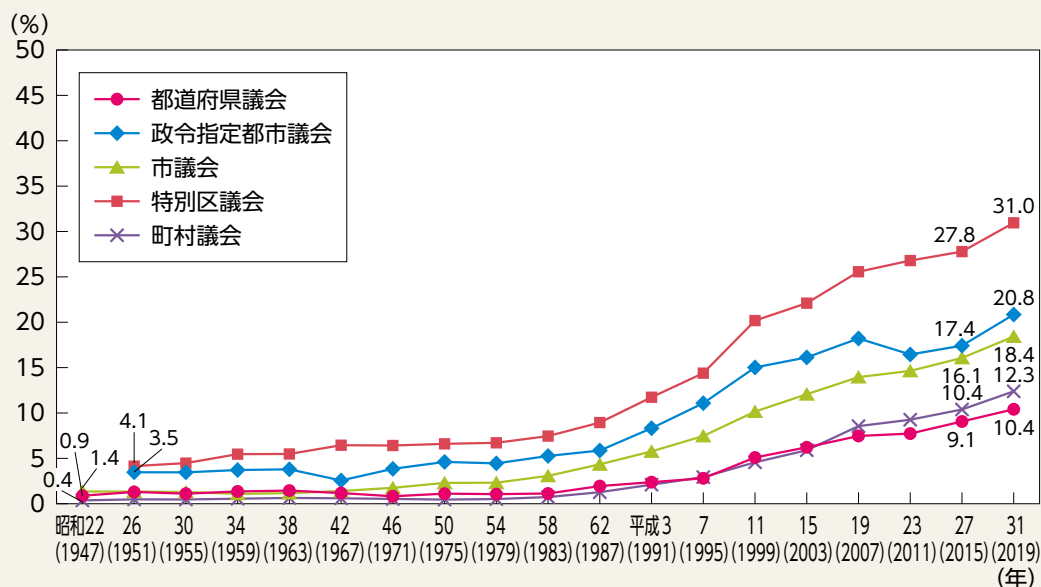
1-4図 統一地方選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は、上昇傾向。
- 平成31（2019）年の統一地方選挙では、候補者に占める女性の割合は、特別区議会が26.5%と最も高く、町村議会が12.1%と最も低くなっており、全体で16.0%。
- 当選者に占める女性の割合は、特別区議会が31.0%と最も高く、都道府県議会が10.4%と最も低くなっている。

候補者に占める女性の割合



当選者に占める女性の割合



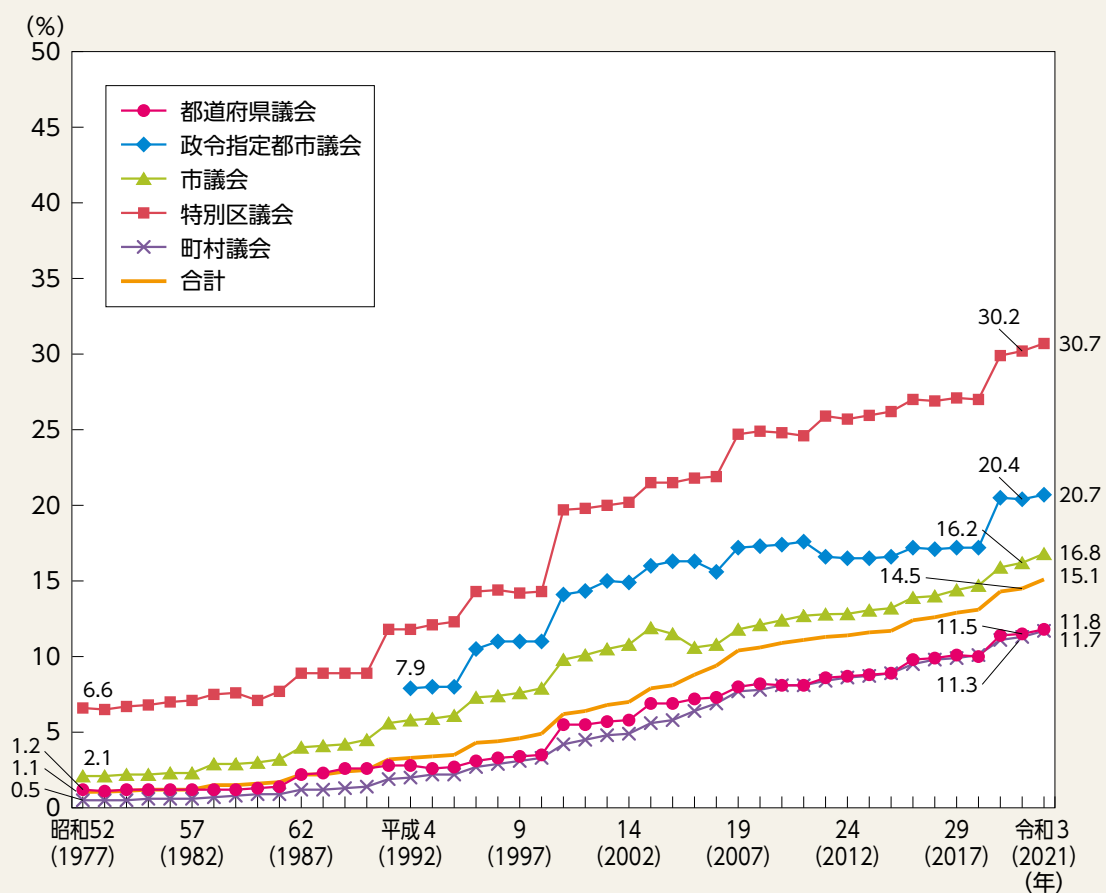
(備考) 1. 総務省「地方選挙結果調」より作成。

2. 昭和22（1947）年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党を始め、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自立的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

1-5 図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和3（2021）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで、政令指定都市の市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

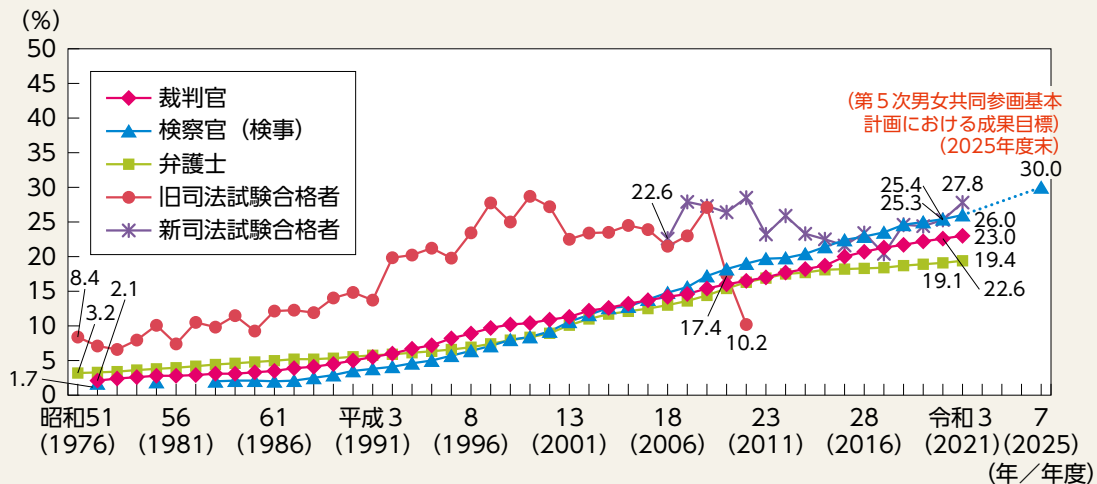


- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

第2節 司法分野

1-6図 司法分野における女性の割合の推移

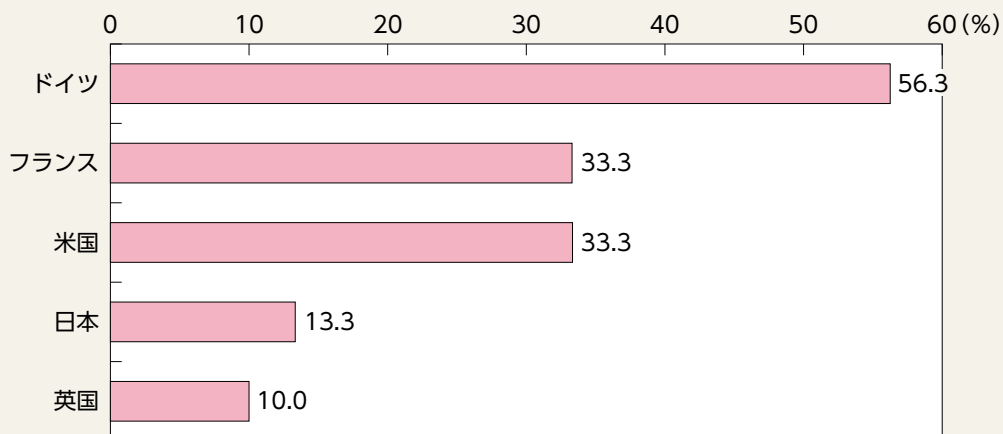
- 裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しており、裁判官が23.0%（令和2（2020）年12月現在）、検察官（検事）が26.0%（令和3（2021）年3月31日現在）、弁護士が19.4%（令和3（2021）年9月30日現在）。
- 司法試験合格者に占める女性の割合は、平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており、令和3（2021）年は27.8%。



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事）、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成26（2014）年までは各年4月現在、平成27（2015）年以降は前年12月現在、検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なるが、令和3（2021）年は9月30日現在。司法試験合格者は各年度の値。

1-7図 諸外国の裁判所裁判官に占める女性の割合（令和4（2022）年4月）

- 日本の最高裁判所の裁判官に占める女性の割合は13.3%（全15人中2人、令和4（2022）年4月現在）となっており、諸外国と比べて低い水準となっている。
- ※最高裁判所裁判官は、戦後187人が任命され、うち女性は8人（4.3%）。

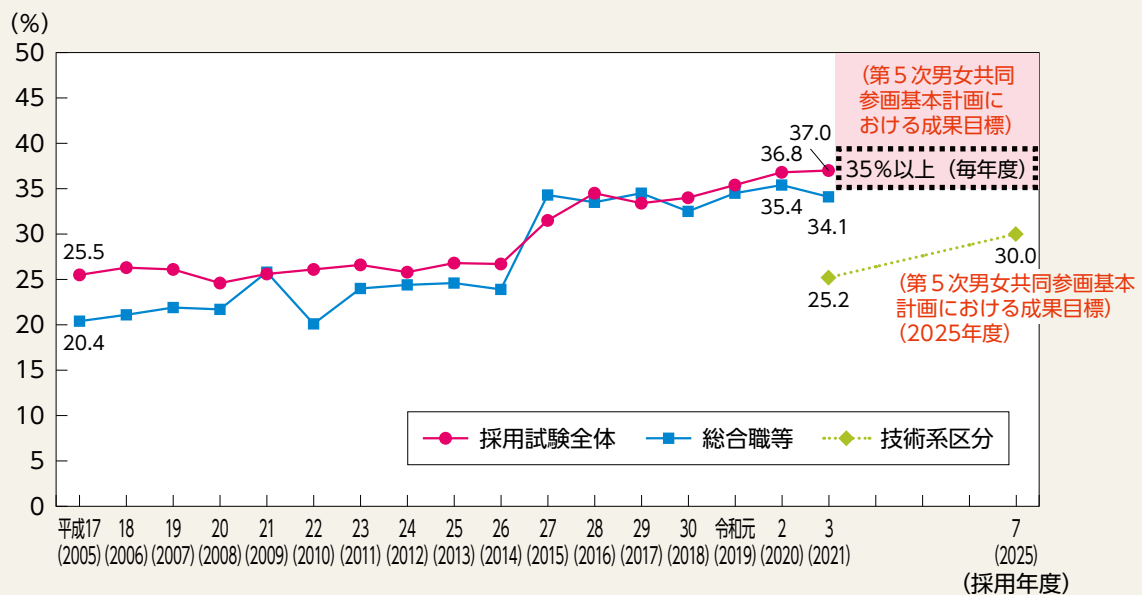


- (備考) 1. 各国裁判所HPより作成。令和4（2022）年4月現在。
 2. ドイツは連邦憲法裁判所、フランスは憲法院、米国は連邦最高裁判所、日本は最高裁判所、英国は連合王国最高裁判所。

第3節 行政分野

1-8図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

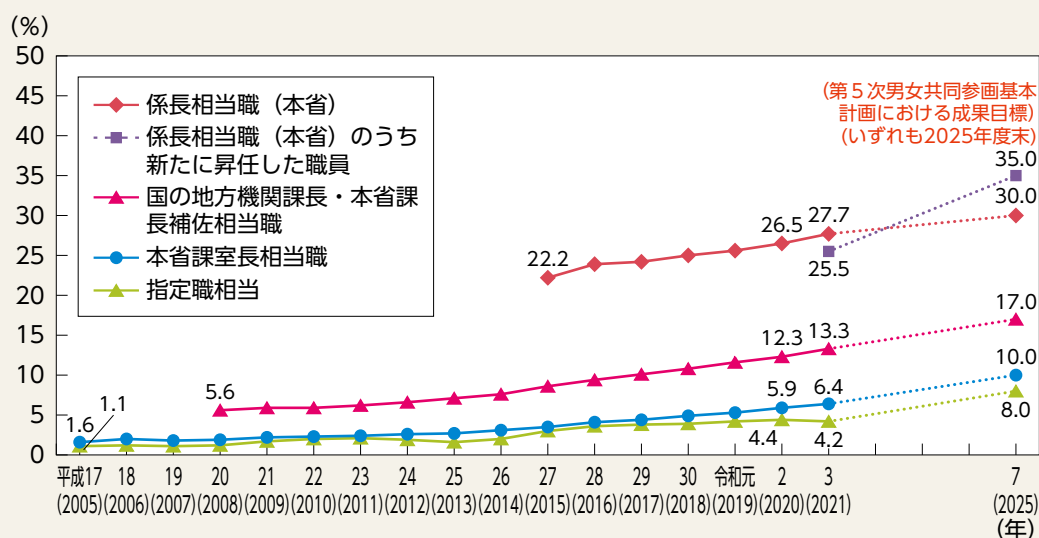
- 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、令和3（2021）年4月1日時点では37.0%と、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（毎年度35%以上）を達成。
- 一方、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合は、前年から低下し34.1%、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合は25.2%と、いずれも第5次男女共同参画基本計画における成果目標（総合職：毎年度35%以上、技術系区分：2025年度までに30%）を達成していない。



- (備考) 1. 平成17 (2005) 年度及び18 (2006) 年度は総務省、平成19 (2007) 年度から24 (2012) 年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25 (2013) 年度は総務省・人事院、平成26 (2014) 年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27 (2015) 年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。
3. 「技術系区分」の詳細
 総合職（院卒者・大卒程度）：工学/数理学/物理・地球科学/化学・生物・薬学/農業科学・水産/農業農村工学/森林・自然環境
 一般職（大卒程度）：電気・電子・情報/機械/土木/建築/物理/化学/農学/農業農村工学/林学
 一般職（高卒者）：技術/農業/農業土木/林業

1-9 図 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移

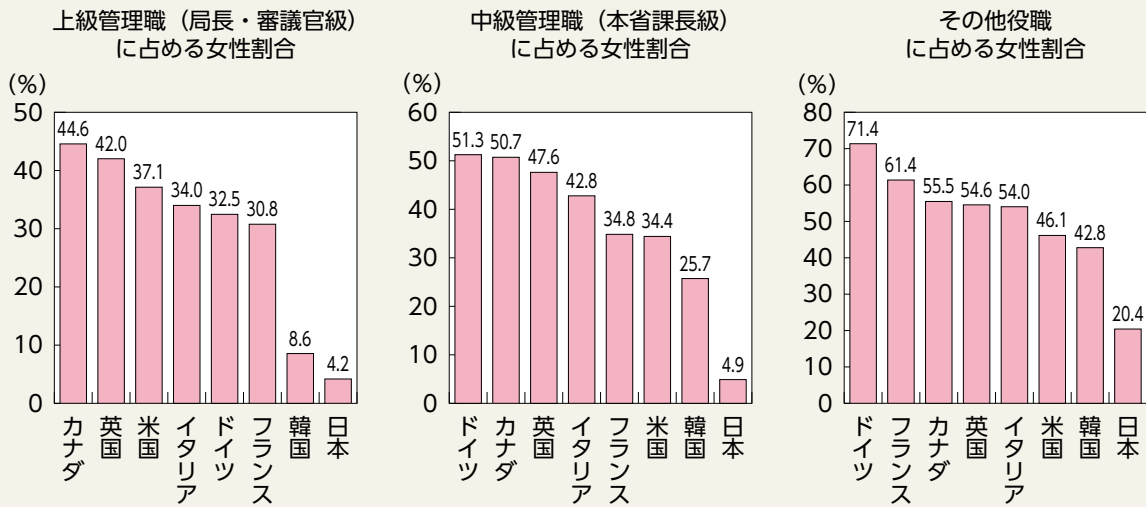
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合はおおむね上昇しているが、いずれの役職段階も第5次男女共同参画基本計画における成果目標を達成していない。
- 令和3（2021）年7月時点では、係長相当職（本省）27.7%、係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員25.5%、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職13.3%、本省課室長相当職6.4%、指定職相当4.2%。



- (備考) 1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「指定職相当」とは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省職員を、「本省課室長相当職」とは同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。
- また、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」とは令和3（2021）年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和2（2020）年7月2日から令和3（2021）年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
3. 平成17（2005）年から平成26（2014）年までは各年1月時点。平成27（2015）年から令和3（2021）年までは各年7月時点。ただし、平成27（2015）年については、指定職相当は平成27（2015）年11月時点。

1-10図 諸外国の国家公務員管理職に占める女性の割合（令和3（2021）年）

○国家公務員の役職段階別の女性の割合について諸外国と比較すると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。



（備考）定義（OECD Government at a Glance 2021より）

- ・各国のデータの出典は、ILOSTATの労働力調査。
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

【上級管理職】

- ・大臣・国務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
- ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※ 日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

【中級管理職】

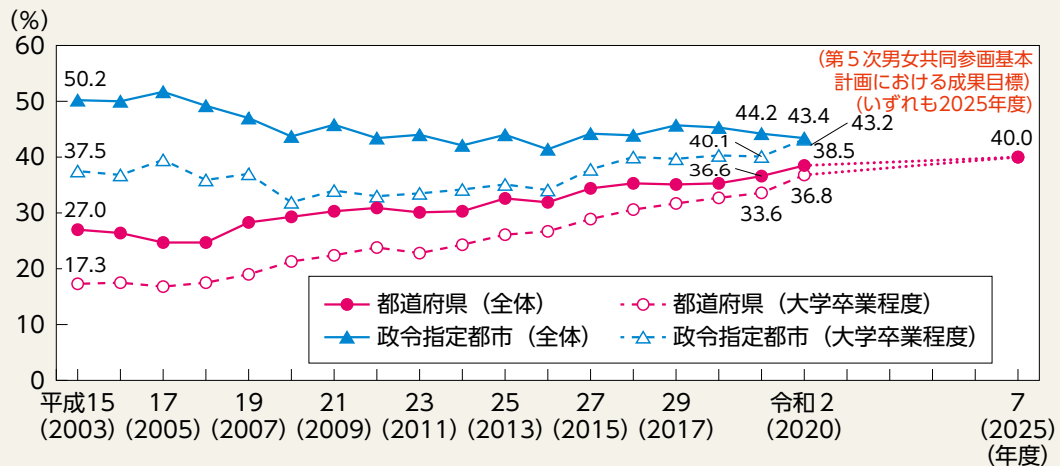
- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※ 日本の値は、行政職俸給表(一)8級から10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

【その他役職】

- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※ 日本の値は、一般職国家公務員から指定職俸給表が適用される者及び行政職俸給表(一)8級から10級の者を除いた者に占める女性割合。

1-11図 地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

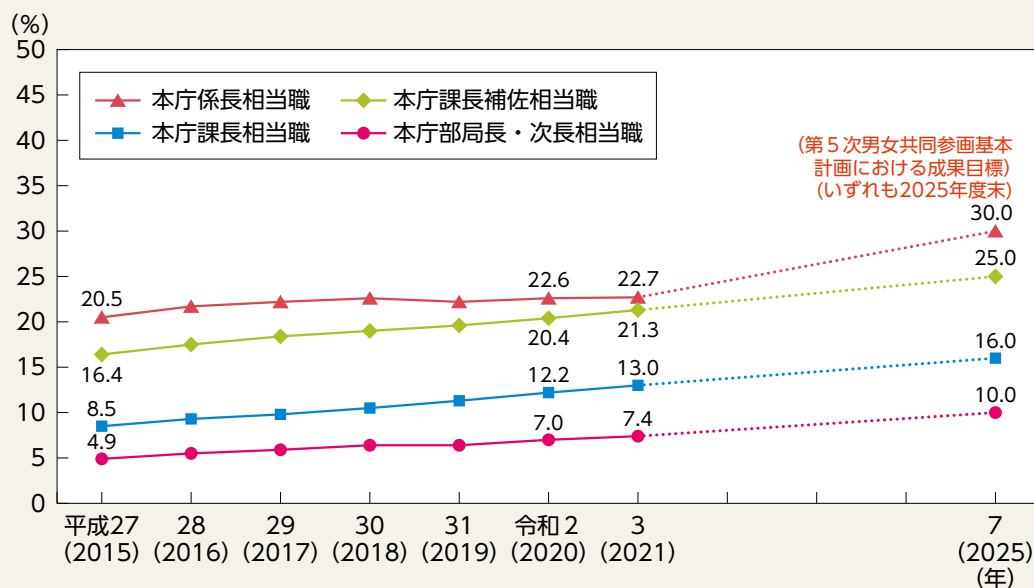
○令和2（2020）年度の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で38.5%、うち大学卒業程度で36.8%。政令指定都市では、全体で43.4%、うち大学卒業程度で43.2%。



- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

1-12図 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

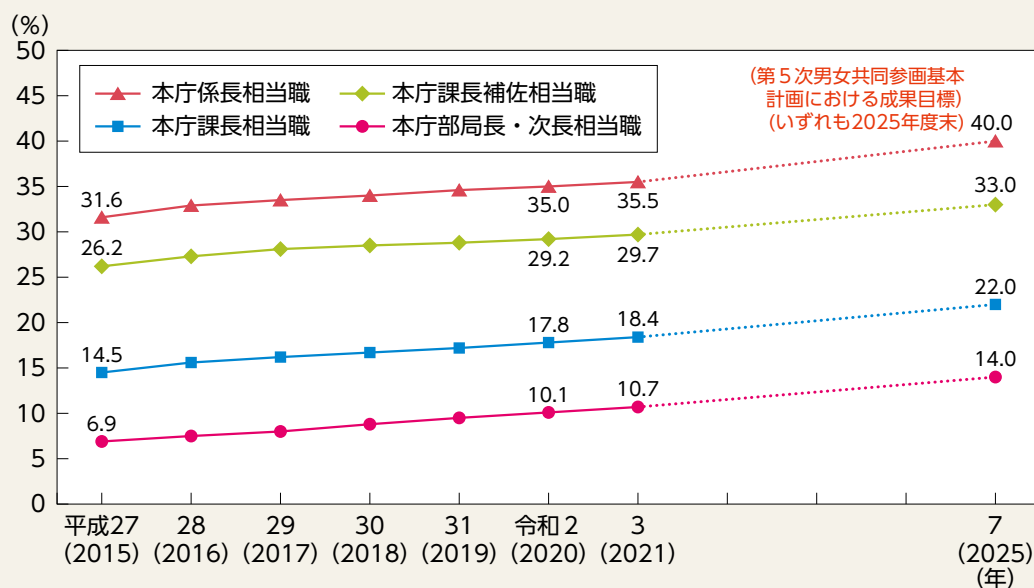
○都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和3（2021）年4月1日現在で、本庁係長相当職22.7%、本庁課長補佐相当職21.3%、本庁課長相当職13.0%、本庁部局長・次長相当職7.4%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

1-13図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

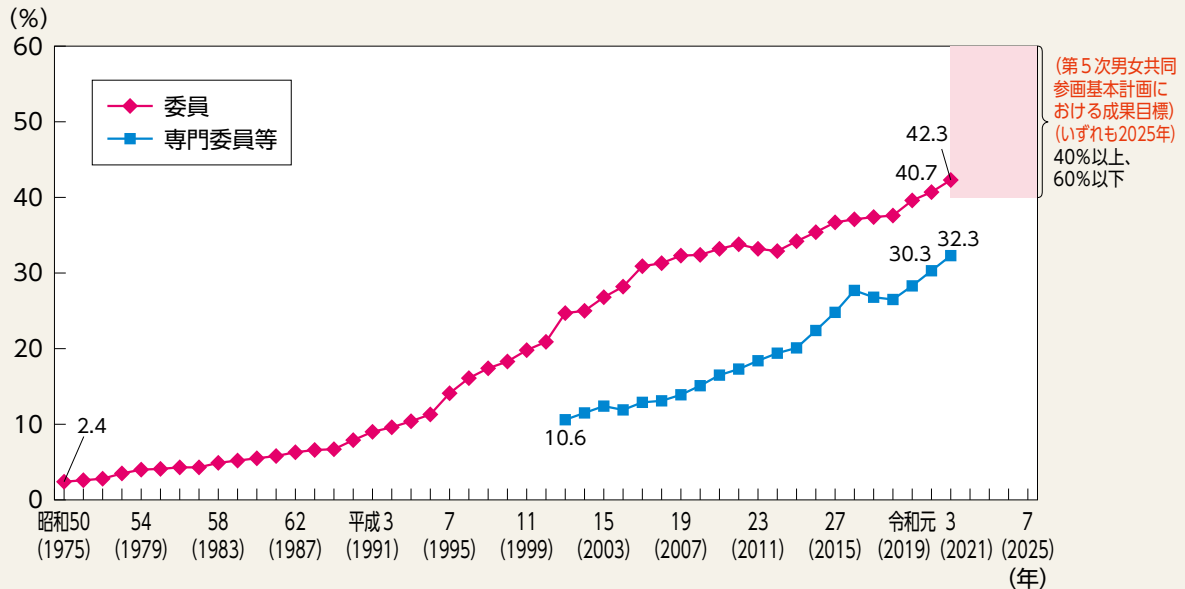
○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和3（2021）年4月1日現在で、本庁係長相当職35.5%、本庁課長補佐相当職29.7%、本庁課長相当職18.4%、本庁部局長・次長相当職10.7%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

1-14図 国の審議会等における女性委員の割合の推移

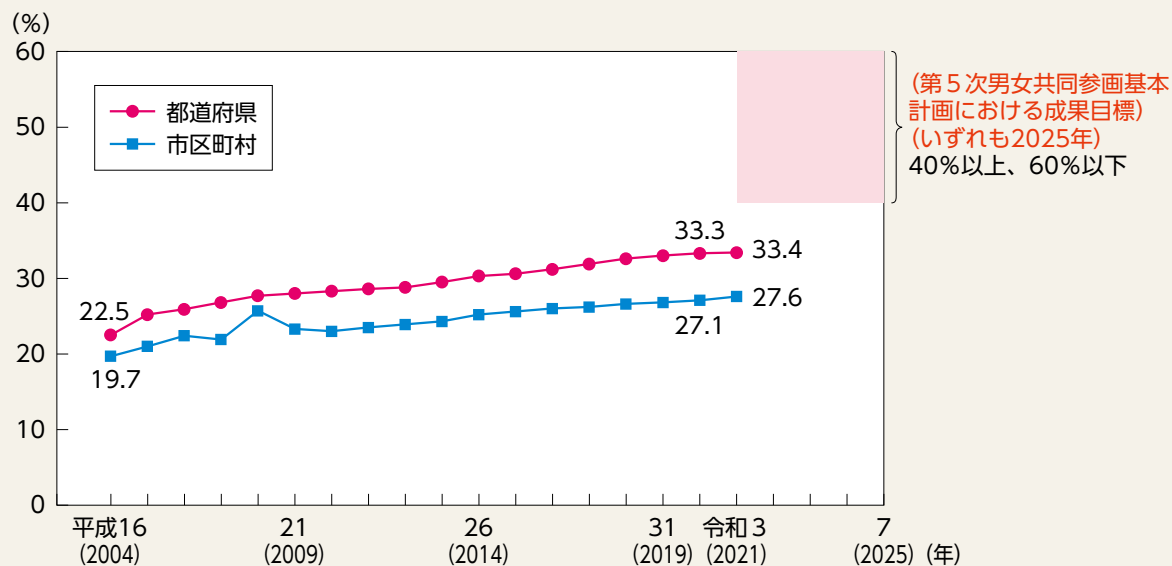
- 国の審議会等の委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年9月30日現在で42.3%と、調査開始以来最高値となり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成。
- また、専門委員等に占める女性の割合も、調査開始以来最高値の32.3%となったが、第5次男女共同参画基本計画の成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。
- ※専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの。



- (備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63（1988）年から平成6（1994）年は、各年3月31日現在。平成7（1995）年以降は、各年9月30日現在。昭和62（1987）年以前は、年により異なる。
3. 調査対象の審議会等には、調査時点で、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは含まれない。

1-15図 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移

- 都道府県の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年は33.4%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。
- 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年は27.6%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。

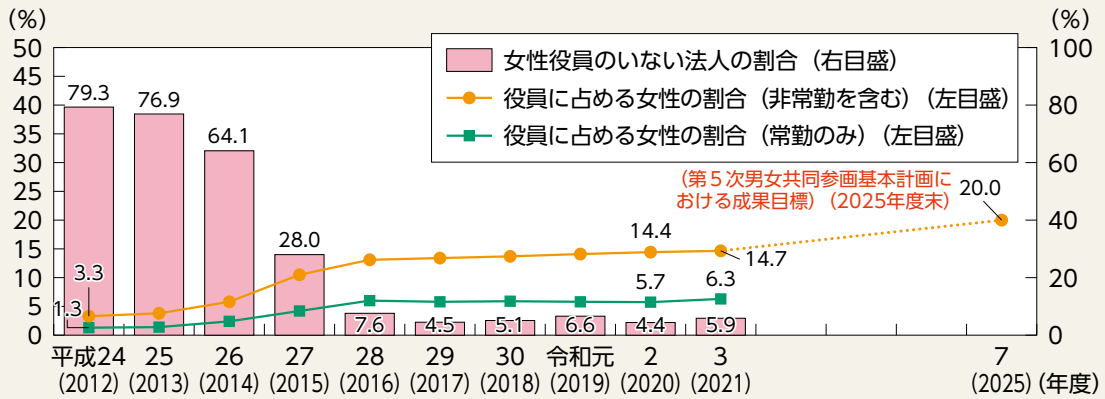


- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等について集計。
 3. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。
 4. 調査対象の審議会等には、調査時点で設置されていない、又は委員の任命を行っていないものは含まれない。

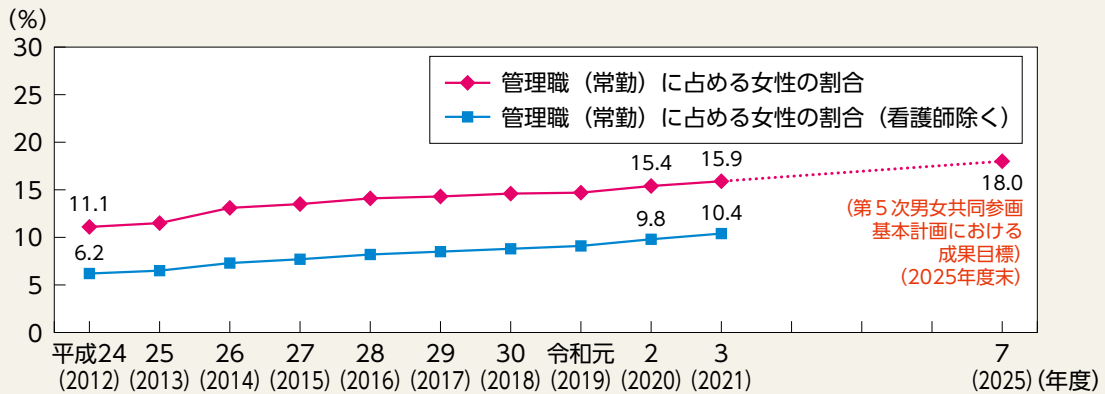
1-16図 独立行政法人等の役員員の各役職段階に占める女性の割合の推移

- 令和3(2021)年4月1日時点で、独立行政法人等の役員に占める女性の割合は14.7%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標(2025年度末までに20%)を達成していない。
- また、管理職(常勤)に占める女性の割合は15.9%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標(2025年度末までに18%)を達成していない。
- さらに、研究開発法人36法人のうち、研究職員(常勤)の女性管理職がいる研究開発法人は26法人であり、研究開発法人の研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合は9.0%。

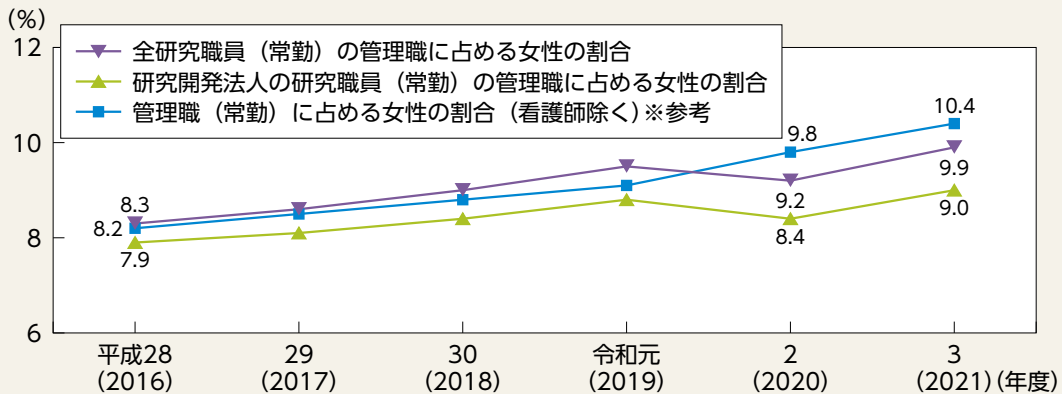
役員に占める女性の割合



管理職(常勤)に占める女性の割合



研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合

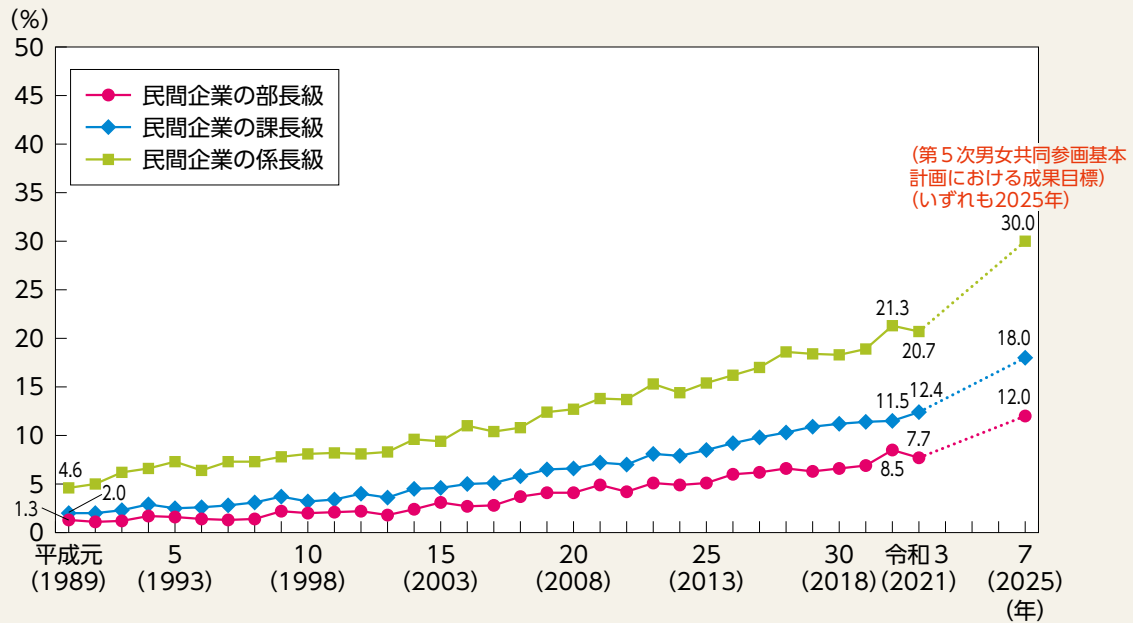


- (備考) 1. 内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成。
 2. 各年度4月1日時点。
 3. 「役員」とは、会社法上の役員等(取締役、会社参与、監査役、執行役)、独立行政法人通則法上の役員(法人の長、監事)及び個別法上の役員とし、執行役員は含まない。
 4. 「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいう。

第4節 経済分野

1-17図 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移

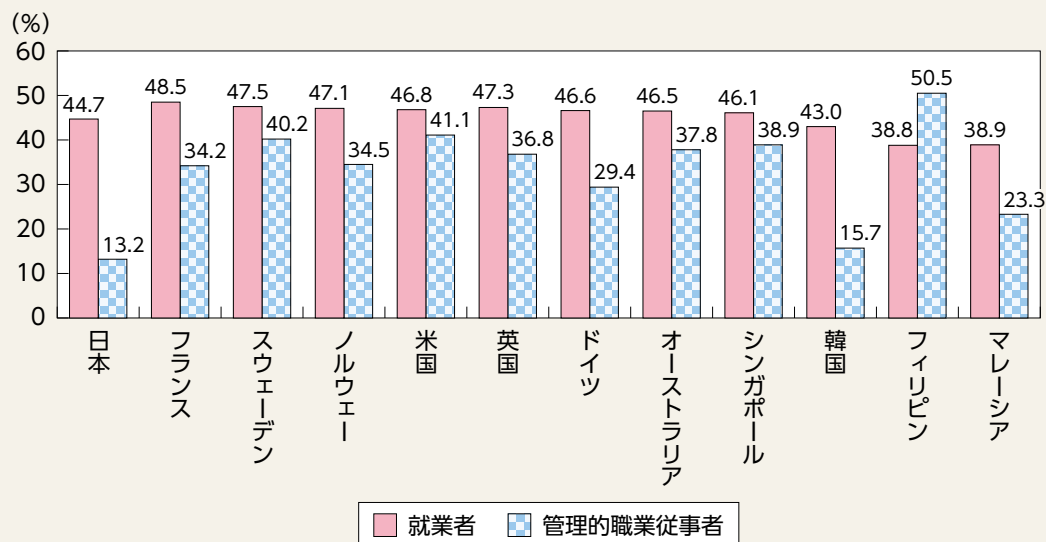
○常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和3（2021）年は、係長級20.7%、課長級12.4%、部長級7.7%。



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 令和2（2020）年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
 3. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 4. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

1-18図 諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

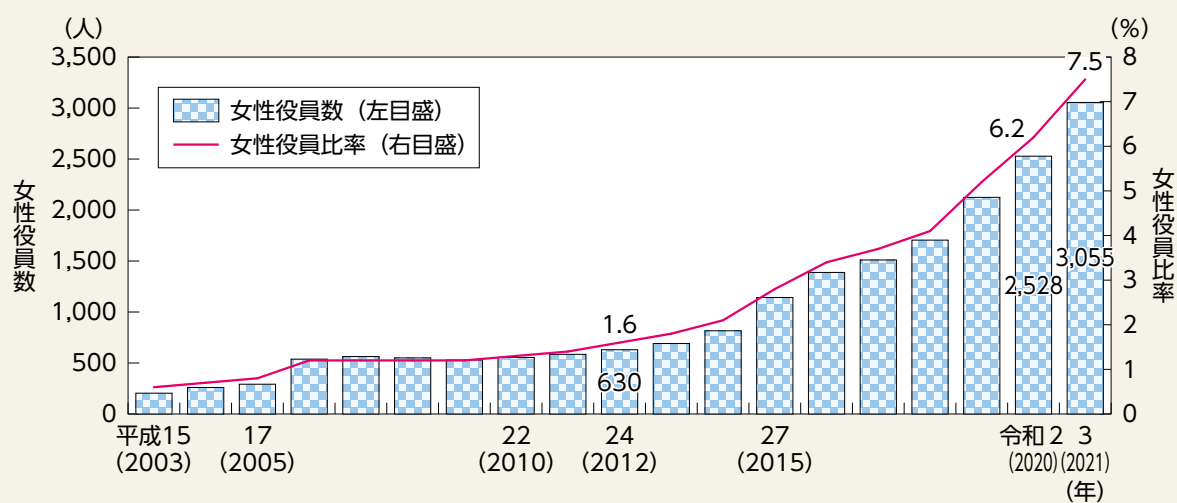
- 就業者に占める女性の割合は、日本は令和3（2021）年は44.7%であり、諸外国と比較して大きな差はない。
- 一方、管理的職業従事者に占める女性の割合は、諸外国ではおおむね30%以上となっているが、日本は令和3（2021）年は13.2%となっており、諸外国と比べて低い水準となっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3（2021）年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本は令和3（2021）年、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

1-19図 上場企業の役員に占める女性の人数及び割合の推移

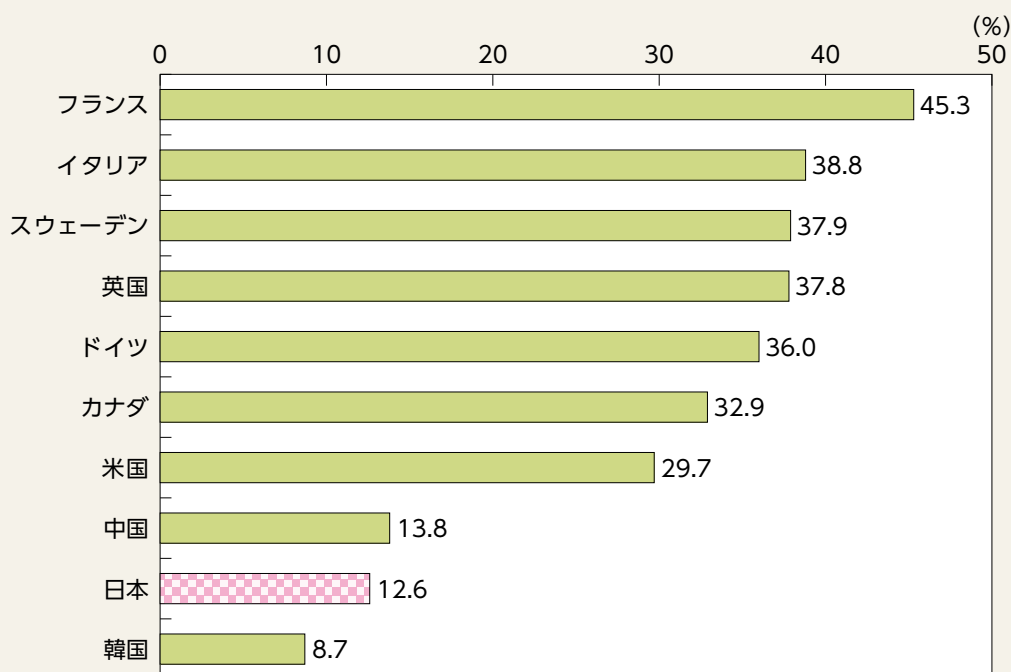
- 上場企業の役員に占める女性の人数は、平成24（2012）年以降の9年間で約4.8倍に増加。
- 令和3（2021）年7月現在で、上場企業の役員に占める女性の人数は3,055人（昨年比527人増）、割合は7.5%。



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
 2. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
 3. 調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。
 4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役員及び執行役。
 ※ 第5次男女共同参画基本計画においては、東証一部上場企業の取締役、監査役、執行役、執行役員又はそれに準じる役職者に占める女性の割合を新たな成果目標として設定。

1-20図 諸外国の役員に占める女性の割合（令和3（2021）年）

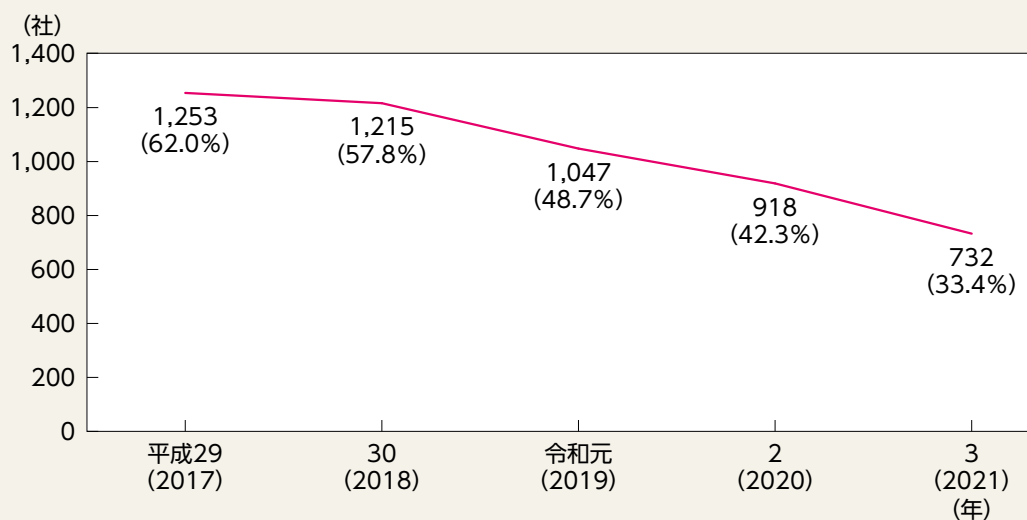
○諸外国の役員に占める女性の割合はおおむね30%以上となっているが、日本は諸外国と比べて低い水準となっている。



(備考) 1. OECD “Social and Welfare Statistics” 令和3（2021）年の値より作成。
 2. EUは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄（2,900社程度、大型、中型銘柄）の企業が対象。

1-21図 女性役員がない東証一部上場企業の数及び割合の推移

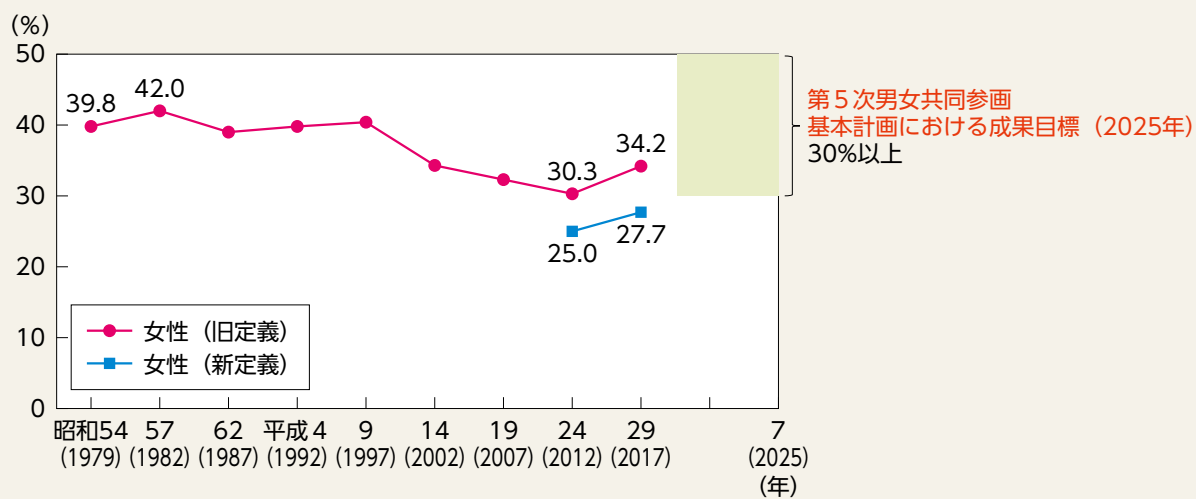
○東京証券取引所第一部市場上場企業において、女性役員がない企業数は減少しているものの、令和3（2021）年時点で、いまだ約3分の1の企業において女性役員がない。



(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び日本取引所グループホームページより作成。
 2. カッコ内の数値は各年における東証一部上場企業全体に占める割合。
 3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
 4. 「役員」は、取締役、監査役及び執行役。

1-22図 起業家に占める女性の割合の推移

○起業家に占める女性の割合は、平成29（2017）年は27.7%。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(中小企業庁特別集計結果)より作成。

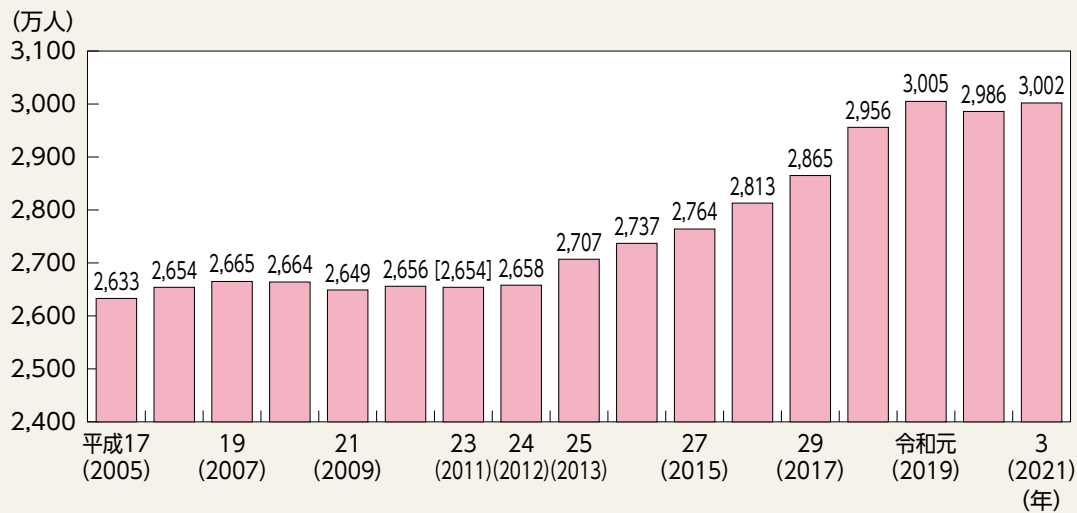
2. 旧定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主(内職者を除く)」となっている者。新定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。

※ 第5次男女共同参画基本計画においては、新定義に基づく起業者に占める女性の割合を成果目標として設定。

第1節 就業

2-1図 女性就業者数の推移

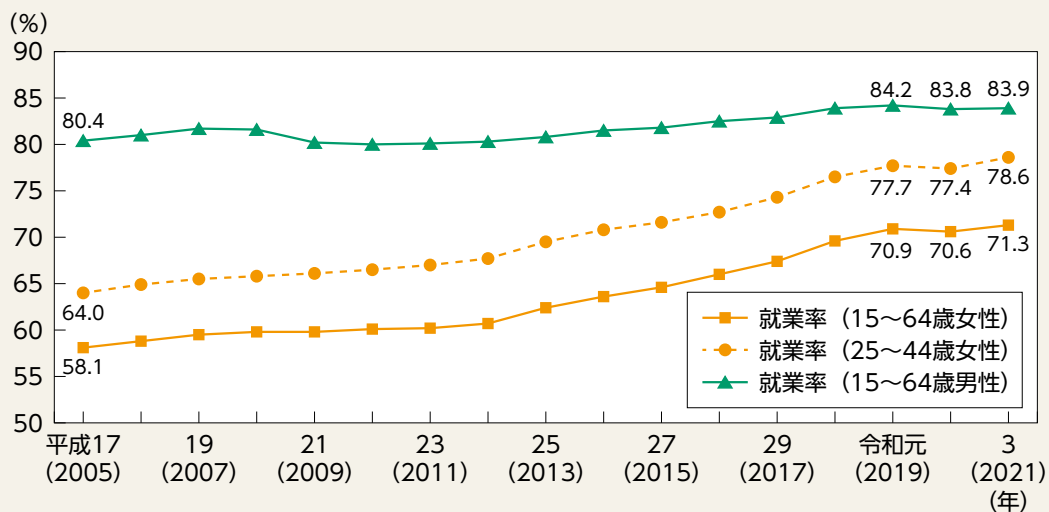
○我が国の就業者数は、令和3（2021）年は、女性3,002万人、男性3,711万人。
 ○女性の就業者数は、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年より減少したが、平成24（2012）年から令和3（2021）年までの9年間で約340万人増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成23（2011）年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

2-2図 女性就業率の推移

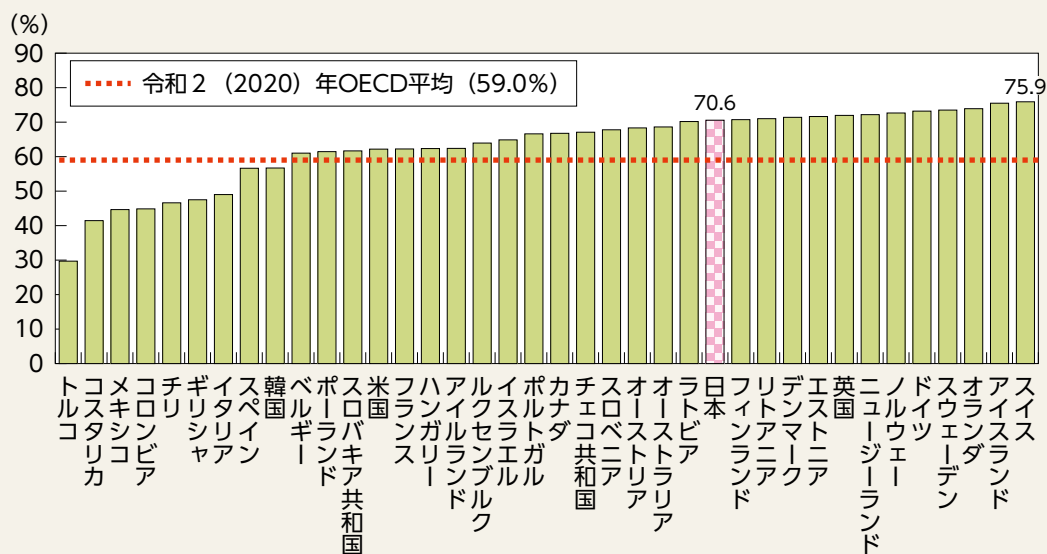
○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和2（2020）年は前年より低下したが、令和3（2021）年は、15～64歳の女性は71.3%、25～44歳の女性は78.6%、15～64歳の男性は83.9%。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

2-3図 OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（令和2（2020）年）

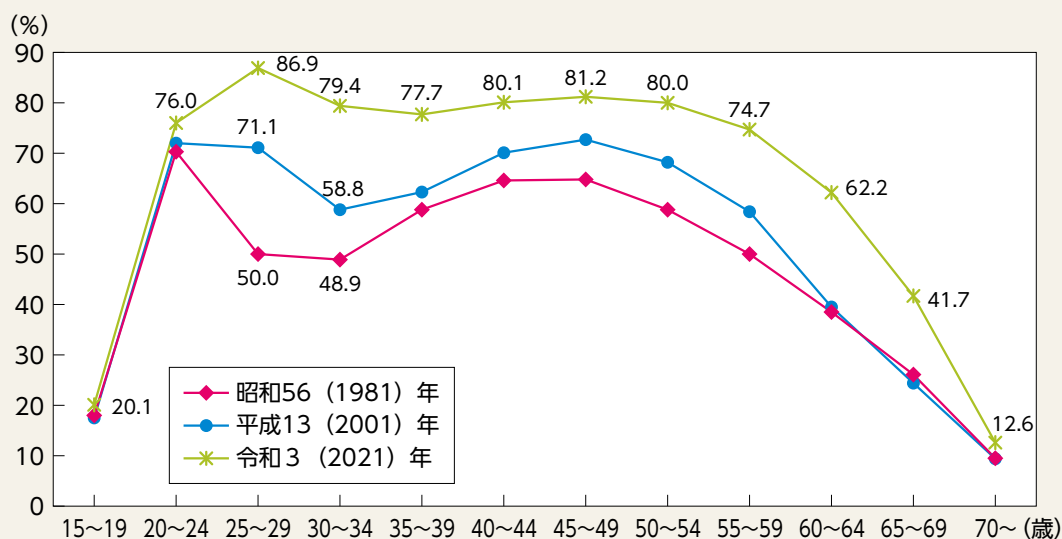
○我が国の女性の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、令和2（2020）年において38か国中13位。



(備考) 1. OECD “OECD Stat” より作成。
2. 就業率は、「15～64歳就業者数」 / 「15～64歳人口」 × 100。

2-4図 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

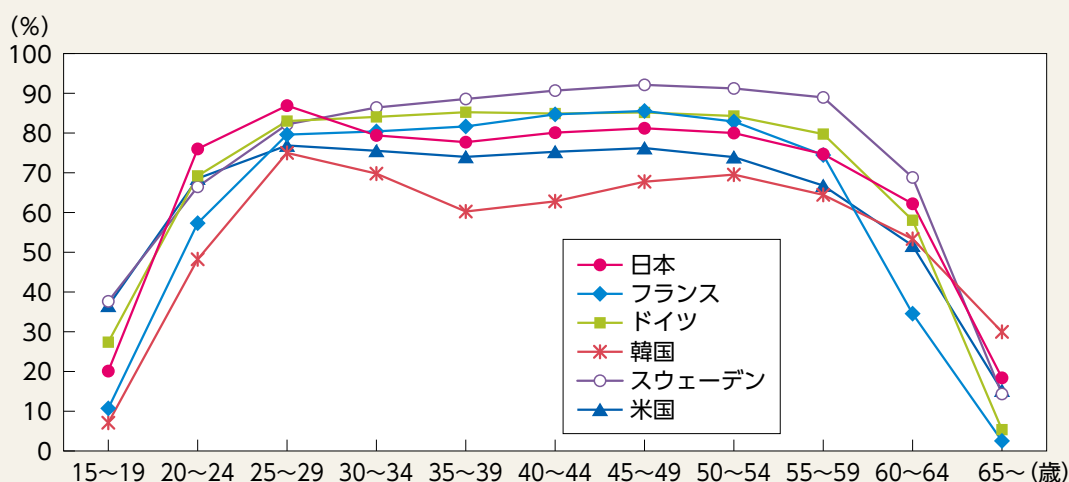
○女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」 / 「15歳以上人口」 × 100。

2-5図 主要国における女性の年齢階級別労働力率

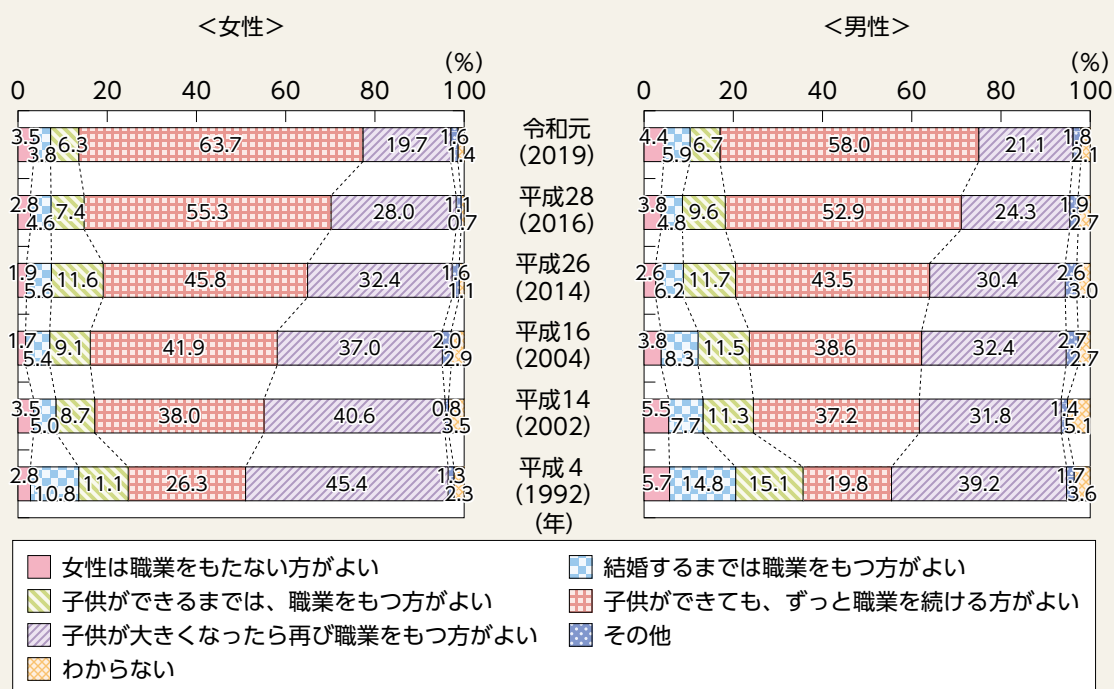
○我が国の女性の年齢階級別労働力率のグラフ全体の形は、M字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつある。



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2(2020)年の値。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

2-6図 女性が職業を持つことに対する意識の変化

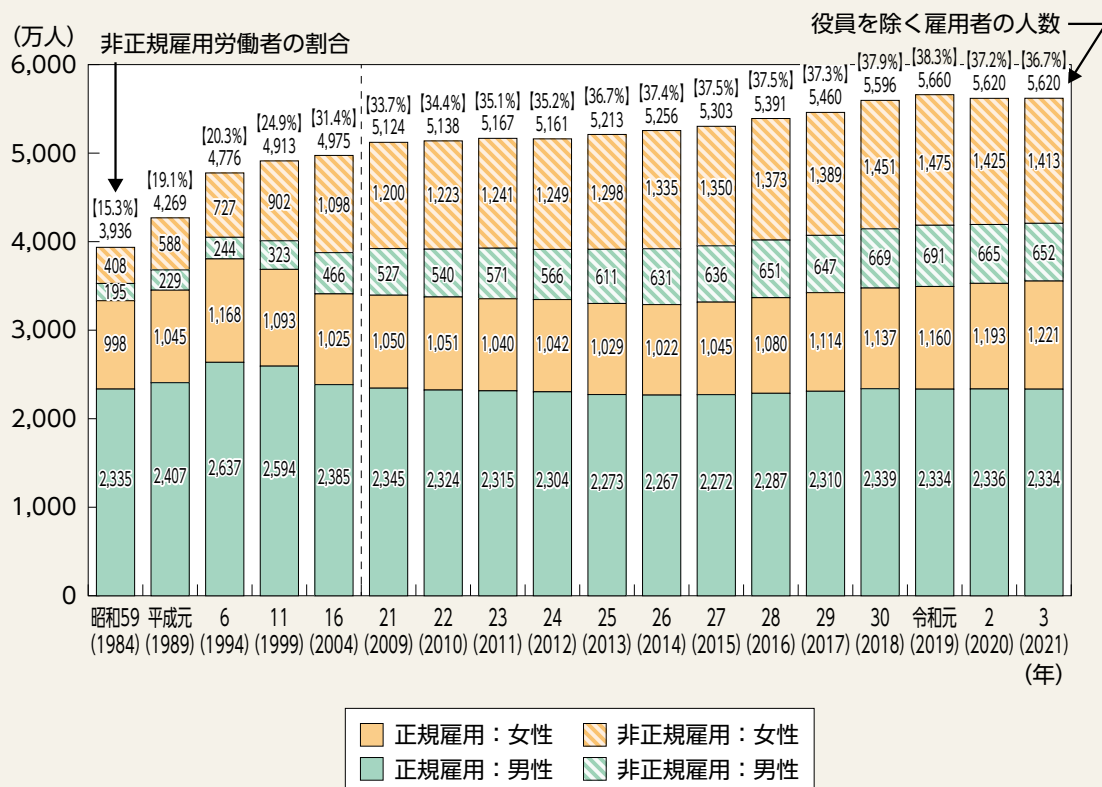
○「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合は男女とも低下。
 ○「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合は男女とも上昇しており、令和元(2019)年調査では、男女ともに6割前後まで上昇。



(備考) 1. 総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4(1992)年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14(2002)年、16(2004)年、28(2016)年、令和元(2019)年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26(2014)年)より作成。
 2. 平成26(2014)年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28(2016)年及び令和元(2019)年の調査は、18歳以上の者が対象。

2-7図 正規雇用労働者と非正規雇用労働者数の推移（男女別）

- 非正規雇用労働者は、男女とも平成6（1994）年から緩やかに増加傾向にあったが、令和2（2020）年及び令和3（2021）年は減少。令和3（2021）年の非正規雇用労働者は、男性652万人（21.8%）、女性1,413万人（53.6%）。
- 正規雇用労働者は、男女とも平成26（2014）年まで緩やかに減少していたが、平成27（2015）年に8年ぶりに増加に転じ、男性は4年連続で増加したあとわずかに減少しほぼ横ばい、女性は7年連続で増加。

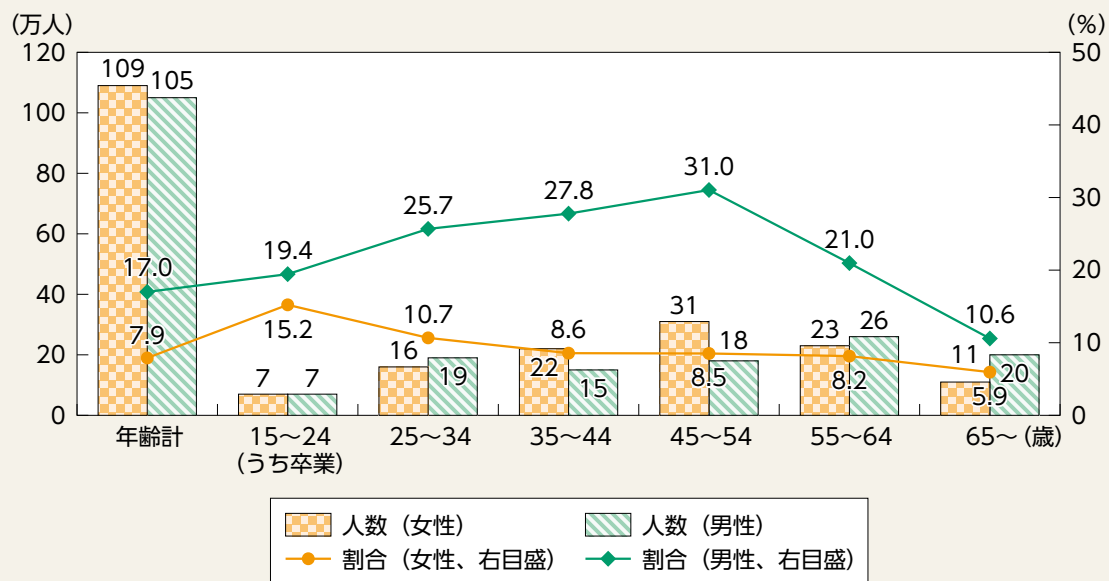


- (備考) 1. 平成11（1999）年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16（2004）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10より作成。
2. 平成21（2009）年の数値は、平成22（2010）年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
3. 平成22（2010）年から平成28（2016）年までの数値は、平成27（2015）年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及又は補正した数値（割合は除く）。
4. 平成23（2011）年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27（2015）年国勢調査基準）。
5. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
6. 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
7. 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
8. 割合は、「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」、それぞれの男女計に占める割合。

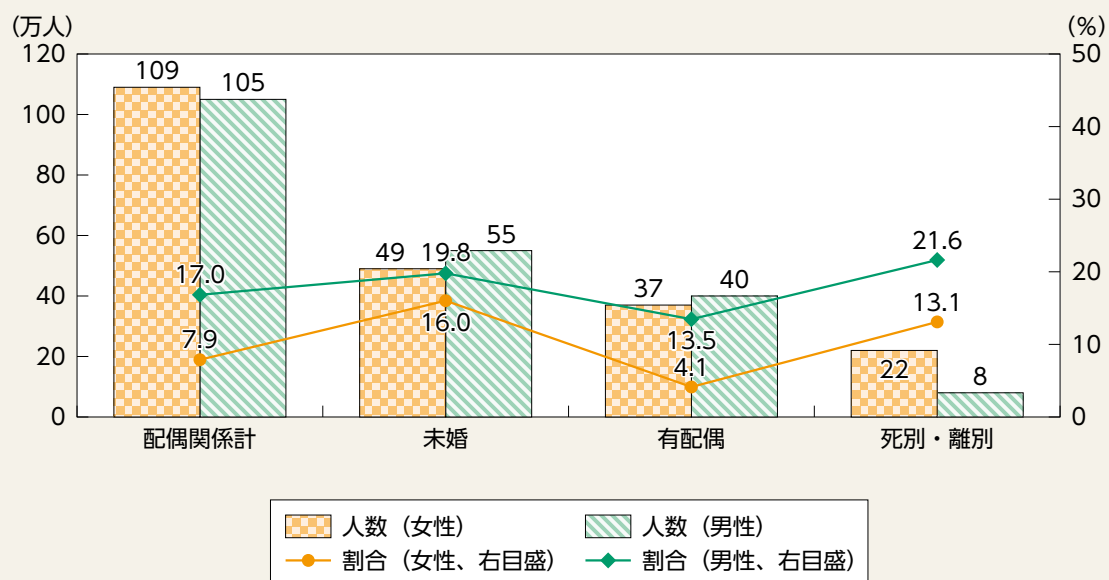
2-8図 不本意非正規雇用労働者の状況（令和3（2021）年）

- 不本意非正規雇用労働者の人数は、女性109万人、男性105万人となっており、男女ともに前年（女性118万人、男性112万人）より減少。
- 不本意非正規雇用労働者の割合は、女性は15～24歳（うち卒業）で最も高くなっており、男性は45～54歳で最も高くなっている。
- 不本意非正規雇用労働者の割合を配偶関係別に見ると、男性は「死別・離別」が最も高く、次いで「未婚」が高くなっている。女性は「未婚」が最も高く、次いで「死別・離別」が高くなっている。

<不本意非正規雇用労働者の人数及び割合（男女、年齢階級別）（令和3（2021）年）>



<不本意非正規雇用労働者の人数及び割合（男女、配偶関係別）（令和3（2021）年）>



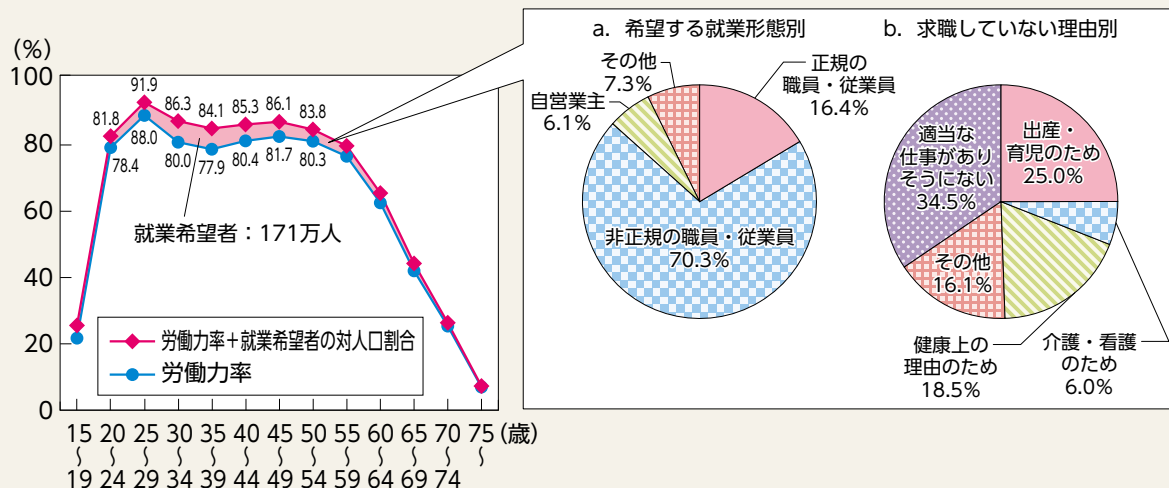
(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

2. 「不本意非正規雇用労働者」とは、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として、不本意に非正規の雇用形態に就いている者をいう。

3. 非正規の職員・従業員（現職の雇用形態に就いている理由が不明である者を除く。）のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合。

2-9図 女性の就業希望者の内訳（令和3（2021）年）

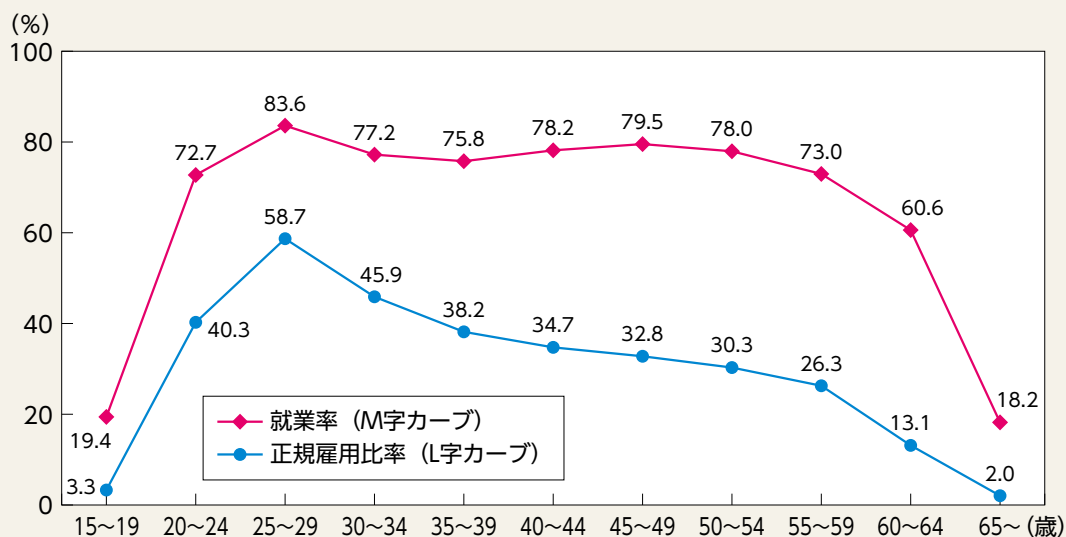
- 令和3（2021）年における女性の非労働力人口2,636万人のうち、就業を希望しながら求職していない女性は171万人。
- 就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては、「適当な仕事がない」が最も多く、34.5%となっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「労働力人口」+「就業希望者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

2-10図 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）

- 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）は25～29歳の58.7%をピークに低下。

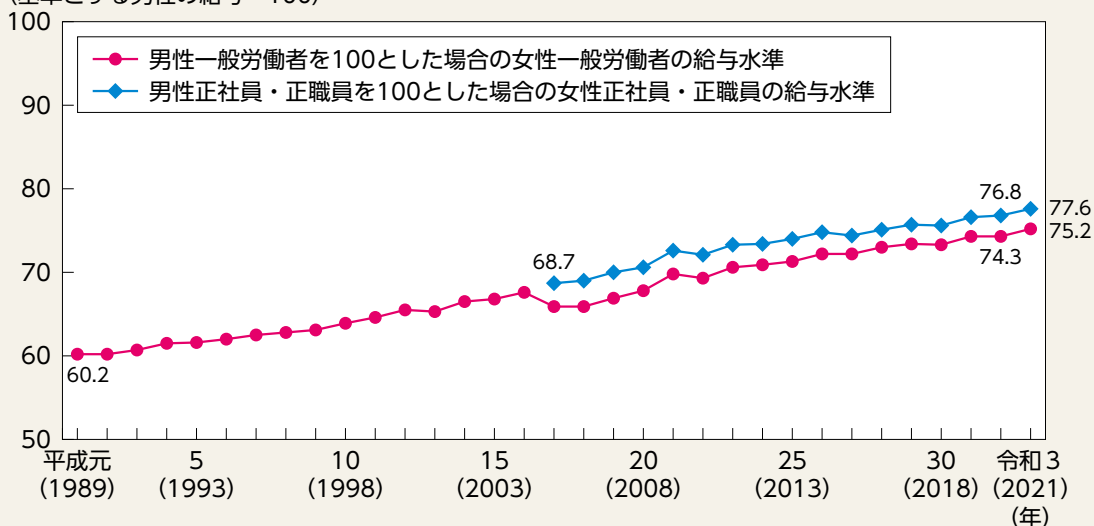


- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

2-11図 男女間所定内給与格差の推移

- 一般労働者における男女の所定内給与の格差は、長期的に見ると縮小傾向にあるが、依然として大きい。
- 令和3（2021）年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2で、前年に比べ0.9ポイント増加。
- また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は77.6となり、前年に比べ0.8ポイント増加。

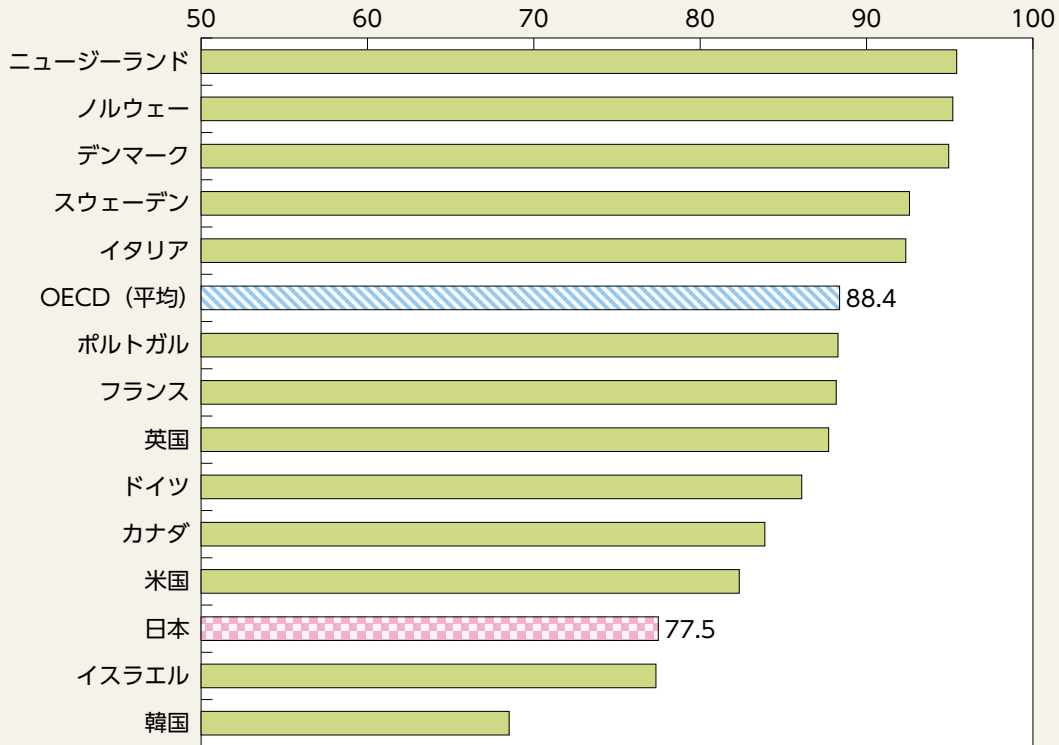
(基準とする男性の給与=100)



- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17（2005）年以降行っている。
 7. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 8. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

2-12図 男女間賃金格差の国際比較

○男女間賃金格差を国際比較すると、男性のフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合の女性のフルタイム労働者の賃金の中央値は、OECD諸国の平均値が88.4であるが、我が国は77.5であり、我が国の男女間賃金格差は国際的に見て大きい状況にあることが分かる。

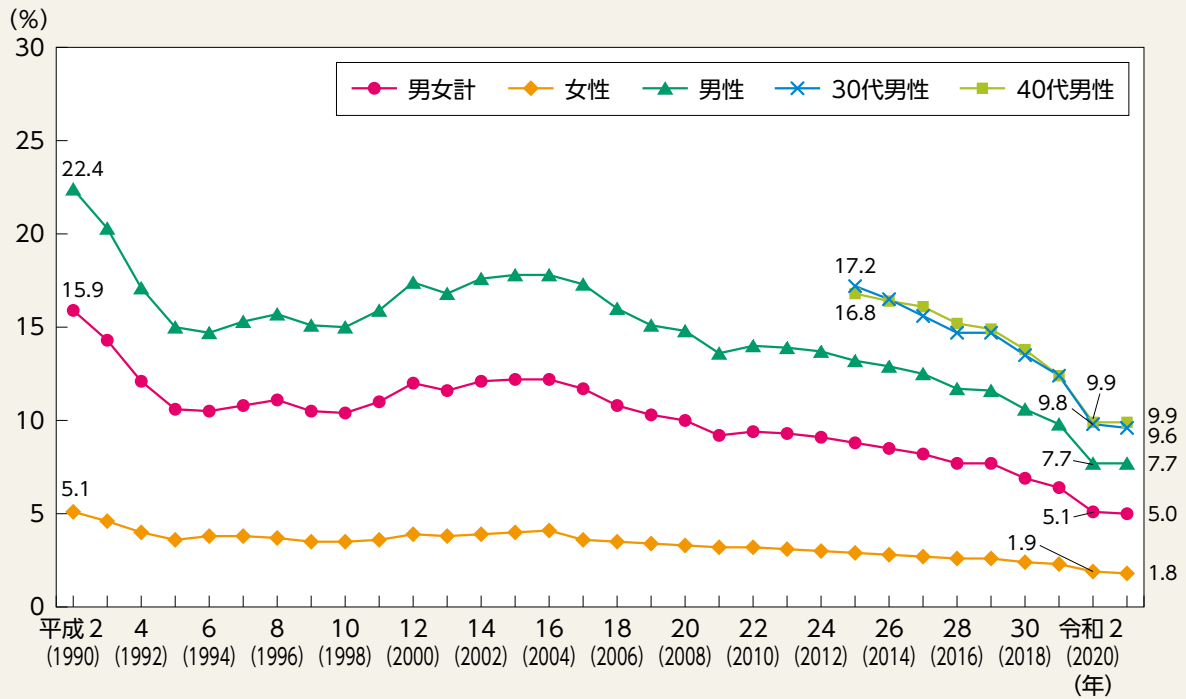


- (備考) 1. OECD “OECD. Stat” より作成。
 2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
 3. イスラエル、フランスは平成30 (2018) 年、イタリア、デンマーク、ドイツは令和元 (2019) 年、それ以外の国は令和2 (2020) 年の数字。

第2節 仕事と生活の調和

2-13図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移

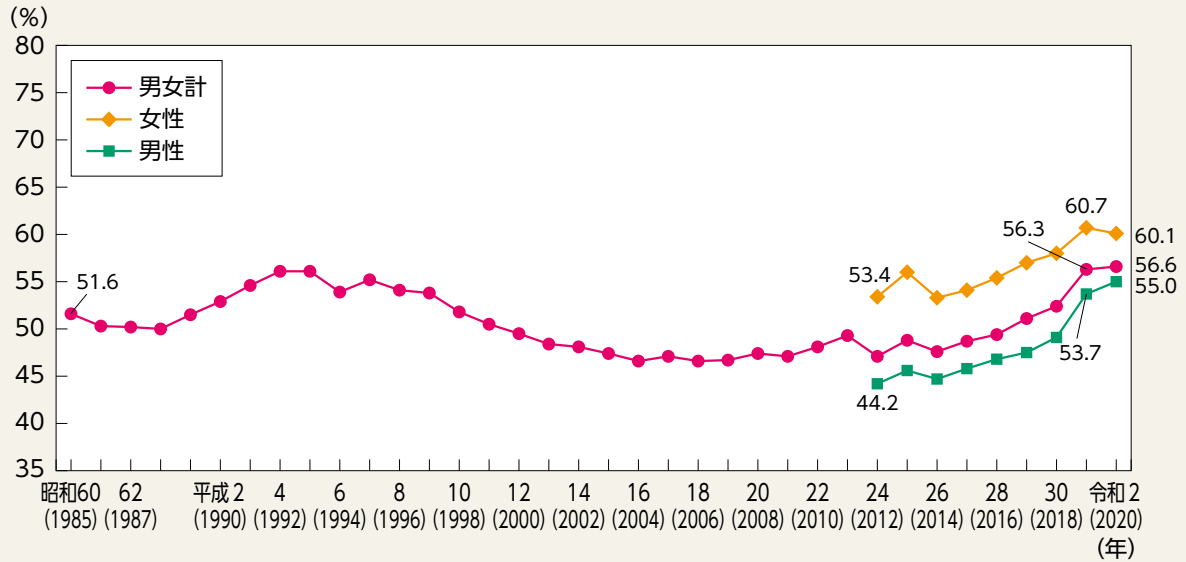
- 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は年々減少。
- 男女別に見ると、子育て期にある30代から40代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高くなっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
 3. 平成23(2011)年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2-14図 年次有給休暇取得率の推移

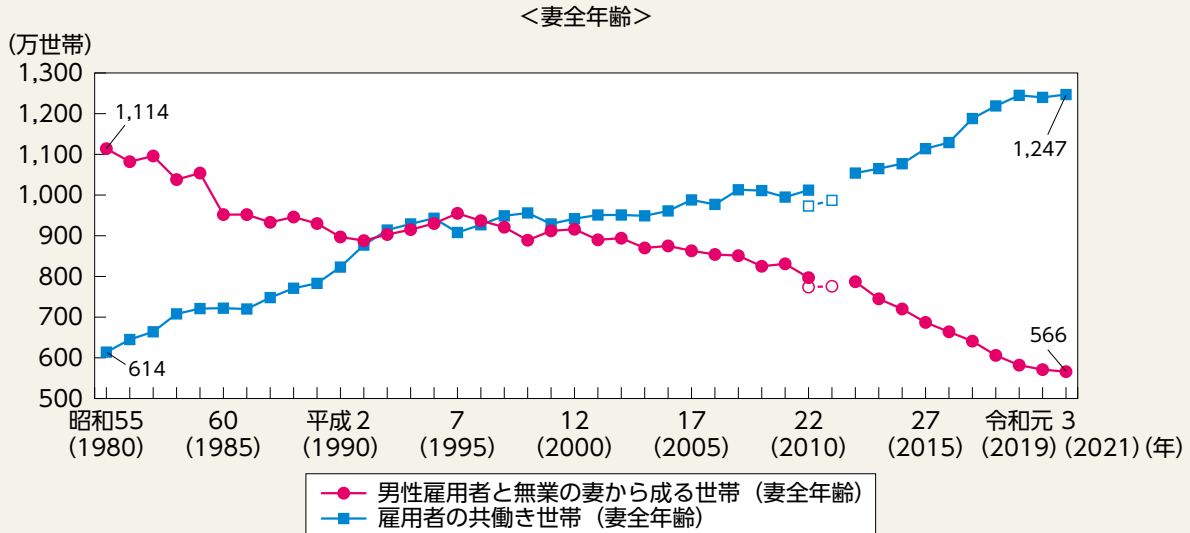
- パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は近年上昇傾向にあり、令和2（2020）年は56.6%。
- 男女別に見ると、男性は女性より低く、令和2（2020）年の取得率は、女性60.1%、男性55.0%。



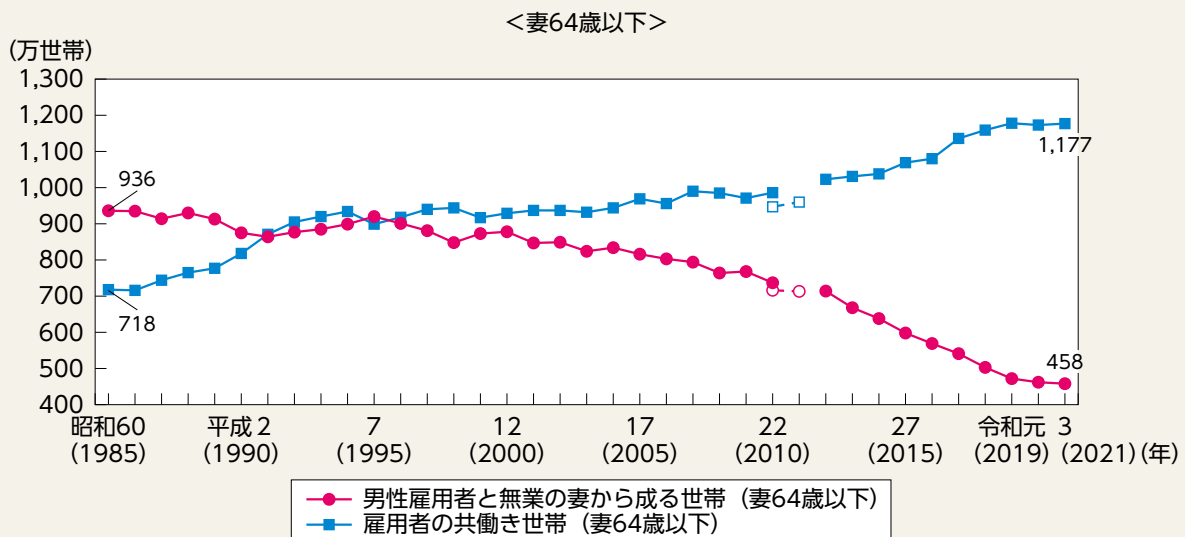
- (備考) 1. 平成11（1999）年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、平成12（2000）年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 取得率は、「取得日数計」／「付与日数計」×100。
3. 平成19（2007）年及び26（2014）年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。
 平成18（2006）年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成19（2007）年から25（2013）年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成26（2014）年以降：常用労働者が30人以上の民間企業（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）
4. 平成23（2011）年から25（2013）年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
5. 平成26（2014）年は26（2014）年4月、平成27（2015）年は27（2015）年9月、平成28（2016）年は28（2016）年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

2-15図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。妻が64歳以下の世帯について見ると、令和3（2021）年では、専業主婦世帯は夫婦のいる世帯全体の23.1%。



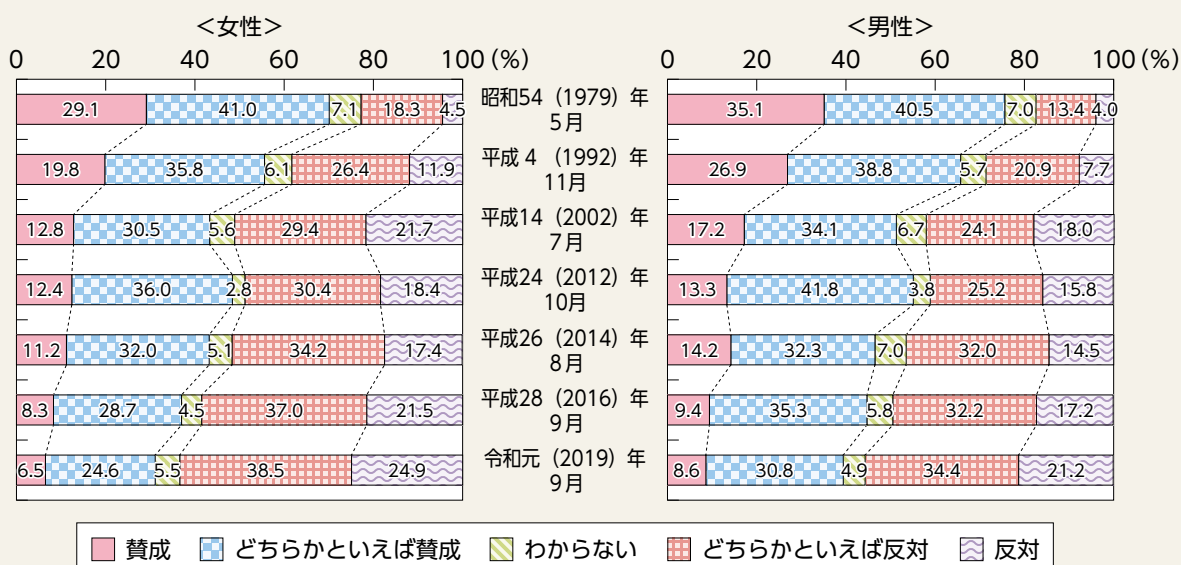
- (備考) 1. 昭和55 (1980) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55 (1980) 年から57 (1982) 年は各年3月。)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) の世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び失業者) の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者 (非正規の職員・従業員を含む) の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び失業者) かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者 (非正規の職員・従業員を含む) かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2-16図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

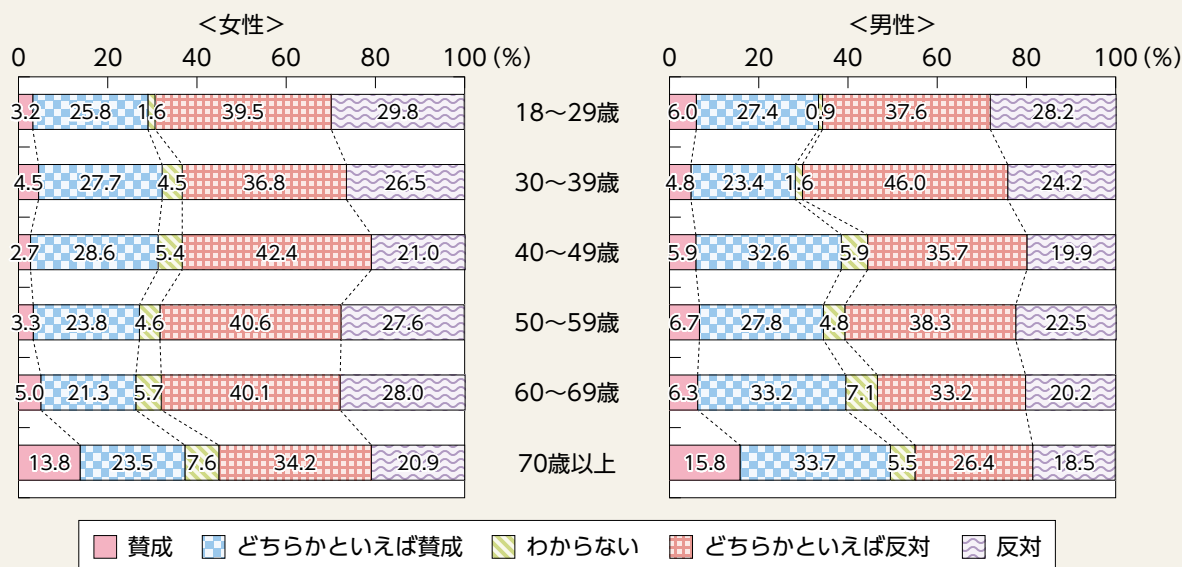
- 性別役割分担意識に反対する者の割合は、男女ともに上昇傾向にある。
- 平成28（2016）年の調査から、反対する者の割合が賛成する者の割合を上回っている。



- (備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54(1979)年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4(1992)年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14(2002)年、24(2012)年、28(2016)年、令和元(2019)年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26(2014)年)より作成。
2. 平成26(2014)年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28(2016)年及び令和元(2019)年の調査は、18歳以上の者が対象。

2-17図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の現状(令和元(2019)年)

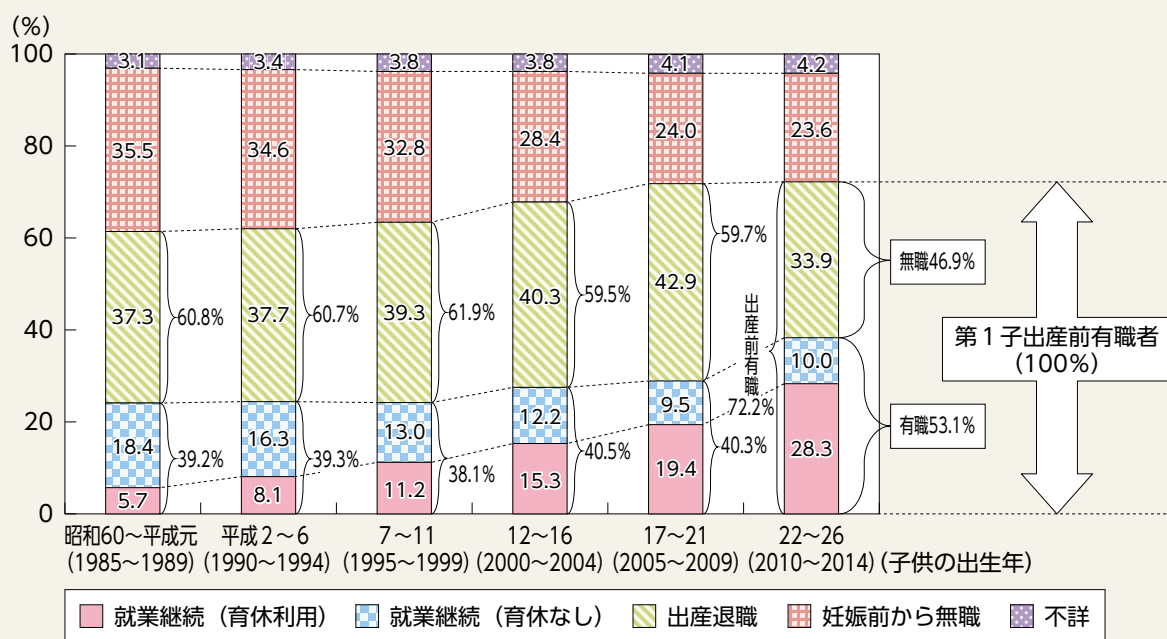
- 令和元（2019）年の結果を、男女年齢別に見ると、性別役割分担意識に反対する者の割合は、女性では70歳以上では55.1%であるものの、その他の年齢では60%を超えている。
- 男性でも性別役割分担意識に反対する者の割合が、現役世代で高くなっている。



- (備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元(2019)年)より作成。

2-18図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

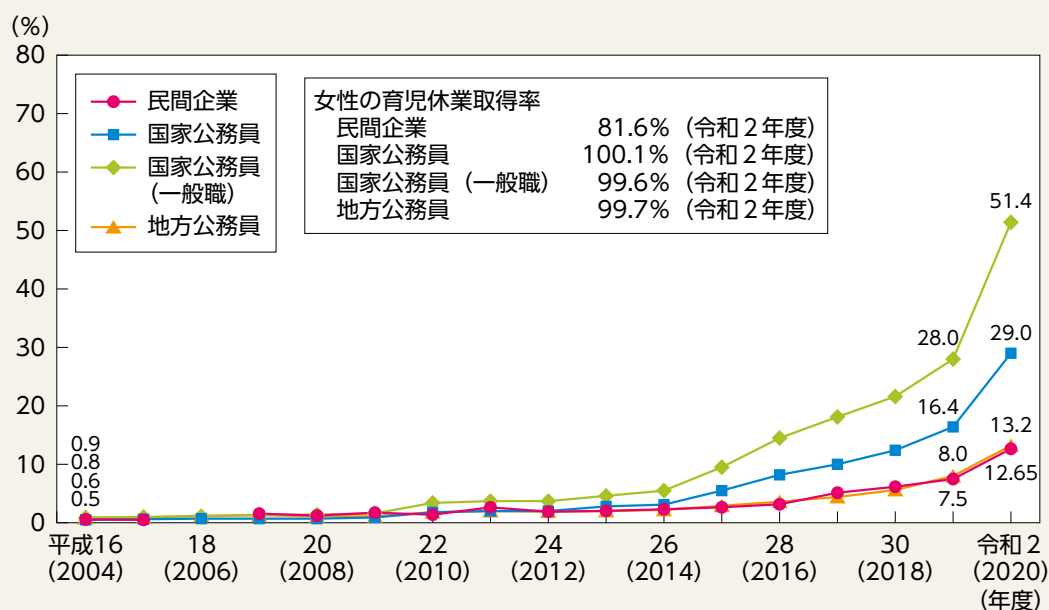
○第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成22（2010）～26（2014）年に第1子を出産した女性では53.1%。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職

2-19図 男性の育児休業取得率の推移

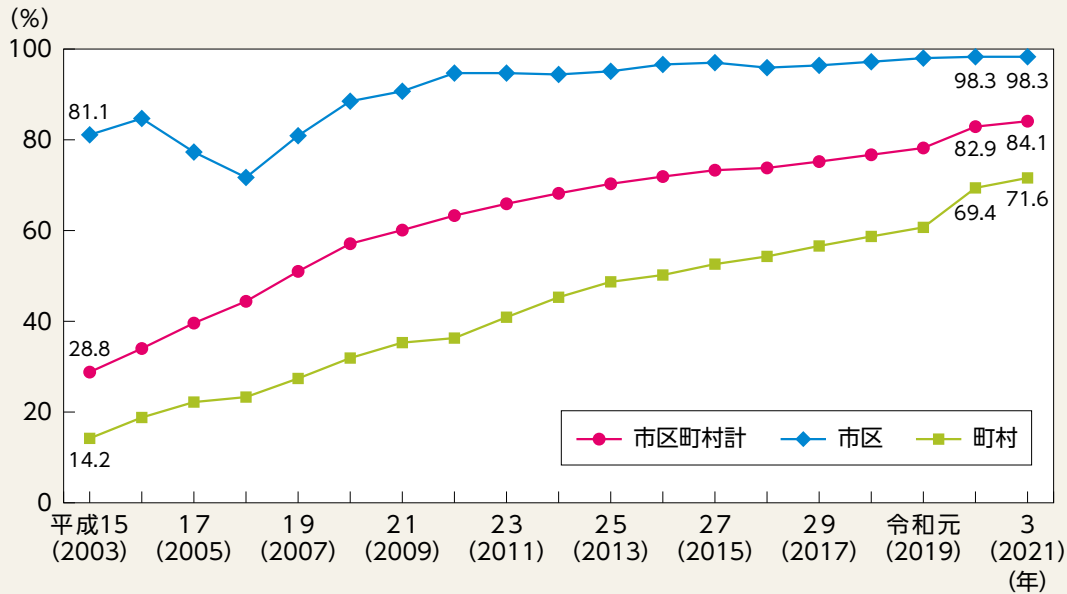
○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和2（2020）年度では、民間企業が12.65%、国家公務員が29.0%（一般職51.4%）、地方公務員が13.2%。



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。なお、調査対象は「国家公務員の育児休業等に関する法律」が適用される一般職の国家公務員で行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
- ※ 第5次男女共同参画基本計画において、民間企業、国家公務員及び地方公務員の男性の育児休業取得率を2025年までに30%とすることを、成果目標として設定。

3-1図 市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移

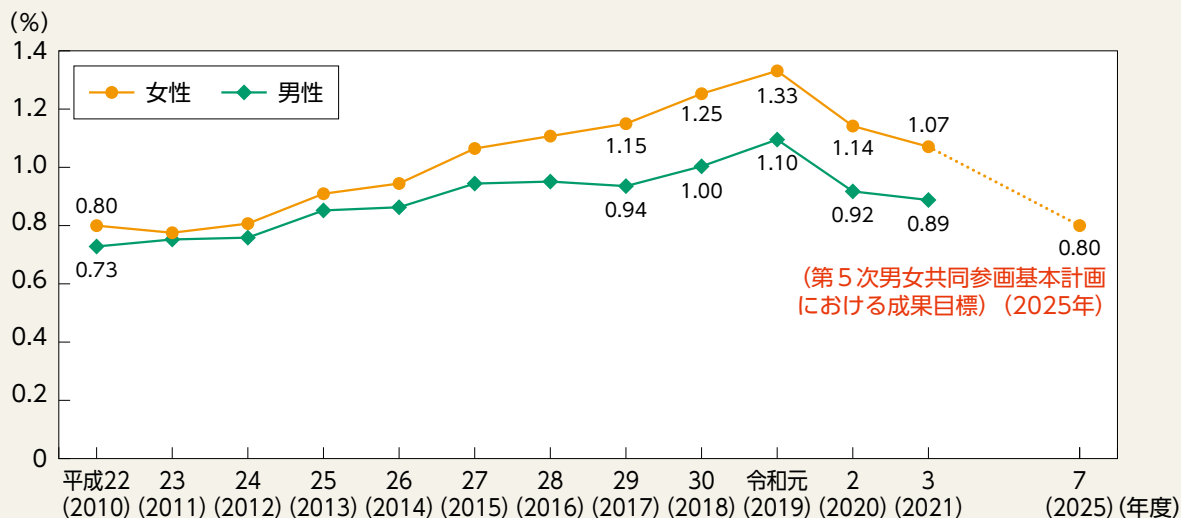
- 男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）第14条では、地方公共団体に対し、男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務、市区町村は努力義務）。
- 男女共同参画計画の令和3（2021）年の策定率は、市区町村全体では84.1%となっている。ほぼ全ての市区で策定済みであり、町村も約7割が策定済み。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

3-2図 地域における10~20代の人口に対する転出超過数の割合

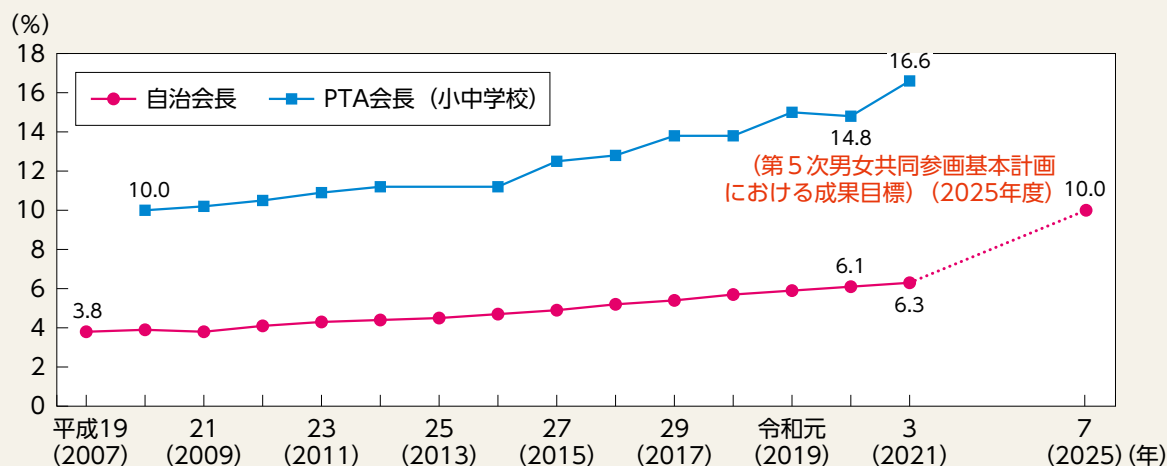
- 令和3（2021）年度の10~20代女性の転出超過数の割合は1.07%（前年比0.07%ポイント減）、同年代男性の転出超過数の割合は0.89%（同0.03%ポイント減）。
- 10~20代女性の転出超過数の割合は令和2（2020）年度から減少しているが、同年代男性の転出超過数の割合より高い状態が続いている。



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」により内閣府で算出。
 2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。
 3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

3-3図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移

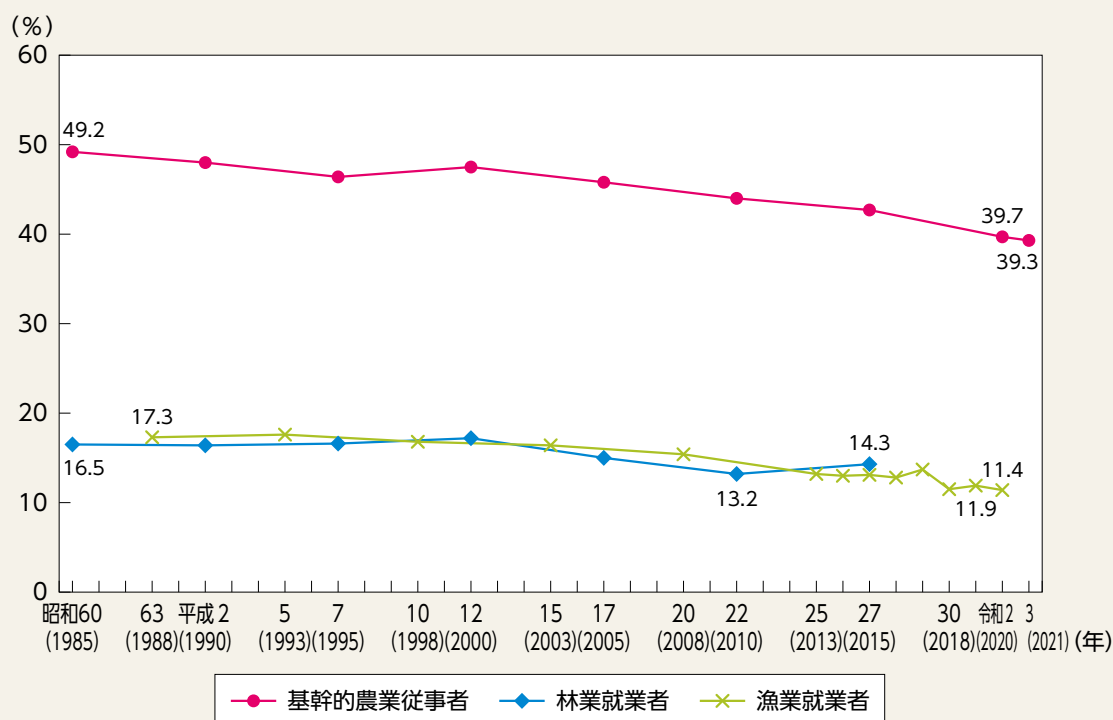
- 令和3（2021）年時点の自治会長に占める女性の割合は6.3%（前年比0.2%ポイント増）。
- 令和3（2021）年時点のPTA会長に占める女性の割合は16.6%（前年比1.8%ポイント増）。



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
 2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長（小中学校）は、平成28（2016）年までは各年9月現在、平成29（2017）年、令和2（2020）年及び令和3（2021）年は12月現在、平成30（2018）年及び令和元（2019）年は10月現在。
 3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
 4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。

3-4図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移

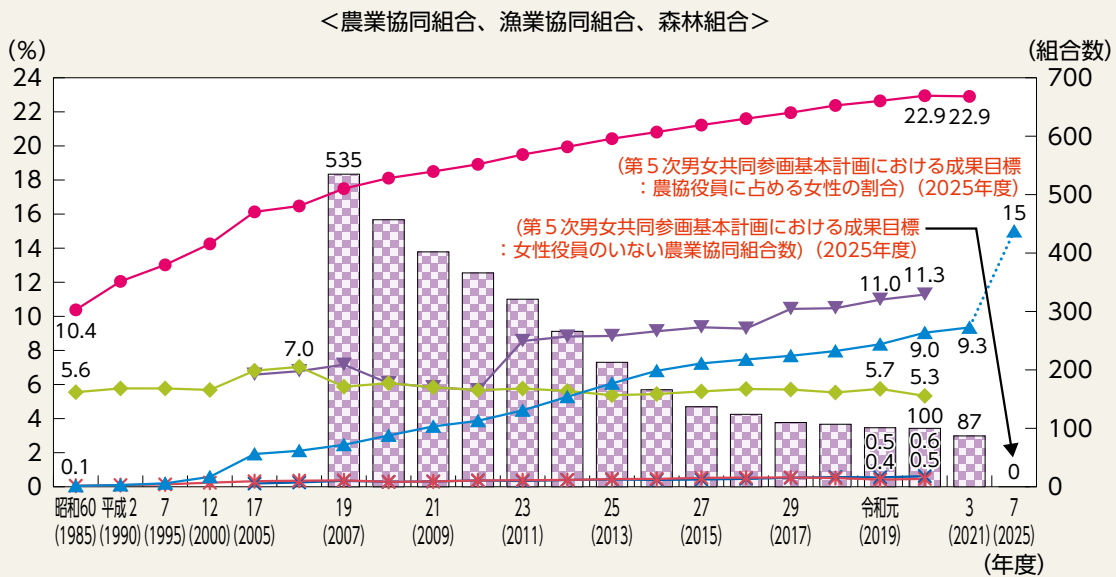
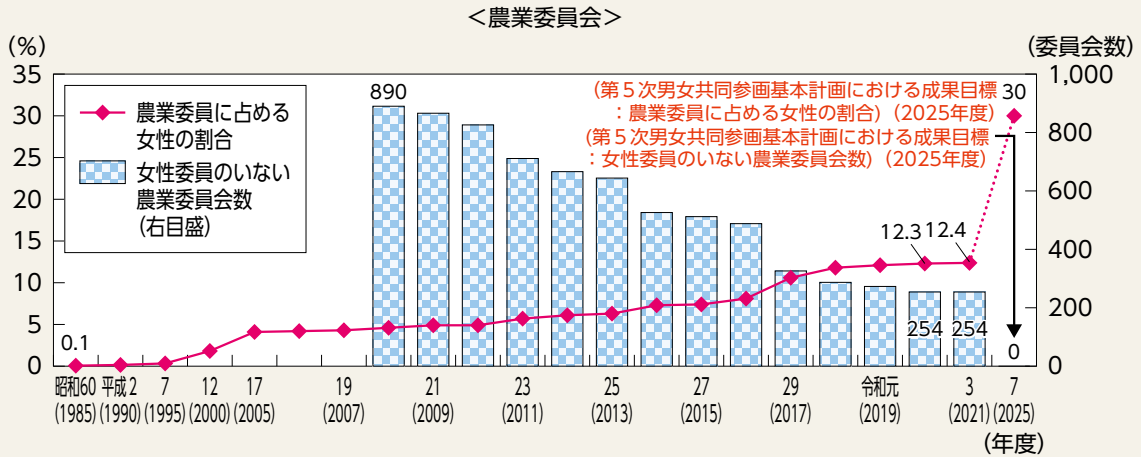
- 令和3（2021）年の基幹的農業従事者に占める女性の割合は39.3%（前年比0.4%ポイント減）。
- 平成27（2015）年の林業就業者に占める女性の割合は14.3%（平成22（2010）年比1.1%ポイント増）。
- 令和2（2020）年の漁業就業者に占める女性の割合は11.4%（前年比0.5%ポイント減）。



- (備考) 1. 「基幹的農業従事者」は平成27(2015)年まで及び令和2(2020)年は農林水産省「農林業センサス」、平成28(2016)年～令和元(2019)年及び令和3(2021)年は「農業構造動態調査」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」より作成。「漁業就業者」は平成25(2013)年まで及び30(2018)年は農林水産省「漁業センサス」、平成26(2014)～29(2017)年は「漁業就業動向調査」、令和元(2019)年及び2(2020)年は「漁業構造動態調査」より作成。
2. 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。なお、令和2(2020)年及び令和3(2021)年は個人経営体、それ以前は販売農家の数値である。
3. 「基幹的農業従事者」の平成27(2015)年及び令和2(2020)年値は、各調査時点の東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域を除く。
4. 「漁業就業者」は、平成15(2003)年までは沿海市区町村に居住する者のみ。平成20(2008)年以降は、雇われ先が沿海市区町村の漁業経営体であれば、非沿海市区町村に居住していても「漁業就業者」に含む。
5. 平成19(2007)年の「日本標準産業分類」の改訂により、平成22(2010)年及び27(2015)年の「林業就業者」は、17(2005)年以前の値と必ずしも連続していない。

3-5 図 農業委員会、農協、漁協、森林組合における女性の参画状況の推移

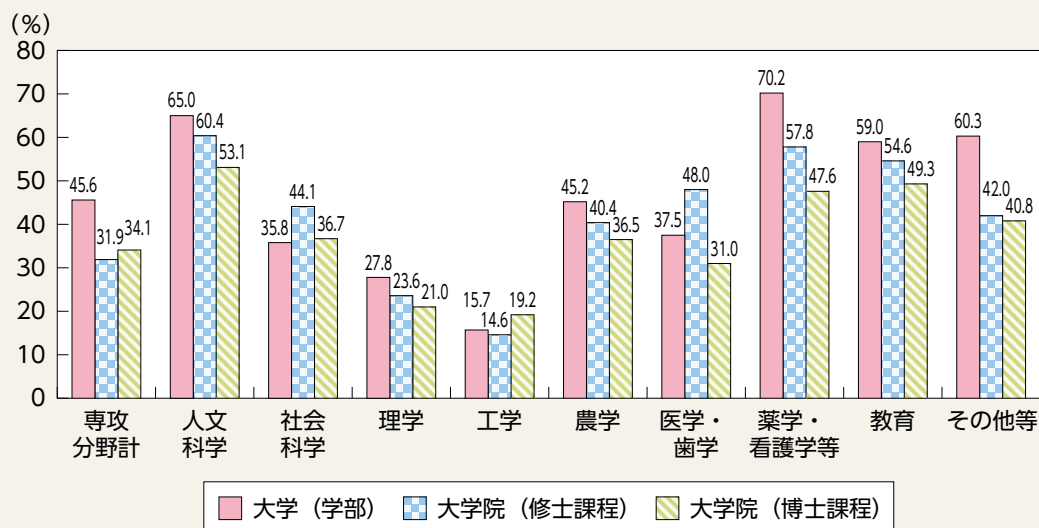
- 令和3（2021）年度の農業委員に占める女性の割合は12.4%（前年比0.1%ポイント増）。
- 令和3（2021）年度の農業協同組合役員に占める女性の割合は9.3%（前年比0.3%ポイント増）。
- 令和2（2020）年度の漁業協同組合役員に占める女性の割合は0.5%（前年比0.1%ポイント増）であり、農業協同組合役員に占める女性の割合よりも低い状態が続いている。



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のいない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の令和3（2021）年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60（1985）年度は8月1日現在、平成27（2015）年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20（2008）年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。ただし、令和3（2021）年度値は令和3（2021）年7月末現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。
8. 森林組合については、各事業年度末現在。

4-1図 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和3(2021)年度)

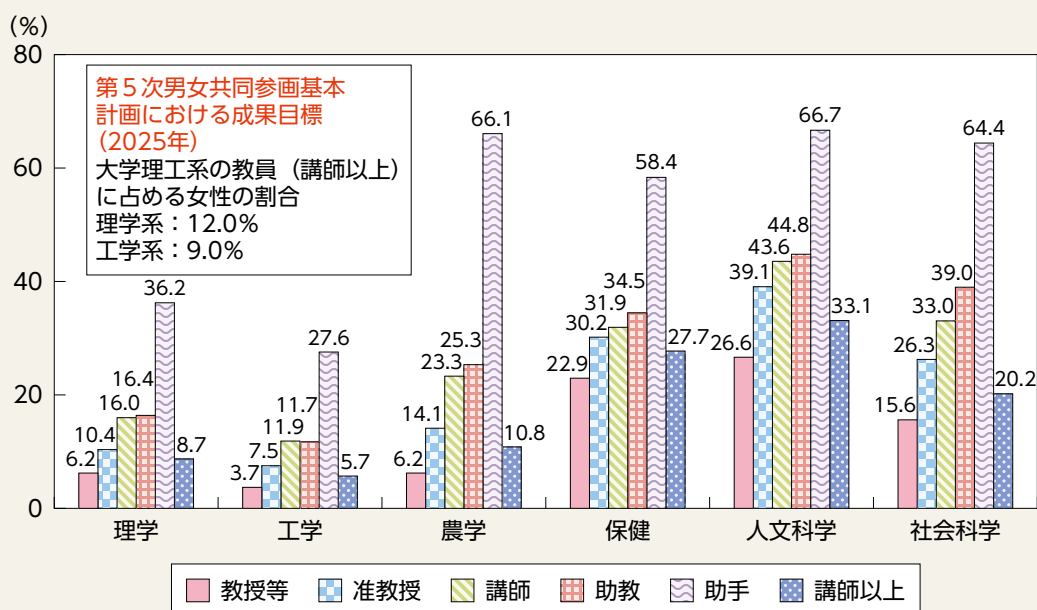
- 女子学生の割合が高い分野は薬学・看護学等と人文科学。
- 女子学生の割合が低い分野は工学と理学。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和3(2021)年度)より作成。
 2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。

4-2図 大学等における専門分野別教員の女性の割合（令和元（2019）年度）

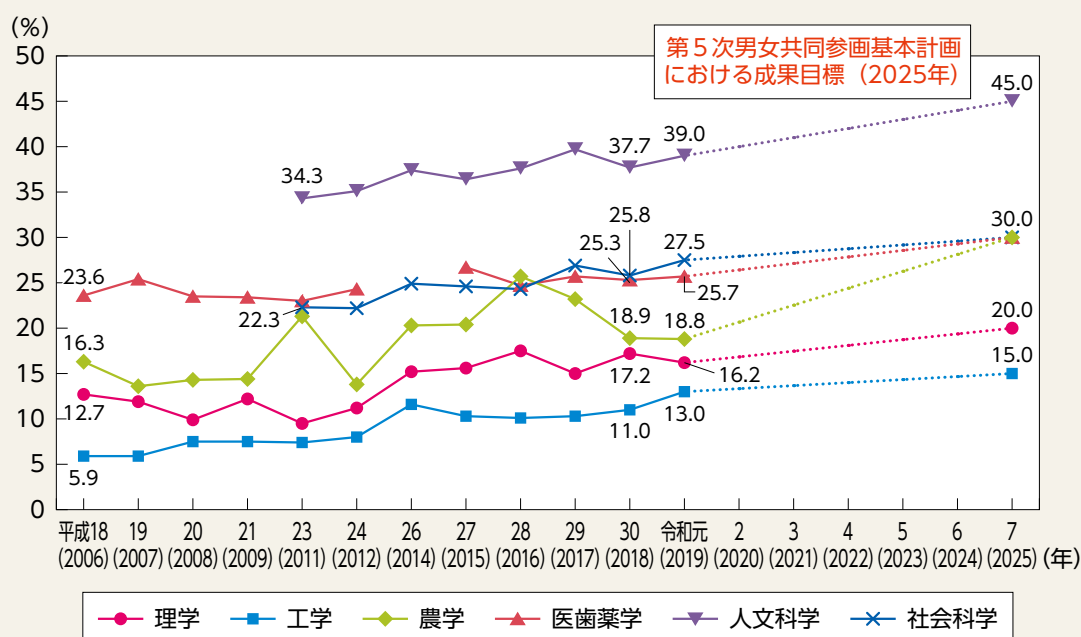
○職位が上がるほど女性教員の割合は低くなっていくが、助手時点では女性割合が高い。
○女性割合が比較的高いのは人文科学、保健、社会科学。女性割合が著しく低いのは工学、理学。



(備考) 1. 文部科学省「学校教員統計調査」（令和元（2019）年度）の調査票をもとに作成。
2. 「大学等」は、大学の学部、大学院の研究科、附置研究所（国立のみ）、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院、本部（学長・副学長及び学部等に所属していない教員）。
3. 「教授等」は、「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。「講師以上」は「教授等」「准教授」「講師」の合計。

4-3図 大学の研究者の採用に占める女性の割合の推移（学部ごと）

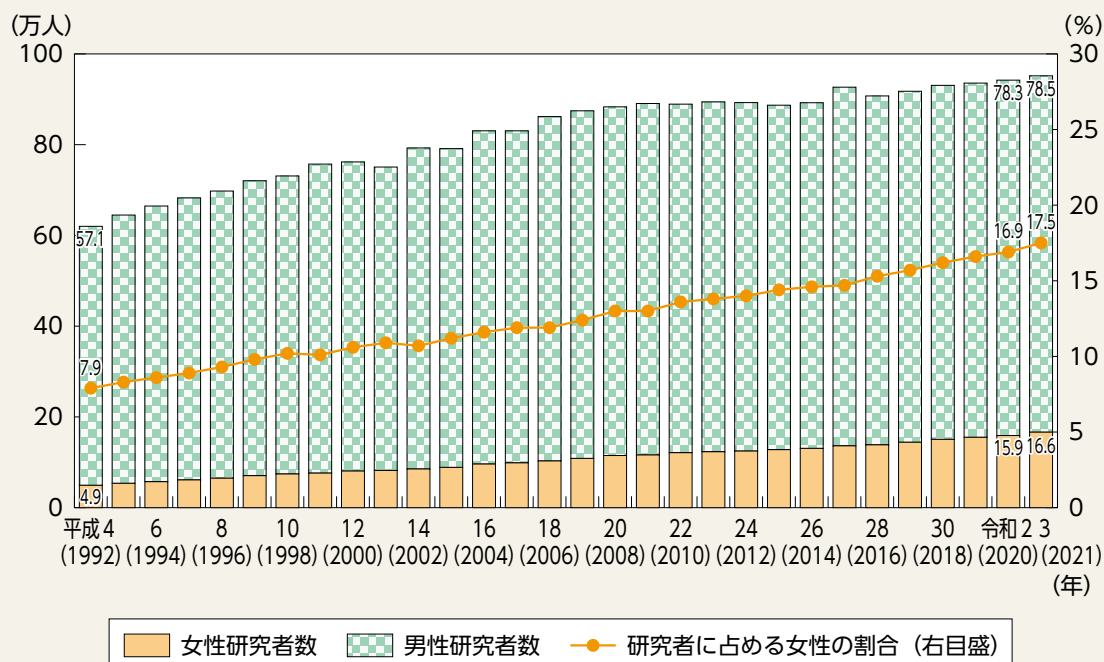
○大学が採用する研究者の女性割合は、各分野において年々増加傾向にある。
○工学、理学における女性割合は依然として低い。



(備考) 1. 文部科学省調べより作成。
2. 大学が採用した教員（非常勤教員を除く）のうち、教授、准教授、講師、助教について集計。

4-4図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移

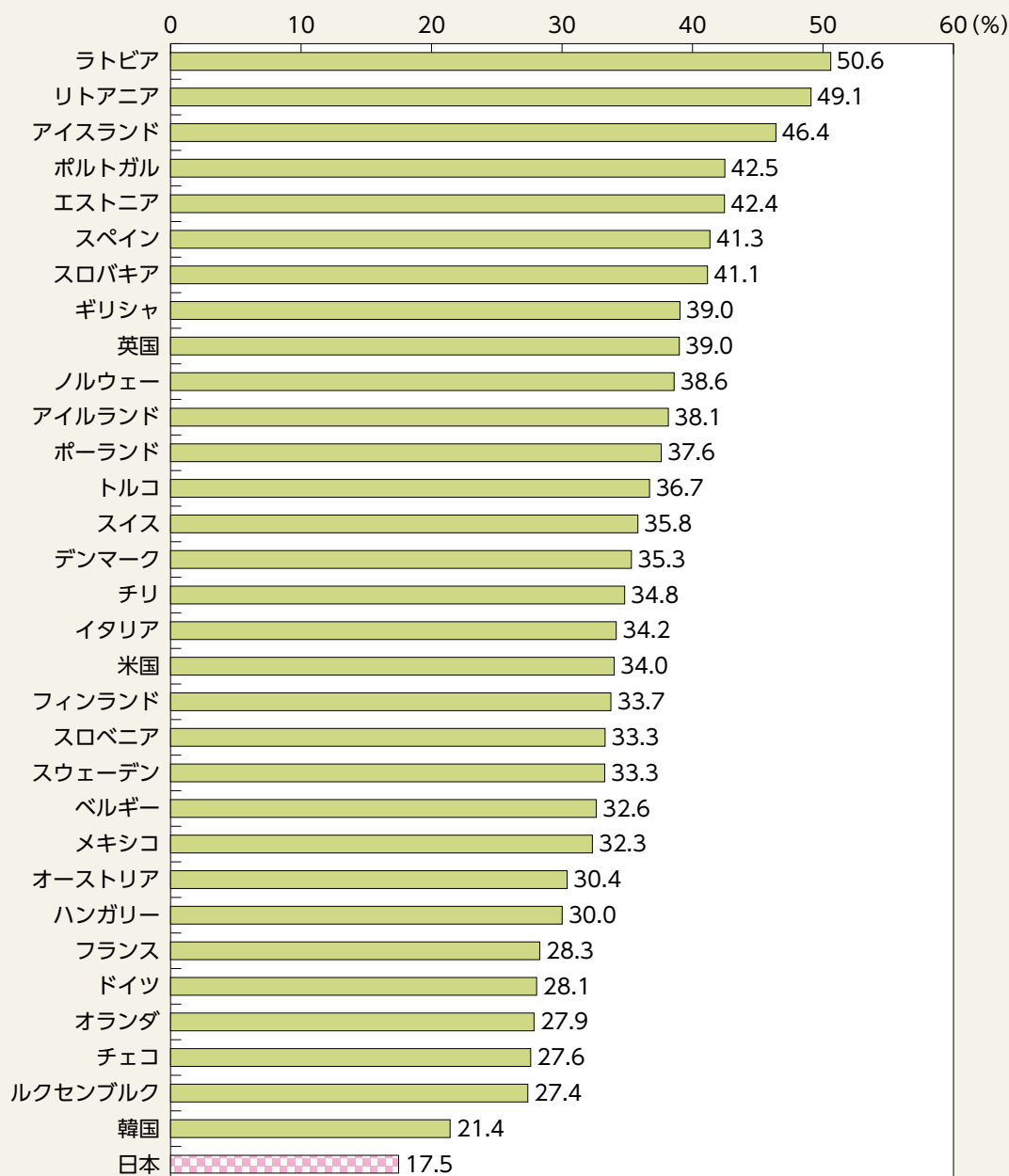
○女性研究者の数、割合ともに増加傾向にあるが、男性と比べて依然として低い。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究統計」より作成。
 2. 平成13 (2001) 年までは各年4月1日、平成14 (2002) 年以降は各年3月31日現在。
 3. 平成7 (1995) 年、9 (1997) 年及び14 (2002) 年に調査対象や標本設計等が変更されている。
 4. 平成13 (2001) 年までの研究者数は、企業及び非営利団体・公的機関については実際に研究関係業務に従事した割合で按分して算出した人数とし、大学等は実数を計上。平成14 (2002) 年以降は全機関について実数で計上されていることから、時系列比較には留意を要する。
 5. 研究者数は、自然科学系の研究者だけでなく、人文・社会科学系等の研究者も含まれている。

4-5図 研究者に占める女性の割合（国際比較）

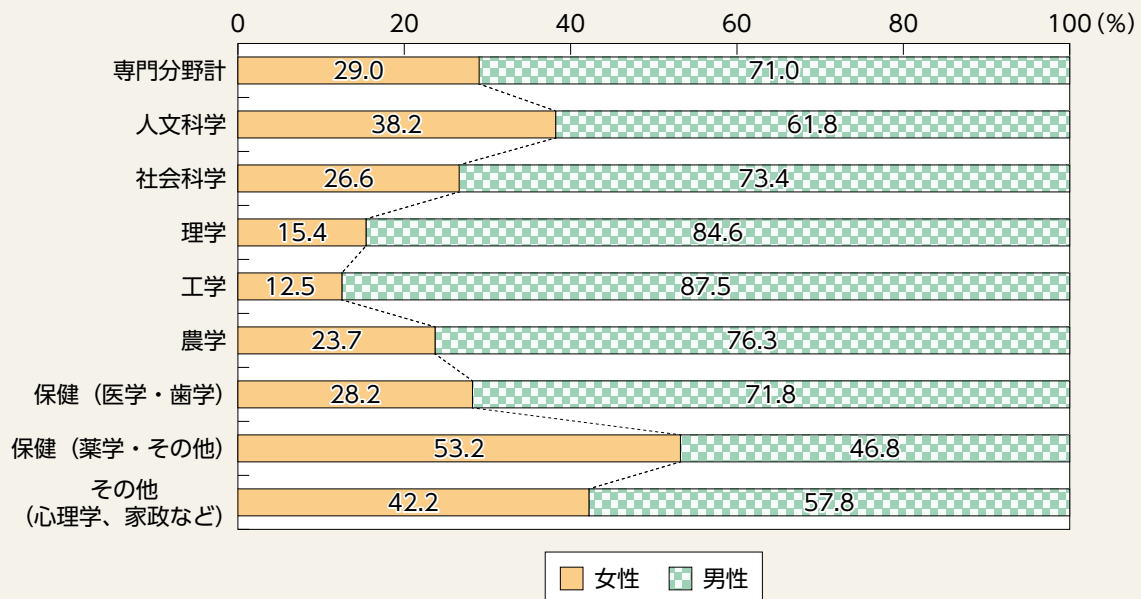
○日本の研究者に占める女性割合は17.5%で、OECD諸国の中で群を抜いて低い。
○ラトビア、リトアニアでは、女性の研究者割合が50%前後である。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和3(2021)年)、OECD “Main Science and Technology Indicators”、米国立科学財団(National Science Foundation: NSF) “Science and Engineering Indicators”より作成。
2. 日本の数値は、令和3(2021)年3月31日現在の値。アイスランド、フランスは平成29(2017)年値。チェコ、韓国、メキシコ、ポルトガル、スロバキア、トルコは令和2(2020)年値。その他の国は、令和元(2019)年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は29.4%。
4. 数値は令和4(2022)年4月15日時点。

4-6 図 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合（令和3（2021）年）

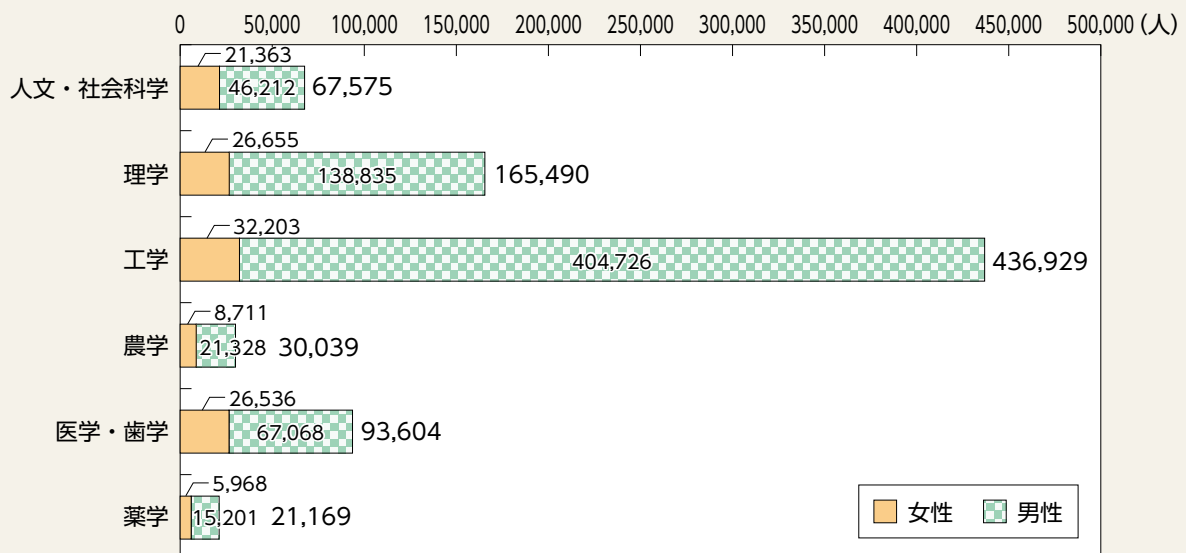
- 工学、理学分野における女性割合が著しく低い。
- 女性の割合が過半数を超えるのは、保健（薬学・その他）のみで、他の分野における女性割合はいずれも過半数を下回り低い状況にある。



- （備考） 1. 総務省「科学技術研究調査」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 「保健（薬学・その他）」における「その他」は、保健分野における「医学・歯学」「薬学」を除いた数値。
 4. 令和3（2021）年3月31日現在。

4-7 図 専門分野別研究者数（令和3（2021）年）

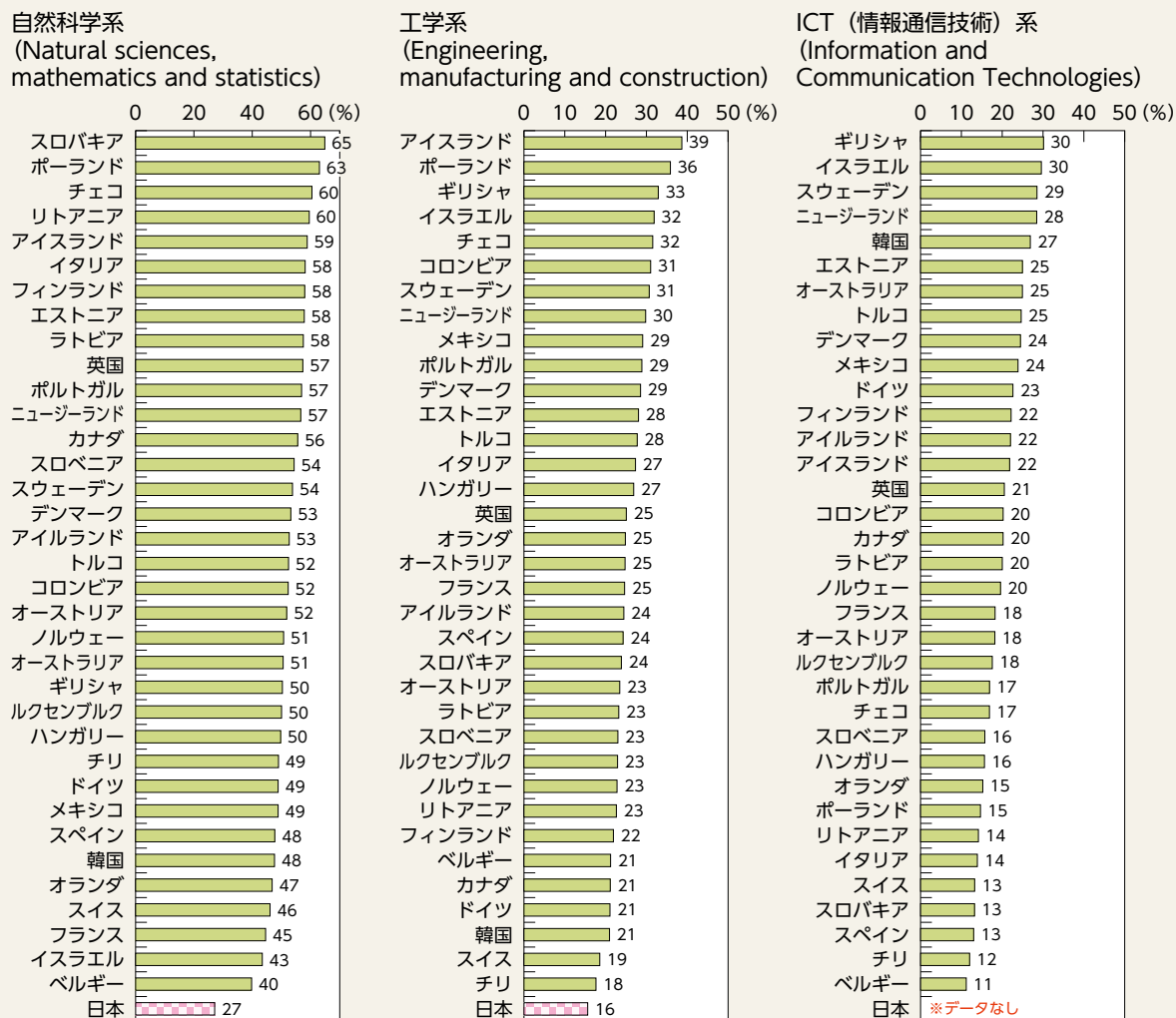
- 女性割合の低い理学・工学における女性研究者の数は他分野よりも多い。
- 各分野において、女性研究者の数は半数を大きく下回る。



- （備考） 1. 総務省「科学技術研究調査」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 研究者数は、大学等（大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等）における研究本務者及び企業における研究者の人数。
 3. 令和3（2021）年3月31日現在。

4-8図 専門分野別に見た大学等入学者女性割合（国際比較）

- 自然科学系、工学系における女性割合について、日本はOECD諸国で最下位。
- 自然科学系においては女性割合が半数を超える国も多い。
- なお、日本においてはICT系はすべての分野に関わりがあるため「ICT(情報通信技術)」という分類を設けていない。



(備考) 1. OECD Statisticsより作成。(令和4(2022)年3月現在)
2. 各国の最新データによる。

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

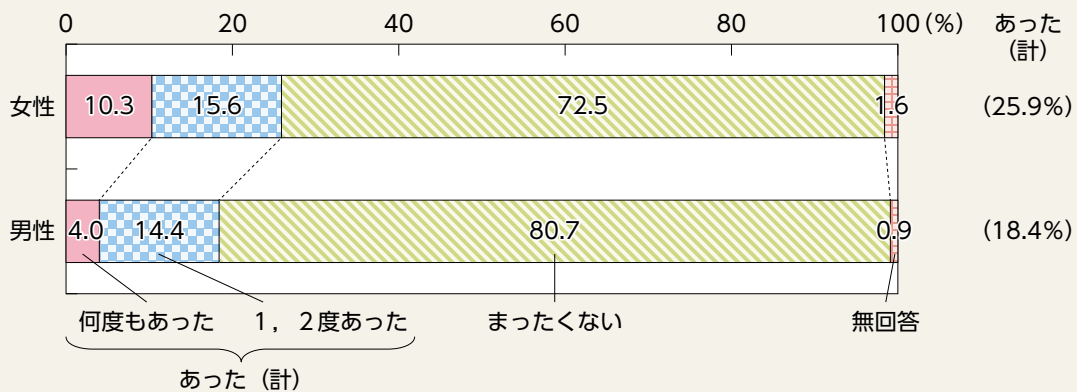
第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 配偶者暴力

5-1図 配偶者からの被害経験（令和2（2020）年度）

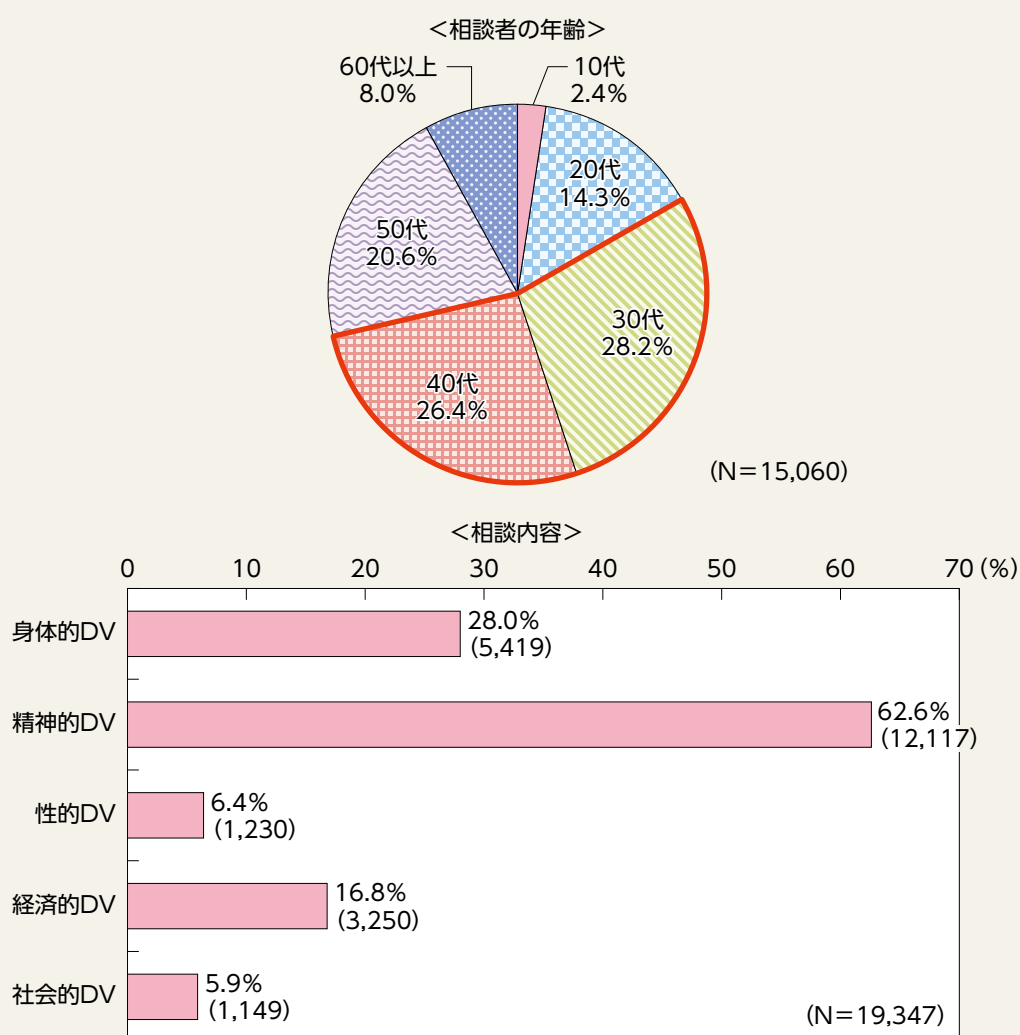
○女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も被害を受けている。



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2(2020)年度)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。
3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。
「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

5-2図 DV相談者の年齢・相談内容

- 相談者の年代は、30～40代で全体の約5割を占める。
- 相談内容は、精神的DVに関するものが約6割を占める。

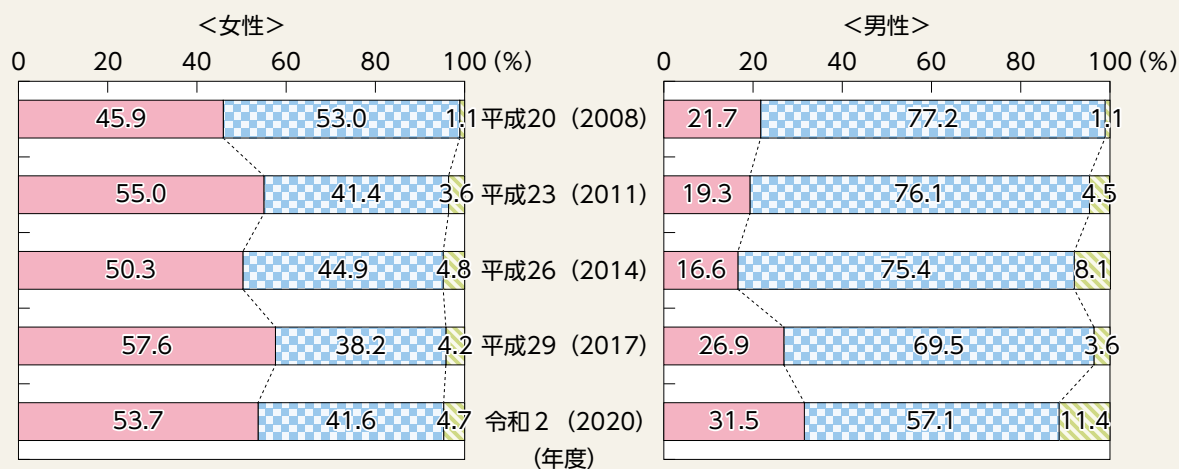


(備考) 上図. 内閣府「令和3(2021)年度前期『DV相談+ (プラス) 事業における相談支援の分析に係る調査研究事業』報告書」より。DV相談+での相談対応件数のうち、年代が不明であるものを除いた件数。

下図. 同報告書の相談内容(複数のテーマを含む。)より、配偶者からの暴力のみ抽出し作成。複数回答になるため、割合は合計しても100%にはならない。

5-3 図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移

○令和2（2020）年度を見ると、女性の約4割、男性の約6割はどこ（だれ）にも相談していない。

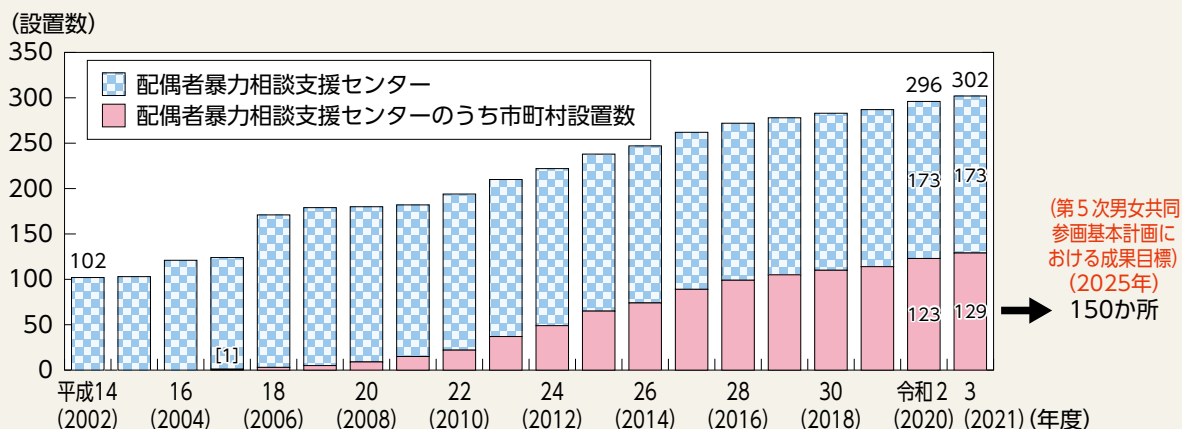


■ 相談した ■ どこ（だれ）にも相談しなかった ■ 無回答

- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成20（2008）年及び23（2011）年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26（2014）年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26（2014）年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成20（2008）年及び23（2011）年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成20（2008）年が女性185人、男性92人、平成23（2011）年が女性169人、男性88人、平成26（2014）年が女性332人、男性211人、平成29（2017）年が女性427人、男性223人、令和2（2020）年が女性363人、男性219人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

5-4 図 配偶者暴力相談支援センター数の推移

○配偶者暴力相談支援センターの設置数は、年々増加。
 ○令和4（2022）年3月現在、全国に302か所（うち市町村が設置する施設は129か所）が設置されている。

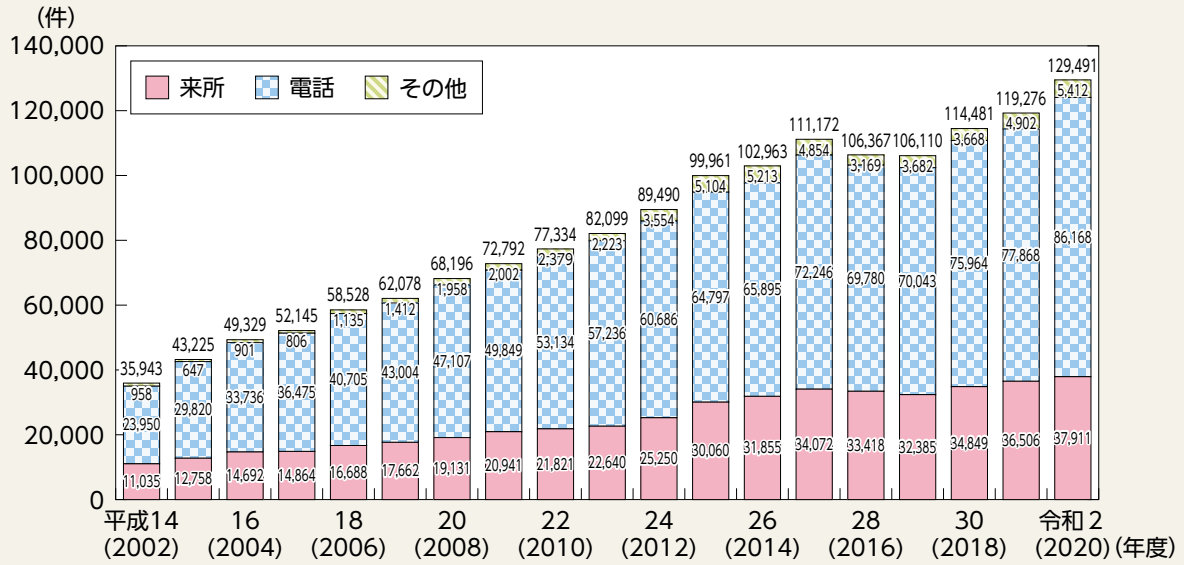


(第5次男女共同参画基本計画における成果目標) (2025年) 150か所

- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19（2007）年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改正され、平成20（2008）年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。

5-5 図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

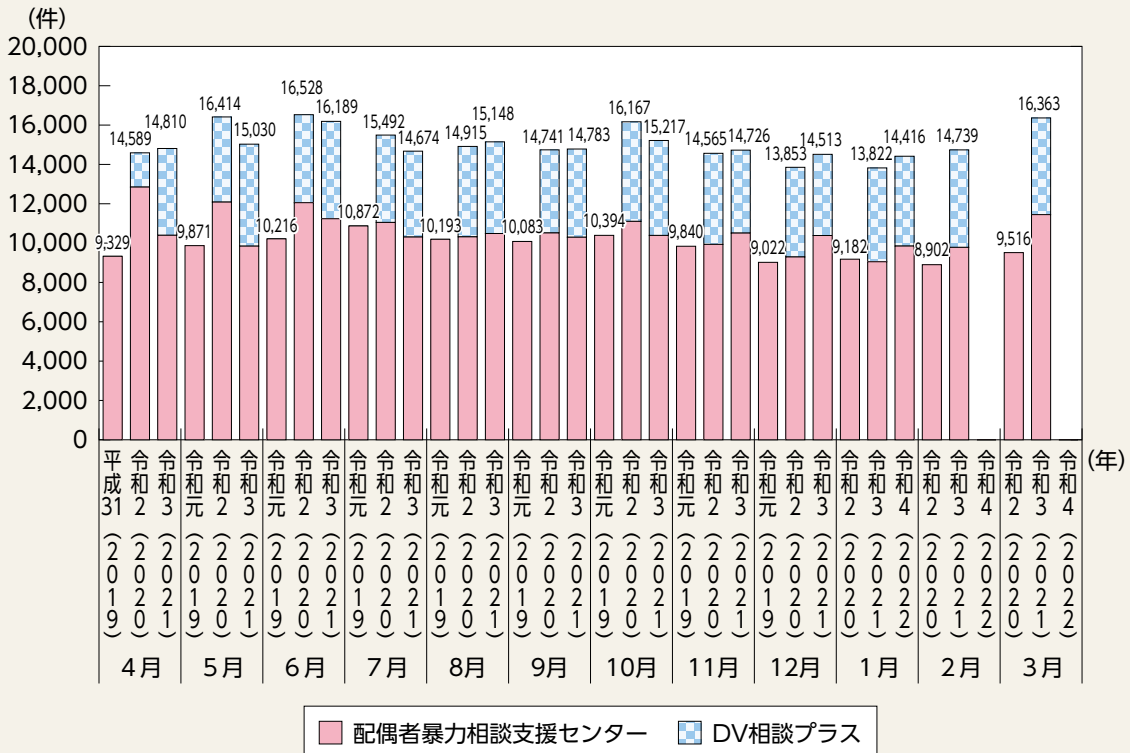
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加。
- 令和2（2020）年度の相談件数は、129,491件で過去最高。



（備考）内閣府男女共同参画局調べより作成。

5-6 図 DV相談件数の推移

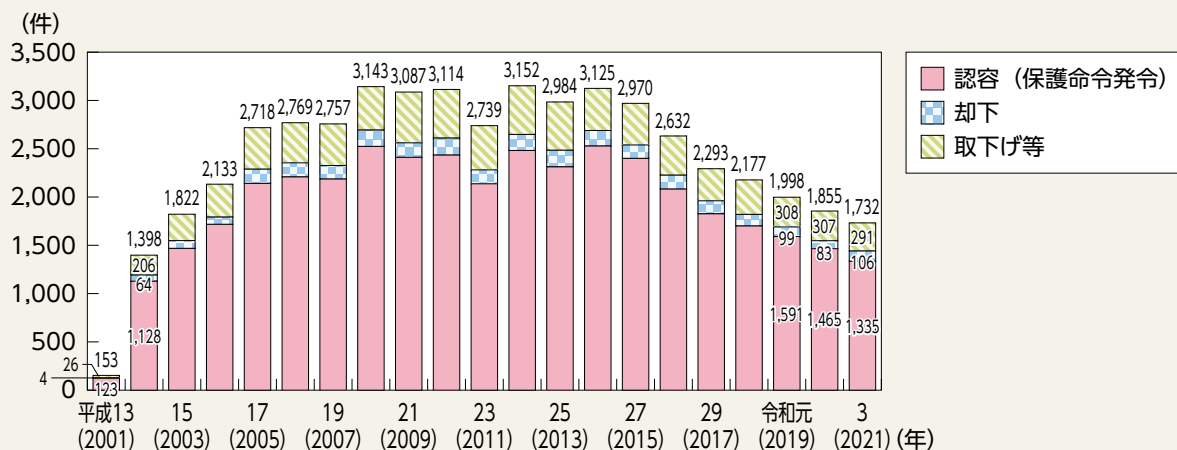
- DV相談件数の推移を見ると、令和2（2020）年度の相談件数は、18万2,188件であり、令和元（2019）年度の約1.5倍。
- 令和4（2022）年1月の相談件数は、1万4,416件。



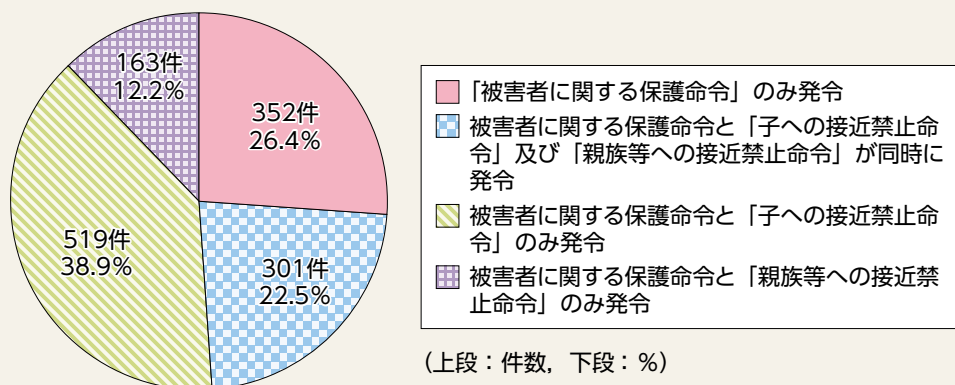
- （備考）1. 内閣府男女共同参画局調べより作成。
- 2. 全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和4（2022）年1月31日時点の暫定値。

5-7図 配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移

- 令和3（2021）年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,732件）のうち、保護命令が発令された件数は1,335件。
- そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは26.4%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは38.9%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは22.5%。



<令和3年における認容（保護命令発令）件数の内訳>



(上段：件数，下段：%)

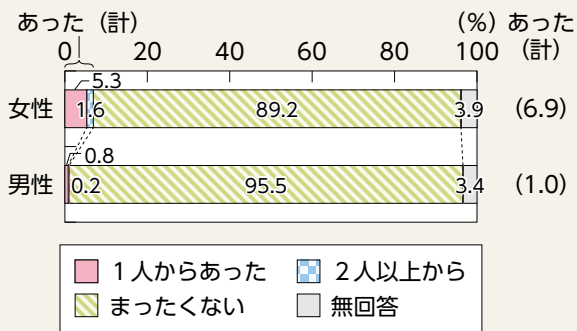
- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16（2004）年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20（2008）年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26（2014）年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13（2001）年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 令和3（2021）年値は、速報値。

第2節 性犯罪・性暴力

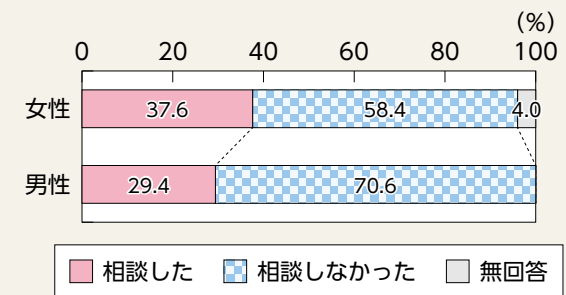
5-8図 無理やりに性交等された被害経験等（令和2（2020）年度）

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等された経験がある。
- 加害者は、交際相手、配偶者、職場の関係者など、大多数は被害者が知っている人となり、全く知らない人からの被害は1割程度。
- 性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない。
- 被害にあったときの状況について、女性は「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかれた」が最も多く、男性は「相手との関係性から拒否できなかった」「驚きや混乱等で体が動かなかった」「相手から、脅された」が多かった。

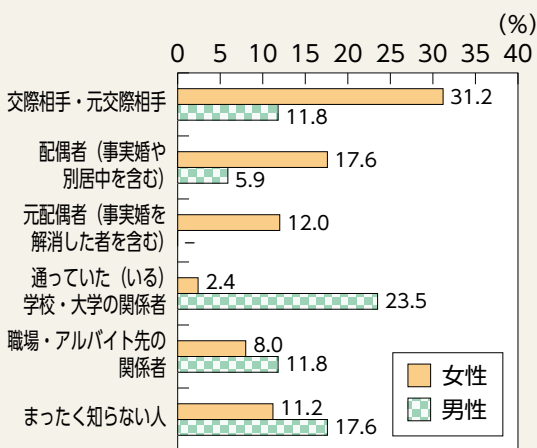
①無理やりに性交等をされた被害経験



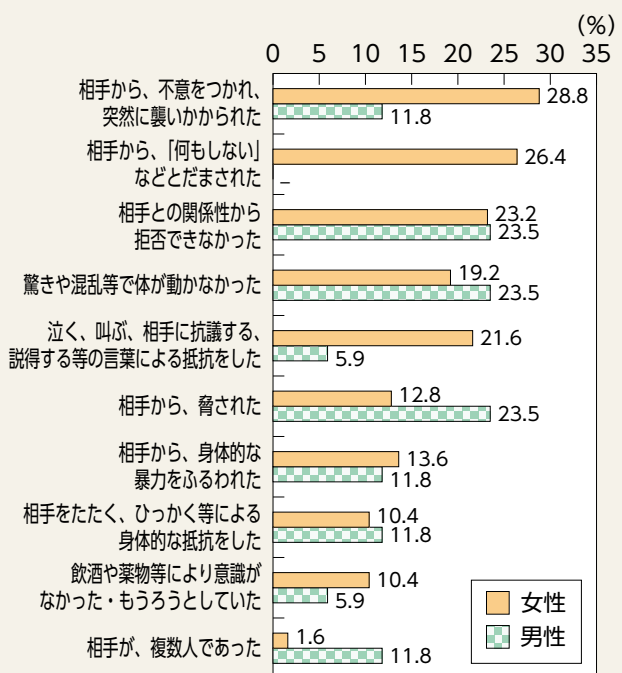
③無理やりに性交等をされた被害の相談経験



②加害者との関係（複数回答、抜粋）



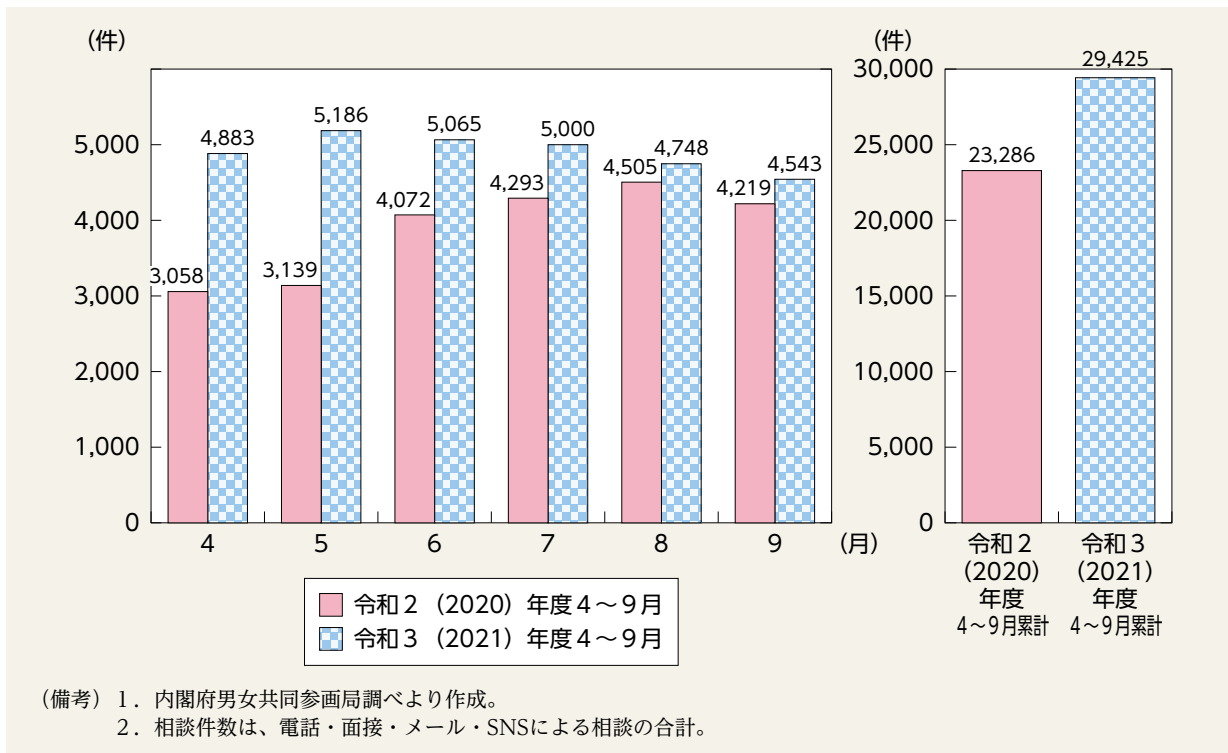
④被害にあったときの状況（複数回答、抜粋）



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2（2020）年度）より作成。

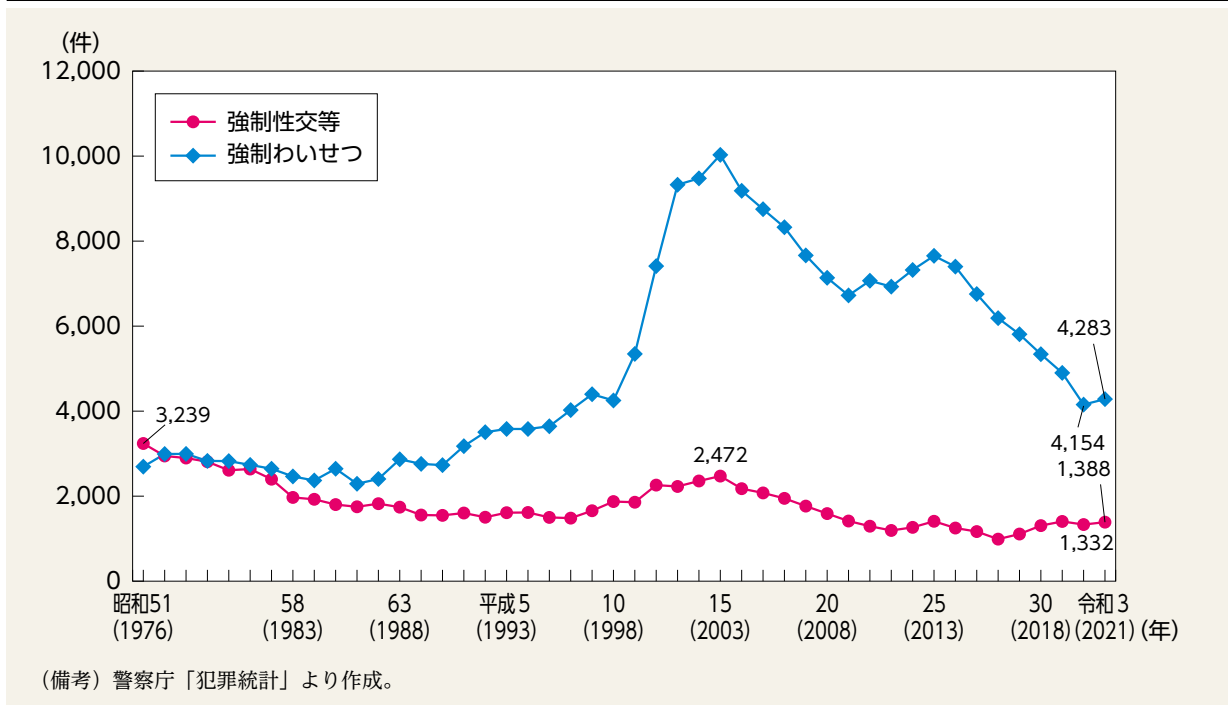
5-9 図 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

○令和3（2021）年度上半期の相談件数は、前年度同期に比べ、約1.3倍に増加。



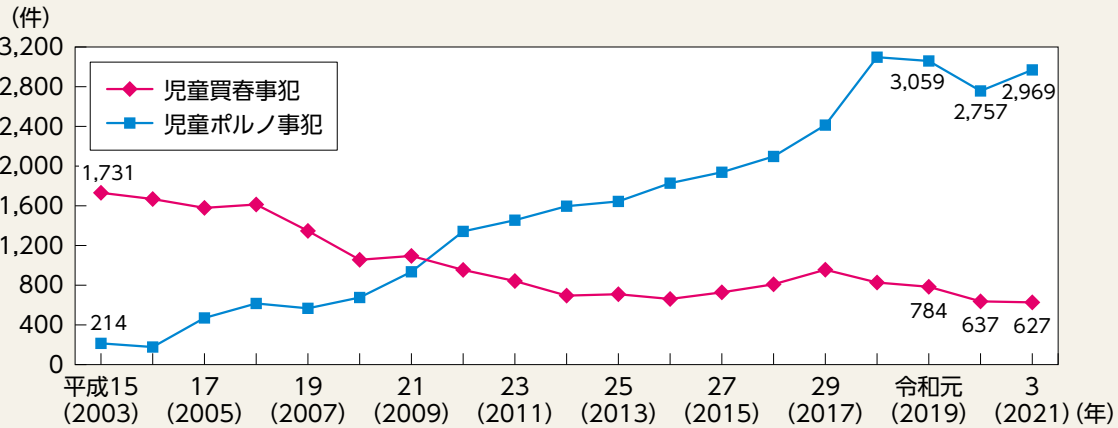
5-10 図 強姦性交等・強制わいせつ認知件数の推移

○強姦性交等の認知件数は、令和3（2021）年は1,388件で、前年に比べ56件（4.2%）増加。
○強制わいせつの認知件数は、令和3（2021）年は4,283件で、前年に比べ129件（3.1%）増加。



5-11図 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移

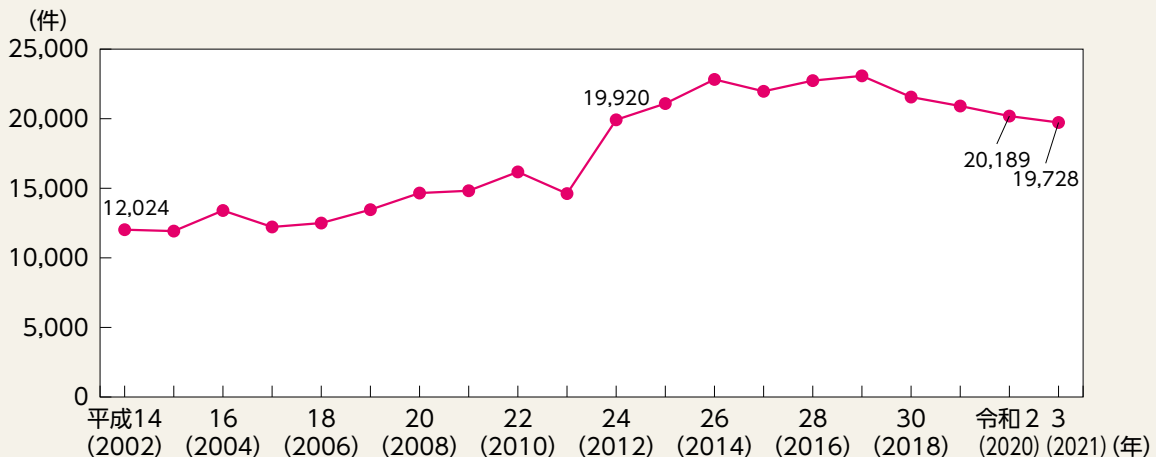
- 児童買春事犯の検挙件数は、平成30（2018）年以降減少しており、令和3（2021）年は627件。
- 児童ポルノ事犯の検挙件数は、令和3（2021）年は2,969件で、前年に比べ212件（7.7%）増加。



（備考）警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

5-12図 ストーカー事案の相談等件数の推移

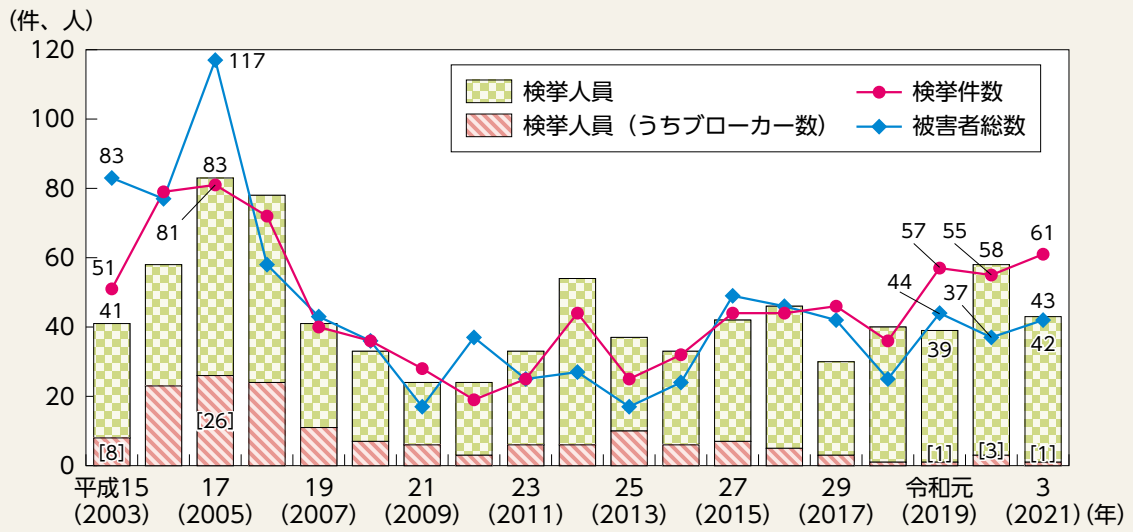
- 令和3（2021）年のストーカー事案の相談等件数は1万9,728件で、前年に比べ461件（2.3%）減少。
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の施行（平成12（2000）年11月）後からおおむね1万5,000件以下で推移していたところ、平成24（2012）年に19,920件と急増し、以後高水準で推移。



（備考）警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

5-13図 人身取引事犯の検挙状況等の推移

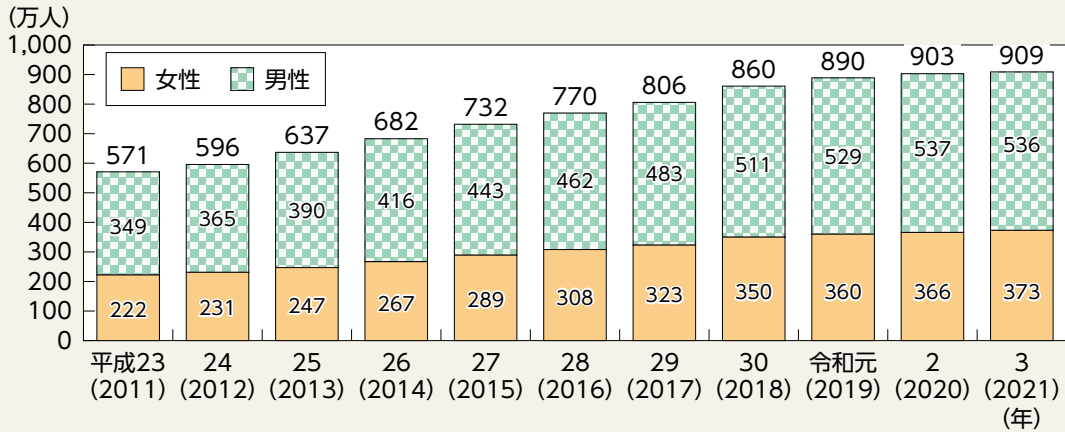
○令和3（2021）年の警察における人身取引事犯の検挙件数は61件、検挙人員は43人（うち、ブローカーは1人）、被害者総数は42人。



(備考) 警察庁資料より作成。

6-1図 65歳以上の就業者数の推移

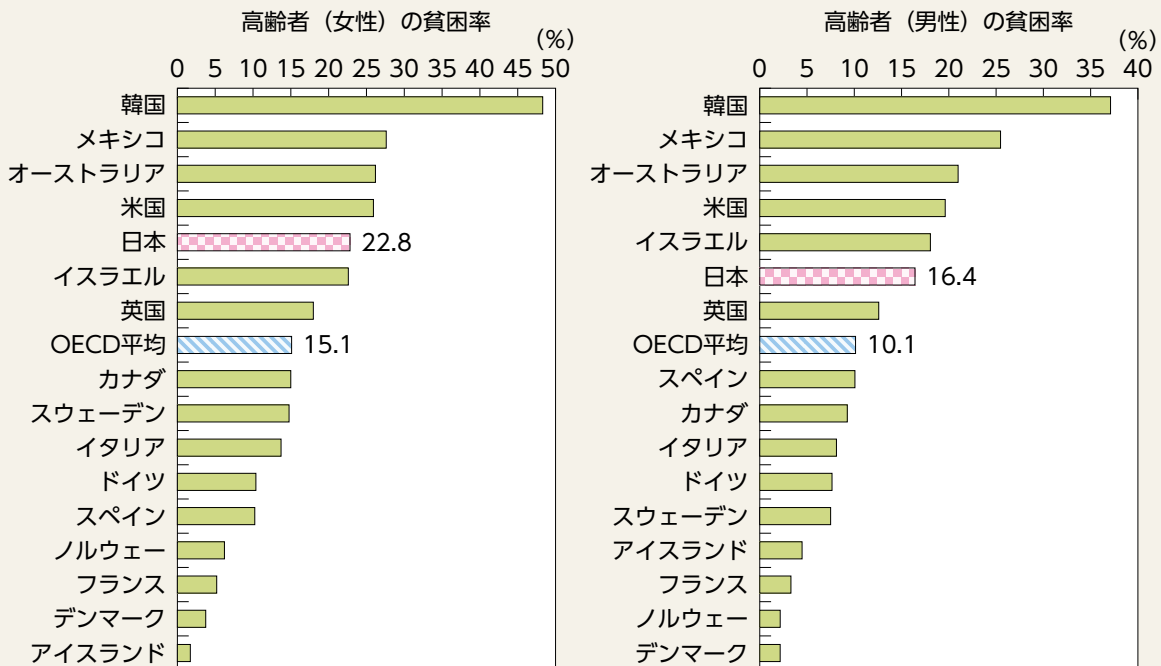
○令和3（2021）年の65歳以上の就業者数は、平成23（2011）年と比べて、女性は1.7倍、男性は1.5倍に増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 就業者数の平成23（2011）年値は、総務省が補完的に推計した値。
 3. 就業者数は、小数点第1位を四捨五入しているため、男性及び女性の合計数と就業者総数が異なる場合がある。

6-2図 高齢者の貧困率（男女別）の国際比較

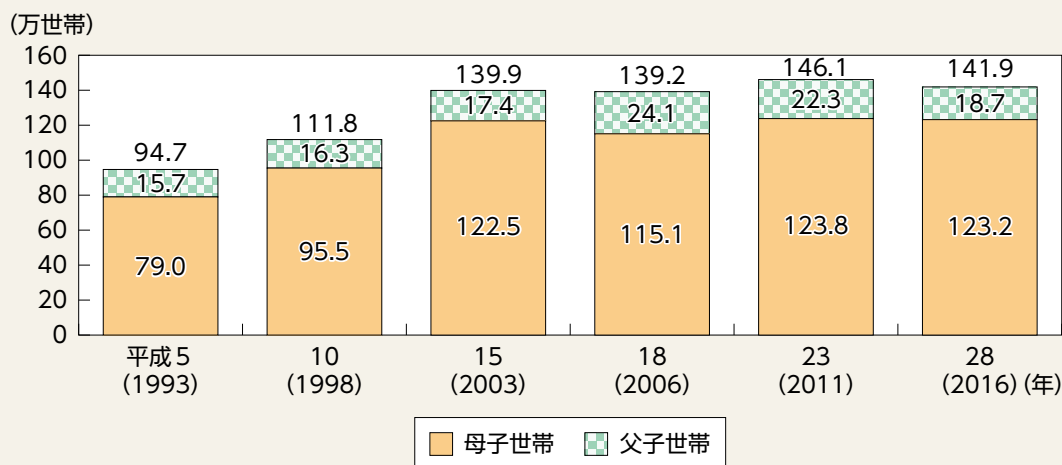
○国際的に見ると、高齢者（66歳以上）の貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。
 ○日本の高齢者の貧困率は、女性が22.8%で男性が16.4%となっており、いずれもOECD平均を上回るが、国際的な傾向と同様に女性の方が高い水準にある。



(備考) 1. OECD「Pensions at a Glance 2021」より作成。
 2. 日本については、平成30（2018）年のデータ。なお、日本の高齢者は65歳以上である。
 3. 貧困率の定義は、所得が全人口の家計所得の中央値の半分を下回る人の割合。

6-3図 母子世帯数及び父子世帯数の推移

- ひとり親世帯は、平成5（1993）年から平成15（2003）年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へ約5割増加し、その後ほぼ横ばい。
- 平成28（2016）年にはひとり親世帯の86.8%が母子世帯だった。



- (備考) 1. 平成23（2011）年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28（2016）年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子（父子）世帯は、父（又は母）のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母（又は父）によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23（2011）年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28（2016）年値は、熊本県を除く。

6-4表 ひとり親世帯の状況

- ひとり親世帯の就業率は約8割と高いが、母子世帯ではそのうち52.3%が非正規であり、平均年間就労収入が200万円と低い。
- 離婚相手からの養育費受取率は、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている。

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加。

	(昭和63 (1988) 年)	(平成28 (2016) 年)
母子世帯数 [注]	84.9万世帯	123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
父子世帯数 [注]	17.3万世帯	18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

[注] 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規雇用労働者：428万円 パート・アルバイト等：190万円	平均給与所得 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28（2016）年度）」より作成。
 母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。
 2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査（令和3（2021）年）15～64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（令和2（2020）年）」より作成。

6-5表 ひとり親世帯の貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

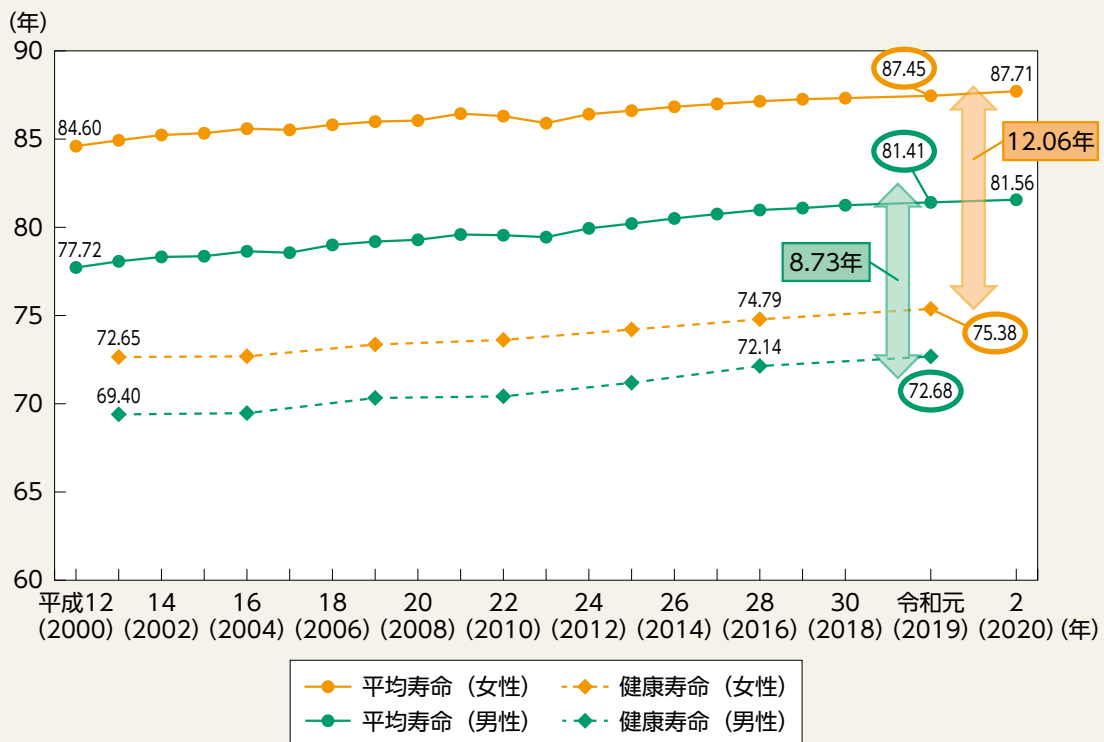
○ひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟36か国中35位。

順位	国名	貧困率	順位	国名	貧困率
1	デンマーク	9.7	20	オーストリア	31.0
2	フィンランド	16.3	21	トルコ	31.2
3	アイスランド	18.9	22	イタリア	33.4
4	英国	22.3	23	スロバキア	33.6
5	ノルウェー	23.4	24	イスラエル	33.9
6	ハンガリー	23.5	25	メキシコ	34.2
7	ラトビア	23.7	26	ルクセンブルク	40.2
8	ポーランド	23.8	27	スペイン	40.3
9	フランス	24.1	28	オーストラリア	41.0
10	スロベニア	24.5	29	リトアニア	41.3
11	スウェーデン	25.1	30	チリ	42.6
12	ギリシャ	26.8	31	カナダ	43.0
13	ドイツ	27.2	32	米国	45.7
14	ポルトガル	27.5	33	ニュージーランド	46.1
14	アイルランド	27.5	34	韓国	47.7
16	チェコ	28.4	35	日本	48.3
17	エストニア	29.1	36	コスタリカ	49.6
18	オランダ	29.5		OECD平均	31.8
18	ベルギー	29.5			

- (備考) 1. OECD、Family database “Child poverty”（令和3（2021）年12月閲覧）より作成。
 2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出（相対的貧困率）。
 3. 基本的に平成30（2018）年の数値であるが、ニュージーランドは平成26（2014）年、オランダは平成28（2016）年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及び米国は平成29（2017）年、コロンビアは数値なし。

7-1図 平均寿命と健康寿命の推移

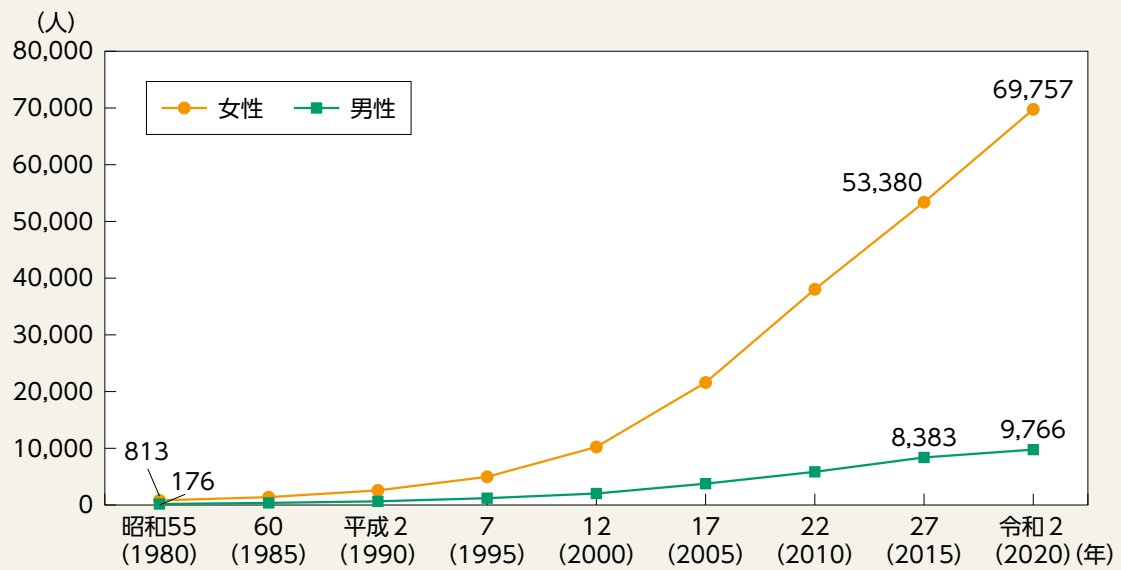
- 令和2（2020）年の平均寿命は、女性は87.71年、男性は81.56年であり、前年に比べて女性が0.26年、男性が0.15年延び、男女とも過去最高を更新。
- 健康寿命について見ると、令和元（2019）年は、女性は75.38年、男性は72.68年であり、平成28（2016）年と比べて、3年間で女性は0.59年、男性は0.54年延びている。
- 平均寿命と健康寿命には、令和元（2019）年時点で、女性は12.06年、男性は8.73年の差がある。



(備考) 1. 平均寿命は、平成12（2000）年、17（2005）年、22（2010）年、27（2015）年及び令和2（2020）年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13（2001）年から22（2010）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25（2013）年及び28（2016）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」、令和元（2019）年は厚生労働行政推進調査事業費補助金「健康日本21（第二次）」の総合的評価と「次期健康づくり運動に向けた研究」より作成。
 2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

7-2図 100歳以上の人口の推移

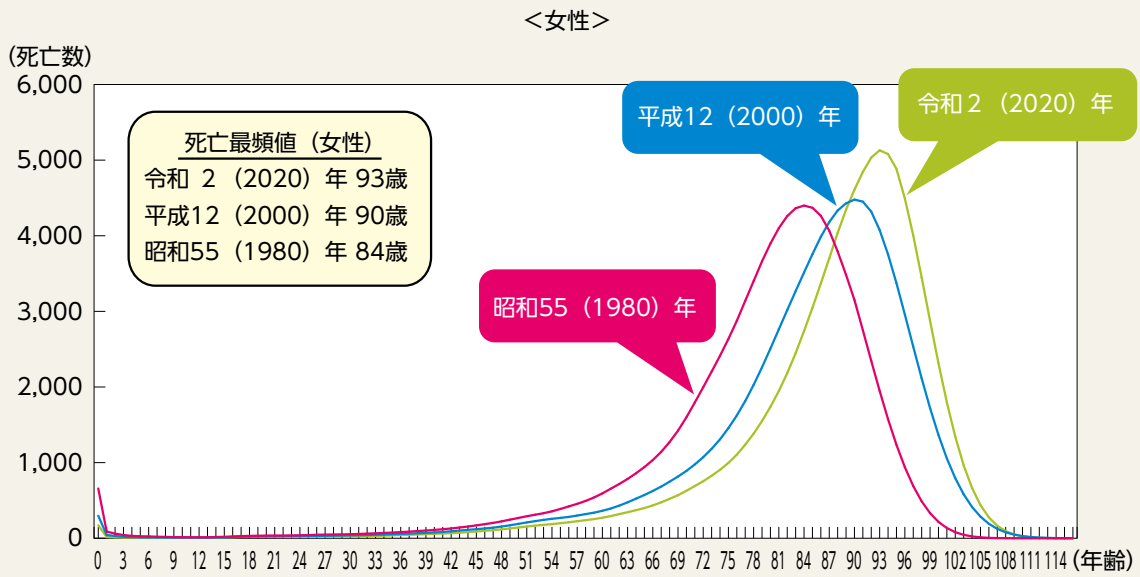
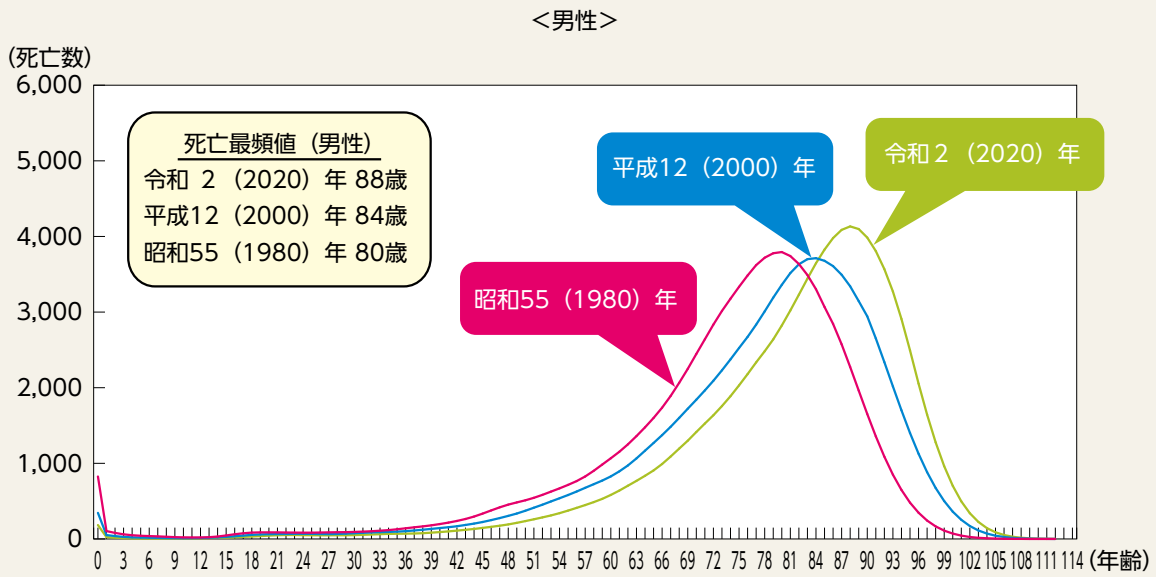
- 100歳以上の人口は増加しており、令和2（2020）年は男性9,766人、女性69,757人。
- また、100歳以上の人口に占める女性の割合は増加しており、令和2（2020）年は87.7%。



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。

7-3図 死亡数の推移

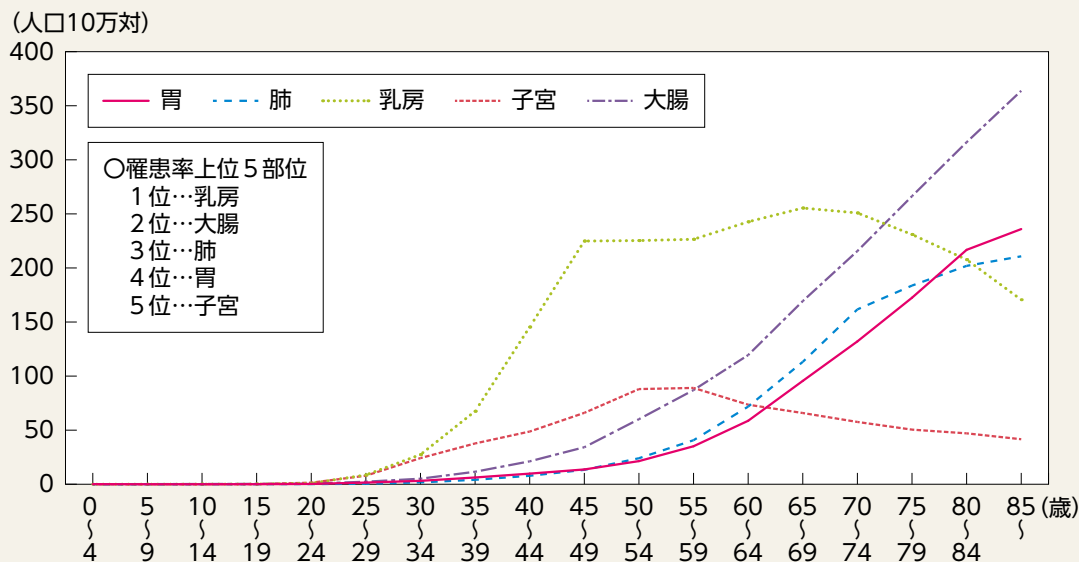
- 生命表における死亡数のピークは、高齢に移動。
- 令和2（2020）年の死亡最頻値は、男性88歳、女性93歳。



(備考) 厚生労働省「完全生命表」より作成。

7-4図 女性の年齢階級別がん罹患率（平成30（2018）年）

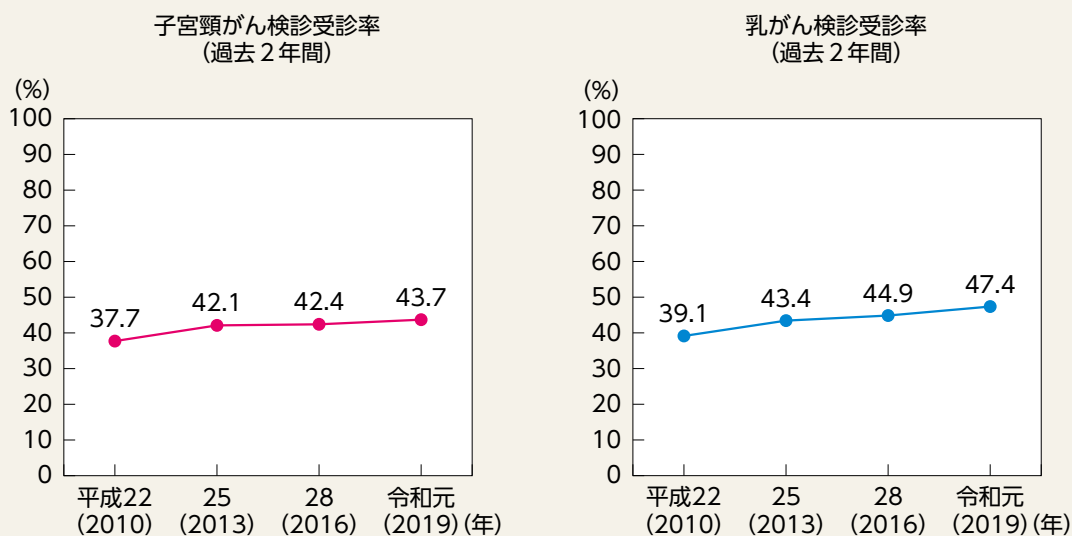
- 女性に多いがんとして、乳がん、子宮がん等がある。
- がんの罹患率の高い上位5つのがんを年齢階級別に見ると、1位の乳がんとは5位の子宮がんは、20代後半から罹患率が上昇する。特に乳がんは30代後半から40代後半にかけて罹患率が大きく上昇し、80代前半まで同程度の罹患率で推移している。



- (備考) 1. 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より作成。
 2. 罹患率（人口10万対）が高い上位5部位を抽出。
 3. 子宮がんは、子宮頸がん、子宮体がん及び部位不明の子宮がんを合わせたもの。

7-5図 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の推移

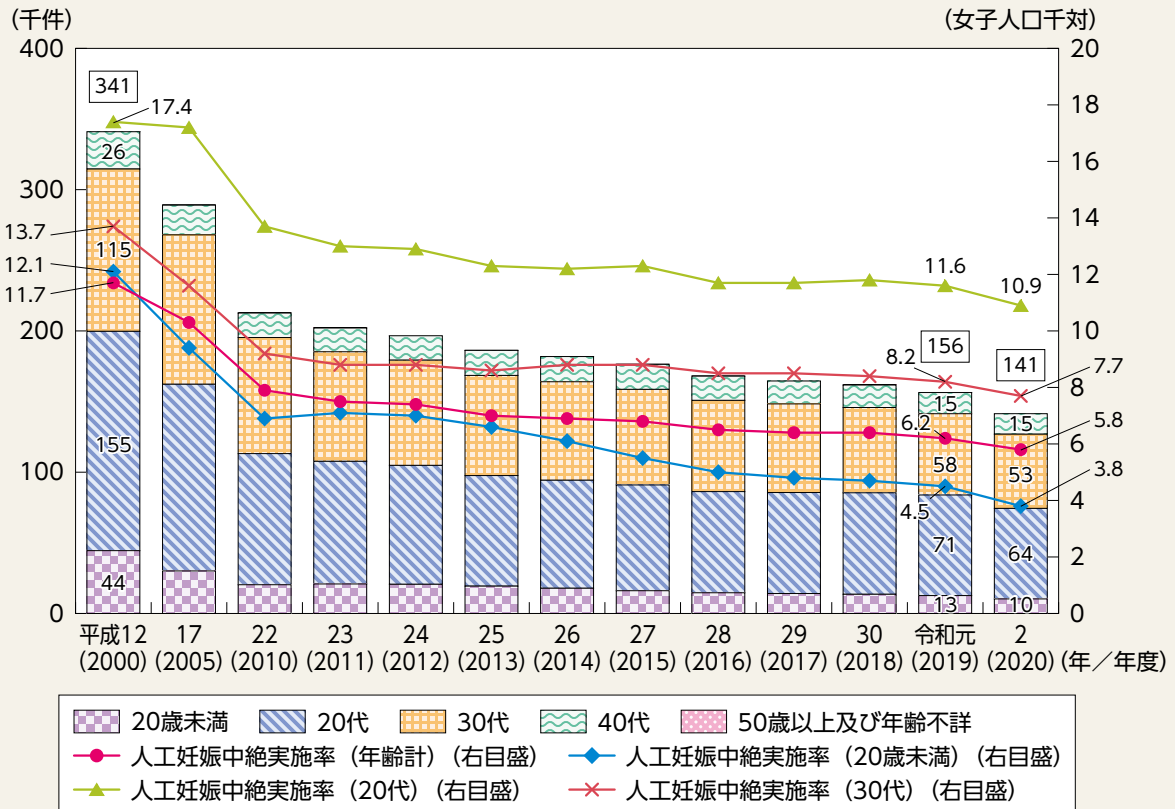
- 子宮頸がんや乳がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要である。
- 我が国における女性のがん検診の受診率は徐々に上昇しているものの、令和元（2019）年の子宮頸がん検診受診率は43.7%、同じく乳がん検診受診率は47.4%にとどまり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2022年度までに50%）を達成していない。



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. がん検診の受診率については、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30（2018）年3月9日閣議決定）に基づき、算定年齢を乳がん検診は40～69歳、子宮頸がん検診は20～69歳とした。
 3. 平成28（2016）年の数値は、熊本県を除いたものである。

7-6 図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移

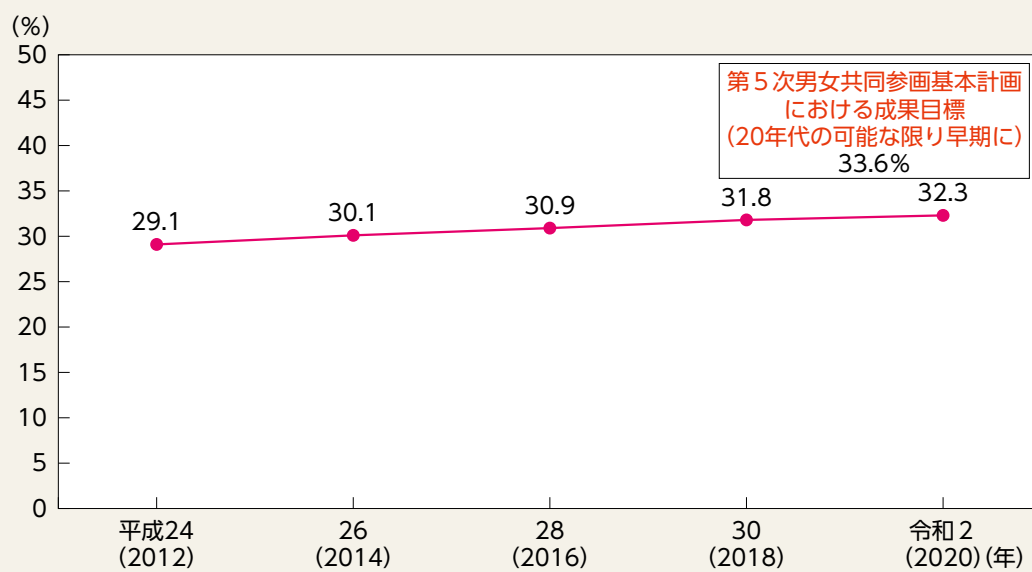
- 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、緩やかな減少傾向。
- 令和2（2020）年度の人工妊娠中絶件数は141,433件、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は5.8。年齢階級別では20歳未満が10,309件・3.8、20代が64,056件・10.9、30代が52,548件・7.7であり、半数以上が10代・20代となっている。



- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（年齢計及び20歳未満）は、平成12（2000）年までは厚生省「母体保護統計報告」、平成17（2005）年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。平成12（2000）年までは暦年の値、平成17（2005）年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、平成22（2010）年度まで、平成27（2015）年度及び令和2（2020）年度は総務省「国勢調査」、平成23（2011）～26（2014）年度まで及び平成28（2016）～令和元（2019）年度までは総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」／「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率（20歳未満）は、「人工妊娠中絶件数（20歳未満）」／「女子人口（15～19歳）」×1,000、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は、「人工妊娠中絶件数（15歳未満を含め50歳以上を除く。）」／「女子人口（15～49歳）」×1,000。
4. 平成22（2010）年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村を除く（人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、総務省「国勢調査」の結果を用いて内閣府が独自に算出）。

7-7図 25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合

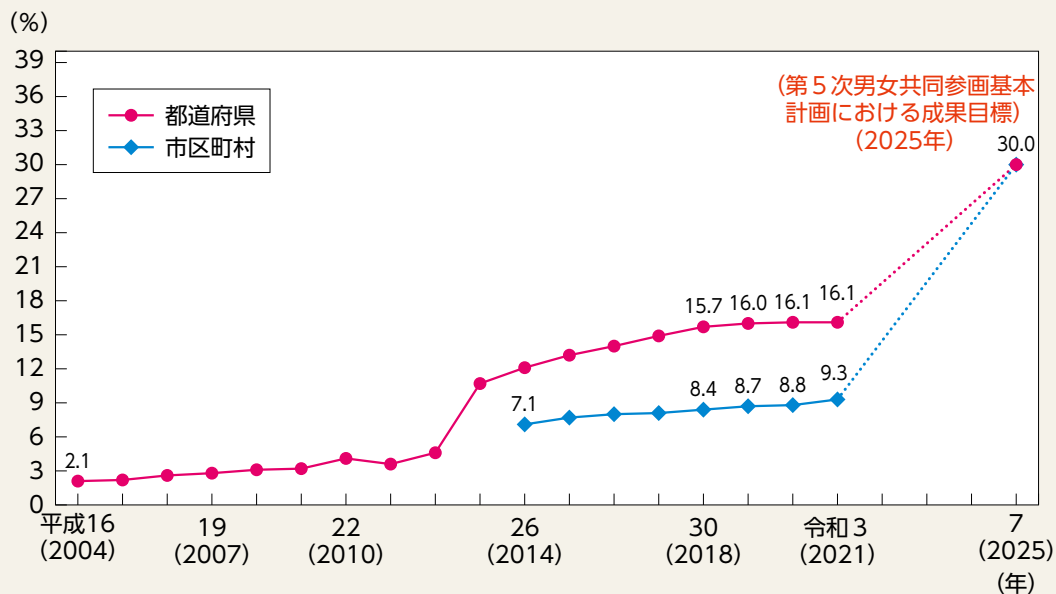
○25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合は、着実に上昇しているが、第5次男女共同参画基本計画の成果目標（20年代の可能な限り早期に33.6%）を達成していない。



- (備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成。
2. 各年12月31日現在。
3. 医師は、病院及び診療所の従事者。

8-1図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移

- 令和3（2021）年の地方防災会議の委員に占める女性の割合は、都道府県防災会議では16.1%（前年比：増減なし）、市区町村防災会議では9.3%（同：0.5%ポイント増）。
- 市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は328（前年は348）となっており、そのうち町村の防災会議が293と89%を占めている。



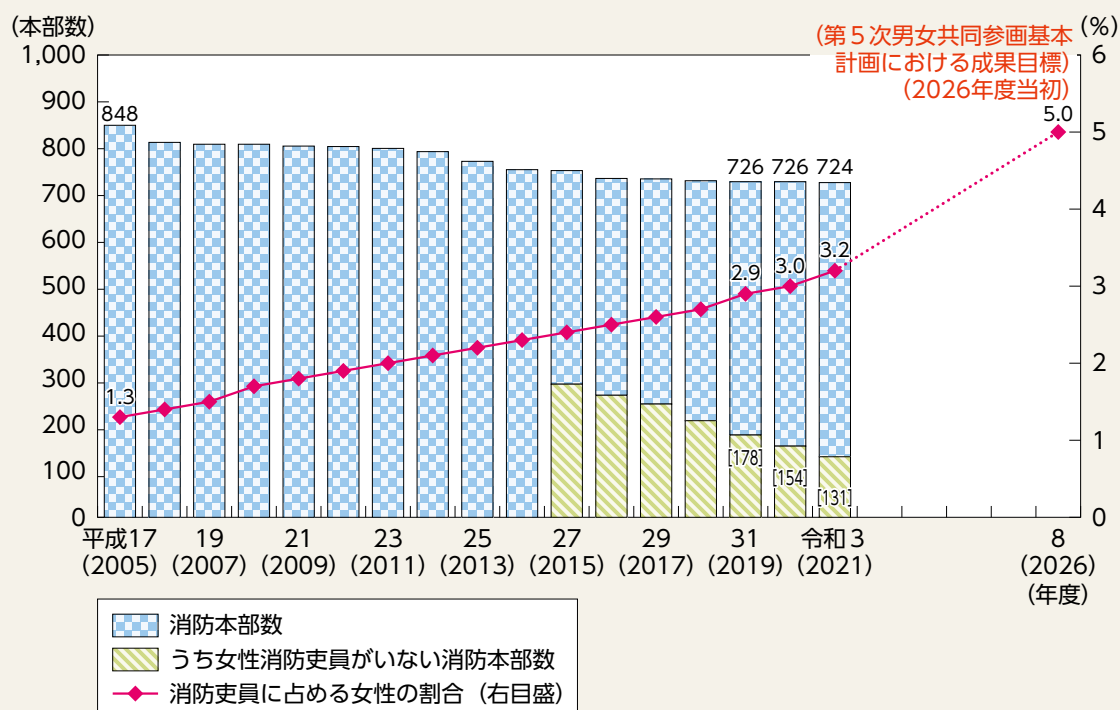
<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（令和3（2021）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県 (会議数) (%)	47 100	0 0.0	1 2.1	8 17.0	31 66.0	4 8.5	0 0.0	3 6.4	16.1
市区町村 (会議数) (%)	1,609 100	328 20.4	228 14.2	446 27.7	494 30.7	83 5.2	26 1.6	4 0.2	9.3
市区 (会議数) (%)	786 100	35 4.5	102 13.0	234 29.8	321 40.8	69 8.8	21 2.7	4 0.5	12.0
町村 (会議数) (%)	823 100	293 35.6	126 15.3	212 25.8	173 21.0	14 1.7	5 0.6	0 0.0	6.3

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

8-2 図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移

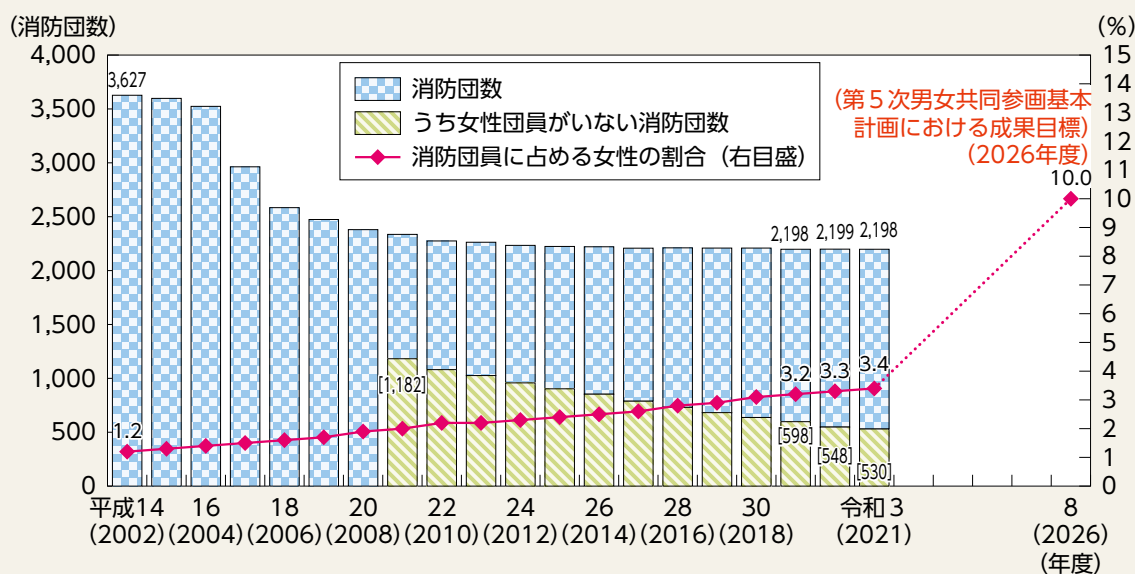
- 令和3(2021)年4月1日現在、消防吏員に占める女性の割合は3.2%(前年度比0.2%ポイント増)。
- 女性のいない消防本部数は131(前年は154)。



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
2. 各年度4月1日現在。

8-3 図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移

- 令和3(2021)年4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.4%(前年度比0.1%ポイント増)。
- 女性団員がいない消防団数は530(前年は548)。



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
2. 原則として各年度4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23(2011)年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24(2012)年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22(2010)年4月1日の数値で集計。

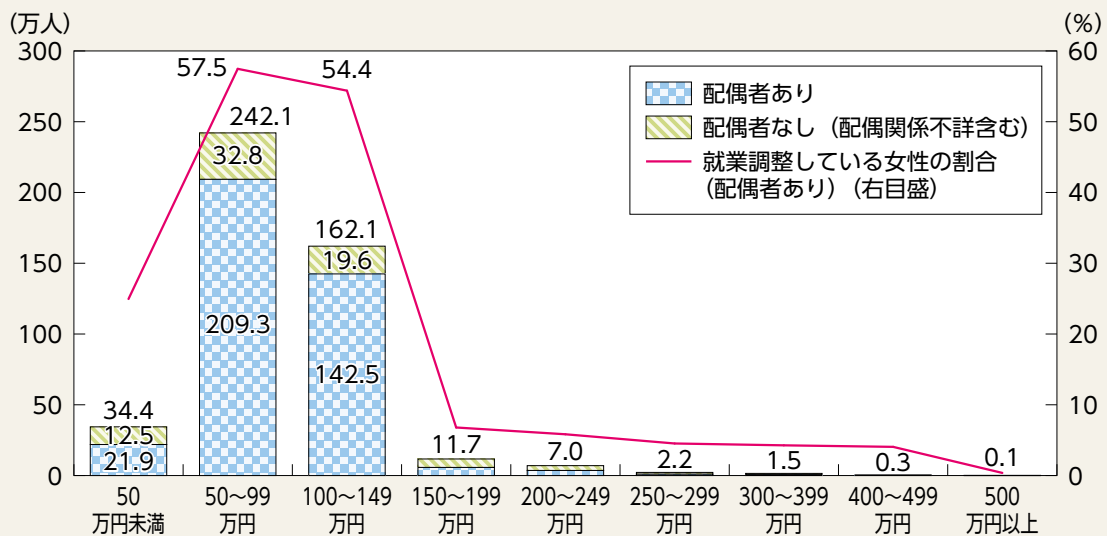
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

9-1 図 就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）

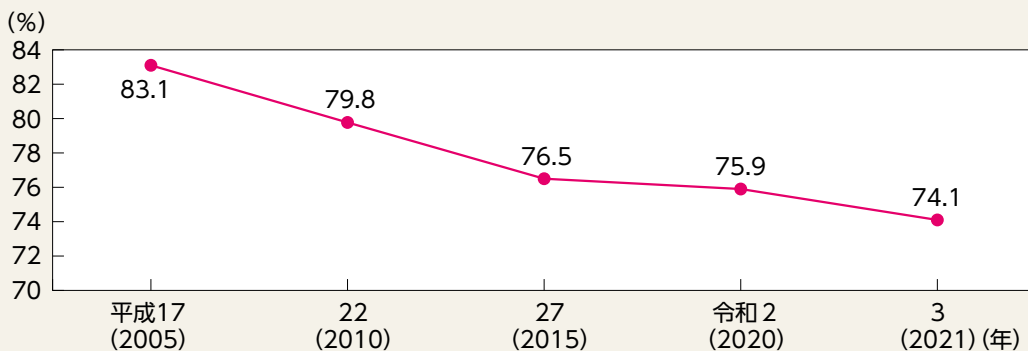
○有配偶の非正規雇用女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.4%が就業調整をしている。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

9-2 図 民間における家族手当制度がある事業所の割合

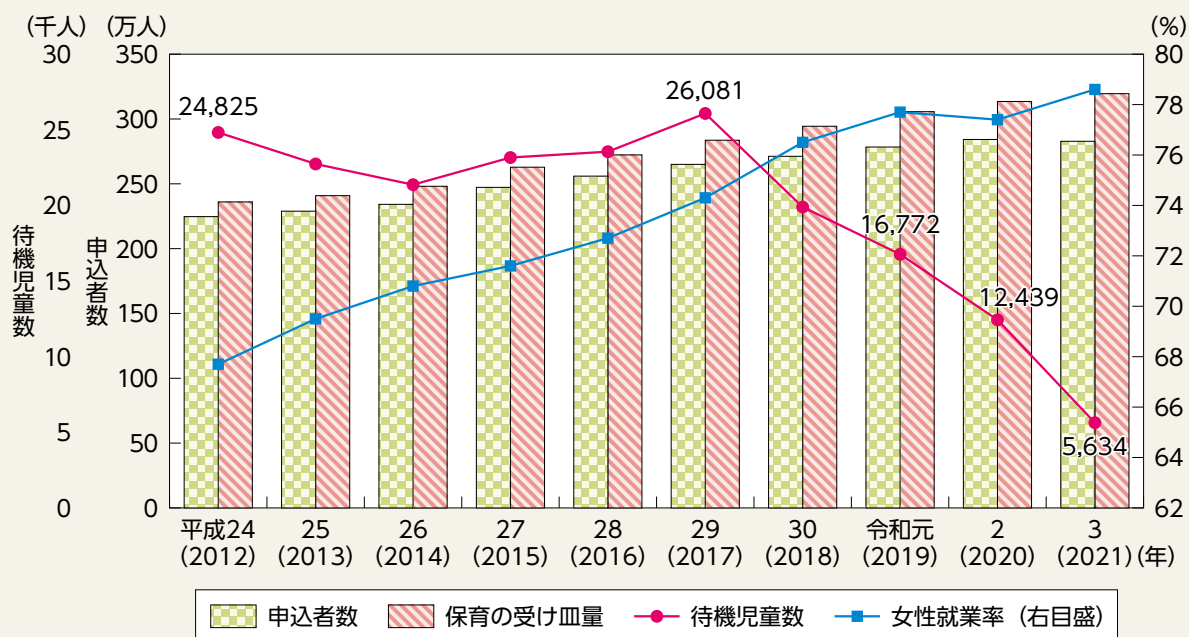
○家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として4分の3を占めている。



(備考) 人事院「職種別民間給与実態調査」より作成。

9-3 図 保育の申込者数、待機児童数の状況

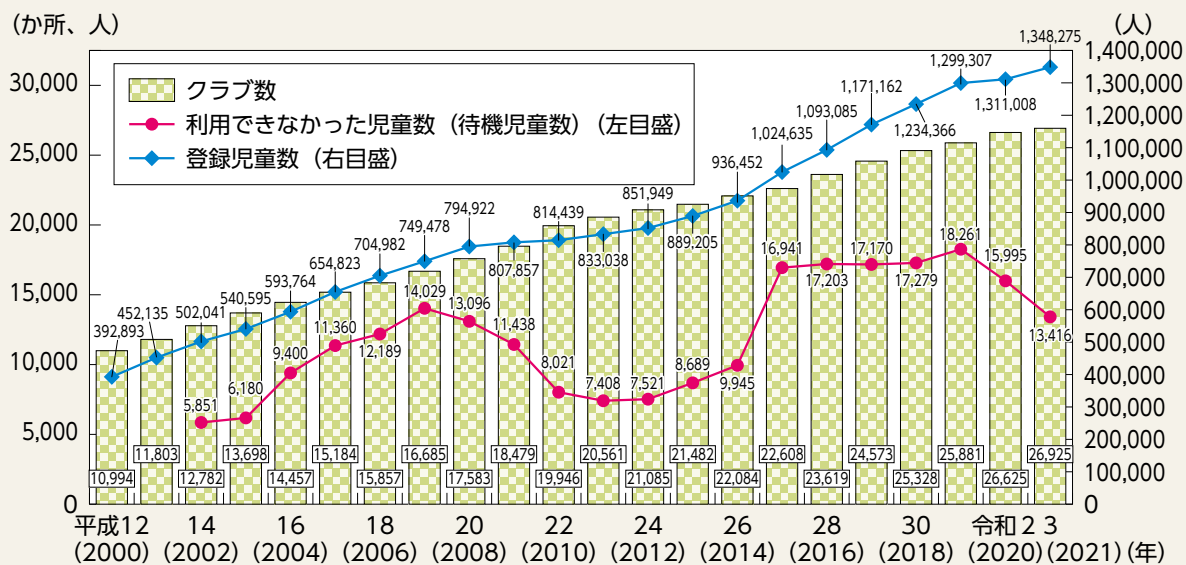
- 令和3（2021）年4月1日時点の待機児童数は5,634人で、前年に比べ6,805人減少。待機児童数は、4年連続で最少となった。
- 平成29（2017）年の26,081人から4年間で20,447人減少し、約5分の1になった。



(備考) 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査 (令和3 (2021) 年4月1日)」より作成。

9-4 図 放課後児童クラブの登録児童数の状況

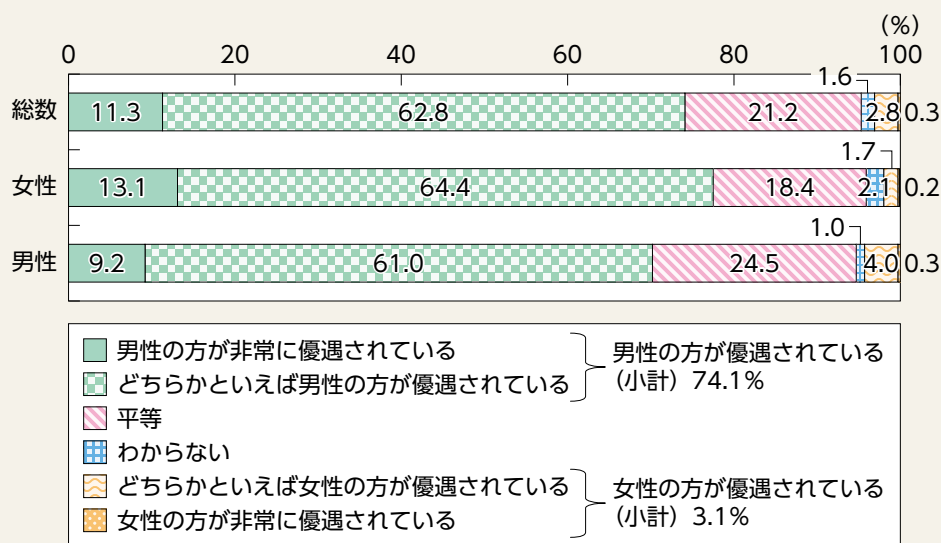
- 令和3（2021）年5月1日時点の放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は13,416人で、前年に比べ2,579人減少。
- 登録児童数は1,348,275人（対前年37,267人増）となり、過去最高値を更新。



(備考) 1. 厚生労働省「令和3年(2021年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より作成。
2. 各年5月1日現在。令和2(2020)年のみ7月1日現在。

10-1 図 日本の社会全体における男女の地位の平等感（令和元（2019）年）

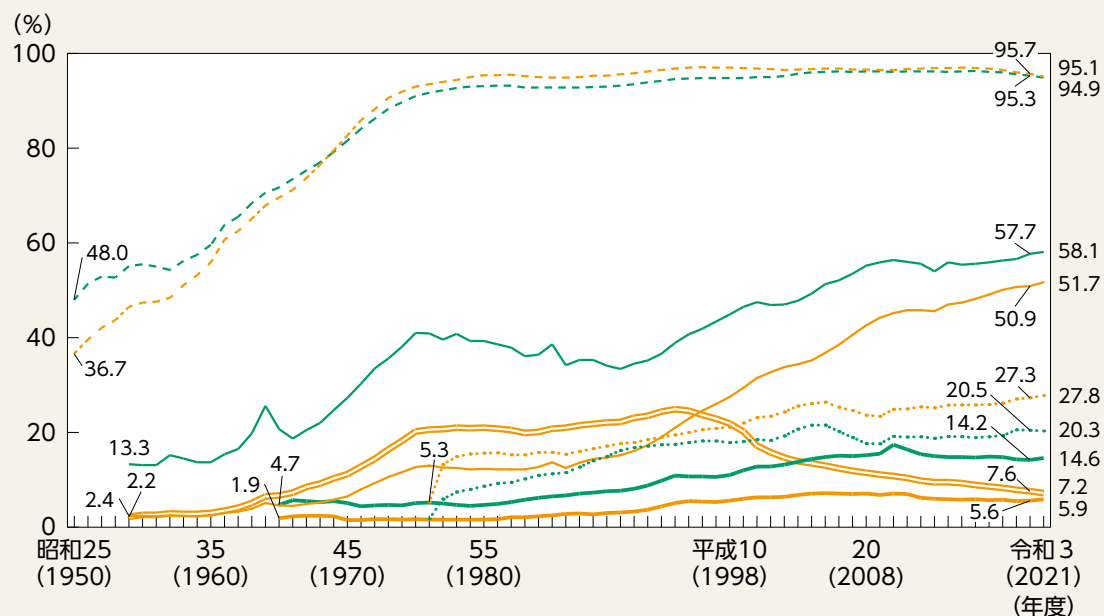
- 男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が21.2%、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が74.1%。
- 各分野については、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で61.2%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で46.5%、「家庭生活」で45.5%、「法律や制度の上」で39.7%、「職場」で30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で22.6%、「政治の場」で14.4%。
- 成果目標は、ほぼ全てを目標としつつ、当面50%（2025年まで）。



（備考）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元（2019）年）より作成。

10-2図 学校種類別進学率の推移

- 女子の大学（学部）進学率は長期的に見て上昇しており、令和3（2021）年度では51.7%となり、男子との差は6.4%ポイント。
- 大学院への進学率においては、令和3（2021）年度に女子は5.9%で男子と比較すると8.7%ポイント低い。

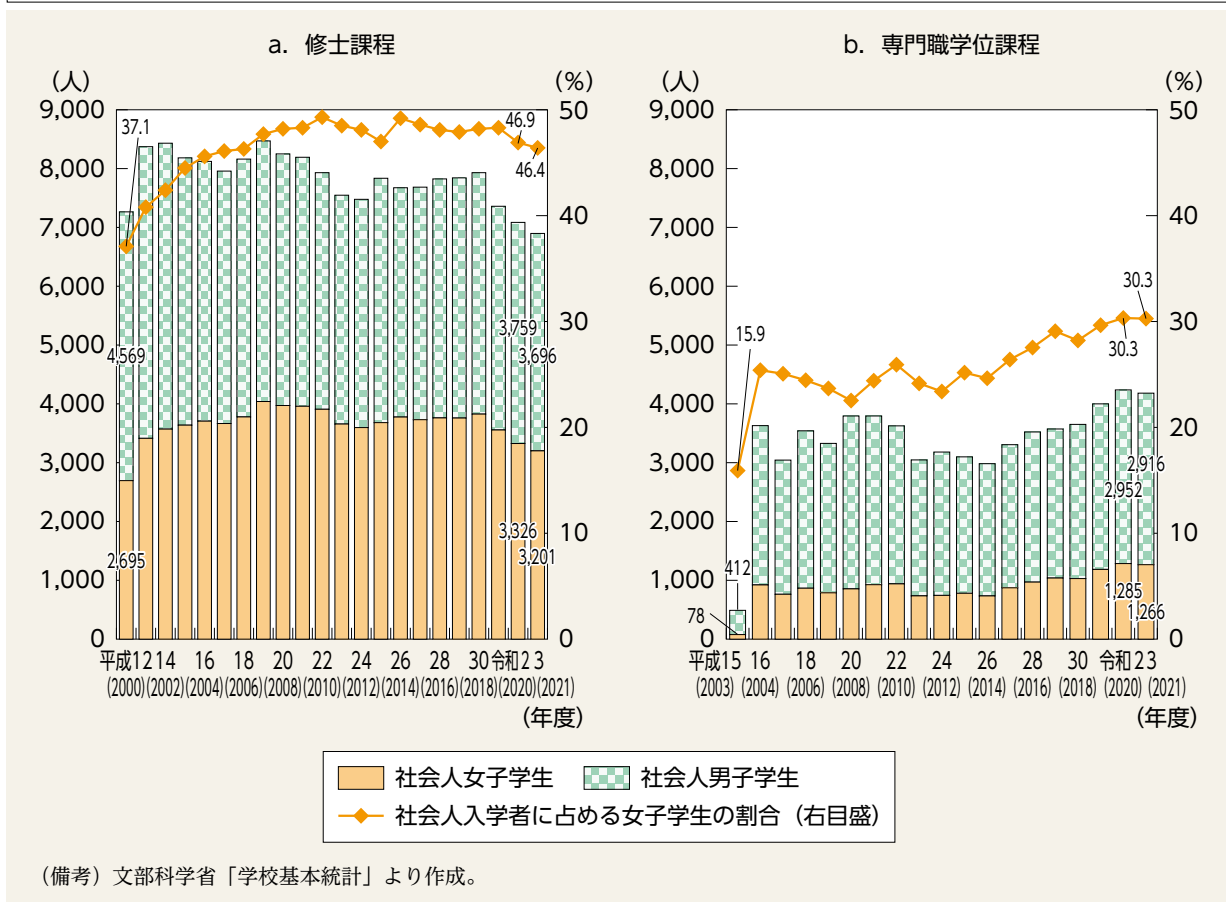


- 高等学校等（女子）
- 専修学校（専門課程，女子）
- 大学（学部，女子）
- 大学院（女子）
- 短期大学（本科，女子）
- 高等学校等（男子）
- 専修学校（専門課程，男子）
- 大学（学部，男子）
- 大学院（男子）

- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
3. 専修学校（専門課程）進学率は、「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は、「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
5. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業生数」×100により算出（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

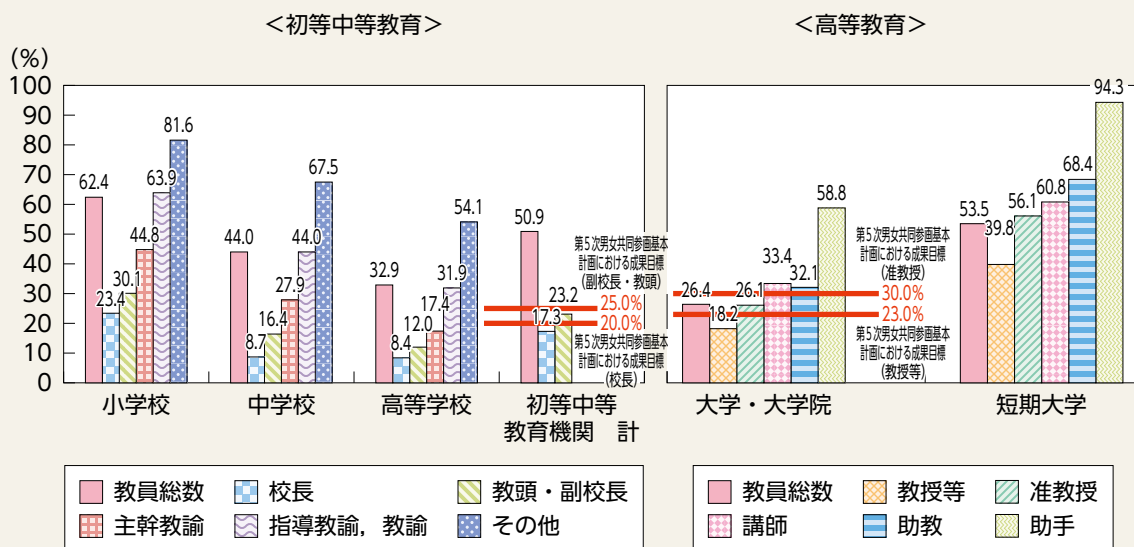
10-3 図 社会人大学院入学者数及び女子学生の割合の推移

- 修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合は、近年5割弱で推移。
- 専門職学位課程の社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程と比較すると低いですが、上昇傾向。



10-4 図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和3（2021）年度）

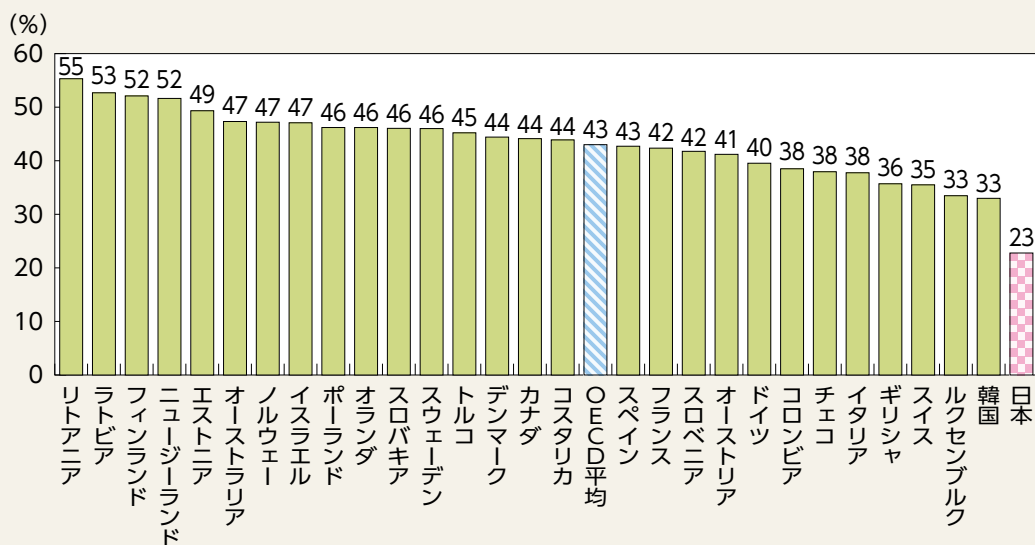
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また役職が上がるほど低くなる。
- 特に、校長に占める女性の割合は小学校で2割、中学校及び高等学校では1割未満。
- 高等教育機関の教授等に占める女性割合は2割未満。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和3(2021)年度)より作成。
2. 高等学校は、全日制及び定時制の値(通信制は除く)。
3. 「その他」は「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」及び「講師」の合計。
4. 高等教育の「教授等」は「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。
5. 「初等中等教育機関」は、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の合計。

10-5 図 大学等の教員に占める女性割合（国際比較）（令和元（2019）年）

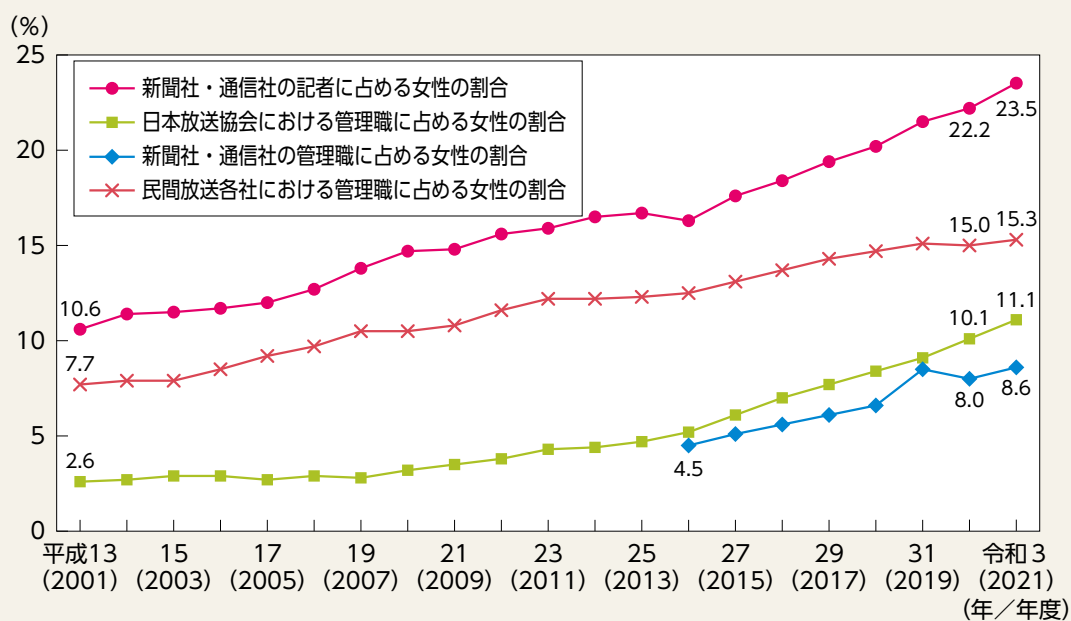
- 日本の大学等の教員に占める女性割合は、比較が可能なOECD加盟国の中で最も低い。
- 大学等の教員に占める女性割合のOECD加盟国の平均は約4割であり、3割を下回る国は日本のみである。



- (備考) 1. OECD「Education at a glance 2021」より作成。
2. 大学及び大学院相当の値。短期大学は含まない。
3. カナダは公立のみの値。

10-6 図 各種メディアにおける女性の割合の推移

- 新聞社・通信社の記者に占める女性の割合は年々増加。
- 管理職に占める割合についても、女性の割合は年々増加。
- 管理職を見ると、新聞社・通信社より放送各社の方が女性の割合が多い。



- (備考) 1. 一般社団法人日本新聞協会資料、日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
 2. 新聞社・通信社は各年4月1日現在、日本放送協会は各年度の値、民間放送各社は各年7月31日現在。
 3. 日本放送協会における管理職は、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）。なお、日本放送協会では平成28（2016）年から関連団体等への出向者を含む数値で公表。（平成28（2016）年は7.3%、29（2017）年は8.0%、30（2018）年は8.7%、令和元（2019）年は9.5%、令和2（2020）年は10.6%、令和3（2021）年は11.5%）また、平成25（2013）年までは専門職を含む値（専門職は平成25（2013）年で廃止）。
 4. 民間放送各社における管理職は、課長級以上の職で、現業役員を含む。

11-1表 GGI、GIIの国際比較

○GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は、スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表。0が完全不平等、1が完全平等を示しており、日本は156か国中120位。
○GII（ジェンダー不平等指数）は、国連開発計画（UNDP）が作成。0が完全平等、1が完全不平等を示しており、日本は162か国中24位。

① GGI 令和3（2021）年
（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
20	ラトビア	0.778
21	オーストリア	0.777
22	ポルトガル	0.775
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
29	デンマーク	0.768
30	米国	0.763
31	オランダ	0.762
34	メキシコ	0.757
41	スロベニア	0.741
46	エストニア	0.733
50	オーストラリア	0.731
55	ルクセンブルク	0.726
59	コロンビア	0.725
60	イスラエル	0.724
63	イタリア	0.721
70	チリ	0.716
75	ポーランド	0.713
77	スロバキア	0.712
78	チェコ	0.711
98	ギリシャ	0.689
99	ハンガリー	0.688
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
133	トルコ	0.638

② GII 令和元（2019）年
（ジェンダー不平等指数）

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
4	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
9	アイスランド	0.058
10	スロベニア	0.063
11	韓国	0.064
12	ルクセンブルク	0.065
14	オーストリア	0.069
14	イタリア	0.069
16	スペイン	0.070
17	ポルトガル	0.075
19	カナダ	0.080
20	ドイツ	0.084
21	エストニア	0.086
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097
26	イスラエル	0.109
28	ポーランド	0.115
29	ギリシャ	0.116
31	英国	0.118
33	ニュージーランド	0.123
34	リトアニア	0.124
36	チェコ	0.136
41	ラトビア	0.176
45	スロバキア	0.191
46	米国	0.204
51	ハンガリー	0.233
55	チリ	0.247
62	コスタリカ	0.288
68	トルコ	0.306
71	メキシコ	0.322
101	コロンビア	0.428

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

【政治分野】

- ・国会議員（下院）の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）】

- ・妊産婦死亡率
- ・思春期出生率（15～19歳の女性1,000人当たりの出生数）

【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】

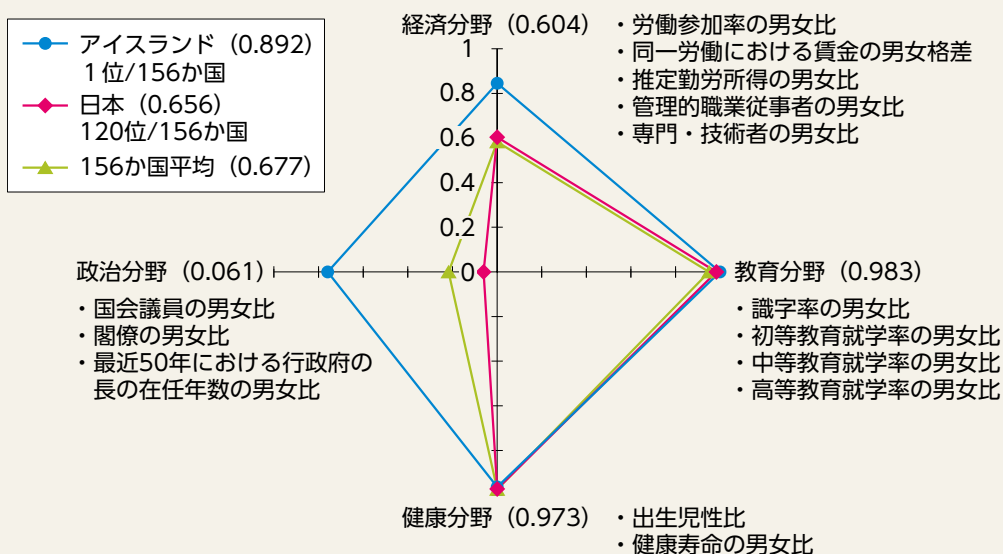
- ・労働参加率（男女別）

（備考）1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、GIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2020」より作成。

2. 測定可能な国数は、GGIは156か国、GIIは162か国。そのうち、上位5か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

11-2図 各分野におけるジェンダー・ギャップ指数

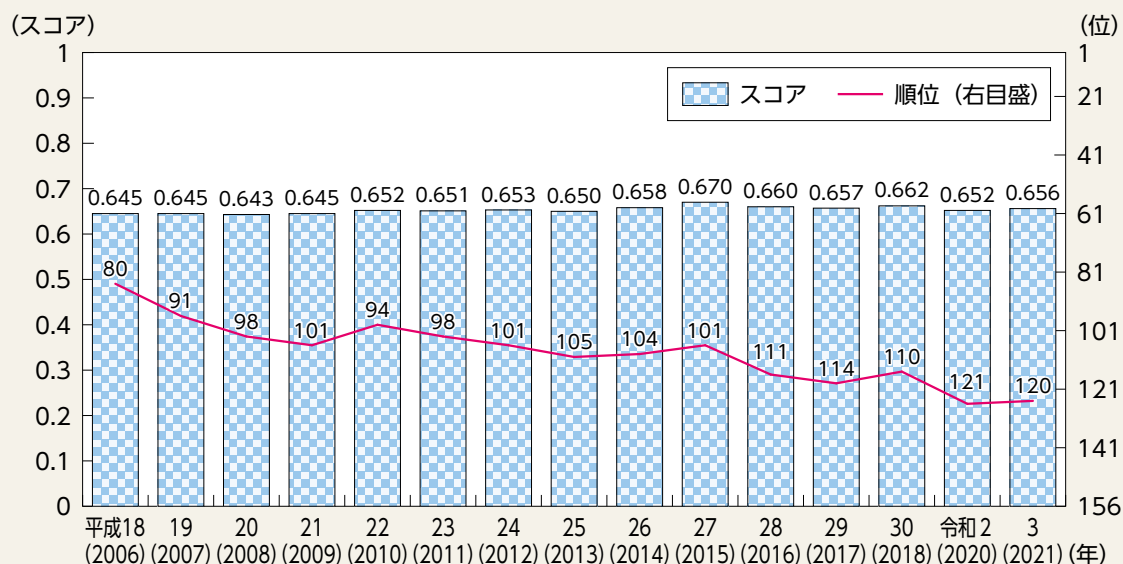
○日本は、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低くなっている。



(備考) 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」より作成。
分野別の順位 (156か国中)：経済 (117位)、教育 (92位)、健康 (65位)、政治 (147位)

11-3図 日本のジェンダー・ギャップ指数の推移

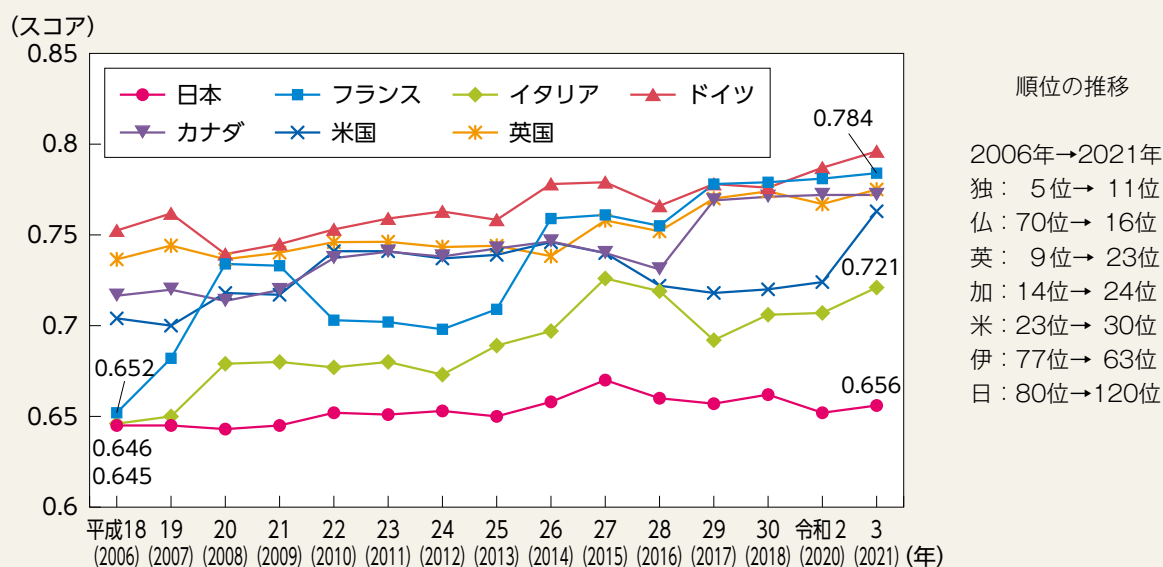
○平成18 (2006) 年にGGIが初めて公表された際の日本のスコアは、0.645で115か国中80位。その後スコアはほぼ横ばいとなっており、順位は下降。



(備考) 平成30 (2018) 年公表までは、公表年のレポート (平成30 (2018) 年公表分ならGGGR2018) が公表されていたが、令和元 (2019) 年公表分はGGGR2020となり、令和2 (2020) 年のインデックスとして公表されたため、年の数字が連続していない。

11-4図 G7各国のGGIスコアの推移

○G7各国のGGIの推移を見ると、平成18（2006）年に日本とほぼ同スコア・順位であったフランス（0.652・70位）やイタリア（0.646・77位）も、令和3（2021）年にはスコア・順位が上昇（フランス：0.784・16位、イタリア：0.721・63位）。



(備考) 平成30（2018）年公表までは、公表年のレポート（平成30（2018）年公表分ならGGGR2018）が公表されていたが、令和元（2019）年公表分はGGGR2020となり、令和2（2020）年のインデックスとして公表されたため、年の数字が連続していない。

2 男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策

第1部

令和3年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

令和3（2021）年6月10日に議員立法により、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が成立し、同月16日に公布・施行された。同法による改正により、政党は、候補者の数に関する目標設定に加え、新たに、候補者の選定方法の改善等に自主的に取り組むよう努めるものとされたほか、政治分野における男女共同参画の推進は、政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこととされ、また、国及び地方公共団体は、公職等としての活動と家庭生活との両立支援に係る取組等を積極的に進めることができる環境整備を行うとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止に資する研修の実施等の必要な施策を講ずることとされた。

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- 令和3（2021）年7月から8月にかけて、丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党に対し、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置きながら、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組等を実施するよう要請を行った。具体的な要請事項は以下のとおり。
 - ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めること。具体的には、同法第4条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組及び議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を実施すること

る法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めること。具体的には、同法第4条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組及び議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を実施すること

- ・ 政党内役員女性の割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組を実施すること 等あわせて、政治分野における男女共同参画の推進に関する各政党における取組状況や各政党の抱える課題を調査し公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 両立支援策を始めとした男女の議員が活躍しやすい環境整備について、令和3（2021）年10月に衆議院事務局及び参議院事務局に要請した。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について地方議員や全国議長会との意見交換を行った。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行った。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行った。【総務省】
- 内閣府では、出産・育児・介護等に伴う欠席事由の明文化や出産に係る産前・産後期間の具体的

な規定の有無など、各地方議会における議員活動と家庭生活との両立支援に係る会議規則の整備状況について、令和3（2021）年7月1日時点の状況を調査し、調査結果を公表した。【内閣府（男女共同参画局）】

- 内閣府では、令和3（2021）年度から、各地方議会におけるハラスメント防止研修の実施状況に加え、ハラスメント防止に関する規定の整備状況及び相談窓口の設置状況についても調査し、公表を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 内閣府では、令和3（2021）年10月から11月の1か月間、地方議員を対象にハラスメント事例の調査を行った上で、『令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材』等の作成に関する検討会』を令和4（2022）年1月から2月に計2回開催し、同検討会での議論を踏まえ、各議会等でハラスメント防止研修を実施する際に活用できる動画の研修教材を作成した。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進している。毎年、「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで公表している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行った。【総務省】

エ 人材の育成に資する取組

- 内閣府では、地方議会・地方公共団体における「女性のための政策参画講座」等の人材育成や、「オンライン委員会・オンライン会議」等の議員活動と家庭生活との両立に資する取組を含む取組を調査した上で、『令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材』等の作成に関する検討会』を令和4（2022）年1月から2月に計2回開催し、同検討会での議論を踏まえ、事例集を

作成した。

総務省では、男女が共同して政治に参画することの意義や政治分野における女性の参画状況等を含め、男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】

- 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行っている。【内閣府（男女共同参画局）】

第2節 司法分野

ア 検察官

- 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、法務省ホームページや検察庁パンフレットに女性検察官の活躍を掲載して、女性検察官の登用拡大に向けた取組を進めた。【法務省】
- また、子育て中の検察官の継続就業に向け、育児休業中の検察官に対して職務に関する情報提供を行い、育児休業中に実施された研修につき、復帰後に研修の機会を付与するほか、保育所確保のための早期内示の実施、勤務先周辺の保育所等に関する情報提供を行うなど、仕事と家庭の両立支援に関する取組を進めている。【法務省】

イ 法曹養成課程

- 法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、法科大学院の公的支援の取組の枠組や、ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を促進している。【文部科学省】

第3節 行政分野

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 国家公務員に関する取組

- 内閣官房内閣人事局及び各府省等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成

27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき策定した行動計画を活用し、また、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)及び同指針により各府省等が定める取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を積極的に推進している。また、各府省等において、数値目標を設定した事項の進捗状況及び取組の実施状況を公表している。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】

- 内閣府では、各府省等、衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局、国立国会図書館及び最高裁判所等の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。令和3(2021)年度は、新たに就職活動中の学生等に対してSNS等を通じた周知・広報を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 各府省等や大学等と連携し、より多くの女子学生等に公務を志望してもらうことを目的として、内閣官房内閣人事局においては、「女子学生霞が関インターンシップ」を1回、「国家公務員1DAY for Women」を1回、人事院においては、「女性のための公務研究セミナー」を1回、「女子学生のための国家公務員試験制度ガイダンス」を3回開催している。このほか、性別に関わりなく様々な切り口で公務への関心を高めてもらうことを目的として、内閣官房内閣人事局においては「国家公務員1DAY」を1回、「大学ガイダンス」を18回、「少人数座談会」を83回、「国家公務員の出身高等学校への派遣」を6回、人事院においては「WEB国家公務員セミナー」を10回、「技術×国家公務員仕事OPEN」を2回開催している。また、ツイッター、インスタグラム等のSNSやウェブサイトを積極的に活用し、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等について具体的で分かりやすい情報発信を行うなど、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動を行っている。さらに、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採

用・登用に取り組んでいる。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の登用拡大に向けて、職域の固定化を解消するなど積極的な職域の拡大、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備を進めている。また、出産・育児期等の前後又は育児期で時間制約があるような場合でも、本人の意向を考慮し、働く場所や時間の柔軟化を活用するなどして重要なポストを経験させ、登用につなげるなど、柔軟な人事管理やキャリア形成支援を進めている。

人事院においては、女性職員を対象とした研修の実施を通じて、相互啓発等による業務遂行能力の伸長、マネジメント能力開発、人的ネットワーク形成等の機会を付与した。また、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、本府省及び地方機関の人事管理・人材育成の責任を有する管理職の意識啓発を図った。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、キャリアパスにおける転勤の必要性について再検討を行い、育児、介護等がキャリアパスの支障にならないよう職員に対する十分な配慮を行うよう取り組んでいる。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づき、的確な勤務時間管理による超過勤務縮減や各種休暇の取得促進に取り組んでいる。また、テレワークやフレックスタイム制等を活用した働く時間と場所の柔軟化等の働き方改革を進め、仕事と生活の両立を図りながら活躍できる環境整備に取り組んでおり、令和3(2021)年8月には、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づくテレワーク推進計画を各府省等で策定し、各府省等は同計画に則り推進している。

人事院においては、現行のフレックスタイム制の柔軟化など、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について検討を行うため、令和4(2022)年1月から、有識者による研究会

を開催している。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、特に子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・育児休業を取得できるような環境の実現に向けて、組織の実情を踏まえて必要な工夫も加えつつ、管理職による本人の意向に沿った取得計画の作成、取得中の業務運営の確保、幹部職のリーダーシップ発揮、人事当局の積極的な関与、人事評価への反映等の育児休業等の取得に向けた取組を進めており、令和2(2020)年4月から6月までに子供が生まれた男性職員のうち99.0%が子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得し、取得者のうち88.8%が1か月以上の休暇・休業を取得している。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や行動変容を促すため、講師による講義とケーススタディを内容とするオンラインセミナーや全管理職向けのeラーニングの研修を実施している。【内閣官房、全府省】
- 内閣官房内閣人事局及び各府省では、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するため、マネジメントに係る行動の能力評価における重点的な評価や、業績評価におけるマネジメントに関する目標の設定・評価等の取組を進めているとともに、「国家公務員のためのマネジメントテキスト」の作成・配布、多面観察などの取組を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図っている。【内閣官房、全府省、(人事院)】
- 人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)、人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)、人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)等に基づき、ハラスメントの防止等の対策を講じている。

内閣官房内閣人事局及び各府省では、ハラスメントの防止等のための人事院規則等に基づき、研修やセミナー、ハラスメント防止週間における職員に対する一層の周知啓発、苦情相談体制の整備、

ハラスメントが生じた場合の被害職員の救済及び行為職員に対する厳正な処分等の迅速かつ適切な措置等を実施している。

人事院では、「国家公務員ハラスメント防止週間」(毎年12月4日から同月10日まで)を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催したほか、ハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、ハラスメント相談員を育成するセミナーを実施した。【内閣官房、全府省、(人事院)】

- 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。【内閣官房、全府省、(人事院)】
- 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進める。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

(イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大

- 内閣府では、毎年「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を実施し、各審議会等の女性委員の人数・比率について調査し、公表している。令和3(2021)年度からは、調査・公表を年2回に増やすとともに、委員等に占める女性の割合が40%未満の全ての審議会等について、その要因と目標達成に向けた今後の方策について所管府省に回答を求め、その内容を公表することとした。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】
- 審議会等委員の選任に際しては、各府省において、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請している。内閣府では、令和3(2021)年10月、衆議院事務局及び参議院事務局に対し、審議会等の委員等への指名に際して、第5次男女共同参画基本計画における国の審議会等委員等に占める女性の割合についての成果目標を踏まえた対応に係る要請を行った。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

- 内閣府では、毎年「独立行政法人等女性参画状況調査」を実施し、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役員や管理職に占める女性の割合等について調査し、公表している。各府省では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人の事業主行動計画の策定を支援するとともに、それぞれの機関の役員や管理職への女性の積極的な登用を推進するよう強く要請している。また、内閣府では、令和3（2021）年3月9日に開催したすべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議における総理指示を踏まえ、各府省が所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人等に対して女性の登用促進を要請した状況について取りまとめ、公表した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 地方公務員に関する取組

- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するよう依頼するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を行うため、テレワークの導入・実施に係る積極的な取組や、時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用等について、各団体に対し必要な助言を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を促進するため、国家公務員における取組や取得率が大きく上昇した団体の取組事例を各団体に対し周知し、更なる取組を推進している。【内閣府（男

女共同参画局）、総務省】

- 地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進するため、刊行物において、地方公共団体における先進事例を収集・周知しているほか、地方公共団体における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に取り組む団体における取組事例を収集・周知する冊子を作成している。【総務省】
- 令和3（2021）年度の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方公共団体における職員の通称又は旧姓使用に関する規定等の整備状況を調査し、公表した。また、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを推進している。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発の実施や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進している。あわせて、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、各地方公共団体における会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、制度の適切な運用について助言を行った。【総務省】
- 消防吏員の女性比率については、令和8（2026）年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費を支援した。また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生等を対象とした職業説明会の開催や消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的取組の支援に加え、ターゲットを明確にした採用PR広報等を展開するなどの取組を推進した。
警察では、男女共同参画に関する施策についての都道府県警察の幹部職員への教育を実施するなど、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できるような様々な取組を推進している。また、

令和8（2026）年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で12%程度とすることを目標として、各都道府県警察が、それぞれにおいて策定している計画等を踏まえ女性警察官の採用・登用の拡大に向けた取組を推進しており、令和3（2021）年4月1日現在で、その割合は10.6%となっているほか、女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、警察署長を始めとする幹部への登用も進んでいる。【警察庁、総務省】

（イ）地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

- 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第4節 経済分野

ア 企業における女性の参画拡大

- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性活躍についての取組を支援した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成

金を支給した。【厚生労働省】

- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。）に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3（2021）年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4（2022）年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「公共調達等実施要領」という。）を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

- 金融庁では、企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知を行った。また、女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきとする内容を盛り込んだコーポレートガバナンス・

コードの再改訂の公表を令和3（2021）年6月に行い、その内容に沿った取組を上場会社に促した。企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、金融審議会において有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行った。【金融庁】

- 内閣府では、有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努めている。令和3（2021）年度は、新たに、業種別に企業ごとの女性役員割合の分布状況を取りまとめ、公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性役員の登用が進んでいない要因について調査を行うとともに、女性役員の社内登用促進のため、社内取締役役に占める女性割合の高い企業に対し既存の人事慣行の見直し事例や人材育成等の取組事例の調査を行った。また、諸外国における企業役員等の女性比率の向上を目的としたクオータ制等の制度・施策等について、それらの導入経緯、内容等に関する調査を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営の推進では、令和2（2020）年度に策定した中堅・中小企業向けの「ダイバーシティ経営診断シートや手引き2.0行動ガイドライン」などのツールの周知セミナー、ワークショップ等を計7回開催し、延べ240名を超える参加者に対して各ツールの目的・使用方法などの普及を行った。【経済産業省】

イ 女性の能力の開発・発揮のための支援

- 「女性リーダー人材バンク」の管理運営を通じて、企業へ役員に登用可能な人材の情報を提供している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和3（2021）年11月に野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）出席の下、企業経営者や地方自治体の長等がオンライン上で一堂に会し意見交換を行うリーダーミーティングを開催した。また、令和4（2022）年1月、2月にはそれぞれ秋田県、愛知県にて地域シンポジウムを

開催し、各地方における企業経営者等に対し、会への参加を呼び掛けた。その他、好事例を掲載した冊子を作成し、参加者の取組の共有や、会の周知に使用した。【内閣府（男女共同参画局）】

- 女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPO等などの多様な主体による連携体制の下、女性活躍推進法の一部改正に伴い、一般事業主行動計画の策定について新たに義務対象となる中小企業の計画策定への支援など、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援した。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 女性起業家に対する支援等

- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2（2020）年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4（2022）年2月現在、260以上の機関が参画している。令和3（2021）年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4（2022）年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】
- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。【経済産業省】

第5節 専門・技術職、各種団体等

- 内閣府では、専門・技術職、経済団体、労働組合、職能団体（日本医師会、日本弁護士連合会等）

など、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。【内閣府（男女共同参画局）】

第2分野

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節 ワーク・ライフ・バランス等の実現

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

- 法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化を行っている。【厚生労働省】
- 年次有給休暇の取得促進のため、10月の「年次有給休暇取得促進期間」及び夏季、年末年始、ゴールデンウィークの連続した休暇を取得しやすい時季に合わせて集中的な広報等を実施し、機運の醸成を図っている。【厚生労働省】
- 勤務間インターバル制度について、新たに周知リーフレットを作成し導入促進を促すとともに、職種・業種等の特性を踏まえた、導入マニュアルの作成・周知や好事例の周知、助成金の活用等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
- 労働時間等の設定に関する特別措置法（平成4年法律第90号）について、パンフレットを用いて周知を図り、労使の自主的な働き方の見直しを促進している。【厚生労働省】
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月閣議決定）を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保等、職場における健康確保対策を推進している。【厚生労働省】
- 改正された女性活躍推進法等に基づき、①職業生活に関する機会の提供と②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の両面からの目

標設定や、情報公表を促進している。【厚生労働省】

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。【厚生労働省】

イ 多様で柔軟な働き方の実現

- 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。
 - ・ 男性の育児休業の取得を促進するため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正を令和3（2021）年6月に行ったところであり、その円滑な施行を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合であっても、その月の社会保険料を免除することを内容とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により健康保険法等の改正を行った（令和4（2022）年10月施行予定）。【厚生労働省】
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。【厚生労働省】

- 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成金を支給している。【厚生労働省】
 - 時間単位の年次有給休暇制度について、周知リーフレットの配布、働き方・休み方改善ポータルサイトでの導入事例の掲載、助成金の活用等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
 - 労働者一人一人のライフステージに応じ、勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入促進に向けたセミナーのWeb開催、支援員による導入支援の実施や「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」への企業の好事例掲載等により、周知を図っている。【厚生労働省】
 - 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進や、中小企業への導入促進に向けて、テレワーク導入経費の助成や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進している。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - 転職に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転職に関する雇用管理のポイントを整理した「転職に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を通じて、労働者の仕事と家庭生活の両立の推進を図っている。【厚生労働省】
 - 勤務地を指定した働き方を選択し、正社員としてのキャリアを継続できる「勤務地限定正社員」を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面による確認が確実に行われるよう、勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策について検討している。【厚生労働省】
 - 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアルの周知、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、実際に利用させた中小企業事業主に対する助成等を通じ、その導入に取り組む事業主を支援し不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進している。【厚生労働省】
- 労働省】
- 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に資する地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行った。【厚生労働省、経済産業省】
- 先進企業の経営者からダイバーシティ推進に対する考えや取組、今後の課題等について話を聞くとともに、事例紹介を通じて、ダイバーシティ・マネジメントに対する理解を深めるため企業の管理職等を対象とした「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」を日本経済団体連合会と共催するなど、企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促すため、経営者・管理者向けセミナーを開催した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 「少子化対策地域評価ツール」の活用促進等により、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進する。【内閣官房】
- 令和3（2021）年6月、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めている数値目標の期限が令和2（2020）年であることを機に、数値目標のこれまでの動向や、政労使の取組、仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員の提言等を取りまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書 -2007~2020-」を公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 保育サービスの利用の事務手続や入園・入学の準備、日常的な対応（通園時の紙おむつへの記名や使用済み紙おむつの持ち帰り、日々の連絡帳への記入等）が、子育て世帯が仕事と子育てを両立するに当たり、負担になっている等の声がある現状を受け、仕事と子育ての両立を阻害したり、父親の育児参画を阻んだりする身近な慣行等について、事例の収集・分析を行った。【内閣府（男女共同参画局）】

- 企業・団体の経営者・管理職・担当者や仕事と生活の調和に取り組むすべての人が取組にいかせるよう、仕事と生活の調和に関するメールマガジン「カエル！ジャパン通信」を配信し、好事例の情報提供を行った。また、読者に対しアンケート調査を実施し、内容の充実・強化を図った。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱いや、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進している。【厚生労働省】
- 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進している。【金融庁、厚生労働省】
- 「男女共同参画週間」などの啓発活動や表彰の実施を通じて、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画等に関する社会的な機運の醸成を図った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、厚生労働省】
- 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【国土交通省】
- 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親共に参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援している。【厚生労働省】
- 関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して、配偶者の出産直後の子育てを目的とした休暇取得の促進を図る理念に賛同する企業とも協力して、さんきゅうパパロゴマークを利用した広報啓発等を実施するとともに、子育て応援コンソーシアムにおいて企業の取組事例を取り上げた。【内閣府】
- 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備され

るよう、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が仕事と介護の両立に関する制度等の知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修の実施等により、介護支援専門員や、家族を介護する労働者等に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組んでいる。【厚生労働省】

エ 女性の就業継続に向けた人材育成

- 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援している。【厚生労働省】
- 労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリア形成サポートセンターの整備などを通じ、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードを活用しながら、労働者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる環境を整備している。【厚生労働省】

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

- 法違反があった場合には是正指導を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保に取り組み、事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保することとしている。【厚生労働省】
- コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないようコース別雇用管理についての指針や間接差別の範囲を定めた省令の周知徹底を図っている。【厚生労働省】
- 男女雇用機会均等法等の関係法令や、制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に周知するとともに、学校等の教育機関においても、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科等において、男女の平等や相互の協力、男

女が共同して社会に参画することの重要性等について指導するなど、その制度等の趣旨の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】

- 男女雇用機会均等に関する労使紛争については、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図っている。【厚生労働省】
- 固定的な性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、改正された女性活躍推進法の施行後5年の見直しを積極的に検討している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

イ 男女間の賃金格差の解消

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、男女間の賃金格差の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、えるばし・プラチナえるばし認定の取得促進等の取組を推進している。【厚生労働省】

ウ 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止等

- 企業におけるハラスメント防止措置の推進を図るため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、改正された男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るほか、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発を行っている。【厚生労働省】
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びそれらに基づく指針の履行確保に取り組んでいる。【厚生労働省】
- フリーダイヤルやメールによるハラスメント被害者等からの相談対応事業を実施している。【厚生労働省】
- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、学生の就職・採用活動開始時期等に関する実態調査を実施した。改正された男女雇用機会均等法に基づく指針で示した望まし

い取組の周知啓発や、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応している。

また、大学等の対応事例について、学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行った。

【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- 性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。【厚生労働省】

第3節

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性活躍についての取組を支援した。（再掲）【内閣官房、内閣府（男女共同参画局）、総務省、厚生労働省】
- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成金を支給した。（再掲）【厚生労働省】
- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うと

きは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3（2021）年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4（2022）年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、公共調達等実施要領を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

- 金融庁では、企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知を行った。また、女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきとする内容を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの再改訂の公表を令和3（2021）年6月に行い、その内容に沿った取組を上場会社に促した。企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、金融審議会において有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行った。（再掲）【金融庁】
- 内閣府では、有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう努めている。令和3（2021）年度は、新たに、業種別に企業ごとの女性役員割合の分布状況を取りまとめ、公表した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】

- 女性役員の登用が進んでいない要因について調査を行うとともに、女性役員の社内登用促進のため、社内取締役に占める女性割合の高い企業に対し既存の人事慣行の見直し事例や人材育成等の取組事例の調査を行った。また、諸外国における企業役員等の女性比率の向上を目的としたクオータ制等の制度・施策等について、それらの導入経緯、内容等に関する調査を行った。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性の就業支援に向けた研修等が効果的に実施されるよう、女性関連施設等の職員を対象として1,310件の相談対応や62件の講師派遣を実施した。【厚生労働省】
- ライフプランに応じた上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングやスポンサーリングを含むキャリア形成支援プログラムの開発・実施、女性管理職のネットワークの構築、経営者・管理職向けのセミナーの開催等の取組を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進している。【厚生労働省、国土交通省】
- 観光庁では、観光産業における人材の確保と定着に向けて、女性活躍推進のモデル事業を実施し、子育てしながら働きやすい観光地域づくりを支援した。【国土交通省】

第4節

非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進

- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、令和2（2020）年4月に施行された短時

- 間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び改正された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく報告徴収等により、同法の着実な履行確保を図っている。【厚生労働省】
- 生産性の向上等に取り組む中小企業への支援強化や、下請取引の適正化など、賃上げしやすい環境整備に一層取り組みつつ、最低賃金について、継続的な引上げを図っており、令和3（2021）年度は、全国加重平均で28円引上げ、930円となった【厚生労働省、経済産業省】
 - キャリアアップ助成金の活用促進等により非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を推進している。【厚生労働省】
 - 非正規雇用労働者の能力開発を図り、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを推進している。また、キャリア形成サポートセンター事業等を通じてキャリアコンサルティング機会の充実に取り組んでいる。さらに、公的職業訓練について、地域における産業の動向やニーズを踏まえて訓練の内容を見直し、必要な訓練を実施した。【厚生労働省】
 - 正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、公募した研修生等に対し職務分析・職務評価の意義や手法について研修を実施し、企業に対し適切な助言を行うことができる専門家を育成した。【厚生労働省】
 - 企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30（2018）年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による個別相談支援やセミナー等を引き続き実施している。【厚生労働省】
- ### イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進
- 有期契約労働者について、労働契約法（平成19年法律第128号）に規定されている無期労働契約への転換（無期転換ルール）等の更なる周知徹底を図っている。【厚生労働省】
 - 派遣労働者について、労働者派遣法に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との不合理な待遇差の解消を図るとともに、正規雇用労働者化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置等を通じた一層の雇用の安定と保護等を図っている。【厚生労働省】
 - 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を図っている。【厚生労働省】
 - 令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】
 - 国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29（2017）年5月に、平成30（2018）年度以降、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与の支給を開始すること等について各府省等間で申し合わせたが、当該申合せに沿って各府省において取組を行った結果、着実に処遇改善が進んできている。
人事院では、令和3（2021）年7月に、国の行政機関で働く非常勤職員の給与に関する指針を改正し、常勤職員と職務、勤務形態等が類似する非常勤職員の特別給に相当する給与については、常勤職員に係る支給月数を基礎として支給するよう努めることとした。
総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための改正法（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号））の施行（令和2（2020）年4月1日）により、各地方公共団体で導入された会計年度任用職員制度について、施行状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、制度の適切な運用について助言を行った。
また、国の行政機関で働く非常勤職員の休暇・休業について、人事院では、令和3（2021）年12月に、不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇をいずれも有給で新設するとともに産前休暇及び産後休暇を有給化するための改正人事院規則等

を公布・発出し（令和4（2022）年1月施行）、同年2月には、育児休業・介護休暇等の取得要件を緩和するための改正人事院規則等を公布・発出した（同年4月施行）。

地方公共団体に働く会計年度任用職員の休暇・休業について、国家公務員と同様に制度の措置が行われるよう、総務省から各地方公共団体に対して通知を発出した。【内閣官房、総務省、（人事院）】

第5節

再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

ア 再就職等に向けた支援

- 厚生労働省では、子育て中の女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。また、公的職業訓練において、介護分野や医療事務分野など多くの女性が活躍している分野での訓練コースの設定、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコースの設定、子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コースや短時間の訓練コースによる支援等を実施している。【厚生労働省】
- 多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

イ 起業に向けた支援等

- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。（再掲）【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2（2020）年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4（2022）年2月現在、260以上の機

関が参画している。令和3（2021）年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4（2022）年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】

- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。（再掲）【経済産業省】

ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

- 商工業等の自営業も含む小規模事業者の実態の把握及び課題抽出に努めている。【経済産業省】
- 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図っている。【厚生労働省】
- フリーランスについて、多様な働き方の拡大、高齢者雇用の拡大などの観点からも、これを安心して選択できる環境を整えるため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」について、周知・活用を図るとともに、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に基づく執行体制の充実を図っている。
また、令和2（2020）年11月から、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置しており、丁寧な相談対応を行っ

ている。

さらに、労働者災害補償保険の活用を図るための特別加入制度について、令和3（2021）年4月1日より対象範囲の一部拡大を行い、引き続き

要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行っている。【内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省】

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第1節

地方創生のために重要な女性の活躍推進

ア 地方の企業における女性の参画拡大

- 地域女性活躍推進交付金により、多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材、管理職・役員の育成など女性活躍の取組や、様々な課題・困難を抱える女性への支援に加えて、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援ができるよう新たに「つながりサポート型」の事業の実施を可能とし、地方公共団体が、民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を支援した。また、各地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかけた。なお、地域女性活躍推進交付金による事業の採択を行うに当たり、有識者で構成される選定審査委員会を令和3年度は5回開催し、交付を決定した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援している。【内閣官房、内閣府】

- 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について地方創生推進交付金を活用して支援した。【内閣官房、内閣府】
- 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。（再掲）【経済産業省】
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和3（2021）年11月に野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）出席の下、企業経営者や地方自治体の長等がオンライン上で一堂に会し意見交換を行うリーダーミーティングを開催した。また、令和4（2022）年1月、2月にはそれぞれ秋田県、愛知県において地域シンポジウムを開催し、各地方における企業経営者等に対し、会への参加を呼び掛けた。さらに、好事例を掲載した冊子を作成し、参加者の取組の共有や、会の周知に使用した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、新たに義務付けられる中小企業等に対して説明会への講師派遣や個別企業訪問により、女性

活躍についての取組を支援した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】

- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に適切な取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成金を支給した。(再掲)【厚生労働省】
- 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。
内閣府では、毎年度、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を実施した調達の件数や金額等を調査し、公表している。令和3(2021)年度は初めて、国の各機関の個々の調達における加点の適用状況やワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札状況等について大規模な実態調査を実施し、その結果を令和4(2022)年3月に男女共同参画会議の下に置かれた第13回計画実行・監視専門調査会へ報告した。また、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて、公共調達等実施要領を改正し、国の各機関等に対し、本取組の全面的な実施や、加点割合の引上げ等、取組の更なる推進を要請した。さらに、努力義務となっている地方公共団体に対しても、国の取組に準じた施策の積極的な実施を要請した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- 「女性リーダー人材バンク」の管理運営を通じて、企業へ役員に登用可能な人材の情報を提供している。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- 建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の

就業及び定着を促進している。(再掲)【厚生労働省、国土交通省】

- 観光庁では、観光分野における女性活躍推進に向けて、その重要性について啓発活動を行うとともに、観光産業における人材の確保と定着に向けた、モデル事業を実施し、女性活躍推進にかかる取組を含めた事例集を作成し、ノウハウ等を全国へ展開した。(再掲)【国土交通省】
- 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。(再掲)【経済産業省】
- 女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして令和2(2020)年に設立した「わたしの起業応援団」は、令和4(2022)年2月現在、260以上の機関が参画している。令和3(2021)年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。女性起業家に対する多角的な支援を実施するとともに、支援提供機関にとっても、アドバイザーからの助言やハンズオン支援を通じた支援ノウハウの共有により、スキル向上、連携強化を図った。本事業により培われたノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用を予定している。令和4(2022)年2月には第2回関係者連絡会議を実施した。また、支援者の育成のための研修等も実施した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、経済産業省】

イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現

- 各地方公共団体において、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちのにぎわいなどの要素による地域特性の「見える化」等を通じて、具体的な取組を分野横断的に検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用を促進すること等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、地域の実情に応じて行われる地方公共団体の取組への支援策も活用しながら、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進している。【内閣官房】

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。(再掲)【厚生労働省】
- 多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の実践を促進している。
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。(再掲)【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進や、中小企業への導入促進に向けて、テレワーク導入経費の助成や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進している。(再掲)【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に資する地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行った。(再掲)【厚生労働省、経済産業省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について地方議員や全国議長会との意見交換を行った。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行った。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行った。(再掲)【総務省】
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するよう依頼するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での更なる「見える化」を行っている。(再掲)【内閣府（男女共同参画局）、総務省】

エ 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消

- 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、調査研究を行い、公表した。また、これに基づき、チェックシート・事例集を作成し、公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した性別による固定的役割分担に捉われないフリーイラスト素材を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで提供を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 「男女共同参画週間」では、地方公共団体の具体的な男女共同参画週間の取組の掲載や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っている。【内閣府（男女共同参画局）】

第2節

農林水産業における男女共同参画の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- 地方公共団体、農林水産団体等に対する令和3(2021)年8月の通知発出等を行い、地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進している。また、農林水産省として、全国約2,000箇所の地方公共団体、農林水産団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働きかけを行っている。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、農林水産省】
- 農場現場の方針策定に参加する女性を増やすため、農業委員、農業協同組合役員等に必要な知識やスキル習得を支援している。【農林水産省】
- 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置

を設けた融資の内容を、農林水産省ホームページに掲載し幅広く周知することにより、役員等への女性登用を促進している。【農林水産省】

- 女性農業者のネットワークづくりなどに関する好事例を展開するとともに、その取組や経験を継承していくための世代間交流を促進している。【農林水産省】
- 地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、女性グループ活動の活性化に向けて、組織力・経営力向上のための研修会を支援している。【農林水産省】
- 人・農地プランの作成・実行に向けた地域の話し合い等の取組における女性農業者の参画を推進している。【農林水産省】
- 林業や山村地域の活性化を促進するため、森林資源をいかした起業活動に意欲のある女性林業従事者等を対象として、事業開発に関するワークショップを9回実施し、9名の女性起業家を育成している。【農林水産省】
- 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を推進している。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- 認定農業者制度において夫婦での共同申請が可能であることをホームページやチラシ等で改めてPRするとともに、農業経営改善計画の新規認定及び更新を希望する申請者に対し、認定を行う市町村等において夫婦での共同申請を提案することとし、女性の農業経営への参画を推進している。【農林水産省】
- 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作っている。【農林水産省】
- 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進している。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進するため、対象となる資金の内容を農林水産省ホームページに掲

載し幅広く周知している。【農林水産省】

- 女性の活躍推進に取り組む優良経営体(WAP: Women's Active Participation in Agriculture)や女性農林漁業者の活躍の事例の普及を推進している。【農林水産省】
- 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援している。【農林水産省】
- 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援している。【農林水産省】
- 女性農業者へ農業者年金のPRを積極的に実施することにより、令和3(2021)年度に842人の新規加入を得ている。【農林水産省】
- 女性の農業体験・研修の受入体制づくりに向けたマニュアル作成、研修会の開催、労働時間の管理、休日・休憩の確保、託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進している。また、農林水産業で働く女性にとっても扱いやすく、かつ高性能な機械の開発や普及など、スマート農林水産業の推進を行っている。【農林水産省】
- 子育て世代の女性農業者の育児の負担を軽減するため、託児・農作業を地域で一体的にサポートする体制づくりを支援している。【農林水産省】
- 女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を取りまとめ、令和3(2021)年11月に農林水産省ホームページに掲載し幅広く周知している。【農林水産省】

第3節 地域活動における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地域の防災活動で活躍する女性リーダーを対象としたワークショップを開催し、女性が防災活動を行うに当たっての課題を抽出した。また、地域の防災に取り組む主体となる地方

公共団体、自主防災組織、自治会・町内会等に対し、防災活動に女性が参画するための取組についてヒアリングを実施し、好事例の収集を行った。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

○ 内閣府では、自治会・町内会等へのヒアリング等を踏まえ、女性防災リーダーの育成を含め、女性が地域の防災活動で活躍するための取組事例・ノウハウ集を作成した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

第4分野

科学技術・学術における男女共同参画の推進

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- 独立行政法人のうち国立研究開発法人における役員や管理職に占める女性比率を調査し、公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 文部科学省では、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）に基づき、計画に掲げられた大学における女性研究者の新規採用割合に関する数値目標（2025年度までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%）の達成に向けた取組を産学官の総力を結集して推進している。また、研究等とライフイベントの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を促進している。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省、関係府省】
- 男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省科学技術・学術政策局を交えて、研究者等の女性活躍推進を議題に議論を行ったほか、科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合においても同様の議題について議論を行

うなど、連携を強化し施策を推進した。「統合イノベーション戦略2021」（令和3年6月閣議決定）において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた具体的な取組を明記した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

- 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大している。【内閣府、文部科学省】
- 日本学術会議において、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査等を行った。【内閣府】
- 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省、文部科学省、関係府省】

イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

- 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、国立研究開発法人管轄府庁を通じて要請した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】
- 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上

に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用及び各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進している。

内閣府では、科学技術・学術分野で活躍する女性ロールモデル情報を、ウェブサイト「理工チャレンジ（リコチャレ）～女子中高生・女子学生の理工系分野への選択～」(以下「理工チャレンジホームページ」という。)及びオンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2021」サイトへ掲載し、周知した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】

- 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材をいかした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】
- 男女双方に対する研究と出産・育児・介護等との両立支援や、女性研究者の研究力向上及びリーダー経験の機会の付与、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する、ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援している。【文部科学省】
- 内閣府では、女子生徒等の理工系分野進路選択における地域性の影響についての調査研究を実施し、地域によって異なる進路選択の実態の把握及び進路選択に影響を与える要因と地域性の関係について分析を行った。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

- 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施の促進を検討している。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を評価する方法の検討を進めている。【内閣府、文部科学省、関係府省】

- 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、採択条件に、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する方法の検討を進めている。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- 多様な価値観を持つ評価者の育成や配置、研究現場における性別役割分担など固定観念の打破、性別や年齢による差別がない人事運用や優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用等の促進を検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】

第3節

男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備

ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- 厚生労働省では、大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した勤務形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など、延長保育の実施等を促進している。【文部科学省、厚生労働省】
- 文部科学省では、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」を実施している。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性研究者の研究環境整備や研究力向上に取り組む機関の連携を図り、他機関への普及・展開を行う全国ネットワークの構築、海外事例の調査分析等を踏まえた支援方策の検討や、女性教員比率等ダイバーシティ環境情勢の状況に応じた国立大学の運営費交付金の配分を行っている。加えて、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省、厚生労働省では、子育て中の研究者の多様な保育ニーズに対応できる学内の保育施設やサポート制度等の充実を促進している。育児・介護等により研究から一時的に離脱せざるを得ない

場合において、研究期間の延長や中断後の研究再開を認める等、ライフイベントが発生しても研究を継続できるよう競争的研究費制度の取組の促進について検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】

- 若手研究者のポスト拡大に向けた施策や、若手研究者向けの研究費等の採択において、育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件となるよう促す競争的研究費制度の取組の促進について検討している。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員(RPD)事業」では、博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援している。【文部科学省】

イ 大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントの防止

- 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。【文部科学省】

第4節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- 内閣府及び文部科学省では、Society 5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の人材育成を強化するため、オンラインシンポジウム「進路で人生どうかわる？理系で広がる私の未来2021」を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、経済産業省、デジタル庁】

- スーパーサイエンスハイスクールの充実等、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高めた。国立研究開発法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、大学や民間企業等の女性研究者・技術者を始めとした科学技術分野を背景に持った社会人や理系分野で学ぶ大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・出前授業の実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。【文部科学省】
- 内閣府では、理工系分野における女性活躍の好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業による取組を促進している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 文部科学省では、国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映した。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者を始め子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援した。【文部科学省】
- 内閣府では、59団体、113イベント、6,300名以上の生徒等が参加した夏のリコチャレの活動、103団体148名が参加した理工系女子応援ネットワーク会議を通して関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る支援体制等を活用した地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 内閣府では、大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す資料を教員向け研修資料として登録するなど、普及に努めた。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- 文部科学省では、海洋人材の育成に当たっては、新たに建造する船において、居住環境を含め、女性に配慮した環境整備を促進している。【文部科

学省】

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- 内閣府では、理工チャレンジホームページを通して大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理

工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す取組やイベントの情報発信を行った。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きと払拭に取り組み、女子生徒の理工系進路選択を促進している。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省】

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として、「性暴力を、なくそう」を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進した。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図った。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府省】
- 内閣府では、様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員及び若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体等を対象に、若年層における女性に対する暴力の現状や、効果的な予防啓発の手法等について学ぶオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。【内

閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されることから、内閣府では、令和2（2020）年4月から新たな相談窓口として、「DV相談＋（プラス）」（以下「DV相談プラス」という。）を開始した。DV相談プラスでは、多様なニーズに対応できるよう、電話相談対応（24時間）、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。令和2（2020）年度にDV相談プラスに寄せられた相談件数は、5万2,697件となっている。令和3（2021）年度は、令和3（2021）年4月から令和4（2022）年1月までの間、4万5,798件の相談が寄せられている。

また、令和2（2020）年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。令和2（2020）年度に、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、12万9,491件であり、前年度の約1.1倍に増加している。令和3（2021）年度は、令和3（2021）年

4月から令和4（2022）年1月までの間、10万3,708件（暫定値）の相談が寄せられている。

さらに、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、民間シェルター等に対して、財政支援を実施している。具体的には、母子一体で受け入れるための改修や心理的ケア等の専門的な相談支援を行う専門職配置等の取組を支援しており、令和3（2021）年度は、計26自治体（57団体）に対して、交付決定をしている。

【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のため、令和2（2020）年10月から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入し、その周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施した。さらに、令和3（2021）年10月から、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図った。令和3（2021）年度上半期にワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は2万9,425件であり、前年度同期の約1.3倍となっている。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】
- 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進している。

内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するととも

に、オンライン研修を実施した。

また、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成した。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する研修において、女性被害者に関する理解・配慮に資する講義を実施した。【法務省】
- 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めている。【法務省、文部科学省】
- 婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速するとともに、被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討している。その際、行政、有識者、民間団体等が連携し、実態把握を進めている。【厚生労働省】
- 重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用している。【警察庁、関係府省】
- 内閣府では、男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2（2020）年度調査を実施する等、男女間における暴力の実態の把握を行った。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等、女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。令和3（2021）年における「女性の人権ホットライン」にて相談に応じ

た件数は1万3,847件である。【法務省】

第2節

性犯罪・性暴力への対策の推進

- 内閣府では、男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2（2020）年度調査を実施する等、男女間における暴力の実態の把握を行った。（再掲）

法務省では、性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催し、同検討会において、性犯罪に関する刑事の実体法・手続法の在り方に関する様々な論点について、法改正の要否・当否の議論が行われ、令和3（2021）年5月、検討結果として、更なる検討に際しての留意点が示されるなどした報告書が取りまとめられた。

この報告書を踏まえて検討し、近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると考え、令和3（2021）年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問をし、同年10月以降、刑事法（性犯罪関係）部会において、以下の事項について調査審議が進められている。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府省】

- ・ 暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正
- ・ 対象年齢の引上げ
- ・ 相手方の脆弱性や地位・関係性の利用を要件とする罪の新設
- ・ わいせつな挿入行為の刑法における取扱いの見直し
- ・ 配偶者間において強制性交等罪などが成立することの明確化
- ・ いわゆるグルーミング行為に係る罪の新設
- ・ 公訴時効の見直し
- ・ 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

- ・ 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設
- ・ 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入
- 監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講じている。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 警察では、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について国民への更なる周知や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努めている。【警察庁】
- 警察では、性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行っている。【警察庁】
- 警察では、性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図っている。【警察庁、関係府省】
- 警察では、特に電車内等における痴漢に対する徹底した取締りを行うとともに、鉄道事業者等と連携した車内放送やポスター掲示等による痴漢防止の広報・啓発活動を行っている。また、国土交通省においては、車両新造時や大規模改修時において車両防犯カメラの設置を進めるなど車内の防犯関係設備の充実を図っている。【警察庁、国土交通省】
- 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の抜本的な拡充により、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図り、地方公共団体による被害者支援に係る取組の充実を図った。
また、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」

プ)」を周知するとともに、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を実施する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置した。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施した。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

○ 内閣府では、性犯罪・性暴力被害の相談件数の傾向を把握するため、半年ごとに、ワンストップ支援センターにおける相談件数を集計し、公表している。令和3(2021)年度上半期にワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は2万9,425件であり、前年度同期の約1.3倍となっている。【内閣府(男女共同参画局)】

○ 内閣府では、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進するため、担当行政職員及びワンストップ支援センターのセンター長及びコーディネーター、相談員等を対象として、オンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。また、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国ネットワーク会議」を開催し、関係機関との連携等について意見交換を行った。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援事例に関するヒアリングを実施し、支援事例集を作成した。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、厚生労働省、関係府省】

○ 警察では、被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官等の配置を推進しているほか、全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

法務省、警察庁及び厚生労働省においては、被害児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係

機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童の事情聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしている。また、法務省及び警察庁においては、被害者の事情聴取の在り方等について、精神に障害がある性犯罪被害者に配慮した聴取(代表者聴取)の取組の試行を行うほか、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処している。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努めている。【警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】

○ 内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。(再掲)

法務省では、被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、必要な知識・技能を習得させることを目的とした研修を実施した。また、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する研修において、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。【内閣府(男女共同参画局)、法務省、関係府省】

○ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化している。【厚生労働省、関係府省】

○ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図っている。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、ワンストップ支援センターにおける医療費・カウンセリング費用について補助を行っており、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害

者に対する急性期の医療費支援について（通知（令和2年12月25日）」により、急性期の医療的支援を必要とする被害者が、ワンストップ支援センターを通じて医療機関を受診した場合には、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず、医療費支援が受けられるよう依頼した。厚生労働省は、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】

- 厚生労働省では、医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】
- 厚生労働省では、被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図っている。【厚生労働省】
- 関係府省や都道府県警察において、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進めている。【警察庁、法務省】
- 法務省では、刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充について検討を行うほか、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等に関する調査を実施している。【法務省】
- 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として、「性暴力を、なくそう」をテーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進した。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会

規範の醸成を図った。（再掲）

予防啓発のポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布し、鉄道会社の駅構内でもポスターを掲示するなど広く周知を行った。女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップは、初めて全国47都道府県が参加し、迎賓館赤坂離宮を始めとする全国のランドマークやタワー等、過去最高の342か所で実施された。また、地方公共団体等による展示、広報、イベント等、各地で様々な意識啓発のための取組が行われた。日本経済団体連合会を通じて企業の賛同の呼びかけを行い、5つの企業でパープルリボンバッジの着用やポスターの掲示等の協力があつた。

さらに、全閣僚に対して、令和3（2021）年11月12日から25日までの2週間、シンボルマークであるパープルリボンの着用を依頼した。「女性に対する暴力撤廃の国際デー」である11月25日には、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、性暴力の実態や性暴力対策の強化について、有識者等と意見交換を行った。

- 令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS（Twitter、Facebook）等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の大学や図書館に配布した。また、鉄道会社の駅構内においてポスターを掲示するなど広く周知を行った。

令和4（2022）年度の月間に向けて、若年層のアダルトビデオ出演などの被害予防のため、ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、文部科学省から各教育委員会を通じて、高校等についても周知を依頼した。啓発動画については、SNS（Twitter、Facebook等）で周知を実施したほか、広く一般に向けて首都圏の主要な路線のトレインチャンネルで周知を行った。さらに、若年層に影響力をもつインフルエンサーを登用し、18、19歳を含む10～20代を対象にした若年層の性暴力被害予防に関するオンラインイベントを実施した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第3節

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- 文部科学省では、生命を大切にす、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等について、全国の学校や保護者への周知を図った。さらに、当該教材を活用したモデル事業を49校で実施し、指導モデルの作成を行うなどの取組を進めている。【内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、関係府省】
- 学校等の子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、行政機関が保有する情報を集約・活用し、有償、無償を問わずその職に就こうとする者から子供を守ることができるような仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を段階的に実施するよう取組を始めたところ、厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）により、SNSを活用した相談体制の整備を行った児童相談所に対する支援を行っている。また、子供や家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSの全国共通アカウントを開設し、各自自治体がSNSによる相談に対応する新たな仕組みの構築を検討している。【法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施している。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 若年女性を対象に、NPO等の民間団体が公的機関等と密接に連携し、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、自立支援等を実施する若年被害女性等支援事業において、相談支援体制及び医

療機関との連携体制等の強化を図り、3自治体（6団体）が実施した。【厚生労働省】

- 内閣府は、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知等に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等について周知している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 内閣府では、被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、医療関係者等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、オンライン研修を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 文部科学省では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応方法等について「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きの周知や研修を充実させている。【文部科学省】
- 警察では、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施している。【警察庁】
- 文部科学省では、第204回国会（令和3（2021）年）で成立した教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）について、その規定や立法趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、基本指針の策定等の必要な取組を実施した。また、児童生徒に対して性暴力等に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことについて各教育委員会へ徹底するよう指導するとともに、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長した「官報情報検索ツール¹」の

更なる活用を促すなど、実効的な方策を速やかに検討・実施した。

厚生労働省では、保育士資格についても、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、教員と同様の対応として、児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を含む、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正案を第208回国会（令和4（2022）年）に提出した。【文部科学省、厚生労働省】

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けて必要な検討を進めることとしている。【内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】
- 子供の性被害防止プラン（「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」。平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定。）に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進している。厚生労働省では、子供の家庭内性被害について、早期発見に重点を置いた事実に基づく基礎知識の整理を行い、効果的な対応の在り方について検討し、的確な実践に繋げていくことができるよう、児童相談所職員等に向けた啓発資料を作成し、周知を行った。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- 内閣府では、アダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等の若年層を対象とした性暴力被害に関し、取締等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- アダルトビデオ出演被害を含む若年層の性暴力被害の実態調査を実施した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層

の性暴力被害予防月間」と定め、SNS（Twitter、Facebook）等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の大学や図書館に配布した。また、鉄道会社の駅構内においてポスターを掲示するなど広く周知を行った。

令和4（2022）年度の月間に向けて、若年層のアダルトビデオ出演などの被害予防のため、ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、文部科学省から各教育委員会を通じて、高校等についても周知を依頼した。啓発動画については、SNS（Twitter、Facebook）等で周知を実施したほか、広く一般に向けて首都圏の主要な路線のトレインチャンネルで周知を行った。さらに、若年層に影響力をもつインフルエンサーを登用し、18、19歳を含む10～20代を対象にした若年層の性暴力被害予防に関するオンラインイベントを実施した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- アダルトビデオ出演被害については、令和4（2022）年3月14日、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対して、被害相談があった場合における、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等の積極的な実施について周知を行った。また、同年3月24日に日本司法支援センター（法テラス）に対し、ワンストップ支援センターにおいて被害相談があった場合の法的支援について協力を求める事務連絡を発出した。加えて、同年3月30日、ワンストップ支援センターに対しても、法テラスとの連携について事務連絡を発出した。

さらに、アダルトビデオ出演被害に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、令和4（2022）年3月31日、当該問題に関する関係府省対策会議（局長級）において、アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージを取りまとめた。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- 子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学

¹ 文部科学省が平成30（2018）年度から教員採用権者（都道府県・指定都市教育委員会、国立・私立学校の設置者等）に提供している、官報に公告された教員免許状の失効の事由、失効年月日等の失効情報を検索できるツール。

習、積極的な広報啓発を実施している。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図っている。内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。平成29年6月23日一部改正）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」という。）に基づき、子供がインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、中高生の子供を持つ保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、内閣府ホームページに掲載するなど、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上に努めている。また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンplus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。

また、専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図ってい

る。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

- 法務省の人権擁護機関では、順次、SNSを活用した人権相談体制の整備を進めている。【法務省】

第4節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- 令和3（2021）年3月、男女共同参画会議の下に置かれた女性に対する暴力に関する専門調査会において取りまとめられた「DV対策の今後の在り方」において、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の附則により、検討を加え必要な措置を講ずることとされている「通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大」や「DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方」等について見直しの方向性が示されたことを踏まえ、同年8月、同専門調査会の下に、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（WG）を立ち上げ、令和3（2021）年度中9回にわたり開催した。同WGにおいて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の見直しに向けた法制面及び同法の運用といった実務面から検討を行い、報告書素案（中間報告）「DV対策の抜本的強化に向けて（仮題）」を取りまとめ、令和3（2021）年12月には同専門調査会に報告した。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、令和4（2022）年1月、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とするDV対策抜本強化局長級会議等を立ち上げ、被害者の生活再建に係る手続負担の軽減を含めた配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策について抜本的な強化を図ることとした。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携

わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成し提供している。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】

- DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進している。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 内閣府では、令和2(2020)年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行っている。令和3(2021)年度は、計26自治体(57団体)に交付金を交付決定した。

被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- 内閣府では、令和2(2020)年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに、全国共通短縮番号「#8008(はれば)」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。また、令和2(2020)年4月から、DV相談プラスを開設して、多様なニーズに対応できるよう、電話相談対応(24時間)、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】

- 内閣府では、内閣府のホームページ、メールマガジン、SNS(Twitter、Facebook)等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供をしている。具体的には、配偶者からの暴力の被害者の支援機関である全国の配偶者暴力相談センターの連絡先のほか、配偶者からの暴力の相談窓口である「DV相談ナビ」や「DV相談

プラス」の連絡先等を周知している。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省】

- 内閣府では、DVに関する相談件数の増減の傾向を把握するため、毎月、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター及びDV相談プラスにおける相談件数を集計し、公表している。令和3(2021)年度は、毎月1万4,000~1万6,000件程度の相談が寄せられており、概ね前年度から横ばいで推移している(令和3(2021)年4月~翌年1月の暫定値:14万9,506件)。【内閣府(男女共同参画局)】

- 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進している。【厚生労働省】

- 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、配偶者暴力相談支援センターにおいて、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行っている。

厚生労働省では、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

- 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行っている。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】

- 国土交通省では、被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促

進んでいる。【国土交通省】

- 内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、令和2（2020）年度から、地域の民間団体と連携して試行的に加害者プログラムを実施している。令和3（2021）年度には、自治体を3自治体に増やして試行実施し、その検証結果を踏まえ、地方公共団体で活用可能な「試行のための留意事項」を令和4（2022）年5月に策定した。被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するための留意事項の整理など本格実施に向けた検討を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 厚生労働省では、DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、各機関の連携方法について事例収集、分析等を通じて、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成し、周知を行った。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】
- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力の相談件数の把握を行った。令和2（2020）年度の交際相手からの暴力の相談件数は、2,933件であり、令和元（2019）年度の3,120件と比べると、ほぼ横ばいで推移している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）については、令和2（2020）年度に作成した「生命（いのち）の安全教育」の中学生以上の教材の中で取り上げているところであり、教育・学習、若年層に対する予防啓発の充実を図っている。また、今年度、文部科学省において、生命の安全教育の教材や指導の手引きを活用したモデル事業を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】

第5節 ストーカー事案への対策の推進

- 内閣府では、配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成した。（再掲）

ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 内閣府では、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行っている。令和3（2021）年度は、計26自治体（57団体）に交付金を交付決定した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- 文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して

周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。

総務省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。

（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

- ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- 厚生労働省では、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施している。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、厚生労働省、関係府省】

第6節

セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- 職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。厚生労働省では、改正された男女雇用機会均等法及びこれに基づく

指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、外部相談窓口の活用も含めた有効な相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進している。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図っている。【厚生労働省】

- 国家公務員については、内閣官房内閣人事局及び各府省では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進している。人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアルハラスメントの防止等の対策を講じている。「国家公務員ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催したほか、セクシュアルハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、ハラスメント相談員を育成するセミナーを実施した。【内閣官房、全府省、（人事院）】
- 文部科学省では、国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、教職員や部活動関係者等の教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、更にはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等の推進を促している。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育の実施を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備等を促進している。【文部科学省、

厚生労働省、関係府省】

- 厚生労働省では、性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。（再掲）
【厚生労働省】

第7節 人身取引対策の推進

- 内閣官房、警察及び法務省では、出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて得られた情報とともに、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めている。【内閣官房、警察庁、法務省、関係府省】
- 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他の関係機関等に配布するとともに、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関するSNS等による広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。また、人身取引の需要者を対象としたポスター、リーフレット及び動画を作成し、交通広告やSNSを始めとした広報啓発を行った。ポスター等においては、人身取引が重大な犯罪であること、事例を挙げて法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、具体的な法定刑、国の内外を問わず処罰の対象であること等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。
警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を

呼び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところへの配布・国際空港におけるデジタルサイネージによる放映を行うとともに、NGOと意見交換しながら人身取引の実態を分かりやすく示した資料を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図った。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省】

- 令和4（2022）年2月、人身取引対策関連法令執行タスクフォースにおいて「人身取引取締りマニュアル」を改定した。同タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同マニュアルの活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図っている。【内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- 内閣府では、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努めた。
【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第8節 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進している。
内閣府では、第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれる

ことを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施している。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を栃木県、群馬県、大阪府において開催した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンplus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。（再掲）

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省】

- リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図っている。

総務省は、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和3（2021）年度は全国2,559箇所で開催）。また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年内容を更新して公表し、普及を図っている。これらの施策の中で、自画撮りに関する予防策等を啓発した。（再掲）【警察庁、総務省、法務省、文部科学省】

- インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進している。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロック等などの自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進している。【警察庁、総務省、経済産業省】

第9節 売買春への対策の推進

- 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進している。

警察では、支援を必要としている女性に対し、公的機関や民間団体が実施する支援内容等の情報提供を行い、支援を希望する者について関係機関につなぐなどの取組を始めている。【警察庁、厚生労働省】

- 警察では、関係法令の厳正かつ適切な運用を行い、取締りを強化しており、出会い系サイト等を利用した売春あっせん組織を摘発するなどしている。売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行っている。【警察庁、法務省、厚生労働省】
- 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習

の充実を図った。また、令和3（2021）年度から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第1節 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- 男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、女性に対する各種ハラスメントの防止、カエル！ジャパンキャンペーンの推進やメールマガジン「カエル！ジャパン通信」の発行等によるワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- 厚生労働省では、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】
- 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援においては、女性に対する暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立等の支援を、幅広いネットワークによって切れ目なく実施している。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】
- 困難を抱える者の課題は、経済的困窮を始めとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就

労定着困難、債務問題など多岐にわたり、こうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、厚生労働省では、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を実施している。【厚生労働省】

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- 厚生労働省では、ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施している。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進している。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等の支給を実施している。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供している。【厚生労働省】
- ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開している。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、国土交通省】

- ・ 国土交通省では、ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅への優先入居や、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅の推進、登録住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援等への支援を通じ、住まいの確保を支援している。
- ・ 厚生労働省では、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進している。
- ・ 厚生労働省では、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施するとともに、引き続き支給要件の周知等を図っている。
- ・ 内閣府では、デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援した。
- 厚生労働省では、ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供している。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備している。【厚生労働省】
- 養育費の取決め等を促進するため、以下の取組を実施している。【法務省、厚生労働省】
 - ・ 法務省では養育費の重要性に関する動画の配信やパンフレット（養育費等に関するQ&Aのほか、合意書のひな形及び記入例などを掲載）の各市町村への配布等による効果的な周知・啓発を行った。また、離婚届書に養育費等の取決めの有無をチェックする欄（公正証書かそれ以外かの区別あり。）を加えた。さらに、養育費の確保等に関する実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うため、地方自治体と連携したモデル事業による実証的な調査研究を実施している。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、関係機関等への周知をしている。これに加えて、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査を行った。また、経済的に余裕のない者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士・司法書士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努めた。面会交流に関する支援を行っている民間団体や個人向けの参考指針や、それらの団体・個人の一覧表を作成して公表した。子供の最善の利益を図る観点から、養育費制度の見直しを含め、父母の離婚に伴う子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進めている。
 - ・ 厚生労働省では、養育費等相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施している。
 - 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進している。【文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 生活困窮世帯等に対する学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者の居場所づくりや生活に関する支援
 - ・ 学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動の一環として、全ての小・中・高校生を対象とした地域住民等の協力による放課後等の学習支援・体験活動を推進
 - ・ 高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組の支援等
 - ・ 教育費に係る経済的負担の軽減
 - 文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を

受けることができるよう、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を行っている。

例えば、初等中等教育段階における取組として、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行い、予算単価の増額など制度の充実を図っている。

後期中等教育段階における取組として、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」を支給しており、令和3（2021）年度においては、令和2（2020）年度に実現した私立高等学校授業料の実質無償化を着実に実施した。

また、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、給付額の増額を行った。

高等教育段階における取組として、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、令和2（2020）年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における「高等教育の修学支援新制度」（授業料等減免・給付型奨学金）を開始し、引き続き着実に実施した。また、平成29（2017）年度には無利子奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現し、引き続き貸与を実施した。大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給している。

・ ひとり親家庭の親子への相談支援等

- 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元（2019）年11月閣議決定）に基づき、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、草の根で子供たちに寄り添った活動を行うNPO等の支援団体と、その活動を支援する意思と資源を持つ企業等とのマッチングの促進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」によるNPO等の支援団体に対する活動資金の支援等が挙げられ

る。本基金については、令和3（2021）年度末時点で約17億1,200万円の寄付が寄せられ、令和3（2021）年度には、申請のあった515団体から133団体を審査・選定し、令和4（2022）年4月から実施される活動を支援することが決定された。また、コロナ下において、より深刻となった貧困世帯の子供を支援するとともに、子供が孤独・孤立に陥らないようにするため、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりをNPO等への委託等により整備する地方公共団体に対して、「地域子供の未来応援交付金」の補助率を最大10分の10に引き上げ、緊急支援を行った。【内閣府】

- 厚生労働省では、令和3（2021）年、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）に基づき、高等職業訓練促進給付金の要件の緩和等や償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設による、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行っている。【厚生労働省】

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

- 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実させている。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進している。【文部科学省】
- 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行っている。【文部科学省、厚生労働省】
- ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポー

トステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行っている。また、高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を実施した。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- 厚生労働省及び文部科学省では、令和3(2021)年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、同プロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策について検討を行い、同年5月に今後取り組むべき施策をとりまとめた。当該とりまとめ報告を踏まえ、多機関連携によるヤングケアラーの支援の在り方に関する調査研究等の実施、広報啓発のためのシンポジウムの開催を行うとともに、ヤングケアラー支援に向け必要な措置を講じた。【厚生労働省、文部科学省】

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」²などを活用し、低年金・無年金者問題に対応している。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進している。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】
- 厚生労働省では、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの高年齢者就業確保措置の着実・円滑な実施のため、継続雇用延長・定年引上げ等に係る助成金の支給等による事業主への支援を実施しているほか、全国300か所に設置されている生涯現役支援窓口における高年齢求職者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の確保や、地域ニーズを踏まえた働く場を創出し、雇用を継続していくことが可能なモデルづくり及び他の地域への展開等を通じた多様な雇用・就業機会の提供等を行っている。こうした施策を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行っている。【厚生労働省】
- 「健康寿命延伸プラン」(令和元年5月2040年を展望した社会保障・働き方改革本部策定)に基づき、男女共に健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸を実現するため、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進している【厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図っている。【厚生労働省、関係府省】
- 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」(令和元年認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進している。【厚生労働省、関係府省】
- 厚生労働省では、高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進している。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進している。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】
- 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援している。経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を

² 令和元(2019)年10月施行。

支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の開発及び実用化を支援した。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取組を推進している。【厚生労働省、関係府省】
- 消費者庁では、消費生活上特に配慮を要する消費者である高齢者や障害者の消費者被害の防止のため、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全確保地域協議会が構築されるよう、地方公共団体に対する働きかけ等を実施しているほか、高齢者団体、障害者団体及び行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や悪質商法の新たな手口及び対処の方法の情報提供等により、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の実施促進を図っている。また、令和3（2021）年10月1日、厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局と消費者部局とのさらなる連携の重要性を示した。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、高齢者の悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報及び相談機関の情報等を、報道機関への情報提供等の多様な手段を用いて周知を図っている。【消費者庁、関係府省】
- 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成30年閣議決定）に基づき必要な取組を推進している。【内閣府、関係府省】

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられること

なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進している。また、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする改正法が、令和3（2021）年6月に公布された。【内閣府、関係府省】

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進めている。【厚生労働省、関係府省】
- 消費者庁では、消費生活上特に配慮を要する消費者である高齢者や障害者の消費者被害の防止のため、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会が構築されるよう、地方公共団体に対する働きかけ等を実施しているほか、高齢者団体、障害者団体及び行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や悪質商法の新たな手口及び対処の方法の情報提供等により、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の実施促進を図っている。また、令和3（2021）年10月1日、厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局と消費者部局とのさらなる連携の重要性を示した。（再掲）さらに、独立行政法人国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等の情報提供を行っている。また、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」の発行に当たってはカラーユニバーサルデザイン認証を取得し、デイジー版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全国の点字図書館等に配布しているほか、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録している。【消費者庁、関係府省】
- 国土交通省では、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進している。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号

機、視覚障害者等の安全な交差点の横断を支援する歩行者等支援情報通信システム（高度化PICSを含む。）、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進した。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進している。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】

- 厚生労働省では、障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援している。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（令和元年厚生労働省告示第197号）等を踏まえた就労支援を行っている。【厚生労働省】
- 上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画（第4次）」（平成30年閣議決定）に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進している。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図っている。【内閣府、外務省、関係府省】

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

- 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性で

あることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進している。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】

- ・ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手續・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進めている。

また、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用や、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりの推進を実施している。

- ・ 外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる環境整備を進めている。
- ・ 法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行っている。
- ・ 外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進めている。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口の更なる連携を強化している。
- ・ 外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を支援する。また、特に通訳人材の確保が難しい言語を中心として、一部の地方公共団体の行政窓口

- に対する通訳支援事案を試行的に実施している。
- 厚生労働省では、配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援している。【厚生労働省】
 - 内閣官房では、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいる。【内閣官房、関係府省】
 - 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応している。
また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、

障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進めている。

また、学校教育において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進を図った。社会教育では、社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して相談体制の一層の強化を図っている。【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

第7分野

生涯を通じた健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

ア 包括的な健康支援のための体制の構築

- 厚生労働省では、女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めているとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整

備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進している。【厚生労働省】

- 文部科学省及び厚生労働省では、年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行っているとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備している。

【文部科学省、厚生労働省】

○ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進している。内閣府では、令和2（2020）年度から、民間シェルター等と連携して先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行うパイロット事業を実施している。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

○ 厚生労働省では、女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行っているとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証しているなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進している。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討している。

あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行っている。また、がんを始めとする疾患について、治療と仕事を両立できる環境を整備している。【厚生労働省】

○ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師による十分な説明の上、対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討している。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携を図っている。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進している。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化している。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省】

○ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図っているとともに、医学・看護学教育に

おいて女性特有の疾患に関する必要な知識や技術を有する医療職の養成を行っている。【文部科学省、厚生労働省】

○ 令和元（2019）年12月に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進している。【厚生労働省】

○ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進し、警察においては、令和3（2021）年中31件の向精神薬事犯を検挙した。【警察庁、法務省、厚生労働省】

○ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講じている。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講じている。【厚生労働省】

○ 月経、妊娠・出産、更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぐため、企業や医療機関、自治体等が連携して、働く女性に対しフェムテックを活用したサポートサービスを提供する実証事業を実施し、令和3（2021）年度は20事業の支援を行った。【経済産業省】

○ 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていることを踏まえ、以下の取組を行った。

・ 地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を、地域女性活躍推進交付金により支援した。【内閣府（男女共同参画局）】

・ 多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する「地域子供の未来

応援交付金」により、子供たちと支援を結び付けるための必要な支援を実施しており、その中で、貧困家庭の子供への生理用品の提供を支援した。【内閣府】

これらの交付金について、文部科学省及び厚生労働省において、各学校や学校設置者、マザーズハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供に関する協力や関係部局の連携、適切な相談支援等を周知、要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による女性の生活習慣等への影響を調べる調査の一環として、「生理の貧困」がもたらす健康影響について、令和3（2021）年度に調査を公表している。【厚生労働省】
- ・ 「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、令和3（2021）年5月及び7月に、防災備蓄や企業・住民からの寄付を活用した事例など、各地方公共団体における独自の取組を調査し、内閣府男女共同参画局ホームページなどで情報提供を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- ・ 小・中・高等学校等において生理用品の入手に困難が生じている児童生徒が判明した場合は、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等が連携し、生活支援や福祉制度につないでいる。【文部科学省】

イ 妊娠・出産に対する支援

- 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っている。【厚生労働省】
- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、関係学会が作成した生殖医療ガイドラインで整理された有効性・安全性等を踏まえて検討を進め、人工授精等の「一般不妊治療」と、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用を行った。同時に、保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一回の治療を助成金の対象とする経過措置を講じている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊専門相談センター機能の拡充を図っている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、不妊治療について職場での理解を深め、男女がともに不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進めている。【厚生労働省】
- 国家公務員について、人事院では、令和3（2021）年12月、不妊治療のための休暇の新設等のための改正人事院規則等を公布・発出した（令和4（2022）年1月施行）。休暇の通称は「出生サポート休暇」とし、休暇を使用しやすくするため、施行に向けて、リーフレット、職員向けQ&A等を活用して周知啓発を行った。【（人事院）】
- 小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に対して、支援を行っている。【厚生労働省】
- 女性健康支援センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携している。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにしている。【厚生労働省】
- 令和3（2021）年3月に改正（適用は同年7月）された母性健康管理指導事項連絡カードの利用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図っている。また、改正された男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進している。【厚生労働省】
- 産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「子育て世代包括支援センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築している。出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行って

いる。【厚生労働省】

- 厚生労働省では、産後うつリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促している。国土交通省では、公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【厚生労働省、国土交通省】
- 国土交通省では、妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図っている。【国土交通省】
- 厚生労働省では、若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進している。【厚生労働省】
- 出生前診断等に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行った。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備している。【厚生労働省】

ウ 年代ごとにおける取組の推進

(ア) 学童・思春期

- 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施しているとともに、相談体制を整備している。【文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な

妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項

- ・ 学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進している。
- 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、10代の若者向けに性や妊娠等に関する正しい情報や相談窓口を紹介する健康相談支援サイトを設置し、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進している。
 - また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図っている。【文部科学省、厚生労働省】

(イ) 成人期

- 約8割の女性が就業している³ことから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備している。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進めている。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝えている。【厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】
- 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。【内閣官房、総務省、全府省、(人事院)】
- 厚生労働省では、H I V／エイズ、梅毒を始めとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な

³ 令和元（2019）年における25～44歳の女性人口に占める就業者の割合77.7%（総務省「労働力調査」（基本集計））。

対策を推進している。【厚生労働省】

- 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行っている。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項
 - ・ 暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項
内閣府のホームページ、メールマガジン、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供をしている。（再掲）
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙、飲酒など、次世代に影響を与える行動に関する事項
- 文部科学省及び厚生労働省では、思春期から若年成人期⁴までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制の整備を推進している。【文部科学省、厚生労働省】
- 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康影響に関する正確な情報提供を行っている。また、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めている。【厚生労働省】

（ウ）更年期

- 厚生労働省では、女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代で

あるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進している。【厚生労働省】

- 厚生労働省及び経済産業省では、更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進している。【厚生労働省、経済産業省】
- この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、厚生労働省では、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組んでいる。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組んでいる。【厚生労働省】

（エ）老年期

- 厚生労働省では、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、男女共に健康寿命の延伸を実現するため、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等に取り組んでいる。【厚生労働省】
- 厚生労働省では、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態（フレイル状態）になることが多いことから、フレイル予防対策を実施している。【厚生労働省】

第2節

医療分野における女性の参画拡大

- 厚生労働省では、女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及

⁴ AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）

している。【厚生労働省】

- 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備している。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。【内閣府、厚生労働省、経済産業省】
- 厚生労働省では、育児等により一定期間職場を離れた女性医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進している。【厚生労働省】
- 文部科学省では、医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援している。【文部科学省】
- 厚生労働省では、女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正當に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進している。【厚生労働省】

第3節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

- 文部科学省では、スポーツ指導者における女性の参画を促進するため、競技団体や部活動等の指導者をめざす女性競技者等を対象として、コーチングのための指導プログラムやガイドブックを活

用し、女性特有の身体的特徴や、ニーズ等への配慮、ハラスメント等についての研修を実施している。【文部科学省】

- 文部科学省では、令和元(2019)年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合(40%)達成に向けて、女性理事のいない各中央競技団体をなくすため、外部からの女性役員の採用に積極的に取り組むスポーツ団体と、女性役員候補者のマッチング等の支援を行っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者の三主徴(利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症)に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けて調査研究を7件実施するとともに、女性競技者や指導者を対象としたセミナーやシンポジウムの開催を通して啓発に取り組んでいる。【文部科学省】
- 厚生労働省では、生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進している。【厚生労働省】
- 関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進している。【文部科学省】
- 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援している。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者の出産後の復帰を支援するため、栄養や心理、トレーニング等の医学サポートを実施するとともに、競技生活と子育ての両立に向け託児や育児サポートに係る支援などの環境整備に取り組んでいる。【文部科学省】
- 文部科学省では、女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けて、知識・技能だけではなく、優れた指導者に求められる資質能力を身につけるためのカリキュラムを導入した指導者研修を実施している。【文部科学省】
- 文部科学省では、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けて、関係団体・関係省庁と連

携しつつ取組を推進している。【文部科学省】

- 文部科学省では、スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、各スポーツ団体において、性別・性

的指向・性自認に基づく差別の禁止及び競技者等に対するセクシャルハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育を実施している。【文部科学省】

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第1節 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

- 令和3（2021）年5月、内閣府男女共同参画局長を新たに中央防災会議幹事、緊急及び非常災害対策本部事務局幹事予定者、特定災害本部本部員予定者に追加した。また、同年7月、8月の大雨により設置された特定災害対策本部においては同局長を本部員に任命し、男女共同参画の視点からの災害対応について関係省庁の間で共有し、取組を促進した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- 内閣府では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン、中央省庁業務継続ガイドライン等の改定に向けて、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項を記載するための情報提供及び案文作成に取り組んだ。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 内閣府では、内閣府調査チーム派遣予定者への説明会（令和3（2021）年4月、8月）等において、災害対応に携わる職員に対し、男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省、関係府省】

第2節 地方公共団体の取組促進

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 令和3（2021）年6月、地方公共団体に対し、内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府男女共同

参画局長による連名通知を発出し、都道府県・市区町村防災会議における女性委員の割合を上げるための取組の促進を要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省】

- 内閣府では、都道府県・市区町村防災会議について、女性委員の割合を増大する取組の促進を目的とし、女性を積極的に登用している市町村への質問票送付及びヒアリングを通じた好事例の作成・展開を行った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、総務省】
- 内閣府では、自治体防災・危機管理責任者研修（第1期令和3（2021）年5月、第2期令和3（2021）年11月）、防災スペシャリスト養成研修（第1期令和3（2021）年9月～10月、第2期令和4（2022）年1月～3月）等の地方公共団体職員を対象とした研修において、男女共同参画の視点からの防災に関する講義を実施するとともに、地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行った。また、令和3（2021）年7月に熱海市の土砂災害発生に当たり、男女共同参画局の職員を内閣府調査チームの一員として現地へ派遣し、男女共同参画の視点からの避難所の運営状況の確認及び避難者への支援についての情報提供等を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 復興庁では、東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」（令和4

(2022)年3月末時点で118事例)として公表した。この事例集等も活用しながら、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図った。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- 内閣府では、地方公共団体職員を対象とした研修等において、男女共同参画の視点からの防災に関する講義及びワークショップを実施し、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行った。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- 内閣府では、令和3(2021)年度の「防災基本計画」の修正に当たり、市町村が避難所における性暴力やDVの発生を防止することを新たに盛り込み、内閣府政策統括官(防災担当)・内閣府男女共同参画局長による連名通知の発出等を通じて、避難所等における安全・安心の確保に向けた取組の強化のための働きかけを行った。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】
- 内閣府では、令和3(2021)年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の運用を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組みを強化した。また、同年9月と令和4(2022)年1月に実施した相互支援ネットワークの登録団体向け研修会において、過去の災害時の男女共同参画センターによる取組事例の共有を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 内閣府では、令和3(2021)年5月、地方公共団体の職員が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を深く理解し、予防、応急、復旧・復興の各段階において男女共同参画の視点に立った災害対応の取組を実践することを目的とした「実践的学習プログラム」を作成した。作成に当たっては有識者による検討会を開催し(計4回)、2自治体を対象とした研修教材の試行とフィードバック調査、事例集作成のためのヒアリング調査(15団体)を行った。同プログラムは、

地方公共団体職員を対象とした研修や大学等の教育機関への広報を通じて周知・活用徹底を促進している。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】

- 内閣府では、令和3(2021)年6月、地方公共団体に対し、内閣府政策統括官(防災担当)・内閣府男女共同参画局長による連名通知を発出し、防災会議への女性の参画拡大に向けた取組について理解の促進を図った。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- 内閣府では、女性防災士や地域の防災活動で活躍する女性リーダーを対象としたワークショップ、また防災の現場への女性の参画を支援する地方公共団体、自主防災組織、自治会・町内会へのヒアリングを実施し、地域の防災活動における女性の活躍を促進するためのノウハウ・活動事例集を作成した。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- 令和3(2021)年10月、地方公共団体で災害対応に関わる部局の職員、学校関係者、地域防災リーダー等を対象に「男女共同参画の視点による災害対応研修」を独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)と共催し、1,300人超(オンデマンドを含む。)が受講した。同研修では、「中学校における男女共同参画及び多様性配慮の避難所運営訓練」や「地域防災における学校との連携」に関する事例を提供し、男女共同参画の視点に立った防災教育や人材育成、地域の多様な主体との連携についての重要性について理解促進を図った。【内閣府(男女共同参画局)、総務省、文部科学省、関係府省】
- 復興庁では、東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」(令和4(2022)年3月末時点で118事例)として公表した。この事例集等も活用しながら、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図った。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、復興庁】
- 総務省では、消防吏員の女性比率を、令和8(2026)年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防

吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費を支援した。また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生等を対象とした職業説明会の開催や消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的取組の支援に加え、ターゲットを明確にした女性消防吏員PR広報等を展開するなどの取組を推進した。

【総務省】

- 総務省では、消防団への女性の積極的な入団を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組の支援や、地域防災力充実強化大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させた。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置等を進めている。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- 内閣府では、地方公共団体職員向けの研修や実践的学習プログラムの活用等を通じて、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図った。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- 内閣府では、令和3（2021）年7月、8月の大雨による災害発生時、21府県及び6政令市の男女共同参画担当部局に対し、各地域の男女共同参画センターとも連携しながら、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組を要請した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- 内閣府では、令和4（2022）年1月から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップするための調査を実施し、「見える化」のための仕組み

の構築に向けた準備をしている。【内閣府（男女共同参画局）】

- 内閣府では、防災分野を専門とする大学等の研究者・有識者への連絡、及び日本防災士会会長宛での事務連絡の発出等を通じ、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」及び「実践的学習プログラム」の周知・活用の依頼を実施した。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

- 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を発信するため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の概要をとりまとめた英文パンフレットを作成した。また、第66回国連女性の地位委員会を含む各種国際会議の場で積極的に発信し、経済開発協力機構（OECD）閣僚理事会や欧州安全保障協力機構（OSCE）のジェンダーと災害リスク削減に関する報告書等で我が国の取組が好事例として紹介された。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、外務省】
- 外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（令和元（2021）年）⁵に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行った。【外務省】

第4節

男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

- 環境省は、中央環境審議会の委員の半数を女性

⁵ 第3回国連防災世界会議にて「仙台防災枠組2015-2030」を取りまとめると同時に表明した「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年）の後継として、国際社会において「仙台防災枠組2015-2030」を着実に実施し、SDGs実現に向けた取組を推進する観点から、第7回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（令和元年）にて表明したイニシアティブ。

とするなど、審議会等における女性委員の登用を進めている。また、中央環境審議会では、女性の会長が選出されている。令和4（2022）年1月に、炭素中立型の経済社会変革の道筋の全体像等の検討を行うため、中央環境審議会地球環境部会・総合環境政策部会に新たに設置した炭素中立型経済社会変革小委員会において、委員17名中8名を女性委員とし、女性比率を約半数とした。【経済産業省、環境省】

- 環境省は、環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たり、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組んでいる。令和3（2021）年度においては、ナッジ等の行動科学の知見を活用して温室効果ガス排

出削減、熱中症対策、防災対策及び生物多様性保全等に資する意識変革や行動変容を促す実証実験を実施する際に、対象者の性別等の属性情報の収集を行った。今後、当該情報の解析を通じて、施策の効果の個人差及び普遍性の解明並びに一人一人に合った働きかけの開発等に役立てることとしている。【環境省】

- ジェンダー平等や女性のエンパワーメントの視点に立った環境問題を含む様々な地球規模の課題を自分事としてとらえ主体的に解決しようとする「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」を推進している。【環境省、文部科学省】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進めている。
 - ・ 内閣府では、令和4（2022）年3月2日、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等について審議を行った。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
 - ・ 厚生労働省では、社会保障制度については、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）

年10月に予定されている短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に向けて、周知・専門家活用支援事業等を実施し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、周知・広報を行っている。【厚生労働省】

- ・ 厚生労働省では、配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図っている。【厚生労働省】

イ 家族に関する法制の整備等

- 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の

通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知を行った。【関係府省】

- ・ 旅券（パスポート）の旧姓併記については、令和3（2021）年4月1日以降の申請について、旧姓の併記を希望する場合には、戸籍謄（抄）本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかで旧姓を確認できれば、旧姓の併記を認めるよう要件を緩和するとともに、旅券の身分事項ページで、併記されたものが旧姓であることを外国の入国管理当局などに対して分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとしたところであり、その周知に取り組んだ。
- ・ 内閣府では、各種国家資格等における旧姓使用の現状等に関する調査を実施し、302の国家資格等（総務省平成23年「資格制度概況調査結果」に基づき整理）のうち、ほとんどの国家資格等において、旧姓使用ができるまたはできる予定であることを公表した。【内閣府（男女共同参画局）】
- ・ 旧姓の通称使用の拡大の現状と課題について取りまとめ、令和3（2021）年9月30日、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会へ報告した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 法務省では、ホームページに「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度について）」という項目を設けて、夫婦の氏に関して、国民への情報提供をしているところ、令和3（2021）年10月には、平成22（2010）年に法務省で準備した法案の骨子、戸籍の記載例を盛り込むなど、ホームページの更新を行った。
内閣府において、令和4（2022）年3月に、夫婦の氏の在り方などに関して国民の意識を調査した「家族の法制に関する世論調査」の結果を公表した。法務省のホームページにおいても、その結果を公表するなどした。【法務省、関係府省】
- 女性の再婚禁止に係る制度の在り方等については、令和4（2022）年2月、法制審議会から、

女性に係る再婚禁止期間の廃止等を内容とする民法改正の要綱が答申された。【法務省】

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図っている。
【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施している。
- ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進している。
- ・ 保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4（2022）年2月から実施している。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等の多様な保育サービスの充実を図っている。
- ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園等における預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実させている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育サービス利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図っている。
- ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援している。

○ 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組として、令和3（2021）年度は、平成29（2017）年度から定めている「子どもの事故防止週間」を7月19日～25日とし、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を行う取組等を実施した。【消費者庁】

○ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進している。

未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路については、令和元（2019）年に実施した緊急安全点検の結果を踏まえ、道路管理者により対策を実施する約2万8,000か所のうち約2万3,000か所、警察において対策が必要とされた約7,400か所のうち約7,200か所について対策を完了した（令和3（2021）年3月末時点）。

このほか、令和3（2021）年6月に、下校中の児童が巻き込まれる重大な交通事故が発生したことを受け、全国の公立小学校の通学路について、学校・教育委員会、道路管理者、警察等が連携し、各市町村で構築している推進体制を活用しながら合同点検を実施し、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討して可能なものから速やかに対策を講ずるなど、通学路における交通安全の確保に向けた対策を実施した。また、放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ安全点検を実施し、主たる来所・帰宅経路の設定を行うなど、来所・帰宅経路の安全の確保に向けた対策を実施した。【警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

○ 国土交通省では、安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の高速度道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進しており、高速度道路のサービスエリアについては整備が完了した。【国土交通省】

○ 厚生労働省では、医療・介護保険制度について

は、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図るとともに多様な人材の育成・確保や雇用管理の改善を図った。その際、特に介護分野における人材確保のため、介護の理解促進や介護の魅力発信のためのイベントの開催、多様な働き方や柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行うモデル事業の実施、介護に関する入門的研修の実施と併せて受講者の介護事業所へのマッチングまでを一体的に行う事業を実施するなど、総合的に介護人材確保の取組を推進した。

介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーを、介護現場の経営者層・介護従事者層それぞれの職種の役割に応じて、令和3（2021）年度に25回開催した。【厚生労働省】

○ 厚生労働省では、医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図っている。【厚生労働省】

○ 厚生労働省では、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図っている。

また、次世代育成支援対策推進法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進している。【厚生労働省】

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

○ 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、周知を実施した。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、関係府省】

○ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等につい

て、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努めた。また、権利が侵害された場合の利用に供するため、男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧等を取りまとめ、令和4（2022）年3月に公表した。

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「人権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行っている。

外務省は、女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知するため、女子差別撤廃委員会の現職委員5名を講師に招き、令和4（2022）年3月28日、29日の2日間にわたり「女子差別撤廃条約を知っていますか？」と題したセミナーを開催した。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、外務省、関係府省】

- 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用している。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理及び被害者救済体制等（令和3（2021）年4月

1日現在）についての実態把握を行った。

総務省では、行政相談委員の男女共同参画に関する活動の一層の推進を図るため、行政相談委員の全国組織である公益社団法人全国行政相談委員連合協議会を、男女共同参画推進連携会議の構成員として推薦した。

人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、「女性の人権ホットライン」等の人権相談を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、法務省、厚生労働省】

- 全国の法務局に「外国人のための人権相談所」や「外国語人権相談ダイヤル」、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し、10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】
- 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図った。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行った。【全府省】

第10分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第1節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 校長を始めとする教職員への研修の充実

- 文部科学省では、校長を始めとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修につい

て、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促している。【文部科学省】

- 独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図っている。【文部科学省】

イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- 男女共同参画推進連携会議において、主に中学

生を対象にした副教材「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」を作成し、各学校や都道府県・男女共同参画センター等での活用を促している。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導することとしている。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】

- 文部科学省では、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを作成するなど、取組を進めている。【文部科学省】
- 文部科学省では、図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図った。【文部科学省】
- 独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図っている。【文部科学省】
- 経済産業省では、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。

文部科学省、経済産業省及び厚生労働省では、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。【文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進

- 独立行政法人国立女性教育会館において、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図っている。【文部科学省】
- 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査、審議を推進した。【内閣府】

エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- 文部科学省では、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校・大学で活用できるライフプランニング教育プログラムや、教員が学校現場で生じうる「無意識の思い込み」（アンコンシャス・バイアス）等について理解を深め、指導に役立つ気付きを得るための教員研修プログラムの開発を行った。
また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座、キャリア相談会の開催を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを4団体で構築するなど取組を促進している。【文部科学省】
- 文部科学省では、大学入学者選抜において性別を理由とした不公正な取扱いが行われることのないよう、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月高等教育局長通知）により各大学に対

し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、文部科学省のホームページにおいて各大学の男女別の合格率を公表している。【文部科学省】

第2節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請した。各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図るとともに、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。また、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請した。その際、学校に関しては校長と副校長・教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促した。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- 改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促した【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省】
- 文部科学省では、校長等への女性の登用の加速に関して、特定事業主行動計画等における校長及び副校長・教頭それぞれの女性割合に係る目標と取組の設定、地域の実情や課題を踏まえた女性管理職増加への取組の促進、管理職選考試験の受験要件の必要な見直しについて、各教育委員会に対して依頼を行った。【文部科学省】
- 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図っている。【文部科学省】
- 文部科学省では、教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援に取り組むよう教育委員会等に対して促した。【文部科学省】
- 文部科学省では、独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が

参加する各種研修について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、研修における女性教職員の参加割合を概ね25%以上とすることを目標とし、女性教職員の積極的な参加を促した。【文部科学省】

- 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施している。【文部科学省】

第3節

国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開

- 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、調査研究を行い、公表した。また、これに基づき、チェックシート・事例集を作成し、公表した。(再掲)【内閣府（男女共同参画局）】
- 誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した性別による固定的役割分担に捉われないフリーイラスト素材を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで提供を行った。(再掲)【内閣府（男女共同参画局）】
- 政府広報を活用し、幅広く丁寧な、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくため、政府広報テレビ番組内のお知らせコーナーにおいて男女共同参画週間の直前に「『男女共同参画社会』実現のために」をテーマに、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」といった考え方が、偏見や差別に繋がるということを、クイズを交えて事例を紹介し、「誰もが自分らしく生きることのできる社会」の構築を考える番組を制作した。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 総務省は、全国50か所の行政相談センターの相談窓口にも、内閣府男女共同参画局が作成した「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターを掲示し、広報に努めた。【総務省】
- 「男女共同参画週間」では、地方公共団体の具体的な男女共同参画週間の取組の掲載や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共

同参画に関する意識の浸透を図っている。(再掲)
【内閣府(男女共同参画局)】

- 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞について、男女共同参画担当大臣賞を選定・表彰し、家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開している。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】

第4節

メディア分野等と連携した積極的な情報発信

- 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関(UN Women)が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携するため、Unstereotype Alliance日本支部の活動にサポーター参加をしている。また、令和3(2021)年5月25日、26日に実施されたUAグローバルサミットにおいては、日本での内閣府の活動・取組を紹介した。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体との各種会合において意見交換と活動のサポートを行うなど、連携を図っている。【内閣府(男女共同参画局)】
- メディア分野等で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するため、メディア分野における意見交換会の場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進している。【内閣府(男女共同参画局)】

第5節

メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

- メディア分野における意見交換会を3回実施し、その中でメディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を共有・周知するとともに、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究の調査結果や作成したチェックシート・事例集の紹介を行い、メディア分野においても性別に

よる無意識の思い込みによる性別役割分担の解消に向けた取組を行うことの重要性について意見交換を行い、女性登用や意思決定過程への女性の参画拡大の促進となるよう啓発を行った。【内閣府(男女共同参画局)】

- 改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用した。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、①意思決定過程への女性の参画拡大の取組、②女性の登用について、具体的な目標を設定した取組、③取材現場における女性活躍、政策方針決定過程への女性の参画拡大の取組について、メディア分野における意見交換会に参加の経営者団体等を通じて要請した。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- メディア・行政間でのセクシュアルハラスメント事案の発生を受け、
 - ・ 政府における取材環境についての意思疎通を図っている。
 - ・ メディア分野の経営者団体等に対して、セクシュアルハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについての要請を行っている。【内閣府(男女共同参画局)、全府省】

第1節

持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調

ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進

- 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（平成28（2016）年設置）において決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施した。【外務省、関係府省】
- SDGsにおけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握するため、全248のSDGグローバル指標のうち、国連がジェンダーに関連していると公表した85指標について、現時点で測定可能な62指標を、日本政府のウェブサイトにおいて、和英併記で公表している。また、このうち17指標について、男女別データを公表している。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図った。ジェンダー平等を一層推進すべく、JICAの第5期中期目標にて、国際基準（OECD DAC推奨の基準）に基づくジェンダー案件の要件を定め、プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率に関する指標を導入し、令和4（2022）年度に20%、その後各年度5%ずつの増加を目指し、令和8（2026）年度末に40%まで引き上げることを目標とした。
【内閣府（男女共同参画局）、総務省、外務省、関係府省】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- 女子差別撤廃条約について、令和3（2021）

年9月に実施状況に関する第9回報告を国連に提出するとともに、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会へ報告した。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

- 女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めている。令和3（2021）年8月26日、外務省では、個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会には、外務省のほか、内閣官房、人事院、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省の関係者と、2名の外部講師が出席した。自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会による活動の他、個人通報制度に関する最近の状況について研究し、我が国における同制度の導入を巡る論点について議論した。【外務省、関係府省】
- 国際労働機関（ILO）の活動に関する事項について政労使の代表者間で協議を行うILO懇談会においては、未批准の条約について、男女共同参画に関連の深い条約も含めて、定期的に議論を行っている。令和3（2021）年8月のILO懇親会では、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）について意見交換を行った。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、厚生労働省、関係府省】
- 外務省は、女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知するため、女子差別撤廃委員会の現職委員5名を講師に招き、令和4（2022）年3月28日、29日の2日間にわたり「女子差別撤廃条約を知っていますか？」と題したセミナーを開催した。（再掲）その他、女子差別撤廃条約を主要なトピックの一つとして取り扱った市民社会主催のイベントにおいて、内閣府男女共同参画局長が女子差別撤廃条約の意義及び内容を周知した。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進

- 令和4(2022)年3月、国連女性の地位委員会(CSW)において、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメントの達成」をテーマに、合意結論文書が採択された。我が国からは、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が参加し、一般討論及び閣僚級円卓会合にてビデオメッセージ形式でステートメントを述べた。また、国連日本政府代表部と国内女性NGO3団体の共催で行われたサイドイベント「エシカルな意識と行動が世界を変える～環境問題へのあらゆる人の参加に向けて～」において、森まさこ内閣総理大臣補佐官(女性活躍担当)が開会挨拶を行った。さらに第4回世界女性会議にて北京宣言・行動綱領が採択されてから25周年を記念し、国連女性機関(UN Women)、メキシコ政府、フランス政府によって、ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム(Generation Equality Forum/GEF)が立ち上げられ、令和3(2021)年6月30日～7月2日にフランス会合が開催された。我が国からは、丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が「ジェンダーに基づく暴力に関する行動連合ハイレベル・イベント」にてステートメントを述べた。このほか、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信、共有により国際的な政策決定、取組方針への貢献に努めた。ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた、「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」を実施した。各国の行政官及び支援団体職員を参加者とするオンライン交流会を実施し、知見と経験を共有するとともに、国内有識者による基調講演と、同事業参加者によるパネルディスカッションからなるオンラインの公開セミナーを開催し、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)及び内閣府男女共同参画局長が登壇し、一般参加者を含めた多数の参加者と、国や地域を超えたジェンダーに基づく暴力の根絶の必要性を共有した。【内閣府(男女共同参画局)、

外務省、関係府省】

- 令和4(2022)年3月8日、「国際女性の日」に寄せて、総理大臣として史上初めて岸田文雄内閣総理大臣からメッセージを発出し、「女性の経済的自立」を政権の目玉政策である「新しい資本主義」の中核と位置付け、打てる手を全て打つ旨の決意を述べた。また、野田聖子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からもメッセージを発出し、ジェンダー平等社会の実現に向けた日本の取組についての説明と、更なる取組への決意を述べた。
【内閣府(男女共同参画局)】

エ UN Women(国連女性機関)等との連携・協力推進

- UN Womenを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図っている。令和3(2021)年、日本はUN Womenの活動を支援するための任意拠出として363万66ドルを拠出したほか、アフリカ、中東、アジア、中央アジア地域26か国にて女性の新型コロナウイルス感染予防、生計支援、女性に対する暴力の予防を中心とする支援を行った。また、同機関の執行理事会副議長として同機関の運営に積極的に貢献した。【内閣府(男女共同参画局)、外務省、関係府省】
- 令和3(2021)年6月2日、世界経済フォーラム主催イベント「The Jobs Reset Summit」における「ニューエコノミーにおけるジェンダー平等の加速」をテーマにしたセッションに丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が登壇し、コロナ下における日本の取組を紹介するとともに、ポストコロナにおけるジェンダー平等をどのように促進するかについて発言し、各国の閣僚や著名企業のCEO等と意見交換を行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- アジア開発銀行研究所主催によるシンポジウムを始めとする男女共同参画社会の推進に資するイベント等において内閣府男女共同参画局長がパネリストとして登壇し、日本政府の経済分野における女性活躍推進の取組について周知した。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応

(G7)

- 令和3(2021)年6月に英国・コーンウォールにて開催された首脳サミットにおいて首脳宣言が取りまとめられ、ジェンダー平等について、独立した項目として4つのパラグラフにわたって述べられた。具体的には、ジェンダー平等は、より良い社会を作っていくための中核であること、3つの優先事項(①女子教育、②女性のエンパワーメント、③女性と女兒への暴力の根絶)からなることが明記され、また、ジェンダーについて様々な分野で横断的に言及された。

(G20)

- 令和3(2021)年8月には、G20イタリア議長国下で、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がイタリアのサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、日本から丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)がオンラインで開会セッションに登壇し、経済分野における意思決定層への女性参画拡大やその実現のための官民連携の重要性について発言した。同会合では「STEM、金融・デジタルリテラシー、環境と持続可能性」や「労働と経済的エンパワーメント、ワーク・ライフ・バランス」等について議論されたほか、アフガニスタンの女性に関する閣僚会合も開催され、内閣府男女共同参画局長が出席した。会議終了後には、議長声明が発出された。

(APEC)

- APEC地域の枠組みにおいては、令和3(2021)年9月に女性と経済フォーラムにおいて「新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える女性の経済的エンパワーメント」をテーマに、APEC域内で取組が共有された。フォーラムの成果として「APEC女性と経済フォーラム2021声明」が採択され、ジェンダー平等と女性の経済分野での活躍を促進するための施策が取りまとめられた。我が国からは、丸川珠代内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が参加し、我が国の女性デジタル人材の育成の取組や、人生のあらゆる

る場面におけるエンパワーメントの必要性、ジェンダー統計の重要性について発言した。

(OECD)

- OECDにおいては、令和3(2021)年10月にOECD閣僚理事会(第二部)が開催され、「共通の価値」をテーマに議論が行われた。会合では、閣僚声明とともに、「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」が採択された。閣僚声明では、共通の価値としてジェンダー平等が明記され、ビジョン・ステートメントでは、全ての分析、研究及び政策提言においてジェンダー平等の視点を取り入れることが明記された。【内閣府(男女共同参画局)、外務省、経済産業省、関係府省】
- 国際会議や多国間協議において合意文書にジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する事項を盛り込むよう取り組んだ。【外務省、関係府省】

第3節

ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- 外務省では、開発協力大綱(平成27年閣議決定)及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施している。コロナ下でジェンダーに基づく暴力が増大する傾向にある中、これまで協力を展開しているメコン地域における人身取引対策支援に加え、南アジアやアフリカにおけるジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性の保護や自立を支援する協力に取り組んでいる。【外務省、関係府省】

イ 女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- 外務省では、国連安保理決議第1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画⁶

を実施し、平和構築及び人道支援・復興・開発等のプロセスへの女性の参画とジェンダー主流化を促進した。【外務省、関係府省】

- 外務省では、紛争下の性的暴力防止について、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所を始めとする関係国際機関との連携の強化を通じて、加害者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）へ200万ユーロを拠出し、コンゴ民主共和国、イラクを含む紛争影響地域での活動支援等を行った。また、SRSG-SVC事務所の活動を支援するためのコア拠出として17万7,175ドルを拠出したほか、新型コロナウイルス感染症拡大下のレバノン、ヨルダン、イラクを含む中東における紛争関連の性的暴力やジェンダーに基づく暴力被害者女性の支援を行った。【外務省、関係府省】

ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 外務省では、国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性がより多く参画することにより、国際的な分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努めた。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲

と能力のある人材の育成や、国際機関への就職支援を強化した。例えば、令和3（2021）年度も「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、平和構築・開発の分野で文民専門家として活躍できる人材の育成に取り組むとともに、国際機関等でのキャリア構築に向けた支援を実施した。【外務省、文部科学省、関係府省】

- 在外公館における主要なポスト（公使、参事官以上）について、令和2（2020）年40名（女性割合7.4%）から令和3（2021）年43名（女性割合7.5%）に増加した。【外務省】

エ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化

- 令和3（2021）年6月には丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と駐日女性大使の懇談会を開催し、8月にはノルウェーの文化・平等担当大臣、米国副大統領夫人の訪問を受け、ジェンダー平等の取組についての意見交換を行った。令和4（2022）年3月には、野田聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が駐日米国大使館主催の全米女性史月間記念レセプションでジェンダー平等の達成に向けてスピーチを行った。また、令和4（2022）年3月に、在パラグアイ日本大使館と在ジャマイカ日本大使館でセミナーを開催し、邦人講師から日本の男女共同参画の取組を紹介し、現地の専門家との意見交換を行った。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

IV 推進体制の整備・強化

第1節 国内の推進体制の充実・強化

- 第5次男女共同参画基本計画について、目標達成に向けて実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議の有識者議員（12名）を改選した。また、男女共同参画会議の専門委員

（16名）を改選した上で、新たに2つの専門調査会（「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」）を設置した。

【内閣府（男女共同参画局）】

- 男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成）、すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議

⁶ 女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議である「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」（2000年10月、国連安全保障理事会にて採択）を踏まえ、2015年以降、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定・実施。現在の第2次行動計画（2019～22年）では、①参画、②予防、③保護、④人道・復興支援、⑤モニタリング・評価の5つの項目について、年次評価報告書を隔年で策定。

決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。)については、令和2(2020)年度に引き続き連携を強化し、両本部の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定した。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】

- 内閣府は、有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表からなる男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議が開催した全体会議(令和3(2021)年11月9日)、「聞く会」(令和4(2022)年3月10日)において、男女共同参画に関する施策についての周知及び意見交換を行った。また、経済分野における女性の活躍推進や若年層に対する啓発、女性の経済的自立をテーマとした活動を行っている。【内閣府(男女共同参画局)】
- 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体(地方公共団体、独立行政法人国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映した。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

- 男女共同参画会議の下に新たに2つの専門調査会(「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」)を設置し、令和3(2021)年4月から6月にかけて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に関する調査審議を行った。さらに、同年9月以降、第5次男女共同参画基本計画の実行状況の監視や、女性の経済的自立、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等、各分野における女性活躍の推進などの「女性活躍・男女共同参画の重点方針」策定に向けて集中的に議論すべき課題、女性に対する暴力の防止や被害者支援などについて、各府省の局長・審議官出席の下、計13回調査審議を行った。同年11月29日、岸田内閣発足後初の開催となる男女共同参画会議において、令和4(2022)年

度の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」(女性版骨太の方針)の策定に向けて、基本となる4つの柱立て(①女性の経済的な自立、②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、③男性の家庭・地域社会における活躍、④女性の登用目標達成)を決定した。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

- 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会の意見を踏まえ、令和3(2021)年6月16日、すべての女性が輝く社会づくり本部(第11回)・男女共同参画推進本部(第21回)合同会議において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定し、各府省の概算要求に反映させた。【内閣官房、内閣府(男女共同参画局)、全府省】
- 男女共同参画会議において、第5次男女共同参画基本計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証するため、各府省の男女共同参画関係予算の取りまとめを行った。その際、これまで男女共同参画関係予算として計上されていた、男女共同参画の推進に間接的な効果を及ぼす施策・事業に関連する予算を除外して集計を行うこととし、実態に即した予算を把握するための抜本的な見直しを行った。【内閣府(男女共同参画局)】
- 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、令和4(2022)年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(令和3年6月30日統計委員会建議)にジェンダー統計の充実が盛り込まれたことを踏まえ、関連する予算及び人員が拡大されることとなった。また、ジェンダー統計の充実、活用に向けた課題を把握するため、研究者、大学教員等を対象に、ジェンダー統計に関するニーズ調査を実施した。さらに、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討するための調査を開始した。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努めている。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法(平成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進している。【全府省】

- 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングを行っている。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和2（2020）年9月から「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の性別によって雇用や生活等に与えている影響について、男女別データを活用した調査・分析を行うとともに、議論を進めた。令和2（2020）年11月に同研究会から緊急提言が行われ、令和3（2021）年4月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」の取りまとめを行った。緊急提言や報告書については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に盛り込まれるとともに、政府の補正予算や経済対策等に反映された。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 令和3（2021）年5月から「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催し、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、データを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、議論を行った。研究会は、令和4（2022）年4月末までに計11回開催し、女性の人生と家族形態の変化・多様化などについて様々な角度から議論を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」を実施し、結果を公表するとともに、「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」を実施した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査・研究を進めている。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- 政府が後援する行事等においては、登壇者や発言者等の性別に偏りが無いよう努めることとするよう、全府省に対し働きかけ、令和3（2021）年10月までに、全府省において、後援等名義に関する規程等に必要な改正を行い、施行した。また、令和4（2022）年1月に、地方公共団体に対して、主催・後援する行事等において、登壇者や発言者等の性別に偏りが無いよう努めることを要請した。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- 男女共同参画施策の情報発信・広報活動
 - 内閣府では、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用し情報発信・広報活動を実施しており、更なる強化を目的として、以下の改善等を実施した。
 - ①ホームページの抜本的な改善
 - ・ 内閣府男女共同参画局のホームページについて、ユーザビリティを考慮し、重要な施策や情報をトップページの「主な政策」のバナーを増やすとともに、整理をすることで情報を探しやすくなるよう抜本的な改善をした。また、ホームページ上のリンクが切れている箇所を適切なリンク先に設定し直した。
 - ・ これまでホームページ内に点在していた「動画」や「パンフレット・リーフレット類」を集約した。
 - ・ 男女共同参画に関する幅広いデータと現状の取組をまとめた「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」をホームページに掲載し、毎月更新を行っている。
 - ・ 令和3（2021）年度から、毎週「男女共同参画に関するデータ」を選定し掲載している。
 - ②Twitterの開設
 - ・ SNSの情報発信では、従来からFacebookや内閣府のTwitterを活用していたところ、令和3（2021）年度においては、更なる情報発信の強化を図るため、内閣府男女共同参画局Twitterを開設した。これにより、Twitter上における男女共同参画局の情報が集約され、局が発信した情報について簡単にアクセスすることができるようになった。
 - ・ 配信については、FacebookとTwitterそれぞれの特性を考慮したものとしている。
 - ③メールマガジンの刷新
 - ・ メールマガジンについて、これまでメール本文のみで発信していたところ、ユーザビリティを考慮し、当該方式を改めた。Wordファイルにおいて文章を簡潔に記載するとともに、色文字、画像などを使い、より親しみやすい工夫した。
 - ・ 配信においては、PDFデータに変換したも

のをホームページに掲載し、リンクをメールに貼り、メール本文の記載については、メールマガジンの掲載情報の一覧性を考慮し、簡潔に内容を記載することとした。

④ 広報戦略会議の実施

- ・ 内閣府男女共同参画局では、令和3（2021）年度から、隔週で広報戦略会議を開催することとし、2週間のホームページのアクセス数、SNS分析などについて局内で共有することで、より効果的な広報活動にいかしている。

- 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。【内閣府（男女共同参画局）】

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- 市町村男女共同参画計画の策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供等により、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促している。【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援した。また、各地方公共団体に対して、自主財源の確保を働きかけた。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 新たな国土形成計画の策定に向けた国土審議会計画部会において、内閣府男女共同参画局長が地域における男女共同参画の現状や取組・課題について、説明を行い、男女共同参画に向けた取組について、理解を深めた。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるように、内閣府では、男女共同参画センター等の管理者等に対し、情報交換会（センター長会議）を実施し、関係施策や好事例等の共有を行うとともに、地方公共団体に対して、男女共同参画主管課長等会議等を通じて、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めていくために、男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会（センター長会議）を実施し、必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、参加者がグループ討議を通じて、各地域の男女共同参画センター等が抱える課題等について共通認識を深め、他地域の取組の情報の積極的な活用を図った。また、研修の実施や専門家の派遣、関係団体で実施する研修での講演を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成の支援を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等の状況をアンケート調査等により把握し、事例の収集を行った。【内閣府（男女共同参画局）】
- 男女共同参画センターに対し、オンラインを活用した男女共同参画センター間の相互支援ネットワークへの参加を促すとともに、オンラインによる事業を行えるよう、専門家の派遣等を通じて支援する措置の活用を促した。【内閣府（男女共同参画局）】
- 令和3（2021）年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の運営を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組み

を強化した。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- 独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っており、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進している。【文部科学省】

エ 男女共同参画の実現に向けた気運醸成

- 内閣府では、平成13(2001)年度から「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)を実施している。令和3(2021)年度は、「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」をキャッチフレーズとして、「男女共同参画社会に向けての全国会議」を開催し、併せて、「男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)」を実施した。

また、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」(受賞者11名)、「女性のチャレンジ賞(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)」(女性のチャレンジ賞:受賞者5名、受賞団体1件、女性のチャレンジ支援賞:受賞者1名、受賞団体3件、女性のチャレンジ賞特別部門賞:テーマ「困難な状況に置かれているひとり親家庭への支援」、受賞団体2件)を始めとした各種の表彰を行った。【内閣府(男女共同参画局)】

第2部

令和4年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1分野

第1節 政治分野

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、政治分野における男女共同参画の推進は、政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組む。

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ① 各政党における人材育成や両立支援、ハラスメント防止に関する取組状況等を調査し、公表する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 政治分野における男女共同参画の推進に資する諸外国の取組事例について調査を行い、広く情報提供を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ③ 令和4年4月に公表した政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、情報提供等を行う。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資する取組を行う。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組、議会運営上の工夫や住民参加の取組等を含めたデジタル化への対応等について情報提供を行う。【総務省】

- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ③ 地方議会や地方公共団体における、議員活動と家庭生活との両立支援や、人材の育成等の事例を収集し、広く情報提供を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ④ 政治分野における男女共同参画の推進に資する諸外国の取組事例について調査を行い、広く情報提供を行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑤ 令和4年4月に公表した政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、各議会等に対し情報提供等を行う。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- ① 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進する。毎年、「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、内閣府男女共同参画局ホームページで公表する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行う。【総務省】

エ 人材の育成に資する取組

- ① 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報について、広く発信する。【内閣府（男女共同参画局）】

第2節 司法分野

ア 検察官

- ① 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組等を更に推進（活躍事例の提供、メンター制度を始めとした女性検察官への支援等）する。【法務省】
- ② 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。【法務省】
- ③ 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、検察官、裁判官、弁護士など司法分野における女性の参画状況を毎年公表する。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 法曹養成課程

- ① 法科大学院の公的支援の枠組や、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組例を各法科大学院に共有することなどを通じて各法科大学院における女性法曹輩出のための取組を促す。【文部科学省】

第3節 行政分野

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（ア）国家公務員に関する取組

- ① 各府省等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定した行動計画の仕組みを活用して、取組を積極的に推進する。その際、働き方改革や女性の採用・登用の拡大等について定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」¹に基づき各府省等が策定した取組計画の内容と整合性を図るものとする。また、各府省等において、数値目標を設定した事項の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表する。【内閣官房、【内閣府（男女共同参画局）、全府省】
- ② 各府省等、衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局、国立国会図書館及び最高裁判所等の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ③ 女性の国家公務員志望者の拡大に資するため、各府省等や大学等と連携し、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等に関する効果的な情報提供を行うことで、より多くの女子学生等の進路選択を公務志望に結び付けていく。あわせて、第5次男女共同参画基本計画における国家公務員採用試験からの女性の採用割合、技術系区分の女性の採用割合に係る目標等の実現に向け、ホームページやSNSなどによる情報発信の強化や、オンライン配信等を積極的に活用した説明会やイベントの開催、国家公務員の業務内容や働き方等が具体的に伝わる動画等の作成及びそれを活用した広告など、幅広い層に対する戦略的な広報活動を積極的に実施する。さらに、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採用・登用に取り組む。【内閣官房、全府省、（人事院）²】

¹ 平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。

④ 女性職員の登用拡大に向けて、職域の固定化を解消するなど積極的な職域の拡大、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備を進める。また、出産・育児期等の前後又は育児期で時間制約があるような場合でも、本人の意向を考慮し、働く場所や時間の柔軟化を活用するなどして重要なポストを経験させ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める。

【内閣官房、全府省、(人事院)】

⑤ キャリアパスにおける転勤の必要性について再検討を行い、育児、介護等がキャリアパスの支障にならないよう職員に対する十分な配慮を行う。

【内閣官房、全府省】

⑥ 事務次官等が職員の勤務状況を直接把握した上で、超過勤務の徹底した削減や各種休暇の取得促進を行う。また、テレワークやフレックスタイム制等を活用した働く時間と場所の柔軟化等の働き方改革を進める。

人事院においては、令和4(2022)年1月から開催している有識者による研究会において、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について検討を行う。【内閣官房、全府省、(人事院)】

⑦ 特に男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促すべく、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児休業等を取得できるような環境の実現に向けて、組織の実情を踏まえて必要な工夫も加えつつ、管理職による本人の意向に沿った取得計画の作成、取得中の業務運営の確保、幹部職員のリーダーシップ発揮、人事当局の積極的な関与、人事評価への反映等の育児休業等の取得に向けた取組を進める。また、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業等の取得を呼びかけるとともに当該取組を着実に定着させる。【内閣官房、全府省】

⑧ 女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や行動変容を促すため、管理職向けの研修を進める。【内閣官房、全府省】

⑨ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バ

ランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するため、マネジメントに係る行動の能力評価における重点的な評価や、業績評価におけるマネジメントに関する目標の設定・評価等の取組を進めるとともに、多面観察、職員のエンゲージメントや職場環境調査等の結果を踏まえた取組等を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図る。【内閣官房、全府省、(人事院)】

⑩ ハラスメントの防止等のための人事院規則等に基づき、各府省においてハラスメント防止対策が円滑かつ効果的に実施されるよう、ハラスメント防止週間の設定等の職員に対する一層の周知啓発、ハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催、研修教材の提供等を行う。【内閣官房、全府省、(人事院)】

⑪ 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。【内閣官房、全府省、(人事院)】

⑫ 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進める。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

(イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大

① 毎年2回「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を実施し、各審議会等の女性委員の人数・比率について調査・公表するとともに、委員等に占める女性の割合が40%未満の全ての審議会等について、その要因と目標達成に向けた今後の方策について所管府省に回答を求め、その内容を公表する。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

② 審議会等委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。【関係府省】

² (人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。以下同じ。

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

- ① 毎年「独立行政法人等女性参画状況調査」を実施し、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役員や管理職に占める女性の割合等について調査し、公表する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 地方公務員に関する取組

- ① 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、比較できる形での「見える化」を行う。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ② 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方公務員における女性の参画状況等を毎年公表する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ③ 女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与等による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから前後に将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を促進する。また、女性人材の外部からの採用・登用を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ④ 原則全ての職員を対象とするフレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や時間外勤務の上限規制の適切な運用等を通じた時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を行う。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ⑤ 管理職の意識変革を促すとともに、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職が人事評価において適切に評価されるよう促進する。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ⑥ 男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、

周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】

- ⑦ 地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進する。【総務省】
- ⑧ 市区町村における旧姓使用に関する規定等の整備状況を調査・公表するとともに、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを促進する。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ⑨ 地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を促進する。【総務省】
- ⑩ 非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発の実施や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進する。あわせて、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、「会計年度任用職員」制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた処遇の確保を促進する。【総務省】
- ⑪ 警察では、令和8（2026）年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で12%程度とすることを目標として、各都道府県警察においてそれぞれが策定している計画等を踏まえて女性警察官の採用・登用の拡大に向けた取組を推進していくほか、都道府県警察の幹部職員に対する男女共同参画に関する施策についての教育を実施するなどして、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できるような取組を推進する。【警察庁、総務省】

(イ) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

- ① 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第4節 経済分野

ア 企業における女性の参画拡大

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられた取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、法の実効性の確保を図るとともに、企業向けの相談会・説明会の実施やコンサルティングにより女性活躍の取組を行う中小企業等を支援する。
【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ② 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。）に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。
【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ③ 企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知する。また、企業の多様性確保を含むサステナビリティ開示の充実のため、有価証券報告書における開示項目の検討を行う。
【金融庁】
- ④ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報等の集計及び公表を通じ、女性の活躍に積極的

に取り組む企業の評価につながるよう努める。【内閣府（男女共同参画局）】

- ⑤ 女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、令和2（2020）年度に策定した、「ダイバーシティ経営診断シート2.0行動ガイドラインや手引き等の各種ツール」や企業事例の普及等を通じ、企業における取組を促進する。【経済産業省】

イ 女性の能力の開発・発揮のための支援

- ① 長期的な視野から女性リーダーを養成していくため、学校等における女性リーダーの養成プログラムの開講を促す。【文部科学省】
- ② 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」の利用者増加に向けた取組の検討を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ③ 男性の経営者や地方公共団体の長に対し「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言への参加を促し、それぞれの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進する。特に、地方の企業や中小・小規模事業の経営者へ参加の輪を拡げていく。【内閣府（男女共同参画局）】
- ④ 女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPO等などの多様な主体による連携体制の下、一般事業主行動計画の策定が義務化されている中小企業が行う同計画策定への支援など、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う取組に対し、地域女性活躍推進交付金より引き続き支援する。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 女性起業家に対する支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。【経済産業省】
- ② 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルの可視化や女性に寄り添った支援事例等のノウハウについて、支援者や支援機関、男女共同参画センター等に普及を図る。令和2（2020）年12月に設立

した「わたしの起業応援団」を通じ、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進していく。また、支援者の育成のための研修等も実施する。【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】

- ③ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すた

め、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。【経済産業省】

第5節 専門・技術職、各種団体等

- ① 各分野における関連施策を着実に実施し、女性の参画拡大を推進する。【関係府省】

第2分野

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節 ワーク・ライフ・バランス等の実現

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

- ① 法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化を行う。【厚生労働省】
- ② 年次有給休暇の取得促進のため、連続した休暇を取得しやすい時季を捉えた集中的な広報の実施等により機運の醸成を図る。【厚生労働省】
- ③ 勤務間インターバル制度について職種・業種等の特性を踏まえつつ、導入マニュアルや好事例の周知等により企業への導入促進を図る。【厚生労働省】
- ④ 労働時間等の設定に関する特別措置法（平成4年法律第90号）の周知を図り、労使の自主的な働き方の見直しを促進する。【厚生労働省】
- ⑤ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月閣議決定）を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保等、職場における健康確保対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑥ 改正された女性活躍推進法等に基づき、(i)職業生活に関する機会の提供と(ii)職業生活と家庭生活

との両立に資する雇用環境の整備の両面からの目標設定や、情報公表を促進する。【厚生労働省】

- ⑦ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。【厚生労働省】

イ 多様で柔軟な働き方の実現

- ① 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。
 - ・ 労働者が育児休業や介護休業等を取得して、継続就業できるよう育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の履行確保を図る。また、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの創設、本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした個別の労働者に対する休業制度等の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進すること等を内容とする改正育児・介護休業法が令和3（2021）年6月に成立したところであり、この改正内容についても周知、履行確保を図る。【厚生労働省】
 - ・ 短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合であっても、その月の社会保険料を免除することを内容

とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により健康保険法等の改正を行ったところであり、令和4（2022）年10月からの円滑な施行を図る。

- ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援する。【厚生労働省】
- ・ 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成金を支給する。【厚生労働省】
- ・ 時間単位の年次有給休暇制度について、周知リーフレットの配布、働き方・休み方改善ポータルサイトでの導入事例の掲載等により企業への導入促進を図る。【厚生労働省】
- ・ 労働者一人一人のライフステージに応じ、勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度を導入する上での留意事項や企業の取組事例を周知する。【厚生労働省】
- ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進のため、中小企業に対するテレワーク導入経費の助成や、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置など、各種支援策を推進する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 効率的・自律的に働ける制度であるフレックスタイム制度の導入時における適切な労務管理の徹底を図る。【厚生労働省】
- ・ 転勤に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転勤に関する雇用管理のポイントを整理した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を通じて、労働者の仕事と家庭生活の両立の推進を図る。【厚生労働省】
- ・ 勤務地を指定した働き方を選択し、正社員としてのキャリアを継続できる「勤務地限定正社員」を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面による確認が確実に行われるよう、

勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策について検討する。【厚生労働省】

- ・ 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアルの周知、企業等を対象とした研修会・シンポジウムの実施、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、実際に利用させた中小企業事業主に対する助成金の支給、従来の「くるみん」認定制度における新たな「プラス」認定制度の創設等を通じ、その導入に取り組む事業主を支援し、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進する。【厚生労働省】
- ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、中小企業が抱える課題の解決に資する女性やシニア等を含む多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行う。【厚生労働省、経済産業省】
- ② 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促す。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】
- ③ 「少子化対策地域評価ツール」の活用促進等により、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進する。【内閣官房】
- ④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する調査研究及び好事例の情報提供を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑤ 企業・団体の経営者・管理職・担当者や仕事と生活の調和に取り組むすべての人が取組にいかせるよう、仕事と生活の調和に関するメールマガジン「カエル！ジャパン通信」を配信し、好事例の情報提供を行う。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- ① 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱い

や、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進する。【厚生労働省】

- ② 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）について、引き続き推進する。【金融庁、厚生労働省】
- ③ 啓発活動や参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図る。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、厚生労働省】
- ④ 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。【国土交通省】
- ⑤ 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親共に参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援する。【厚生労働省】
- ⑥ 関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して、配偶者の出産直後の子育てを目的とした休暇取得の促進を図る理念に賛同する企業とも協力して、さんきゅうパパロゴマークを利用した広報啓発等を実施する。【内閣府】
- ⑦ 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備されるよう、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が仕事と介護の両立に関する制度等の知識を習得するための研修カリキュラムを策定するなど、家族を介護する労働者に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組む。【厚生労働省】

Ⅱ 女性の就業継続に向けた人材育成

- ① 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。【厚生労働省】
- ② 労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を促

進し、再就職時の職業能力に基づいた評価にも資するよう、業界共通の職業能力評価の物差しとなる技能検定を始め、企業・労働者双方に活用される職業能力評価制度の整備を推進する。【厚生労働省】

- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行う。【厚生労働省】

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

- ① 法違反があった場合には是正指導を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保に取り組み、事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保する。【厚生労働省】
- ② コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないようコース別雇用管理についての指針や間接差別の範囲を定めた省令の周知徹底を図る。【厚生労働省】
- ③ 男女雇用機会均等法等の関係法令や、制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に周知するとともに、学校等の教育機関においても、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導を通じて、その制度等の趣旨の普及に努める。【文部科学省、厚生労働省】
- ④ 男女雇用機会均等に関する労使紛争については、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図る。【厚生労働省】
- ⑤ 固定的な性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、改正された女性活躍推進法の施行後5年の見直しを積極的に検討する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】

イ 男女間の賃金格差の解消

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、男女間の賃金格差の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、えるばし・プラチナえるばし認定の取得促進等の取組を推進する。【厚生労働省】
- ② 女性が多い職種における賃金の実態等について、調査分析を行う。【内閣府（男女共同参画局）】

ウ 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止等

- ① 企業におけるハラスメント防止措置の推進を図るため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、改正された男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るほか、12月を「ハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発を行う。【厚生労働省】
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びそれらの指針の履行確保に取り組む。【厚生労働省】
- ③ フリーダイヤル・メール・SNSによるハラスメント被害者等からの相談対応事業を実施する。【厚生労働省】
- ④ 就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、改正された男女雇用機会均等法に基づく指針で示した望ましい取組の周知啓発や、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応するとともに、問題のある企業を把握した場合は指導等を行う。
また、大学等の対応事例について学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行う。さらに、就職活動中の学生等に対するハラスメント対策事例集の作成を行う。【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ⑤ 性的指向・性自認（性同一性）に関するハラス

メント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進する。【厚生労働省】

- ⑥ 近年増加している顧客等からの著しい迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」）の防止を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを活用した企業向け研修会を実施する。【厚生労働省】

第3節

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられた取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、法の実効性の確保を図るとともに、企業向けの相談会・説明会の実施やコンサルティングにより女性活躍の取組を行う中小企業等を支援する。（再掲）【内閣官房、内閣府（男女共同参画局）、総務省、厚生労働省】
- ② 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ③ 企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報

告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を取りまとめ、周知する。また、企業の多様性確保を含むサステナビリティ開示の充実のため、有価証券報告書における開示項目の検討を行う。

（再掲）【金融庁】

- ④ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報等の集計及び公表を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業の評価につながるよう努める。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑤ 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。【厚生労働省】
- ⑥ ライフプランに応じた上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングやスポンサリングを含むキャリア形成支援プログラムの開発・実施、女性管理職のネットワークの構築等の取組を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ⑦ 学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。【文部科学省】
- ⑧ 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。【厚生労働省、国土交通省】
- ⑨ 観光分野における女性活躍推進に向けて、女性を含む人材の確保や、副業・兼業の推進や都市部IT人材のリモートワークによる活用など、新たな働き方を取り入れた人材活用の取組をモデル事業として実施し、地域において女性を含む人材の活躍を促進する。【国土交通省】

第4節

非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進

- ① 令和2（2020）年4月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び改正された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の円滑な施行に取り組む、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る。【厚生労働省】
- ② 地域別の最低賃金については、その引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。こうした考えのもと、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。【厚生労働省、経済産業省】
- ③ キャリアアップ助成金の活用促進等により非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を推進する。【厚生労働省】
- ④ 非正規雇用労働者の能力開発を図り、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを推進する。また、キャリア形成サポートセンター事業等を通じてキャリアコンサルティング機会の充実に取り組む。さらに、公的職業訓練について、地域における産業の動向やニーズを踏まえて訓練の内容を見直し、必要な訓練を実施する。【厚生労働省】
- ⑤ 正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援セ

ンター」において職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を図る。【厚生労働省】

イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進

- ① 有期契約労働者について、労働契約法（平成19年法律第128号）に規定されている無期労働契約への転換（無期転換ルール）等の更なる周知徹底を図る。【厚生労働省】
- ② 派遣労働者について、労働者派遣法に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との不合理な待遇差の解消を図るとともに、正規雇用労働者化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置等を通じた一層の雇用の安定と保護等を図る。【厚生労働省】
- ③ 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業、産後パパ育休及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を行うとともに、利用環境を改善する。【厚生労働省】
- ④ 令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大に向けて、準備・周知・広報を行う。【厚生労働省】
- ⑤ 非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、助成等により企業の取組を支援する。【厚生労働省】
- ⑥ 行政機関で働く非常勤職員³について、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図るとともに、非常勤職員の制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き配慮や助言を行う。国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29（2017）年5月に、平成30（2018）年度以降、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与の支給を開始すること等について各府省等間で申し合わせており、着実に処遇改善が進んできているところであり、引き続き、本申合せに沿って、非常勤職員の処遇改善を進めていく。また、国の行政機関で働く非常勤職員の休暇・休業については、令和3（2021）年度に措置された不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）等の

新設、育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について内容の周知を図る。

総務省では、「会計年度任用職員」制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた処遇の確保を促進する。地方公共団体で働く会計年度任用職員の休暇・休業については、国家公務員と同様に、不妊治療のための休暇の新設や育児休業・介護休暇の取得要件の緩和等について職員に周知が行われ、制度の活用が図られるよう、総務省として、各地方公共団体の取組を促していく。【内閣官房、総務省、（人事院）】

第5節

再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

ア 再就職等に向けた支援

- ① 子育て中の女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを拡充し、オンラインによる就職支援や、SNSを活用した情報発信を実施するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と家庭が両立しやすい求人確保、再就職支援に資する各種セミナー等を実施する。また、公的職業訓練において、介護分野や医療事務分野など多くの女性が活躍している分野での訓練コースの設定、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコースの設定、子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コースや短時間の訓練コースによる支援等を実施する。【厚生労働省】
- ② 再就職希望者を含む社会人等の就労、スキルアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるためのリカレント教育を推進し、学び直し等の充実を図る。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

イ 起業に向けた支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。（再掲）【経済産業省】

³ 国の期間業務職員等や地方の会計年度任用職員をいう。

- ② 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルの可視化や女性に寄り添った支援事例等のノウハウについて、支援者や支援機関、男女共同参画センター等に普及を図る。令和2（2020）年12月に設立した「わたしの起業応援団」を通じ、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進していく。また、支援者の育成のための研修等も実施する。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、経済産業省】
- ③ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。（再掲）【経済産業省】

ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

- ① 商工業等の自営業も含む小規模事業者の実態の把握及び課題抽出に努める。【経済産業省】
- ② 女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する。

【財務省】

- ③ 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。【厚生労働省】
- ④ フリーランスについて、多様な働き方の拡大、高齢者雇用の拡大などの観点からも、これを安心して選択できる環境を整えるため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」について、周知・活用を図る。

その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

また、令和2（2020）年11月から、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置しており、引き続き丁寧な相談対応を行う。

さらに、労働者災害補償保険の活用を図るための特別加入制度について、令和2（2020）年内を目途に対象の拡大を行う。【内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省】

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第1節

地方創生のために重要な女性の活躍推進

ア 地方の企業における女性の参画拡大

- ① 女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回

復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援など、地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った支援を行う「寄り添い支援型」を、「寄り添い支援型プラス」として、生理用品の提供を可能とする。また、地域女性活躍推進交付金による事業の採択に当たり、継続事業についても予算

の範囲内で交付を可能とする。なお、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。【内閣府（男女共同参画局）】

- ② 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。【内閣官房、内閣府】
- ③ 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について地方創生推進交付金を活用して支援する。【内閣官房、内閣府】
- ④ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。(再掲)【経済産業省】
- ⑤ 男性の経営者や地方公共団体の長に対し「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言への参加を促し、それぞれの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進する。特に、地方の企業や中小・小規模事業の経営者へ参加の輪を拡げていく。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- ⑥ 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の取組を促進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられた取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、法の実効性の確保を図るとともに、企業向けの相談会・説明会の実施やコンサルティングにより女性活躍の取組を行う中小企業等を支援する。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑦ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑧ 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」の利用者増加に向けた取組の検討を行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- ⑨ 建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。(再掲)【厚生労働省、国土交通省】
- ⑩ 観光分野における女性活躍推進に向けて、女性を含む人材の確保や、副業・兼業の推進や都市部IT人材のリモートワークによる活用など、新たな働き方を取り入れた人材活用の取組をモデル事業として実施し、地域において女性を含む人材の活躍を促進する。(再掲)【国土交通省】
- ⑪ 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。(再掲)【経済産業省】
- ⑫ 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルの可視化や女性に寄り添った支援事例等のノウハウについて、支援者や支援機関、男女共同参画センター等への普及を図る。令和2(2020)年12月に設立した「わたしの起業応援団」を通じ、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家

の成長・発展を促進していく。また、支援者の育成のための研修等も実施する。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、経済産業省】

イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現

- ① 各地方公共団体において、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちのにぎわいなどの要素による地域特性の「見える化」等を通じて、具体的な取組を分野横断的に検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用を促進すること等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、地域の実情に応じて行われる地方公共団体の取組への支援策も活用しながら、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進する。【内閣官房】
- ② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。(再掲)【厚生労働省】
- ③ 多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援する。(再掲)【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進のため、中小企業に対するテレワーク導入経費の助成や、テレワークに関する労務管理とICT(情報通信技術)の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置など、各種支援策を推進する。(再掲)【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、中小企業が抱える課題の解決に資する女性やシニア等を含む多様な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行う。(再掲)【厚生労働省、経済産業省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資する取組を行う。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組、議会運営上の工夫や住民参加の取組等を含めたデジタル化への対応等について情報提供を行う。(再掲)【総務省】
- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- ④ 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

エ 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、また、固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する取組を行うとともに、それらの情報発信を行う。【内閣府(男女共同参画局)】
- ② 「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。【内閣府(男女共同参画局)】

第2節

農林水産業における男女共同参画の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- ① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、女性の登用の促進や具体的な目標の設定等についての働きかけを行う。
【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、農林水産省】
- ② 地域の農業を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、実践型研修を実施する。【農林水産省】
- ③ 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けた融資を活用して、役員等への女性登用を促進する。【農林水産省】
- ④ 女性農業者のネットワークづくりなどに関する好事例を展開するとともに、その取組や経験を継承していくための世代間交流を促進する。【農林水産省】
- ⑤ 地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。【農林水産省】
- ⑥ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化する取組について女性農業者の参画を推進する。【農林水産省】
- ⑦ 地域の林業を支える女性リーダーを育成するためのセミナー開催や、セミナー受講者による林業就業促進活動に対して支援する。また、林業や山村地域の活性化を促進するため、女性林業者等による森林資源をいかした新規事業の開発や既存事業の拡充に対して支援する。【農林水産省】
- ⑧ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国

各地への普及を図る。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- ① 認定農業者の農業経営改善計画申請の際の共同申請を推進することにより、女性の農業経営への参画を推進する。【農林水産省】
- ② 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作る。【農林水産省】
- ③ 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進する。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進する。【農林水産省】
- ④ 女性の活躍推進に取り組む優良経営体（WAP：Women's Active Participation in Agriculture）や女性農林漁業者の活躍の事例の普及を推進する。【農林水産省】
- ⑤ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。【農林水産省】
- ⑥ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援する。【農林水産省】
- ⑦ 女性農業者への支援と老後生活の安定等のため、農業者年金への加入を促進する。【農林水産省】
- ⑧ 労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進する。また、農林水産業で働く女性にとっても扱いやすく、かつ高性能な機械の開発や普及など、スマート農林水産業の推進を行う。【農林水産省】
- ⑨ 女性農業者の子育てと仕事の両立を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援する。【農林水産省】
- ⑩ 女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信する。【農林水産省】

第3節

地域活動における男女共同参画の推進

- ① P T A、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。【内閣府(男女共同参画局)、総務省、文部科学省、関係府省】

- ② 学校・保育所の保護者会(P T A等)や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女共に多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。【内閣府(男女共同参画局)、総務省、文部科学省、関係府省】

第4分野

科学技術・学術における男女共同参画の推進⁴

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- ① 科学技術・学術関連機関の理事長・学長・研究所所長の女性比率を把握し、公表する。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ② 男女共同参画会議、総合科学技術・イノベーション会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ等において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた具体的な取組を明記する。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】
- ③ 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。【内閣府、文部科学省】
- ④ 日本学術会議において、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言等を行う。【内閣府】

- ⑤ 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析し、改善策を見出す。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省、文部科学省、関係府省】

イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

- ① 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。【内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、関係府省】
- ② 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用及び各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進する。【内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、関係府省】
- ③ 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材をいかした経営の重要性を理

⁴ 国立大学や私立大学などの教育研究機関は、第2分野の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」に記載されている施策の対象となる。例えば、労働基準法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法などの法律の適用対象である。

解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、関係府省】

- ④ 男女双方に対する研究と出産・育児、介護等との両立支援や、女性研究者の研究力向上及び上位職への登用の推進、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する。【文部科学省】

第2節

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

- ① 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施の促進を検討する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ② 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を評価する方法を検討する。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- ③ 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、採択条件に、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する方法を検討する。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- ④ 多様な価値観を持つ評価者の育成や配置、研究現場における性別役割分担など固定観念の打破、性別や年齢による差別がない人事運用や優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用等の促進を検討する。【内閣府、文部科学省、関係府省】

第3節

男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備

ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- ① 大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な

働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など、夜間保育の実施等を促進する。【文部科学省、厚生労働省】

- ② 男女の研究者向けの柔軟な勤務体制の構築や研究支援員の配置など、女性研究者のみでなく男女が共に育児や介護を担っていくことへの支援を積極的に進める大学等を支援する。【文部科学省】
- ③ 育児・介護等により研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間の延長や中断後の研究再開を認める等、ライフイベントが発生しても研究を継続できるよう競争的研究費制度の取組の促進について検討する。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- ④ 若手研究者のポスト拡大に向けた施策や、若手研究者向けの研究費等の採択において、育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件となるよう促す競争的研究費制度の取組の促進について検討する。【内閣府、文部科学省、関係府省】
- ⑤ 博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰することができるよう支援する。【文部科学省】

イ 大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントの防止

- ① 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。【文部科学省】

第4節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- ① Society 5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の教育を強化するべく、オンラインシンポジウム等を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、経済産業省、デジタル庁】
- ② スーパーサイエンスハイスクールの充実等、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める。【文部科学省】
- ③ 好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業による取組を促進する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ④ 国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映する。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者を始め子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援する。【文部科学省】
- ⑤ 理工系チャレンジの取組や理工系女子応援ネット

ワーク会議（関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る理工系チャレンジの活動を支援するための体制）を通して、地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。【内閣府（男女共同参画局）】

- ⑥ 大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- ⑦ 海洋人材の育成に当たっては、新たに建造する高専の練習船を始めとした船舶において、居住環境を含め、女性に配慮した環境整備を促進する。【文部科学省】

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- ① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に取り組み、女子生徒の理工系進路選択を促進するための調査研究を行う。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、文部科学省】

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々の課題を重要テーマとして設定し、効果

的な広報啓発を一層推進する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図る。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府

省】

- ② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。

【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- ③ 「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」に基づき、配偶者等からの暴力を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進する。

内閣府では、DV相談プラスを実施して、多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間電話相談対応、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行う。また、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビを実施する。さらに、民間シェルター等と連携して取組を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行う。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- ④ 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等を推進する。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施する。さらに、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を運営し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実に努める。【内閣府（男女共同参

画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑤ 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、厚生労働省】

- ⑥ 男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象とした研修を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- ⑦ 被害者と直接接することになる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- ⑧ ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑨ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。【法務省】

- ⑩ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。【法務省、文部科学省】

- ⑪ 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実に努めるため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実に努める。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

- ⑫ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・

官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

⑬ 婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速するとともに、被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。その際、行政、有識者、民間団体等が連携し、実態把握を進める。【厚生労働省】

⑭ 重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。【警察庁、関係府省】

⑮ 男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、次回の調査に向けて、必要な検討を行う。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第2節 性犯罪・性暴力への対策の推進

① 性犯罪に適切に対処するための法整備についての法制審議会の答申が得られたときは、それを踏まえて所要の措置を講ずる。【法務省、関係府省】

② 監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

③ 男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、次回の調査に向けて、必要な検討を行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

④ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の活用についての広報や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。【警

察庁】

⑤ 性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう、必要な指導を行う。【警察庁】

⑥ 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。【警察庁、関係府省】

⑦ 痴漢は犯罪である。特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。【警察庁、国土交通省】

⑧ ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの運営及び地域での緊急事案への対応体制の整備等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】

⑨ ワンストップ支援センターと婦人相談所・婦人相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、研修を実

施する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、厚生労働省、関係府省】

- ⑩ 内閣府において、性犯罪・性暴力被害の相談件数の傾向を把握するため、半年ごとに、ワンストップ支援センターにおける相談件数を集計し、公表する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑪ 被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、精神に障害がある性犯罪被害者に配慮した聴取（代表者聴取）の取組の試行を行うほか、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。【警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑫ 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。また、刑事司法に関係する検察官等に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。
- 内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、研修を実施する。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、法務省、関係府省】
- ⑬ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。【厚生労働省、関係府省】
- ⑭ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支

援交付金により、ワンストップ支援センターにおける、医療費・カウンセリング費用について、引き続き、助成する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑮ 性犯罪・性暴力事件及びその裁判に関する報道において、被害に関する詳細な描写や被害者が特定される情報が深刻な二次被害をもたらすことから、その取扱いの配慮について、メディアへの啓発を行う。特に、子供への性暴力事件に関しては、一層の配慮に関する啓発を行う。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ⑯ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑰ 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。【厚生労働省】
- ⑱ 関係府省や都道府県警察において、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、地方公共団体等において活用可能な、刑事手続終了後の性犯罪者を対象としたプログラムの開発に係る調査研究を実施するなど、効果的な再犯防止対策を進める。【警察庁、法務省】
- ⑲ 刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムを改訂するとともに、指導担当者の研修体制の充実を図るほか、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等に関する調査の結果を踏まえ、所要の検討を行う。【法務省】
- ⑳ 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- ㉑ 性犯罪・性暴力の実態把握に努めるとともに、これを含め、性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発の拡充に努める。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ㉒ アダルトビデオ出演被害について、令和4年3

月31日に決定されたアダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、被害の拡大を予防するための集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発を進める。また、アダルトビデオ出演被害への被害者保護に係る法制度は、多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りやあきらめによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。【内閣府(男女共同参画局)、関係府省】

第3節

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ① 生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。【内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、関係府省】
- ② 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取(代表者聴取)、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ④ 若年女性を対象に、NPO等の民間団体が公的機関等と密接に連携し実施する、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウト

リーチ支援や居場所の確保、自立支援等について、相談対応職員の相談技能の向上や、特に配慮を要する若年女性への個別対応の強化など、支援体制の強化を図る。また、これらの支援の全国普及に向けて地方自治体による民間団体の育成等を支援する。【厚生労働省】

- ⑤ 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。

内閣府では、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、研修を実施する。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- ⑥ 被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療ができるよう、学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進する。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑦ 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう学校に教職員が相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、適切な措置を講ずる。【文部科学省】
- ⑧ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。【警察庁】
- ⑨ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)の適切な運用がなされるよう、法の規定や立法趣旨、法の基本指針等について、各教育委員会等に対して周知を徹底する。また、児童生徒への性暴力等により教員免許状が失効した者に関する情報を記録し、こうした者が再び教職に就くことを防ぐデータベースの構築を着実に進める。加えて、各教育委員会に対して、児童生徒に対して性暴力等に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことの徹底、直近40年間の懲戒免職処分歴等の情報が検索可能な「官報情報検索ツール⁵」の更なる活用の促進等の取組を引き続き実施する。また、児童生徒等に対して

わいせつ行為を行った保育士についても資格管理の厳格化を行うこととし、制度改正や運用の検討等、所要の措置を講じる。【文部科学省、厚生労働省】

- ⑩ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けて必要な検討を進める。【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】
- ⑪ 子供の性被害防止プラン⁶に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ⑫ 令和4年3月31日に決定されたアダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、被害の拡大を予防するための集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発を進める。また、アダルトビデオ出演被害への被害者保護に係る法制度は、多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りやあきらめによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ⑬ 毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ⑭ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。内閣府では、青少年が安全に安心

してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。平成29年6月23日一部改正）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」という。）に基づき、子供がインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、青少年の保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、内閣府ホームページに掲載するなど、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上に努める。また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開していく。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

第4節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第8条に基づき、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループで検討を行い、検討結果を踏まえて、所要の措置を講ずる。また、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とするDV対策抜本強化局長級会議等において、DV被害者の生活再建に関する手続負担の軽減を始め、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省】
- ② 配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェ

⁵ 文部科学省が平成30年度から教員採用権者（都道府県・指定都市教育委員会、国立・私立学校の設置者等）に提供している、官報に公告された教員免許状の失効の事由、失効年月日等の失効情報を検索できるツール。

⁶ 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）。

- ルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官民・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供する。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】
- ③ DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進する。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】
- ④ 民間シェルター等と連携してDV被害者支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省】
- ⑤ 被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進や調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援等の取組を行う。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑥ 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑦ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑧ 最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビを実施する。(再掲)また、DV相談プラスを実施して、多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間電話相談対応、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行う。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑨ 二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省】
- ⑩ 被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。内閣府では、内閣府男女共同参画局のホームページ、メールマガジン、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供を行う。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑪ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況について、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループで検討を行い、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。【内閣府(男女共同参画局)、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑫ 内閣府において、DVに関する相談件数の傾向を把握するため、毎月、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター及びDV相談プラスにおける相談件数を集計し、公表する。【内閣府(男女共同参画局)】
- ⑬ 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。【厚生労働省】
- ⑭ 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行う。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進する。【内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、関係府省】
- ⑮ 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥

ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。その際、先進的な取組について共有を図る。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】

- ⑯ 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。【国土交通省】
- ⑰ 配偶者からの暴力の被害者を含め、包括的・総合的に支援を行う自立相談支援機関において、中長期的な自立支援を行う。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ⑱ 配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、地域の民間団体と連携して試行的に実施している加害者プログラムについて、令和4（2022）年5月に策定した「試行のための留意事項」を活用して更なる試行実施を行い、その結果を踏まえ、令和5年春に「本格実施のための留意事項」（仮称）を策定する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ⑲ 配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア、学習支援等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】
- ⑳ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの相談状況の把握を行う。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- ㉑ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、教育・学習、若年層に対する予防啓発の充実を図る。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】

第5節 ストーカー事案への対策の推進

- ① ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ② 配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び地方公共団体の支援センター、児童相談所並びに民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官民・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供する。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 民間シェルター等と連携して被害者の支援等を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑤ ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施す

るため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、文部科学省、関係府省】

- ⑥ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑦ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、関係府省】
- ⑧ 被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、厚生労働省、関係府省】

第6節

セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。改正された男女雇用機会均等法及びこれに基づく指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、外部相談窓口の活用も含めた有効な相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。【厚生労働省】
- ② 国家公務員については、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進する。【内閣官房、全府省、（人事院）】
- ③ 国公私立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要

な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。【文部科学省】

- ④ 教職員や部活動関係者等の教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、更にはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。【文部科学省】
- ⑤ 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防の取組や被害者の精神的ケアのための体制整備等を促進する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑥ 性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進する。（再掲）【厚生労働省】

第7節

人身取引対策の推進

- ① 出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。【内閣官房、警察庁、法務省、関係府省】
- ② 人身取引の需要者を対象としたポスターやリーフレットによる広報啓発を引き続き行うほか、人身取引の被害申告等を呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成・配布し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本国大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等を行うことにより、被害を受けていることを自覚していな

い、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。【内閣府（男女共同参画局）、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省】

- ③ 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。【内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

第8節

インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- ① インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。内閣府では、第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施する。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制

を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を各地域において開催する。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省】

- ② リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省】
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

第9節 売買春への対策の推進

- ① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。【警察庁、厚生労働省】
- ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行う。【警察庁、法務省、厚生労働省】
- ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第1節 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、女性に対する各種ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行う。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ② 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を推進する。【厚生労働省】
- ③ 令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大に向けて、準備・周知・広報を行う。【厚生労働省】
- ④ 民間シェルター等と連携して被害者の支援を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】
- ⑤ 困難を抱える者の課題は、経済的困窮を始めとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。【厚生労働省】

- ⑥ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「新法」という。）の成立を踏まえ、婦人相談所（新法の女性相談支援センター）や婦人保護施設（新法の女性自立支援施設）の機能強化など各都道府県での支援体制の計画的な整備、常勤化や市町村への配置の促進などを含む婦人相談員（新法の女性相談支援員）の人材の確保・養成・処遇改善の推進、広域的な民間団体相互の連携基盤の構築の検討を含めた民間団体との協働の促進など、新法の令和6年4月の円滑な施行に向けた環境整備を図る。【厚生労働省】

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- ① ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進する。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等の支給を実施する。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。【厚生労働省】
- ② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、国土交通省】
 - ・ ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅への優先入居や、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅の推進、登録住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援

等への支援を通じ、住まいの確保を支援する。

- ・ ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。
 - ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施するとともに、引き続き支給要件の周知等を図る。
 - ・ デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。
- ③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備する。【厚生労働省】
- ④ 養育費の取決め等の促進や別居時の婚姻費用の分担制度などについて、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費相談支援センターや地方自治体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。また、養育費等の取決めなどに関する法的支援について、効果的な支援策の組合せの在り方や、養育費の支払を求める民事執行手続における困難を解消するための支援の在り方等について、地方自治体と連携したモデル事業による実証的な調査研究を行う。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、引き続き関係機関等への周知をしていく。また、経済的に余裕のない者でもこれらの手続を円滑に利用できるようにするため、法律相談援助や弁護士・司法書士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助について、関係機関等への周知に努める。子供の最善の利益

を図る観点から、養育費制度の見直しを含め、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める。【法務省、厚生労働省】

- ⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】
- ・ 生活困窮世帯等に対する学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者の居場所づくりや生活に関する支援
 - ・ 学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動の一環として、全ての小・中・高校生を対象とした地域住民等の協働による放課後等の学習支援・体験活動を推進
 - ・ 高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組の支援等
 - ・ 教育費に係る経済的負担の軽減
 - ・ ひとり親家庭の親子への相談支援等
- ⑥ 子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）に基づき、引き続き官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を進めていく。令和4（2022）年度においては、国や地方公共団体の支援策や各地の支援団体の活動情報等を子供の未来応援国民運動ホームページ等により発信するとともに、「子供の未来応援基金」によるNPO等支援団体への活動資金の支援、民間企業と支援を必要とするNPO等支援団体のマッチング等を更に展開していく。また、コロナ下において、より深刻となった貧困世帯の子供を支援するとともに、子供が孤独・孤立に陥らないようにするため、子供の居場所づくりなどの子供の貧困対策を行う地方公共団体に対して、補助率を最大10分の10に引き上げた「地域子供の未来応援交付金」により支援する。【内閣府】

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

- ① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実

する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。【文部科学省】

- ② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業生への支援、中途退学者や未就職卒業生への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ④ 令和2（2020）年度に実施した中学2年生及び高校2年生などを対象とした実態調査の結果及び令和3（2021）年5月の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえ、ヤングケアラー等がいる家庭への家事・育児支援、地方自治体単位での実態調査や関係機関・団体等職員への研修、コーディネーターの配置やピアサポート等地方自治体においてヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための先進的な取組について必要な経費を支援する。このほか、国は、当事者、支援者相互のネットワーク形成支援や社会的認知度向上のための集中的な広報啓発を行う。【厚生労働省、文部科学省】

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の女性の貧困について、「年金生活者支援給付金制度」⁷などを活用し、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点から施策の検討を行い、あらゆる分野で着実に推進する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省、関係府省】
- ② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの就業確保措置の着実・円滑な実施のため、継続雇用延長・定年引上げ等に係る助成金の支給等による事業主への支援等を実施しているほか、全国300カ所に設置されている生涯現役支援窓口における高年齢求職者の再就職支援、シルバー人材センターにおける就業機会の確保や、地域ニーズを踏まえた働く場の創出・継続をしていくことが可能なモデルづくり及び他の地域への展開等を通じた多様な雇用・就業機会の提供等を通じ、高齢者の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。【厚生労働省】
- ③ 「健康寿命延伸プラン」（令和元年5月2040年を展望した社会保障・働き方改革本部策定）に基づき、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現するため、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を中心に取組を推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。【厚生労働省、関係府省】
- ⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」

⁷ 令和元（2019）年10月施行。

(令和元年認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。【厚生労働省、関係府省】

- ⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】
- ⑧ 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】
- ⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取組を推進する。【厚生労働省、関係府省】
- ⑩ 改正された消費者安全法（平成21年法律第50号）（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。【消費者庁、関係府省】
- ⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成30年閣議決定）に基づき必要な取組を推進する。【内閣府、関係府省】

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（令和3年法律第56号）の円滑な施行に向けた取組を含め、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。【内閣府、関係府省】
- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。【厚生労働省、関係府省】

③ 改正された消費者安全法（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。【消費者庁、関係府省】

④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、引き続き、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、視覚障害者等の安全な交差点の横断を支援する歩行者等支援情報通信システム（高度化PICSを含む。）、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進する。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省】

⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援する。【厚生労働省】

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（令和元年厚生労働省告示第197号）等を踏まえた就労支援を行う。【厚生労働省】

⑦ 上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画」（平成30年閣議決定）に基づき、防災・防犯等の推進、自立

した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進する。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。【内閣府、外務省、関係府省】

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた多文化共生施策を総合的に推進する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】

- ・ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手續・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。
- ・ 外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって調査・意見等を活用することにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる環境整備を進める。
- ・ 外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口の更なる連携を強化する。
- ・ 外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を支援する。また、通訳人材の確保が難しい言語を中心として、引き続き地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の試行事案を実施するとともに、当該実施状況の分析・検討を行い、今後の

通訳支援事案の在り方を検討する。

- ② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。【厚生労働省】
- ③ 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいく。【内閣官房、関係府省】

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

① 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。

さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。

その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

第1節 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

ア 包括的な健康支援のための体制の構築

- ① 女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めるとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進する。【厚生労働省】
- ② 年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、自立支援施設等との連携）等を推進する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ④ 女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。
あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんを始めとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。【厚生労働省】
- ⑤ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師による十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるような、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もある。そのような場合を含め、ワンストップ支援センターや医療機関等の関係機関を紹介する等の連携が重要である。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進することも重要である。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省】
- ⑥ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育において女性特有の疾患に関する必要な知識や技術を有する医療職の養成を行う。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑦ 令和元（2019）年12月に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進する。【厚生労働省】
- ⑧ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑨ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対

策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講ずる。【厚生労働省】

- ⑩ 月経、妊娠・出産、更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぐため、フェムテック企業や医療機関、自治体等が連携して、働く女性に対しフェムテックを活用したサポートサービスを提供する実証事業を実施し、働く女性の就労継続を支援する。【経済産業省】
- ⑪ 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、内閣府では、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。また、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりなどの事業を行う中で、支援対象の貧困家庭の子供に生理用品の提供を行うことを支援する。さらに、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、各地方公共団体における取組の情報提供を行う。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、文部科学省、厚生労働省】

イ 妊娠・出産に対する支援

- ① 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。【厚生労働省】
- ② 令和4(2022)年度診療報酬改定において保険適用した不妊治療について、適切な運用を実施する。同時に、保険適用までの間、現行の助成制度を大幅に拡充する。【厚生労働省】
- ③ 不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊専門相談センター機能の拡充を図る。【厚生労働省】
- ④ 不妊治療について職場での理解を深め、男女がともに不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進める。【厚生労働省】
- ⑤ 令和4(2022)年1月から国家公務員に新たに導入した不妊治療のための「出生サポート休暇」について、取得したい職員が取得できるよう周知啓発等を行うなど、引き続き不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図る。【内閣官房・(人事院)】
- ⑥ 小児・AYA世代(Adolescent and Young Adult: 思春期・若年成人)のがん患者等が、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法と、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に対して、支援を行う。【厚生労働省】
- ⑦ 性と健康の相談センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携する。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにする。【厚生労働省】
- ⑧ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、改正された男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑨ 産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「子育て世代包括支援センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行えるようにする。【厚生労働省】
- ⑩ 産後うつやリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付き男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。【厚生労働省、国土交通省】
- ⑪ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベ

ピーカーマークの普及促進を図る。【国土交通省】

- ⑫ 若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進する。【厚生労働省】
- ⑬ 出生前診断等に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。【厚生労働省】
- ⑭ 遺伝性疾患や薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制を整備する。【厚生労働省】

ウ 年代ごとにおける取組の推進

(ア) 学童・思春期

- ① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省】
- ・ 女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めるプレコンセプションケアに関する事項
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙、飲酒など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項
- ② 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。
- また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な

保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。【文部科学省、厚生労働省】

(イ) 成人期

- ① 約8割の女性が就業している⁸ことから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備する。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進める。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝える。【厚生労働省、経済産業省】
- 国が率先して取り組む一環として、内閣府の新採用職員を対象に、女性の健康に関するヘルスリテラシー向上に係る研修を実施するとともに、管理職を対象とする研修の実施を検討する。【内閣府】
- ② 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。【厚生労働省】
- ③ 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。（再掲）【内閣官房、総務省、全府省、（人事院）】
- ④ HIV／エイズ、梅毒を始めとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑤ 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めるプレコンセプションケアに関する事項

⁸ 令和元（2019）年における25～44歳の女性人口に占める就業者の割合77.7%（総務省「労働力調査」（基本集計））。

- ・ 暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラメントなど）の予防に関する事項
- ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙、飲酒など、次世代に影響を与える行動に関する事項

- ⑥ 思春期から若年成人⁹期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積・普及啓発を行い、相談体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑦ 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康影響に関する正確な情報提供を行う。また、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。【厚生労働省】

（ウ）更年期

- ① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。【厚生労働省】
- ② 性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題への理解やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- ③ 更年期に見られる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組む。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。【厚生労働省】

（エ）老年期

- ① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変

化を踏まえ、男女共に健康寿命の延伸を実現するため、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等に取り組む。【厚生労働省】

- ② 加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態（フレイル状態）になることが多いことから、フレイル予防対策を実施する。【厚生労働省】

第2節

医療分野における女性の参画拡大

- ① 女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。【厚生労働省】
- ② 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないように、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。【内閣府、厚生労働省、経済産業省】
- ③ 育児等により一定期間職場を離れた女性医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。【厚生労働省】
- ④ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。【文部科学省】

⁹ AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）

- ⑤ 女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正当に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進する。【厚生労働省】

第3節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

- ① スポーツ指導者における女性の参画を促進するため、競技団体や部活動等の指導者を対象とする女性競技者等を対象として、コーチングのための指導プログラムやガイドブックを活用し、女性特有の身体的特徴や、ニーズ等への配慮、ハラスメント等についての研修を実施するとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解増進等に取り組む。【文部科学省】
- ② 令和元（2019）年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40%）達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事の比率向上に向けた支援を行う。【文部科学省】
- ③ 女性競技者の三主徴（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進する
- とともに、女性競技者や指導者に対する啓発を実施する。【文部科学省】
- ④ 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- ⑤ 関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進する。【文部科学省】
- ⑥ 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材の養成・活用について、国は、各地方公共団体等が行う取組を推進する。【文部科学省】
- ⑦ 女性競技者の出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。【文部科学省】
- ⑧ 女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向け、資質の高い指導者の養成を推進する。【文部科学省】
- ⑨ 競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けて、関係団体・関係省庁と連携しつつ取組を推進する。【文部科学省】
- ⑩ スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育の実施を推進する。【文部科学省】

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第1節 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

- ① 内閣府男女共同参画局長が構成員等として追加された災害応急対策のための会議等において、引き続き男女共同参画の視点からの災害対応につい
- て、関係省庁の間で認識を共有し、取組を促進する。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- ② 災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させる。【内閣府（男女共同参

画局ほか関係部局)】

- ③ 災害対応に携わる関係省庁の職員を対象とした研修等を実施し、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省、関係府省】

第2節 地方公共団体の取組促進

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- ② 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- ③ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣すること、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】
- ④ 東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図る。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- ① 地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置づけられるよう、情報提供や助言等を行う。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- ② 避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、

女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行う。

【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)】

- ③ 「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の平常時及び災害時における効果的な運用を促進するために、男女共同参画センターと地方公共団体の男女共同参画課間のネットワークの強化を促す。【内閣府(男女共同参画局)】
- ④ 地方公共団体の職員が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を深く理解し、男女共同参画の視点に立った災害対応の取組を実践するために作成した「実践的学習プログラム」を活用し、防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。【内閣府(男女共同参画局ほか関係部局)、総務省】
- ⑤ 地方防災会議委員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性について、周知を図る。【内閣府(男女共同参画局)】
- ⑥ 令和3(2021)年度に作成した「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」を活用し、自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。【内閣府(男女共同参画局)、総務省】
- ⑦ 防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。【内閣府(男女共同参画局)、総務省、文部科学省、関係府省】
- ⑧ 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。【内閣府(男女共同参画局)、復興庁】

- ⑨ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。【内閣府（男女共同参画局）、復興庁】
- ⑩ 消防吏員の女性比率について、令和8（2026）年度当初までに5%に増加させることを目標に掲げ、消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員・登用を促す。また、消防本部と連携し採用に向けた積極的なPRに取り組むとともに、女性専用施設等（浴室、仮眠室等）の職場環境の整備に要する経費を支援する。引き続き、女性活躍推進アドバイザーの派遣や女性消防吏員推進事業など既存の取組を通じた、先進的な事例の全国展開に加え、女性消防吏員がゼロの消防本部の解消及び数値目標の達成に重点をおいた、幹部向け研修会を実施するなど、女性消防吏員の活躍を支援する。【総務省】
- ⑪ 消防団への女性の積極的な入団を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組の支援や、地域防災力充実強化大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させる。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置等を進める。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- ① 関係省庁が協力し、全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、関係府省】
- ② 大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後は、必ず、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガ

イドライン～」を関係地方公共団体に通知し、取組を促す。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

- ③ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップを継続的に実施し、それぞれの地方公共団体の取組や改善度合いを比較可能な形で地域住民にとって分かりやすく示すための仕組みを構築する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ④ 防災士等の民間資格団体や防災教材の作成団体に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を周知する。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

- ① 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）、外務省】
- ② 「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（令和元（2019）年）¹⁰に基づき、国際的な防災協力を当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。【外務省】

第4節

男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

- ① 気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。【経済産業省、環

¹⁰ 第3回国連防災世界会議にて「仙台防災枠組2015-2030」を取りまとめると同時に表明した「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27（2015）年）の後継として、国際社会において「仙台防災枠組2015-2030」を着実に実施し、SDGs実現に向けた取組を推進する観点から、第7回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（令和元（2019）年）にて表明したイニシアティブ。

境省】

- ② 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して取り組む。【環境省】
- ③ ジェンダー平等や女性のエンパワーメントの視点

に立った環境問題を含む様々な地球規模の課題を自分事としてとらえ主体的に解決しようとする「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」を推進する。【環境省・文部科学省】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- ① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。
 - ・ 税制については、平成29（2017）年度税制改正において配偶者控除等の見直しが行われ、平成30（2018）年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。なお、平成30（2018）年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。

また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた

退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。【総務省、財務省】

- ・ 令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月に予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大に向けて、準備・周知・広報を行う。【厚生労働省】
- ・ 配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図る。【厚生労働省】

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよ

う、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。【関係府省】

- ② 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や子供の最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。【法務省、関係府省】

- ③ 夫婦の氏に関する理解を深めるため、内閣府男女共同参画局ホームページにおいて、婚姻した夫婦が夫の姓・妻の姓のどちらを選択したか等の夫婦の氏に関するデータを掲載し、情報提供を行う。
【内閣府（男女共同参画局）】

- ④ 女性の再婚禁止に係る制度の在り方等については、令和4（2022）年2月、法制審議会から、女性に係る再婚禁止期間の廃止等を内容とする民法改正の要綱が答申されたことを踏まえ、これを見直す法制上の措置について検討を進める。【法務省】

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- ① 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。
 - ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推

進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4（2022）年10月以降においても引き続き実施する。

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。
 - ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園等における預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
 - ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育サービス利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図る。
 - ・ 国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用者の負担軽減について措置を講ずることを検討する。
 - ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する。
- ② 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。【消費者庁】
- ③ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和3（2021）年に実施した通学路における合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施する。また、放課後児童クラブについても、

令和3（2021）年に実施した来所・帰宅経路における安全点検の結果を踏まえ、市区町村に対し、主たる来所・帰宅経路の設定を行うなど、来所・帰宅経路の安全の確保に向けた取組の実施を促していく。加えて、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路についても、令和元（2019）年に実施した緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を順次行う。【警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- ④ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進する。【国土交通省】
- ⑤ 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。その際、特に介護分野における人材確保のため、介護の理解促進や介護の魅力発信のためのイベントの開催、多様な働き方や柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行うモデル事業の実施、介護に関する入門的研修の実施と併せて受講者の介護事業所へのマッチングまでを一体的に行う事業を実施するなど、総合的に介護人材確保の取組を推進する。また、介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーを、介護現場の経営者層・介護従事者層それぞれの職種の役割に応じて開催する。【厚生労働省】
- ⑥ 医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。【厚生労働省】
- ⑦ 男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図る。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。【厚生労働省】

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

- ① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、文部科学省、関係府省】
- ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。【内閣府（男女共同参画局）、法務省、外務省、関係府省】
- ③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。

また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、法務省、厚生労働省】
- ④ 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所や外国語インターネット人権相談受付窓口を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。【法務省】
- ⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様

の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。【全府省】

- ⑥ 総務省は、公益社団法人全国行政相談委員連合協議会が、男女共同参画推進連携会議の構成員と

なったことも踏まえ、行政相談委員の男女共同参画に関する政府の施策についての苦情処理能力の向上等に向けた支援を行う。【総務省】

第10分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第10分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第1節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 校長を始めとする教職員への研修の充実

- ① 校長を始めとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修について、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促す。【文部科学省】
- ② 独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図る。【文部科学省】

イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 男女共同参画推進連携会議において作成した副教材「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」について、各学校や都道府県・男女共同参画センター等での活用を促す。また、初等中等教育において、男女共同参画の重要性に関する指導について、学習指導要領の趣旨を周知する。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- ② 小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解

消の理解を深める教育プログラムを活用して、児童生徒に対して、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図るプログラムの実証を行う。【文部科学省】

- ③ 学校教育や社会教育において、男女共同参画センターや民間団体等の講師派遣や講座を活用し、教職員以外による多様な学習機会を提供する。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- ④ 図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。【文部科学省】
- ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。【文部科学省】
- ⑥ 先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図る。
- また、社会全体でキャリア教育を推進してこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催する。【文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進

- ① 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用する。【文部科学省】
- ② 独立行政法人国立女性教育会館において、教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供を行う。【文部科学省】
- ③ 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査、審議を一層推進する。【内閣府】

エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 初等中等教育段階において、総合的なキャリア教育を推進する際に、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得が図られるよう、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。【文部科学省】
- ② 保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進する。【文部科学省】
- ③ 大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座、キャリア相談会の開催を促進する。【文部科学省】
- ④ 大学や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を促進する。【文部科学省】
- ⑤ 大学入学者選抜において性別を理由とした不公正な取扱いが行われることのないよう、各大学に対し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、引き続き、各男女別の合格率を把握し、公表を行う。【文部科学省】

第2節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。【内閣府（男女共同参画局）、文部科学省】
- ② 管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。【文部科学省】
- ③ 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図る。【文部科学省】
- ④ 教職員の男女が共に仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援を進める。なお、その際、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意する。【文部科学省】
- ⑤ 学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会¹¹の委員の構成について、女性の登用を推進するよう教育委員会に促す。【文部科学省】
- ⑥ 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。（再掲）【文部科学省】
- ⑦ 独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、研修における女性教職員の参加割合の目標を設定し、女性教職員の積極的な参加を引き続き促進する。【文部科学省】

¹¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づく。

- ⑧ 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。【文部科学省】

第3節

国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する取組を行うとともに、それらの情報発信を行う。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ③ 「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】
- ④ 家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。【内閣府（男女共同参画局ほか関係部局）】
- ⑤ 総務省は、全国50か所の行政相談センターの相談窓口に、男女共同参画に関するポスター等を掲示する。【総務省】

第4節

メディア分野等と連携した積極的な情報発信

- ① 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携する。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図る。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② メディア分野等で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交

換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する。【内閣府（男女共同参画局）】

第5節

メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

- ① メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を周知する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、具体的な目標を設定して取り組むよう、業界団体を通じて要請する。【内閣府（男女共同参画局）、厚生労働省】
- ③ メディア・行政間でのセクシュアルハラスメント事案の発生を受け、
- ・ 政府における取材環境についての意思疎通を図る。
 - ・ メディア分野の経営者団体等に対して、セクシュアルハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについての要請を行う。【内閣府（男女共同参画局）、全府省】

第11分野

男女共同参画に関する 国際的な協調及び貢献

第1節

持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調

ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進

- ① 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（平成28（2016）年5月設置）において決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施する。【外務省、関係府省】
- ② 全248のSDGグローバル指標のうち、国連がジェンダーに関連していると公表した85指標について、令和3（2021）年度末時点で62指標を日本政府のウェブサイトにおいて和英併記で公表しているところ、公表指標数の拡大を図る。併せて、これら指標の男女別データ公表に取り組む。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図る。【内閣府（男女共同参画局）、総務省、外務省、関係府省】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- ① 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からのこれまでの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】
- ② 女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。【外務省、関係府省】
- ③ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（改

正）に関する改正条約（ILO第183号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO第189号条約）、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（ILO第190号条約）、その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、厚生労働省、関係府省】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進

- ① 国連女性の地位委員会や国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信、共有により国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

エ UN Women（国連女性機関）等との連携・協力推進

- ① UN Womenを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。令和4（2022）年、日本はUN Womenの活動を支援するための任意拠出として450万ドルを拠出する他、アフリカ、中東、アジア地域16か国にて女性の新型コロナウイルス感染予防、生計支援を中心とする支援を行う。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

第2節

G7、G20、APEC、OECD における各種合意等への対応

- ① G7、G20、APEC、OECDやその他の女

性に関連する国際会議や多国間協議における首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る各種の国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、その進捗を把握し、施策の改善にいかす。合意に至る議論の過程においては、我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、政策決定、取組方針に貢献する。令和4（2022）年度においては、国際女性会議WAW！を開催し、その成果を国内施策に適切に反映するとともに、国際社会に向けて発信する。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、経済産業省、関係府省】

- ② 国際会議や多国間協議において合意文書にジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する事項を盛り込むよう取り組むとともに、我が国が国際会議の議長国となる場合に、全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げるよう取り組む。【外務省、関係府省】

第3節

ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- ① 開発協力大綱（平成27年閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。【外務省、関係府省】

IV 推進体制の整備・強化

第1節 国内の推進体制の充実・強化

- ① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同

イ 女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- ① 国連安保理決議第1325号等実施のための、女性・平和・安全保障に関する第2次行動計画¹²を有識者及びNGO・市民社会とも連携しつつ第3次行動計画を策定する。また、同行動計画を効果的に実施し、平和構築及び人道・復興・開発支援等のプロセスへの女性の参画及びジェンダー主流化を一層促進する。【外務省、関係府省】
- ② 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、加害者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）へ200万ユーロの追加拠出や理事会メンバーとして同基金の運営・活動へ積極的に貢献する。【外務省、関係府省】

ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性がより多く参画することにより、国際的な分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、国際機関への就職支援を強化する。【外務省、文部科学省、関係府省】
- ② 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。【外務省】

参画会議（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって構成。）が、適時適切に重要な政策に関する提言

¹² 女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議である「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」（2000年10月、国連安全保障理事会にて採択）を踏まえ、2015年以降、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定・実施。現在の第2次行動計画（2019～22年）では、①参画、②予防、③保護、④人道・復興支援、⑤モニタリング・評価の5つの項目について、年次評価報告書を隔年で策定。

を行うとともに、国内の推進体制の中で重要な役割を果たすために男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会等を活用し、調査審議を行う。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- ② 男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。【内閣府（男女共同参画局）、全府省】
- ③ すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。【内閣官房、【内閣府（男女共同参画局）、全府省】
- ④ 内閣府では、有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議を開催しており、経済分野における女性の活躍促進、若年層に対する性暴力の防止や女性の経済的自立に関する活動を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑤ 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体（地方公共団体、独立行政法人国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映する。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑥ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努める。特に、令和4（2022）年度にOECDにおけるジェンダー平等の取組推進のための拠出を行う。【内閣府（男女共同参画局）、外務省、関係府省】

第2節

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

- ① 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、第5次男女共同参画基本計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証する。また、集中的に議論すべき課題等について調査審議を行う。加えて、第5次男女共同参画基本計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ② 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会の意見を踏まえ、毎年6月を目途に「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）を決定し、各府省の概算要求に反映させる。【内閣官房、【内閣府（男女共同参画局）、全府省】
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、内閣府男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会の下に「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」を開催して、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。【全府省】
- ④ 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングやその活用の在り方に関し検討を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違いや、政府の新型コロナウイルス感染症関連施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、引き続

き、調査・分析を実施する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】

- ⑥ 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度について、検討し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑦ 令和4（2022）年4月に「女性デジタル人材育成プラン」を決定し、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を強力に推進する。【内閣府（男女共同参画局）、関係府省】
- ⑧ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。【内閣府（男女共同参画局）】
- ⑨ 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。【内閣府（男女共同参画局）、総務省】
- ⑩ 男女共同参画に関する取組の情報提供に当たっては、令和4（2022）年4月に開設した内閣府男女共同参画局公式YouTube等、SNSも積極的に活用する。【内閣府（男女共同参画局）】

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- ① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や

不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援など、地方公共団体が、民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った支援を行う「寄り添い支援型」を、「寄り添い支援型プラス」として、生理用品の提供を可能とする。また、地域女性活躍推進交付金による事業の採択に当たり、継続事業についても予算の範囲内で交付を可能とする。なお、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかける。（再掲）【内閣府（男女共同参画局）】

- ③ 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行う。【内閣府（男女共同参画局）】

イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会や独立行政法人国立女性教育会館とも連携しながら、ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進などを行う。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。【内閣府（男女共同参画局）】
- ② 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めるために必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。また、男女共同参画センター間の相互支援ネットワークを活用した男女共同参画に関する情報の提供を検討する。【内閣府（男女共同参画局）】

- ③ 男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等を踏まえ、より効果的な管理運営がなされるよう、好事例の周知を図る。【内閣府(男女共同参画局)】
- ④ 男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行えるよう、事業の実施に関する情報提供や専門家の派遣等を通じて支援する。【内閣府(男女共同参画局)】
- ⑤ 「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の平常時及び災害時における効果的な運用を促進するために、男女共同参画センターと地方公共団体の男女共同参画課間のネットワークの強化を促す。(再掲)【内閣府(男女共同参画局)】

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- ① 独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。【文部科学省】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成

11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

第34回国連総会（1979年12月）採択
1981年9月発効
1985年6月日本批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第 1 部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として

確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男

女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

機会

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前

の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面におけ

る文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみに

より婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」と

いう。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野におい

て十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国

際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回

をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約

国との関係において1の規定に拘束されない。

3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料3 令和4年度男女共同参画基本計画関係予算

①男女共同参画社会の形成を目的とする施策・事業

(単位：千円)

主要事項	所管	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	比較 増減額	特別会計の 名称
I あらゆる分野における女性の参画拡大		15,866,813 (27,147,492) 《 - 》	16,735,119 (25,826,610) 《 - 》	868,306 (△1,320,882) 《 - 》	
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		4,672,315 (652,547)	4,992,793 (342,610)	320,478 (△309,937)	
1 政治分野	内閣府	22,316	31,052	8,736	
2 司法分野	-	-	-	-	
3 行政分野	内閣官房	51,740	44,110	△7,630	
	内閣府	3,363	3,363	0	
	警察庁	11,558	11,010	△548	
	総務省	-	-	-	
	法務省	9,417	50,206	40,789	
	国土交通省	3,879	3,642	△237	
	防衛省	4,523,710	4,802,321	278,611	
	人事院	10,959	14,038	3,079	
4 経済分野	内閣府	31,811	31,923	112	
	厚生労働省	3,562	1,128	△2,434	
	〃	(652,547)	(342,610)	(△309,937)	労働保険
	経済産業省	-	-	-	
5 専門・技術職、各種団体等	-	-	-	-	
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		8,914,785 (26,494,945) 《 - 》	9,294,496 (25,484,000) 《 - 》	379,711 (△1,010,945) 《 - 》	
1 ワーク・ライフ・バランス等の実現	内閣府	19,585	16,068	△3,517	
	厚生労働省	8,869,328	9,249,272	379,944	
	〃	(21,361,076)	(20,757,826)	(△603,250)	労働保険
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	厚生労働省	15,072	12,156	△2,916	
3 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正	厚生労働省	(954,655)	(765,421)	(△189,234)	労働保険
4 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援	国土交通省	(163,305)	(0)	(△163,305)	労働保険
	国土交通省	10,800	17,000	6,200	
5 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援	厚生労働省	(4,015,909)	(3,960,753)	(△55,156)	労働保険
	農林水産省	-	-	-	
	経済産業省	《 - 》	《 - 》	《 - 》	
第3分野 地域における男女共同参画の推進		259,405	417,078	157,673	
1 地方創生のために重要な女性の活躍推進	内閣府	150,000	300,000	150,000	
2 農林水産業における男女共同参画の推進	農林水産省	103,533	100,904	△2,629	
3 地域活動における男女共同参画の推進	内閣府	5,872	16,174	10,302	
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		2,020,308	2,030,752	10,444	
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	内閣府	-	-	-	
	文部科学省	1,026,382	1,036,826	10,444	
2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進	-	-	-	-	
3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備	文部科学省	929,616	929,616	0	
4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	内閣府	22,310	22,310	0	
	文部科学省	42,000	42,000	0	
II 安全・安心な暮らしの実現		177,417,934 (54,575)	178,470,582 (76,767)	1,052,648 (22,192)	
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		892,679	1,243,330	350,651	
1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり	内閣府	4,059	2,295	△1,764	
	警察庁	173,013	173,013	0	
2 性犯罪・性暴力への対策の推進	内閣府	258,325	468,748	210,423	
	警察庁	101,788	101,802	14	
	法務省	2,022	22,032	20,010	
3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	内閣府	14,522	10,608	△3,914	
	文部科学省	32,870	32,870	0	
4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	内閣府	279,739	399,850	120,111	
5 ストーカー事案への対策の推進	-	-	-	-	
6 セクシャルハラスメント防止対策の推進	防衛省	18,202	27,740	9,538	
	人事院	5,984	2,439	△3,545	
7 人身取引対策の推進	内閣府	2,155	1,933	△222	
8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応	-	-	-	-	
9 売買春への対策の推進	-	-	-	-	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		175,715,190 (-)	176,299,637 (-)	584,447 (-)	
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	厚生労働省	175,715,190 (-)	176,299,637 (-)	584,447 (-)	労働保険
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	-	-	-	-	
第7分野 生涯を通じた健康支援		584,940 (54,575)	597,140 (76,767)	12,200 (22,192)	
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	厚生労働省	196,611 (54,575)	204,695 (76,767)	8,084 (22,192)	労働保険
2 医療分野における女性の参画拡大	経済産業省	-	-	-	
3 スポーツ分野における男女共同参画の推進	厚生労働省 文部科学省	192,445 195,884	192,445 200,000	0 4,116	
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		225,125	330,475	105,350	
1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化	-	-	-	-	
2 地方公共団体の取組推進	総務省	225,125	330,475	105,350	
3 国際的な防災協力における男女共同参画	-	-	-	-	
4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進	-	-	-	-	
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		1,435,515	1,523,422	87,907	
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		18,066	18,066	0	
1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	外務省	0	0	0	
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	内閣府 総務省 法務省	3,512 810 13,744	3,512 810 13,744	0 0 0	
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		599,749	606,800	7,051	
1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	内閣府 文部科学省	15,283 551,428	17,565 550,641	2,282 △787	
2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	-	-	-	-	
3 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開	内閣府	8,247	8,251	4	
4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信	内閣府	24,791	30,343	5,552	
5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシャルハラスメント対策の強化	-	-	-	-	
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		817,700	898,556	80,856	
1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調	内閣府 外務省	6,005 473,849	7,421 560,831	1,416 86,982	
2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応	内閣府	20,489	46,175	25,686	
3 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮	内閣府 外務省 農林水産省 防衛省	54,813 261,569 - 975	8,052 275,400 - 677	△46,761 13,831 - △298	
IV 推進体制の整備・強化		77,816	75,876	△1,940	
	内閣府	77,816	75,876	△1,940	
	合 計	222,000,145	222,708,376	708,231	
	一般会計	194,798,078	196,804,999	2,006,921	
	特別会計	(27,202,067)	(25,903,377)	(△1,298,690)	
	財政投融资	《 - 》	《 - 》	《 - 》	

- (備考) 1. 主要事項の各項目は、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)に対応している。
2. 一般会計は括弧なし、特別会計は()、財政投融资は《 》で記載している。
3. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業は、「-」で記載している。
4. 金額は、一部精査中のため今後変更になる場合がある。

②男女共同参画社会の形成に効果を及ぼす施策・事業

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
I あらゆる分野における女性の参画拡大		5,348,967 (162,460,872) 《 - 》	8,032,879 (183,925,742) 《 - 》	2,683,912 (21,464,870) 《 - 》	
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		33,936	16,425	△17,511	
1 政治分野	-	-	-	-	
2 司法分野	-	-	-	-	
3 行政分野	内閣官房 法務省	27,729 6,207	10,218 6,207	△17,511 0	
4 経済分野	-	-	-	-	
5 専門・技術職、各種団体等	-	-	-	-	
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		2,450,597 (162,460,872) 《 - 》	2,039,772 (183,925,742) 《 - 》	△410,825 (21,464,870) 《 - 》	
1 ワーク・ライフ・バランス等の実現	総務省 文部科学省 厚生労働省 〃 経済産業省 国土交通省	70,841 31,858 187,702 (10,699,088) - 20,000	0 28,096 183,558 (9,474,145) - 13,407	△70,841 △3,762 △4,144 (△1,224,943) - △6,593	労働保険
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	厚生労働省 〃	4,857 (1,353,914)	4,857 (1,106,258)	0 (△247,656)	労働保険
3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正	国土交通省	2,088,452	1,769,982	△318,470	
4 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援	厚生労働省 〃	41,183 (85,518,880)	34,174 (91,850,219)	△7,009 (6,331,339)	労働保険
5 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援	厚生労働省 〃 経済産業省	5,704 (64,888,990) 《 - 》	5,698 (81,495,120) 《 - 》	△6 (16,606,130) 《 - 》	労働保険
第3分野 地域における男女共同参画の推進		48,556	34,000	△14,556	
1 地方創生のために重要な女性の活躍推進	内閣府 厚生労働省 国土交通省	- - -	- - -	- - -	
2 農林水産業における男女共同参画の推進	農林水産省	48,556	34,000	△14,556	
3 地域活動における男女共同参画の推進	-	-	-	-	
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		2,815,878	5,942,682	3,126,804	
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	総務省	-	-	-	
2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進	-	-	-	-	
3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備	文部科学省	115,128	115,128	0	
4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	文部科学省	2,700,750	5,827,554	3,126,804	

資料

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
II 安全・安心な暮らしの実現		5,969,260,500 (47,992,618) 《 620,900,000》	6,210,354,657 (40,113,114) 《 584,900,000》	241,094,157 (△7,879,504) 《 △36,000,000》	
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		136,692,316 (43,229)	137,253,559 (47,896)	561,243 (4,667)	
1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり	警察庁 法務省 厚生労働省	113,000 — 1,124	114,546 — 1,124	1,546 — 0	
2 性犯罪・性暴力への対策の推進	警察庁 法務省 厚生労働省	5,030 243,740 —	5,013 322,035 —	△17 78,295 —	
3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	警察庁 消費者庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	136,806 — 63,484 24,567 357,470	59,558 — 71,185 24,256 482,487	△77,248 — 7,701 △311 125,017	
4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	厚生労働省	135,563,823	135,982,125	418,302	
5 ストーカー事案への対策の推進	警察庁 法務省	86,376 —	95,738 —	9,362 —	
6 セクシャルハラスメント防止対策の推進	厚生労働省	(43,229)	(47,896)	(4,667)	労働保険
7 人身取引対策の推進	警察庁	2,691	2,691	0	
8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応	内閣府 警察庁	50,215 —	48,831 —	△1,384 —	
9 売買春への対策の推進	警察庁 法務省	25,960 18,030	25,960 18,010	0 △20	
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		5,799,548,950 (47,949,389) 《 620,900,000》	6,040,071,311 (40,065,218) 《 584,900,000》	240,522,361 (△7,884,171) 《 △36,000,000》	
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	内閣府 消費者庁 法務省 文部科学省 〃 厚生労働省 〃 国土交通省	1,570,957 10,000 15,950 600,517,801 — — — 27,719,500	1,656,238 10,000 18,229 636,794,312 — — — 21,806,500	85,281 0 2,279 36,276,511 — — — △5,913,000	労働保険
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	警察庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 〃 経済産業省 国土交通省	— 629,625 1,840,179 5,194,900,734 — 63,704 —	— 686,448 2,022,186 5,398,883,898 — 0 —	— 56,823 182,007 203,983,164 — △1,971,171 △63,704 —	労働保険
第7分野 生涯を通じた健康支援		33,019,234	33,029,787	10,553	
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	警察庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 厚生労働省 文部科学省	5,338 — 32,593,713 — 230,183 190,000	4,062 — 32,523,096 — 230,183 272,446	△1,276 — △70,617 — 0 82,446	
第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進		—	—	—	
1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化	—	—	—	—	
2 地方公共団体の取組推進	—	—	—	—	
3 国際的な防災協力における男女共同参画	—	—	—	—	
4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進	環境省	—	—	—	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		104,285,965 (2,718,050,898)	97,801,908 (2,711,766,251)	△6,484,057 (△6,284,647)	
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		94,288,941 (2,718,050,898)	91,048,161 (2,711,766,251)	△3,240,780 (△6,284,647)	
1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	内閣府 〃 警察庁 消費者庁 文部科学省 厚生労働省 〃 国土交通省	2,573 (2,714,201,045) 49,500 1,978 4,190,000 90,044,890 (3,849,853) -	2,572 (2,708,989,491) 103,125 1,988 3,788,464 87,152,012 (2,776,760) -	△1 (△5,211,554) 53,625 10 △401,536 △2,892,878 (△1,073,093) -	年金 労働保険
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	-	-	-	-	
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		269,380	76,929	△192,451	
1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	文部科学省	269,380	76,929	△192,451	
2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	-	-	-	-	
3 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開	-	-	-	-	
4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信	-	-	-	-	
5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシャルハラスメント対策の強化	-	-	-	-	
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		9,727,644	6,676,818	△3,050,826	
1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調	厚生労働省	6,972,995	3,702,238	△3,270,757	
2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応	-	-	-	-	
3 ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮	外務省 農林水産省	2,754,649 -	2,974,580 -	219,931 -	
Ⅳ 推進体制の整備・強化		-	-	-	
	総務省	-	-	-	
	合 計	9,628,299,820	9,836,894,551	208,594,731	
	一般会計	6,078,895,432	6,316,189,444	237,294,012	
	特別会計	(2,928,504,388)	(2,935,805,107)	(7,300,719)	
	財政投融资	《 620,900,000》	《 584,900,000》	《 △36,000,000》	
(参考) 「介護給付費国庫負担金等」 「良質な障害福祉サービスの確保」 「児童手当制度（国庫負担分）」 「子どものための教育・保育給付等（国庫負担分）」 を除いた金額	合 計 一般会計 特別会計 財政投融资	2,789,719,996 1,665,572,408 (503,247,588) 《 620,900,000》	2,787,638,686 1,698,788,518 (503,950,168) 《 584,900,000》	△2,081,310 33,216,110 (702,580) 《 △36,000,000》	

- (備考) 1. 主要事項の各項目は、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に対応している。
2. 一般会計は括弧なし、特別会計は（ ）、財政投融资は《 》で記載している。
3. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業は、「-」で記載している。
4. 金額は、一部精査中のため今後変更になる場合がある。

資料4 令和2年度男女共同参画基本計画関係予算の使用実績

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	歳出予算現額	支出済額	使用割合	特別会計の 名 称
I あらゆる分野における女性の活躍		34,837,514 (183,750,135) 《 - 》	31,321,883 (150,318,222) 《 - 》	89.9% (81.8%) 《 - 》	
第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍		75,535 (8,912,393)	52,822 (5,643,640)	69.9% (63.3%)	
1 長時間労働の削減等の働き方改革	厚生労働省	(2,375,705)	(1,392,895)	(58.6%)	労働保険
2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備	厚生労働省	(6,536,688)	(4,250,745)	(65.0%)	労働保険
3 男女共同参画に関する男性の理解の促進	内閣府	14,580	6,007	41.2%	
4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	農林水産省	57,586	46,357	80.5%	
	内閣府	3,369	458	13.6%	
5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し	-	-	-	-	
第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		6,132,712 (440,301) 《 - 》	5,349,900 (362,330) 《 - 》	87.2% (82.3%) 《 - 》	
1 政治分野	内閣府	10,012	9,692	96.8%	
2 司法分野	-	-	-	-	
3 行政分野	内閣官房	84,240	99,366	118.0%	
	警察庁	3,032	1,491	49.2%	
	デジタル庁	-	-	-	
	総務省	-	-	-	
	法務省	9,417	9,417	100.0%	
	国土交通省	4,436	3,484	78.5%	
	防衛省	3,776,508	3,078,120	81.5%	
	人事院	10,959	5,737	52.3%	
4 経済分野	内閣府	20,839	17,985	86.3%	
	厚生労働省	3,661	0	0.0%	
	〃	(440,301)	(362,330)	(82.3%)	労働保険
	経済産業省	85,000	0	0.0%	
	〃	《 - 》	《 - 》	《 - 》	
5 その他の分野における女性の参画拡大	厚生労働省	2,124,608	2,124,608	100.0%	
第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		24,633,154 (174,397,441)	23,789,135 (144,312,252)	96.6% (82.7%)	
1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現	内閣府	19,585	4,203	21.5%	
	総務省	-	-	-	
	厚生労働省	8,992,090	8,306,714	92.4%	
	〃	(53,232,972)	(48,352,817)	(90.8%)	労働保険
	国土交通省	15,000	14,993	100.0%	
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	厚生労働省	19,379	13,462	69.5%	
	〃	(1,335,148)	(658,856)	(49.3%)	労働保険
3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	厚生労働省	(853)	(0)	(0.0%)	労働保険
	国土交通省	15,530,717	15,428,832	99.3%	
4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援	厚生労働省	41,192	15,437	37.5%	
	〃	(78,792,376)	(69,910,410)	(88.7%)	労働保険
5 再就職、起業、自営業等における支援	厚生労働省	15,191	5,494	36.2%	
	〃	(41,036,092)	(25,390,169)	(61.9%)	労働保険
	農林水産省	-	-	-	
	経済産業省	-	-	-	
第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進		1,935,505	344,780	17.8%	
1 地域活動における男女共同参画の推進	内閣府	13,789	1,750	12.7%	
2 地方創生における女性の活躍推進	内閣府	1,800,000	236,005	13.1%	
	消費者庁	-	-	-	
	国土交通省	-	-	-	
3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	農林水産省	93,160	84,319	90.5%	
4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革	農林水産省	28,556	22,706	79.5%	
5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	環境省	-	-	-	
第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		2,060,608	1,785,246	86.6%	
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	内閣府	-	-	-	
	総務省	-	-	-	
2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備	文部科学省	2,039,899	1,770,758	86.8%	
3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	内閣府	20,709	14,488	70.0%	
	文部科学省	-	-	-	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	歳出予算現額	支出済額	使用割合	特別会計の 名 称
II 安全・安心な暮らしの実現		2,958,527,265 (65,557,475) 《 658,500,000》	2,528,353,800 (39,080,582) 《 629,000,000》	85.5% (59.6%) 《 95.5%》	
第6分野 生涯を通じた女性の健康支援		72,601,783 (1,031,533)	53,607,988 (536,706)	73.8% (52.0%)	
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	警察庁 文部科学省 厚生労働省 〃 経済産業省 厚生労働省 〃	— — 7,536,992 (980,329) — 64,251,447 (51,204)	— — 5,980,932 (500,433) — 46,875,546 (36,273)	— — 79.4% (51.0%) — 73.0% (70.8%)	労働保険 労働保険
2 妊娠・出産等に関する健康支援	厚生労働省 〃	422,628 390,716	401,790 349,720	95.1% 89.5%	
3 医療分野における女性の参画拡大	厚生労働省				
4 スポーツ分野における男女共同参画の推進	文部科学省				
第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		136,714,301 (307,778)	128,314,471 (263,703)	93.9% (85.7%)	
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	内閣府 〃 警察庁 消費者庁 法務省 〃 文部科学省 厚生労働省	76,928 (14,768) — — — (—) — 1,128	72,543 (13,259) — — — (—) — 163	94.3% (89.8%) — — — (—) — 14.5%	復興 復興
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	内閣府 警察庁 厚生労働省	385,515 — 135,419,197	205,963 — 127,432,598	53.4% — 94.1%	
3 ストーカー事案への対策の推進	警察庁 法務省	4,544 —	2,607 —	57.4% —	
4 性犯罪への対策の推進	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	404,953 927 218,444 —	238,242 531 214,573 —	58.8% 57.3% 98.2% —	
5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	10,023 2,654 26,714 80,000	0 316 26,714 63,745	0.0% 11.9% 100.0% 79.7%	
6 売買春への対策の推進	警察庁 法務省	— 21,151	— 18,900	— 89.4%	
7 人身取引対策の推進	内閣府 警察庁	2,155 —	2,558 —	118.7% —	
8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進	内閣官房 厚生労働省 防衛省	— (293,010) 16,359	— (250,444) 11,007	— (85.5%) 67.3%	労働保険
9 メディアにおける性・暴力表現への対応	人事院 警察庁 文部科学省	5,984 — 37,625	3,532 — 20,479	59.0% — 54.4%	
第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備		2,749,211,181 (64,218,164) 《 658,500,000》	2,346,431,341 (38,280,173) 《 629,000,000》	85.3% (59.6%) 《 95.5%》	
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	内閣府 法務省 文部科学省 〃 厚生労働省 〃 国土交通省	1,576,815 5,019 616,028,652 〃 386,484,835 (43,294,000) —	1,453,780 5,781 403,234,980 〃 350,749,797 (23,473,571) —	92.2% 115.2% 65.5% 〃 95.5% 〃 (54.2%)	労働保険
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	警察庁 消費者庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 〃 経済産業省 国土交通省	— 24,362 629,225 1,653,236 1,742,719,037 (20,924,164) 90,000 —	— 2,964 574,399 1,291,436 1,589,118,204 (14,806,602) 0 —	— 12.2% 91.3% 78.1% 91.2% (70.8%) (0.0%) —	労働保険

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	歳出予算現額	支出済額	使用割合	特別会計の 名 称
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		3,579,642,389 (2,762,864,910)	3,139,309,914 (2,694,089,274)	87.7% (97.5%)	
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		3,572,578,707 (2,762,864,910)	3,132,641,111 (2,694,089,274)	87.7% (97.5%)	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 外務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	2,579 (2,757,836,088) 11,824 — 6,316 106,749 4,666,000 3,567,780,916 (5,028,822)	344 (2,690,919,754) 2,085 — 6,115 106,391 4,666,000 3,127,857,273 (3,169,520)	13.3% (97.6%) 17.6% — 96.8% 99.7% 100.0% 87.7% (63.0%)	年金 労働保険
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	内閣府 総務省 法務省	3,513 810 —	2,903 0 —	82.6% 0.0% —	
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進		1,166,199	1,041,629	89.3%	
1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	内閣府 厚生労働省	31,709 544	28,883 0	91.1% 0.0%	
2 男女共同参画に関する男性の理解の促進	消費者庁	—	—	—	
3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	内閣府	—	—	—	
4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等	文部科学省 内閣府	1,063,864 38,244	945,539 41,686	88.9% 109.0%	
5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	文部科学省	31,838	25,521	80.2%	
第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立		220,789	165,583	75.0%	
1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進	総務省 国土交通省	220,789 —	165,583 —	75.0% —	
2 復興における男女共同参画の推進	—	—	—	—	
3 国際的な防災協力における男女共同参画	—	—	—	—	
第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		5,676,694	5,461,591	96.2%	
1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応	内閣府	6,005	734	12.2%	
2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮	内閣府 外務省 厚生労働省 農林水産省 防衛省	89,765 5,559,851 19,776 — 1,297	42,351 5,398,730 19,776 — 0	47.2% 97.1% 100.0% — 0.0%	
Ⅳ 推進体制の整備・強化		83,258 (168,738)	95,616 (0)	114.8% (0.0%)	
	内閣府 総務省 厚生労働省	83,258 — (168,738)	95,616 — (0)	114.8% — (0.0%)	労働保険
	合 計 一般会計 特別会計 財政投融资	10,243,931,684 6,573,090,426 (3,012,341,258) 《658,500,000》	9,211,569,291 5,699,081,213 (2,883,488,078) 《629,000,000》	89.9% 86.7% (95.7%) 《95.5%》	
(参考) 「介護給付費国庫負担金等」 「良質な障害福祉サービスの確保」 「児童手当制度(国庫負担分)」 「子どものための教育・保育給付等(国庫負担分)」 を除いた金額	合 計 一般会計 特別会計 財政投融资	3,542,687,080 2,296,650,261 (587,536,819) 《658,500,000》	2,880,059,931 1,743,236,545 (507,823,386) 《629,000,000》	81.3% 75.9% (86.4%) 《95.5%》	

- (備考) 1. 主要事項の各項目は、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に対応している。
2. 一般会計は括弧なし、特別会計は()、財政投融资は《 》で記載している。
3. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業は、「-」で記載している。
4. 金額は、一部精査中のため今後変更になる場合がある。

資料5 第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
(※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	17.8% (2017年)	17.7% (2021年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	28.1% (2019年)	28.1% (2019年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。計画策定時の数値及び最新値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)			
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	16.0% (2019年)	16.0% (2019年)
検察官(検事)に占める女性の割合	30% (2025年度末)	25.4% (2020年3月31日)	26.0% (2021年3月31日)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	35%以上 (毎年度)	36.8% (2020年4月1日)	37.0% (2021年4月1日)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	35%以上 (毎年度)	35.4% (2020年4月1日)	34.1% (2021年4月1日)
国家公務員採用試験(技術系区分)からの採用者に占める女性の割合	30% (2025年度)	—	25.2% (2021年4月1日)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職(本省)	30% (2025年度末)	26.5% (2020年7月)	27.7% (2021年7月)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	35% (2025年度末)	22.8% (2019年7月)	25.5% (2021年7月)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	17% (2025年度末)	12.3% (2020年7月)	13.3% (2021年7月)
本省課室長相当職	10% (2025年度末)	5.9% (2020年7月)	6.4% (2021年7月)
指定職相当	8% (2025年度末)	4.4% (2020年7月)	4.2% (2021年7月)
国家公務員の男性の育児休業取得率	30% (2025年)	12.4% (2018年度)	29.0% (2020年度)
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
審議会等委員	40%以上、60%以下 (2025年)	40.7% (2020年)	42.3% (2021年)
審議会等専門委員等	40%以上、60%以下 (2025年)	30.3% (2020年)	32.3% (2021年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	40% (2025年度)	36.6% (2019年度)	38.5% (2020年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	40% (2025年度)	33.6% (2019年度)	36.8% (2020年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	30% (2025年度末)	22.6% (2020年)	22.7% (2021年)
本庁課長補佐相当職	25% (2025年度末)	20.4% (2020年)	21.3% (2021年)
本庁課長相当職	16% (2025年度末)	12.2% (2020年)	13.0% (2021年)
本庁部局長・次長相当職	10% (2025年度末)	7.0% (2020年)	7.4% (2021年)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	40% (2025年度末)	市町村 35.0% [政令指定都市 26.5%] (2020年)	市町村 35.5% [政令指定都市 27.6%] (2021年)
本庁課長補佐相当職	33% (2025年度末)	市町村 29.2% [政令指定都市 22.6%] (2020年)	市町村 29.7% [政令指定都市 23.1%] (2021年)

項 目	目 標 値 (期限)	計 画 策 定 時 の 数 値	最 新 値
本庁課長相当職	22% (2025年度末)	市町村 17.8% [政令指定都市 16.9%] (2020年)	市町村 18.4% [政令指定都市 17.6%] (2021年)
本庁部局長・次長相当職	14% (2025年度末)	市町村 10.1% [政令指定都市 10.8%] (2020年)	市町村 10.7% [政令指定都市 11.3%] (2021年)
地方警察官に占める女性の割合	12%程度 (2026年度当初)	10.2% (2020年4月)	10.6% (2021年4月)
消防吏員に占める女性の割合(注1)	5% (2026年度当初)	2.9% (2019年度)	3.2% (2021年度)
地方公務員の男性の育児休業取得率	30% (2025年)	8.0% (2019年度)	13.2% (2020年度)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
都道府県の審議会等委員	40%以上、60%以下 (2025年)	33.3% (2020年)	33.4% (2021年)
市町村の審議会等委員	40%以上、60%以下 (2025年)	27.1% (2020年)	27.6% (2021年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合			
部長相当職及び課長相当職	18% (2025年度末)	15.4% (2020年)	15.9% (2021年)
役員	20% (2025年度末)	14.4% (2020年)	14.7% (2021年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(注2)			
係長相当職	30% (2025年)	18.9% (2019年)	20.7% (2021年)
課長相当職	18% (2025年)	11.4% (2019年)	12.4% (2021年)
部長相当職	12% (2025年)	6.9% (2019年)	7.7% (2021年)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合(注3)	12% (2022年)(注4)	—	—
起業家に占める女性の割合(注5)	30%以上 (2025年)	27.7% (2017年)	27.7% (2017年)
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和			
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (2025年)	男女計：6.4% 男性：9.8% 女性：2.3% (2019年)	男女計：5.0% 男性：7.7% 女性：1.8% (2021年)
年次有給休暇取得率	70% (2025年)	男女計：56.3% 男性：53.7% 女性：60.7% (2019年又は 2018年会計年度)	男女計：56.6% 男性：55.0% 女性：60.1% (2020年又は 2019年会計年度)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業 (2025年)	64.0% (2019年)	64.2% (2021年)
テレワーク(注6)	(注6)	—	—
民間企業における男性の育児休業取得率	30% (2025年)	7.48% (2019年度)	12.65% (2020年度)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注7)	4,300社 (2025年)	3,448社 (2020年9月末)	3,755社 (2021年12月末)
25歳から44歳までの女性の就業率	82% (2025年)	77.7% (2019年)	78.6% (2021年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	70% (2025年)	53.1% (2015年)	53.1% (2015年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(再掲)			
係長相当職	30% (2025年)	18.9% (2019年)	20.7% (2021年)
課長相当職	18% (2025年)	11.4% (2019年)	12.4% (2021年)
部長相当職	12% (2025年)	6.9% (2019年)	7.7% (2021年)
女性活躍推進法に基づく認定(えるばし認定)を受けた企業数(注8)	2,500社 (2025年)	1,134社 (2020年9月末)	1,712社 (2022年3月末)

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
起業家に占める女性の割合(注5)(再掲)	30%以上 (2025年)	27.7% (2017年)	27.7% (2017年)
第3分野 地域における男女共同参画の推進			
地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	0.80% (2025年)	1.33% (2019年)	1.07% (2021年)
農業委員に占める女性の割合			
女性委員が登用されていない組織数	0 (2025年度)	273/1,703 (2019年度)	254/1,702 (2021年10月)
農業委員に占める女性の割合	20%(早期)、 更に30%を目指す (2025年度)	12.1% (2019年度)	12.4% (2021年10月)
農業協同組合の役員に占める女性の割合			
女性役員が登用されていない組織数	0 (2025年度)	107/639 (2018年度)	100/587 (2020年度)
役員に占める女性の割合	10%(早期)、 更に15%を目指す (2025年度)	8.0% (2018年度)	9.0% (2020年度)
土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合			
女性理事が登用されていない組織数	0 (2025年度)	3,737/3,900 (2016年度)	3,409/3,577 (2020年度)
理事に占める女性の割合	10% (2025年度)	0.6% (2016年度)	0.6% (2020年度)
認定農業者数に占める女性の割合	5.5% (2025年度)	4.8% (2019年3月)	5.1% (2021年3月)
家族経営協定の締結数	70,000件 (2025年度)	58,799件 (2019年度)	59,162件 (2020年度)
自治会長に占める女性の割合	10% (2025年度)	6.1% (2020年度)	6.3% (2021年度)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進			
大学の理工系の教員(講師以上)に占める女性の割合	理学系:12.0% 工学系:9.0% (2025年)	理学系:8.0% 工学系:4.9% (2016年)	理学系:8.7% 工学系:5.7% (2019年)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系:20% 工学系:15% 農学系:30% 医歯薬学系:30% 人文科学系:45% 社会科学系:30% (2025年)	理学系:17.2% 工学系:11.0% 農学系:18.9% 医歯薬学系:25.3% 人文科学系:37.7% 社会科学系:25.8% (2018年)	理学系:16.2% 工学系:13.0% 農学系:18.8% 医歯薬学系:25.7% 人文科学系:39.0% 社会科学系:27.5% (2019年)
大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	前年度以上 (毎年度)	理学部:27.9% 工学部:15.4% (2019年)	理学部:27.8% 工学部:15.7% (2021年)
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	60か所 (2025年)	47か所 (2020年4月)	52か所 (2021年11月)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	47都道府県 (2025年)	20都道府県 (2020年4月)	21都道府県 (2021年4月)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	150か所 (2025年)	119か所 (2020年4月)	129か所 (2022年3月)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	323か所 (2025年)	190か所 (2018年4月)	298か所 (2019年4月)
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	全都道府県・ 政令市・中核市 (2024年度)	94都道府県市 (全体:101自治体) (2018年度)	108都道府県市 (2020年度)
離婚届における「養育費分担取決めあり」のチェック割合	70% (2022年度)	64.3% (2019年度)	64.1% (2020年度)
フリーター数	男女計:114万人 (2025年)	男女計:138万人 男性:66万人 女性:72万人 (2019年)	男女計:137万人 男性:64万人 女性:73万人 (2021年)
65歳から69歳までの就業率	男女計:51.6% (2025年)	-	男女計:50.3% (2021年)

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
障害者の実雇用率（民間企業）	2.3% (2022年)	2.11% (2019年6月)	2.20% (2021年6月)
第7分野 生涯を通じた健康支援			
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率（注9）	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	2015年に比べ 30%以上減少 (2026年までに)	男女計：15.7 男性：22.7 女性：9.1 (2019年)	男女計：16.4 男性：22.6 女性：10.5 (2020年)
不妊専門相談センターの数	全都道府県・指定都市・ 中核市で実施 (2025年度)	81都道府県市 (2020年度)	84都道府県市 (2021年度)
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	33.6% (20年代の可能な限り早期に)	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)
スポーツ団体における女性理事の割合	40% (20年代の可能な限り早期に)	15.7% (2019年3月時点)	23.3% (2021年10月時点)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進			
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30% (2025年)	16.1% (2020年)	16.1% (2021年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合			
女性が登用されていない組織数	0 (2025年)	348/1,741 (2020年)	328/1,741 (2021年)
委員に占める女性の割合	15%（早期）、 更に30%を目指す (2025年)	8.8% (2020年)	9.3% (2021年)
消防吏員に占める女性の割合（注1）（再掲）	5% (2026年度当初)	2.9% (2019年度)	3.2% (2021年度)
消防団員に占める女性の割合（注10）	10%を目標としつつ、 当面5% (2026年度)	3.2% (2019年度)	3.4% (2021年度)
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備			
保育所等待機児童数	「新子育て安心プラン」を 踏まえ設定	12,439人 (2020年4月)	5,634人 (2021年4月)
放課後児童クラブの登録児童数	152万人 (2023年度末)	約130万人 (2019年5月)	約135万人 (2021年5月)
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	建替え等が行われる団地 のおおむね9割 (2025年度)	29.1% (2019年度)	90.7% (2020年度)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進			
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	ほぼ全てを目標としつつ、 当面50% (2025年)	21.2% (2019年)	21.2% (2019年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合			
副校長・教頭	25% (2025年)	20.5% (2019年)	23.2% (2021年)
校長	20% (2025年)	15.4% (2019年)	17.3% (2021年)
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	27.5%（早期）、 更に30%を目指す (2025年)	25.1% (2019年)	26.1% (2021年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	20%（早期）、 更に23%を目指す (2025年)	17.2% (2019年)	18.2% (2021年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0 (2025年)	62/1,856 (2019年)	62/1,856 (2019年)

項 目	目 標 値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献			
在外公館の各役職段階に占める女性の割合			
公使、参事官以上	10% (2025年)	7.4% (2020年7月)	7.5% [男性：531名] [女性：43名] (2021年7月)
特命全権大使、総領事	8% (2025年)	5.3% (2020年7月)	4.7% [男性：224名] [女性：11名] (2021年7月)
推進体制の整備・強化			
男女共同参画計画の策定率（市町村）	市区：100% 町村：85% (2025年)	市区：98.3% 町村：69.4% (2020年)	市区：98.3% 町村：71.6% (2021年)

(注1) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注2) 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の算出根拠である「賃金構造統計基本調査」は、2020年より推計方法を一部変更している。

(注3) 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。

(注4) 5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。

(注5) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。

(注6) 具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。

(注7) 次世代認定マーク（くるみん）取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。

(注8) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定）を受けた企業数とは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進している企業として認定を受けた企業。

(注9) 子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、2023年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

(注10) 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

資料6 第5次男女共同参画基本計画における参考指標の動向

参考指標は、第5次男女共同参画基本計画の各分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
国会議員に占める女性の割合	衆議院議員	9.9% (2020年11月)	9.7% (2021年12月)
	参議院議員	22.9% (2020年12月)	23.1% (2022年1月)
国務大臣等に占める女性の割合	内閣総理大臣・国務大臣	9.5% (2020年10月)	14.3% (2021年12月)
	内閣官房副長官・副大臣	10.7% (2020年9月)	3.4% (2021年11月)
	大臣政務官	11.1% (2020年9月)	14.3% (2021年11月)
政党役員に占める女性の割合	自由民主党	11.3% (2020年)	13.0% (2021年11月)
	立憲民主党	20.0% (2020年)	50.0% (2021年10月)
	公明党	21.6% (2020年)	17.5% (2021年10月)
	日本維新の会	4.3% (2020年)	4.3% (2021年10月)
	日本共産党	27.6% (2020年)	27.7% (2021年12月)
	国民民主党	31.3% (2020年)	22.2% (2022年1月)
	社会民主党	28.6% (2020年)	44.4% (2021年10月)
	NHK党(注1)	0.0% (2020年)	0.0% (2021年10月)
	れいわ新選組	33.3% (2020年)	40.0% (2021年10月)
地方議会議員に占める女性の割合	都道府県議会議員	11.4% (2019年)	11.8% (2021年12月)
	市区議会議員	16.6% (2019年)	17.4% (2021年12月)
	町村議会議員	11.1% (2019年)	11.7% (2021年12月)
地方公共団体の長に占める女性の割合	都道府県知事	4.3% (2020年)	4.3% (2021年)
	市区長	3.2% (2020年)	3.2% (2021年)
	町村長	0.9% (2020年)	1.1% (2021年)
司法分野に占める女性の割合	裁判官	22.6% (2019年)	23.0% (2020年12月)
	弁護士	19.1% (2020年)	19.4% (2021年9月)
政令指定都市の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合		44.2% (2019年度)	43.4% (2020年度)
上場企業役員に占める女性の割合		6.2% (2020年)	7.5% (2021年7月)
経済団体役員に占める女性の割合	経済同友会役員	12.3% (2020年)	13.1% (2021年10月)
	日本経済団体連合会役員	4.0% (2020年)	8.0% (2021年10月)
	日本商工会議所役員	1.4% (2020年)	1.4% (2021年4月)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
経済団体役員に占める女性の割合	全国商工会連合会役員	4.2% (2020年)	4.2% (2021年4月)
	都道府県商工会連合会役員	5.8% (2020年)	6.1% (2021年4月)
	全国中小企業団体中央会役員	0.0% (2020年)	0.0% (2021年4月)
	都道府県中小企業団体中央会役員	2.0% (2020年)	2.1% (2021年4月)
	日本労働組合総連合会役員	30.4% (2020年)	34.5% (2021年10月)
	日本労働組合総連合会傘下の労働組合における中央執行委員	15.4% (2020年)	16.5% (2021年10月)
専門的職業における女性の割合	公認会計士	15.6% (2020年)	15.9% (2021年7月)
	獣医師	31.6% (2018年)	33.3% (2020年12月)
職能団体役員における女性の割合	日本弁護士連合会役員	19.6% (2020年)	24.0% (2021年10月)
	各弁護士会役員	15.4% (2020年)	19.1% (2021年10月)
	日本公認会計士協会役員	14.6% (2020年)	14.6% (2021年10月)
	日本公認会計士協会地域会役員	14.8% (2020年)	14.9% (2021年10月)
	日本獣医師会役員	12.5% (2020年)	8.3% (2021年9月)
	地方獣医師会役員	7.9% (2020年)	8.3% (2021年9月)
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和			
勤務間インターバル制度を導入している企業割合		4.2% (2019年又は2018年会計年度)	4.6% (2020年又は2019年会計年度)
勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合		10.7% (2019年又は2018年会計年度)	15.4% (2020年又は2019年会計年度)
メンタルヘルスクエア対策に取り組んでいる事業所の割合		59.2% (2018年)	61.4% (2020年10月)
脳・心臓疾患の労災認定件数(男女別)		男性：206件 女性：10件 (2019年度)	男性：180件 女性：14件 (2020年度)
精神障害の労災認定件数(男女別)		男性：330件 女性：179件 (2019年度)	男性：352件 女性：256件 (2020年度)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注2)		1日当たり83分 (2016年)	1日当たり83分 (2016年)
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(注3)		58.7% (2019年)	58.7% (2019年)
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数		19,595件 (2019年度)	25,109件 (2020年度)
男女間賃金格差(注4)		74.3 (2019年)	75.2 (2021年6月)
妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		妊娠・出産等：4,769件 育児休業：4,124件 (2019年度)	妊娠・出産等：5,021件 育児休業：4,859件 (2020年度)
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数		46都道府県 (2019年度)	46都道府県 (2020年度)
女性雇用者に占める非正規の割合		56.0% (2019年)	53.2% (2022年3月)
非正規・正規賃金格差(男女別)(注5)		男性：66.8 女性：70.2 (2019年)	男性：69.2 女性：72.2 (2021年6月)
非正規から正規への移動率(男女別)(注6)		男性：32.3% 女性：18.7% (2019年)	男性：27.9% 女性：18.6% (2021年)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
マザーズハローワーク 事業の実績	拠点数	204か所 (2020年度)	205か所 (2022年4月)
	就職件数	65,038件 (2019年度)	58,108件 (2021年度)
自己啓発を行っている労働者の割合		正社員：39.2% 非正社員：13.2% (2019年)	正社員：41.4% 非正社員：16.3% (2020年度)
事業承継者に占める女性の割合		33.4% (2017年)	33.4% (2017年)
第3分野 地域における男女共同参画の推進			
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率		都道府県：100% 市区：82.5% 町村：37.7% (2020年3月)	都道府県：100% 市区：92.9% 町村：51.9% (2022年3月)
女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況		都道府県：80.9% 市区町村：8.7% (2020年3月)	都道府県：80.9% 市区町村：9.8% (2021年3月)
農林水産団体における 女性の割合	全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.4% (2020年)	3.4% (2021年10月)
	全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	2.8% (2020年)	2.7% (2021年10月)
	農業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	22.4% (2018年度)	22.6% (2019年度)
	全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0% (2020年)	0% (2021年7月)
	森林組合役員に占める女性の割合	0.6% (2018年度)	0.6% (2019年度)
	全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	3.8% (2020年)	4.3% (2021年10月)
	漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.5% (2018年度)	0.4% (2019年度)
	漁業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	5.5% (2018年度)	5.7% (2019年度)
	土地改良事業団体連合会の理事に占める女性の割合	1.4% (2016年度)	2.4% (2022年度)
指導農業士等に占める女性の割合		29.5% (2018年度)	27.8% (2020年度)
日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合		6.7% (2020年)	13.3% (2021年10月)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合		22.6% (2020年)	24.8% (2021年10月)
PTA会長(小中学校)に占める女性の割合		14.8% (2020年)	16.6% (2021年12月)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進			
研究者(文理を問わない)に占める女性の割合		16.6% (2019年)	17.5% (2021年)
企業・非営利団体		10.1% (2019年)	11.0% (2021年)
公的機関		18.8% (2019年)	20.3% (2021年)
大学等		27.5% (2019年)	28.3% (2021年)
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
配偶者暴力防止法の認知度(男女別)		男性：88.9% 女性：87.3% (2017年)	男性：88.3% 女性：87.4% (2020年)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合		「平手で打つ」 72.4% 「なぐるふりをして、おどす」 60.5% (2017年)	「平手で打つ」 82.2% 「なぐるふりをして、おどす」 72.7% (2020年)
無理やりに性交等された被害を相談した者の割合(男女別)		男性：43.5% 女性：38.3% (2017年)	男性：29.4% 女性：37.6% (2020年)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数		41,384件 (2019年度)	51,141件 (2020年度)
犯罪件数	強制性交等の認知件数	1,405件 (2019年)	1,388件 (2021年)
	強制わいせつの認知件数	4,900件 (2019年)	4,283件 (2021年)
犯罪件数	性的虐待事件の検挙件数	246件 (2019年)	339件 (2021年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	3,059件 (2019年)	2,969件 (2021年)
	売春防止法違反検挙件数	443件 (2019年)	426件 (2021年)
	人身取引事犯の検挙件数	57件 (2019年)	55件 (2020年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数		8,944人 (2020年)	8,678人 (2021年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数		1,730件 (2018年度)	2,245件 (2020年度)
過去1年以内に配偶者からの暴力の被害を受けた者の割合(男女別)		男性：33.6% 女性：33.0% (2017年)	男性：32.0% 女性：32.0% (2020年)
配偶者からの暴力の被害を相談した者の割合(男女別)		男性：26.9% 女性：57.6% (2017年)	男性：31.5% 女性：53.7% (2020年)
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数		114,481件 (2018年度)	129,491件 (2020年度)
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数		82,207件 (2019年)	83,042件 (2021年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額		161,344千円 (2020年度)	131,128千円 (2021年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数		1,205市町村 (2020年10月)	1,276市町村 (2021年10月)
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数		2,814件 (2018年度)	2,758件 (2019年度)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数		1,998件 (2019年)	1,732件 (2021年)
婦人相談員の設置数		1,512人 (2019年度)	1,533人 (2020年度)
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数		7,639件 (2018年度)	6,337件 (2020年度)
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
20歳から34歳までの就業率		男女計：81.1% 男性：84.9% 女性：76.9% (2019年)	男女計：80.0% 男性：83.1% 女性：76.6% (2022年3月)
相対的貧困率(注7)	総務省「全国家計構造調査」	9.9% (2014年)	9.5% (2019年)
	厚生労働省「国民生活基礎調査」	15.4% (2018年)	15.4% (2018年)
男女間賃金格差(注4)		74.3 (2019年)	75.2 (2021年6月)
非正規・正規賃金格差(男女別)(注5)		男性：66.8 女性：70.2 (2019年)	男性：69.2 女性：72.2 (2021年6月)
非正規から正規への移動率(男女別)(注6)		男性：32.3% 女性：18.7% (2019年)	男性：27.9% 女性：18.6% (2021年)
大人1人と子供の世帯の相対的貧困率(注7)	総務省「全国家計構造調査」	47.7% (2014年)	57.0% (2019年)
	厚生労働省「国民生活基礎調査」(注8)	48.1% (2018年)	48.1% (2018年)
養育費を受け取っている母子世帯の割合		24.3% (2016年度)	24.3% (2016年度)
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合		95.1% (2018年度)	93.8% (2020年度)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合		96.6% (2018年度)	95.5% (2020年度)
ハローワークによるひとり親の正社員就職者の数 (男女別)		男性：1,526件 女性：27,288件 (2019年度)	男性：1,211件 女性：21,193件 (2020年度)
「共生社会」の用語・考え方の周知度		46.6% (2017年)	46.6% (2017年)
高齢者虐待の状況	判断件数	17,870件 (2018年度)	17,876件 (2020年度)
	延べ被害者数 (男女別)	男性：4,432人 女性：14,176人 不明：5人 (2018年度)	男性：4,770人 女性：14,232人 不明：8人 (2020年度)
高齢者の通いの場の参加率		5.7% (2018年度)	5.2% (2020年度)
障害のある雇用者に占める女性の割合		身体障害者：31.9% 知的障害者：26.0% 精神障害者：44.3% (2018年度)	身体障害者：31.9% 知的障害者：26.0% 精神障害者：44.3% (2018年度)
障害者虐待の状況 (注10)	判断件数	2,204件 (2018年度)	2,400件 (2021年度)
	延べ被害者数 (男女別)	男性：1,083人 女性：1,320人 (2018年度)	男性：1,192人 女性：1,473人 (2021年度)
在留外国人数 (男女別)		男性：1,425,043人 女性：1,460,861人 (2020年6月末)	男性：1,356,101人 女性：1,404,534人 (2021年12月末)
女性を被害者とする人権相談件数 (注10)		9,374件 (2019年)	6,497件 (2021年)
第7分野 生涯を通じた健康支援			
生活習慣病による年齢調整死亡率 (10万人当たり) (男女別) (注11)	がん (75歳未満)	男性：88.6 女性：56.0 (2018年)	男性：85.6 女性：54.9 (2020年)
	脳血管疾患	男性：98.2* 女性：59.9* (2019年)	男性：93.8 女性：56.4 (2020年)
	虚血性心疾患	男性：72.9* 女性：31.5* (2019年)	男性：73.0 女性：30.2 (2020年)
介護が必要となった主な原因が生活習慣病 (脳血管疾患、心疾患、糖尿病、呼吸器疾患、がん) である者の割合 (男女別)		男性：44.3% 女性：20.3% (2019年)	男性：44.3% 女性：20.3% (2019年)
肥満・やせの割合	20-60代男性の肥満者割合	35.1% (2019年)	35.1% (2019年)
	40-60代女性の肥満者割合	22.5% (2019年)	22.5% (2019年)
	20歳代女性のやせの割合	20.7% (2019年)	20.7% (2019年)
児童・生徒における痩身傾向児の割合 (注12)		1.9% (2019年)	3.2% (2020年)
出生1万人当たりNICU (新生児集中治療室) 病床数		34.8床 (2017年)	34.8床 (2018年)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数		320地区 (2019年4月1日)	310地区 (2021年4月1日)
人工妊娠中絶率 (女子人口1,000人当たり人工妊娠中絶実施件数)		6.4 (2018年度)	5.8 (2020年度)
10代の人工妊娠中絶率		4.7 (2018年度)	3.8 (2020年度)
20代の人工妊娠中絶率		11.8 (2018年度)	10.9 (2020年度)
30代の人工妊娠中絶率		8.4 (2018年度)	7.7 (2020年度)
各自治体における予期せぬ妊娠の相談窓口数		84箇所 (2020年.8.1)	84箇所 (2020年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率		93.3% (2018年度)	94.6% (2020年度)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
妊娠中の喫煙率・飲酒率		喫煙率：2.7% 飲酒率：1.2% (2017年度)	喫煙率：2.0% 飲酒率：0.8% (2020年度)
性感染症の定点当たり 報告数（男女別）	HIV/エイズ（注13）	男性：1,159人 女性：60人 (2019年)	男性：1,040人 女性：55人 (2020年)
	梅毒（注13）	男性：4,387人* 女性：2,255人* (2019年)	男性：3,902人 女性：1,965人 (2020年)
	性器クラミジア	男性：14.19件 女性：13.5件 (2019年)	男性：15.00件 女性：13.93件 (2020年)
	性器ヘルペス	男性：3.58件 女性：5.99件 (2019年)	男性：3.39件 女性：5.79件 (2020年)
	尖圭コンジローマ	男性：4.18件 女性：2.19件 (2019年)	男性：3.66件 女性：2.14件 (2020年)
	淋菌感染症	男性：6.58件 女性：1.77件 (2019年)	男性：6.85件 女性：1.79件 (2020年)
受動喫煙の機会を有する者の割合		行政機関：4.1% 医療機関：2.9% 職場：26.1% 家庭：6.9% 飲食店：29.6% (2019年)	行政機関：4.1% 医療機関：2.9% 職場：20.1% 家庭：6.9% 飲食店：29.6% (2019年又は2020年)
医療施設に従事する女性医師数		68,296人 (2018年)	73,822人 (2020年12月)
就業助産師数		36,911人 (2018年)	37,940人 (2020年)
院内助産所数・助産師外来数		1,215件 (2017年)	1,204件 (2020年10月)
専門的職業等に占める 女性の割合	歯科医師	23.8% (2018年)	24.8% (2020年12月)
	薬剤師	65.6% (2018年)	65.2% (2020年12月)
	日本医師会役員	6.5% (2020年)	6.5% (2021年11月)
	都道府県医師会役員	6.3% (2019年)	6.9% (2020年11月)
	日本歯科医師会役員	7.4% (2020年)	7.4% (2021年10月)
	都道府県歯科医師会役員	4.1% (2020年)	6.0% (2021年10月)
	日本薬剤師会役員	6.1% (2020年)	6.1% (2021年10月)
	都道府県薬剤師会役員	18.9% (2020年)	19.2% (2021年10月)
医療関係職業団体役員 に占める女性割合	全国団体（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会）	6.6% (2020年)	6.6% (2021年)
	都道府県組織（都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会）（注14）	10.7% (2020年)	11.5% (2021年)
運動習慣のあるもの20～64歳（男女別）		男性：23.5% 女性：16.9% (2019年)	男性：23.5% 女性：16.9% (2019年)
運動習慣のあるもの65歳以上（男女別）		男性：41.9% 女性：33.9% (2019年)	男性：41.9% 女性：33.9% (2019年)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進			
女性消防吏員のいない消防本部の数		178/726 (2019年度)	131/724 (2021年度)
女性消防団員のいない消防団の数		598/2,198 (2019年度)	530/2,198 (2021年度)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備			
有配偶のパートタイム労働者のうち、過去1年間に就業調整を行った者の割合(男女別)		男性：6.9% 女性：22.5% (2016年)	男性：6.9% 女性：22.5% (2016年)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施市区町村数		931市区町村 (2019年度)	956市区町村 (2021年3月)
地域子育て支援拠点事業		7,578か所 (2019年度)	7,735か所 (2021年3月)
バリアフリーの認知度		94.9% (2019年度)	94.2% (2021年度)
介護・看護の実施状況 (週全体平均)	行動者率(男女別)(注15)	男性：19.0% 女性：34.8% (2016年)	男性：19.0% 女性：34.8% (2016年)
	行動者平均時間(男女別)(注15)	男性：2時間32分 女性：2時間28分 (2016年)	男性：2時間32分 女性：2時間28分 (2016年)
訪問介護員と介護職員の離職率(合計)		15.4% (2019年度)	14.9% (2020年度)
女性の人権ホットライン相談件数		17,328件 (2019年)	13,847件 (2021年)
国、地方公共団体の苦情処理件数 (男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)		国：293件 地方公共団体：12件 (2017年度)	国：715件 地方公共団体：11件 (2020年度)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の推進			
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合(男女別)		男性：55.7% 女性：63.4% (2019年)	男性：55.7% 女性：63.4% (2019年)
「女性が職業を持つことに対する意識」における「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた者の割合(男女別)		男性：58.0% 女性：63.7% (2019年)	男性：58.0% 女性：63.7% (2019年)
初任者研修において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合		65.6% (2018年)	65.6% (2018年)
中堅教諭等資質向上研修において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合		34.5% (2018年)	34.5% (2018年)
大学(学部)進学率(男女別)(過年度高卒者等を含む。)		男性：56.6% 女性：50.7% (2019年)	男性：58.1% 女性：51.7% (2021年5月)
大学学部段階修了者の男女割合		男性：53.8% 女性：46.2% (2018年)	男性：53.5% 女性：46.5% (2019年9月)
大学(学部)からの大学院進学率(男女別)		男性：14.3% 女性：5.5% (2019年)	男性：14.6% 女性：5.9% (2021年5月)
大学院における社会人学生に占める女性の割合		37.4% (2019年)	37.1% (2021年5月)
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合		18.5% (2019年)	20.9% (2021年5月)
都道府県教育委員会委員に占める女性の割合		44.1% (2020年)	43.3% (2021年4月)
記者に占める女性の割合(日本新聞協会)		22.2% (2020年)	23.5% (2021年4月)
日本新聞協会役員に占める女性の割合		0% (2020年)	0% (2021年10月)
日本新聞協会加盟各社における新規採用の女性の割合		42.9% (2020年)	44.7% (2021年4月)
日本新聞協会加盟各社における管理職の女性の割合		8.0% (2020年)	8.6% (2021年4月)
日本新聞協会加盟各社役員に占める女性の割合		3.8% (2020年)	4.1% (2021年4月)
日本放送協会における新規採用の女性の割合		47.2% (2020年)	51.6% (2021年)
日本放送協会における管理職の女性の割合		10.1% (2020年)	11.5% (2021年)
日本放送協会役員に占める女性の割合(注16)		25.0% (2020年)	20.8% (2021年10月)

項 目		計画策定時の数値 (令和2 (2020) 年12月1日時点)	最新値
日本民間放送連盟役員に占める女性の割合		0% (2020年)	0% (2021年10月)
日本民間放送連盟加盟各社における新規採用の女性の割合		38.7% (2020年)	41.3% (2021年7月)
日本民間放送連盟加盟各社における管理職の女性の割合		15.0% (2020年)	15.3% (2021年7月)
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献			
国際機関等	国連関係機関の専門職以上の日本人職員に占める女性の割合	62.5% (2020年)	62.4% (2020年12月)
	国連関係機関の幹部職の日本人職員に占める女性の割合	51.1% (2020年)	51.1% (2020年12月)
国際機関等	主な国際機関等の日本人職員に占める女性の割合 (注17)	53.8% (2020年)	54.4% (2021年)
IV 推進体制の整備・強化			
男女共同参画に関する条例の策定割合		都道府県：97.9% 市区：60.9% 町村：18.3% (2020年)	都道府県：97.9% 市区：61.3% 町村：18.1% (2021年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率		都道府県：100% 市区：82.5% 町村：37.7% (2020年3月)	都道府県：100% 市区：92.9% 町村：51.9% (2022年3月)

(注1) 計画策定時(2020年12月25日)の党名は「NHKから自国民を守る党」。2021年2月5日より「NHK受信料を支払わない方法を教える党」、2021年5月17日より「古い政党から国民を守る党」、2021年6月28日より「嵐の党」、2021年7月21日より「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」、2022年1月20日より「NHK受信料を支払わない国民を守る党」、2022年4月25日より「NHK党」へと党名が変更。

(注2) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

(注3) 配偶者出産後2か月以内に半日又は1日以上休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。

(注4) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額。

(注5) 一般労働者、男女別の平均所定内給与額について、正社員・正職員を100とした場合の正社員・正職員以外の値。

(注6) 総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した役員を除く雇用者で前職が非正規の職員・従業員である者のうち、現職が正規の職員・従業員である者の割合。

(注7) 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額に満たない世帯員の割合。

2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準(新基準)に基づいて算出した「相対的貧困率」は11.2%(2019年、全国家計構造調査)、15.7%(2018年、国民生活基礎調査)、「大人1人と子供の世帯の相対的貧困率」は53.4%(2019年、全国家計構造調査)、48.3%(2018年、国民生活基礎調査)である。

(注8) 子供がいる現役世帯のうち大人が1人の相対的貧困率。

(注9) 障害者虐待防止法に規定する養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による虐待の数値。

(注10) 暴行・虐待、差別待遇、強制・強要、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーの5類型に該当するもの。

(注11) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率は、平成27年モデル人口を用いて算出している。

(注12) 16歳(高校2年生)の女子の割合を用いる。

(注13) HIV/エイズ及び梅毒については全数調査を行っている。

(注14) 都道府県医師会は、記載年の前年の値で算出。

(注15) 行動者率は、15歳以上でふだん家族を介護している人(ふだんの状態がはっきり決められない場合は、1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とした。)のうち、調査当日に実際に介護・看護を行った人の割合。

行動者平均時間は、調査当日に実際に介護・看護を行った人の平均時間。

(注16) 会長・副会長・理事に経営委員を加えたもの。

(注17) 41機関中1機関のみ記載年の前年末の値で算出。

*計画策定後、所要の修正を行ったもの。

男女共同参画白書 (令和4年版)

令和4年6月14日発行

編 集 内 閣 府
男 女 共 同 参 画 局
〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

電話 03 (5253) 2111

発 行 勝 美 印 刷 株 式 会 社
〒113-0001

東京都文京区白山1-13-7

アクア白山ビル5階

電話 03 (3812) 5201

落丁、乱丁本はお取り替えいたします。

